地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係 (第一章関係)

一 災害対策基本法の一部改正 (第一条関係)

1 都道 府県防災会議 の都道府県地 域防災計 画 の作成又は修正に係る内閣総理大臣 ^ の協議を報告とす

ること。

2 内閣総理大臣は、 都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴く

ŧ のとし、 必要があると認めるときは、 都道府県防災会議に対し必要な助言又は勧告をすることがで

きるものとすること。

3 都道 足府県相下 互 間地域防災計画の作成又は修正について所要の規定の整備を行うこと。

一 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正(第二条関係)

基本 計 画におい て定めるものとして掲げてい · る事<sup>-</sup> 項の一部について努力義務化すること。

三 内閣府設置法の一部改正 (第三条関係)

1 内閣府の所掌事務として、次のイ及び口を規定するものとすること。 (内閣府設置法(以下三にお

いて「法」という。)第四条関係)

1 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関す

る事務をつかさどること。

口 地 域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行

政 機 関 の事 務 0) 連絡調整に関する事務をつかさどること。

内閣府に、 重要政策に関する会議として、 地域主権戦略会議(以下「会議」という。)を置くもの

とすること。 (法第十八条関係 2

3 会議 の所掌事務等 (法第二十五条の二関係)

1 会議 は、 次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

1 内閣 総 理大臣の諮 問に応じて、 地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関

する重要事 項につい て調査審議すること。

口 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、 地域主権改革に関連する重要事項であって地方

公共団体の権限又は財政に著しい影響を及ぼすものについて調査審議すること。

ハ イ及びロに規定する重要事項に関し、それぞれイ又はロに規定する大臣に意見を述べること。

= イ及びロに規定する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

口 地域主権改革担当大臣は、 その掌理する事務に係るイイに規定する重要事項について、 会議に諮

問することができるものとすること。

会議は、 地 域主権改革担当大臣が掌理する事務に係るイイに規定する重要事項に関し、

地域主権

改革担当大臣に意見を述べることができるものとすること。

会議は、議長及び議員十五人以内をもって組織するものとすること。

5 議長 (法第二十五条の四関係)

4

イ 議長は、内閣総理大臣をもって充てるものとすること。

ロ 議長は、会務を総理するものとすること。

6 議員(法第二十五条の五関係)

イ 議員は、次に掲げる者をもって充てるものとすること。

イ 内閣官房長官

(法第二十五条の三関係

口 地域主権改革担当大臣

ハ イ及び 口に掲げる者のほか、 国務大臣のうちから、 内閣総理大臣が指定する者

= ハに定めるもの 0 ほ か、 関係する国 の行政機関の長のうちから、 内閣 総理大臣が指定する者

ホ 地域 主権 改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、 内閣総理大臣 が任命す

る者

口 議長は、 イイからハまでに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、 議案を限って、 議員と

して、臨時に会議に参加させることができるものとすること。

イニ及びホに掲げる議員は、 非常勤とするものとすること。

7 6 0) イホに掲げる議 員 の任期は、三年とするものとすること。 ただし、 補欠の議員の任期は、 前任

者 の残任期間とするものとすること。 (法第二十五条の六関係)

8 事務局(法第二十五条の七関係)

1 会議に、その事務を処理させるため、 事務局を置くものとすること。

ロ 事務局に、事務局長その他の職員を置くものとすること。

9 1 = 口 ハ 料 資料 が であ されていない職 きるものとすること。 会議 指 の提出、 事 会議は、 事務局長は、 0 提 務局 名する者をもって充てるものとすること。 て審 は、 出 長 の要求等 その その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 は 議 意見の開陳、  $\mathcal{O}$ 関係のある国会法第三十九条本文に規定する国会議員がその職を兼ねることを禁止 対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、 所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、イに規定する者以外の者 議長の命を受けて、 (内閣 (法第二十五条の 総理大臣その他の国務大臣を除く。) 説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。 局務を掌理するものとすること。 八 関 係 を占める者のうちから、 必要な協力を依頼することがで 関係行政機関の長に対し、 内閣総理大臣

第二

総務省関係

(第二章関係)

10

3

カゝ

ら9までに定めるもののほ

か、

会議

の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、

政令で定

8

るものとすること。

(法第二十五条の九関係)

資

消防組織法の一部改正 (第四条関係)

消 防 の広 域化に 関する推 進計 画 の策定について努力義務化し、 その内容について例示化すること。

二 地方公務員法の一部改正 (第五条関係)

人 事 委員 会  $\mathcal{O}$ 職 階 制 に 適 合する給 料 表に関する計 画 の 立 案に係る規定を削除すること。

三 地方公営企業法の一部改正 (第六条関係)

1 利 益  $\mathcal{O}$ 処分に伴う減債 積立金等の積立義務を廃止 Ļ 減債積立金等の使途に係る規定、 資本剰余金

 $\mathcal{O}$ 源 泉別 の積立に係る規定及び資本剰余金 の使途に係る規定を削除 Ļ 条例の定めるところによ り、

又は 議 会 の議決を経て、 利益及び資本剰余金を処分できることとする、 並びに議会の議決を経て、 資

本金の額の減少を行うことができることとすること。

2 欠 損  $\mathcal{O}$ 処 理  $\mathcal{O}$ 規定のうち繰越 L に係る政令委任規定を削 除すること。

3 企業団の監査委員の定数に係る規定を削除すること。

辺地 に係る公共的施設 の総合整備の ための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正 (第七条関係

兀

1 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村に対する、 総合整備計画の策定の義務付

けを「できる」規定化すること。

2 総合整備 計 画  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 に ついて例示化及び努力義務化すること。

3 総 合整備 計 画  $\mathcal{O}$ うち例示化及び努力義務化した事項に関する、 都道府県知事との協議 の義務付けに

係る規定を削除すること。

4 総合整備計 画に関し、 都道府県が協力して講じようとする措置の計画の策定の義務付けを努力義務

化すること。

五 石油コンビナート等災害防止法の一部改正 (第八条関係)

石油 コンビナー ト等防災 八計画  $\mathcal{O}$ 部につい て例示化及び努力義務化すること。

第三 文部科学省関係 (第三章関係)

一 学校教育法の一部改正 (第九条関係)

市 町 村 の設置する幼稚 嵐 0 設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を不要とするとともに、 市町

村が当該設置廃止等を行おうとするときは、 あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならない

ものとすること。

二 文化財保護法の一部改正 (第十条関係)

地 方 公共団体が、 玉  $\overline{\mathcal{O}}$ 所有に属し、 又は[ 玉 の機関が占有する土地を発掘する際の、 関係各省各庁の長

その他の国の機関との協議に係る規定を削除すること。

三 へき地教育振興法の一部改正 (第十一条関係)

都道府県は、 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について、へき地学校等を文部科学省令で定め

る基準を参酌して条例で指定するものとするとともに、 へき地手当の月額等について、 文部科学省令で

定める基準を参酌して条例で定めるものとすること。

兀 地方教育行政の 組 織及び運営に関する法律の一部改正 (第十二条関係)

市 町 村  $\mathcal{O}$ 教 育委員 、会が、 その 所管に属する学校 (その職員のうちに県費負担教職員である者を含むも

0) に限る。) について、 学校運営協議会を置く学校の指定を行おうとする際の、 都道府県教育委員会と

の協議に係る規定を削除すること。

第四 厚生労働省関係 (第四章関係)

児童福祉法の一部改正 (第十三条関係

1 指 定 知 的障害児施設 等

1 都道. 府県 は 指定知: 的 障害児施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準

を条例で定め るものとすること。

口

1

Ò 条例を定めるに当たっては、 次に掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準に従

定めるものとし、その他の事項については、 厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。

1 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

口 指定知的 障害児施設等に係る居室及び病室の床 面 積その他指定知的 障害児施設等 の設備に関

る事 項であっ て障害児の 健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定め るも  $\mathcal{O}$ 

ハ 指定, 知 的 障 害児: 施 設等  $\mathcal{O}$ 運 営 I に 関 す る事 項であ 0 て、 障 宇児 の保 護者 のサ ピ ス  $\mathcal{O}$ 適 切 な 利用

0) 確 保 並 び に · 障害! 児  $\mathcal{O}$ 適切 な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして

厚 生 労働省令で定めるもの

7

1 都道 府県 は、 児童! 福 1社施設 の設備及び運営について、 条例で基準を定めるものとすること。

口 1  $\mathcal{O}$ 条例、 を定めるに当たっては、 次に 掲 げげ ,る事 項に つい て は、 厚生労働 省令で定める基準に従い

定め るも のとし、 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 *\* \ 7 は、 厚生労働 省令で定め る基準 中を参酌、 するも のとすること。

1 児 童 福 祉 施 設に 配 置 す る 従業者及 及 び そ  $\mathcal{O}$ 員 数

口

児

童

福

祉

施

設

に

係

る居

室

及

び

病

室

 $\mathcal{O}$ 

床

面

積

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

児

童

福

祉

施

設

 $\mathcal{O}$ 

設

備

に

. 関

す

うる事

項であ

0

て児

童  $\mathcal{O}$ 健 全な 発達に密 接に 関連す うるも のとして厚生 -労働省4 I 令で: 定 め Ś t

 $\mathcal{O}$ 

児童! 福 祉 施 設 0 運 営に関する事項であって、 児 童 (助 産施 設 に あ っては、 妊産婦) の適 切 な 処

ハ

遇

O

確

保

及

び

秘

密

 $\mathcal{O}$ 

保持、

妊

産

婦

の安全の

確保並

びに児童

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

健全な発達に密接に関

連するも

のと

L 7 厚生労 働 省令 で 定め る ŧ  $\mathcal{O}$ 

3 そ  $\mathcal{O}$ 他 所 要 0) 改 正 を行 うこと。

医 療 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正 ( 第 + 兀 条 関 係

1 医 療 計 画 に定 め うるも  $\mathcal{O}$ とされてい る事 項 のうち、 地 域 医療支援病院  $\mathcal{O}$ 整 備  $\mathcal{O}$ 目 [標その 他 医 療 機 能 を

考慮した医療提供施設 の整備の  $\mathcal{O}$ 目標に関する事 項及び医療提供体制  $\mathcal{O}$ 確 保 に関 必 要な事項に つい 7

は、医療計画に定めるよう努めるものとすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

三 老人福祉法の一部改正 (第十五条関係)

1 都 道 府県 は、 養 護老 人 ホ ]  $\Delta$ 及 び 特別 養護老人ホ ムの 設備 及び運営について、 条例で基準を定め

るものとすること。

2 1 0) 条例を定めるに当たっては、イ~ハに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準に従

11 定めるものとし、 ニに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの

とし、 その 他 事 項については、 厚生労働省令で定める基準 を参酌するものとすること。

イ 養護老-人ホ ム及び 特別養護老 人ホ A に配置さ する職員及びその 員数

口 養 護 老 人 ホ  $\Delta$ 及 CK 特別 養護 老 人ホ 7 に 係 る居 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

ハ 養護 老 人ホ  $\Delta$ 及 び 特別 養護老 人 ホ 7  $\mathcal{O}$ 運営 に 関 す る 事 項で あって、 入所する老 人の 適切 がな処

遇及び 安全の 確保並 び に · 秘密 0 保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

ニ 養護老人ホームの入所定員

兀 職業能力開発促進法の一部改正 (第十六条関係)

1 都道 府県は、 職業訓 練 のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるものについては、

公共 職 業能 力開 発施設 以外 (T) 施設に お いても行うことができるものとすること。

都 道 府県 又 は 市 町 村 は 厚生労働 省令で定め る要件を参 酌 して条例で定める職 業訓 練 を実施を するた

2

 $\Diamond$ 必要が あるときは、 他  $\mathcal{O}$ 施 設に より 行 わ ħ る教育 訓 練を公共 八職業能· 力開 発施設 0) )行う職業 業訓 練とみ

なして行うことができるものとすること。

五. 林業労働力の確 保の促進に関する法律の一 部改正 (第十七条関係)

都 道 府 県 知事 が、 林業労働 力  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ 促進 に 関する基本計 画を定め、 又は変更しようとするに際し必

要な農林 水産大臣 及 び厚生労働大臣 ^  $\mathcal{O}$ 協 議 を 廃 止 Ļ 都道 府 県知 事 は、 基本 計 画を定め、 又は 変更し

ようとするときは、 あら カュ  $\Gamma$ め、 林 業 労働 力  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ 促 進に . 関 す Ź 法 律 第四 条 第二 項第三号及び )第四号

に掲 げる事 項に係る る部分を農林 水 産 大 臣及び厚生労働大臣に報告しなければ ならないものとすること。

六 介護保険 法  $\mathcal{O}$ 部 改正 (第十八条関 係

1 基準 該当居宅サービ ス

1 都道府県は、 基準該当居宅サー ビスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準

を条例で定めるものとすること。

口 イ  $\mathcal{O}$ 条 例 を定めるに当たっては、イ~ ハに掲げる事 項に つい て は、 厚生労働省令で定める基準に

従 V 定め るも 0) とし、 ニに掲げる事 項 に 0 1 ては、 厚生労働省令で定め る基準 を標準として定める

t  $\mathcal{O}$ そ 0 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に つ ĺ١ て は、 厚生労働省令で定め る基準 を参 酌 するものとすること。

1 基準該当居宅サー ビスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者  $\overline{\mathcal{O}}$ 員数

ロ 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積

ハ 基準該当居宅サ ビス 0 事 業  $\mathcal{O}$ 運営に 関する事 項であって、 利 用する要介護者のサ ピ こスの適

切 な利用、 適 切 な 処 遇 及 び安全  $\overline{\mathcal{O}}$ 確保 並 び )に秘: 密  $\mathcal{O}$ 保持等に密接に関連するものとして厚生労働

省令で定めるもの

ニ 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

2 基準該当介護予防サービス

1 都道府県は、 基準該当介護予防サー ビスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する

基準を条例で定めるものとすること。

口 1 () () 条例を定めるに当たっては、イ~ハに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準に

従い 定めるものとし、 ニに掲げ げる事 項に つ 7 て は、 厚生労働省令で定める基準を標準として定める

Ł 0 その 他  $\mathcal{O}$ 事 項 E 0 7 て は、 厚生労働省令で定め る基準を参酌するも のとすること。

1 基 準 該当介 護予 防 サー ピ スに 従 事 す る従業者 に 、係る基準 準 及び当該従業者  $\mathcal{O}$ 員

数

ロ 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

ハ 基準該当介護予防サー Ŀ, スの 事業の運営に関する事項であって、 利用する要支援者のサー

0) 適切な利 用、 適 切 な処遇及び 安全の 確保並びに 秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生

労働省令で定めるもの

ニ 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

3 指定居宅サービス

1 都道· 府県は、 指定居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条

例で定めるものとすること。

ビス

イの条例を定めるに当たっては、 イ〜ハに掲げる事項につい ては、 厚生労働省令で定める基準に

口

従 į, \ 定めるものとし、 ニに掲げる事 項に ついては、 厚生労働省令で定める基準を標準として定める

Ł 0 その 他  $\mathcal{O}$ 事 項に つ V) 7 は、 厚生労働省令で定め る基準を参酌するも のとすること。

1 指定居宅 サ ピ ス に従事 する従業者に · 係 る基 準 及 び当は 該 従 業者  $\mathcal{O}$ 員 数

口 指定居 宅 サ ピ ス 0 事 業 に 係る居室、 療 養 室 及 び 病 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

ハ 指定居宅 サー ピ ス 0 事 業 0 運営に関する事項であって、 利用する要介護者 のサー

利用、 適切な処遇及び安全の確保並 びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令

で定めるもの

ニ 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

4 指定地域密着型サービス

1 市 町 村 は、 指 定 地 域 密 着 型サ ピ スに従事する従業者等の基準並 びに 1設備7 及び運営に関す る基準

を条例で定めるものとすること。

口 1 0 条例を定めるに当たっては、 イ〜ニに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準に

ビスの

適切な

従い定めるものとし、 ホに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準を標準として定める

ŧ 0 とし、 そ 0 他 の事 項につい ては、 厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。

1 指定地域 密 1着型サ ] E スに従事する従業者に係 ぶる基準で 及び 当該 従業者  $\mathcal{O}$ 員 数

口 指 定 地 域 密 着型サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 に係 る 居 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

ハ 小 規 模多 機 能型 居 宅 介 護 及 び 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護  $\mathcal{O}$ 事 業 に係 る利 用定員

=

指定地域

密着型サー

ピ

ス

の事

業の

運営に関する事項であって、

利

用

又は入所する要介護者

のサ

ピ スの適 切な利用、 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密 の保持等に密接に関連するものとし

て厚生労働 省令で定める Ł  $\mathcal{O}$ 

ホ 指 定地 域 密 着型サ ピ ス 0) 事 業 (第三号に規定する事業を除く。 に係 る利用定員

5 指 定介 護 老 人 福 祉 施 設

1 都 道 府 県 は 指定 介 護 福 祉 施 設 サ ĺ ピ スに従事 す る従業者等 Ò 基準 並びに指定介護老 人福 祉 施 設

 $\mathcal{O}$ 設 備 及び 運営に関 する基準を条例で定めるものとすること。

口 1 0 条例を定めるに当たっては、 イ〜ハに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準に

従い定めるものとし、 その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。

1 指定介護福祉施設サー ビスに従事 する従業者及びその員数

口 指定介護老人福 祉 施設に係る居室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

老

設

 $\mathcal{O}$ 

営

に

関

す

つって、

のサ

ĺ Ľ

スの適

切な利

ハ 指定 介護 人福 祉 施 運 る事 項であ 入所する要介護者

用、 適 切 な 処 遇 及び安全  $\mathcal{O}$ 確 保並びに ·秘密 の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定

めるもの

6 介護老人保 健施設

1

都道 府県は、 介護支援専門員及び介護その他 の業務に従事する従業者等の基準並びに介護老人保

健 施 設  $\mathcal{O}$ 設備 及び運営に関する基準を条例で定めるものとすること。

口 1 0 条 例 を定め るに当たっては、 イ及び 口 に掲 げげ る事 項については、 厚生労働 省令で定め る基準

に 従 1 定めるものとし、 その他に 0 V ては 厚 生労働 省令で定める基準 · を参 酌 するものとすること。

1 介護支援専門員及び介護その 他 !の業務に従事する従業者並びにそれらの 員数

口 介護老人保健施設の運営に関する事項であって、 入所する要介護者のサー ピ スの適切な利用、

適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定める

も の

7 指定介護療養型医療 施 設

1 都道 府 県 は 指定 介 護 **肾養施**₽ 設サー ピ スに従事する従業者等の基準 並びに指定介護療養施 設 の設

備 及 び 運 営に 関 する基準 -を条例 で定めるものとすること。

イの条例を定めるに当たっては、イ~ハに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準に

その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。

口

従

い定めるものとし、

1 指定介護療養施 設サー -ビスに 従事する従業者及びその員数

口 指定介護 **寮養型** 医 療施設に係る病室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

ハ

利 用、 指定 適切 介護 療 な 処 養型 遇 及び安全 医 療 施 設  $\overline{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 運 確保並びに 堂に関う す うる事 秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で 項であって、 入院する要介護者  $\mathcal{O}$ サ ス 0 適 切な

ĺ ピ

定めるも  $\mathcal{O}$ 

指定介護予防サービス

8

1 都道府県は、 指定介護予防サー ビスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準

を条例で定めるものとすること。

口 イ  $\mathcal{O}$ 条 例 を定めるに当たっては、 イ 〜 ハに掲げる事 項に つい て は、 厚生労働省令で定める基準に

従 7 定め るも 0) とし、 ニに掲げ げる事 項 に つ 1 て は 厚生労働省令で定め る基準 を標準として定める

t  $\mathcal{O}$ そ 0 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 V て は、 厚生労働 省令で定め る基 準 を参 酌 す るも のとすること。

1 指定介護予防サ ĺ ピ スに従事する従業者に係る基準及び当該従業者  $\bar{O}$ 員数

口 指定介護予防サ ピ ス の事業に係る居室、 療養室及び病室  $\overline{\mathcal{O}}$ 床 面 積

ハ 指定介護 予 · 防 サ ピ ス 0 事 業  $\mathcal{O}$ 運営に 関する事 項であ って、 利 用する要介護者のサ ピ ス への適

切 な利用、 適 切 な 処 遇 及 び安全  $\overline{\mathcal{O}}$ 確 保 並 び )に秘: 密  $\mathcal{O}$ 保持等に密接に関連するものとして厚生労働

省令で定めるもの

ニ 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

9 指定地域密着型介護予防サービス

1 市 町村は、 指定地域密着型介護予防サー ビスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関

する基準を条例で定めるものとすること。

口 1 . О 条例を定めるに当たっては、イ~ニに掲げる事 項については、 厚生労働省令で定める基準に

従 V 定めるも のとし、 ホに掲げ げる 事 項 に つ 7 て は、 厚生労働省令で定め る基準 を標準として定める

ŧ Ō その 他  $\mathcal{O}$ 事 項 E つ 7 て は 厚生労働省令で定め る基準を参酌す るも のとすること。

イ 指定 地 域 密 着型 介 護予 防 サ ピ ス に 従 事 する従業者 に 係 る基準 準 及び当該従業者の 員

口 指定地域 密着型介護予防サー ピ こスの事 業に係る居室 0) 床 面

ハ

介護予防

小規模多機能型居宅介護及び介護予防認

ĺ

積

= 指定地: 域 密着型介護予 防サ - ビスの1 事 業  $\mathcal{O}$ 運営に関する事 項であって、 利用する要支援者のサ

知症

対応型通所介護の事業に係る利用定員

ピ ス 0) 適 切 な利 用 適切 な処遇及び安全の 確 保 並 がに秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に密接に関連するものとして

厚生労働 省 令で定め るも  $\mathcal{O}$ 

ホ 指定 地 域 密 着型. 介 護 予 防 サ ビスの事業 (第三号に規定する事業を除く。) に係る利用定員

10 そ  $\mathcal{O}$ 他 所要 0 改正を行うこと。

七 障害者自立支援法の一 部改正 (第十九条関係

1 基準該当障害福祉サー ビス

イ 都道 府 県 は、 基準 該当障害福 祉 サー ビスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する

基準 を条例で定める ŧ のとすること。

口

イ

 $\mathcal{O}$ 

条例

を定めるに当たっては、イー

従 1 定  $\Diamond$ るも 0) とし、 = に 掲げ る 事 項 に つ 1 て は、 厚生労働 省令で定め る基準 を標準として定め る

ハに掲げる事

項

に

0

7

ては、

厚生労働省令で定める基

準

に

t 0 その 他 の事 項に 0 V ては、 厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。

1 基準該当障 害福 祉 サ ピ スに従事 す る従業者及びその員数

口 基準 該当: 障 害福 祉 サー ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 、業に係る居室及び 病室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

ハ 基準 該当 障 害 福 祉 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 運 足営に関う す る事 項 で あって、 障害者又は障害

児

0

保護者

 $\mathcal{O}$ 

サ ビ ス 0 適 切 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保、 障 害者: 等 0 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 秘 密  $\mathcal{O}$ 保持等に密 接 に関 連 す くる も のと

て 厚 生労 働 省令 で 定め る Ł  $\mathcal{O}$ 

= 基 準 該当 障 害 福 祉 サー ピ ス 0 事業に係る利用定員

指定障害福 祉 サー Ė ス

2

都道府県は、 指定障害福祉 サー ビスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準

を条例で定めるものとすること。

1

口 イ  $\mathcal{O}$ 条 例 を定める に当たっては、 イ 〜 ハに掲げる事 項に つい て は、 厚生労働省令で定める基準に

従 1 定め る Ł  $\mathcal{O}$ とし、 ニに掲げ げ る事 項 に 0 1 て は 厚生労働省令で定め る基準 を標準として定める

t  $\mathcal{O}$ そ 0 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 ۲, て は、 厚生 一労働 省令 で定め る基準 を参酌するものとすること。

イ 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

ロ 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

ハ 指定障 害 福 祉 <u>.</u>サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 運営に 関する事 項で あ って、 障害者又は障害児の 保 護者  $\mathcal{O}$ サ

ピ ス  $\mathcal{O}$ 適 切 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保、 障 害 1者等  $\mathcal{O}$ 適 切 な処遇 及び安全の 確保並 びに秘究 密 の保持等に密接 に関

連するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 指 定 障 害 福 祉 サ ピ ス 0 事 業に係る る利 用定員

3 指定障害者支援施設等

1 都道. 府県は、 指定障害者支援施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準

を条例で定めるものとすること。

口 1 () () 条例を定めるに当たっては、 次に掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準に従い

定め るものとし、 その 他  $\mathcal{O}$ 事 項に つ いて は、 厚生労働 省令で定める基準を参酌するものとすること。

1 施 設 障 害 福 祉 サ ] ピ ス に 従事 する従業者及び そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 員数

ロ 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積

ハ 指定障害者支援施設等  $\mathcal{O}$ 運営に関する事項であって、 障害者のサービスの適切な利用、

処遇及び安全の確保並びに秘密 の保持 に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるも  $\mathcal{O}$ 

障害福: 祉サー ピ ス事 業、 地域活 動支援センター 及び福祉 ホ Ż

4

1 都道 府県 は 障 害: 福 祉 サ ĺ ピ ス 事 業、 地 域 活 動支援センター - 及び福: 祉 ホ ] A 0 設備 及び 運営に

いて、条例で基準を定めるものとすること。

口 イ  $\overset{\cdot}{\mathscr{O}}$ 条 例 を定めるに当たっては、 イ 〜 ハに掲げる事 項に ついては、 厚生労働省令で定め る基準 準 に

従 11 定めるものとし、 ニに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準を標準として定める

ŧ のとし、 その他の事項については、 厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。

適切な

1 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター及び福祉ホ

ームに配置する従業者及びその員数

口 障 |害福: 祉 サ ] Ė ス 事 業に係る居室及び 病室 の床 面 積 並 びに福祉 ホ 7 に係る居室 の床 面

積

ノヽ 障 害 福 祉 サ ピ ス 事 · 業  $\mathcal{O}$ 運 営に 関 す る事 項で あ 0 て、 障 害 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 処遇 及び 安全  $\mathcal{O}$ 確 保 並 び

及び福祉 ホー ムの 運営に関する事項であって、 障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に に

秘

密

0)

保

持

に密

接

に

関連するものとして厚生労働省令

で定め

る

ŧ

0)

並

びに

地域

活

動

支援

セ

ンタ

関連するも のとして厚生労働省令で定めるも

= 障 | 害福: 祉 サービ ス事業、 地域 活動支援センター 及び福祉 . ホ ] ムに係る利用定員

障害者支援施設

5

イ 都 道 府 県 は 障害者支援 施設  $\mathcal{O}$ 設備! 及び 運 堂営に つい て、 条 例 で基準 を定めるものとすること。

口 1 0 条例、 を定めるに当たっては、 イ 〜 ハに掲げ る事 項に ついて は、 厚生労働省令で定める基準 に

従 1 定めるものとし、 ニに掲げる事項については、 厚生労働省令で定める基準を標準として定める

ŧ のとし、 その他の事項については、 厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。

イ 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数

ロ 障害者支援施設に係る居室の床面積

ノヽ 障害者支援施設  $\mathcal{O}$ 運営に関する事項であって、 障害者 の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密

の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

ニ 障害者支援施設に係る利用定員

6 その他所要の改正を行うこと。

八 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正 (第二十条関係

定める要件に適合して

**,** \

る旨

の都

道

府県知·

事

(保育)

所

に係る

る

認

可

そ

の他の

処分をす

んる権

限

に

· 係

る

事務

1 幼 稚 園又は保育所等 ( 以 下 「施設」 という。 の設 置者 は、 その設置する施設 が都道府 県の 条 例 で

を都 道 府 温泉知事  $\mathcal{O}$ 委任 を受けて当該 都道 府 県  $\mathcal{O}$ 教育委員会が行う場合等に あっては、 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 教育

委員会。 以下同 ľ の認定を受けることができること。 その際、 条例で定める要件は、 次に 掲げる

基準に従い、 かつ、 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備 及び運営に関する基

準を参酌して定めるものとすること。

1 該 施 設が 幼稚 慰 で ある場合にあっては、 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく

教 育 を行うほ か、 当該 教育  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 時 間  $\mathcal{O}$ 終了 後、 当該幼 稚 園 ...に在籍している子どものうち保育に

欠ける子どもに対する保育を行うこと。

口

当

該

施

設

が

保育所等

である場合にあっては、

保育に欠ける子どもに対する保育を行うほ

か、

保育

に 欠ける子ども以外の満三歳以上の子ども (当該施設が保育所である場合にあっては、 保育  $\mathcal{O}$ 実施

に 対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。) を保育し、 か つ、 満三歳 以

上 の子どもに対 し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

子育て支援 事業を、 保護 渚 の要請に応じ適切に · 提 供 ľ 得 る体制 の下 で行うこと。

2 幼 稚 亰 及 び 保 育 所等  $\mathcal{O}$ それぞ れ  $\mathcal{O}$ 用に 供 され る建 物 及び そ  $\mathcal{O}$ 附 属 設 備 が 体 的 に 設置 っ され てい る場

合に おけ . る当: 該 幼 稚 遠 及 び 保育 所等 ( 以 下 幼 保連 携 施設」 とい う。 0) 設置者 は、 そ  $\mathcal{O}$ 設 置す る幼

保連 携 施設 が 都 道 足府県  $\mathcal{O}$ 条例で定める要件に適合してい ,る旨 の都道府県 知 事の認定を受けることが で

きること。 その際、 条例で定める要件は、 次に掲げる基準に従い、 か つ、 文部科学大臣と厚生労働大

臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとすること。

イ次のいずれかに該当する施設であること。

1 当該幼保連 |携施設を構成する保育所等において、 満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十

三条各号に掲げる目 標が 達成されるよう保育を行い、 カュ つ、 当該! 保育を実施するに当たり当該

保 連 携施 設 を構 成す る幼 稚 遠 との 緊密 な連 携協· 力体 制 が 確保されていること。

口 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構

成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

口

子育て支援事業を、

保護者

の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 認定こども園である旨の表示に係る規定を削除すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

第五 農林水産省関係 (第五章関係)

一 農業改良助長法の一部改正 (第二十一条関係)

都道府県が協同農業普及事業の実施に関する方針を定め、 又は変更するに際し必要な農林水産大臣

の協議を廃止すること。

二 森林病害虫等防除法の一部改正(第二十二条関係)

1 都 道 府 泉知事 が 都道· 府 県防 除 実施 基準を定め、 又は 変更するに際 し必 要な農林 水産大臣 へ の 協議を

廃 止 Ļ 都 道 府 県 知事 は 同 基 準 を策定 Ļ 又は変更し たときは農 林 水 産 大臣 に 報告す るもの

ر ح ا

2 都 道 府県知事 が高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、 又は変更するに際 L 必 要

な農林水産大臣 への同意を要する協議を廃止 Ļ 都道 府県知事 が当該区域を指定し、 又は変更し たと

きは農林 水産大臣に報告するものとすること。 ただし、 特定原因 病害虫に より都道府県  $\mathcal{O}$ 区域 内 · に 発

生してい る被 害 1が当該 都 道 府県 の区 域を越えて拡大するおそ れ が ある場合として農林水 産省令で定め

る場合には、同意を要する協議を要するものとすること。

三 漁港漁場整備法の一部改正 (第二十三条関係)

市 町 村 長 文は 都 道 炉府県. 知 事 が 漁 港  $\mathcal{O}$ 区 域を指定し、 又は変更するに際し必要な農林水産大臣  $\mathcal{O}$ 認 可 を

廃止し、 市町村長又は都道府県知事 は、 漁港 の区域を指定し、 又は変更したときは農林水産大臣に報 告

するものとすること。

四 農山漁村電気導入促進法の一部改正 (第二十四条関係)

都 道 府 県知事 による電 気導入 計 画  $\mathcal{O}$ 策定義務を廃止 Ļ 都道 府 県知事が 同 計画を策定することができ

るものとすること。

五. 農 業 振 興 地 域 0 整 備 に関する法律の一 部改正 (第二十五 条関係)

1 都道 府県知事 が農業振興 地域整備基本方針のうち農業生産 の基盤 の整備及び開発等に関する基本的

な事項を定めるに際し必 要な農林水産大臣 への協議を廃止すること。

2 市 町 村 が農業振 興地 域 整備 計 画 のうち農業生産 の基盤の整備 及び開発等に関する事項を定めるに際

し必要な都道府県知事への協議を廃止すること。

第六 経済産業省関係 (第六章関係)

小 規模企業者等 ;設備導; 入 ) 資 金 助 成法の一 部改正 (第二十六条関係)

小 規模企業者等設備導入資金貸付事業を行おうとする都道府県による事業計画の作成等に係る規定を

削除すること。

中小企業団体の組織に関する法律の一部改正(第二十七条関係)

主務大臣による協業組 合 の認可、 命令等に係る経済産業大臣 へ の 通知及び主務大臣による商工組合等

 $\mathcal{O}$ 認 可、 命令等に係る経 済産業大臣  $\sim$ 0) 協 議に係る規定を削除すること。

三 中小企業支援法の一部改正 (第二十八条関係)

都 道 府県 が知事に、 よる中小企業支援事 業 の実 施 に 関する計画の作成を努力義務とするとともに、 経済産

業大臣が中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるに当たっては、 都道府県知事の意見を求めるも

のとすること。

匹

中 小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一 部改正 (第二十九条関係)

1 都 道 府県知事 に よる地域産業資源 活用事業の 促進 に関する基本的な構 想の作成及びその主務大臣  $\mathcal{O}$ 

認定等に係る規定を削除すること。

2 都 道 府県知事 は、 地 域 産 「業資」 源 活 ...用事業 0 促進に関する基本方針に基づいて、 地域産業資源  $\mathcal{O}$ 內容

を定めることができることとし、 これを定めたときは遅滞なく公表するとともに主務大臣へ通知する

ものとすること。

3 主務大臣は、 地域産業資源活用事業計画が2の地域産業資源を活用して行われるものであること等

に適合すると認 めるときは、 その認定をするとともに、 当該認定をしようとするときは、 あらかじめ、

関係行政機関の長に協議するものとすること。

4 主務大臣に係る規定の整備をすること。

五. 企業 <u>\f</u> 地  $\mathcal{O}$ 促 進 等による 地 域に おける産業 集積 の形成及び活性化に関する法律の一 部改正

関係)

地方公共団体による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に定める事項のうち

産業 集積 の形成等に密接な関係を有する者と市 一町村 及び都道府県との 連 携に 関する事 項、 市 町 村 及 び都

道府県に お ける企業立地及 び事業高 度化に関する手続  $\mathcal{O}$ 迅速なり 処理 を図るため  $\mathcal{O}$ 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る事

項 並 び に その 他 産 業集積  $\mathcal{O}$ 形成又は 産 上業集積  $\mathcal{O}$ 活性 化 *(*) 促進 に関す る重要事 項に係る る規定を削 除するこ

لح

第七 国土交通省関係 (第七章関係)

一 港湾法の一部改正 (第三十一条関係)

港湾区域に係る国土交通大臣又は 都道府県知事 の認可は、 重要港湾及び避難港に係るものについて

1

は 国土交通大臣 一又は都道 道 府県知 事 ^  $\mathcal{O}$ 同 意を要する協議とし、 避 難 港 以外  $\mathcal{O}$ 地 方港湾に係るものにつ

1 7 は 国土交通大臣又 は 都道府県 知 事 ^ 0) 届 出とするとともに、 所要の 事 後的! 是正 措置を設けること。

2 玉 有 財 産 で ある港湾 施 設又は一 工事  $\mathcal{O}$ 費 用 を 国 が負担 し若 しくは 補 助 L た港湾施 設を含ま ない 特定埠

頭  $\mathcal{O}$ 運 営  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 認定 に (係る国-1土交通-大臣 0) 同 意は、 国土交通大臣 ^ の通知とすること。

二 公営住宅法の一部改正 (第三十二条関係)

1 公営住宅及び共同 施 設 の整備基準を、 国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定め

るものとすること。

2 公営住宅の入居者は、 少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなけ ればならない ものとすること。

1 その 者  $\mathcal{O}$ 収 入が イ 又 は 口 に掲げる場合に応じ、 それぞれ イ又は 口 に 定め る金! 額を超えないこと。

1 入居者の 心 身の 状 況又は 世 帯 構 成 区 域 内  $\mathcal{O}$ 住 宅 事 情 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 情 『を勘案』 į 特 に 居住  $\mathcal{O}$ 安定

を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の 収入の上限として政令で定める金額

以下で事業主体が条例で定める金額

口 イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定め

る金額を参酌して、 イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

三 道路法の一部改正 (第三十三条関係)

1 都道 府県道 及 び 市 町 村 道  $\mathcal{O}$ 構 造 0) 技術 的 基準 のうち、 政令で定めるも 0 のほ か は、 政令で定める基

準を参酌して、 都道府県道又は市町 村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとする

ر ک

2 都道 府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識 の様式に係る基準のうち、 内閣府令 国土

交通省令で定めるもの  $\mathcal{O}$ ほ か は、 内 ] 閣府令 • 国土交通省令 で定める基準を参酌 して、 都道 府 県道又

は市 町 村道 の道 路 管理 者 であ る 地 方公共団 体  $\mathcal{O}$ 条例 で定めるものとすること。

3 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 都道 府 県道 の路線  $\mathcal{O}$ 認定、 変更又は廃止に係る国土交通大臣 への協議 に係る規定を

削除すること。

海岸法の一部改正(第三十四条関係)

兀

海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行に係る主務大臣の承認を、 主

務大臣 一 の 同意を要する協議とすること。

五. 下水 道 法 の 一 部改正 (第三十五条関 係

1 二以 £  $\mathcal{O}$ 都 府 県  $\mathcal{O}$ 区 域 にわたる水 系に係 る河 川その他 一の公共  $\mathcal{O}$ 水域等について 0 流域 別 下 -水道整 備

総 . 合 計 画 に 係 る国土交通 大臣 0) 同 意を要する協 議 を、 同 意 を要し ない 協 議とすること。

公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計 画の 策定又は変更に係る国土交通大臣又は都道

2

府県知 事 の 認 可を廃止 Ļ 都道府県知事又は国土交通大臣 への同意を要し ない協議が必要とすること。

ただし、 都道府! 温泉が流さ 域 別下 水道整 備 総合計 画 が定め られてい る地域にお いて公共下水道 文は 流 域下

水道を設置する場合  $\mathcal{O}$ 事 業計 画  $\mathcal{O}$ 策定又は変更につい ては協立 議を必要とせず、 国土交通大臣  $\mathcal{O}$ 届出

を要するものとし、 当該 届出を受け た国土交通大臣 は |当該| 届 出  $\mathcal{O}$ 内容を環境大臣 に通知するものとす

ること。

3 事 業計 画の認 可 の基準に係る規定を、 事業計画の要件に係る規定に改めること。

六 河川 法の一 部改正 (第三十六条関係

準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を、 政令で定める基準を参酌して市町村の条例で

定めることとすること。

七 都市計画法の一部改正 (第三十七条関係)

1 都 道 (府県が・ 大都 市 及 び その 周 辺  $\mathcal{O}$ 都 市 に 係 る都・ 市 計 画 区域その 他 の政令で定める都市 計 画 区 一域に係

る都・ 市 計 画 を決定するに 際 L 必 要な国土交通 大臣 0) 同 意を要する協議を不要とすること。

2 市 が都市計画を決定するに際し 必要な都道府県知事 の同意を要する協議を、 同意を要しない 、協議と

すること。

八 国土利用計画法の一部改正 (第三十八条関係)

土 地 利 用 基本計 画  $\mathcal{O}$ 策定に係る国 土交通大臣 ^ 0) 同意を要する協議を、 同意を要しない協議とするこ

حے

第八 環境省関係 (第八章関係)

一 大気汚染防止法の一部改正 (第三十九条関係)

大気汚染防止法第五条の三第一項の指定ば い煙総量削減計画を都道府県知事が策定する場合における

環境大臣 の同意を不要等とするものとすること。

自然環境保全法 の 一 部改正 (第四十条関 係

自 然環境保 全法 第四十 九 条第 項  $\mathcal{O}$ 都道府県 自然環境 保全地 域の 特別 地 区を都道府県知事が 指定又は

拡 張する場合に お け る環 境 大臣  $\mathcal{O}$ 協 議 を不要とするも のとすること。

法 0 部 改正 (第四十一 条関係 三

自

動

車

か

5

排

出

さ

れ

る

窒

素酸

化

物

及び

粒

子

, 狀物質

 $\mathcal{O}$ 特

定地

域

12

おける総

量

0) 削

減等に関

する特

別 措 置

自 動 車 か ら排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

事 法第七条第 が 策定する場合 項 の窒 に おけ 素 酸 る 化 環境大同 1物総1 量 臣 削 減  $\mathcal{O}$ 計 同 意を不要等とするものとすること。 画 (及び第九条 項  $\mathcal{O}$ 粒子 状物質総量削 減 計 画 を都道府県知

匹 ダ 1 オ キ シ ン類 対 策特 別 措置 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正 (第四 十二条関 係

ダ イオキ ン 類 対 策特 別 措置 法 第 + \_\_ 条第 項 0) 総量 削 減 計 画 を都道 府県知事が策定する場合におけ

る環境大臣 (D 同 意を不要等とするものとすること。

第九 その他 (附則関係

この法律は次に掲げる事項を除き、 公布の日 から施行するものとすること。

1 辺 地 に係る公共的 施 設  $\mathcal{O}$ 総合整理 備  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 財 政上  $\bigcirc$ 特別措置等に関する法律の一 部改正等 公 布 O

日 か 5 起算して三月を経 過し た 日 か 5 施 行

2 地 方公営企業法  $\mathcal{O}$ 部 改 正 等 平 成二十三年四 月 日 カン ら施

府 設 置 法 の <u>ー</u> 部 改 正 等 公布 から起算して三月を超えない範 行 内にお

0

日

囲

いて政令で定める日

か 5 施行 3

内

閣

4 中 心 市 街地 の活性化に関する法律の一部改正 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自

治 法  $\mathcal{O}$ 部を改一 正する法律 (平成二十二年法律第

号) の施行の日 の翌日のいずれ か遅い

日 か 5

施行

所要  $\mathcal{O}$ 経過措品 置を規定すること。

 $\equiv$ 所 要 0 規 定 0) 整 備 を行うこと。

兀 政 府 は、 第一の三  $\overline{\mathcal{O}}$ 規定 の施行後三年以内に、 地域主権改革の進 !捗状況その他経済社会情勢等を勘案

Ļ 地域主権改革を更に進める観点から、 地 域主権戦略会議 の所掌事務等について検討を加え、 その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

五. 政府は、 第 四 。 一 等による改正後の児童福祉法第二十四条の十二等の規定の施行の状況等を勘案し、

これらの規定に規定する基準等の在り方について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

## 目次

第一章 内閣府関係(第一条—第三条)

第二章 総務省関係 (第四条-第八条)

第三章

文部科学省

関係

(第九条—

第十二条)

第四章 厚生労働省関係 (第十三条—第二十条)

第五章 農林水産省関係(第二十一条—第二十五条)

第六章 経済産業省関係(第二十六条—第三十条)

第七章 国土交通省関係(第三十一条—第三十八条)

第八章 環境省関係 (第三十九条—第四十二条)

附則

第一章 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項及び第四項を次のように改める。

3 都道府県防災会議は、 第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、 又は修正したときは、 速

Þ かにこれを内閣 総 地理大臣 に報告するとともに、 その要旨を公表しなければならな

議  $\mathcal{O}$ 意見を聴くものとし、 必要があると認めるときは、 当該都道府県防災会議に対し、 必要な助言又は

前項の規定により都道府県地域防災計画に

ついて報告を受けたときは、

中央防災会

勧告をすることができる。

4

内

閣

総理大臣は、

第四十三条第三項中 「第四十条第三項」の下に「及び第四項」 を加え、 「修正しようとする」を「修正

した」に改め、 同 条第四項を削る。

(中心市 街 地 の活性化に関する法律の一 部改正

中心市 街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第一号を削り、 第二号を第一号とし、第三号を削り、 第四号を第二号とし、 第五号から

第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第六号とし、

同 項第九号中 「第四号」を「第二号」に改め、 同号を同項第七号とし、 同項中第十号を第八号とし、第十

一号を削り、第十二号を第九号とする。

第九条第十一 項を同条第十二項とし、 同条第十項中 「第四 [項] を 「第五項」 に改め、 同項を同条第十一

項とし、 同 |条第-九 項 中 「第六項」 を 「第七 項」 に改め、 同 項 を同 条第十項とし、 同 条第 八項 中 「第六 項

を 「第七項」 に、 「第二項第四号から第十号まで」 を 「第二項第 二号から第八号まで」 に改 め、 同 項 を同

条第九項とし、 同条第七項を同条第八項とし、 同条第六項中「あった基本計画」を「あった場合に お ١ ر 7

六項とし、 同 [条第四] 項中 「第二項第七号」を「第二項第五号」に改め、 同項を同条第五 項とし、 同 条中第

に改め、

同項を同条第七項とし、

同条第五項を同条第

基本計画

のうち第二項に掲げる事項に係る部分」

三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

前 項 各号に掲 げ るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 基本 計 画 を定める場合には、 次に掲げる事項について定めるよう努め

るものとする。

3

| 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二 中心市街地の活性化の目標

二 その他中心市街地の活性化に資する事項

第十条第 項中 「同条第六項」 を 同 条第七項」 に改め、 同条第二項中「前条第六項」を 「前条第七項

」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める

第十 条第二項中 第九条第四 |項か ら第十一項まで」 を 「第九条第五項から第十二項まで」 に改 らめる。

第十二条第 項 中 「第九条第六項」 を 「第九条第七項」 に改め、 同 条第二項中 「第九条第二項第四号か

ら第十号まで」を「第九条第二項第二号から第八号まで」に改める。

「第九条第六項各号」を「第九条第七項各号」に改め、

第十三条第一項中

を 「第九条第十項」 に改め、 同条第四 |項中 「第九条第九項」 を 「第九条第十項」に、 「同条第四 [項] を

「同条第五項」に改める。

第十五 一条第二 項及び第四 項第一号中 「第九条第二項第四号から第八号まで」 を 「第九条第二項第二号か

ら第六号まで」に改める。

第十六条第一項中 「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第二号」に、 「第九条第二項第五号」を

第九条第二項第三号」に、 「第九条第二項第六号」 を「第九条第二項第四号」に改める。

同条第三項中「第九条第九項

第十七条第一項中 「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第二十三条第一号中 第 九条第二項第六号」を 「第九条第二項第四号」 に改 いめる。

第三十九条第一 項中 第 九条第二項第八号イ」 を 「第九条第二項第六号イ」 に改める。

第五十七条第二号中 「第九 条第七項」 を 「第九条第八項」 に改  $\Diamond$ る。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内 閣 府設置法 (平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

目 次中 「第三目 総合科学技術会議 (第二十六条-一第三十六条)」 を 第三目

第四目 総合科学技術会議 (第

に改める。

二十六条—第三十六条)

第四条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地域主 権 改革 (日本国 憲法  $\mathcal{O}$ 理念の下に、 住民に身近な行政は、 地方公共団体が自主的かつ総

合的に広く担うようにするとともに、 地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取 り組 む

地域主権戦略会議

(第

ことができるようにするための改革をいう。 以下同じ。)を推進するための基本的な政策に関する事

項

第四条第三項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三

地域主権

改革を推進するため

の基本的

な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係

行政 機関 0 事 務 0 連絡調整に関すること。

「行政刷新会議

第十八条第一項中

「行政刷新会議」を

地域主権戦略会議」

に改める。

第三章第三節第二款中第三目を第四目とし、 第二目の次に次の一目を加える。

第三目 地域主 権戦略会議

(所掌事) ,務等)

第二十五条の二 地域主権戦略会議(以下この目において「会議」という。)は、 次に掲げる事務をつか

内閣総理大臣の諮問に応じて、 地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する

重要事項について調査審議すること。

内 閣 総理大臣 又は関係各大臣 の諮問に応じて、 地域主権改革に関連する重要事項であって地方公共

寸 体  $\mathcal{O}$ 権 限 又は 財政に著 Ū い影響を及ぼすものについ て調査審議すること。

兀 第一号及び第二号に規定する重要事 項に関する施 策 不の実施を を推進すること。

第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第三号の三に掲げる事務を掌理する

2

三

前二号に規定する重要事

ず項に関

し、

それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

も の ( 以 下 「地域主権改革担当大臣」という。)は、 その掌理する事務に係る前項第一号に規定する重

要事 項について、 会議に諮問することができる。

3 前 項 0 諮問 に応じて会議 が行う答申 は、 地 域主権改革担当大臣に対し行うものとし、 地域主権改革担

当大臣 が 置 か れ 7 1 ないときは 内 閣 総 理 大臣 に 対し行うものとする。

4 会議 は、 地 域主 権改革 担当大臣が掌 理する事務に係る第一項第一号に規定する重要事項に関し、 地域

主権改革担当大臣に意見を述べることができる。

組織

第二十五条の三 会議は、 議長及び議員十五人以内をもって組織する。

(議長)

第二十五条の四 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議 長に事 故があるときは、 内閣官房長官が、 その職務を代理する。

主権改革担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、

前項の規定にかかわら

ず、 地域主権改革担当大臣が、 内閣官房長官に代わって、 議長の職務を代理する。

(議員)

4

地

域

第二十五条の五 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 地域主権改革担当大臣

三 前二号に掲げる者のほ か、 国務大臣のうちから、 内閣総理大臣が指定する者

匹 前号に定めるもののほ か、 関係する国の行政機関の長のうちから、 内閣総理大臣が指定する者

五. 地域主権改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、 内閣総理大臣が任命する者

2 議 浸しは、 必要が あると認めるときは、 第二十五条の三及び前項の 規定にか かわらず、 同項第一 号か 5

第三号までに掲げ る議員である国務大臣以外  $\mathcal{O}$ 玉 B務大臣<sup>1</sup> を、 議案を限って、 議員として、 臨時に会議に

参加させることができる。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十五条の六 前条第一項第五号に掲げる議員の任期は、 三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(事務局)

第二十 五 一条の七 会議 に、 その事 務を処理させるため、 事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、 関係のある国会法 (昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条本文に規定する国会議員

がその職を兼ねることを禁止されていない職 (内閣総理大臣その他の国務大臣を除く。) を占める者の

うちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てる。

4 事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理する。

(資料提出の要求等)

第二十五 条  $\mathcal{O}$ 八 会議 は、 その所掌事 務を遂行するため必 要があると認めるときは、 関係行 改機関 の長に

対し、 資料の提出、 意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることができる。

その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者で

あって審 議 の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、 必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

2

会議は、

第二十五 条の 九 第二十五条 の二から前条までに定めるもののほか、 会議の組織及び運営その他会議 に関

し必要な事項は、政令で定める。

第二章 総務省関係

(消防組織法の一部改正)

第四 \_ 条 消防 別組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中 「定めるものとする」を「定めるよう努めなければならない」に改め、 同条第二項

中 に お いては、 \_\_  $\mathcal{O}$ 下に 「お お む ね を加える。

地地 地方公務! 員法  $\mathcal{O}$ 部 改正

第二十

五条第一項中

「基いて」を「基づいて」に、

「基かず」を

「基づかず」に改め、

同条第三項中

五. 条 地 方公務員法 (昭 和二十五年法律第二百六十一 号) の — 部を次のように改正する。

第

左 <u>つ</u> を「次の」 に改れ め、 同 項第七号中 「外」を「ほ か に改め、 同条中第四項を削り、 第五項を第四項

とし、 第六項を第五 項とする。

(地方公営企業法  $\mathcal{O}$ 部改正

第六条 地 方公営企業法 (昭 和 二十七年法律第二百九十二号)の一 部を次のように改正 する。

第三十二条 不の見出 しを (剰余金の処分等)」 に改 め、 同 条第 一項中 「うめ、 な お 残 額が あるときは

政令で定めるところにより、 その残額の二十分の一を下らない 金額を減債積立 金又は 利益積立金として積

み立てなければならない」 を 「うめなければならない」 に改め、 同条第二項中 「除くほか、」 の 下 に 「 条

例 の定めるところにより、 又は」を加え、 「定めなければならない」を「、 行わなければならない」に改

め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 毎 事 業年度生じ た資本 剰 余金 の処分は、 条 例 の定めるところにより、 又は議会の議決を経て、 行わな

ければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第三十二条第五項及び第六項を削る。

第三十二条の二中「うめ、 なお不足があるときは、 政令で定めるところにより、 これを繰り越すものと

する」を「うめなければならない」に改める。

第三十九条の二第 項 中 「これを企業団」 を 「 以 下 「企業団」」 に改め、 同条第二項中 「行なう」を「

行う」に改め、 同 条第一 五項 を削 ŋ, 同 条第六項 中 前 項」 を 「企業団」 に改め、 同項を同 条第五項とし、

同 条第七項を同 条第 六項とし、 同条第八項を同 条第七項とする。

辺 地 に係る公共的 施設の総合整備 のた んめの財 政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第七条 辺地に係る公共的施設の総合整備 のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和三十七年法律第

八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一 項 中 「定め、 これを総務大臣に提出しなければならない」 を「定めることができる」に改め

同 項後段を削 り、 同 条第二項中 「総合整備 計 画 の 下 に 「にお いて」 を加え、 「次の各号に」を 「次に

に改め、 第 号を削 り、 第二号を第一号とし、 第三号を第二号とし、 第四 号を第三号とし、 第五号を削

り、 同 条第 五. 項中 「前 匹 項」 を 「前各項」 に、 「第一項」 を 「第五項」 に改 め、 同 項 を同 条第 九項とし、

同 条第四項中 「第一項」を 「第五項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、 同項を同条第 八項とし、 同

条第三項中 「第一項」を 「前項」に、 「を定め、これを総務大臣に提出するものとする」を (以 下 都

道府 県計 画 という。) を定めるように努めなければならない」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同 項  $\mathcal{O}$ 

次に次の一項を加える。

7 都 道 府 県 知 事 は 都 道 府 県計 画を定めたときは、 総務大臣にこれを提出 しなければならない。

第三条第二項の次に次の三項を加える。

3 総 合整 備 計 画 に おいては、 前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項について定めるよう努める

ものとする。

- 整 備 を必要とする辺 地 0 事 情
- その 他 総務省令で定 8 る事 項
- 4 市 町 村 は、 総 合 整 備 計 画 を定めようとするときは、 あ 5 かじめ、 第二 |項各号に掲 げる事 項に係る部分

に 0 1 て 都 道 府 県 知 事と協 議 L な け れ ば はなら な

5

市

町

村

は、

総

合

整

備

計

画

を定

8

たとき

は

総 務

大臣にこれを提

出しなけ

ればならない。

第五 条中 「第三条第一項」 を 「第三条第 五. 項」 に改める。

石 油 コンビナート等災害防 止 法  $\mathcal{O}$ 部 改正)

第八条 石 油 コンビナー ト等災害防 止 法 (昭 和 五. + 车 法律 第八十四号) *(*) 部を次の ように改正する。

第三十一条第 項 中 「 指 定 地 域 都 道 府 源防? 災 計 画 を 都 道 府 県 相 互 間 地 域 防 災 計 画 に 改 め、 同 条第

二項 中 防 災 計 画  $\mathcal{O}$ 下に てに お 1 て を加 え、 次  $\bigcirc$ を 「次に掲ぎ げ る に 改 め、 第三号を 削 り、 第四

号を第三号とし、 第五 号か 5 第十 ·四号までを一号ずつ繰 り上げ、 第十 五 一号及び 第 十六号を削 り、 同 条 第四

項を同 条第五 項とし、 同条第三項を同 条第四項とし、 同条第二項の次に 次の一 項を加え える。

3 防 災 計 画においては、 第一 項の特別 防災区域に係る防災に関 Ĺ 前項各号に掲げる事項 のほ か、

掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一防災に関する調査研究に関すること。
- 二 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。
- そ 0 他 災害 0 予 防、 災 害応急対策及び災害復 旧 に関すること。

第三章 文部科学省関係

第四十六条第

項 第

一号中

「第三十一条第四項」

を「第三十一

条第五項」

に改める。

(学校教育法の一部改正)

第

る学校

(大学及び高等専門学校を除く。)

のほ

か、

学 校

(高等学校

(中等教育学校の後期課

程

を含む。

九条 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) の一部を次のように改正する。

第四条第一 項中 「国立学校、 この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置す

 $\mathcal{O}$ 通 常常  $\mathcal{O}$ 課 程 ( 以 下 「全日 制  $\mathcal{O}$ 課程」という。)、 夜間その 他特 別 0) 時 間 又 は 時 期 に お いて授業を行う課

程 ( 以 下 - 「定時 制  $\mathcal{O}$ 課程」という。) 及び通信による教育を行う課程 ( 以 下 「通信制 の課程」という。)

大学の学部、 大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても同様とする。)

を 「次の各号に掲げる学校」に、 「は、 次の各号に掲げる学校の区分に応じ」を「(次条において

置廃 止等」という。) は に改め、 同項に後段として次のように加える。

これらの学校のうち、 高等学校 中 等教育学校の後期課程を含む。) (T) 通 常常 0 課程 ( 以 下 「全日」 制  $\mathcal{O}$ 

課 程」 という。)、 夜間 そ 0 他 特 別  $\mathcal{O}$ 時 間 又 は 時 期 E お いて授業を行う課程 (以 下 「定時 制  $\mathcal{O}$ 課 程 \_ ح

いう。 及び通信 による教育を行う課 程 ( 以 下 通 信 制  $\mathcal{O}$ 課 程」 という。)、 大学 の学部、 大学院 及び

大学院の研究科並 びに第百八条第二項の大学の学科についても、 同様とする。

第四条第

項第二号中

「幼稚園、」

を削

り、 、

同条第四項を削り、

同

条

の次に次の一条を加える。

第四 \_ 条 の 二 市町 村 は、 その設置 一する幼 稚 遠  $\mathcal{O}$ 設 C置廃. 止等を行おうとするときは、 あらかじめ、 都道府県

の教育委員会に届け出なければならない。

第十三条に次の一項を加える。

前 項 0) 規 定 は、 市 町 村  $\mathcal{O}$ 設置 一する幼 稚 遠 に 準 用する。 この 場合に おお いて、 同 項中 「それぞれ同 [項各号

に定める者」とあ ý, 及び 同 項第二号中「その者」とあるのは、 都道府県の教育委員会」と読み替え

るものとする。

第四十条第二項中 「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

第九十四条中「第四条第五項」を「第四条第四項」に改める。

第百三十三条第一 項中 「第十四条まで」 を 「第十二条まで、 第十三条第一項、 第十四条」に、 「第十三

条」 を 同 項」に、 同 条第二号」 を 「同項第二号」に改め、 同条第二項中 「第十三条」を 「第十三条第

一項」に改める。

第百三十四条第二項中 「第四条第一項、」を「第四条第一項前段、」に、 「第十三条」を 「第十三条第

項」に、 「第四条第一項中」を 「第四条第一項前段中」に、 「の区分に応じ、それぞれ」を「」 とある

のは 市町 村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「」 に改め、 市 町村 の設置する各種学校に

あつて は を削り り、  $\neg$ 私立  $\mathcal{O}$ 各種学校にあつては」 を「又は」 に、 同 条第二号」を 「同項第二号」に

改める。

第百 兀 十三条中 「第十三条の規定 を「第十三条第一 項 (同条第二項、」に改め、 「含む。)」の下

に「の規定」を加える。

(文化財保護法の一部改正)

第十条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) の一部を次のように改正する。

第 九 + 九条第二項を削り、 同条第三項中 第一 項」を 前 項」 に改め、 同 項を同条第二項とし、 同条第

四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

(へき地教育振興法の一部改正)

第 + 条 き、地. 教 育 振 興 法 昭 和二十 九年法律 第百四十三号) の一部を次 0 ように改正する。

第五条の二第一項中

「に従

いし

を「を参酌

して」

に改め、

同条第二

項中

給料

及 び

扶養手当の

月 額

 $\mathcal{O}$ 

合計 額 の百分の二十五を超えない 範囲内で」 を削り、 「に従い、」 を 「を参酌して」に改め、 同条第一 三項

中「に従い、」を「を参酌して」に改める。

第五 条の三第 項中 こに 従 1 条例で指定する」を 「を参酌 して条例で指定する」に、 に 従 **,** \ 条例で定

 $\Diamond$ るところ」 を 「を参 酌 L て 条例 で定めるところ」 に改 め、 「当該 異 動 又は学校等  $\bigcirc$ 移 転  $\mathcal{O}$ 日 カン ら 三 年 以

内  $\mathcal{O}$ 期 間 **当** 該 異 動 又は学 校 等  $\mathcal{O}$ 移 転  $\mathcal{O}$ 日 から起算して三年 -を経 過す Ź 際 文部 科学省会 令で定 8 る基 潍 に 従

1 条例で定める条件 に 該当する者にあつては、 更に三年以内 (T) 期 間)、 給 料 及び扶養手 · 当 の 月 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額

百分の四 を超えない範囲内 0 月額 *(*) を削り、 同条第二項中 前項」 を 同項」 に、 「に従 を

 $\mathcal{O}$ 

「を参酌して」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十二条 地方教育 行 政  $\mathcal{O}$ 組 織 及び 運営に関する法 律 (昭 和三十一 年法律第百六十二号) の 一 部を次のよう

に改正する。

第四十 七 条  $\mathcal{O}$ 五第 五. 項中 第 九項に おいて同じ」 を削り、 同条第九項を削る。

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童 福 祉 法 (昭和二十二年法律第百六十四号) の一部を次のように改正する。

第二十四 · 条 の 九第二 項第二号及び第三号中 「厚生労働省令」 を 「都道 府 県  $\mathcal{O}$ 条例」 に 改める。

第二十四 条の 十二中 「厚生労働省 令 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に改 め、 同 条 に 次 の <u>ー</u> 項 を加 え る。

都道 府 県 が 前 項  $\mathcal{O}$ 条 例 を定め るに当たつて は、 次に 掲げる Ź 事 項に つい て は厚 生労働省令で定め る基

準に従い定めるものとし、 その 他 の事 項につい ては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

指定施設支援に従事する従業者及びその員数

指 定 知的 障害児施設等に係る居室及び病室 一の床一 面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事

項であ つて障 害児 の健全な発達に密接に関 連するも のとして厚生労働省令で定め る ŧ

指 定 知 的 障害 児 施設 等  $\mathcal{O}$ 運営 に 関 はする事 項であつて、 障害児  $\overline{\mathcal{O}}$ 保護者  $\mathcal{O}$ サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 適 切 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確

保 並 び 12 障 害児  $\mathcal{O}$ 適 切 な 処 遇及び 安全の 確 保並 び に 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 密 接 に . 関 連す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ とし って 厚 生 一労働

省令で定めるもの

第二十四条の十 六第 項並びに第二十四条の十七第三号及び第四号中 「厚生労働省令」 を 「都道府県の

条例」に改める。

第三十 条の二中 「第四十五 条第 一項及び第二項」 を 「第四十五条の二」 に、 「並びに第四十八条」 を

及び第四十八条」に改める。

第 兀 + 五. 条 第 項 中 厚 生 一労働 大臣 を 都 道 府 県 に 改 め、 並 び に <u>`</u>里 親  $\mathcal{O}$ 行う 養 育」 を削 ŋ てに

つい 0) 下 に 「条例 で を加 え、 最 低 基 準 を 基 準 に 改 め、 同 条 第 項 中 及び 里 親 を削 n

前 項 0 最低 基準」 を 「 第 一項  $\mathcal{O}$ 基 準 に改 め、 同 条 第 項の 次に 次  $\mathcal{O}$ \_\_ 項 を加える。

都道府 県が 前 項の 条例を定めるに当たつては、 次に掲げる事項につい 7 は 厚生労働省令で定める基準

に 従 い定めるものとし、 その 他 の事 項につい ては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

児 童 福 祉 施 設 に 配 置 す る従業者及び その 員 数

児童 福 祉 施 設 に 係 る 居室及び 病 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積 そ  $\mathcal{O}$ 他 児 童 福 祉 施 設  $\mathcal{O}$ 設 備 に · 関 す る事 · 項 で あ つて 児童  $\mathcal{O}$ 

健 全 な 発 達 に 密 接 に関 連 する ŧ 0 とし て 厚 生 一労働 省 令で定 8) る ŧ  $\mathcal{O}$ 

児童. 福 祉 施 設  $\mathcal{O}$ 運営 に 関 ず る 事 項 で あ つ て、 児 童 助 産 施 設 に あ つて は、 妊 産 婦 0) 適 切 な 処 遇  $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 

確

保

. 及び

秘密

 $\mathcal{O}$ 

保

持、

妊

産

婦

 $\mathcal{O}$ 

安

全

 $\mathcal{O}$ 

確

保

並

び

o に 児

童

 $\mathcal{O}$ 

健

全

な発達に密接に関連

するも

 $\mathcal{O}$ 

とし

て厚生

労働 省令で定め るも

第四· + 五. 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次 ⑦一 条 を加える。

第四 + 五. 条 の 二 厚生 一労働・ 大 臣 は、 里 親  $\mathcal{O}$ 行う養育に っい て、 基準 を定めなけ れば、 なら ない。 こ の 場合に

お 1 て、 その 基 潍 は 児 童  $\mathcal{O}$ 身 体 的 精 神 的 及 び 社 会的 な発達  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要な生活 水 準 を 確 保す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

でな け れ ば な 5 な \ \ \

里 親 んは、 前 項  $\mathcal{O}$ 基 準を遵守しなけ れ ばならない。

第四十六条第 項 中 前 条 の最低基準」 を 「第四十五条第一項及び前条第 項 の基準」 に改め、 同 条第

三項及び第四項中 「前条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改める。

第五 一十条第六号及び第六号の二中 「第四十五 条の最低基準」 を 「第四十五条第一項の基準」 に改め、 同

条第七号中 「第四 十五 条の 最低基準」 を 「第四 十五条第 項又 は第四 十五条の二第一 項  $\mathcal{O}$ 基準」 に改 いめる。

(医療法の一部改正)

第十四 条 医 療 法 (昭 和二十三年法律第二百五号) の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項から第三項までの規定中 「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九

号」に、 「同条第四項」 を 「同条第五項」に改め、 同条第四項中 「第三十条の四第四項」を 「第三十条  $\mathcal{O}$ 

四第五項」に改める。

第三十 · 条  $\mathcal{O}$ 兀 [第二項: 、中第九号を削り、 第十号を第九号とし、 第十一号を第十号とし、 第十二号を第十一

第十三号を削 り、 同 条中第十二項を第十三項とし、第八項 から第十一 項までを一項ずつ繰 り下げ

同 条 第七 項中 「第十二項」 を「第十三項」に、 「第二項第十二号」を 「第二項第十 号 に 改 め、 同 項

を同 条第八項とし、 同条第六項中 「第十二項」を「第十三項」に、 「第二項第十二号」を 「第二項第十

号」 に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第五項中 「第二項第十二号」を「第二項第十一号」に改め、 同

同 項を同条第六項とし、 二項第二号」 項第十二号」 に改 を め、 同 同条第四項中「第二項第十号及び第十一号」を「第二項第九号及び第十号」に、 同 項第十一号」に改め、 項 第 一号中 「前 項第四日 同 号」 項を同条第五項とし、 を 「第二項第四号」 同条第三項中 に改 め、 同 項を同 「前項第二号」 条第四項とし、 を

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 医 療 計 画 に お 1 7 は、 前 項各号に掲げる事 項 へのほ か、 次に掲げ ,る事 項について定めるよう努め るも

とする。

地 域 医療支援病院 の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設 の整備 の目標に関する事項

前号に 掲げるものの ほ か、 医療提 供体 制  $\mathcal{O}$ 確 保に · 関 し必要な事 項

目 [標 第三十  $\mathcal{O}$ 下に 条の六中 **医** 「第三十条 . 療 計 画 に 0 同 匹 条第三項 第二項 第 第 号にご 号及び第九号」 · 掲 げ る事 項 を を定め 「第三十条の四第二項第一号」 る場合に あ つて は 同 1号に に改め、 定め る 目 標

を含む。 を加え、 並 び に 同 ]項各号 (第一号及び第九号」 を 「 及 び 同 条第二項各号 ( 第 号 に 改  $\dot{b}$ 

事項」 の 下 に **(**医 療 計 画に .同条第三項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、 同号に に掲げる

事項を含む。)」を加える。

## (老人福祉法の一部改正)

第十五条 老人福 祉 法 昭昭 和三十八年法律第百三十三号) の一部を次のように改正する。

第十七 条第 項中 厚生 労 働 大臣」 を 「都道 府 県」 に改 め、 「につ いて、」  $\mathcal{O}$ 下 に 「条例 で を加え、

同 条第一 二項 中 前 項 を 第 項」 に 改 め、 同 項 を同 条第一 三項とし、 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 次 12 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

2 都 道 府 県 が 前 項  $\mathcal{O}$ 条 例 を定め る に当 たつて は、 第一 号 か 5 第三号 ま で に 掲 げ る 事 項 に 0 1 7 は 厚 生 労

働 省令で定める基 準 · に 従 い定め るものとし、 第四 号に掲げる事 項に つい て は 厚生労働省令 で定め る 基 準

を標準として定めるものとし、 その 他の事で 項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとす

る。

養護 老 人ホ  $\Delta$ 及び 特 別養 改護老人 ホ ]  $\Delta$ に 配 置する職 員及びその 員 数

養 護 老 人 ホ A 及び 特 別 養 護 老 人 ホ  $\Delta$ に 係 る居 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

三 養護 老 人ホ A 及 び 特 別 養 護 老 人 ホ A 0) 運 営に 関 する 事 項 で あ つて、 入所する老人の 適 切 な処遇

及 び 安全の 確 保 並 び に 秘 密  $\overline{\mathcal{O}}$ 保 持 12 密接 に 関連するものとして厚生労働省令で定めるも  $\mathcal{O}$ 

四 養護老人ホームの入所定員

(職業能力開発促進法の一部改正)

第十六条 職業能 力開 発促 進 法 (昭 和 匹 十四年法律第六十四号) の一部を次のように改正する。

第十 五. 条の 六 第 \_\_ 項 ただだ L 書中 「定め るも  $\bigcirc$ 0) 下に (都道 府 県に あ つては 当 該 職 業 訓 練 Oうち厚

生労 分働 省 令で定 め る要 女件を参 酌 L て条例 で定め るも  $\mathcal{O}$ \_ を加 え、 同 条第三項 中 「含む」  $\mathcal{O}$ 下 に 以下

この 項 に お 7 て同じ」 を、 「行う ほ か、 \_  $\mathcal{O}$ 下 に 国 に あ つて は を加 え、 対 して を 「対する」 に改

め、 「 効 果的 な職業 訓 練を」 0) 下に 一、 都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で

定める職業訓練を」を加える。

(林業 労働 力  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 ずす うる法律  $\mathcal{O}$ 部 改正)

第十七 条 林業労 働 力  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 す る法律 伞 成八年法律第四十五 号) 0 部 を次のように改正する。

第 兀 条 第三 項 中 「ときは  $\mathcal{O}$ 下 に あ 6 か ľ め、 前 項 第三号及び第四号に掲 げ る事 項に係る る部分を」

を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第十八条 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

を加え、 第四十二条第一項第二号中 同 条第 匹 「項を同り 条第五項とし、 「厚生労働省令」を 同条第三項を同 「都道府県の条例」に改め、 条第四項とし、 同 条第二項を同 「次号」の下に 条第三項とし、 「及び次項

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都 道 府 県 が 前 項 第 二号  $\mathcal{O}$ 条例 を定め るに当たっては、 第 号か ら第三号までに掲 げる事 項 につ 1 ては

る基準を標準として定めるものとし、 その他 の事項につ *\*\ ては厚生労働省令で定める基準を参酌するも

のとする。

厚生労働

省令で定

8

る基準

準

に

従

1

定め

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

とし、

第四

号に

掲げ

る事

項

に

つ

1

7

は

厚

生労働

省令で

定

8

基準 該 当居宅サ ĺ ピ スに従事する従業者に係る基準 及び当該従業者 の員数

基準 該 当居宅 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 に係 る居力 室 0) 床 面 積

三 基準 該 当居宅 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 運 営に 関 す る事 項 で あ 0 て、 利 用する要介護 者  $\mathcal{O}$ サ ピ ス 0 適 切 な

利 用、 適 .切 な 処 遇 及び 安 全の 確 保並 びに秘 密 0) 保持等 に 密接に関連するものとして厚生労働省令で定

めるもの

四 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

第四十二条の二第八項中 「第四項に」 を 「第五項に」 に改める。

第四十三条第六項及び第五 十条第二号中 「第四十二条第二項」 を 「第四十二条第三項」 に改める。

第五 十四四 条第一 項第二号中 「厚生労働 省令」 を 都 道 府 県の 条 例 に改め、 「次号」 0) 下 に 「及び次項

同条第一項の次に次の一項を加える。

を加

え、

同条

第

兀

項

を同

条

第五

項とし、

同

条第三

一項を同り

条第

兀

項

とし、

同

条第二項を同

条第三項として

2 都 道 府 県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、 第一号から第三号までに掲げる事項につい ては

厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四 号に掲げる事項については厚生労働省令で定め

る基準 を標準として定めるものとし、 その 他  $\mathcal{O}$ 事 項に つい ては厚生労働省令で定める基準を参酌するも

のとする。

基準 該当介護 予 防 サ ] ピ ス へに従事 する従業者に係る基準 及び当該従業者  $\mathcal{O}$ 員数

基準 該 当介護 予 防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業に係る ぶる居室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

 $\equiv$ 基準 該当介護予防サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業の 運営に関する事項であって、 利用する要支援者のサー Ę ス の適

切 な利用、 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働 当省令

## で定めるもの

几 基 準 該 5当介護 予 防サ ビス の事 業に係る利 用定員

第五 + 匹 条 の二第 八 項 中 第四 項 に を 第 五 項 に に 改 らめる。

第五

+

五

条第六項

及び第六

十条第

二号

中

「第

五.

+

应

条第

二項」

を

第

五.

匝

条

(第三

項」

に改

8

第六十 九 条第三項 第二号中 「第 四十二条第二項」 を 「第四 十二条第三項」 + に 改 め、 同 項 第 八 号中 第五

十四条第二項」 を 「第五十四条第三項」 に改める。

第七十条第二項第二号中 「厚生労働省令」 を 都都 道 府県の条例」 に改める。

第七十四 [条第 項中 厚 生労働 省 令 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に 改 め、 同 条 第二 項中 厚生労働 大 臣 が

項 を 中 都 指 道 定居宅 府 県  $\mathcal{O}$ 条 サ ] 例 で ピ ス に改  $\mathcal{O}$ 事 業 め、  $\mathcal{O}$ 設 同 条第 備 及 CK 五 項を 運 営 12 同 関 条第六項とし、 す る基 準 を 同 「厚生労働 · 条第 兀 項 を 省令で定め 同 条第 五. る基 項とし、 準 に 同 条第三 改 め

同 項 を 同 条第四 「項とし、 同 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ \_\_ 項を加 え る。

3 都 道 府 県 が 前二 項の条例を定めるに当たっては、 第一 号から第三号までに掲げる事 項に つ 7 7 は厚生

労 働 省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定め る基

準を標準として定めるものとし、 その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと

する。

指 定居宅サー ピ ス 12 従 事する従業者に係る基準及び当該従業者の 員 数

指 定 居宅 サ ] ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業に 係 る居室、 療 養 室 及び 病 室  $\mathcal{O}$ 床 面

積

指定居宅サー ピ ス 0) 事 業の 運営に 関 はする 事 項であ 0 て、 利 用する要介護者の サ ・ビス 0 適 . 切 な 利 用

適 切 が処遇 及び 安全  $\mathcal{O}$ 確保並びに秘密 0 保持等に密 接に関連するものとして厚生労働省令で定める

ŧ  $\mathcal{O}$  三

兀 指 定居宅サー ピ ス の事業に係る利 7用定員

第七十五 条の二中 「第七 + 匹 1条第四 項」 を 「第七 十四条第 五. 項」 に改める。

第七 十六条の二第 項 第 号 中 厚 生 一労働 省 令 を 都 道 府 県  $\bigcirc$ 条例 に改 め、 同項第三号中 「第七十

兀 **|条第**| 兀 項」 を 「第七 <del>一</del> 四 条 第五 項」 に改 8 る。

第七十七条第一項第二号中「厚生労働省令」 を 「都道府県の条例」に改め、 同項第四号中 「第七十四条

第五 項」 を 「第七十四条第六項」に改める。

第七十八条の二第四項第二号中 「厚生労働省令」 を「市町村の条例」に、 「同条第四項」を「同条第五

項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十八条の三第一項中「第四項」を「第五項」に改める

第七 + 八 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 中 厚 生労働 省 令 を 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条例 に 改 め、 同 条第二項中 厚 生 一労働 大臣 が

を 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条 例 で に 改 め、 同 条第 七 項 を 同 条第 八 項 同 条第 六 項 を 同 条第 七 項とし、 同 条 第 五.

項を 同 条第六項とし、 同 条第 匹 項中 「 第 一 項及び第二項」 を「第三項」 に改め、 カ か わらず」 0) 下 に

` 同 <u>·</u>項第 号から第四号までに掲げる事 項につい ては」を加え、 「、これらの規定に定める基準に代えて

を削 り、 同 項 を同 条第五項とし、 同 条第三項 中 「指定: 地 域 密着 型サ ĺ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 設 備 及 び 運営に 関 す

る基 準」 を 厚 生労 働 省令で定め る基準 準 に改 め、 同 項 を 同 条第四項とし、 同 条第二 項  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項を

加える。

3 市 町 村 が 前 項 0) 条例 を定め るに当たって は、 第一 号か 5 第四 号までに · 掲 げげ る事 項 E つい て は 厚 生労

働 省 令で定める基 準 上に従 **,** \ · 定め るものとし、 第五 号に掲げる事項については 厚生労働省令で定め る 基準

を標準として定めるものとし、 その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとす

指 定 地 域密着型サー ピ スに従事する従業者に係る基準及び当該従業者 の員数

指 定 地 域 密 着 型サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業に 係 る居 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

 $\equiv$ 小 規 模 多 機 能 型 居宅: 介 護 及 75 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護  $\mathcal{O}$ 事 業 に 係 る利 用 定 員

ス  $\mathcal{O}$ 指 適 定 切 地 な 域 利 密 着 用 型 適切 サ な ピ 処 ス 遇及  $\mathcal{O}$ 事 Ű 業 安全の  $\mathcal{O}$ 運 営 確 に 保並 関 す び る 12 事 · 秘 項 密 で  $\mathcal{O}$ あ 保 0 持 て、 ,; 等 に 利 · 密接 用 又 に は 関連する 入所する要介 るものとして 護 者  $\mathcal{O}$ 厚生労 サ ] ピ

兀

働省令で定めるもの

五. 指 定 地 域 密 着 型 サ ĺ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 · 業 (第三号に規定する事 ず業を除る に係 る利 7用定員

第七· + 八 条  $\mathcal{O}$ 六中 第七 + 八条  $\mathcal{O}$ 兀 第六項」 を 第七 + 八条  $\mathcal{O}$ 兀 第七 項」 に 改 8 る。

第七 十八 条  $\mathcal{O}$ 九 第 項 第二号中 厚 生 労 働 省 令 を 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条 例 に、 同 条第 加 項」 を 同 条 第 五.

項」 に 改 め、 同 項 第三 号中 第四 項 を 第 五. 項」 に 改 め、 同 項 第四 号中 第七 十八 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 六 項 を

第七十八条の四第七項」に改める。

第七十八条の 十第四 号中 厚生労働省令」 を 「市町村の条例」 に、 同 条第四 項 を 同 条第五 項」 に

改 め、 同 条第五号中 「第四 項」 を 「第五項」 に改め、 同条第六号中 「第七十八条の四第七項」 を 「第七十

八条の四第八項」に改める。

第八 十 八条第 項 中 厚 生 労働省令」 を 都 道 府県  $\mathcal{O}$ 条 例 に改 め、 同 条 第二 項中 厚生労働 大 臣 . が \_

を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 で に 改 め、 同 条第 五. 項 を 同 条第六項 らとし、 同 · 条 第 兀 項 を同 条第 五. 項 シし、 同 条 第三

項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

項

中

指

定介

護

老

人

福

祉

施

設

 $\mathcal{O}$ 

設

備

及

C

運営

に

関

す

る基

準

を

厚

生

一労働

省令で定め

る基準」

に

改

め、

同

3 都 道 府 県が 前二項 の条例 を定めるに当たっては、 次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基

準 に 従 い定めるものとし、 その 他  $\mathcal{O}$ 事 項に つい ては厚生 一労働 省 令で定める基準を参酌するものとする。

指 定介 護 老 人 福 祉 施 設 に 係 る居・ 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

指

定

介

護

福

祉

施

設サ

]

ピ

ス

に

従

事

す

る従業者及び

そ

の員

数

三 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設  $\mathcal{O}$ 運 営 に 関 す る 事 項 で あって、 入 所 する要介護 者  $\mathcal{O}$ サ ĺ ピ ス  $\mathcal{O}$ 適 切 な 利 用、

適 切 な 処遇及び 安全の 確 保並 びに 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の二中 「第八十八条第四項」 を 「第八十八条第五項」 に改める。

第九十一条の二第一 項第一号中 「厚生労働省令」 を 「都道府県の条例」 に改 め、 同項第三号中 「第八十

八条第四 匹 項」 を 「第八十八条第五 項」 に 改 いめる。

第九十二条第一 項第二号中 「厚生労働 省令」 を 都 道 府 県の 条 例 に改 め、 同 ]項第四 |号中 第八 八十八条

第五 項」 を 「第 八 + 八条第六 項 に 改 8 る。

+

匝

第

第 九 条第三項 二号中 「規定する 設 ^る療養す 室、 診察室 及び 機 練室

施

を

規

定

す

能

訓

並

び

に

都

道

府

県の 条例で定める施設」 に、 同 条第 項に規定する」を 「同条第二 一項の 厚 生労働省令及び 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条

例で定める」 に改める。

第九 十七 条第 項 中 療 養 室、 診察室、 機 能 訓 練 室、 談 話 室その 他 厚生労働省令」 を 「療養室、 診 察

室及 び 機 能 訓 練室を 有する ほ か、 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に 改 め、 同 条 第二 項 中 看 護 師 を 及 び 看 護 師

 $\mathcal{O}$ ほ か 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条例 で 定 め る 員 数 *(*) に 改 め、 同 条 第 項 中 厚 生労働 大 臣 が を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例

で」 改 め、 同 条第 六 項 を 同 条第-七 項 らとし、 同 条 第 五項 を 同 · 条第· 六項とし、 同 条第四 項 中 介 護 老 人 保 健

施 設  $\mathcal{O}$ 設 備 及 び運営 12 関する基準」 を 「厚生労働省令で定める基準」 に改め、 同項を同条第五 項とし、 同

条第三項 の次に次の 項を加える。

4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、 次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基

潍 に従い定めるものとし、 その 他 の事 項については厚生労働省令で定める基準を参 酌するものとする。

介護支援専門員及び介護そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 業務 に 従 は事する 従業者 並 び こにそれ 5  $\mathcal{O}$ 員数

介護 老 人保 健 施 設  $\mathcal{O}$ 運 営に 関 する 事 項 で あ つて、 入所する要介 菠養者  $\mathcal{O}$ サ ] ピ ス  $\mathcal{O}$ 適切 な 利 用 適 切

な 処遇 及 び安全  $\mathcal{O}$ 確 保 並 び に 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 密 接 に関 連するも のとし て厚 生 労 働 省 令で定  $\otimes$ るも  $\mathcal{O}$ 

第九 十九条の二中 「第九十七条第五項」 を 「第九十七条第六項」 に改める。

第百 条 中 「規定する施設」 を 「規定する療養室、 診察室及び機能訓 練室 並 びに都道府県の条例で定め

る施設」に改める。

第百三条第 項 第 号中 厚生 労働省令」 の 下 に 「又は都道府県の 条例」 を加え、 同 項第三号中 「第九

十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改める。

第百 几 条 第 項第三号中 第九 十七 条 第六項」 を 第 九 十七条第七 項」 に改  $\dot{b}$ 

第百十条第 項中 「厚生労働省令」を 「 都 道· 府県の 条 例」に改 め、 同 条第二項中 厚 生労働大臣 が を

都道府県の条例で」 に改め、 同条第五項を同条第六項とし、 同条第四項を同条第五項とし、 同条第三項

中 「指定介護療養型医療施設 の設備及び運営に関する基準」を 「厚生労働省令で定める基準」に改め、 同

項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都 道 府 県 が 前 項  $\mathcal{O}$ 条 例 を定  $\Diamond$ るに当たっては 次に 掲 げげ る事 項に つい ,ては厚: 生労働省令で定める基

準 · に 従 7 定め るも  $\mathcal{O}$ とし、 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に つ 1 て は 厚 生 一労働 省 令で定め る基準を参 酌するも のとする。

指 定介 護 療 養 施 設サ ピ ス 12 従 事 す る従業者 及び そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 員 数

一 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積

三 指定介護療養型医 療 施 設 0 運営に 関する事項であって、 入院する要介護者のサー ビスの適切 な利用

適 切 がな処遇 及び安全  $\mathcal{O}$ 確 保 並 びに 秘密 の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるも

(T)

第百 + 条の二中 第 百 十条第 兀 項」 を 第 百 十条第 五 項」 に 改  $\dot{b}$ る。

第百 十三条 の二第 項 第 号 中 厚 生 労 働 省 令 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条例 に改 め、 同項第三号中 「第百· +

条第四項」を「第百十条第五項」に改める。

第百十四条第一項第二号中 「厚生労働省令」 を 「都道府県の条例」 に改め、 同項第四号中 「第百十条第

五項」を「第百十条第六項」に改める。

第百 + 五 条 の二第二項第二号中 「厚生労働省令」 を 「都道府県 の条例」 に改

第百 + 五 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 中 厚生労働省 <u>令</u> を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に 改 め、 同 条 第二 項中 厚 生 一労働 大臣

いめる。

が を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 で に . 改 め、 同 条第一 五 項 を同 条 第 六項とし、 同 条 第 匹 項 を 同 条 第 五. 項 کار 同 条

項 中 指 定 介護 予 防 サ ピ ス に 係 る 介護予 防  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 効果的 な支援 の方法 に 関 す る 基 準 及 び 指 定 介 護

予 防 サ Ì ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 設備 及び 運営に関する基準」 を 厚 生労働省令で定める基準」 に 改め、 同 項 を 同 条

第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都 道 府 県 が 前二 項  $\mathcal{O}$ 条 例 を定める るに当たっては、 第 号から第三号までに掲げる事 項に つい ては 厚生

労働 省 「 令 で 定 8 る基 準 に 従 1 定 8 るも  $\mathcal{O}$ とし、 第四 号に 撂 げ Ź 事 項に 0 *\* \ て は 厚生労 働 省 令 で定め る基

潍 を 標 準 て定め るも  $\mathcal{O}$ とし、 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 事 項 E つい て は 厚 生 一労働 省 令 で 定め る基準 を参 酌するも のと

する。

指 定介護予防サ F スに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員 数

指定介護予防サ Ì ピ ス 0 事業に係る居室、 療養室及び 病室 の床 面 積

指定介護予防サービスの 事業の運営に関する事項であって、 利用する要支援者のサー ・ビスの・ 適 切な

利 用、 適 切 な処 遇及び 安全の 確保並 びに秘 密  $\mathcal{O}$ 保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定

8 る t  $\mathcal{O}$ 

兀 指 定 介 護 予防 サ F ス  $\mathcal{O}$ 事 業 に係 る利用

定員

第百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 六十中 第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 兀 項」 を 第 百 十 五. 条 0) 兀 第 五. 項」 に 改 8 る。

第百 + 五 条の 八八第 項 第 号中 「厚生 労働省令」 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に 改 め、 同 項 第三号中 「第百·

五. 条 0 厄 第 应 項」 を 「第百· 1十五条  $\mathcal{O}$ 四四 第五 項」 に改 め る。

第百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 九 第 項第二号中 厚生 一労働 省 令 を 都 道 府 県 0 条例」 に改 め、 同項第四号中 「第百·

五. 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 五 項」 を 第 百 + 五 条  $\mathcal{O}$ 兀 第六項」 に 改め る。

第百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 十二第二項第 二号中 厚 生労働 省 令 一 を 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条 例 に、 同 条第四 項 を 同 条第

五. 項」 に 改 め 同 項 第三号中 「 第 几 項」 を 「 第 五. 項」 に 改 め る。

第百 十五 条の 十三第 項中 「第四 項」 を 「第 五. 項」 12 改 8 る。

第百十五 条の十四第一 項中 「厚生労働省令」 を 市 町村 (T) 条例」 に改め、 同条第二項中 「厚生労働大臣

+

が て 五. 項 を を を削 同 項 同 市 第 条第六 り、 町村の条例で」 号 同 項とし、 か 項 を 5 第四号までに 同 条第 同 に改め、 条 五. 第四 項 とし、 掲 項 中 げ 同 る 条第七項を同条第八項とし、 同 |条第| 第 事 項 項 に 及び 項 0 中 7 第二項」 7 「 指 は 定 地 を加え、 を 域 密 「第三項」 着 型 同条第六項を同条第七項とし、 「、これ 介護 に 予 5 改 防 め、 サ  $\mathcal{O}$ 規 ピ 定 カか ス に 定 に カコ 係  $\Diamond$ わ る介 る 5 ず」 基 準 護 同条第 に 予  $\mathcal{O}$ 代え 下 防 に  $\mathcal{O}$ 

た する基準」 8  $\mathcal{O}$ 劾 果 を 的 な支 厚生労働省令で定める基 援  $\mathcal{O}$ 方法 に 関 す る基 準 準 及 び 指 に 改 定 め、 地 域 密 同項を同条第四 着 型介 護 予 防 項とし、 サ ピ ス 同  $\mathcal{O}$ 条第二 事 業  $\mathcal{O}$ 項 設  $\hat{O}$ 備 次に 及 び 次 運  $\mathcal{O}$ 営 に 項 関

を加

える。

3 を標準 働 省 市 令 町 で 村 定 が め て定め 前二 る基 項 るも 準  $\mathcal{O}$ 条例 に . 従  $\mathcal{O}$ と 7 を定めるに当たっては、 定め そ る  $\mathcal{O}$ ŧ O他 とし、  $\mathcal{O}$ 事 項 第五 に 0 号 第一 1 7 に 号 は 撂 か 厚 げ 生労働 2ら第四1 る事 項 E 省 号までに掲 令で定 0 V) 7 め は げる事 る基準 厚 生労 を 働 項につい 参 省 酌 令 す で ては 定 るものとす め る 厚 基 生 進

指 定 地 域密着型介護予防サ ĺ ピ ス に従事する従業者に係る基準及び当該従業者 1の員 数

る。

指 定 地域密着型介護予防サ Ì ピ ス 0 事業に係 る居室 0) 床 面 積

三 介護予防 小規模多機能 型居宅介護及び介護予防認 知 症対応型通所介護  $\widehat{\mathcal{O}}$ 事業に係る利用 定員

几 指 定 地 域 密 着 型介護予 防サー ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 0 運 営に 関 する事 項で あって、 利 用 する要支援者のサー ピ

ス  $\mathcal{O}$ 適 切 な 利 用 適 切 な 処 遇 及 び 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保並 び に 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 密 接 に関 連す くる も のとし て 厚生労働

省令 で 定 8 る ŧ

五. 指 定 地 域 密 着 型介護予 防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 (第三号に 規定す る事 業を除る <\_ に 係 る利 用 定員

第百 + 五 条  $\bigcirc$ + 六 中 「第 百 十五 条  $\bigcirc$ + 四第六項」 を 「第百十 五 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第七 項」 に 改  $\Diamond$ 

る。

第百

十

五.

条の

十八

第

項第

二号中

厚

生労働

省令」

を

市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

条例」

に、

同

条第四

項」

を

同

条第

五 項」 に 改 め、 同 項 第三号中 第 兀 項」 を 「 第 五. 項」 に改 め、 同 項 第四 ]号中 「第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ + 匹 第六 項

を 第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第七 項 に 改 8 る。

第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ + 九 第 兀 号 中 厚 生 労働 省 令 を 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条 例 に、 同 条第 兀 項 を 同 条第 五. 項」

12 改 め 同 条 第 五. 号 中 「 第 几 項」 を 「第 五. 項」 に 改 め、 同 条第六号中 第 百 + 五. 条  $\bigcirc$ + 兀 第 七 項」 を 「 第

百 十五 条の + 兀 第 八 項 に 改 8) る。 。

第百十五 条の三十二第 項中 「第七十四条第五 項、 第七 十八条 の四 第七項」 を 「第七十四条第六 第

七十八条の 四第八項」に、 「第八十八条第五項、 第九十七条第六項、 第百十条第五項、 第百· 十五 条 の 四 第

五. 項、 第百 十 五. 条  $\mathcal{O}$ + -四第 七 項」 を 「第八十八条第六項、 第九十七条第七項、 第百十条第六項、 第百 十 五

条の四第六項、第百十五条の十四第八項」に改める。

第二百 九 条第二号中 「第 兀 十二条第三 項 を 「第四十二条第四項」 に、 第五 一十四条第三項」 を 「第五

十四条第四項」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第十九条 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)の一 部を次のように改正する。

第二十九条第七項中 厚厚 生 一労働 省 令 を 都 道 府 県の条例」 に 改め

第三十条第 項第二号イ及 び 口 中 厚 生労働 省令」 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に改 め、 同 条第 一項中 前二

項」 を 「前 項」 に 改 め、 同 項 É 同 条第 匹 項とし、 同 条第二項を 同 条第三項とし、 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 次 12 次  $\mathcal{O}$ 

一項を加える。

2 都 道 府 県が 前項第二号イ及びロ の条例を定めるに当たっては、 第一 号から第三号までに掲げる事 項に

<u>つ</u> *(* ) ては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四号に掲げる事項については厚生労働 省

令で定める基準を標準として定めるものとし、 その他の事項につい ては厚生労働省令で定める基準を参

酌するものとする。

基準 該 当 障 . 害 福 祉 サー F ス に従事する従業者及びその 員 数

基 準 該 当 障 害 福 祉 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 に 係 る居室及び 病 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

基 潍 該 当 障 害 福 祉 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 運 営 12 関 す Ź 事 項 で あ 0 て、 障 害 者 又は障 害 児 0 保 護 者  $\mathcal{O}$ サ

三

ピ ス 0) 適 切 な利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 障 害 者等  $\mathcal{O}$ 安全  $\mathcal{O}$ 確 保 及び 秘 密 の保持等 に密接に関連するものとし で厚生

労働省令で定め るも

四 基 進 該 当障 害 福 祉 サ ] ピ ス 0 事 業に に係る利用 用定員

第三十一条第二号中 前 条第二 項」 を 前 条第三 項」 に 改 いめる。

第三十六条第三項第二号及び第三号中 厚 生労働 . 令 \_ を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例

省

に

改 め

第四十三条中 厚 生 労働 省 令 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に 改 め、 同 条 12 次  $\mathcal{O}$ \_\_ 項 を加 え る。

3 都 道 府 県 が 前 項  $\mathcal{O}$ 条例を定めるに当たっては、 第 号から第三号までに 掲げる事 項に 0 V) 7 は 厚生

労働 『省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定め いる基

準を標準として定めるものとし、 その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと

する。

指 定 障 !害福! 祉 サ ピ スに従事する従業者及びその 員 数

指 定 障 害 福 祉 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 に係る居室 及 び 病 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

指 定 障 害福: 祉 サ ] ピ ス 0) 事 業  $\mathcal{O}$ 運 営に 関 す Ś 事 項 で あ 0 て、 障害者 又 は 障害児 0) 保護者 0 サ ピ ス

三

 $\mathcal{O}$ 適 切 分な利用  $\mathcal{O}$ 確 保、 障害者等 の適 切 な処遇及び安全の 確保並 び に秘密  $\mathcal{O}$ 保持等に密接に関連するも

 $\mathcal{O}$ として厚生労働省令で定める ŧ

四 指 定 障 |害福| 祉 サ ピ ス 0 事 <del>美</del> に係 る利用 定員

第 四 十 匹 条中 「厚生 労働 省 令 を 都 道 府 県  $\bigcirc$ 条例」 に改め、 同 条に次 0 \_\_ 項を加え える。

都 道 府 県が 前 項  $\mathcal{O}$ 条 例 を定め るに当たっては、 次に 掲げ る 事 項 Ê 0 **,** \ て は 厚 生労 、働省令で定める基

3

準

に

従

7

定め

るも

 $\mathcal{O}$ 

とし、

その

他

 $\mathcal{O}$ 

事

項に

つ

7

て

は

厚

生

労働

省

令で定める基準

トを参

酌するものとする。

施 設 障 | 害福: 祉 サービスに従事する従業者及びその員数

指定障害者支援施設等に係る居室 一の床 面 積

指定障害者支援施設等  $\mathcal{O}$ 運営に関する事項であって、 障害者の サー ピ ス の適 切 な利用、 適切 な 処遇

及 び 安全  $\mathcal{O}$ 確 保 並 び に 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 密 接 に 関 連するも  $\mathcal{O}$ とし て厚生労働 省令で定 8 るも

第四 十 九 条第 項 及 Ű 第二 項 中 厚 生 一労働 省 令 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に 改 8 同 条 第 七 項 中 第 四十

三条第 項  $\mathcal{O}$ 厚 生 労 働 省 令 を 第 匹 十三条第 項  $\mathcal{O}$ 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に、 第 兀 + 兀 条第 項  $\mathcal{O}$ 厚 生労

働省令」 を 「 第 几 + 匝 条 第 項  $\mathcal{O}$ 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 に 改 8 る。

第五 一十条第 項第三号及び第四 |号中 「厚生労働省令」 を 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 12 改

第八十条第 項中 厚生労働 大臣」 を 「都道 )府県」 に改 め、 に つ 1 · て、 」  $\mathcal{O}$ 下 に 「条例 で を加え、

いめる。

同 条第一 二項 中 前 項」 を 第 項」 12 改 め、 同 項 を同 条第三項とし、 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

2 都 道 府 県 が 前 項  $\mathcal{O}$ 条 例 を定め る に当 たって は 第 号 か 5 第三号までに 撂 げ る 事 項 に 0 7 7 は 厚 生 労

働 省 令 で 定 8 る基 潍 に 従 7 定め る ŧ 0) とし、 第四 号 に 掲 げ る事 項 に 0 1 て は 厚 生労働 省 令 で 定 め る 基 潍

を標準、 نے ل て定め るも のとし、 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 1 て は 厚生労働省令で定め る基準 -を参酌、 す るも  $\mathcal{O}$ 

る。

障 · 害福 祉サ ĺ ピ ス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センタ - 及び福: 祉 ホ A

## に配 置する従業者及びその 員 数

障 害 福 祉 サ F ス 事 業に係る る居室及び病 室 の床 面 積並 がに 福 祉 ホ A に係る居室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

 $\equiv$ 障 害 福 祉 サ ピ ス 事 業  $\mathcal{O}$ 運 営営 に関 す うる事 項 で あ 0 て、 障害 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 処 遇 及び 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 並 び に 秘

密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 密 接 に 関 連す るも 0 とし て厚 生 労働 省 令 で定め る ŧ  $\mathcal{O}$ 並 び 12 地 域 活 動 支 /援 セ ン タ ] 及  $\mathcal{U}$ 福

祉 ホ ] A  $\mathcal{O}$ 運営 に 関す る 事 項 で あ · て、 障 害者等 O安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 秘 密 0) 保 持 に 密 接 に 関 連す る ŧ

とし て 厚生労働省令で定め る ŧ  $\mathcal{O}$ 

ĺ

兀 障 害 福 祉 サ ピ ス 事 業、 地 域 活 動 支援センタ 及び福祉 ホ ムに係る利用定員

第 八十 匝 条第 項 中 厚 生 労働大臣」 を 都 道 府 県」 に 改め、 っに つい て、 \_\_ の 下 に 「条例 で を加 え

ĺ

]

同 条 第 項 中 前 項 を 第 項 に 改 め、 同 項 を同 条第三項とし、 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 え

る。

2 都 道 府 県 が 前 項  $\mathcal{O}$ 条 例 を定め るに当 たって は、 第一 号 か 5 第三号 ま で に 掲 げ る 事 項 に つい て は 厚 生 労

働 省 令で定め る基 準 -に従 1 定め るものとし、 第四 号に掲 げる事で 項に つい 7 は 厚生労働省令 で 定め る 基 潍

を標準として定めるものとし、 その: 他 (T) 事 項については 厚生労働省令で定める基準を参酌するものとす

る。

一 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数

二 障害者支援施設に係る居室の床面積

三 障 害者支援 施 設  $\mathcal{O}$ 運 営 に関 す る事 項であ つって、 障害者の適 切 な 処遇及び安全  $\mathcal{O}$ 確保並 びに秘

密

の保

持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 障害者支援施設に係る利用定員

、就学前の子どもに関する教育、 保育等 の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第二十条 就学前の子どもに関する教育、 保育等  $\mathcal{O}$ 総合的 にな提供 の推進 に関する法律 (平成十八年法 全第七

十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第 項 中 「次に掲げ る を 都 道府 県 の条例で定め る に改 め、 同 項各号を削 り、 同 条第三 項 中

第 項 各号又は 前 項各号に · 掲 げ Ś を 「第 項 又は第三 項 0 条 例で定め Ś に改 め、 同 項 を 同 条 第 五 項

同 [条第二 一項中 「次に掲げる」 を 「都道府 県の条例で定める」に改め、 同項各号を削り、 同項を同 条

第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の条例で定める要件は、 次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議し

て定める施 設の設備及び運営に関する基準を参酌 して定めるものとする。

一次のいずれかに該当する施設であること。

1 当 該 幼 保 連 携 施設を構成する保育所等に おお いて、 満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三

条各号に掲げ る目標 が 達成されるよう保育を行い、 か 当該保育を実施するに当たり当該幼保連

携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

|幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成

する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

口

当該:

子育て支援事業のうち、 当該幼保 連 達携施設  $\mathcal{O}$ 所在 する地域に おける教育及び保育に対する需要に照

5 し当 該 地 域 に お いて実施することが必要と認っ められ るも のを、 保護者の 要請 に応じ適切に提 供 し得

る体制の下で行うこと。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2

前 項の条例で定める要件は、 次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議し

て定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

ども た教 幼 稚 当該 園 育 のうち 課程 施  $\mathcal{O}$ 一般が幼 教育 児 に 基づ 童 課 福祉法 程 稚 く教 その 園である場合にあっては、 第三十 育 他 を行  $\mathcal{O}$ 保育 九 う 条第 ほ 内容に関 か、 当該 項 に して文部科学大臣が 教 規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。 幼稚 育  $\mathcal{O}$ た 遠 8) 教育要領  $\mathcal{O}$ 時 間 定め  $\mathcal{O}$ (学校教育法第二十五条の規定に基づき 終 る 了 後、 ŧ  $\mathcal{O}$ 当 該 をいう。 幼 稚 蕆 に従 に 在 って 籍 してい 編 成され

該保育 保育を行うほ 当該 施 所 が 設が保育所等である場合にあっては、 所在 か、 する市 当該幼児以外の満三歳以上の子ども 町 村 (特 別区を含む。 以下同じ。 児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する (当該施設が保育所である場合にあっては、 れる数の子どもに限る。 に おける同法第二十四条第四 項に規定する かつ、 当

満三歳 保育  $\mathcal{O}$ 実施 以 Ĺ の子どもに に . 対 する需 対 要  $\mathcal{O}$ し学校教育法第二十三条各号に掲げ 状 況 に照らして適当と認め 5 る 目 標が 達成されるよう保育を行うこと。 を保育

地 域 12 な いて実施することが必要と認められるものを、 保護者の要請に応じ適切に提供 し得る体制 0

下で行うこと。

子育て支援事

業のうち、

当

該

施設

 $\mathcal{O}$ 

所在する地

域

に

おける

教育及び

保育に対する需要に

照ら

当該

第一 第四条第一項中「第二項の」を「第三項の」に、 項又は第三項 の条例で定める」 に改め、 同 条第二項中 「同条第一項各号又は第二項各号に掲げる」を 「前条第二項」 を 「前条第三 項」 に 改め る。 同 条

第五 条第三 項 中 「第三条第 項第二号」 を 当 該 保育 所 が 所 在 する市 町 村 に お け る児 童 福 祉 法第二十四

条第 兀 項」 に、 「 児 童 福 祉 法 を 同 法 に改 8 る。

第六 条の 見出 しを (情 報 0) 提 供 に 改 め、 同 条第 項 中 「第二 項」 を 「第三項」 に、 「第三条第三

項」を 「第三条第 五 項」に改 め、 同条第二項を削 る。

第七条第 項中 「認定こども園」 の 下 に 「(第三条第一 項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五

条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に 項中 よる公示 前 条第 がされ 項 を た施設をいう。 「前 条 に、 以下同じ。 同 項」 を 同 条」 を加え、 に、 前 前 項に」 条第一 項」 を 同 を 項 「前 E 条 に に改 改 8 る。 め、 同

二項各号に 第十 第 · 掲げ 項 3 第 を 号中 「第三 「第二項 項  $\mathcal{O}$ 条例  $\bigcirc$ で定める」 を 「第三項 に  $\mathcal{O}$ 改 め、 に、 同 同 項 第二号 条第 を削 項各号」 り、 を 同 項第三号を同 同 条第 項」 項第二号と に、 「第

に改 し、 かめ、 同 項 第四 同号を同項第五号とし、 号を同 項第三号とし、 同項第七号を同項第六号とし、 同項第五号を同項第四号とし、 同条第三項中 同 項第六号中 「第三条第一項各号」を 「第二項」を 「第三項」

第三条第一項」に、 「第二項各号に掲げる」を「第三項の条例で定める」に、 「同条第三項」を「同条第

五項」に改める。

第十一条第一項中「第二項」を「第三項」に改める。

第十三条第 項中 同 [項各号に掲げる] を 同 項  $\mathcal{O}$ 条例で定める」 に、 「同条第三項」を 同

条第五項

に改 め、 同 条第二 項の 表 第二十四条第二項の項及び同条第八項中 「第十条第一 項第五号」 を 「第十名 条第

項第四号」に改める。

第五章 農林水産省関係

(農業改良助長法の一部改正)

第二十一条 農業改良 助 長法 昭昭 和二十三年法律第百六十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第七条第七項後段を削る。

(森林病害虫等防除法の一部改正)

第二十二条 森林病害 虫等防除法 (昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第三項中 「聴くとともに、 農林水産大臣に協議しなければ」 を 「聴かなければ」に改め、 同

条第四項中 「通知しなければ」を「通知し、かつ、 農林水産大臣に報告しなければ」に改める。

第七条の 五 第二項中 「聴くとともに、 農林水 産大臣に協 議 Ļ その 同意を得なければ」 を 聴 かなけれ

ば」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただ、

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に、

ょ

る同

意を得

た場合には、

当該

報告をすることを要しな

第七 条 (T) 五. 第三項 を同 条 第四 項とし、 同 条第二 項 0) 次 に 次 の 一 項 を加 える。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 場合にお いて、 当該: 高度公益機能森林及び被害拡大防 止 森林 の区域 が 他 0 都道府県  $\mathcal{O}$ 区域に隣

接 してい る場合その 他 の都道府県の区域を越えて第一項 の被害が拡大するおそれが ある場合として農林

水産省令で定める場合に該当するときは、 都道府県知事 は、 農林水産大臣に協議 Ļ その同意を得なけ

ればならない。

、漁港漁場整備法の一部改正)

漁港 漁 場 整 備 法 (昭 和二十五 年法律第百三十七号) の一部を次のように改正する。

第六条第七 項中 「をしようとする」を「をした」に、 「変更しようとする」を 「変更した」に、 農林

水産大臣 の認可を受けなければ」を 「遅滞なく、 その旨を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、 同 条

第八項を削り、 同条第九項中「若しくは第六項」を「又は第六項」に、  $\overline{\ }$ 若しくは」を「、 又は」に改

め、 又は 市町村長若しく は都道府県 知事 が 第 項若しくは第二項の指定若しくは第五項 0 変更をしよ

うとする場合にお 7 て、 第七 項の 認可をしようとするとき」を削 り、 同 同項を同り 条第八項とし、 同条第十項

を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第二十四条 農山 漁 村 電気導入促進法 (昭 和二十七年法律第三百五十八号)の一 部を次のように改正する。

第二条第一項中 「行ない」 を 「行い」に、 「基き」を 「基づき」に、 「きいて」を 「聴いて」に、

め、 これを農林水産大臣に提出しなければならない」 を 「定めることができる」に改め、 同 条に次の 一項

を加える。

3 都 道 府 県 知 事 は、 第 項の電気導入計 画を定めたときは、 遅滞なく、 これを農林水産大臣に提出

ければならない。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第二十五条 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) の一部を次のように改正す

第四条第五項中 農林水産大臣に協議しなければならない。 この場合において」 を削り、 「ついては

農林· 水産大臣 . の \_ を 「つ いて、 農林 水産大臣 に協議 Ĺ その」 に改める。

第八条第

匹

項

中

都

道

府

県

知事

に協

議

L

なけ

れ

ばならない。

この場合にお

(1

て」を

「政令で定めるとこ

ろにより」 に、 っつ 7 7 は、 都道府県知事  $\bigcirc$ を「ついて、 都道府県知事 に 協 議 Ļ その」 に改める。

第六章 経済産業省関係

(小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正

第二十六条 小 規模企業者等設備導入資金助 成法 (昭和三十一年法律第百十五号) の一部を次のように改正

する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削 除

(中小企業団 体の 組 織に関する法律の一 部改正

第二十七条 中小企業団体の組織に関する法律 (昭和三十二年法律第百八十五号) の一部を次のように改正

する。

第百一条の二中第二項及び第三項を削り、 第四項を第二項とする。

(中小企業支援法 0 部改正

第三条第一

項 中

中

-小企業政策審議会の意見を聴いて」を削

り、

同

条第三項中

「すみやかに」

を

「 速

第二十八条 中小企業支援法 (昭和三十八年法律第百四十七号) の一部を次のように改正する。

やかに」に改め、 「(第一項の政令で指定する市の市長を含む。 以下同じ。)」を削り、 同項を同条第四

項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、 第一 項の計 画を定めるに当たつては、 あらかじめ、 中小企業政策審議会の意見を聴

くほ か、 都道府県 知 事 同 項の 政令で指定する市の市長を含む。 以下同じ。 の意見を求めるものとす

る。

第四条第一 項 中 「前条第三 項」を「前条第四項」 に、 「定め、 これを」を「定めるよう努めるとともに

これを定めたときは、」 に改める。

第八条第一項中 「計画」 の下に「があるときは当該計画」 を加える。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二十九条 中 小企業による地域 産業資源を活用した事業活 動 の促 進に関する法律 (平成十九年法律第三十

九号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(地域産業資源の内容の指定)

第四 条 都道 府県 知 事 は、 基本方針に基づき、 地域産業資源であって、 当該都道府県において当該地域産

業資源を用 1,1 て 行 わ れる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地 域 の経

済 の活 性 化 が 図ら れると見込ま れ るもの の内容を定めることができる。

2 都 道 府 県 知 事 は 前 項  $\mathcal{O}$ 地 域 産業資 源  $\mathcal{O}$ 内 容 を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを

公表するとともに、主務大臣に通知しなければならない。

第五条 削除

第六条第四 項第一号中 「認定基本構想に記載された」を「第四条第一項の規定により定められた」に改

め、同条に次の一項を加える。

5 主務大臣は、 第一項の認定をしようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関の長に協議しなければ

ならない。

第七条第三項中 「及び第四項」 を 第四項及び第五項」に改める。

第十六条第二項中 「第四条第一項、 第三項 (第五条第三項 んにお 1 て準用する場合を含む。)及び第四項

(第五条第三 一項にお いて準定 用する場合を含む。)並びに第五条第 一項及び第二項」を 「第四条第二 項」 に

改め、 同条第三項中 「第二項 (第七条第三項において準用する場合を含む。) 及び第四項 (第七条第三項

に お いて準用する場合を含む。 を「同条第二項、 第四項及び第五項 (これらの規定を第七条第三項に

おい 、 て 準 用する場合を含む。)」 に改める。

(企業立 地 0) 促進等による地域に おける産業集 積 の形成及び活性化に関する法律の一 部改正

第三十条 企業立 地  $\mathcal{O}$ 促 進 等に よる地 域 に お け る産業集積 の形成及び活性化に関する法律 (平成十九 元年法律

第四十号)の一 部を次のように改正する。

第五条第二項中第八号及び第九号を削り、 第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を削

り、 第十三号を第十号とする。

第二十八条第二項中 「第五条第二項第十一号」を「第五条第二項第九号」に改める。

第七章 玉 土交通省関 係

(港湾法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第三十一 港湾 法 昭昭 和二十五年法律第二百十八号) 0 部を次のように改正

を に よる同意 又は届出」 に改める。

第二条

第三

項

中

( 第

九条

第二

項」

を

「又は第八項

(これらの

規定を第九条第二項」

に、

に

ょ

り認

第四条第三項中 且 つ」を「かつ」に、 「関係地方公共団体より」 を 「関係地方公共団体から」 に改め

同 項ただし書を削 り、 同 項に後段として次のように加える。

この場合にお V > て、 関 係 地 方公共団 体 が 意見を申し 出 るべ き期間 は、 月を下ることができない。

第四 条 第 匹 項 中 「前 項」 を 次  $\mathcal{O}$ 各号 に掲げ る港湾 に お 1 て 港 務 局を設立しようとする関 係 地 方 公共 寸

体 は、 前 項 に、 関 係 地 方 公共 寸 体 ょ Ŋ 同 項 0 規定によ る を 「関 係 地 方公共団 体 か ら同 項  $\bigcirc$ に、

又は 同 項」 を 又は 同 項」に、 議会」 を 「議会」 に改め、 港務局を設立しようとする関 係 地 方

公共団体は」 及 び 左の区分により」 を削り、 「手続により、 国土交通大臣又は都道府県知 事  $\mathcal{O}$ 認 可 を

受けなければ」を「ところにより、 それぞれ当該各号に定める者に協議し、 その同意を得なければ」に改

め、同項各号を次のように改める。

- 一 重要港湾 国土交通大臣
- 避 難 湿港であ つて 都 道 府 県が .港務1 局  $\mathcal{O}$ 設立に加わ つてい るもの 国土交通大臣

三 前号に 掲 げ Ź Ł  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 避 難 港 予定港湾区 |域を地 先水面とする地 域を区域とする都道府県を管轄

する都道府県知事

を

同

. 意 \_

に改め、

「港湾区域について」を削り、

河

川管理者」

を

「河川法第七条に規定する河

川管

第四条第五 項中 「指定される海岸保全区域」の下に 「の全部又は一部を含む港湾区域」を加え、 「認可

理者」 に、 「海岸管理者」 を 「海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者」 に改め、 同 条第 六 項 中 且 つ

を カ <u>つ</u> に、 「定の あ る ものし を 「定めの あるも の」に、 「こえない」 を 「超えない」 に、 認 可 を

を 同 意を」に改め、 同 項 ただし書中 但 し」を「ただし」に、「定の」 を 「定めの」に、「こえるこ

とが やむをえない」を 「超えることがやむを得ない」に、「こえて認可する」を「超えて同意をする」に

改め、 同条第十項中 「都道府県知事が」 を 「都道府県知事は」に、 「処分をした」を「同意をしたとき若

兀 条第十二項とし、 しくは第八項の規定による届出があつた」に、 項  $\mathcal{O}$ 区 分に 同 より、 九 項 同 中 条第八項 玉 土交通 「第 七 項の」 を同 大臣 又 条第十一 を は 都 「第十項 道 項とし、 府 県  $\mathcal{O}$ 知 「調停」 事 規定による」に、 同 を 条 を 第七 次 「規定による調停」 項  $\mathcal{O}$ 中 各号に 協 且 撂 議 <u>つ</u> げ る争 を を 「規定 に改め、 1 っか  $\mathcal{O}$ 区 に <u>つ</u> 分に応じ、 ょ に改 る協 同 |項を同条第十三 め、 議 それぞれ に、 同 項 を同 「第

一 重要港湾に係る争い 国土交通大臣

当該

各号

に定め

る者」

に

改

め、

同

項

後

段

を

削

り、

同

項に

次

 $\mathcal{O}$ 

各号を加える。

- 地 方港湾に係る争い で あつて 都 道 府県が争 ĺ١ の当事者であるもの
- 三 前二号に掲げ るも も  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 港湾 に !係る争 V 予定港 湾区域を地 先水 面とする地 域を区域とする都道

府県を管轄する都道府県知事

第四 条第 七 項 を同 条第. + 項 らし、 同 条 第六項 0 次 に次 の 三 項 を加 える。

7 避 難 港 以 外  $\mathcal{O}$ 地 方 港 湾 に お 1 て 港 務 局 を設立 しようとする関 係 地 方 公共 寸 体 は、 港 湾 区 域 に 0

当 域に隣 該 水域 接する水域を地先水面とする地方公共団体 を経済的 に 体  $\mathcal{O}$ 港湾として管理運営するために必要な最 の利益を害せず、 か 小 つ、 限 度 港則法に基づく港  $\mathcal{O}$ 区 域で あつて、 当該 の区 域 港 の定 湾区

国土交通大臣

を定 区 8 域  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ あるものに  $\mathcal{O}$ るため 定 8  $\mathcal{O}$ に あ る 同 つ 法に基づ 港湾に **,** \ てはそ づ 0 く港 (T) 7 て、 区域を超えない  $\mathcal{O}$ 区 経 域 済 を超えることがやむを得 的 に ŧ 体  $\mathcal{O}$ のを定めなけれ 港湾として管 ば な 理 1 運 ならない。 営するために必 ときは、 当 ただし、 該 港 要な最  $\mathcal{O}$ 同法に基づく 区 域 を 小 超 限 度 え た区  $\mathcal{O}$ 港 区 域 域  $\mathcal{O}$ 

を定め

ることが

で

、 きる。

8 湾区域 たとき、 <u>つ</u> て 前 7 項 ない 12  $\mathcal{O}$ つ 又 関 場 1 は 係 合に て、 同 地 方 項 国 あ  $\mathcal{O}$ 公 規定 共 つて 土交通省令で定めるところにより、 寸 は、 に 体 よる は、 当 関係: 該 第三 港湾 地 項 区 方  $\mathcal{O}$ 域 公共 期 を地 間 寸 内 先 体 に 水 他  $\mathcal{O}$ 面 協  $\mathcal{O}$ とする地 議 関 国土交通大臣 係 が 議 地 方 会 公共 域  $\mathcal{O}$ を区域とする都 議決を経て 寸 体 (都道 か 5 調 府 同 県が つたときは 項 道  $\mathcal{O}$ 港務局 府 意 県を管理 見  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 申 轄 設 港 出 ず <u>\frac{1}{2}</u> 務 が る に 局 な 都 加  $\mathcal{O}$ か 道 港 わ 0

9 海 る 指 岸管 定さ 河 前 Ш 項 法 理者に協 れ  $\mathcal{O}$ 第七 規 る 定 海 条 岸 に に 議 保 ょ 規定す る届 全 しなけ 区 域 出 ればなら る を  $\mathcal{O}$ 泂 全 部 L ĴΪ ようとす 管 又 ない。 理 は 者又は当該 る関 部を含 係 む 地 海岸保全区 予 方 定 公共 港 湾 寸 区 体 「域を管理する海岸法第二条第三項に規定する 域 は に 河 0 1 Ш て、 区 域 あ 又 は 5 海 か 岸 じ め、 法 第 当 三条 該 河  $\mathcal{O}$ 規 Ш 定 を 管 に ょ 理 す V)

府

県

知

事

12

届

け

出

なけ

れ

ば

なら

な

第九条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、 同条第二項中「第六項」を「第九項」に改め、 同条に

次の二項を加える。

3 玉 土交通大臣又 八は都道立 府 県知事 は、 前項 に お *\*\ て準 用する第四条第八項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 による変更の 届 出 のあ

0 た港 湾 区 域 が 同 条第七 項  $\mathcal{O}$ 規定 に違 反 してい ると認め るときは 当該 届 出 を行 つた港務 局 に 対 港

湾区域を変更すべきことを求めることができる。

4 港務 局 は、 前項  $\mathcal{O}$ 規定による要求があつたときは、 遅滞なく、 港湾区域について、 必要な変更を行わ

なければならない。

第三十三条第二項中 「第十項」 を 「第十三項」に、 「第六項」 を 「第九項」に、 「又はその変更につい

て認可を受けた」 を 「を定め、 又はこれを変更した」 に改める。

第五 <del>十</del> 匹 条の三第三項中 港湾管理者 は の 下 に 第 項  $\mathcal{O}$ 認 定の 申 -請に係る る特定埠頭が次に掲げる

港湾施設を含むものである場合におい て を加え、 同 項 E · 次 の 各号を加える。

玉 有 財 産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

そ の工事の費用を国が負担し、 又は補助 した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産

## である港湾施

同  $\mathcal{O}$ に |条第-ょ 第五 一第 ŋ 港 + 九項とし、 七 同 項」 湾 匹 条第十一 . 管 理 条 の三第 に 者」 改 項を め、 同 条第七 匝 を 項中 同 同 「第 条第 項 項 七 を 「第六 を同 同 項 十二項とし、  $\mathcal{O}$ 条 (項の) 第十一 条第八項とし、 規 定 に 項とし、 より を 同 「第七 港 条第 湾管 同 条第 十 同 項の規定による」 項 条第六 理 者」 を 八 項 同 、項を同り に、 中 条第十一項とし、 第 第六 条第七項とし、 に改め、 五. 項」 + 兀 を 条 の 三 同 同 条第 条第十二 一第六 第 同条第五項 七 九 項」 項」 項 中 項を同条第十三項 に を 「第六項 を 改 第 同 め、 条第 五. 同 +  $\mathcal{O}$ 六項 規 兀 項 定 条 を

項を加え

とし、

同

条第四項の

次に次

 $\mathcal{O}$ 

える。

5

港湾

管

理者は、

第二項

 $\mathcal{O}$ 

認定

(第三

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規

定により

国

土交通大臣

 $\mathcal{O}$ 

同

意を得てしたものを除く。

を

たときは、 遅滞 なく、 国 土交通省令で定めるところに により、 その を国 土交通大臣 に通 知 L な け れ ば

なら な 7

第六十条第 号 中 第四 条 第四 項 第 号 を 「第 兀 条 第 兀 項 に、 規 定 に ょ る 港 湾 区 域  $\mathcal{O}$ 認 可 を

同 意 重 |要港湾に係 るものに限る。)」 に改め、 同条第二 一号中 「第四 条第九項」 を 「第四条第十二項」に

改める。

第六十条の五中「並びに第九項及び第十項」を「、 第八項 (第九条第二項及び第三十三条第二項におい

て準 用する場合を含む。 以下同 じ。 ) 並びに第十二項及び第十三項」に、 「含む。) 並 びに を む。

第九条第三項並びに」 に、 認 可 を 同 意 に、 「ものに限る」 を t  $\mathcal{O}$ に限 Ď, 同 条 第八 項  $\mathcal{O}$ 規

定によ ŋ 処 理することとされてい . るも Oについ ては、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 による都道 伊用が 行う届記 出 に . 関 す っ る も  $\mathcal{O}$ 

を除く」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

公営住宅法 (昭 和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一 項及び 第二項中 「定める」 の 下 に 「基準を参 酌して事業主体が条例で定める」 を加える。

第二十三条を次のように改める。

(入居者資格)

第二十三条 公営住 宅の 入居者は、 少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなけれ ばならな

その者の収 入が イスは 口 に掲げる場合に応じ、それぞれ 1 文は 口 に定める金額を超えないこと。

1 入居者の心身の状況又は世帯構成、 区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、 特に居住の安定を

図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下

で事 業主体が 条例で定める金額

口 イ - に掲げ る場合以外  $\mathcal{O}$ 場 合 低 額所得者 の居住 の安定を図るため必要なものとして政令で定める

金 額 を参酌 て、 1  $\mathcal{O}$ 政 令で定め る金額 以 八下で事 業 主 体 が 条例で定め る金石 額

現に · 住 宝に 困 窮 して *\* \ ることが 明ら か であること。

第二十四条第二項中 「前条第二号ロに掲げる」を「第八条第一 項若しくは第三項若しくは激甚災害に対

処するため の特別 の財 、政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国 の補助 に係る公営住宅又は

第八条第一項各号の V) ずれ かに該当する場合において事業主体が 災害により滅 失した住宅に居住していた

低額 所得者に転貸するため 借 り上げる」 に、 同 条各号 (老人等にあ つては、 同 条第二号及び第三号)」

を 「前 条 各号」 に改 め、 なお」 を削 る。

七条第五項 中 「親 族 の下に「 **(婚** 姻  $\mathcal{O}$ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者そ

 $\mathcal{O}$ 他 婚 姻  $\mathcal{O}$ 予約者を含む。)」 を加える。

附則第十五 項を削る。

附 則第十六項中 「前項」を 「過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第二条第一項に

規定する過 疎 地 域その 他 0 政令で定める地域内」 に改め、 同項を附則第十五項とする。

道 路 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第七

条第

項中

且

つ、

左

の各号の

\_

を

ーか

つ、

次

0

各号

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

'n

か

に

改

め、

同

項第

五号中

ーに

道 <u>(</u>)路 法 昭昭 和 <u>二</u> 十 七年法律 第百八十号) の 一 部を次のように改 正する。

規定する」を マン . ずれかに該当する」に改め、 同項第六号中 「を除く外」を 「のほ か に改め、 同 条第三

項中 聞 か なければ」 を 「聴かなければ」に改め、 同条第六項中 「基いて」 を 「基づい て」に、 冒聞 か な

け ħ ば を 「聴か な け れば」 に改め、 同 条第七項を同条第八項とし、 同条第六項の次に 次の一 項 を加える。

7 都 道 府 県 知 事 が 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 路線を認定 Ļ 又は 国土交通大臣 が 第 五 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 路 線 を認

定すべ き旨  $\mathcal{O}$ 裁定をするに当たつては、 当該 認定に係る道 路 が 他  $\mathcal{O}$ 都 道 府 県道とともに構 成することと

なる 地 方的 な幹線 道 路網 と高 速 自 動 車 玉 道 及び 玉 道 が 構 成す る全国 的 な幹線道路網とが一体となつてこ

れ 5 の機能を十分に発揮することができるよう配慮しなけ ればならない。

第十条第二項中 「代るべき」を「代わるべき」に、 「代え」を 「代えて」に改め、 同条第三項を次のよ

うに改める。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道 の路線の廃止又は変更

について、 第八条第二項か . ら第1 五項まで及び 前 条  $\mathcal{O}$ 規定 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による市 町 村 道  $\mathcal{O}$ 路 線  $\mathcal{O}$ 廃 止 又

は変更について、それぞれ準用する。

· 条 第 項中 「 道 路  $\mathcal{O}$ 構 造 を 高 速 自 動 車 国道 及び 国道 0 構造」 に、 「道路 の種類ごとに 左 の各

号に」を「次に」に改め、 同 項第十一号中「を除く外、 道路」を **「** ほか、 高速自引 動 車 国道及び国道」 に

改め、 同号を同項第十三号とし、 同項第十号を同項第十一号とし、 同号の次に次の一号を加える。

橋その他政令で定める主要な工作物  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 荷 重に対し必要な強 度

第三十条第 項中: 第九号を第十号とし、 第六号か ら第八号までを一号ずつ繰 り下げ、 同 項第五号中 

う 配 を 「 勾<sup>こ</sup>う 配 に 改 め、 同 号を同項第六号とし、 同 項中 第四号を第五号とし、 第一 号から第三号までを

一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 通行する自動車の種類に関する事項

第三十条第二項を削 り、 同条第三項中 「前項」 を「前項第十二号」に、 「当つて」を「当たつて」に改

め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 都 道 府 県道及び 市 町 村 道  $\mathcal{O}$ 構 造  $\mathcal{O}$ 技 術 的 基準 ( 第 項 第 一 号、 第三号及び第十二号に掲げる事項に係

るものに限る。)は、政令で定める

第三十条第四項を次のように改める。

4 前 項 に 規定す Ź t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 都 道 府 県道 及 び 市 町 村 道  $\mathcal{O}$ 構 造  $\mathcal{O}$ 技 術 的 基 準は、 政令で定める基準を参

酌 当該道語 路  $\mathcal{O}$ 道 路 管 1理者で あ る地方公共団 体 の条 例で定め る。

第四十五条に次の一項を加える。

3 都 道 府 県道 又は 市 町 村 道 に 設け る道 路標識 のうち内 閣 府令 玉 土交通省令で定めるものの寸法は、 前

項 (T) 規 定に か カン わ 5 ず、 同 項  $\mathcal{O}$ 内 閣 府 令 玉 土 交通 省 令 (T) 定めるところを参酌して、 当該 都 道 府 県 道 又

は 市 町 村 道  $\mathcal{O}$ 道 路 管 理者 で あ る 地 方 公 共 寸 体 0 条例 で定 め る。

第七 匹 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L を 国 宣土交通-大 臣  $\mathcal{O}$ 認 可) に改 め、 同 条第一 項を削り、 同 · 条第二 項を同条とす

る。

第八十九条第一項後段を削る。

## (海岸法の一部改正)

第三十四条 海岸法 (昭 (和三十一年法律第百一号) の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中 主 務 大臣  $\mathcal{O}$ 承認を受けなけ れ ば を 主務大臣 に協議 Ļ その 同 意を得なけれ

ば に改 め、 同 条第三項 中 承認」 を 同 意 に、 「こえない」 を 「超えな \ \ \_ に改  $\delta$ る。

(下水道法の一部改正)

第三十五条 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)の一 部を次のように改正する。

第二条の二第七項中 「協議し、 その同意を得なければ」 を 協 議 L なければ」に改め、 同条第八項中

同 「意をしようとする」 を「規定による協 議を受けた」 に改める。

第四条の 見出 しを (事 業 計 画 の策定) に改め、 同 条第一 項を次のように改める。

前 条  $\mathcal{O}$ 規定により公共下 水道を管理する者 ( 以 下 「公共下水道管理者」 という。) は、 公共下水道

設置、 しようとするときは、 あらかじめ、 政令で定めるところにより、 事 <u>,</u> 業 計 画 を定め なけ れ ば なら な

第四条第二項中 「認可をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改め、 あらかじめ」 を削

り、

「きかなければ」

を

「聴かなければ」に改め、

同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の

項を

加える。

2 公共下水道管理者は、 前項の規定により事業計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 政令で定め

るところにより、 都道 府 県 知事 都 道 府県がる 設置する公共下水道 0 事業計 画 こその他は 政令で定める事業計

画にあつては、国土交通大臣)に協議しなければならない。

第四条に次の三項を加える。

4 第二項 の規定に かかわらず、 都道府県である公共下水道管理者は、 流域 別下水道整備総合計画が定め

5 うれてい る地域に おいて公共下水道の 事業計画を定めようとするときは、 同項の規定による協議をする

ことを要しない。 この場合において、 当該公共下水道管理者は、 事 業計 画を定めたときは、 国土交通 省

令で定めるところにより、 遅滞なく、 これを国 土交通大 八臣に届り け 出 なけ ħ ば ならな 

5 国土 ·交通· 大臣 は 前項  $\mathcal{O}$ 規定による届出を受けたときは、 政令で定める場合を除 き、 当該届· 出  $\mathcal{O}$ 内 容

を環境大臣に通知するものとする。

6 前各項 の規定は、 公共下水道の事業計画の変更 (政令で定める軽微な変更を除く。) について準用す

る。

第六条の見出しを (事業計画の要件)」 に改め、 同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第 匹 条第 項  $\mathcal{O}$ 事 業 計 画 は、 次に掲げる要件に該当するものでなけ ればならない。

第二十五条 の三の 見出 L を  $\neg$ (事業: 計 画 の策 定 に改 め、 同 条第 項 中 「定め、 玉 土交通大臣  $\mathcal{O}$ 認可

を受けなけ れ ば を 定 め な け れ ば に 改 め、 同 1条第四 項 中 前 三項」 を 「前 各 項 に、 流 域 下 水 道 管

理者 が 第 項  $\mathcal{O}$ 認 可 を受け た を 「流 域 下 水 道 (T) に改 め、 「をしようとする場合」 を削 り、 同 項 を 同 条

第七 項とし、 同 条第三 一項中 第一 項の認可」を 「第二項の 規定による協議」に、 「しようとする」 を 「 受

け た に改め、 あらかじ め を削 り、 同項を同条第四 項とし、 同 項 の次に次の二項を加える。

5 第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に か かわらず、 都道 府 県であ る流 域下 水 道管 理者 は、 流域 別 下 水 道 整 備 総 合 計 画 が 定め

5 れて 7 る地 域 に お 1 --流 域 下 水道  $\mathcal{O}$ 事 業計 画 を定めようとするときは 同 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる 協 議をする

ことを要 な 1 この 場 一合に お 1 て、 当該 流 域 下 水道 管 理 者 は、 事 <del>,</del> 業 計 画 を 定  $\Diamond$ たときは 玉 土交通 省

令で定めるところにより、 遅滞. なく、 これ · を 国 土交通大臣 に 届 け 出 な け れ ば なら な

6 国土交通大臣は、 前項 0 規定による届出を受けたときは、 政令で定める場合を除き、 当該届出 の内容

を環境大臣に通知するものとする。

第二十五条の三第二項中 「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 流 域下 水道管理者は、 前項の 規定により事業計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 政令で定め

るところにより、 国土交通大臣 市 町 村が 設置する流域下水道 の事業計画で政令で定めるも <u>0</u> にあ つて

は、都道府県知事)に協議しなければならない。

第二十五条の五の見出しを (事業計 画の要件)」に改め、 同条各号列記以外の部分を次のように改め

る。

第二十五条の三第一項の事業計画は、 次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

第四十二条第一項中 及 <del>ل</del> ا の下に「第三項並びに」 を加える。

(河川法の一部改正)

第三十六条 河 ΪĹ 法 (昭 和三十 九年法律第百六十七号) の 一 部を次のように改正する。

第百条第一 項 中 「とあるのは 「都道府県知事」と」の下に 第十三条第二項中「政令」とあるのは

政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と」を加える。

# (都市計画法の一部改正)

第三十七条 都市計 画 法 (昭 和 四十三年法律第百号) の一部を次のように改正する。

第十八条第三 項中 「大都· 市 及びその 周 辺 の都 市 に係 る 都 市 計 画 区 一域そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 政 令で定める都 市 計 三画区域

に係る都 市 計 画 **(**政 令で定 め る軽易を な ŧ  $\mathcal{O}$ を除り < )又は」 を削 る。

第十 九条第三 |項中 「協議 Ļ その同 意を得なけ れば」 を 協 議 しなけ いれば」 に改め、 同 頭に後段として

次のように加える。

この場合において、 町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

第八十七条の二第二項中 都道府県知 事 の 下 に 「に協 議しなければ」 を、 国土交通大臣」 の下に「

に協議し、その同意を得なければ」を加える。

(国土利用計画法の一部改正)

第三十八条 国土 利 用 計 画 法 留昭 和 四十. 九 年法律第九十二号) の — 部を次のように改正する。

第九条第十項中 「協議し、 その 同意を得なけ れば」を 「協議 しなけ れば」に改め、 同条第十二項中 同

意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改める。

# 第八章 環境省関係

(大気汚染防止法の一部改正)

第三十九条 大気汚染 防 止法 昭昭 和四十三年法律第九十七号) *Ø*)
— 部を次のように改正する。

第五 条 の 三 第 項 中 及 び第五号」 を 「から第六号まで」 に改 め、 同 項第五号中 「及び方途 を削 り、

同項に次の一号を加える。

六 計画の達成の方途

第五条の三第三項中 「あらかじめ」 の下に、、 第一項第四号及び第五号に係る部分について」を加え、

協議 その同 意を得なければ」 を 「協議、 しなければ」 に改める。

自然環境保全法の一部改正)

第四 十条 自然環境 保 全法 (昭 和 匹 十七 年 -法律第: 八十五号) *∅* 部 を次 のように改正する。

第四十 九 条を削っ り、 第 五. 十条を第四 十九条とし、 同条の 次に次 の 一 条を加える。

(国等に関する特例)

第五 十条 都道府県が第四十六条第一 項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内におけ

る行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する特例については

、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。

自 動 車 から 排 出 「され」 る窒 素酸化 物 及 Ű 粒 子 状 物 質  $\mathcal{O}$ 特 定地 域 に お ける 総 量  $\mathcal{O}$ 削 減等に関 する特別措 置法

の一部改正)

第 匹 + 条 自 動 車 か 5 排出される窒素 酸 化 物 及 び 粒 子状 物 質  $\mathcal{O}$ 特 定 地 域に おけ つる総量 0) 削 減等 に 関 する特

別措 置法 平 -成四年 法律第七十号) *⑦* 部を次のように改正する。

第七条第三項中

「協議し、

その同意を得なければ」を

「協議

しなければ」に改め、

同条第四項中

同

意

をしようとする」を 「協議 を受けた」 に、 「議 を経なけ ń ば を 「意見を聴 か なけ ń ば に改める。

(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

第四十二条 ダイ 才 キ シン類 対 策特 别 措 置 法 伞 成 + 年 法 1律第百 五. 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次 のように 改 正 す ź。

第十 条 第 項 中 及び 第 匹 号」 を 「 か たら第五 号まで」 に改い め、 同 項 第四号中 「及び方途」 を削 り、 同

項に次の一号を加える。

五 計画の達成の方途

第十一条第三項中「あらかじめ」の下に「、第一項第三号及び第四号に係る部分について」を加え、

協議し、 その 同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

附則

(施行期日)

第 一 条 この 法 律 は、 公布の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から

施行する。

第七条、第二十二条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、 第三十三条(

次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七条及び第三十八条の規定並びに C 附 則 第: 八条、 第十条、 第十

条、 第十三条、 第十九条、 第二十五条、 第三十三条及び第三十九条の規定 公布  $\mathcal{O}$ 日 カ ら起算して三

月を経過した日

第六条、 第十一条、 第十三条、 第十五条、 第十六条、 第十八条から第二十条まで、 第二十六条、 第二

十九条、 第三十二条、第三十三条 (道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。) 、 第三十五条

及び第三十六条の規定並びに附則第四条から第七条まで、第十二条、 第十四条、 第十五条、 第十七条、

第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条 (構造改

革特 別区域 法 平 成十四年法律第百八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。)、 第三

十七条、 第三十八条、 第四十条及び第四十三条の 規定 平成二十三年四 月 日

 $\equiv$ 第三条  $\mathcal{O}$ 規定及び 附則第 匹 十二条の 規定 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か ら起算して三月を超えない 範囲内に お į١ · て 政

で定める日

兀 第二条の規定並びに附則第二十九条及び第四十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過 した日

又は地方自治法の一 部を改正する法律 (平成二十二年法律第 号) の施行の日 の 翌 日 のいずれ · か遅

い 日

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に第 条  $\mathcal{O}$ 規定に よる改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 災害対策基本法第四 十条第三項 (同 法 第四. +

三条第三項に お いて準 用する場合を含む。) の規定によりされて 7 る協 議 0) 申 出 は、 第一 条  $\mathcal{O}$ 規定 に よる

改正 後の災害対策基本法第四十条第三項 (同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。) の規定

によりされた報告とみなす。

# (学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に · 第 九 条  $\mathcal{O}$ 規定による改正前 の学校教育法第四条第一項の規定によりされて

1 る市 町 村  $\mathcal{O}$ 設 置す る幼 稚 袁 に係 る 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 は 第 九 条  $\mathcal{O}$ 規定 による改正 後 0 学校教育法第 匹 条  $\mathcal{O}$ 

規定によりされた届出とみなす。

2  $\mathcal{O}$ 法 律 0) 施 行 前 に 第 九 条 O規 定 に ょ る改正 前 0 学校教育法第十三条 の規定によりされ た 市 町 村  $\mathcal{O}$ 設 置

する幼 稚 園 に係る閉 鎖 命令 は、 第九条の 規定による改正後 の学校教育法第十三条第二項の 規定に お 1 て準

用する同条第一項の規定によりされた閉鎖命令とみなす。

(保育所に係る居室の床面積の特例)

第四 条 都 道 府県が第十三条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 児童 福 祉 法 附 則第七条及び第四十三条に お V 7 「新児

童 福 祉 法 とい . う。 第四 + 五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 条 例 を定 め るに当た って は 保 育  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 需 要そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 条件 を考慮し て 厚 生 労働省令 で定 め る基 準 に 照ら L て厚生 一労働 大臣 が 指 定す る 地 域 12 あ って は 政

令で定める日まで 0) 間 同 条 第二 項の規定に か か わらず、 保育 所に係る居室 0) 床 面 積に について は、 同 項  $\mathcal{O}$ 

厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第 五 条 第 十六 条の 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か ら起 算 して一 年を超えない 期間 内 にお *\*\ て、 同 条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 後

 $\mathcal{O}$ 職 業 能 力 開 発 促 進 法 次 項 K お 1 7 新 職 業 能 力 開 発 促 進 法 とい . う。 第十五 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項 べただ L 書

 $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 が 制 定 施 行 され る ま で  $\mathcal{O}$ 間 は 同 項 ただだ L 書 に · 規 定 す る 厚 生 労 働 省令 で定

 $\Diamond$ る 要 件 を満 た す 職 業 訓 練 を当 該 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 で 定 8 る 職 業 訓 練 とみ な

2 第十 -六条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 起算して一 年を 超えな 1 期 間 内 に おい て、 新 職業能・ 力開発促進法 第 十五

条の六第三項 の規定に基づく 都道 府県 (新職 業 能 力開 発促 進法第 十六条第二項 (T) 規定に より 市 町 村 が 職 業

能 力 開 発 校 を設置する場合には、 当 該 市 町 村 を含む。 以下この 項に おい て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 条 例 が 制 定 施 行され

るま で  $\mathcal{O}$ 間 は 新 職 業 能 力 開 発促 進 法 第 + 五. 条  $\bigcirc$ 六第三項に 規定する厚生労働 省令で定め Ś 要件を満 たす

職 業 訓 練 を当 該 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 で 定 め る 職 業 訓 練 とみ んなす。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 厚生 一労働 大臣 は 第 + 八条  $\mathcal{O}$ 規定による改正後の介護保険法 (次項及び附則第四十三条 12 お 1 て

新 介護保険法」 という。 第七十四条第三項、 第七十八条の四第三項、 第八十八条第三項、 第九 十七条第

匹 項、 第百十条第三項、第百十五条の四第三項及び第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準

を定めようとするときは、 第十八 条 の規 沈定の施! 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に お いても社会保障審 議 会の意見を聴くことがで

きる。

2 第十八 条の 規 定 O施 行  $\mathcal{O}$ 日 か こら起算さ して一 年 -を超な え な **(**) 期間 内 に お いて、 次の 表 0 上 欄 に掲 げる規定に

規定する都 道 府 県 又 は 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条 例 が 制 定 施 行される るま で  $\mathcal{O}$ 間 は、 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に · 掲 げ る規定に 規定する厚

生労働省令で定める基準は、 当該都道 府県又は 市 町 村 の条例で定める基準とみなす。

新介護保険法第百十条第一項及び第二項	新介護保険法第九十七条第一項から第三項まで	新介護保険法第八十八条第一項及び第二項	新介護保険法第七十八条の四第一項及び第二項	新介護保険法第七十四条第一項及び第二項	新介護保険法第五十四条第一項第二号	新介護保険法第四十二条第一項第二号
新介護保険法第百十条第三項	新介護保険法第九十七条第四項	新介護保険法第八十八条第三項	新介護保険法第七十八条の四第三項	新介護保険法第七十四条第三項	新介護保険法第五十四条第二項	新介護保険法第四十二条第二項

 の 第	字   卒仁	华丘	に	次	第七		幸亡 -	<del></del>	
り長をが付則第四十三条こおって「新考し富止去」 第十五条の規定による改正後の老人福祉法(以下こ)	一豆をつ見ぎている女王をつきて富止を一人豆をつ見ぎている女王をつきて富止をした。 アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	.掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、	の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が	条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行	(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)	新介護保険法第百十五条の十四第一項及び第二項	新介護保険法第百十五条の四第一項及び第二項	
新老人福祉法第十七条第二項	き 児 児 童 福 福 ー 福 ー 福 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	新児童福祉法第二十四条の十二第三項	当該都道府県の条例で定める基準とみなす。	か制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄	の日から起算して一年を超えない期間内において、		新介護保険法第百十五条の十四第三項	新介護保険法第百十五条の四第三項	

以下この表及び附則第四十三条において「新障害者

第十九条の規定による改正後の障害者自立支援法

新障害者自立支援法第三十条第二項

自立支援法」という。) 第三十条第一項第二号イ及	
びロ	
新障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項	新障害者自立支援法第四十三条第三項
新障害者自立支援法第四十四条第一項及び第二項	新障害者自立支援法第四十四条第三項
新障害者自立支援法第八十条第一項	新障害者自立支援法第八十条第二項
新障害者自立支援法第八十四条第一項	新障害者自立支援法第八十四条第二項

(森林 病 害. 虫 等 防 除 法 ∅– 部 改 正 に 伴う 経 過 措 置

第八 条 第二十二 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 森 林 病 害 虫等 防 除 法 第 七 条 *の* 三 第三 項  $\mathcal{O}$ 規

定により り協 議  $\mathcal{O}$ 申 出 が あ 0 た 都道· 府 県 防 除 実 施 基 準  $\mathcal{O}$ 策定 又は変更につい て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に 、よる。

2 第二十二条の 規 定  $\mathcal{O}$ 施行 前 に同 条  $\mathcal{O}$ 規定による改正前  $\mathcal{O}$ 森林病 害虫等防除 法第七名 条の 五 第二 一項の 規定に

より 協 議  $\mathcal{O}$ 申 出が あっ た 高 度公益機能森林及び被害拡大防止森林 この区域 の指定又は変更については、 なお

従前の例による。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

第 九 この 法 律 の施 行前に第二十三条の規定による改正 前 の漁港漁場 整備法第六条第七項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によりさ

れ た 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 に係 る 漁 港  $\mathcal{O}$ 区 域  $\mathcal{O}$ 指 定 又はその変更に つい ては、 な おお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ

中 小 企 業 寸 体  $\mathcal{O}$ 組 織 に関 す る法 律  $\mathcal{O}$ \_\_ 部改 正 に伴う経 過 措 置

第十条 第二十 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 12 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる改 正 前  $\mathcal{O}$ 中 小 企 業 寸 体  $\mathcal{O}$ 組 織 に 関 する法 律 (以下こ

 $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 旧 寸 体 法 とい 、 う。 )  $\mathcal{O}$ 規 定 に よりさ れ た 命 令、 認 可 又 は 承 認 に 係 る 旧 寸 体 法 第 百 条  $\mathcal{O}$ 

一第二 項  $\mathcal{O}$ 通 知 に 0 7 ては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

2 第二十 七 条の規定 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に 旧 寸 体 法 第百 条の二第三項の規定によりされた協議

認 可 若しくはその 取 消 L 又 は 勧告に つい て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

(中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置)

第 + 条 第二十 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定に よる改 正 前  $\mathcal{O}$ 中 小 企業支援法 (以下この 条 に お 1 て

旧 支援 法 という。) 第三 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 通 知 さ れ た同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 計 画 に ・基づく 旧 支援 法 第 兀 条 第

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成 及び届品 出 に っい 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に 、よる。

第二十八条の 規定 0 施行 前 に旧支援法第四 条第 項の規定による届出が あ った計 画 (第二十八条の規定

2

の申出に係る命令、

ょ  $\mathcal{O}$ る改 施 行後に前 正 後  $\mathcal{O}$ 中 項の規定に基づきなお従前 小 企 業支援法第四 条 第 項  $\mathcal{O}$ 例  $\hat{O}$ 規 により届出 定に よる 届 が あ 出 0 が た計画を含む。)は、 あ 0 た 計 画とみなす。 第二十八条の規定に

中 小 企業に ょ る 地 域 産業 資 源 を活 用 L た 事 業 活 動  $\mathcal{O}$ 促 進 12 関 す る法 律  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 改正 に伴う経 過 措

置

第十二条 第二十 九 条  $\mathcal{O}$ 規定 12 よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 中 小 企 業 に ょ る 地 域 産 業資 源 を 活 用 L た 事 業 活 動  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 す

る法 律 (以下こ  $\mathcal{O}$ 条 にこ お 1 7 「新 地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 促 進 法 とい う。 第 匝 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よ り 地

域

産

業

資

源

 $\mathcal{O}$ 

内

容

が

定められ

れ

るまで

 $\mathcal{O}$ 

間

は、

第二十

九条

 $\mathcal{O}$ 

規定

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

現

に

同

条

O

規

定に

ょ

る改

正

前

 $\mathcal{O}$ 

中 小 企業に よ る地 域 産 「業資」 源 を活用 ľ た事 業活 動  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関する法律 (以下この条に お 1 7 旧 地 域 産 業

資 源 活 用 事 業 促 進 法 という。 第 匹 条第 項  $\mathcal{O}$ 認 定を受け た基 本 構 想 旧 地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 促 進 法

第五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 変更の 認 定 が あ 0 たときは、 そ  $\mathcal{O}$ 変更 後  $\mathcal{O}$ ŧ  $\bigcup_{i=1}^{n}$ に 定  $\Diamond$ 5 れ 7 1 る 地 域 産 業資

源  $\mathcal{O}$ 内 容 は 新 地 域 産 業資 源 活 用 事 業 促 進 法 第 辺 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 定 め 5 n た 地 域 産 業 資 源  $\mathcal{O}$ 内 容

みなす。

2

用 事 第二十 業 促進 九 远法第五<sup>5</sup> 条  $\mathcal{O}$ 規 条第 定  $\mathcal{O}$ 施行 項  $\mathcal{O}$ 前 規定による変更の認定を受けた基本構 に 旧 地 域 産 業資源 活用事業促 進法第四 問想に係る · 条第 る旧 項  $\mathcal{O}$ 地域. 認定 文は 産 業資源 旧 地 活 域 産業 用 事 業 資 促 源 進 活

法第四条第五 項 旧 地 「域産業資源活用事業促進法第五条第三項において準用する場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 規定に

よる公表については、なお従前の例による。

(港湾法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第三十一 条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定による改 Ī 一前 の港湾 法 (以下この 条に お 1 て 旧 港 湾法

第 匝 条 第 兀 項 旧 港 湾 法第 九 条第二 項 及び 第三十三条第二 項 に お 1 て 準 用 する 場 合を含 む。

次項に対 お いて同じ。) の規定 による認 可 が あっ た港湾区 域 は、 重 要港 湾及び 避 避難港に 0 ١ ر て は 第三十 一条

 $\mathcal{O}$ 規定による改正後の港湾法 (以下この条にお *(* ) 7 「新港 湾法」 という。 第四条第四 項 (新 港湾法 第九

条第二項及び第三十三条第二項にお į١ 7 準用する場合を含む。 次項に お いて同 υ°  $\mathcal{O}$ 同 意 が あっ た 港 湾

区域とみなし、 避難 港 以外  $\mathcal{O}$ 地 方 港湾 に つ 7 7 は 新港湾 法 第四 [条第 八 項 (新 港 !湾法第-九 条第二 項 及び第三

十三条第二 一項に お 1 7 準 一用す る場合を含む。 次項 E お 1 て 同  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る届 出 が あ 0 た 港 湾 区 域

みなす。

2 第三十一条の 規定 の施行 の際現に旧港湾法第四条第四項  $\bigcirc$ 規定によりされてい 、る認 可 O申 請 は、 重要港

湾及び避難港に係るものにあっては新港湾法第四条第四項 の規定によりされた協議 の申 出と、 避難 港 以 外

 $\mathcal{O}$ 地方港湾に係るものにあっては同条第八項の規定によりされた届出とみなす。

3 第三十一条の 規 定  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 際現に 旧 港湾法第五 十四条の三第三項の 規定によりされてい . る同 意の 申請で

あって、 新港湾 法第五· 十匹 条 の 三 第三項各号に掲げる港湾 施設を含まな 1 特定埠 頭 に係るも  $\mathcal{O}$ は、 同 条第

五項の規定によりされた通知とみなす。

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三十二条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 施行 の日から起算して一年を超えない期間内において、 同条の規定による改

正 後 の公営住宅法 (以下この条にお いて 「新公営住宅法」 という。 第五条第一項又は第二項 0 規定に基

づく条例が 制 定施行されるまでの 間 は、 同 条第一 項又は第二項の 玉 土交通省令で定める基準は、 同 条第

項又は第二項の条例で定める整備基準とみなす。

2 第三十二条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際現 に 工 事 中  $\mathcal{O}$ 公営 住 宅 又は 共 同 施 設 に . つ い ては、 新 公営住宅法第五

項又は第

第二

項

0)

規

定

に

カン

カゝ

わ

らず、

な

お

従

前

の例

に

よる。

3 第三十二条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 日 から起算して一年を超えない 期間内において、 新公営住宅法第二十三条第

号口 の規定に基づく条例が 制定施行されるまでの間は、 公営住宅の入居者の資格については、 同 条 の規

定に か かわらず、 なお従前 の例による。 この場合において、第三十二条の規定による改正前 の公営住宅法

第二十三条中 次 いの各号 (老 人、 身体障 害者その 他 の 特 に居住の の安定を図る必 要がある者とし て政令で定

める者 (次条第二項 に お 1 て 老 人等」 という。 にあ つては、 第二号及び第三号)」 とあるの は、 「第

二号及び第三号」とする。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第三十三条  $\mathcal{O}$ 規定 (道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。 以下この条にお į١ て同 U

 $\mathcal{O}$ 施 行 0 日 から起算して一年を超えな ζ, 期間 内に お 1 て、 第三十三条の規定による改正 後 の道 路 法

以下この 条に お *\* \ 7 「新道 路 法 という。 第三十条第四 項  $\mathcal{O}$ 規定に 基づく条例が 制 定 施行 されるまで 0

間 は、 同 項  $\mathcal{O}$ 政 令で・ 定める芸 基 準 は、 当該 条例 で 定 め る 技 術 的 基準 とみなす。

2 第三十三条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か 6 起 算 L て 年を超 え な 1 期 間 内 に お 1 て、 新 道 路 法第四 十五 条第三項

 $\mathcal{O}$ 規定に基づく 条 例 が 制 定 施 行される るま で  $\mathcal{O}$ 間 は、 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定は、 適 用 しな

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 こ の 法律 の施行の 日 前に第三十四条の規定による改正前の海岸法第二十七条第二項の規定により

された承認又はこの法律の施行の際現に同  $\mathcal{O}$ 規定による改正後 の海岸法第二十七条第二項 1項の規定によりされている承認の申請は、 の規定によりされた同 意又は 協 議 の申 出とみなす。 それぞれ第三十四条

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第十七 · 条 第三十五 条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に同 条  $\mathcal{O}$ 規 定による改 Ē 一前 の下 -水道法 (以下この条にお 1 て 旧 下水

項に 道 法 お いて同じ。) という。 第四 *(*) <del>;</del> · 認可を受けた事業計画 条 第 項又は 第二十 五条 は、 の 三 第三十 第 五 項 条の (同 条 規定による改正後の下水道法 第四 項に お 1 7 準 用 す る場合を含む。 (以下この条 次

に お いて 「新下水道法」という。) 第四条第二項 (同条第六項にお į١ て準用する場合を含む。 次項に お 7

て 同 ľ, 又は第二十五条の三第二項 同 E条第七 項に お **,** \ て準用する場合を含む。 次項にお 7 て同じ。

 $\mathcal{O}$ 規 定が 適用され る 事 業計 画 に あ 0 て はそれぞ れ  $\mathcal{O}$ 規定 に よる協 議 を行 ったも のと、 新 下 水 道 法第四条第

第七 兀 項 項 (同 に お 条 第六 V て 準 項 用 に する場合を含む。 お 1 て準 用す る場合を含 次項に お む。 ( ) て同じ。 次項 に お 1 、 て 同 0 規 ľ 定が 適用される事 又は第二十五 業 計 条 画 の 三 に 第 あ って 五. 項 はそれ 同 条

ぞれの規定による届出をしたものとみなす。

2

第三十五 条の規定 0 施行 の際現に旧下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定によりされ

の三第 係るも 7 1 る認 のに 五 項 可  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 申請 規定 ってはそれぞれ は、 が 適 用さ 新下水道法第四条第二項又は第二十五条の三第二項の規定が適用される事業計 れ (T) る事 規定によりされた協 業 計 画 に係るも  $\mathcal{O}$ に 議 あ  $\mathcal{O}$ 申 0 てはそれ 出と、 新下 れ だれれ -水道:  $\mathcal{O}$ 法 規 第 定によりされ 四 条第 匹 項 た届 又 は第二十 出とみなす。 五 画 に

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第  $\dot{+}$ 凣 条 第三 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か ら起算し て一年 を超えな 7 期 間 内 に お 1 て、 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定に よる改

での 間 は 同 項 の政令で定める基準 は 当該 条例で定める技術的基準とみなす。

正

後

 $\mathcal{O}$ 

河

Ш

法

第百

条第

項

に

おいて

準

用する同法第十三条第二

項

 $\mathcal{O}$ 

規定に基づく条例

が

制

定

施

行されるま

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第十 第 八 九  $\dot{+}$ 条 七 条 第三十七  $\mathcal{O}$ 第 条  $\mathcal{O}$ 項 規定  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる改 に ょ ŋ 指 正 前 定 都  $\mathcal{O}$ 都 市 市 が 行 計 う 画 法 旧 都 (以下この条に 市 計 画 法 第 +お 八 条第三 1 7 旧 項 に 都 規 市 定す 計 画 うる大 法 という。) 都 市 及びそ

続  $\mathcal{O}$ のうち、 周 辺  $\mathcal{O}$ 都 第三十一 市 に 係 t る 条 都  $\mathcal{O}$ 市 規 計 定 画  $\mathcal{O}$ 区 施 域 行 そ 前  $\mathcal{O}$ 12 他 旧  $\mathcal{O}$ 都 政 市 令 計 で 定 画 法 8 第 る 八 都 十七 市 計 条 画 の 二 区 域 一第四 に 係 項 る  $\mathcal{O}$ 都 規定 市 計 に 画 よりされ  $\mathcal{O}$ 決 定 又 た意 は 変 見 更  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 聴 丰

取 文は第三十七条 0 規定 0) 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (Z 同 項  $\mathcal{O}$ 規定によりされてい る意見の聴 取  $\mathcal{O}$ 申 出 は、 それぞれ 同 条

 $\mathcal{O}$ 規定による改正後の都市計画法 (以下この条において「新都市計画法」という。) 第十九条第三項 (新

都 市 計 画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。) 0 規定によりされた協 議又は協 議  $\mathcal{O}$ 申 出と

みなす。

(大気汚染防 止法  $\mathcal{O}$ 部改正 に伴う経過 措 作置)

ک

第二十条 0) 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 0) 際 現に 第三十 九 条 Ò 規定による改正 前 の大気汚染防 近法第1 五条の三 一第三 項 (同

条第六項において準用する場合を含む。) の規定によりされてい る協議 の申 出は、 第三十九条 パの規定 によ

る改正後の大気汚染防止法第五条の三第三項 (同条第六項において準用する場合を含む。) の規定により

された協 議  $\mathcal{O}$ 申 出とみなす。

自 動 車 か 5 排 出される窒素酸 化 物 及び 粒子状物 質 0) 特 定地域 E お け つる総量  $\mathcal{O}$ 削 減等に 関する特別措 置 法

 $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴 う経 過 措

(T) 法 律  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 際現に第四 + 条 O規定に、 ょ る改 Ē 前 0 自 動 車 か 5 排 出される窒素 酸 化 物 及

び粒子状物質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 特定 地 域に おける総量  $\overline{\mathcal{O}}$ 削 減等 に関する特別措置法第七条第三項 (同 条第六項及び 同 法 第

九条第三項において準用する場合を含む。 の規定によりされてい る協議の申出は、 第四十 条の 規定に

よる改正後の自動車 から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する

特 莂 措 置法第七条第三項 (同 条第六項及び 同法第-九 条第三 一項にお 7 て準用する場合を含む。) 0) 規定によ

りされ た 協 議  $\mathcal{O}$ 申 出 とみなす。

ダ イオオ 丰 シ ン 類 対 策 特 別 措 置 法  $\mathcal{O}$ 部 改正 に伴う経 過 措

置

条第三項 この (同条第六 法 律  $\mathcal{O}$ 、項に 施 行 お  $\mathcal{O}$ 際現 1 準用する場合を含む。) に 第四 一十二条 O規定に、  $\mathcal{O}$ る 改 規定によりされてい 正 前  $\mathcal{O}$ ダイオキ 、シン類: る協 議 対 策特 出 別 措置 は、 第 法 匹 第 +

 $\mathcal{O}$ 申 ょ

--

二条の規定による改正後のダ イオキシン類対策 特別措置法第十一 条第三項 (同条第六項にお 71 て準 用する

場合を含む。) 0) 規定によりされた協 議  $\mathcal{O}$ 申 出とみなす。

罰 則 に 関 でする経過 過 措 置

第二十三条 この 法 律 附 則 第 条各号に 掲げる規定にあ 0 て は、 当 該 (規定) の施行前 に た行為に に対する

罰 則  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 V て は、 な お 従前  $\mathcal{O}$ 例 に よ る。

(政 令 0) 委任)

第二十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政

令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第二十五条 地方自然 治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

別 表第 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)の項中 並 び に第九項及び第十項」を 第八項

第九条第二 項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。 以下同 (C) 並びに第十二項 及び 第十

三項」に、 「含む。)並びに」を「含む。)、第九条第三項並びに」に、 「認可」を 「同意」に、 ŧ  $\mathcal{O}$ 

に限る」を「ものに限り、 同条第八項の規定により処理することとされているものについては、 同項  $\hat{O}$ 規

定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改める。

(地域保健法の一部改正)

第二十六条 地域 保 健 法 昭 和二十二年法律第百 号) の 一 部を次のように改正する。

第五条第二 項中 「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の 兀 第二項第九号」に改める。

(私立学校法及び沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)第八条及び第六十四条第一項

沖縄科学技術大学院大学学園法 (平成二十一年法律第七十六号) 第十九条第二項第二号

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正

第二十八条 旧 市 町 村  $\mathcal{O}$ 合併  $\mathcal{O}$ 特例 に . 関す る法 律 (昭 和四 十年法律第六号) 附則第二条第二項の規定により

なおその 効力を有するものとされる 同 法 0) 部を次 のように改正する。

「(同条第四項において準用する場合を含む。)

の認可を受けた事業計画」を

「の事

第十四条第

項 中

業計 画に、 「第二十五条の三第四項」を 「第二十五条の三第七項」 に、 「規定による変更の認可を受け

た」を「規定により変更した」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第二十九条 都市 開 発資 金 の貸付けに関す る法は 律 (昭和四 十一 年法律第二十号) の一部を次のように改正す

る。

第一 条第一 項第二号ホ中 「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

第三十三条中 「第三条第二項 を「第三条第三項 に、 「就学前の子どもに関する教育、 保育等の

総合的な提 供  $\mathcal{O}$ 推 進に 関する法律第三条第二項」 を 同 項」 に改める。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第三十一 条 自 転 車 道  $\mathcal{O}$ 整備 等 に 関す る法 律 (昭 和 匹 + 五. 年法律第十 - 六号) の — 部を次 0 ように

改正する。

第四条中 「第三十条」 を 「第三十条第一 項の政令又は同条第三項の政令及び 同条第四 項」に、 「政令」

を「条例」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

第三十二条 浄化 一槽法 昭昭 和 五. 十八年法律第四十三号)の一 部を次のように改正する。

の二第一 項ただし 書中 「下水道 法 の下に 「第四 条 第 項  $\mathcal{O}$ 事 · 業 計 画 に お 1 て定め 5 れ た 同 法

を加え、 (同法第 匹 条 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に より国土交通大臣 又は 都 道 府 県 知 事 Ò 認可を受け た同 項 (T) 事 · 業 計

画において定められたものに限る。)」を削る。

(集落地域整備法の一部改正)

集落地域整備法 (昭和六十二年法律第六十三号) の — 部を次のように改正する。

第七条第四 |項中 「第八条第四 I項前 段」 を 「第八条第四項」に、 同 条第一項前段」 を 「同法第八条第四

に係 項中 る 「ときは、 ŧ  $\overline{\mathcal{O}}$ ( 以 下 政令で定めるところにより、 「農用: 地 利 用計画」 という。 当該 につい 農業! 振 て 興 地 とあ 域 整 る 備 Ō 計 は 画 のうち第二項第 「ときは」と、 協 号に掲げ 議 そ る 事  $\mathcal{O}$ 項 同

意を得る

なけ

れば」

とあ

るの

は

協

しなけ

れば」

と

に改め、

第

一 項

後

段を

除く。 )」と」の下に  $\neg$ 「同条第二項」とあるのは 議 同法第十三条第一 「第八条第四項中 項前段」 「ときは、 政令で定めるところに

より、 当該農業振興 地 |域整 備 計 画 のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの ( 以 下 「農用 地 利 用 計 画

という。) について」 とあるのは 「ときは」と、 協議 Ļ その 同 意を得なけ れば」 とある 0 は 協 議

なけ れば」 と、 第十二条第二項」と、 「とあるの は、 とあ るの は 「とある 0 は کے を加 える。

被被 災 市 街 地 復 興 特 別 **措置**: 法  $\mathcal{O}$ 部改 正

第三十四条 被災市 街 地 復興 特 別 措 置 法 平 成七年法律第十四号) の — 部を次のように改正する。

第二十一条中 「第二十三条第三号」を「第二十三条第二号」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第三十五条 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) の一部を次のように改正する。

第十二条第 項第十一号中 「第二項」 を 「第三項」に改める。

(構造改革 -特別 区域 法 の 一 部 改正

第三十六条 構造 改革 特 別 区 域 法 .. の 一 部 を次のように改正 する。

「第十三条」

を「第十三条第一

項」

に改

らめる。

第十二条第

第三十条第一項中 項及び 「この項」を「この条」 第八項中 に改め、 同条第二項中 「厚生労働大臣が」を 「都道府県

合にあっては、 当該指定都 市 又は中核市) の条例で」 に改 いめる。

法第三十四条の規定により同法第十七条第一項の条例を指定都市又は

独 立 行 政法 人都· 市 再生機 構 法 0 部 改 正

第三十七条 独立 行 政 法 人都 市 再生 機 構 法 平 成十五年法律第百号) 0) 部を次のように改正する。

第十 九条第四号中 「第四条 第一 項」を 「第四条第六項」 に改める る。

第二十九条第一項中「(同条に規定する老人等にあっては、 同条第二号及び第三号)」 を削る。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正

くる場

(同

中核市が定めるものとされてい

第三十八条 市町村の合併の特例に関する法律 (平成十六年法律第五十九号) の一部を次のように改正する。

第二十条第 項 中 (同条第四項において準用する場合を含む。) (T) 認可を受けた事業計 画 を  $\overline{O}$ 事

業計 画 に、 第二十五条 の三第四 項」 を 「第二十五条の三第七項」 に、 規定による変更の 認可 を受け

た」を「規定により変更した」に改める。

(景観法の一部改正)

第三十九条 景観法 (平成十六年法律第百十号) の一部を次のように改正する。

第五 十五条第四項中 「第八条第四項前段、 を 「第八条第四項、 に改め、 「にお いて」の下に 同

法第八条第四 項中 「ときは、 政令で定めるところにより、 当該農業振 興 地 域 整 備 計 画 のうち第二項 第 号

に掲 げ る 事 項に係るもの ( 以 下 農 用 地 利 用 計 画 という。 に つい て」とあるの は 「ときは」 と 協

議 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 同 意 を得 なけ れ ば とあ る  $\mathcal{O}$ は 協 議 L なけ ń ば」と」 を加え、 「第 八条 第四 項 及び <u>第</u> + 一条

(第十二項を除く。)」を \_ (第十二項」に、 「第八条第 匹 項 前 段 及び 第十 条 ( 第 九 項後段 及び 第十二

を「 (第九条後段及び第十二項」と、 同 条第二項」とあるの は 「第八条第四 項中

は、 政令で定めるところにより、 当該農業振興地域整備計 画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの

(以 下 「農用地利用計画」という。) について」とあるのは 「ときは」と、 「協議し、 その同意を得なけ

れ ば とあ る  $\mathcal{O}$ は 「協議 しなけ いれば」 ۲, 第十二条第二項」と、 「とあるのは、 \_ とあるのは 「とあ るの

は」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四 十条 第二十六条のうち介護保険法第百十五条の三十二第一項の改正規定中 健 康 保 険 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を改一 正 する法語 律 平 成 十八年 法 律第八十三号) 「第百十条第五項」 の <u>ー</u> 部を次のように を 「第百十条 改正する。

第六項」に改める。

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

第四 十 条 株 式 会社· 企 |業再生支援 機 構 法 (平成二十一年 法律第六十三号) 0) 部を次 0 ように改正する。

第六十七条第二項中 第 九 条第十五 ·項 」 を 「第九条第十 項」 に改め  $\dot{\tilde{\mathcal{S}}}_{\circ}$ 

(検討)

第四十二条 政府は、 第三条の規定の施行後三年以内に、 同 条の 規定による改正 後 の内 閣 府設置法第四条第

項第三号の三に規定する地域主権改革 (以下この条にお いて 「地域主権改革」 という。 の進捗状況そ

 $\mathcal{O}$ 他 経済社会情勢等を勘案し、 地域主権改革を更に進める観点から、 地域主権戦略会議の所掌 事務及び組

織 その 他  $\mathcal{O}$ 地 域主 権 改革に係る体 制 に ついて検 討を加え、 その結果 果に 基づい て必要な措置を講ずるも

する。

第四 十三 条 政 府 は、 新児 童 福 祉 法 第二十 匹 条 O十 二 及 び 第 匝 十五 条、 新老 人福. 祉 法第十 七 条、 新 介 護 保 険

法 第 匹 - 条、 第 五 + 兀 条、 第七 + 兀 条、 第 七 + 八 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 八 + 人 条、 第九 + 七 条、 第 百 + 条、 第 百 +

五.

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

|及び

)第百·

十

五条の十

应

新

障

害者自立支援法第三十条、

第四十三条、

第四十

匹

条、

第八十

条

及

CK

第八 + 兀 条並 びに第二十条の規定による改正後 の就学前 の子どもに関する教育、 保育等の総 合的 な提 供  $\mathcal{O}$ 

推 進 に 関 す る法律第三 条  $\bigcirc$ 規 定並 びに 附 則 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 状 況 等を勘 案 Ļ これ らの 規定に 規 定 す

る基 準 及びこれら 0) 規 定に 基 でき国  $\mathcal{O}$ 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 が 定 8 る基 準  $\mathcal{O}$ 在 り方について検討を加え、 必要が、 あ

ると認 めるときは、 その 結 果に基 づい て必 要な措 置を講ず る も のとする。

#### 理由

地 域主権改革を総合的かつ計 画 的に推進するため、 内閣府本府に地 域主権戦略会議を設置するとともに、

地方公共団体に対する事 務の処し 理又はその方法 の義務付けを規定 し てい る関係法律を改正する等、 所要の措

置を講ずる必要がある。 これが、 この法律案を提出する理 由である。

0 0	0	$\bigcirc$	0	$\circ$	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0		0	$\circ$	0	0	$\circ$	0	$\circ$
農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)(抄)(第二十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)(抄)(第十九条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄)(第十八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)(抄)(第十七条関係) ・・・・・・・・・・・ 53	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)(抄)(第十六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・ 51	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)(抄)(第十五条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)(抄)(第十四条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)(第十三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)(抄)(第十二条関係) ・・・・・・・ 38	へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)(抄)(第十一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・ 36	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)(抄)(第十条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)(第九条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30	石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)(抄)(第八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・ 26	(第七条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)(抄)	地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)(第六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(抄)(第五条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(抄)(第四条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)(抄)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0	0	0	$\circ$
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)(附則第四十条関係)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)(附則第三十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)(抄)(附則第三十八条関係) ・・・・・・・・・・・	独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)(抄)(附則第三十七条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(抄)(附則第三十六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)(抄)(附則第三十五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)(抄)(附則第三十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)(抄)(附則第三十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)(抄)(附則第三十二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)(抄)(附則第三十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)(附則第三十条関係) ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)(附則第二十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)(抄)(附則第二十八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)(抄)(附則第二十七条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)(抄)(附則第二十七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)(抄)(附則第二十六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

 $\bigcirc$ 

株式会社企業再生支援機構法

(平成二十一年法律第六十三号)(抄)

(附則第四十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

た場合について準用する。 災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正し災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正し2 (略)	第四十三条 (略) (都道府県相互間地域防災計画)	ることができる。 認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をす 告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると	<b>総</b>	21.50で、その要言を公長しなければならない。 成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告すると 3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作	(略)	第四十条 (略) (都道府県地域防災計画)	改正案
場合について準用する。  3 第四十条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協 2 (略)	第四十三条 (略) (都道府県相互間地域防災計画)	成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。	は、第一項の規定により都道府県地域防心ばならない。	- こますればならない。この場合とおいて、内閣総里大臣は、中央方災公成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作	(略)	第四十条 (略) (都道府県地域防災計画)	現

ならない。

域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければ都道府県防災会議の協議会は、第一項の規定により都道府県相互間地

4

改正案	現
(基本計画の認定)	(基本計画の認定)
第九条(略)	第九条 (略)
2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
(削除)	一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
一 (略)	二 (略)
(削除)	三中心市街地の活性化の目標
	四~七 (略)
六 第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次	八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次
に掲げる事業に関する事項	に掲げる事業に関する事項
イ・ロ(略)	イ・ロ (略)
七 第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推	九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推
進に関する事項	進に関する事項
八 (略)	十 (略)
(削除)	十一 その他中心市街地の活性化のために必要な事項
九 (略)	十二 (略)
3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げ	
る事項について定めるよう努めるものとする。	
一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
二 中心市街地の活性化の目標	

# 三一その他中心市街地の活性化に資する事項

## 4 (略)

5 0 い場合には の意見を、 場合には、 第十五条第 地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。 市 町村は、 基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会 同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていな 一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている 第 第 一項第五号に掲げる事項について当該市町村の区域をそ 項の規定により基本計画を作成しようとするときは、

#### 6 (略

適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 て、基本計画のうち第二項に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に7 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合におい

# 一~三 (略)

### 8 (略)

該市町村に通知しなければならない。 内閣総理大臣は、第七項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当

項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会者しく11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第五

# 3 (略)

4 市町村は、第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されているの意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていなの意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されているい場合には、第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されているの地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

### 5 (略)

次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった基本計画が

# 一~三(略)

## 7 (略)

| 内閣総理大臣は、第六項の認定をしようとするときは、第二項第四号| | 内閣総理大臣は、第六項の認定をしようとするときは、第二項第四号|

該市町村に通知しなければならない。 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当

項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会者しく10 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第四

う。 は商工会議所に当該認定を受けた基本計画 0) しを 付するとともに、その内容を公表しなければならない 以下 「認定基本計画」 とい

12 (略

(認定に関する処 間

わ 日 から三月以内において速やかに、 なければならない。 内閣総理大臣は、 前条第一項の規定による認定の申請を受理した 同条第七項の認定に関する処分を行

2 同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 の認定に関する処分を行うことができるよう、 関係行政機関の長は、 内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第七項 速やかに、 同条第九項 0

(認定基本計画の変更)

第十一条 略

画

の変更について準用する。

2 第九条第五項から第十二項まで及び前条の規定は、 前項の認定基本計

(報告の 収

第十二条 更後 る変更の認定を含む。)<br />
を受けた市町村 に対し、 のもの。 内閣総理大臣は、 認定基本計画 以下同じ。) の実施の状況について報告を求めることがで (認定基本計画の変更 があったときは、 第九条第七項の認定 以下 「認定市町村」という。 (前条第一 項の規定によ その変

> う。 は商工会議所に当該認定を受けた基本計画 0) しを 付するとともに、その内容を公表しなければならない 以下 「認定基本計画」 とい

11 (略)

(認定に関する処

理期 間

第十条 日 から三万以内において速やかに、 内閣総理大臣は、 前条第一項の規定による認定の申請を受理した 同条第六項の認定に関する処分を行

わ なければならない。

2 同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 の認定に関する処分を行うことができるよう、 関係行政機関の長は、 内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第六項 速やかに、 同条第八項

(認定基本計画の変更)

第十一条 略

2 画 の変更について準用する。 第九条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、 前項の認定基本計

(報告の 収

第十二条 更後 る変更の認定を含む。)<br />
を受けた市町村 に対し、 のもの。以下 同じ。) の実施の状況 について報告を求めることがで 内閣総理大臣は、 認定基本計画 (認定基本計画の変更 があったときは、 第九条第六項の認定 以下 「認定市町村」という。 (前条第 項の規定によ

きる。

報告を求めることができる。 項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。) の実施の状況について2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画(第九条第二

(認定の取消し)

にその旨を通知しなければならない。 この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第七項各号のいずれか

2 (略

用する。

3 第九条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準 3

により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会者しくは商工会を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第五項の規定4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第十項の規定により通知

(中心市街地活性化協議会)

議所に通知するとともに、

公表しなければならない。

第十五条 (略)

る協議会が組織されていない場合にあっては、同項各号に掲げる者に対事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定によ2 中心市街地において、第九条第二項第二号から第六号までに規定する

きる。

項第四号から第十号までに掲げる事項に限る。)の実施の状況について2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画(第九条第二

(認定の取消し)

報告を求めることができる

にその旨を通知しなければならない。 この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第六項各号のいずれか

(略)

用する。

2

3 第九条第九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準

議所に通知するとともに、公表しなければならない。 により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会者しくは商工会を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第四項の規定4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第九項の規定により通知

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 (略)

る協議会が組織されていない場合にあっては、同項各号に掲げる者に対事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定によ2 中心市街地において、第九条第二項第四号から第八号までに規定する

して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

- 3 (略)
- して加えるよう協議会に申し出ることができる。 げる者 であって協議会の構成員 でないものは、自 を協議会の構成員と 第一項第一号イ及びロ並 びに第二号イ及びロに掲げる者並 びに次に掲
- する事業を実施 しようとする者 一 当該中心市街地において第九条第二項第二号から第六号までに規定
- 二・三(略

(土地区画整理事業の 地計画において定める保 地の特例)

構 その他政令で定める者が設置するもの 事項として土地区画整理事業と併せ てその整備が定められたものに限る 項として土地区画整理事業と併せ てその整備が定められたものに限 ため必要な施設 市福利施設 本計画において定められた中心市街地 三条の二又は第三条の三の規定により施 行するものの 定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第三条第四項、 公共施設を除き、 又は公営住宅等 0 の用に供するため、 区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、 認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として (認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉 又は利 に限 認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事 (認定基本計画において第九条第7 る。 で国、 定の土地を 地方公共団体、 以下 地として定めないで、その土地 (同法第二条第五項に規定する 「認定中心市街地」という 中心市街地整備推進機 二項第四号に掲げる 地計画 (認定基 る。 0) 都 第

して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

- 3 (略)
- して加えるよう協議会に申し出ることができる。 げる者であって協議会の構成員でないものは、自 を協議会の構成員と 第一項第一号イ及び立並びに第二号イ及び口に掲げる者並びに次に掲
- する事業を実施 しようとする者 当該中心市街地において第九条第二項第四号から第八号までに規定
- 二·三 (略)

(土地区画整理事業の

地計画において定める保

地の特例)

第十六条 構 その他政令で定める者が設置するもの 0 ため必要な施設に限 事項として土地区画整理事業と併せ てその整備が定められたものに限 項として土地区画整理事業と併せ てその整備が定められたものに限 公共施設を除き、 市福利施設 本計画において定められた中心市街地 三条の二又は第三条の三の規定により施 行するものの 定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第三条第四項 又は公営住宅等 の区域内の宅地について定められたものに限る。 の用に供するため、 認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項とし (認定中心市街地の区域内の住民等の共 同の福祉 又は利 認定基本計画において第九条第二項第五号に掲げる事 (認定基本計画において第九条第一 る。) で国、 定の土地を 地方公共団 以下 地として定めないで、 (同法第二条第五項に規定する 体、 「認定中心市街地」という 中心市街地整備推 一項第六号に掲げる においては、 地計画 その土地 (認定基 る 進機 都 第 0)

らない。 について所有権、 の地積について、 を保 は収益 することができる権利を有 するすべての者 の同意を得なければな 地として定めることができる。この場合においては、 埋 当該土地区画整理事業を施 行する土地の区域内の宅 権、 小作権、 借権その他の宅地を使用し、 当篠 又 地 地

#### 2 \ \ 4 略

路外 車場についての都市公園 の占用の特例等

第十七条 受けたときは、 九条第七項 除く。)の整備に関する事項を定めた場合であって、 第五号の主要な路外 百六号) 第三条の 整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外 当該路外 市 町村は、 (第十一条第二項において準用する場合を含む。)の認定を 車 遅滞なく、 場の整備に関する事項の内容に 車 基本計画において、 車 場整備地区内に整備される、き同法第四条第二項 場 同法第四条第一 (都市計画において定められた路外 車 項の 場法 して、 車 (昭和三十二年法律第 場整備計画において 当該基本計画が第 車 その 場の整備に関す 置、 車場を 規模

#### 略

2 \ \ 3

る事業の計画

0)

要を定めるものとする。

(認定の基準

第二十三条 当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは までにおいて「計画の認定」という。 市町村長は、 前条第一項の認定 の申請があった場合において、 以下 この条から第二十九条

> らない。 の地積について、 を保 は収益 することができる権利を有 するすべての者の同意を得なければな について所有権、 地として定めることができる。この場合においては、 当該土地区画整理事業を施 行する土地の区域内の宅 地上 権、 小 ,作権、 借 権その他の宅地を使用し、 当篠 又 地 地

#### 2 \ 4 (略)

路外

車場についての都市公園

でと用

の特例等)

第十七条 第五号の主要な路外 る事業の計画の 受けたときは、 九条第六項 除く。)の整備に関する事項を定めた場合であって、 百六号) 第三条の 当該路外 車 整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外 市町村は、 (第十一条第二項において準用する場合を含む。) 遅滞なく、 場の整備に関する事項の内容 要を定めるものとする。 車 基本計画において、 車 場整備地区内に整備されるべ 場 同法第四条第一 (都市計画において定められた路外 項の 車 に 場法 して、 車 き同法第四条第二項 (昭和三十二年法律第 場整備計 車 当該基本計画が その 場の整備に関 画において 置、 の認定を 車 場 第 を

#### 2 3 略

(認定の基準

第二十三条 当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは までにおいて「計画の認定」という。 市町村長は、 前条第一項の認定 の申請があった場合において、 以下この条から第二十九条

、計画の認定をすることができる。

二~九 (略)

(共通 車 )

第三十九条 ころにより、 る運 事業者の運 市街地の区域内を移動する るための事業を行うため、 に掲げる事項として定められた公共 交通機関の利用者 て、その 事業者が期間、 又は料金 運 サービスの提供を受けることができるものをいう。) に係 あらかじめ、 を提示することにより、 0) 事業者は、 区間その他の条件を定めて共 同で発 引を行おうとするときは、 その旨を共同で国土交通大臣に届け出ること 認定基本計画において第九条第1 認定中心市街地に を対象とする共 当該条件の範囲内で、当該各連 国土交通省令 で定めると 通 する 車 元行する の利 又は認定中心 (1以上の運 一項第六号イ 0) であっ 進を図

2 (略)

ができる。

(所掌事務)

第五十七条本部は、次に掲げる事務をつかさざる。

一(略

により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。) に関すること。 二 認定の申請がされた基本計画についての意見 (第九条第八項の規定

、計画の認定をすることができる。

二~九 (略)

(共通 車 )

第三十九条 ころにより、 る運 事業者の運 市街地の区域内を移動する ができる。 るための事業を行うため、認定中心市街地に に掲げる事項として定められた公共 交通機関の利用者 事業者が期間、 その 又は料金 運 サービスの提供を受けることができるものをいう。) に係 あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ること を提示することにより、 0) 事業者は、 区間その他の条件を定めて共 同で発 引を行おうとするときは、 認定基本計画において第九条第1 を対象とする共 当該条件の範囲内で、当該各連 国土交通省令 で定めると 通 する 車 行する の利 又は認定中心 (二以上の運 一項第八号イ 0) 進を図 であ

2 (略)

・
く
す
・

(所掌事務)

第五十七条本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。) に関すること。 二 認定の申請がされた基本計画についての意見 (第九条第七項の規定)

四 三

略略

四 三

略略

第六款 地方支 分部局	第五款 特別の機関(第四十条―第四十二条)	第四款 施設等 機関(第三十九条)	第二款 審議会等 (第三十七条・第三十八条)	第四目 総合科学技術 会議(第二十六条—第三十六条)	第三目 地域主権戦略会議(第二十五条の二十第二十五条の九)	第二目《行政刷新会議(第十九条—第二十五条)	第一目 設置 (第十八条)	第二	第一款 内部部局等 (第十六条・第十七条)	第三節 本府	条)	第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職(第六条—第十五	第一節 通則 (第五条)	第二章 組織	第二章 内閣府の設置並 びに任 務及び所掌 事務(第二条—第四条)	第一章 総則(第一条)	目次		改正案	
第六款 地方支 分部局	第五款 特別の機関(第四十条—第四十二条)	第四款 施設等 機関(第三十九条)	第三款 審議会等 (第三十七条・第三十八条)		第三目 総合科学技術 会議(第二十六条—第三十六条)	第二目《行政刷新会議(第十九条—第二十五条)	第一目 設置(第十八条)	第二	第一款 内部部局等 (第十六条・第十七条)	第三節 本府	条)	第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職 (第六条—第十五	第一節 通則 (第五条)	第二章 組織	第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務(第二条—第四条)	第一章 総則 (第一条)	目次	正する法律案による改正後 の内閣府設 置法	政府の政策決 定過程 における政治 主導の確立 のための内閣法等 の一部を改	

第一目 設置 (第四十三条)

第二目 沖縄総合事務局(第四十四条—第四十七条)

第四節 内庁 (第四十八条)

第五節 委員 会及び庁 (第四十九条—第六十四条)

第四章 則(第六十五条—第六十七条)

附則

(所掌事務)

一期及び中長期の経済の運営に関する事項

第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

二 財 政運営 の基本及び予算編 成の基本方針の企 画及び立案のために必

要となる事項

要な政策を含む。)に関する事項三 経済に関する重要な政策(経済全 の見地から行う財 政に関する重

三の二 (略)

三 の 三 できるようにするための改革をいう。以下同じ。 地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題 地方公共団 地域主権改革 体が自 主的かつ総合的に広 泪 本国憲法の理念の下 く担うようにするとともに、 に、 住民に身近 を推進するため に取り組む な行政は ことが

第一目 設置 (第四十三条)

第二目 沖縄総合事務局 (第四十四条-第四十七条)

第四節 内厅 (第四十八条)

第五節 委員 会及び庁 (第四十九条—第六十四条

第四章 則 (第六十五条—第六十七条)

附則

(所掌 事務)

第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。 調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号) 年図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の

一 期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財 政連営の基本及び予算編 成の基本方針の企 画及び立 案のために必

要となる事項

要な政策を含む。)に関する事項三 経済に関する重要な政策(経済全 の見地から行う財 政に関する重

三の二 (略)

# 基本的な政策に関する事項

## 2 (略) 四~十八 (略)

ため、次に掲げる事務をつかさどる。 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成する

一 内外の経済動 の分 に関すること。

推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の

三~六 (略)

六の二 (略)

六の三 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施 策の実

施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調 整に関するこ

と。

七~六十二 (略)

ために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理|第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の 一を図る | 欠

(以下「重要政策に関する会議」という。)として、次の機関を置く。等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関

大臣又は内閣官房 長官 をその長とし、関係大臣及び学識 経

を有する者

#### 行政刷 新会議

## 地域主権戦 略会議

総合科学技術 会議

### 四~十八 (略)

2 (略)

3

ため、次に掲げる事務をつかさどる。 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成する

内外の経済動 の分 に関すること。

推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策

三~六 (略)

六の二 (略)

七~六十二 (略)

(以下 「重要政策に関する会議」という。)として、次の機関を置く。等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経 を有する者のとい必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の 一を図る

## 総合科学技術 会議

行政局 新会議

#### 当 /

# 第三目 地域主権戦略会議

#### (所掌事務等)

。)は、次に掲げる事務をつかさどる。 第二十五条の二 地域主権戦略会議(以下この目において「会議」という

その他の地域主権改革に関する重要事項について調査審議すること。 内閣総理大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関する基本的な方針

ぼ すものについて調査審 議すること。する重 要事項であって地方公共団 体の権限 又は財 政に著 しい影響 を及二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関連

臣に意見を述べること。 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大

理大臣に対し行うものとする。 行うものとし、地域主権改革担当大臣が置かれていないときは、内閣総 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、地域主権改革担当大臣に対し

会議は、地域主権改革担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に

4

2

(略)

(組織)

| 第二十五条の三 会議は、議長及び議員 十五人以 内をもって組織する。

(議長)

第二十五条の四 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

地域主権改革担当大臣が置かれている場合において議長に事故がある

4

ときは、

前項の規定にかかわらず、

地域主権改革担 当大臣が

内閣官房

長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十五条の五 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

内閣官房長官

一 地域主権改革担 当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指

定する者

四 前号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、

内閣総理大臣が指 定する者

五 地域主権改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちか

# ら、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第二十五条の三及び前項の規定2 議長は、必要があると認めるときは、第二十五条の三及び前項の規定

3 第一項第四号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。第二十五条の六 前条第一項第五号に掲げる議員の任期は、三年とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

#### (事務局)

第二十五条の七 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 4 事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理する。

# (資料提出の要求等)

第二十五条の八 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認め

第三目 総合科学技術 会議	第四目 総合科学技術 会議
	の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。
	第二十五条の九 第二十五条の二から前条までに定めるもののほか、会議
	(政令への委任)
	を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
	、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見
	2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは
	の他必要な協力を求めることができる。
	るときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、 意見の開陳、説明 そ

がおうけまの 事の 身の 等い こうかん かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう アイス
13
都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内におい
町村の消 防の広 域化を推進する必要があると認める場合には
、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防
進及び広域化後の消防の な蓮営の確保に関する計画(以
いて「推進計画」という。)を定めるものとする
おいては、次に掲げる事項について定めるものとす
自 主的な市町村の消 防の広 域化の推進に関する基本的な事項
防の現況及びの見通し
の見通しを勘案して、推進する必要があると認め
·町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下 広域化対
という。)の組合も
合せに基づく自 主的な市町村の消防の広域化を推進するため
に必要な措置に関する事項
の消 防の   な運営 の確保 に関する基本的な事項
防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
係のする。 の消防の点 関係な事目 係の現のの消防の点 は、 進地は、 進地に、 連出して、 は、 単地に、 連出して、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に

七 前各号に規定するものを除くほか、給 の支給 方法及び支給 条件 に関  七 前各号に適用される場合の給 に関する事項	六 職階制を 用する地方公共団体においては、その職に職階制が めて 六 職階制	の調整に関する事項の調整に関する事項	の職 その他勤 務条件 の特別 な職 があるときは、これらについて行う給 の職 その	五 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員 五 非常勤職	事項	を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する を有する職	特別 地域勤 務、 険 作業その他特 な勤 務に対する手 当及び扶養親族 四 特別 5	三 時 間外勤 務、夜 間勤 務及び 日勤 務に対する器 に関する事項   三 時 間外勤	給の基準に関する事項 ニーニーニー ニーニー 給の	給料表 一 一 給料表	給 に関する条例には、次の事項を規定するものとする。 3 給 に関	直接職員に、その全額を支 わなければならない。	職員の給 は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通 で $2$ 職員の給	又は有物も職員に支給してはならない。 アル・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	づいて支給されなければならず、又、これに基づかずには、いかなる金   いて支給	第二十五条 職員の給 は、前条第六項の規定による給 に関する条例に基 第二十五条	(給 に関する条例 及び給料額の決 定)   (給 に関する条例 及び給料額の決 定)	改正案
号に規定するものを除く外 ̄、給の支給方法及び支給条件に関れる場合の給(に関する事項)	ಠを 用する地方公共団 体においては、その職に職階制 が めて	の調 整に関する事項	こその他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給	<b>勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員</b>		<b>る職員 に対する手 当を支給 する場合においては、これらに関する</b>	地域勤務、 険作業その他特 な勤務に対する手当及び扶養親族	外勤務、夜間勤務及び 日勤務に対する給 に関する事項	給の基準に関する事項	表	に関する条例には、左の事項を規定するものとする。	貝に、その全額を支 わなければならない。	和 は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通 で	物 4.職員に支給してはならない。	いて支給されなければならず、又、これに基がずには、いかなる金	職員の給 は、前条第六項の規定による給 に関する条例に基	に関する条例 及び給料額の決 定)	現

4 (各)
-------

(矢損の処理)	(削除)	(削除) 5	4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。 4 又は議会の議決を経て、行わなければならない。 4	<ul><li>3 毎事業年度生 じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、3ない。</li></ul>	条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければなら	2 毎事業年度生 じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、 2		金 をうめなければならない	業年度 から繰り越 した欠損金 があるときは、その利益 をもつてその欠損第三十二条 地方公管企 業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事 第	の処分等)	改正案
(欠損の処理)	できない。 前項の資本剰余金 は、政令 で定める場合を除くほか、処 分することが所 した利目に積み立 てなければならない。	「」」で	# 第一項の利益積立金 は、欠損金 をうめる場合のほか、使 用することがことができない。	5 第一項の減債積立金 は、企 業債 の に充 てる場合のほか、使 用するい。	議会の議決を経て定めなければならな	毎 事業年度:	立 てなければならない。 額 の二十分の一を下 らない金額 を減債積立金 又は利益積立金 として積み	金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残	業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損第三十二条 地方公置企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事	Į.	現行

(傍線部分は改正部分)

3       総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。         二       その他総務省令で定める事項	<ul><li>(削除)</li><li>(削除)</li><li>(削除)</li><li>(削除)</li></ul>	(削除) でおいては、次 に掲げる事項について定めるものと 2 総合整備計画においては、次 に掲げる事項について定めるものと	する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができ市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関第三条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該(総合整備計画の策定等)	改正案
	五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項四 整備に要する経費とその財源内 整備の方法 整備しようとする公共的施設	<ul> <li>一整備を必要とする辺地の事情</li> <li>大臣に提出しなければならない。</li> <li>大臣に提出しなければならない。</li> <li>大臣に提出しなければならない。</li> </ul>	する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定め、これを総務市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関第三条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該(総合整備計画の策定等)	現行

費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規	費 については、地方財 政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規
画に基づいて実施 する公共 的施設 の整備につき当該市町村が必要とする経	画に基ついて実施 する公共 的施設 の整備につき当該市町村が必要とする経
第五条 第三条第一項の規定により市町村が総務大臣に提出した総合整備計	第五条 第三条第五項の規定により市町村が総務大臣に提出した総合整備計
(地方債)	(地方債)
当該総合整備計画を変更 しようとする場合について準用する。	当該総合整備計画を変更 しようとする場合について準用する。
5 前四項の規定は、第一項の規定により総合整備計画を提出した市町村が	9 前各項の規定は、第五項の規定により総合整備計画を提出した市町村が
についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。	についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。
ばならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画	ばならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画
庁の長をいう。) (以下「関係各省各庁の長」という。) に通知しなけれ	庁の長をいう。) (以下「関係各省各庁の長」という。) に通知しなけれ
庁の長 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項の各省各	庁 の長 財 政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項の各省各
いては、ただちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各	いては、直ちに 、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各
4 総務大臣は、第一項の規定により総合整備計画の提出 があつた場合にお	8   総務大臣は、第五項の規定により総合整備計画の提出があつた場合にお
	しなければならない。
	7 都道府県知事は、都道府県計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出
	ならない。
置の計画を定め、これを総務大臣に提出 するものとする	置の計画 以下 「都道府県計画」という。) を定めるように努めなければ
整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措	整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措
3 都道府県知事は、第一項の規定により市町村が総務大臣に提出する総合	6   都道府県知事は、前項 の規定により市町村が総務大臣に提出する総合
	ればならない。
	5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなけ
	ない。
	各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければなら

ことができる。	気する終了に該当した。しものにつしても
	地方信をせててその具派と

ことができる。

定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とする| 定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とする|

二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業  一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
--

五. 防災のための施設、設 備、 機 具 及び資 の設 置、 持 備

調 達、 等 に関すること。

六 災害の想定に関すること。

七 及び 災害が発生し、 達並びに広報に関すること。 又は発生するおそれがある場合における情 報の収集

関すること。

八 自 防災組織、 共 同防災組織及び広 域共 同防災組織の活動 の基準に

九 現地本部の設 置及びその業務の実施 に関すること。

+事、 発、 石油等 0) 又は流出 その他の事故 による災害に対す

る応急措置の実施に関すること。

+ 地 その他の異常な自然 現象による災害に対する応急 措置

の実施に関すること。

十 二

災害時における避難、

交通の規制、

区域の設定等に関するこ

災害時 における関係機関等以外 の地方公共団 体等 に対する応援

要

請に関すること。

十三

(削除)

(削除

3 防災計画においては、 第 項の特別防災区域に係る防災に関 前 項

各号に掲げる事項のほ か 次に掲げる事項について定めるよう努めるも

のとする。

防災に関する調査研究に関すること。

特別 防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。

> 六 調達、 防災のための施設、設

備、

機

具

へ及び資

の設 置

持

備

等に関すること。

七 災害の想定に関すること。

八 災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合における情 報の収

及び 達並びに広報に関すること。

自 防災組織、 共 同防災組織及び広域共同防災組織の活動 の基準に

関すること。

九

+

現地本部の設置及びその業務の実施に関すること。

+ 事、 発、石油等 0) 又は流出 その他の事故による災害に対

する応急措置の実施に関すること。

+ 地 その他の異常 な自然現象による災害に対する応急措

置

の実施に関すること。

十三 災害時における避難、 交通の規制 区域の設

案

に関するこ

کے

十四四 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援

要

請に関すること。

十 五 特別防災区域内の公共施設 の災害復 旧 に関すること。

十六 その他災害の予 災害
応急対策及び災害復旧に関すること。

三 その 他災害の予 防 災害
応急 対策及び災害復旧 に関すること。

5 4

略

略

第四 一十六条 この法律における主務大臣は、 次のとおりとする。

令 、 出 査若 しくは質問 又は第四十一条の二の規定による指示 に関する事項に 十九条の規定による報告の による通知、 規定による決定及び通知、 規定による協議、 いて準用する場合を含む。 る場合を含む。)の規定による 条第一項、 の受理(要請を受けることを含む。 第七条第一 第五条第一 第三十一条第五項の規定により提出される防災計画の受理、 第八条第一 項、 第十三条第一項者しくは第十四条第三項の規定による届 項、 同条第一 一項者しくは第二項の規定による指示、 同条第六項の規定による期間の 第十三条第二項及び第十四条第四項において準用 第六条第一項、 項の規定による確認、 同条第八項者しくは第十一条第二項の規定 )若 しくは第三十八条の規定による意見 収、 付、 第七条第一項、 第四十条第 第五条第四項(第七条第二項にお 第五条第三項(第六条第二項 第十二条の規定による命 一項の規定による立入検 第八条第三項、 長、 同条第七項 同条第四 第三 第十 項 0 第四

九条の二第七項の規定による協議又は第三十六条第二項の規定による 同条第八項において準用する第十八条第三項の規定による命令、 よる届出 第十九条の二第二 の受理、 同条第五項の規定による通知 一項の規定による意見の聴取 同条第六項若 同条第四項の が規定に しくは 第十

ついては

総務大臣及び経済産業大臣

3

(略)

4 (略)

一十六条

この法律における主務大臣は、

次のとおりとする

令 、 出 査若 しくは質問 又は第四十一条の二の規定による指示 に関する事項 規定による決定及び通知、 聴散、 による通知、 規定による協議、 いて準用する場合を含む。 る場合を含む。)の規定による ついては、 十九条の規定による報告の 条第一項、 第七条第一 の受理(要請を受けることを含む。 第五条第一項、 第三十一条第四項の規定により提出される防災計画の受理、 第八条第一項若しくは第二項の規定による指示、 総務大臣及び経済産業大臣 項、 第十三条第一項若しくは第十四条第三項の規定による届 同条第一項の規定による確認、 同条第六項の規定による期間の 第十三条第二項及び第十四条第四項において準用 第六条第一項、 同条第八項者しくは第十一 )若 収、 付、 しくは第三十八条の規定による意見 第七条第 第四十条第 第五条第四項(第七条第二項にお )、第五条第三項 一項、 第十二条の規定による命 | 項の規定による立入検 第八条第三項、 長、 条第二 (第六条第二項 同条第七項 同条第四項 一項の規定 第三 第十

九条の二第七項の規定による協議又は第三十六条第二項の規定による 同条第八項において準用する第十八条第三項の規定による命令、 よる届出の受理、 第十九条の二第一 同条第五項の規定による通知 一項の規定による意見の聴取 同条第六項若 同条第四項の が規定に

2		=	
(略)	交通大臣	第三十三条第二項の規定による協議に関する事項については、国土	指 定に関する事項については、総務大臣
2		<u> </u>	
(略)	交通大臣	第三十三条第二項の規定による協議に関する事項については、国土	指 定に関する事項については、総務大臣

(削除)	2~3 (略) 三 (略)	府県の教育委員 会二 市町村の設 置する高等学校、中等教育学校 及び特別支援学校 都道			- の在されらていき。正人多音による大学の学者についても	完 D	行う課程 (以下「定時制の課程」という。) 及び通信による教育を行う	制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を	等学校 (中等教育学校 の後期課程を含む。) の通常の課程 (以下 全日	号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高	める事項 (次条において 設置廃止等」という。) は、それぞれ当該各	第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更 その他政令で定	第一章 総則	改正案
一項の指定都市の設置する幼稚園については、第一項の規定は、適用し4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第	2~3 (略) 三 (略)	校 都道府県の教育委員 会 市町村の設 置するダ稚園、高等学校、中等教育学校 及び特別支援学	一 (略)	受けなければならない。		ひこうの   一)分   『隆上、分 『雪 )変更 にう 担女命 ご言うら 事質は、 てう及び大学院 の研究科並 びに第百八条第二項の大学の学科 についても同様	育 を行う課程(以下 「通信制の課程」 という。)、大学の学部、大学院	て授 業を行う課程 (以下 「定時制の課程」 という。) 及び通信 による教	下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期におい	学校 (高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) の通常の課程 (以	び都道府県の設 置する学校 (太学 及び高等専門学校 を除く。)のほか、	第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及	第一章 総則	現行

いて準用する同法第二百五十二条の二第二項中「都道府県知事」とある  2 前項の場合においては、地方自治 法第二百五十二条の十四第三項にお	第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二2 前項の場合においては、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)
第四十条 (略)	第四十条(略)
	する。 「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員 会」と読み替え るものと
	て、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号
- (新設) 三 (略) 三 (略)	2   前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合におい   三 (略)
二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき	二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
一 (略)	一 (略)
命ずることができる。	命ずることができる。
る場合においては、それでれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を	る場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を
第十三条   第四条第一項各号に掲げる学校 が次の各号のいず れかに該当す	第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当す
	0
	ときは、あらかじめ、都道府県の教育委員 会に届け出 なければならない
(新設)	第四条の二 市町村は、その設 置する幼稚園の設 置廃止等 を行おうとする
5 (略)	4 (略)
出なければならない。	
事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員 会に届け	
ない。この場合において、当該幼稚園を設 置する者 は、同項に規定する	

教育委員会」と読み替えるものとする 二項中 「都道府県知 事」とあるのは、 「都道府県知 事及び都道府県の

第九十四条 兀 条第四項に規定する基準を定める場合には、 大学 について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第 文
解
学 大臣は、 審 議会

等

で
攻
下
で
定
め
る
も
の
に
諮
問
し
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
。 等 で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第百三十三条 設置する学校については都道府県の教育委員会、 都道府県知 都道府県知事に」と、 第百五条の規定は専門課程 を置く専 修学校 に準用する。この場合におい は都道府県知事」と読み替えるものとする。 に定める者」とあるのは 及び高等専門学校以外 の学校 にあつては都道府県知 事に」とあるのは「 て、 は 同項第二号中「その者」とあるのは 「の私立学校 については都道府県知事」とあるのは「市町村の設 修学校については都道府県の教育委員会、 第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、 第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、 「市町村の設置する専 事」と、 第五条、 第十四条中 同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とある 第六条、 「都道府県の教育委員 修学校又は私立の専修学校」と、 第九条から第十二条まで、 「大学及び高等専門学校以外 「当該都道府県の教育委員 会又は 私立 会又は都道府県知 太学 及び高等専門学校 の専 '修学校 第十三条第一 の市町 「同項各号 について 事」と 置す 奏 村 の 専

2 十三条第 :道府県の教育委員 項の規定による処分をするときは 会又は都道府県知事は、 理曲 前項において準用する第 を付 した書面 をもつ

> する。 0 は、 都道府県知 事及び都道府県の教育委員 会 と読 み替えるも 0)

と

第九十四条 四条第五項に規定する基準を定める場合には、 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第 文部科学 大臣は、 議 会

第百三十三条 専門学校 にあつては文部科学 大臣に、大学 及び高等専門学校以外 」とあるのは「当該都道府県の教育委員 会又は都道府県知事」と、第十 替え るものとする 道府県の教育委員 都道府県の教育委員 会、太学 及び高等専門学校以外 の私立学校 四条中「太学及び高等専門学校以外 条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは にあつては都道府県知事に」とあるのは 置く専修学校に準用する。この場合において、 は都道府県知事」とあるのは から第四十四条までの規定は専修学校に、 「都道府県の教育委員 修学校 又は私立 第五条、 会、 の事 私立 第六条、 会又は都道府県知事」と、 修学校」と、 の専 「市町村の設置する専 修学校 については都道府県知 第九条から第十四条まで及び第四 の市 「同項各号に定める者」とあるの 町村の設 「都道府県知事に」と、 第百五条の規定は専門課程 第十条中「大学 及び高等 置する学校 同条第二号中「その者 修学校 「市町村の設 については 事 については について 置する 第十三 の学校

2 十三条の規定による処分をするときは、 都道府県の教育委員 会又は都道府県知 事は、 理由 を付 前項において準用する第 L た書面 をもつて当該

て当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第百三十四条 (略)

教育委員会、 府県知 委員会又は都道府県知 県知 のとする。 奏 県の教育委員 四条第一 は、 の教育委員 又は私立の各種学校」と、 ては文部科学大臣に、 の各種学校」 の各号に掲げる学校」とあるのは は 第十三条第 第四条第 ・及び高等専門学校以外 の市町村の設 置する学校 については都道府県 事」とあるのは 各種学校 「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、 事に」とあるのは 項各号に掲げる学校」とあるのは 私立 項前段 と に準用する。 会又は都道府県知事」と、 \_ 項 太学 0) 「当該各号に定める者」とあるのは 、第五条から第七条まで、 及び高等専門学校以外の私立学校については都道府 第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定 各種学校 については都道府県知事」 「市町村の設置する各種学校 事」と、第十条中 大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道 「都道府県知事に」と、 この場合において、 「同項各号に定める者」とあるのは「都道府 「市町村の設 同項第二号中「その者」とある 「太学 及び高等専門学校 「市町村の設置する各種学校 置する各種学校又は私立 第九条から第十一条まで 第四条第一 については都道府県の 第十三条第一項中 「都道府県の教育 と読み替え るも 第十四条中 項
襲
中 にあっ 第 次 2

3 (略)

第百四十三条 第十三条第一項(同条第二項、第百三十三条第一項及び第 | 第百四

' 修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

車

第百三十四条 (略)

委員 員 育委員会又は都道府県知 立の各種学校」と、 学校の区分に応じ、 校に準用する。 の設 当該都道府県の教育委員 会又は都道府県知事」 十三条、 府県知事に」とあるのは る び高等専門学校以外 の市町村の設 置する学校 については都道府県の教育 ては文部科学大臣に、 にあつては都道府県知 事」と、 とあるのは 項各号に掲げる学校」とあるのは 会、 第四条第 会、 置する各種学校にあつては都道府県の教育委員 私立 太学 第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、 0) 可 各種学校 及び高等専門学校以外 「市町村の設 置する各種学校 については都道府県の教育委 この場合において、 第五条から第七条まで、 それぞれ当該各号に定める者」とあるのは 「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教 については都道府県知事」 太学 及び高等専門学校以外の学校 にあつては 事」と、 「都道府県知事に」と、 第十条中 同条第二号中 第四条第 の私立学校 については都道府県知 「市町村の設置する各種学校 「大学 及び高等専門学校 第九条から第十一条まで、 項中 と、 「その者」とあるのは と読み替え るものとす 第十三条中 第十四条中「大学及 会、 「次の各号に掲げる 私立 0 「第四 各種学校 又は私 にあ 市 条第 都 町 第 事 0

3 (略)

一項及び第 | 第百四十三条 | 第十三条の規定 (第百三十三条第一項及び第百三十四条第

の若しくは禁又は二十以下の罰金に処する。	令 又は第百三十六条第二項の規定による命令 に違反 した者 は、六月以下	百三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による閉鎖命
又は二十 以下の罰金に処する。	第二項の規定による命令に違反 した者 は、六月以下の 若 しくは禁	二項において準用する場合を含む。)による閉鎖命令 又は第百三十六条

5 (略)	4 (略)
4 (略)	3 (略)
とができる。	ができる。
3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めるこ	2   地方公共団 体は、前項の発掘 に関し、事業者 に対し協力を求 めること
関と協議しなければならない。	
時期 その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機	
であるときは、教育委員 会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の	
施 行しようとする土地が国の所有に属 し、又は国の機関の占有 するもの	
2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を	(削除)
第九十九条 (略)	第九十九条 (略)
(地方公共団 体による発掘の施 行)	(地方公共団 体による発掘の施 行)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	〇 文化財保護 法(昭和二十五年法律第二百十四号)(抄)(第十条関係)

 $\bigcirc$ 

第五条の三 教職員」という。)が在勤地を異にして異動 ときは、 V ) その移転 した学校等 がへ き地学校等 又は特別 の地域に所在 する学校等 で 定めるところ により、^ き地手 当に進する手 当を支給 しなければならな 文部科学省令 で定める基準を参酌 して条例で指 定する学校等 に該当する が住居 を移転 した場合において、当該異動 の直後 に勤 務する学校等 の条において 学校等」という。)が移転し、 を移転 した場合又は教職員 当該教職員 都道府県は、教員又は職員 、には、 文部科学省令 で定める基準を参酌 して条例で の勤務する学校若しくは共同調 角任 用教職員等を除く。以下 「|第五条の三 Ļ 当該移転 に伴 つて教職員 当該異動 に伴 理場 つて住居 ②下こ 又は

ろにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給しなける教職員には、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるとこの規定による手当を支給される教職員との権 上 必要があると認められの規定による手当を支給される教職員との権 上 必要があると認められる 都道府県は、新たにへき地学校等 又は前項の規定により条例で指定す 2

ればならない。

2

教職員」という。) が在勤 地を異にして異動 より、 異動 又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際 文部科学省令 年以 ころにより、 は、 を移転 した場合又は教職員の勤 務する学校若 しくは共同調 ならない。 る教職員には、 の規定による手当を支給される教職員との権 その移転 した学校等 がへ き地学校等 又は特別 の地域に所在 する学校等 の条において 学校等」という。)が移転し、 文部科学省令 で定める基準に従い条例で指 定する学校等 に該当するとき が住居 を移転 した場合において、当該異動の直後 に勤 務する学校等 る学校等 に該当することとなつた学校等 い範囲 内の月額のへ き地手 当に進する手 当を支給 しなければならない で定める基準に従 都道府県は、 内の期間) 当該教職員には、 同項の規定に準じて、^ き地手 当に準ずる手 当を支給 しなけれ 都道府県は、教員 又は職員 当該異動 又は学校等 文部科学省令で定める基準に従い 新たにへき地学校等 給料 及び扶養手 当の月額 い条例 文部科学省令で定める基準に従い で定める条件 の移転 又は前項の規定により条例 に該当する者 角任 の日 に勤務する教職員のうち、 の合計額 から三 用教職員等 Ļ 上 必要があると認めら 当該移転 に伴 つて教職 当該異動に伴 条例で定めるところ 一年以 の百分の四を超えな にあっては、 内 を除く。 条例 理場 の期 で定めると で指 間 更に三 以下こ 以 下 (当該 前 又は 定す

改正案	現行
第三節 学校運営 協議会	第二節 学校運営 協議会
第四十七条の五(略)	第四十七条の五(略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の 用その他の任用に関する	◎   5 学校運営 協議会は、当該指 定学校の職員 の 用その他の任用に関する
事項について、当該職員の任命 権者 に対して意見を述べ ることができる	事項について、当該職員の任命 権者 に対して意見を述べ ることができる
。この場合において、当該職員 が県費負担教職員 (第五十五条第一項、	。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、
第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員 会がそ	第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がそ
の任 用に関する事務を行う職員 を除く。)であるときは、市町村委員 会	四の任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)である
を経由 するものとする。	ときは、市町村委員 会を経苗 するものとする。
6~8 (略)	6~8 (略)
(削除)	9 市町村委員会は、その所管に属する学校(その職員のうちに県費負担
	教職員 である者を含むものに限る。)について第一項の指定を行おうと
	するときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

 $\bigcirc$ 

地方教育 行政の組織及び運営 に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)(抄)(第十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

	いては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項につ
なければならない。	しなければならない。
害児施設等の設 備及び運営 に関する基準に従 い、指 定施設支援 を提供 し	障 害児施設等の設 備及び運営 に関する基準に従い、指 定施設支援を提供
指 定知 的障 害児施設等 の設 置者 は、厚生労働省令 で定める指 定知的障	指 定知 的障 害児施設等 の設 置者 は、都道府県の条例 で定める指 定知 的
	ない。
める基準に従い、指 定施設支援 に従 事する従 業者 を有 しなければならな	定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければなら
第二十四条の十二 指 定知的障 害児施設等の設 置者 は、厚生労働省令 で定	第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、都道府県の条例で
四~十(略)	四~十 (略)
児施設等の運営 をすることができないと認められるとき。	害児施設等の運営 をすることができないと認められるとき。
的障 害児施設等の設 備及び運営 に関する基準に従 つて適正な知的障害	知 的障 害児施設等 の設 備及び運営 に関する基準に従 つて適正な知 的障
三 申請者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知	三 申請者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定
ていないとき。	していないとき。
員 が、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令 で定める基準を満 たし	員が、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満た
二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人	二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人
一 (略)	一 (略)
(略)	(略)
第二十四条の九(略)	第二十四条の九 (略)
現	改正案

については厚生労働省令 で定める基準を参酌 するものとする。

# 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

に関連するものとして厚生労働省令 で定めるもの 指 害児施設等 案的障 害児施設等 に係る居室 及び病室の床面積 その他指 の設備に関する事項であつて障害児 の健全な発達 に密接 的

定めるもの の確保並びに秘密 指 定知 的障 害児施設等 のサービス の適切な利 用の確保並 びに障 害児 の適切な処遇 及び安全 の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で の運営に関する事項であつて、 障 害児 の保護

第二十四条の十六 ず、又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の 設備及び運営に関する基準に従って適正な指定知的障害児施設等 備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。 をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者 に対 第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準に適合しておら 当落指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について 又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等 期限を定めて、 都道府県知事は、指 同条第一項の都道府県の条例で定める基準を遵守し 定知的障害児施設等の設 罩 の運営 の設 が、

第二十四条の十六 営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる 期限を定めて、 同条第二項の厚生労働省令 で定める指 定知的障 害児施設等の設 備及び連 当落指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について ていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、 及び運営 に関する基準に従 つて 適正な指 定知 的障 害児施設等 の運営 をし 第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず 又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等 同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守 都道府県知事は、指 定知的障害児施設等の設 ・の設備 又は が、

#### 第二十四条の十七 (略)

(略

5

略

(略)

第二十四条の十七

(略)

5

(略)

府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 知識若 しくは技能 又は人員 について、第二十四条の十二第一項の都道三 指 定知 的障 害児施設等 の設 置者 が、当該指 定に係る施設の従 業者 の

五~十一 (略)

保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができるじ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童のの二、第四十六条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条において同の二、第四十六条第一項第三号の規定により委を受けた里親に限る。第第三十条の二都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里第三十条の二都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里第三十条の二都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里第

のでなければならない。

| 基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の第四十五条 | 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で

ては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項に都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項につい

労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の厚生三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の

つたとき。 
 つたとき。 
 のたとき。 
 のたとき。

五~十一 (略)

第三十条の二 親 ることができる る者に、児童の保護について、必要な指示をし、 八条において同じ。) 及び児童福祉施設 の長並 びに前条第一 第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十 三十三条の十、 (第二十七条第一 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、 第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、 項第三号の規定により委 を受けた里親に限 又は必要な報告をさせ 項に規定す 第四十五条 る。 里 第

必要な生活水準を確保するものでなければならない。
て、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合におい第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の

ついては厚生労働省令 で定める基準を参配 するものとする。

一 児童福祉施設 に配置する従業者 及びその員数

備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとし二 児童福祉施設 に係る居室 及び病室の床面積 その他児童福祉施設の設

て厚生労働省令 で定めるもの

令で定めるもの 一句でであるもの 一句でであるもの でに見 の の の では、妊 産婦) の 適切 な 処遇 の 確保 及び秘密 の 保持、 妊 産婦 の 安全 の では、 妊 産婦) の 適切 な 処遇 の 確保 及び秘密 の 保持、 妊 産婦 の 安全 の 三 児童 福祉 施設 の 運営 に関する 事項であつて、 児童 (助産施設 にあつ

| 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

| 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水

準の

上を図ることに努めるものとする。

ばならない。 神 的及び社 会的な発達 のために必要な生活水 準を確保 するものでなけれず 的及び社 会的な発達 のために必要な生活水 準を確保 するものでなけれなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精第四十五条の二 厚生労働 大臣は、里親の行う養育について、基準を定め

里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を

準の 上を図ることに努めるものとする。 児童福祉施設の設置者 は、児童福祉施設の設備及び運営についての水

、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を 持するため、児童福祉

関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、

類その他の物件を検査させることができる。

#### (略)

あると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。 、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害で基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の

の事業の停止を命ずることができる。
、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、そ基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは基準に達せず、かつ、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支 とする。

# 一〜五の二 (略)

る費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。) 子保護の実施 につき第四十五条第一項の基準を 持 するために要すが行う助産の実施 又は 子保護の実施 に要する費用 (助産の実施 又は六) 都道府県の設置する助産施設 又は 子生 活支援施設 において市町村

る費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項におい用(保育の実施につき第四十五条第一項の基準を 持するために要す六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費

# 六の三、六の四(略)

て同じ。)

若しくはその施設に立ち入り、設備、書類その他の物件

: を検査

さ

書

せることができる。

#### (略)

められるときは、必要な改 を命ずることができる。 の施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改 を勧告し、又はそしないときは、その施設の設置者に対し、必要な改 を勧告し、又はそれが原果知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支 とする。

# 一〜五の二 (略)

六の二 六 用 する費用をいう。 は が行う助産の実施 又は 都道府県の設置する助産施設又は 子生活支援施設において市 保育の実施 子保護の実施につき第四十五条の最低基準を 都道府県の設 置する保育 所における保育 の実施 に要する保育費 につき第四十五条の最低 第六号の三及び次条第二号において同じ。 子保護の実施に要する費用 基準を 持 するために要する 持 (助産の実施 するために要 町 又 村

# 六の三、六の四(略)

費用をいう。

次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において

同じ。)

七 設、 障害児施設、 持するために要する費用(国の設置する 児院、児童養護施設、 養育につき、 施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。) において、入所又は委 に要する費用及び入所後の保護又は委 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を つた場合 重症 心身障 知的障害児通園施設、 第四十五条第一項又は第四十五条の二第 **害児施設、情** 障 憲 ろうあ児施設、 期治療施設又は児童自立支援 項の基準を 体不自由児施 後 の 知 的

施設、 養育につき、 において、入所又は委 に要する費用及び入所後の保護又は委 の設 置する 児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児 通園 その入所後に要する費用を除く。 障 憲 ろうあ児施設、 期治療施設 又は児童自立支援施設 に入所させ た児童 につき 第四十五条の最低 基準を 持 するために要する費用 体不自由児施設、 重症 心身障 害児施設、 後 の **国** 情

七

都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を

つた場合

七の二~九 (略)

七の二~九

(略)

つてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかか   つてこ	の開設若 しくは病床数 の   加若 しくは病床 の種別 の変更 によ   に   に   1   1   1   1   1   1   1   1	床 及び一 病床 に係る基準病床数 )に に達 しているか、又は当該申請  床 及び一請に係る症床 が療養症床等 のみ である場合は、その地域における療養症   請に係る症	じた基準病床数(当該申)め	同条第五項の厚生労働省令 で定める標準に従い医療 計画において定 が、同な	のみである場合は、その地域における療養病床及び一病床の数) 床等のな	の当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病)の当該	区域及び当該都道府県の区域とする。)における病院 又は診療 所の病床   区域及び当該	請に係る病床が療養病床等 及び精神病床等 である場合は同号に規定する   請に係る病床	病床等」という。)のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申 病床等.	病床が精神病床、 染症病床 又は結核病床(以下 この項において 精神   病床 が	定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域とし、当該申請に係る 定める	計画(以下この条において単に「医療計画」という。)において	のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定め のみで	療養病床 又は一 病床 (以下 この条において 「療養病床等」 という。)   療養病床 又は	当該申請に係る病院 の所在 地を含む 地域(当該申請に係る病床 が いて、)	の病床数 の 加若 しくは病床の種別の変更の許可 の申請をした場合にお の病床数	第七条の二 都道府県知 事は、次に掲げる者が病院の開設の許可 又は病院 第七条の二	改正案
つてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかか	の開設若しくは病床数のが若しくは病床の種語が、してはっているが、	床 及び一 病床 に係る基準病床数 )に  に達 しているか、又は当該申請請に係る源床 が療養病床等 のみ である場合は、その地域における療養療		同条第四項の厚生労働省令 で定める標準に従い医療 計画において定	のみである場合は、その地域における療養病床 及び一 病床の数)	の当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病	5当該都道府県の区域とする。)における病院 又は診療 所の病床	3病床が療養病床等 及び精神病床等 である場合は同号に規定する	病床等」という。)のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申	病床が精神病床、 染症病床 又は結核病床 (以下 この項において 精神	る第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る	計画(以下この条において単に「医療 計画」という。)において	のみ である場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定め	、又は一 病床 (以下この条において  療養病床等 ] という。)	当該申請に係る病院 の所在 地を含む 地域(当該申請に係る病床 が	の 加若 しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合にお	一 都道府県知 事は、次に掲げる者 が病院 の開設 の許可 又は病院	現行

わ 争、 同 条第 項又は第二項の許可 を え ないことができる。

#### **~**八 略

2 争、 の数 第 係る診療 は診療 てこれを超えることになると認めるときは、 ているか、 て定める当該区域の療養病床 及び一 都道府県知事は、 が、 項 同条第三 (第九号に規定する区域をいう。 所の病床数 同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従 所の 又は当該申請に係る病床 醒 三項の許可 地を含む 0 前項各号に掲げる者が診療 加 の許可 を 地域 えないことができる。 の申請をした場合において、 (医療 計画において定める第三十条の四 の設置者しくは病床数 病床 に係る基準病床数 )における療養病床及び一 前条第四項の規定にかかわ 所の病床 い医療 計画にお の設 0 位置の許可 当該申請に に 加 によっ に達 病床 L 又

変更のため 計画 びー きは、 ないのに、 を 三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。 置するものに限 を有するものに限る。) の開設者 都道府県知事は、 一項の許可 において定める当該区域の療養病床 及び一 「超えている場合において、 病床の数 当該業務を行つていない病床数 又は管 前条第一項者 しくは第二項の許可 に係る療養病床等 又は同 を受けた病床 に係る業務の全部又は が、 る。 理者に対し、 同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従 第一 又は診療 所 項各号に掲げる者が開設 する病院 きことを命ず ることができる 病床数 を削減 することを内容 とする許可 地を含む 当該病院 又は診療 (前条第三項の許可を得て病床 地域 の範囲 (医療計画において定める第 一内で、 病床 に係る基準病床数 )における療養病床 一部を行つていない が所が、 当該病院 又は診療 正当な理由 療養病床等 い医療 を設 及 لح が 0 所 条

の措置を

るべ

3

3

争、 同条第 項又は第二項の許可 を え ないことができる。

#### **~**八 略

わ

2

係る診療 は診療 らず、 てこれを超えることになると認めるときは、 ているか、 て定める当該区域の療養病床 及び一 の数 第 都道府県知事は、 が、 一項第十号に規定する区域をいう。 所の病床数 同条第三項の許可 同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従 所の

死 又は当該申請に係る病床 地を含む 0 前項各号に掲げる者が診療 加 を の許可 地域 えないことができる。 の申請をした場合におい (医療 計画において定める第三十条の の設置若 病床 に係る基準病床数 ) における療養病床 及び一 前条第四項の規定にかかわ しくは病床数 所の病床 い医療 こへ の設 0 一置の許 計画に 当該申請 に 加 によっ に達 病床 可 お 兀 又

変更 び一 きは、 第三項の許可 計画において定める当該区域の療養病床及び一 置するものに限 ないのに、 を 三十条の四第二項第十号に規定する区域をいう。 を有するものに限る。)又は診療所 の開設者又は管理者に対し、 都道府県知事は、 のための措置を に超えている場合において、 病床の数が、 当該業務を行つていない病床数 前条第一項者しくは第二項の許可に係る療養病床等 を受けた病床に係る業務の全 る。 第一 同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従 るべ 項各号に掲げる者が開設 する病院 きことを命ずることができる 病床数 を削減 することを内容 とする許可 地を含む 当該病院 又は診療 (前条第三項の許可を得て病床 地域 の範囲 部又は 医療 計画において定める第 内で、 病床 に係る基準病床数 )における療養病床 所が、 当該病院 部を行つてい 正当な理由 療養病床等 又は診療 又は同 ない い医療 及 0 所 لح が

4 ろにより、病院又は診療 床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、 第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるとこ 前三項の場合において、 所の機能及び性格を考慮して、 都道府県知 事は、 当該地域における 必要な補 正を行 第三十条の四 の病

5 \( \) 略

わなければならない。

第三十条の四 略

2 医療計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

**~**八 略

九 ~ 十 一 (略)

3 医療計画においては、 前項各号に掲げる事項のほ か 次に掲げる事項

について定めるよう努めるものとする。

地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供

施設 0) 整備の目標に関する事項

前号に掲げるもののほか、 医療提供 体制 の確保 に関し必要な事項

4 都道府県は、 第 一項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に

医療連携 体制 の構 の具体的な方策について、 第一 一項第四号の厚生 掲げる事項に配慮

しなければならない。

4 床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、 前三項の場合において、 都道府県知事は、 当該地域における 第三十条の四 の病

ろにより、病院又は診療 第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療 計画において定めるとこ 所の機能及び性格を考慮して、 必要な補 正を行

わなければならない。

5 7 (略)

第三十条の四 略

2 医療計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

九 地域医療支援病院 の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供

施設 の整備の目標に関する事項

+ ----

(略

前各号に掲げるもの

のほか、

医療提供

体制

の確保に関し必要な事

項

3 げる事項に配慮しなければならない。 都道府県は、 前項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、 次に掲

医療連携 体制 の構 の具体的な方策について、 前項第四号の厚生労

に定めること。 労働省令 で定める 病 又は同項第五号イから までに掲げる医療ごと

# 二~四 (略)

- 6 病床数 る事情があるときは、 場合において、 都道府県は、 に 関し、 急激な人 第一 前項の標準によらないことができる。 |項第十一号|に規定する基準病床数 を定めようとする 政令で定めるところにより、 0 加 が見込まれることその他の政令で定め 同号に規定する基準
- 7 情 ことができる。 る区域の第二項第十一号に規定する基準病床数とみなして、 れ の許可 の申請その他の政令で定める申請に対する許可 に係る事務を行う があるときは、 た後に、急激な人 都道府県は、 第十三項の規定により当該都道府県の医療計画が公示さ 政令で定めるところにより算定した数を、 0) 加が見込まれることその他の政令で定める事 病院 政令 で定め の開 設 6
- 準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことがでにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十一号に規定する基の他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところの他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところの他の政令で定める申請があった場合におり当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請それた後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政策を表する。

きる。

働省令 で定める 「病 又は同項第五号イから」 までに掲げる医療ご とに

# 二~四 (略)

定めること。

数の合計数を基にした標準)は、厚生労働省令で定める。 病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定したに規定する基準病床数に関する標準(療養病床及び一)病床に係る基準の第二項第十号及び第十一号に規定する区域の設定並びに同項第十二号

病床数に関し、前項の標準によらないことができる。 場合において、急激な人の加が見込まれることその他の政令で定めるところにより、同号に規定する基準場合において、急激な人の加が見込まれることその他の政令で定め

5

- 情があるときは、 れた後に、急激な人 ことができる。 の許可 の申請その他の政令 で定める申請に対する許可 に係る事務を行う る区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、 都道府県は、 第十二項の規定により当該都道府県の医療計 政令で定めるところにより算定した数を、 0) 加が見込まれることその他の政令で定める事 病院 画が 政令 で定め 公宗 の開 設 さ
- 7 きる。 により算定した数を、 準病床数とみ なして、  $\mathcal{O}$ れ 他の政令で定める申請があつた場合においては、 た後 に、厚生労働省令 で定める病床 を含む病院 の開設 都道府県は、 第十二項の規定により当該都道府県の医療 計画が 当該申請に対する許可 に係る事務を行うことがで 政令で定める区域の第 一項第十二号に規定する基 政令で定めるところ の許可 の申請そ 公宗 さ

9	8
第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第二項第	第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第二項第
一号に定める目標 (医療 計画に同条第三項第一号に掲げる事項を定める	一号及び第九号に定める目標の達成状況並 びに同項各号(第一号及び第
場合にあつては、同号に定める目標を含む。)の達成状況及び同条第二	九号を除く。)に掲げる事項について、調査 、分 及び を行い、必
項各号(第一号を除く。)に掲げる事項(医療 計画に同条第三項第二号	要があると認めるときは、当該都道府県の医療 計画を変更 するものとす
に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に掲げる事項を含む。)に	る。
ついて、調査、分 及び を行い、必要があると認めるときは、当該	
都道府県の医療 計画を変更 するものとする。	

	2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準とし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を標準と一、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数 て、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密で、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものといる場合で定めるものという。
備及び運営 について、基準を定めなければならない。第十七条 厚生労働 大臣は、養護老人ホーム 及び特別養護老人ホーム の設(施設の基準)	び運営 について、条例 で基準を定めなければならない。第十七条 都道府県は、養護老人ホーム 及び特別養護老人ホーム の設 備及施設 の基準)
現行	改正案

省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するため必要と認めら等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあつては厚生労働 実施する。)内において行うほか、国にあつては職業を転しようとする労働者 職業を転	施	)が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その――設を設置校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。――校を設置	国及び都道府県(第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発   3 国及び	2 (略)	(略) 一一~五	の施設 においても適切と認められる方法により行うことができる	働省令 で定める要件を参酌 して条例で定めるもの)については、当該施 認められ	働省令 で定めるもの (都道府県にあつては、当該職 業訓練 のうち厚生労   働省令 で		区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当 区分に応	号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の   号に掲げ	要な技能 及びこれに関する知識 を 得することができるように、次の各 要な技能	第十五条の六 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必 第十五条の六	(国及び都道府県の行う職 業訓練等 ) (国及び	改 正 案
と認められる他の施設 により行わ れる教育訓練 を当該公共職 業能力開発実施 するため必要があるときは、職 業能力の開発 及び 「上 について適切職 業を転」 しようとする労働者等 に対して迅 速かつ効果 的な職 業訓練 を	- 「公共職 業能力開発施設 」という。)内において行うほか、	を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げるを設置する場合には、当該市町村を含む。)が第一項各号に掲げる施	国及び都道府県(第十六条第二項の規定により市町村が職 業能力開発		(略)		認められる方法により行うことができる。	働省令 で定めるものについては、当該施設以外 の施設 においても適切 と	<b>落職 業訓練 のうち主として知識 を 得するために行われるもので厚生労</b>	区分に応じ当該各号に規定する職 業訓練 を行うものとする。ただし、当	号に掲げる施設 を第十六条に定めるところ により設 置して、当該施設の	要な技能 及びこれに関する知識を 得することができるように、次の各	<ul><li>一国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必</li></ul>	(国及び都道府県の行う職 業訓練等)	

4			
(略)	練とみなし、当該教育訓練 を受けさせることによつて行うことができる	施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓	があるときは、職業能力の開発及び 上について適切と認められる他の
4 (略)		行うことができる。	施設 の行う職 業訓練 とみ なし、当該教育訓練 を受けさせ ることによつて

改正案	現行
(基本計画)	(基本計画)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 林 業における経営及び 用の動 に関する事項	一 林 業における経営及び 用の動 に関する事項
二 林業労働力の確保の促進に関する方針	二 林業労働力の確保の促進に関する方針
三 事業主が一体的に行う労働環境の改 その他の 用管理の改 及び	三 事業主が一体的に行う労働環境の改 その他の 用管理の改 及び
森林施 業の機 化その他の事業の合理化を促進するための措置に関す	森林施 業の機 化その他の事業の合理化を促 進するための措置に関す
る事項	る事項
四 新たに林 業に就 業しようとする者の林 業技術の 得その他の就 業の	四(新たに林 業に就 業しようとする者の林 業技術の) 得その他の就 業の
化のための措置に関する事項	化のための措置に関する事項
五 その他林 業労働力 の確保の促 進に関する事項	五)その他林業労働力の確保の促進に関する事項
3 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするとき	3 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするとき
は、あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる事項に係る部分を農林	は、農林水 産大臣及び厚生労働 大臣に協議しなければならない。
水 産大臣及び厚生労働 大臣に報告しなければならない。	
4 (略)	4 (略)

 $\bigcirc$ 

林 業労働力の確保の促 進に関する法律(平成八年法律第四十五号)(抄)(第十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
特例居宅介護サービス費の支給)	(特例居宅介護サービス費の支給)
第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅 要介護被保険者 に対し	第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅 要介護被保険者 に対し
、特例居宅介護サービス費 を支給 する。	、特例居宅介護サービス費 を支給 する。
一 (略)	一 (略)
二 居宅 要介護被保険者 が、指 定居宅サービス以外 の居宅サービス 又は	二)居宅 要介護被保険者 が、指 定居宅サービス以外 の居宅サービス 又は
これに相当するサービス(指 定居宅サービス の事業に係る第七十四条)	これに相当するサービス(指 定居宅サービス の事業に係る第七十四条
第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定	第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める
める員数並 びに同条第二項に規定する指 定居宅サービス の事業の設 備	員数並 びに同条第二項に規定する指 定居宅サービス の事業の設 備及び
及び運営 に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たす	運営 に関する基準のうち、厚生労働省令 で定めるものを満 たすと認め
と認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び	られる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「
次項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合にお	基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があ
いて、必要があると認めるとき。	ると認めるとき。
三・四(略)	三・四(略)
2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三	
号までに掲げる事項については厚生労働省令 で定める基準に従い定める	
ものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令 で定める基準を	
標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令 で定	
める基準を参酌するものとする。	
一 基準該当居宅サービス に従事する従業者 に係る基準及び当該従業者	

#### の員数

基準該当居宅サービス の事業に係る居室 の床面積

に秘密 る要介護者のサービス の適切 基準該当居宅サービス の保持等に密接 に関連 するものとして厚生労働省令 で定めるも の事業の運営に関する事項であって、 紅用、 谫 な処遇 及び安全の確保並 利 用す び

3 5

略

 $\mathcal{O}$ 

兀 基準該当居宅サービス の事業に係る利用定員

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二

(略)

8

る基準 ス費の請求があったときは、 第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関す は第四項の規定により市町村が定める額及び第七十八条の四第二項又は らして審査 した上、支 市町村は、 指 定地域密着型サービス の取 指 定地域密着型サービス 事業者 から地域密着型介護サービ うものとする 第二項各号の厚生労働 大臣が定める基準又 いに関する部分に限る。 に照

9 10 略

居宅介護サービス費等 に係る支給限度額

第四十三条 (略)

2 \ \ 5

(略

2 \ 4

(略)

第四十二条の二 (略)

(地域密着型介護サービス費の支給)

8 ス費の請求があったときは、 る基準 らして審査 した上、支 第四項に規定する指 定地域密着型サービス の事業の設 備及び運営 に関す は第四項の規定により市町村が定める額及び第七十八条の四第二項又は 市町村は、指 定地域密着型サービス 事業者 から地域密着型介護サービ 程 定地域密着型サービス うものとする。 第二項各号の厚生労働 大臣が定める基準又 の取 いに関する部分に限る。 に照

|居宅介護サービス費等 に係る支給限度額

9 • 10

(略)

第四十三条

(略

6 特例居宅介護サービス費 又は地域密着型介護サービス費若 しくは特例 額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九 介護サービス費若 しくは特例 地域密着型介護サービス費 を支給 すること る 第一 二条第三項又は第四十二条の二第二項各号者しくは第四項者しくは前条 域密着型介護サービス費 十に相当する額を超える場合における当該居宅介護サービス費若 しくは により第 居宅介護サービス費若 しくは特例居宅介護サービス費 又は地域密着型 一項の規定にかかわらず、 一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する の額 は、 政令で定めるところにより算定した額とす 第四十一条第四項各号者しくは第四十 地

|居宅介護サービス費等の額の特例 |

第五十条 が定めた とあるのは、 要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に 域密着型サービス ることにより、居宅サービス 定める規定を適用する場合においては、これらの規定中 ビス 又は住宅 改修に必要な費 用を負担 することが困難 であると認めた 市町村が、 合」とする。 「百分の九十を超え 百分の百以下の範囲 内において市町村 (これに相当するサービスを含む。) 若 しくは施設サ 災害その他の厚生労働省令 で定める特別 の事情 (これに相当するサービスを含む。)、 「百分の九十」 があ 地

#### (略)

条第一項、第四項及び第六項二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三

6 介護サービス費若 しくは特例 地域密着型介護サービス費 を支給 すること 特例居宅介護サービス費 又は地域密着型介護サービス費若 しくは特例 額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の 第二項の規定にかかわらず、 十に相当する額を超える場合における当該居宅介護サービス費若 る。 二条第二 域密着型介護サービス費 により第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する 居宅介護サービス費若 しくは特例居宅介護サービス費 又は地域密着型 |項又は第四十二条の二第二項各号者 しくは第四項者 しくは の額は、 政令で定めるところにより算定した額とす 第四十一条第四項各号若しくは第四十 しくは 前 地

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第五十条 ービス 又は住宅 改修に必要な費 用を負担 することが困難 であると認めた が定めた とあるのは、 定める規定を適用する場合においては、 要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に 域密着型サービス ることにより、居宅サービス 市町村が、 合」とする。 「百分の九十を超え 百分の百以下の範囲 内において市 (これに相当するサービス を含む。) 若 しくは施設サ 災害その他の厚生労働省令 で定める特別 の事情 (これに相当するサービスを含む。 これらの規定中 「百分の九十」 町村 が 地 あ

#### (略)

条第一項、第四項及び第六項二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第二項並びに第四十三

## 三~八(略)

特例介護予 防サービス費の支給)

、特例介護予 防サービス費 を支給 する。第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅 要支援被保険者 に対し

#### 一 (略)

二 居宅 要支援被保険者 が、指 定介護予 防サービス以外 の介護予 防サービス 」という。)を受けた場合において、必要があると認めるにより行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるにより行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認める とき。

# 三・四 (略)

を定める基準を参酌するものとする。 一切のとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定して定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準をである基準に従い定める基準をである基準に従い定める基準をである基準をである基準に従い定めるとし、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるに当たっては、第一号から第三人の表別を定めるというによります。

# 基準該当介護予 防サービス に従事する従業者 に係る基準及び当該従

## 三~八 (略)

(特例介護予 防サービス費の支給)

、特例介護予 防サービス費 を支給 する。第五十四条(市町村は、次に掲げる場合には、居宅 要支援被保険者 に対

#### (略)

二 居宅 要文援被保険者 が、指 定介護予 防サービス以外 の介護予 防サービス 」と お働省令 で定める員数並 びに同条第二項に規定する指 定介護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準及び同項の厚生労働省令 で定める員数並 びに同条第二項に規定する指 定介護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準及び同項の厚生労働省令 で定める基準及び同項の厚生 方 加るものに限る。次号において「基準該当介護予 防サービス」と 行われるものに限る。次号において「基準該当介護予 防サービス」と いう。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

## 三・四(略)

### 業者の員数

基準該当介護予 防サービス の事業に係る居室の床面積

るもの 並 用する要支援者のサービスの適切 びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令 で定め 基準該当介護予 防サービス の事業の運営に関する事項であって、 な利用、 谫 な処遇 及び安全 一の確保 利

兀 基準該当介護予 防サービス の事業に係る利 用定員

3 5 (略)

(地域密着型介護予 防サービス費 の支給 )

略

2 5 7

8

第五十四条の二

(略)

護予 防サービス費 の請求 があったときは、第二項各号の厚生労働 大臣が 着型介護予 防サービス の取 着型介護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準 『指 定地域密 係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密 の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに 定める基準又は第四項の規定により市町村が定める額並びに第百十五条 市町村は、 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 から地域密着型介 いに関する部分に限る。)に照らして審査 8

9 • 10 (略)

した上、支

うものとする。

介護予 防サービス費等 に係る支給限度額

2 \ 4 (略)

第五十四条の二 (略)

(地域密着型介護予 防サービス費 の支給 )

護予 防サービス費 の請求 があったときは、第二項各号の厚生労働 着型介護予 防サービス の取 着型介護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準 係る介護予 防のための効果 的な支援 の方法に関する基準及び指 定地域密 定める基準又は第四項の規定により市町村が定める額並 びに第百十五 した上、支 の十四第二項又は第四項に規定する指 定地域密着型介護予 防サービス に 市町村は、指定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介 うものとする。 いに関する部分に限る。)に照らして審査 程 定 地域密 大臣が

9 • 10 (略)

介護予防サービス費等に係る支給限度額

#### 第五十五条 (略

2 5 (略

6 若 しくは特例介護予 防サービス費 又は地域密着型介護予 防サービス費若 介護予 防サービス費若 しくは特例 地域密着型介護予 防サービス費 を支給 四項若しくは前条第二項の規定にかかわ 号者<br />
しくは第五十四条第三項又は第五十四条の二第二項各号者<br />
しくは第 相当する額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する することにより第 り算定した額とする。 しくは特例 地域密着型介護予 防サービス費の額は、 百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予 防サービス費 介護予 防サービス費若 しくは特例介護予 防サービス費 又は地域密着型 一項に規定する合計額 が同項に規定する百分の九十に きず、 政令で定めるところによ 第五十三条第二項各 6

介護予 防 ービス費等 の額 の特例

第六十条 るのは、 援被保険者 が受ける次の各号に掲げる予 防給付 について当該各号に定め めた る規定を適用する場合においては、 ることにより、介護予防サービス (これに相当するサービスを含む。 は住宅 改修に必要な費 用を負担 することが困難 であると認めた居宅 睪文 地域密着型介護予 防サービス (これに相当するサービス を含む。) 合」とする。 市町村が、 「百分の九十を超え 百分の百以下の範囲 内において市町村が定 災害その他の厚生労働省令 で定める特別 の事情 これらの規定中 「百分の九十」とあ があ 又

#### 略

第五十五条 (略

2 5 (略

若 しくは特例介護予 防サービス費 又は地域密着型介護予 防サービス費若 介護予 防サービス費若 しくは特例 地域密着型介護予 防サービス費 を支給 四項者しくは前条第二項の規定にかかわらず、 することにより第 り算定した額とする。 号若 しくは第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項各号若 しくは第 しくは特例 地域密着型介護予 防サービス費の額 百分の九十に相当する額を超え る場合における当該介護予 防サービス費 相当する額を超える場合又は第四項に規定する合計額 介護予 防サービス費若 しくは特例介護予 防サービス費 又は地域密着型 一項に規定する合計額 が同項に規定する百分の九十に は、 政令で定めるところによ 第五十三条第二項各 が同項に規定する

介護予 防サ ービス費等 の額 の特例

第六十条 るのは、 援被保険者 が受ける次の各号に掲げる予 防給付 について当該各号に定め めた る規定を適用する場合においては、 は住宅 改修に必要な費 用を負担 することが困難 であると認めた居宅 睪文 ることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。 地域密着型介護予 防サービス 合」とする。 市町村が、 「百分の九十を超え 百分の百以下の範囲 内において市町村が定 災害その他の厚生労働省令で定める特別 (これに相当するサービスを含む。) これらの規定中 「百分の九十」 の事情 とあ が

又

あ

条第一項、第四項及び第六項 第五十四条第三項並びに第五十五二 特例介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第五十五

三~六 (略)

保険料を収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 密着型介護予 防サービス (これに相当するサービス を含む。 サービスを含む。 ビス (これに相当するサービス を含む 。 次項において同じ。) 及び地域 中 ついて当該各号に定める規定を適用する場合においては、 て同じ。) 並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等に を含む。 が経過 するまでの間に利 用した居宅サービス (これに相当するサービス 当該記載 を受けた日の属 する月の翌月の 第一 「百分の九十」とあるのは、 項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等 次項において同じ。)、地域密着型サービス (これに相当する 次項において同じ。)、施設サービス、介護予 防サー 「百分の七十」とする。 日 から当該給付額減額期 これらの規定 次項におい 間 が

一 (略)

二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三

三~七 (略)

条第一項、

第四項及び第六項

条第一項、第四項及び第六項

二 特例介護予 防サービス費 の支給

第五十四条第二項並びに第五十五

三~六 (略)

保険料を 収する権利が消滅した場合の保険給付の特例

第六十九条 (略)

2 (略)

3

密着型介護予 防サービス (これに相当するサービス を含む。 サービスを含む。 ビス (これに相当するサービス を含む。 次項において同じ。) 及び地域 中 ついて当該各号に定める規定を適用する場合においては、 て同じ。) 並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等に を含む。次項において同じ。)、地域密着型サービス (これに相当する が経過 するまでの間に利 用した居宅サービス (これに相当するサービス 当該記載を受けた日の属する月の翌月の 「百分の九十」とあるのは、 第一項の規定により給付額減額等 次項において同じ。)、施設サービス、介護予 防サー 「百分の七十」とする。 の記載を受けた要介護被保険者等 日 から当該給付額減額期 これらの規定 次項にお 間 が

(略)

条第一項、第四項及び第六項二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第二項並びに第四十三

三~七 (略)

条第一項、第四項及び第六項 外側介護予 防サービス費 の支給 第五十四条第二項並 びに第五十五

九~十四(略)

4

(略)

指 定居宅サービス 事業者 の指 定)

第七十条 (略)

2 看護、 入 所療養介護 に係る指 定の申請にあっては、 第七号から第十一号まで) 号まで、 行われる居宅療養管 理指導 又は病院若 しくは診療 所により行われる 都道府県知事は、 問 第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号 (病院等により ハビ 前項の申請があった場合において、 シシ のいずれかに該当するときは、 ン、通所 ハビ 第二号から第六号まで又は トシ ン若 しくは 第一号から第三 第四十一条第 期 問

申請者が法人でないとき。

項本文の指定をしてはならない。

例で定める員数を満たしていないとき。十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例 で定める基準及び同項の都道府県の条一 当該申請に係る事業所の従業者の知識 及び技能並 びに人員 が、第七

三~十一 (略)

3 5

略

| 第七十四条 指 定居宅サービス 事業者 は、当該指 定に係る事業所ごとに、

指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営

九~十四(略)

4 (略)

猾 定居宅サービス 事業者

の指

定

第七十条 (略)

2 看護、 入 所療養介護 に係る指 定の申請にあっては、 第七号から第十一号まで) 号まで、 行わ れる居宅療養管 理指導 又は病院若 しくは診療 所により行わ 項本文の指定をしてはならない。 都道府県知事は、 問 第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号(病院等により ハビ 前項の申請があった場合において、 ーシ のいず ン、通所 れかに該当するときは、第四十一条第 ハビ 第二号から第六号まで又は ーシ ン若 しくは 第一号から第三 期 問

申請者 が法人 でないとき。

定める員数を満たしていないとき。十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七

三~十一 (略)

3~5 (略)

居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。 厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所にとに、

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営 |

に関する基準は、都道府県の条例で定める。

基準を参酌するものとする。基準を参酌するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を標準とし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第一号から第三号まとして定めるものとする。

一 指 定居宅サービス に従 事する従 業者 に係る基準及び当該従業者 の員

数

三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要二 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

密

の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

介護者のサービスの適切

な利用、

폜

た処遇 及び安全の確保並

びに秘

あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。宅サービスの取 いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、1 厚生労働 大臣は、前項に規定する厚生労働省令 で定める基準 (指定居

5·6 (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

要があると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者及び指定居宅介による第七十四条第五項に規定する の提供が に行われるため必第七十五条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者

運営に関する基準(指定居宅サービスの取)いに関する部分に限る。)「厚生労働大臣は、前項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び

3

ればならない。

を定めようとするときは、

あらかじめ社 会保障審 議会の意見を聴かなけ

4 · 5 (略)

(都道府県知事等 による連絡調 整又は援助)

要があると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者及び指定居宅介による第七十四条第四項に規定する の提供が に行われるため必第七十五条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者

に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

の他の援助を行うことができる。絡調 整又は当該指定居宅サービス 事業者 及び当該関係者 に対する助言そ護支援 事業者、他の指定居宅サービス 事業者 その他の関係者 相互間の連

2

の他の援助を行うことができる。

2 提供が 0 る 事相互間の連絡調 道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、 厚生労働 区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができ 定居宅サービス 事業者 による第七十四条第五項に規定する 大臣は、 に行わ れるため必要があると認めるときは、 整又は当該指 定居宅サービス 事業者 に対する都道府県 同一の指定居宅サービス事業者について二以上 当該都道府県知 の都 0

# (勧告、命令等)

を勧告することができる。 に対し、期限 を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス 事業者第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス 事業者が、次の各号

定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。県の条例で定める員数を満たしていない場合。当該都道府県の条例で第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府一当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員につい

#### 二 (略)

当該 の提供を適正に行うこと。 第七十四条第五項に規定する の提供を適正に行っていない場合

絡調 整又は当落指 定居宅サービス 事業者 及び当該関係者 に対する助言そ護支援 事業者 、他の指 定居宅サービス 事業者 その他の関係者 相互間の連

4 厚生労働 大臣は、同一の指 定居宅サービス 事業者 について二以上の都ら 厚生労働 大臣は、同一の指 定居宅サービス 事業者 について二以上の都る。

# (勧告、命令等)

を勧告することができる。 に対し、期限 を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号

基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。省令で定める員数を満たしていない場合。当該厚生労働省令で定める「生労働省や」で定める基準又は同項の厚生労働の判断を関係の対象を満たすこと。

#### 二 (略)

当該 の提供を適正に行うこと。 第七十四条第四項に規定する の提供を適正に行っていない場合

(略

指 定の取消 上等)

第七十七条 ては、 を取り消 当該指定居宅サービス 事業者 に係る第四十一条第一項本文の指定 都道府県知事は、 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停 次の各号のいずれかに該当する場合におい

略

止することができる。

若 しくは技能 又は人員 について、第七十四条第一項の都道府県の条例 できなくなったとき。 で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことが 指 定居宅サービス 事業者 が、当 落指 定に係る事業所の従 業者 の知識

三 (略

兀 指 定居宅サービス 事業者 が、 第七十四条第六項に規定する義務に違

五~十二 (略)

反したと認められるとき

2 (略)

**指 定地域密着型サービス 事業者の指 定)** 

第七十八条の二 (略)

2 • 略

4 かに該当するときは、 市 町村長は、 第一 項の申請があった場合において、 第四十二条の二第一項本文の指 定をしてはならな 次の各号のいず れ

> 2 5 (略)

指 定の取消 上等)

第七十七条 ては、 を取 り消し、 当該指定居宅サービス 事業者に係る第四十一条第一 都道府県知事は、 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停 次の各号のいず れかに該当する場合にお 項本文の指

定

(略)

止することができる。

若 しくは技能 又は人員 について、第七十四条第一項の厚生労働省令で なくなったとき。 定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができ 指 定居宅サービス 事業者 が、当該指 定に係る事業所の従 業者 の知 識

三 (略

兀 反したと認められるとき。 指 定居宅サービス 事業者 が、 第七十四条第五項に規定する義務に違

五~十二 (略)

2 (略)

1 定地域密着型サービス 事業者 1の指定)

第七十八条の二 (略)

2 • 3 略

4 かに該当するときは、 市町村長は、 第一 項の申請があった場合において、 第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならな 次の各号のいず れ

V )

- 一 申請者が法人でないとき。
- スに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。 の条例で定める員数 又は同条第五項に規定する指 定地域密着型サービ十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若 しくは同項の市町村二 当該申請に係る事業所の従業者の知識 及び技能並 びに人員 が、第七二 当該申請に係る事業所の従業者の知識 及び技能並 びに人員 が、第七
- 密着型サービス 事業の運営 をすることができないと認められるとき。着型サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な地域三 申請者 が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指 定地域密

四~九(略)

5 7

略

指<br />
定地域密着型サービスの事業の基準

第七十八条の三 指定地域密着型サービス 事業者 は、次条第二項又は第五ばならない。

2 (略

第七十八条の四 指 定地域密着型サービス 事業者 は、当該指 定に係る事業

\ \ \

- 申請者 が法人 でないとき。
- 働省令で定める員数 又は同条第四項に規定する指 定地域密着型サービ十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若 しくは同項の厚生労二 当該申請に係る事業所の従業者の知識 及び技能並 びに人員 が、第七
- 密着型サービス 事業の運営 をすることができないと認められるとき。着型サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な地域一 申請者 が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指 定地域密

三

ス

に従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

四~九 (略)

5~7 (略)

指定地域密着型サービスの事業の基準)

第七十八条の三 指 定地域密着型サービス 事業者 は、次条第二項又は第四型サービス を受ける者の立 場に立ってこれを提供 するように努めなけれ 質の を行うことその他の措置を講ず ることにより常 に指 定地域密着型サービス の事業の設 備及び運営 に関する基第七十八条の三 指 定地域密着型サービス の事業の設 備及び運営 に関する基ばならない。

2 (略)

第七十八条の四 指 定地域密着型サービス 事業者 は、当該指 定に係る事業

\ \ \ の当該指 定地域密着型サービス に従 事する従 業者 を有 しなければならな 死ことに、 市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数

2 び運営に関する基準は、 前項に規定するもののほか、 市町村の条例で定める。 指 定地域密着型サービスの事業の設 備及

3 準を参酌するものとする。 して定めるものとし、 に掲げる事項については厚生労働省令 で定める基準に従 市 第五号に掲げる事項については厚生労働省令 で定める基準を標準と 町村が前 一項の条例を定めるに当たっては、 その他の事項については厚生労働省令で定める基 第 一号から第四号まで い定めるものと

者 1の員数 指 定地域密着型サービス に従 事する従 業者 に係る基準及び当該従 業

指 定地域密着型サービス の事業に係る居室の床面積

用定員 小 規模多 機能型居宅介護 及び認知症 対応型 通所介護 の事業に係る利

兀 で定めるもの の確保並びに秘密 又は人所する要介護者のサービスの適切 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、 の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令 な利 用 谫 な処遇 及び安全 利 用

Ŧī. 指 定地域密着型サービス の事業 (第三号に規定する事業を除く。

に係る利用定員

4 域密着型サービスの取 厚生労働 大臣は、 前項に規定する厚生労働省令で定める基準 いに関する部分に限る。)を定めようとすると 指 定地

> の当落指 定地域密着型サービス に従 事する従 業者 を有 しなければならな 所ことに、厚生労働省令 で定める基準に従い厚生労働省令 で定める員数

2 前項に規定するもののほか、 指 定地域密着型サービス の事業の設 備 及

\ <u>`</u> び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 備及び運営に関する基準 厚生労働 大臣は、 前項に規定する指 定地域密着型サー 指 定地域密着型サービス の取 ・ビス いに関する部 0) 事業の設

きは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることがおける指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村に5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに

6 8 (略

できる。

(市町村長等 による連絡調 整又は援

助

第七十八条の六 護支援事業者、 対する助言その他の援助を行うことができる。 間 ると認めるときは、 十八条の四第七項に規定する の連絡調 整又は当該指 他の指 定地域密着型サービス 事業者 その他の関係者 市町村長は、 当該指 定地域密着型サービス 事業者 及び指 定居宅介 定地域密着型サービス 事業者 及び当該関係者 指 定地域密着型サービス 事業者 による第七 の提供が に行われるため必要があ 相 に 互

2 定する 上 対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援 該市町村長相互間の連絡調 整又は当該指 定地域密着型サービス 事業者 当該指 定地域密着型サービス 事業者 による第七十八条の四第七項に規 の市町村長が前項の規定による連絡調 整又は援助を行う場合において 都道府県知 の提供 事は、 が 同一 に行われるため必要があると認めるときは、 の指 定地域密着型サービス 事業者 についてこ 助を行 以 当 に

2

うことができる。

分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意

見を聴かなければならない。

る。

5 7 (略)

(市町村長等 による連絡調 整又は援助)

第七十八条の六 護支援事業者、 間の連絡調 整又は当該指 対する助言その他の援助を行うことができる。 ると認めるときは、当該指 定地域密着型サービス 事業者 及び指 定居宅介 十八条の四第六項に規定する 他の指 定地域密着型サービス 事業者 その他の関 市町村長は、 定地域密着型サービス 事業者 及び当該関係者 指 定地域密着型サービス 事業者による第七 の提供が に行わ れるため必要が 係者 相 に

上 定する うことができる 対する市町村の区域を超えた広 該市町村長相互間の連絡調 整又は当該指 定地域密着型サービス 事業者 当該指 定地域密着型サービス 事業者 による第七十八条の四第六項に規 の市町村長が前項の規定による連絡調 整又は援 助を行う場合において 都道府県知事は、 の提供 が 同一 に行わ の指 定地域密着型サービス 事業者 域的な見地からの助言その他 れるため必要があると認めるときは、 につい の援助を行 て 以 に 当

3 上 事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他 に規定する 1 の援 助を行うことができる の都道府県知 厚生労働 当該都道府県知 事相互間 て、 当該指 定地域密着型サービス 事業者 による第七十八条の四第七項 大臣は、 事が前項の規定による連絡調 整又は援 助を行う場合にお の提供 同一 が の指 の連絡調 に行わ 定地域密着型サービス 事業者 について二以 整又は当該指 定地域密着型サービス れるため必要があると認めるときは

# (勧告、命令等)

べきことを勧告することができる。 ス 事業者 に対し、期限 を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとる号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指 定地域密着型サービ第七十八条の九 市町村長は、指 定地域密着型サービス 事業者 が、次の各

#### (略)

サービス に従事する従業者 に関する基準を満たしていない場合 は当落指 市町村の条例で定める基準者しくは当該市町村の条例で定める員数 市 て第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準者しくは同項 当落指 定に係る事業所の従 町村の条例 で定める員数 定地域密着型サービス に従 事する従 業者 に関する基準を満 又は同条第五項に規定する指 定地域密着型 業者 の知識若しくは技能又は人員 につ 当 又 該 た

スの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型三 第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービ

3 上 事業者に対する都道府県の区域を超えた広 に規定する 1 の援 助を行うことができる の都道府県知事が前項の規定による連絡調 厚生労働 大臣は、 当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス て、 当該指 定地域密着型サービス 事業者 による第七十八条の四第六項 の提供 同一 が の指 に行わ 定地域密着型サービス 事業者 について! れるため必要があると認めるときは 域的な見地からの助言その他 整又は援助を行う場合にお 以

# (勧告、命令等)

べきことを勧告することができる。 ス 事業者 に対し、期限 を定めて、それでれ当該各号に定める措置をとる 号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指 定地域密着型サービ第七十八条の九 市町村長は、指 定地域密着型サービス 事業者 が、次の各

#### (略)

二 当該指 定地域密着型サービス に従 事する従 業者 に関する基準を満 たて第七十八条の四第一項の厚生労働省令 で定める員数 又は同条第四項に規定する指 定地域密着型厚生労働省令 で定める真数 又は同条第四項に規定する指 定地域密着型厚生労働省令 で定める基準若 しくは同項の厚生労働省令 で定める基準者 しくは同項の つま 当該指 定に係る事業所の従業者の知識若 しくは技能 又は人員 につい すこと。

ス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従 って適正な指 定地域密着型三 第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指 定地域密着型サービ

サービス の事業の運営 をすること。ス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な指 定地域密着型サービス の事業の運営 をしていない場合 当該指 定地域密着型サービ

場合 当該 の提供を適正に行うこと。 四 第七十八条の四第七項に規定する の提供を適正に行っていない

2~4 (略

指定の取消し等)

の効力を停止することができる。本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部では、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合におい

一~三 (略)

する基準を満たすことができなくなったとき。 | 「一個人の知識若 しくは技能 又は人員 について、第七十八条の四第一項の市町の知識若 しくは技能 又は人員 について、第七十八条の四第一項の市町 の指 定地域密着型サービス 事業者が、当該指定に係る事業所の従業者

基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する五指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五

六 指 定地域密着型サービス 事業者が、第七十八条の四第八項に規定す

ができなくなったとき。

サービス の事業の運営 をすること。ス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な指 定地域密着型サービス の事業の運営 をしていない場合 当該指 定地域密着型サービ

場合 当該 の提供を適正に行うこと。四 第七十八条の四第六項に規定する の提供を適正に行っていな

2~4 (略)

雅 定の取消し等)

の効力を停止することができる。 本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部者しくは一部不文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部者しくは一部の対、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項第七十八条の十一市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合におい

一~三 (略)

四 指 定地域密着型サービス 事業者 が、当該指 定に係る事業所の従業者 四 指 定地域密着型サービス に従事する従業者 に関 
の知識若 しくは技能 又は人員 について、第七十八条の四第一項の厚生 
する基準を満たすことができなくなったとき。

ができなくなったとき。
基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する五指定地域密着型サービス事業が、第七十八条の四第二項又は第四

指 定地域密着型サービス 事業者が、第七十八条の四第七項に規定す

六

る義務に違反<br />
したと認められるとき。

七~十四 (略)

関する基準は、都道府県の条例で定める。 2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に 2

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 ては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては次に掲げる事項につい

一指 定介護福祉施設サービス に従事する従業者 及びその員数

一 指 定介護老人福祉施設 に係る居室 の床面積

の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密三指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介

ときは、あらかじめ社合保障審 議会の意見を聴かなければならない。護福祉施設サービスの取 いに関する部分に限る。)を定めようとする4 厚生労働 大臣は、前項に規定する厚生労働省令 で定める基準 (指定介

5 6 (略)

(都道府県知 事等 による連絡調 整又は援 助)

る義務に違反<br />
したと認められるとき。

七~十四 (略)

支援専門員 その他の指定介護福祉施設サービス に従事する従業者を有し第八十八条 指定介護老人福祉施設 は、厚生労働省令で定める員数の介護

なければならない。

前項に規定するもののほか、指 定介護老人福祉施設の設 備及び運営 に

関する基準は、厚生労働大臣が定める。

4 · 5 (略)

(都道府県知事等 による連絡調 整又は援助)

第八十九条の二 開設者 による第八十八条第五項に規定する 0) 又は当該指定介護老人福祉施設 び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者 ため必要があると認めるときは、 他 の援 助を行うことができる。 都道府県知 事又は市町村長は、 の開設者 及び当該関係者 に対する助言そ 当落指 定介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設 の提供 相互間の連絡調 が に行わ の開設者 れる 整 及 0)

2 者に対する都道府県の区域を越えた広域的な見地からの助言その他の援 定する 上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合にお 助を行うことができる。 該都道府県知 事相互間 いて、 厚生労働 大臣は、 当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第五項に規 の提供 が 同一の指定介護老人福祉施設の開設者について二以 の連絡調 整又は当該指 定介護老人福祉施設 に行われるため必要があると認めるときは、 の開設 当

2

# (勧告、命令等)

ことを勧告することができる。 おがる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開場げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開第九十一条の二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に

場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。て第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていなー その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員につ

#### 二 (略)

第八十九条の二 開設者による第八十八条第四項に規定する の他 又は当該指定介護老人福祉施設 び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者 ため必要があると認めるときは、 の援助を行うことができる。 都道府県知事又は市町村長は、 の開設者及び当該関係者 当落指 定介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設 の提供 相互間の連絡調 が に対する助言そ に行わ の開設者 れる 整 及 0)

者 に対する都道府県の区域を越えた広域的な見地からの助言その他の援 上の都道府県知事が前項の規定による連絡調 定する いて、 助を行うことができる。 該都道府県知事相互間の連絡調 厚生労働 大臣は、 当該指 定介護老人福祉施設 の提供が 同一の指定介護老人福祉施設の開設者 についてこ に行われるため必要があると認めるときは、 整又は当落指 の開設者による第八十八条第四項に規 整又は援 助を行う場合にお 定介護老人福祉施設 の開設 以 当

# (勧告、命令等)

合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。て第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場一 その行う指 定介護福祉施設サービス に従 事する従業者の人員 につい

#### 二 (略)

三 第八十八条第五項に規定する の提供 を適正に行うこと の提供 を適正に行っていない場合

当該

2 5 (略

簎 ! 定の取消 し 等 )

第九十二条 止することができる。 ては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定 を取り消 Ļ 都道府県知事は、 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停 次の各号のいずれかに該当する場合におい

(略)

事する従業者の人員について、第八十八条第一項の都道府県の条例で 指定介護老人福祉施設が、 その行う指定介護福祉施設サービスに従

三 (略)

定める員数を満たすことができなくなったとき

匹 指定介護老人福祉施設 の開設者が、 第八十八条第六項に規定する義

務に違反したと認められるとき

五~十二 (略

2

(略)

開設許可

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令 で

定めるところにより、 都道府県知事の許可を受けなければならない。

2

(略

三 第八十八条第四項に規定する

の提供 を適正に行っていない場合

当該 の提供 を適正に行うこと

簎 ! 定の取消 し 等 )

第九十二条 止することができる。 を取り消し、 ては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定 都道府県知事は、 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停 次の各号のいず れかに該当する場合にお

(略)

事する従業者の人員について、第八十八条第一項の厚生労働省令で定 指定介護老人福祉施設が、 その行う指 定介護福祉施設サービス に従

める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

兀 務に違反したと認められるとき 指定介護老人福祉施設 の開設者が、 第八十八条第五項に規定する義

五~十二 (略)

2 (略)

(開設許可)

第九十四条 定めるところにより、 介護老人保健施設 を開設 しようとする者 は、厚生労働省令 都道府県知事の許可を受けなければならない。 で

2

(略)

ときは、前二項の許可を えることができない。 号(前項の申請にあっては、第二号又は第三号)のいずれかに該当する3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各

#### (略)

の厚生労働省令 及び都道府県の条例 で定める人員 を有 しないとき。室 及び機能訓練室並 びに都道府県の条例 で定める施設 又は同条第二項二 当該介護老人保健施設 が第九十七条第一項に規定する療養室、診察

# 三~十一 (略)

4~6 (略)

設を有しなければならない。 養室、診察室 及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療 第

- 業務に従事する従業者を有しなければならない。 ほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師の
- する基準は、都道府県の条例で定める。 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関
- 一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれについては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 いては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項につ

らの員数

ときは、前二項の許可を えることができない。 号(前項の申請にあっては、第二号又は第三号)のいずれかに該当する3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各

#### (略)

第二項に規定する人員を有しないとき。 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条

# 三~十一 (略)

4~6 (略)

療養室、診察室、機能訓練室、談話室 その他厚生労働省令 で定める施設第九十七条 介護老人保健施設 は、厚生労働省令 で定めるところ により、

を有しなければならない。

らない。 護支援専門員 及び介護 その他の業務に従 事する従 業者 を有 しなければな2 介護老人保健施設 は、厚生労働省令 で定める員数の医師、看護師、介

する基準は、厚生労働 大臣が定める。 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設 備及び運営 に関

のサービスの適切な利 介護老人保健施設の運営 に関する事項であって、入 所する要介護者 用、 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密 の保

に密接

に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

5 健 は、 施設サービスの取 厚生労働 大臣は、 あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 前項に規定する厚生労働省令で定める基準 いに関する部分に限る。 )を定めようとするとき 介護保

6 7 略

(都道府県知 事等 による連絡調 整又は援 助

第九十九条の二 者による第九十七条第六項に規定する 老人保健施設の開設者 及び当該関係者 に対する助言その他の援 助を行う 護老人保健施設の開設者 その他の関係者 相互間の連絡調 整又は当該介護 ことができる 必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設 の提供が の開設者 及び他の介 に行わ れるため の開設

県知 ができる。 道府県の区域を越えた広 域的な見地からの助言その他の援 助を行うこと 都道府県知 事が前項の規定による連絡調 整又は援 助を行う場合において 厚生労働 大臣は、 の提供が 当該介護老人保健施設 事相互間 の連絡調 整又は当該介護老人保健施設 に行わ 同一の介護老人保健施設 れるため必要があると認めるときは、 の開設者による第九十七条第六項に規定する の開設者について二以上の の開設者 に対する都 当該都道府

2

2

4 関する基準 厚生労働 大臣は、 介護保健施設サービスの取 前項に規定する介護老人保健施設 いに関する部分に限 の設 備及び運営に を

ばならない。

定めようとするときは、

あらかじめ社 会保障審 議会の意見を聴かなけ

れ

5 6 略

(都道府県知事等による連絡調整又は援

助

第九十九条の二 老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行う 者による第九十七条第五項に規定する 護老人保健施設の開設者 その他の関係者 相互間の連絡調 整又は当該介護 必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設 ことができる 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設 の提供が の開設者 及び他の介 に行わ れるため の開

ができる。 道府県の区域を越えた広 域的な見地からの助言その他の援 助を行うこと 県知 事相互間 都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において 厚生労働 大臣は、 の提供が 当該介護老人保健施設 の連絡調 整又は当該介護老人保健施設 に行われるため必要があると認めるときは、 同一の介護老人保健施設 の開設者 による第九十七条第五項に規定する の開設者について二以上 の開設者 当該都道府 に対する都

# 設備の使用制限等)

第百一条 設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設 定めて、 くなったときは、 の設備及び運営に関する基準 定する療養室 その全部若しくは一部の使用を制限 都道府県知事は、介護老人保健施設 修 若しくは改 診察室 及び機能訓練室並 びに都道府県の条例 で定める施 当該介護老人保健施設 を命ずることができる。 設備に関する部分に限る。) に適合しな し、若しくは禁止 の開設者に対し、期間を定めて が、 第九十七条第一項に規 Ļ 又は期限 を

# (業務運営の勧告、命令等)

#### 二 (略)

当該 の供 を適正に行うこと。 第九十七条第六項に規定する の提供を適正に行っていない場合

## 2~5 (略

# 許可の取消し等)

# 設備の使用制限等)

第百一条 保健施設の設備及び運営に関する基準 を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、 は期限を定めて、 適合しなくなったときは、 定する施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護老人 都道府県知事は、 修 若しくは改 当該介護老人保健施設 介護老人保健施設 を命ずることができる。 設備に関する部分に限 が、 第九十七条第一項に規 の開設者に対し、 若しくは禁止 る。 Ļ 期 こに 間 又

# (業務運営の勧告、命令等)

労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定に該当すると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期に該当すると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期第百三条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、次の各号に掲げる場合

#### 二 (略)

める員数を満たすこと。

当該 の供 を適正に行うこと。 第九十七条第五項に規定する の提供を適正に行っていない場合

## 2~5 (略)

# 許可の取消し等)

又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することがは、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において

一•二 (略)

できる。

反 したと認められるとき。 三 介護老人保健施設の開設者 が第九十七条第七項に規定する義 務に違

四~十二(略)

2 · 3 (略)

に関する基準は、都道府県の条例で定める。2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。いては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項につ

一 指 定介護療養型医療施設 に係る病室の床面積

定介護療養施設サービス に従事する従業者 及びその員数

指

密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘三 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院する要

又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することがは、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において

できる。

一・二 (略)

反 したと認められるとき。 一介護老人保健施設の開設者 が第九十七条第六項に規定する義 務に違

四~十二(略)

2·3 (略)

支援専門員 その他の指 定介護療養施設サービス に従 事する従 業員を有 し第百十条 指 定介護療養型医療施設 は、厚生労働省令 で定める員数の介護

なければならない。

に関する基準は、厚生労働 大臣が定める。 1 前項に規定するもののほか、指 定介護療養型医療施設の施設 及び運営

ときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。護療養施設サービスの取 いに関する部分に限る。)を定めようとする4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準 (指定介

5·6 (略

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

助言その他の援助を行うことができる。 
助言その他の援助を行うことができる。 
助言その他の援助を行うことができる。 
助言その他の援助を行うことができる。 
の開設者による第百十条第五項に規定する 
の提供が 
に行われる 
の開設者による第百十条第五項に規定する 
の提供が 
に行われる 
の開設者 
に行われる 
に行われる 
の開設者 
に行われる 
の開設者 
に行われる 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に行われる 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に行われる 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に対する 
に行われる 
に対する 
に対する 
に行われる 
に行われる 
に対する 
に対する 
に行われる 
に行われる 
に行われる 
に行われる 
に対する 
に行われる 
に行われる 
に対する 
に行われる 
に行われる 
に行われる 
に行われる 
に対する 
に行われる 
に行われる 
に行われる 
に対する 
に行われる 
に行われる 
に行われる 
に行われる 
に対する 
に対する

以上 開設者 に対する都道府県の区域を超え た広 域的な見地からの助言その他 当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設 規定する おいて、 厚生労働 の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合に 当該指 定介護療養型医療施設 大臣は、 の提供 同一 が の指 定介護療養型医療施設 に行われるため必要があると認めるときは、 の開設者による第百十条第五項に の開設者について二 0) 2

2

(勧告、命令等)

の援

助を行うことができる。

第百十三条の二 都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が、次の各号

運営に関する基準(介護療養施設サービスの取)いに関する部分に限る3 厚生労働 大臣は、前項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び

。) を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審 議会の意見を聴か

4·5 (略)

なければならない

(都道府県知 事等 による連絡調 整又は援

助

第百十一条の二 調 整又は当該指 定介護療養型医療施設 及び他の指定介護療養型医療施設 助言その他の援助を行うことができる。 ため必要があると認めるときは、当該指 定介護療養型医療施設の開設者 の開設者 による第百十条第四項に規定する 都道府県知事又は市町村長は、 の開設者 その他の関係者 の開設者及び当該関係者に対する 指 の提供 定介護療養型医療施設 が 相互間の連絡 に行わ れる

厚生労働大臣は、同一の指定介護療養型医療施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は接助を行う場合に以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は接助を行う場合に以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は接助を行う場合に以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は接助を行う場合にの援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第百十三条の二 都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が、次の各号

べきことを勧告することができる。の開設者 に対し、期限 を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指 定介護療養型医療施設

合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。て第百十条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場一 その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員につい

#### 二 (略)

当該 の提供を適正に行うこと。 第百十条第五項に規定する の提供を適正に行っていない場合

2~5 (略

### 指定の取消し等)

#### (略)

定める員数を満たすことができなくなったとき。 従事する従業者の人員 について、第百十条第一項の都道府県の条例で二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービス に

#### 三 (略)

務に違反 したと認められるとき。四 指 定介護療養型医療施設の開設者 が、第百十条第六項に規定する義

の開設者 に対し、期限 を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設

きことを勧告することができる。

当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。て第百十条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員につい

#### 二 (略)

当該 の提供を適正に行うこと。 第百十条第四項に規定する の提供を適正に行っていない場合

2~5 (略)

### 指定の取消し等)

#### (略)

める員数を満たすことができなくなったとき。 従事する従業者の人員 について、第百十条第一項の厚生労働省令 で定二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービス に

#### 三 (略)

務に違反 したと認められるとき。四 指 定介護療養型医療施設の開設者 が、第百十条第五項に規定する義

五~十三 (略)

2 (略)

指 定介護予 防サービス 事業者 の指 定)

第百十五条の二 (略)

2

らない。 0 申 所 れる介護予防 行わ れる介護予 防居宅療養管 理指導 又は病院若 しくは診療 所により行わ 号まで、 請にあっては、 いずれかに該当するときは、 都道府県知事は、 ハビ 第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号 (病院等により 問看護、介護予防 シ 第一 ン若 しくは介護予 防 前項の申請があった場合において、 一号から第六号まで又は第七号から第十一号まで) 第五十三条第一項本文の指 定をしてはな 問 ハビ 期入 所療養介護 に係る指 定の レシ ン、介護予 防通 第一号から第三

申請者が法人でないとき。

の条例で定める員数を満たしていないとき。十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県一当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百一当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百

護予 防サービス 事業の運営 をすることができないと認められるとき。護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な介に係る介護予 防のための効果 的な支援 の方法に関する基準又は指 定介二 申請者 が、第百十五条の四第二項に規定する指 定介護予 防サービス

五~十三 (略)

2 (略)

(指)定介護予 防サービス 事業者 の指)定

第百十五条の二 (略)

2

申請にあっては、 らない。  $\mathcal{O}$ 所 れる介護予防 行わ れる介護予 防居宅療養管 理指導 又は病院若 しくは診療 所により行わ 号まで、 いずれかに該当するときは、 都道府県知事は、 ハビ 第五号から第七号の二まで、 シシ 問看護、介護予 防 第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで) ン若しくは介護予防 前項の申請があった場合において、 第五十三条第一項本文の指 定をしてはな 問 第九号又は第十号(病院等 ハビ 期入 所療養介護 に係る指 定の シシ ン、介護予 防诵 第一号から第三

申請者 が法人 でないとき。

令で定める員数を満たしていないとき。十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百

護予 防サービス 事業の運営 をすることができないと認められるとき。護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な介に係る介護予 防のための効果 的な支援 の方法に関する基準又は指 定介三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指 定介護予 防サービス

四~十一 (略)

四~十一

(略

数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならなごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める真第百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所

業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。ための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防の

2

V .

基準を参酌するものとする。基準を参酌するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準とし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については原生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第一号から第三号まとして定めるものとする。

の員数 指 定介護予 防サービス に従 事する従 業者 に係る基準及び当該従 業者

の に秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもる要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びる要支援者のサービスの事業の運営に関する事項であって、利用す一指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

四 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 護予 防サービスの取 いに関する部分に限る。)を定めようとするとき4 厚生労働 大臣は、前項に規定する厚生労働省令 で定める基準 (指定介

当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の第百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所

業の設 備及び運営 に関する基準は、厚生労働 大臣が定める。ための効果 的な支援 の方法に関する基準及び指 定介護予 防サービス の事前項に規定するもののほか、指 定介護予 防サービス に係る介護予 防の

の事業の設備及び運営に関する基準(指定介護予防サービスの取)いに防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービス。 厚生労働 大臣は、前項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予

5 6

略

(都道府県知 事等 による連絡調 整又は援 助

第百十五条の六 関係者 関係者 相互間の連絡調 整又は当該指 定介護予 防サービス 事業者 及び当該 るため必要があると認めるときは、 業者 による第百十五条の四第五項に規定する び指 定介護予 防支援 事業者、 に対する助言その他の援助を行うことができる。 都道府県知 事又は市町村長は、 他の指定介護予 防サービス 事業者 当落指定介護予 防サービス 指 定介護予 防サービス の提供 が 事業者 こその他 に行わ 事 れ  $\overline{\mathcal{O}}$ 及

定する に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援 該都道府県知 事相互間の連絡調 整又は当該指 定介護予 防サービス 事業者 の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合にお 厚生労働 大臣は、 当落指 定介護予 防サービス 事業者 による第百十五条の四第五項に規 の提供 が 同一 の指定介護予 防サービス 事業者 について二以上 に行われるため必要があると認めるときは、 当 助

2

(勧告、 命令等 を行うことができる。

第百十五条の八 各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、 事業者に対し、期限を定めて、それでれ当該各号に定める措置をとる 都道府県知事は、指 定介護予防サービス事業者が、 当落指 定介護予 防サ ĺ ٣ 次の

> 関する部分に限 議会の意見を聴かなければならない る。 を定めようとするときは、 あらかじめ社

会保障審

4 5 (略)

、都道府県知事等による連絡調

整又は援

助

第百十五条の六 関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。 関係者 相互間の連絡調 整又は当該指 定介護予 防サービス 事業者 及び当該 るため必要があると認めるときは、 業者による第百十五条の四第四項に規定する び指 定介護予 防支援 事業者、 都道府県知 事又は市町村長は、指 定介護予 防サー 他の指 定介護予 防サービス 事業者 当落指 定介護予 の提供 防サービス が 事業者 その に行わ -ビス 他 及 れ 事 0

2 定する を行うことができる。 に対する都道府県の区域を超え た広 域的な見地からの助言その他の援 該都道府県知 事相互間の連絡調 整又は当該指 定介護予 防サービス 事業者 て、 の都道府県知事が前項の規定による連絡調 整又は援助を行う場合にお 厚生労働 大臣は、 当該指定介護予 防サービス 事業者 による第百十五条の四第四 の提供 が 同一の指定介護予防サービス事業者について二以上 に行わ れるため必要があると認めるときは、 ]項に規 当 助

(勧告、 命令等

第百十五条の八 ス 事業者に対し、期限を定めて、それでれ当該各号に定める措置をとる 各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、 都道府県知 事は、指 定介護予 防サービス 事業者 当落指 定介護予 防サ が、 Í 次の

べ きことを勧告することができる。

例 道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 て第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都 で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。 当落指 定に係る事業所の従業者の知識若 しくは技能 又は人員 につ 当該都道府県の条 V

#### (略)

場合 第百十五条の四第五項に規定する 当該 の提供を適正に行うこと。 の提供 を適正に行っていない

#### 2 5 略

#### 簎 定の取消 等

第百十五条の九 効力を停止 することができる 文の指 定を取り消 おいては、 当落指 定介護予 防サービス 事業者 に係る第五十三条第一項本 都道府県知事は、 Ļ 又は期間を定めてその指定の全部者しくは 次の各号のいず れかに該当する場合に 一部  $\mathcal{O}$ 

#### 略

知識若しくは技能又は人員について、 県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数 すことができなくなったとき 指定介護予防サービス事業者が、 当該指定に係る事業所の従 第百十五条の四第一項の を満 都道府 業者 た 0)

#### 三 (略)

兀 義 務に違反したと認められるとき 指定介護予防サービス事業者が、 第百十五条の四第六項に規定する

きことを勧告することができる。

労働省令で定める員数 める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。 て第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員につい を満 たしていない場合 当該厚生労働省令 で定

#### (略)

三 場合 第百十五条の四第四項に規定する 当該 の提供を適正に行うこと。 の提供 を適正に行っていな

#### 2 5 5 略

#### 簎 定の取消

第百十五条の九 効力を停止 することができる 文の指 定を取り消 おいては、 当該指 定介護予 防サービス 事業者 に係る第五十三条第一項本 都道府県知事は、 Ļ 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部 次の各号のいずれかに該当する場合に

#### (略

働省令<br />
で定める基準又は同項の厚生労働省令<br />
で定める員数を満たすこ 知識若しくは技能又は人員について、 とができなくなったとき 指定介護予防サービス事業者が、 当該指 定に係る事業所の従 第百十五条の四第一 項の厚生労 0)

#### 三 (略)

兀 義 務に違反したと認められるとき 指定介護予防サービス事業者が、 第百十五条の四第五項に規定する

0

2 五~十二 (略)

指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者の指 定

第百十五条の十二 (略)

に該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指 定をしてはならない2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれか

一 申請者 が法人 でないとき。

予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町一当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百

運営 に関する基準に従って適正な地域密着型介護予 防サービス 事業のに関する基準又は指 定地域密着型介護予 防サービス の事業の設 備及び密着型介護予 防サービス に係る介護予 防のための効果 的な支援 の方法三 申請者 が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指 定地域

四~九 (略)

運営をすることができないと認められるとき。

3~5 (略

発定地域密着型介護予防サービスの事業の基準

第百十五条の十三 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 は、次条第二

五~十二(略)

2 (略)

(指) 定地域密着型介護予 防サービス 事業者の指

定

第百十五条の十二 (略)

に該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれな

申請者 が法人 でないとき。

三 運営をすることができないと認められるとき。 運営 に関する基準に従 密着型介護予 防サービス に係る介護予 防のための効果 的な支援 予 労働省令 で定める員数 又は同条第四項に規定する指 定地域密着型介護 十五条の十四第一 に関する基準又は指定地域密着型介護予 防サービス の事業の設 申請が、 防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、 第百十五条の十四第二項又は第四項に規定する指 項の厚生労働省令で定める基準者しくは同項の厚生 って適正な地域密着型介護予 防サー ・ビス 事業の 備及び 定地域 の方法 第百

四~九(略)

3~5 (略)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準〉

第百十五条の十三 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 は、次条第二

防サービス を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなけれいが、 いいのが、 にて適切が、 には、 に関する基準のが、 さいのが、 でいいのが、 いいのが、 にいいのが、 に

2 (略)

ばならない。

して定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基し、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準とに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものと3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号まで3

準を参酌

するものとする。

項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなけれいがサービスの事業の設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスを提供する指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に対域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に対域密着型介護予防サービスに係る介護予済では第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防サービスを受ける者の立場に対域密着型介護予防サービスに係る介護予防サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなけれては第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防サービスを受ける者の立場に対域密着型介護予防サービスに係る介護予防の定域では対域を対域密

2 (略)

指 定地域密着型介護予 防サービス に従 事する従 業者 に係る基準及び

当該従業者の員数

指 定地域密着型介護予 防サービス の事業に係る居室 の床面積

介護予 防小規模多機能型居宅介護 及び介護予 防認知症 対応型 の事業に係る利用定員 通 デア

兀 定めるもの の確保並 びに秘密の保持 に密接 に関連 するものとして厚生労働省令 で 指 利用する要支援者のサービスの適切な利用、 定地域密着型介護予 防サービス の事業の運営 に関する事項であっ 谫 な処遇及び安全

五. 除く。 指 定地域密着型介護予 防サ )に係る利用定員 ービス の事業 (第三号に規定する事業を

4 い。 とするときは、 域密着型介護予 防サービス の取 厚生労働 大臣は、 あらかじめ社会保障審 議会の意見を聴かなければならな 前項に規定する厚生労働省令で定める基準 いに関する部分に限る。)を定めよう 指 定地 3

5 並びに指 な支援 の方法に関する基準及び指 定地域密着型介護予 防サービス の事業 おける指 定地域密着型介護予 防サービス に従 事する従 業者 に関する基準 掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、 の設備及び運営に関する基準を定めることができる。 市町村は、 定地域密着型介護予 防サービス に係る介護予 防のための効果的 第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに 当該市町村に

6 5 8

略

5 7 援 の方法に関する基準及び指 定地域密着型介護予 防サービス の事業の設 着型介護予 防サービス の事業の設 着型介護予 防サービス の取 備及び運営に関する基準を定めることができる。 に指 定地域密着型介護予 防サービス に係る介護予 防のための効果 的な支 める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、 るときは、 係る介護予 防のための効果 的な支援 の方法に関する基準及び指 定地域密 ろ指 定地域密着型介護予 防サービス に従 事する従 業者 に関する基準並 厚生労働 大臣は、 市町村は、 略 あらかじめ社 会保障審 議会の意見を聴かなければならない。 第 一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令 で定 前項に規定する指定地域密着型介護予 防サービス に いに関する部分に限る。)を定めようとす 備及び運営 に関する基準 当該市町村におけ 指 定地域密 び

4

# (市町村長等による連絡調整又は援助)

第百十五条の十六 護予 防サービス ビス 事業者 その他の関係者 相互間の連絡調 整又は当該指 定地域密着型介 ことができる。 事業者 及び指 定介護予 防支援 事業者、 ため必要があると認めるときは、 による第百十五条の十四第七項に規定する 事業者 及び当該関係者に対する助言その他の援 市町村長は、指定地域密着型介護予防サー 当落指 定地域密着型介護予 他の指 定地域密着型介護予 の提供 が に行わ ビス 事業者 防サービス 助を行う 嗨 れる

2 型介護予 防サービス 事業者 に対する市町村の区域を超え からの助言その他の援助を行うことができる。 と認めるときは、 条の十四第七項に規定する おいて、 て二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合 都道府県知事は、 当落 当該市町村長相互間の連絡調 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 による第百十五 同一 の指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 の提供 が に行われるため必要がある 整又は当該指 た広 域的な見地 定地域密着 につ 2

域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる 地域密着型介護予 防サービス 事業者 に対する都道府県の区域を超えた広 あると認めるときは、 場合において、 十五条の十四第七項に規定する いて二以上の都道府県知 厚生労働 大臣は、 当該指定地域密着型介護予 防サービス 事業者 による第百 同一 当該都道府県知 事相互間 事が前項の規定による連絡調 の指 定地域密着型介護予 防サ の提供 が の連絡調 に行わ 〜―ビス 事業者 整又は援 整又は当該指 れるため 助を行う 必要が につ 定

3

3

町村長等による連絡調整又は援助)

市

第百十五条の十六 護予 ビス 事業者 その他の関係者 相互間の連絡調 整又は当該指 定地域密着型介 事業者 及び指 定介護予 防支援 事業者、 ことができる。 ため必要があると認めるときは、 による第百十五条の十四第六項に規定する 防サービス 事業者 及び当該関係者に対する助言その他の援 市町村長は、指定地域密着型介護予防サー 当落指 定地域密着型介護予 他の指 定地域密着型介護予 の提供 が ビス 事業者 に行わ 助を行う 防 -ビス れる

型介護予 防サービス 事業者 に対する市町村の区域を超え 1 からの助言その他の援助を行うことができる。 と認めるときは、 条の十四第六項に規定する において、 都道府県知事は、 て二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援 当蕗指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 による第百十五 当該市町村長相互間の連絡調 同一 の指 定地域密着型介護予 防サービス の提供が に行われるため必要がある 整又は当該指 た広 助を行う場 事業者 域的な見地 定地域密着 に 合

場合において、 いて二以上の都道府県知 域的な見地からの助言その他の援 助を行うことができる 地域密着型介護予 防サービス 事業者 に対する都道府県の区域を超えた広 あると認めるときは、 十五条の十四第六項に規定する 厚生労働 大臣は、 当該指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 による第百 同一 当該都道府県知 事相互間 事が前項の規定による連絡調 の指 定地域密着型介護予 防サ の提供 が の連絡調 に行わ 整又は援 ービス 整又は当該指 れるため 事業者 助を行う 必必要が に 定

### (勧告、命令等)

に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 着型介護予 防サービス 事業者 に対し、期限 を定めて、それぞれ当該各号が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密第百十五条の十八 市町村長は、指定地域密着型介護予 防サービス 事業者

#### 一 (略)

場合 型介護予 防サービス に従 事する従 業者 に関する基準を満 たしてい め て第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準者しくは同項 の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着 当落指, 関する基準を満たすこと。 る員数 又は当該指 定地域密着型介護予 防サービス に従 事する従 業者 当該市町村の条例で定める基準者しくは当該市町村の条例 定に係る事業所の従 業 の知識若 しくは技能又は人員 につい で定 ない

### (勧告、命令等)

に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 着型介護予 防サービス 事業者 に対し、期限 を定めて、それぞれ当該各号が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密第百十五条の十八 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者

#### (略)

に関する基準を満たすこと。

「関する基準を満たすこと。
に関する基準を満たすこと。
に関する基準を満たすると、著者の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める基準者しくは当項で定める人間を表面、とは同項の原生労働省令で定める基準者に関する基準を満たしているいで、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員につい

一 第百十五条の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する基準の計算では、の事業の対理に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の可以に規定する指定地域密着型介護

四 第百十五条の十四第六項に規定する の提供を適正に行っていな |

兀

第百十五条の十四第七項に規定する

の提供を適正に行っていな

い場合 当該 の提供 を適正に行うこと。

2 \ 4 (略

指 定の取消 L 等

第百十五条の十九 しくは いては、 の二第一項本文の指定を取り消 一部の効力を停止することができる。 当該指定地域密着型介護予 防サービス 事業者 に係る第五十四条 市町村長は、 Ļ 次の各号のいずれかに該当する場合にお 又は期間を定めてその指定の全部若

(略)

五. 兀 護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な指 予 従 項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予 防サービス に係る介護 の従 定地域密着型介護予 防サービス の事業の運営 をすることができなくな る員数 又は同条第五項に規定する指 定地域密着型介護予 防サービス に 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者が、当該指 定に係る事業所 防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介 事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。 項の市町村の条例で定める基準者しくは同項の市町村の条例で定め 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 が、第百十五条の十四第二 の知識若しくは技能又は人員について、 第百十五条の十四第

六 項に規定する義 務に違反 したと認められるとき 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 が、 第百十五条の十四第八

ったとき。

七~十三 (略)

2 { 4

(略)

い場合

当該

の提供

を適正に行うこと。

指 定の取消

L 等

第百十五条の十九 いては、 しくは一部の効力を停止することができる。 の二第一項本文の指定を取り消 当該指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 に係る第五十四 市町村長は、 次の各号のいずれかに該当する場合に Ļ 又は期間を定めてその指定の全部若 条 お

(略)

几

五. 護予 防サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な指 予 従 項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 ったとき。 定地域密着型介護予 防サービス の事業の運営 をすることができなくな る員数 又は同条第四項に規定する指 定地域密着型介護予 防サービス に の従業者の知識若しくは技能又は人員について、 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 が、当該指 定に係る事業所 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者が、第百十五条の十四第二 防のための効果 的な支援 の方法に関する基準又は指 定地域密着型介 事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。 項の厚生労働省令で定める基準者しくは同項の厚生労働省令で定め 第百十五条の十 ·四第

六 項に規定する義 務に違反 したと認められるとき 指 定地域密着型介護予 防サービス 事業者 が、 第百十五条の十四第七

七~十三 (略

# (業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 指 定居宅サービス 事業者、指 定地域密着型サービス 保されるよう、 指 定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 及び指 定介護療養型医療施設 の十四第八項又は第百十五条の二十四第五項に規定する義務の 九十七条第七項 項 の開設者 地域密着型介護予 防サービス 事業者 及び指 定介護予 防支援 事業者並 事業者、指 定居宅介護支援 事業者、指 しなければならない。 第七十八条の四第八項、 以下 厚生労働省令 で定める基準に従 **介護サービス事業者」という。** 第百十条第六項 第八十一条第五項、 第百十五条の四第六項、 定介護予 防サービス 事業者、指 い 第八十八条第六項 は、 業務管 理体制 第七十四条第六 第百十五条 を整備 行が確 びに 第 定

### 2~5 (略)

た者は、三十 以下の罰金に処する。第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし

#### (略

四十七条第三項、  $\mathcal{O}$ 百条第 項、第七十八条の七第一項、 の三第三項、 十七第一項 第四十二条第四項、 項、 第五十七条第八項、 第百十二条第一項、 第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第 第四十九条第三項、 第四十二条の三第三項、 第八十三条第一項、 第百十五条の七第一 第五十九条第三項、 第五十四条第四項、 第四十五条第八項、 第九十条第一項、 項、 第七十六条第一 第五十四 第百十五 第 第 条 条

# (業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 指 定居宅サービス 事業者、指 定地域密着型サー 保されるよう、 指 定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 及び指定介護療養型医療施設 地域密着型介護予 防サービス 事業者 及び指 定介護予 防支援 事業者並 事業者、指 定居宅介護支援 事業者、指 定介護予 防サービス 事業者、 しなければならない。 の十四第七項又は第百十五条の二十四第五項に規定する義 九十七条第六項、 項 の開設者 第七十八条の四第七項、 以下 厚生労働省令 で定める基準に従 介護サービス 事業者」という。 第百十条第五項 第八十一条第五項、 第百十五条の四第五項 V) 第八十八条第五 は、 業務管 理体制 第七十四条第五 務の 第百十五 行が確 を整 項 指 -ビス び 条 第 に 備 定

### 2~5 (略)

た者 は、三十 以下の罰金に処する。 第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし

#### (略)

\_ 項、  $\mathcal{O}$ 四十七条第三項、 百条第一項、 の三第三項、 十七第一項、 第四十二条第三項、 第七十八条の七第一項、 第百十二条第一項、 第五十七条第八項、 第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第 第四十九条第三項、 第四十二条の三第三項、 第八十三条第 第百十五条の七第一 第五十九条第三項、 第五十四条第三項、 項、 第四十五条第八項、 第九十条第一項、 項、 第七十六条第 第五十四 第百十五 第 第 条 条

三 (略)

三

(略)

- 90 -

	現行
介護給付費 又は訓練等給付費)	(介護給付費 又は訓練等給付費 )
第二十九条 (略)	第二十九条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等	7 市町村は、指 定障 害福祉サービス 事業者等 から介護給付費 又は訓練等
給付費 の請求 があったときは、第三項の厚生労働 大臣が定める基準及び	給付費 の請求 があったときは、第三項の厚生労働 大臣が定める基準及び
第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービス の事	第四十三条第二項の厚生労働省令 で定める指 定障 害福祉サービス の事業
業の設 備及び運営 に関する基準 【指定障害福祉サービスの取りに関す	の設 備及び運営 に関する基準 「指 定障 害福祉サービス の取」 いに関する
る部分に限る。)又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定	部分に限る。)又は第四十四条第二項の厚生労働省令 で定める指 定障 害
障 害者支援施設等の設 備及び運営 に関する基準 (施設障 害福祉サービス	者支援施設等の設 備及び運営 に関する基準 (施設障 害福祉サービスの取
の取 いに関する部分に限る。) に照らして審査の上、支 うものとす	いに関する部分に限る。) に照らして審査の上、支 うものとする。
る。	
8・9 (略)	8・9 (略)
(特例介護給付費 又は特例訓練等給付費)	(特例介護給付費 又は特例訓練等給付費 )
第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるとき	第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるとき
は、厚生労働省令 で定めるところ により、当該指 定障 害福祉サービス等	は、厚生労働省令 で定めるところ により、当該指 定障 害福祉サービス等
○、良、)。 ここで こまず 自、音 まき 目さない。 こうさい き列上 雙合 又は第二号に規定する基準該当障 害福祉サービス (支給量の範囲 内のも	の、限力のでは、できょう。 また ままま またまたの こうさい ちゅう 集合 又は第二号に規定する基準該当障 害福祉サービス (支給量の範囲 内のも
付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。	±i.i

#### (略)

二 支給決 定障 害者等 が、指 定障 害福祉サービス等以外 の障 害福祉サー ビス (次に掲げる事業所又は施設 により行われるものに限る。以下 基準該当障害福祉サービス」という。) を受けたとき

運営 に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例 で定めるもの という。 を満 たすと認められる事業を行う事業所 都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設 第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項 以下 「基準該当事業所 備及び

関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満 の都道府県の条例で定める指 すと認められる施設 第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項 以下 「基準該当施設」という。 定障 害者支援施設等 の設備及び運営に た

#### 三 略

2

省令で定める基準を参酌するものとする。 る基準を標準として定めるものとし、 から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令 で定める基準に従 い定めるものとし 都道府県が前項第二号イ及びロの条例を定めるに当たっては、 第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定め その他の事項については厚生労働 第一号

基準該当障 害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

基準該当障 害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三 基準該当障 又は障害児の保護者 害福祉サービス のサービス の適切 の事業の運営に関する事項であって、 な利 用の確保 障 害者等 障 0)

#### (略)

二 支給決定障害者等が、指定障 ビス (次に掲げる事業所又は施設 により行わ れるものに限 基準該当障 害福祉サービス 」という。) を受けたとき 厚生労働省令 で定める指定障害福祉サービス の事業の設 に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令 で定めるものを満 第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項 害福祉サービス等以外 の障 備及び運営 る。以下 害福祉サー

イ

すと認められる事業を行う事業所

以下

「基準該当事業所」という

口 厚生労働省令で定める指 められる施設 る基準に定める事項のうち厚生労働省令 で定めるものを満たすと認 第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項 以 下 「基準該当施設」という。 定障 害者支援施設等の設 備及び運営 に関す

#### 三 略

安全の確保 及び秘密の保持等に密接 に関連 するものとして厚生労働

令

で定めるもの

兀 基準該当障 害福祉サービス の事業に係る利用定員

3 (略

4 支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 前三項に定めるもののほか、 特例介護給付費及び特例訓練等給付費 0

介護給付費等 の額 の特例

第三十一条 以下の範囲内において市町村が定めた れらの規定中「百分の九十」とあるのは、 であると認めた支給決定障害者等が受ける次の各号に掲げる介護給付費 あることにより、障害福祉サービス に要する費 用を負担 することが困難 の支給について当該各号に定める規定を適用する場合においては、こ 市町村が、 災害その他の厚生労働省令で定める特別 合」とする。 「百分の九十を超え 百分の百 の事情が

略

特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給 前条第三項

指 定障 害福祉サービス 事業者 の指 定

第三十六条 (略)

2 略

3 指 三号まで、 定の申請にあっては、 都道府県知事は、 第五号から第七号まで、 第一 項の申請があった場合において、 第二号から第十一号まで)のいず 第九号又は第十号 療養介護 に係る れかに該当す 第一号から第

> 2 (略)

3 支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 前二項に定めるもののほか、 特例介護給付費 及び特例訓練等給付費

0

介護給付費等 の額 の特例

第三十一条 等の支給について当該各号に定める規定を適用する場合においては、こ 以下の範囲内において市町村が定めた れらの規定中「百分の九十」とあるのは、 であると認めた支給決 定障 害者等 が受ける次の各号に掲げる介護給付費 あることにより、障 害福祉サービス に要する費 用を負担 することが困 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別 合」とする。 「百分の九十を超え 百分の百 0) 事情 が

略

特例介護給付費又は特例訓練等給付費 の支給 前条第一

雅 定障 害福祉サー ビス 事業者 の指 定

第三十六条 (略)

2 (略)

3 指定の申請にあっては、 三号まで、 都道府県知 事は、 第五号から第七号まで、 第一 第二号から第十一号まで)のいず 項の申請があった場合において、 第九号又は第十号 療養介護 れかに該当す 第一号から第 に係る

るときは、指 定障 害福祉サービス 事業者の指 定をしてはならない。

#### 一 (略)

祉サービス 事業の運営 をすることができないと認められるとき。祉サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な障 害福三 申請者 が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障 害福

### 4 (略)

四~十一

略

猪 定障 害福祉サービス の事業の基準)

ービスに従事する従業者を有しなければならない。業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サ第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事

ービスを提供 しなければならない。祉サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従 い、指 定障 害福祉サ2 指 定障 害福祉サービス 事業者 は、都道府県の条例で定める指 定障 害福

2

るときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

#### (略)

三 申請者が、第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉が、第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

サービス 事業の運営 をすることができないと認められるとき。サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従って適正な障 害福祉一 申請者 が、第四十三条第二項の厚生労働省令 で定める指 定障 害福祉

### 四~十一 (略)

#### 4 (略)

(指 定障 害福祉サービス の事業の基準)

ビスに従事する従業者を有しなければならない。業成ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定障害福祉サー第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事

ビス を提供 しなければならない。サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に従 い、指 定障 害福祉サーム 指 定障 害福祉サービス 事業者 は、厚生労働省令 で定める指 定障 害福祉

- 一 指 定障 害福祉サービス に従 事する従 業者 及びその員数
- 二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
- て厚生労働省令 で定めるもの 又は障害児 の保護者 のサービス の適切な利用の確保、障害者等 の適切な利用の確保、障害者等 の適切 計 用の確保、障害者等 の適切 計 定障害福祉サービス の事業の運営 に関する事項であって、障害者
- 四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

指定障害者支援施設等の基準)

らない。 基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければな第四十四条 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。いては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項につ

一 施設障 害福祉サービス に従 事する従 業者 及びその員数

二 指 定障 害者支援施設等 に係る居室 の床面積

接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものビスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密三 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサー

(指定障害者支援施設等の基準)

ない。 準に従い、施設障 害福祉サービス に従 事する従 業者 を有 しなければなら第四十四条 指 定障 害者支援施設等 の設 置者 は、厚生労働省令で定める基

を提供 しなければならない。 支援施設等の設 備及び運営 に関する基準に従 い、施設障 害福祉サービス支援施設等の設 備及び運営 に関する基準に従 い、施設障 害福祉サービス 指 定障 害者支援施設等の設 置者 は、厚生労働省令 で定める指 定障 害者

### (勧告、命令等)

第四十九条 遵守 者に対し、 ス が 業の運営をしていないと認めるときは、 の設 又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業 て第四十三条第 に係るサービス 事業所の従 の事業の設 できる。 備及び運営 に関する基準に従って適正な指定障 害福祉サービス 又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービ 期限を定めて、 都道府県知 備及び運営<br />
に関する基準を遵守すべきことを勧告すること 一項の都道府県の条例で定める基準に適合しておらず 事は、 業者 同条第一項の都道府県の条例で定める基準を 指 定障 の知識若しくは技能若 害福祉サービス 事業者が、 当落指 定障 害福祉サービス しくは人員 当藝 につ の事 事業 定 V

施 備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。 をしていないと認めるときは、 び運営に関する基準に従って適正な施設障 は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等 第四十四条第 設及びのぞみの園 又は同条第一 都道府県知事は、 期限を定めて、 一項の 項の都道府県の条例で定める基準に適合しておらず、 指定障害者支援施設等の設置者が、 都道府県の 同条第一項の都道府県の条例で定める基準を遵守 の従 業者 の知識若 当該指 定障 条例 で定める指定障 害者支援施設等 しくは技能若 害者支援施設等 害福祉サービス の事業の運 しくは人員について 当落指 定に係る の設 置 の設 に対 備及 の設 営 L 又

2

2

3~6 (略)

7 市町村は、介護給付費、訓練等給付費、サービス利 用計画作成費若 し

### (勧告、命令等)

第四十九条 運営をしていないと認めるときは、 対し、期限を定めて、 の設 備及び運営 に関する基準を遵守 すべきことを勧告することができる 備及び運営 に関する基準に従 って適正な指 定障 害福祉サービス の事業 は同条第一 て第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、 に係るサービス 事業所の従 又は同条第二項の厚生労働省令 で定める指 定障 害福祉サービス の事 |項の厚生労働省令||で定める指定障害福祉サービスの事業の設 都道府県知事は、 同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守 業者 指 定障 の知識若しくは技能若 当落指 害福祉サービス 事業者 定障 害福祉サービス しくは人員につ が、 事業者 当落指 業 に 又 定

営 期限を定めて、 営に関する基準に従って適正な施設障 施設及びのぞみの園 第四十四条第一 同条第二項の厚生労働省令 ていないと認めるときは、 同条第二項の厚生労働省令 で定める指 定障 害者支援施設等 の設 備及び運 都道府県知事は、 に関する基準を遵守 すべきことを勧告することができる 項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、 同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守 指 定障 害者支援施設等 の従 業者 当落 で定める指 の知識若 しくは技能若 しくは人員 について 定障 定障 害者支援施設等 害福祉サービス 害者支援施設等 の設置者 が、 の事業の運営をし の設置者 当落指 の設 定に係る 備及び運 に対し、 又は 又は

### 3~6 (略)

7

市町村は、介護給付費、訓練等給付費、サービス利 用計画作成費若 し

等 福祉サービスの事業、 曏 ビス 事業所若 しくは相談支援 事業所又は施設 基準、 くは特 事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係るサ 定める指 県の条例で定める指定障 定相談支援 を行った指 定事業者等 について、第四十三条第二 の設 しなければならない。 備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令 第四十四条第 定障 害者特別給付費の支給 に係る指 定障 害福祉サービス等 定相談支援 の事業の運営に関する基準に従って適正な指 施設障 害福祉サービス の事業又は指 定相談支援 一項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設 害福祉サービス の事業の設備及び運営に関する の

歴 地の都道府県知 事に 一項の 定障 都道府 又は指 ] 害 で 0

### 指定の取消し等)

### ·二 (略)

兀 従 例 に従 道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき 指定障害福祉サービス事業者が、 指 業者の知識若 しくは技能 又は人員 について、第四十三条第一項 で定める指定障害福祉サービス って適正な指 定障 害福祉サービス 事業者が、 定障 害福祉サー -ビス の事業の設備及び運営に関する基準 当蕗指 定に係るサービス 事業所 第四十三条第二項の都道府県の条 の事業の運営 をすることができ の都 0

> サービス の事業、施設障 害福祉サービス の事業又は指 定相談支援 設 備及び運営 に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令 働省令 で定める指定障害福祉サービス の事業の設備及び運営 に関する基 くは特 準、 事業所若 しくは相談支援 事業所又は施設 の所在 地の都道府県知 事に通知 定相談支援を行った指定事業者等について、 しなければならない。 の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指 る指 定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指 第四十四条第 定障 害者特別給付費の支給 に係る指定障 害福祉サービス等 |項の厚生労働省令||で定める指定障害者支援施設等 第四十三条第二 定に係るサー 一項の厚生労 定障 の事業 で定 又は指 -ビス 祉

### 指定の取消し等)

することができる。 取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止は、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において

### ·二 (略)

兀 三 従 生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき 従 で定める指定障 害福祉サービス の事業の設 備及び運営 に関する基準に 指定障害福祉サービス事業者が、 指定障害福祉サービス事業者が、 業者の知識若 しくは技能 又は人員 について、第四十三条第 って適正な指 定障 **害福祉サービス の事業の運営 をすることができな** 第四十三条第二項の厚生労働省令 当落指 定に係るサービス 事業所 項 の厚

なくなったとき。

五~十二 (略)

2~4 (略)

障 害福祉サービス 事業、地域活動支援センター 及び福祉ホーム の基準

援センター 及び福祉ホーム の設 備及び運営 について、条例で基準を定め限 る。以下 この条及び第八十二条第二項において同じ。)、地域活動支第八十条 都道府県は、障害福祉サービス 事業 (施設 を必要とするものに)

なければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までして定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を標準とし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については原生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

動支援センター 及び福祉ホーム に配 置する従 業者 及びその員数 一一障 害福祉サービス 事業に従 事する従 業者 及びその員数並 びに地域活

ム に係る居室の床面積二 障害福祉サービス 事業に係る居室 及び病室の床面積並 びに福祉ホーニ

ムの運営 に関する事項であって、障害者等の安全の確保及び秘密の保厚生労働省令 で定めるもの並びに地域活動支援センター及び福祉ホーが処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとしてに 障害福祉サービス 事業の運営 に関する事項であって、障害者の適切

五~十二(略)

2 4 (略)

動支援センター 及び福祉ホーム の設 備及び運営 について、基準を定めなのに限る。以下 この条及び第八十二条第二項において同じ。)、地域活第八十条 厚生労働 大臣は、障 害福祉サービス 事業 施設 を必要とするも

ければならない。

に密接 に関連 するものとして厚生労働省令 で定めるもの

兀 障害福祉サービス事業、 地域活動支援センター 及び福祉ホーム に係

る利 用定員

3 及び福祉ホームの設置者 第 項の障害福祉サービス 事業を行う者並 びに地域活動支援センター は、 同項の基準を遵守しなければならない。

2 び福祉ホームの設置者 は、 同項の基準を遵守しなければならない。

施設 の基準

第八十四条 都道府県は、 障害者支援施設 の設備及び運営について、 条例

で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、 第 一号から第三号まで い定めるものと

に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従

第四号に掲げる事項については厚生労働省令 で定める基準を標準と

して定めるものとし、 その他の事項については厚生労働省令で定める基

準を参酌 するものとする。

障害者支援施設に配置する従業者及びその員数

障害者支援施設に係る居室の床面積

三 障害者支援施設の運営に関する事項であって、 障 害者の適切 な処遇

及び安全の確保並びに秘密 の保持に密接に関連するものとして厚生労

働省令 で定めるもの

兀 障害者支援施設に係る利用定員

3 国 都道府県及び市町村以外の者 が設 置する障 害者支援施設 について

2

は 同法第六十二条第四項、 第 一項の基準を社会福祉 法第六十五条第一項の最低 基準とみ 第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適 なして

> 前項の障害福祉サービス 事業を行う者並 びに地域活動支援センター

> > 及

施設 0) 基準)

第八十四条 厚生労働 大臣は、障 害者支援施設 の設備及び運営について、

基準を定めなければならない。

は、 同法第六十二条第四項、 国 前項の基準を社会福祉法第六十五条第一項の最低基準とみなして、 都道府県及び市町村以外の者が設置する障害者支援施設について 第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用

	教育、
	保育等
	の総合的な提供
	保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	年(平成十八年法律第七十七号)
	沙)
(傍線部分は改正部分)	(第二十条関係)

定する幼児 に該当する者 に対する保育 を行うこと。	幼稚園 に在籍 している子ど ものうち児童福祉 法第三十九条第一項に規	課程 に基づく教育 を行うほか、当該教育 のための時 間の終了後 、当該	関して文部科学 大臣が定めるものをいう。) に従って編 成された教育	育 法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程 その他の保育 内容に	一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領 学校教	準を参酌して定めるものとする。	大臣と厚生労働 大臣とが協議して定める施設の設 備及び運営 に関する基	2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学	の認定を受けることができる。	働省令 で定める場合にあっては、都道府県の教育委員 会。以下 同じ。)	て当該都道府県の教育委員 会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労	第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知 事の委任 を受け	可 その他の処 分をする権限 に係る事務を地方目治 法(昭和二十二年法律	合している旨の都道府県知事 保育 所に係る児童福祉 法の規定による認	県を除く。)は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適	第三条 幼稚園 又は保育 所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府	教育、保育等 を総合的に提供 する施設 の認定等)	改正案
定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。	幼稚園 に在籍 している子ど ものうち児童福祉 法第三十九条第一項に規	課程 に基づく教育 を行うほか、当該教育 のための時 間の終了後 、当該	関して文部科学 大臣が定めるものをいう。) に従って編 成された教育	育 法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程 その他の保育 内容 に	一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要額(学校教				ることができる。	る場合にあっては、都道府県の教育委員 会。以下 同じ。)の認定を受け	県の教育委員 会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令 で定め	第百八十条の二の規定に基づく都道府県知 事の委任 を受けて当該都道府	分をする権限 に係る事務を地方目治 法(昭和二十二年法律第六十七号)	の都道府県知事(保育 所に係る児童福祉 法の規定による認可 その他の処	県を除く。) は、その設 置する施設 が次に掲げる要件 に適合している旨	第三条 幼稚園 又は保育 所等(以下 「施設」 という。)の設置者(都道府	教育、保育等 を総合的に提供 する施設 の認定等)	現行

\_ 歳以上の子ども 子ど もに対し学校教育 法第二十三条各号に掲げる目標が達 成されるよ 第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、 当と認められる数の子どもに限る。 十四条第四項に規定する保育の実施 に対する需 要の状況 に照らして適 所が所在 する市町村 う保育 を行うこと。 当該施設が保育 庇等である場合にあっては、児童福祉 法第三十九条 (当該施設が保育所である場合にあっては、 (特別 区を含む。以下 同じ。 を保育し 当該幼児以外 かつ、 における同法第二 満 1.歳以上の 当饕育 の満三

> 二 歳以上の子ども 子ど もに対し学校教育 法第二十三条各号に掲げる目標が達 成されるよ 第 当と認められる数の子どもに限 う保育 を行うこと。 十四条第四項に規定する保育の実施 に対する需 要の状況 に照らして適 所が所在 する市町村 当該施設が保育所等である場合にあっては、 一項に規定する対児に対する保育を行うほか、 (当該施設が保育 所である場合にあっては 特別 区を含む。以下 同じ。 る。 を保育し 、児童福祉 法第三十九条 当該幼児以外 かつ、 における同法第一 満三歳以上の 当
> に
> な の満三

うこと。 うこと。 かられるものを、保護者 の要請に応じ適切に提供 し得る体制の下で行められるものを、保護者 の要請に応じ適切に提供 し得る体制の下で行保育 に対する需 要に照らし当該地域において実施 することが必要と認三 子育 て支援 事業のうち、当該施設 の所在 する地域における教育 及び

すること。 営 に関する基準を参酌 して都道府県の条例 で定める認定の基準に適合図 文部科学 大臣と厚生労働 大臣とが協議して定める施設の設 備及び運

次のいずれかに該当する施設であること。

ど もに対し学校教育 法第二十三条各号に掲げる目標が達 成されるよー 一当該幼保連携施設を構 成する保育 所等 において、満三歳以上の子

4 準を参酌して定めるものとする。 大臣と厚生労働 大臣とが協議して定める施設の設 備及び運営 に関する基 イ 前項の条例で定める要件は、 次のいずれかに該当する施設であること。 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、 次に掲げる基準に従い、 かつ、 

設を構成する幼稚園 との緊密な連携協力体制が確保されていること ど もに対し学校教育 法第二十三条各号に掲げる目標が達 成されるよ う保育 を行い、 かつ、 当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施 満三歳以上の子

口 当該幼保連携施設を構成する保育 所等に入所していた子ど もを引

> 設を構成する幼稚園 との緊密 な連携 協力 体制が確保 されていること う保育を行い かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施

口 育及び保育を行うこと。 き続 き当該幼保連携施設 を構 成する幼稚園 に入園 させ て一貫 した教 当該幼保連携施設を構成する保育 所等 に入所していた子どもを引

 $\stackrel{-}{-}$ 教育 及び保育 に対する需 要に照らし当該地域において実施 することが 必要と認められるものを、保護者 の要請に応 じ適切に提供 し得る体制 子育 て支援 事業のうち、当該幼保連携施設 の所在 する地域における

の下で行うこと。

三 営 に関する基準を参酌 して都道府県の条例 で定める認定の基準に適合 すること 文部科学 大臣と厚生労働 大臣とが協議して定める施設 の設 備及び運

き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教

育及び保育を行うこと。

\_ 教育及び保育に対する需 必要と認められるものを、 子育て支援事業のうち、 要に照らし当該地域において実施することが 保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制 当該好保連携施設 の所在 する地域における

で行うこと。

5 を公示するものとする。 三項の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これ 都道府県知事は、 当該都道府県が設置する施設のうち、 第 項又は第 3

(認定の申請

第四条 事項を記載 した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項又は第三項 で定める要件に適合していることを 前条第一項又は第三項の認定を受けようとする者は、 する書類を 付して、 次に掲げる これ

~ 五. (略 を都道府県知事に提出しなければならない。

2 者が共同して行わなければならない。 する幼稚園の設置者と保育所等 前条第三項の認定に係る前項の申請については、 の設置者とが異なる場合には、これらの 幼保連携施設 を構 成

(認定の有効期 間

2 (略

第五条

略

は前項各号に掲げる要件に適合していると認めるものについては、これ 都道府県知 事は、 当該都道府県が設置する施設のうち、 第

項各号又

を公示するものとする。

(認定の申請)

第四条 事項を記載した申請書に、 れを都道府県知事に提出しなければならない。 二項各号に掲げる要件に適合していることを 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、 その申請に係る施設が同条第一項各号又は第 する書類を 付して、こ 次に掲げる

~ 五. (略)

2 者 する幼稚園の設置者と保育所等 が共同して行わなければならない。 前条第二項の認定に係る前項の申請については、 の設置者とが異なる場合には、これらの 幼保連携施設 を構 成

(認定の有効期 間

第五条 (略)

2 (略)

ない 期間を更新しなければならない。 期間を更新しなければならない。 場定 三条第一項第二号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、 三条第一項第二号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、 別間を更新項の規定による申請書の提出があったときは、都道府県知事は、第

### 情報の提供)

第六条 の規定による公示を行う場合も、同様とする。 項において同じ。) についてその周知を図るものとする。 て行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の 定を受けた施設 において提供 されるサービス を利用しようとする者 に対 し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育 都道府県知事は、  $\vdash$ ・の利用、 第三条第一項又は第三項の認定をしたときは、 刷物の配布その他適切な方法により、 要(当該施設 におい 要をいう。 第三条第五項 次条第一 当該認

# (認定こども園に係る情報の提供等)

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育 要(当該施設においておれる教育及び保育並びに子育て支援事業の 要をいう。次条第一項において同じ。)についてその周知を図るものとする。第三条第三項項において同じ。)についてその周知を図るものとする。第三条第一項では第二項の認定をしたときは、第二条第一項では第二項の認定をしたときは、第二条第一項では第二項の認定をしたときは、

である旨の表示をしなければならない。

「、その建物 又は「地の公」の見やすい場所に、当該施設 が認定こども園」、その建物 又は「地の公」の見やすい場所に、当該施設 が認定こども園」である旨の表示をしなければならない。

### 変更の届出

第七条 認定こども園の設置者(都道府県を除く。次条及び第十条第一項

変更の届出)

売七条 認定こざも園 (第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び | 第七条

者 知された事項の変更 を除く。 条第一項各号に掲げる事項及び教育保育 同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。) (都道府県を除く。 )<br />
をしようとするときは、 (文部科学省令 次条及び第十条第一項において同じ。) あらかじめ、 ・厚生労働省令で定める軽微な変更 要として前条の規定により周 その旨を都道府県知 は、 の設 第四 置 事

2 てその周知を図るものとする。 する方法により、 て同項に規定する変更を行う場合も、 都道府県知事は、 同条に規定する者に対し、 前項の規定による届出があったときは、 都道府県が設置する認定こども園 同様とする。 当該届出 に係る事項につい 前条に規定 につい

に届

け 出

なければならない。

(認定の取消

ども園

第十条 の認定を取 都道府県知事は、 り消 次の各号のいず れかに該当するときは、 認定こ

すことができる。

条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに 第三条第一項又は第三項の認定を受けた認定こど も園がそれぞ ったと認めるとき れ 同

(削除)

\_ (略)

三 略

兀 略

Ŧī. 認定こど も園 の設 置署 が不正の手段により第三条第一 項又は第三項

> として前条第 において同じ。 一項の規定により周知された事項の変更 ) は、 第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育 (文部科学省令 要

厚生労働省令 で定める軽微な変更 を除く。)をしようとするときは、 らかじめ、 その旨を都道府県知 事に届 け出 なければならない。 あ

に規定する方法により、 について前項に規定する変更を行う場合も、 についてその周知を図るものとする。 都道府県知 事は、 前項の規定による届出 同項に規定する者に対し、 都道府県が設置する認定こども園 があったときは、 同様とする。 当該届出 に係る事 前条第一 項 項

2

(認定の取消

第十条 都道府県知事は、 次の各号のいず れかに該当するときは、 認定こ

ども園

の認定を取

り消すことができる。

条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに 第三条第一項又は第二項の認定を受けた認定こど ts 園 ったと認めると がそれぞ れ 同

と認めるとき。

き

\_ 認定こども園 の設 罩 が第六条第 一項の規定による表示をしていな

 $\equiv$ 

(略)

兀 略

五. 略

六 認定こども園 の設 置者が不正の手段により第三条第一 項又は第一 項

の認定を受けたとき。

### 2 (略) (略)

第五項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければな項又は第三項の条例で定める要件を欠くに、ったと認めるときは、同条3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する認定しども園が第三条第一

# (関係機関の連携の確保

らない。

ある場合を除く。)に協議しなければならない。 行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分を認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をある場合を除く。)に協議しなければならない。 ある場合を除く。)に協議しなければならない。 ある場合を除く。)に協議しなければならない。 ある場合を除く。)に協議しなければならない。 ある場合を除く。)に協議しなければならない。

#### 2 (略)

## 児童福祉 法等の特例)

び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する一三項の規定の適用については、同項中「すべて」とあるのは「すべて及公がされた都道府県が設置する保育所に係る児童福祉法第二十四条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項第十三条 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項

- の認定を受けたとき。

### 七 (略)

#### 2 (略)

項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに、ったと認めるときは、同3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する認定こども園が第三条第一

# (関係機関の連携の確保)

ならない

条第三項の規定によりされた公示を取り消し、

その旨を公示しなければ

新十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の規定により認定を第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の規定により認定の取消しを行おうとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうと

#### 2 (略)

## 児童福祉 法等の特例)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法項の規定の適用については、同項中「すべて」とあるのは「すべて及び不号に掲げる要件に適合しているものとして同条第三項の規定による公舎号に掲げる要件に適合しているものとして同条第三項の規定による公第十三条 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項

3~7 (略)												二項	第二十四条第
	(略)												市町村に提出しなければ入所を
	(略)	n I	はこれを市町村に 付しなけ	のとし、当該私立 認定保育 所	。以下同じ。) に提出するも	定する私立 認定保育 所をいう	。) 第十条第一項第四号に規	就学前保育等 推進法」という	八年法律第七十七号。以下「	の推進に関する法律(平成十	教育、保育等の総合的な提供	所 就学前の子どもに関する	れば 入所を する私立 認定保育
													laka
3 7 (略												二項	第二十四条第
3~7 (略)	(略)											二項	第二十四条第 市町村に提出 しなければ 入 所を

私立 認定保育 所に係る児童福祉 法の規定の適用については、次の表の (平成十八年法律第七十七号)第四条第一項第四号に掲げる数の同 児童を」とあるのは「当該申込書に係る児 は、それぞれ同表の 2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の 下襴 上欄 に掲げる同法の規定中同表の中欄 に掲げる 律(平成十八年法律第七十七号)第四条第一項第四号に掲げる数の同号 及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。 に規定する子ども」と、 児童を」とあるのは「当該申込書に係る児童

下欄に掲げる
とする。

2

法律

号に規定する子ども」と、

童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。

下欄 に掲げる

とする。

上欄 に掲げる同法の規定中同表の中欄 に掲げる

8 等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第 保育所」とする。 規定中「市町村は、」とあるのは一就学前の子どもに関する教育、保育 込書に係る児童に対する 子及び 規定により読み替えられた」と、 律第八十二号)第十三条の二第一項の規定の適用については、これらの 十九号)第二十八条及び児童 第二項の規定により読み替えられた児童福祉 法第二十四条第二項の申 一項第四号に規定する私立認定保育所は、 の防止等 に関する法律 保育 所」とあるのは「当該私立 認定 婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二 同法第十三条第二項の (平成十二年法 保育所」とする。

8 等の総合的な提供の推進に関する法律 込書に係る児童に対する 子及び 規定により読み替えられた」と、 規定中「市町村は、」とあるのは一就学前の子どもに関する教育、保育 十九号)第二十八条及び児童 十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、 律第八十二号)第十三条の二第一項の規定の適用については、これらの 第二項の規定により読み替えられた児童福祉 法第二十四条第二項の申 の防止等 に関する法律(平成十二年法 保育 所」とあるのは「当該私立 認定 婦福祉 法 (平成十八年法律第七十七号) (昭和三十九年法律第百二 同法第十三条第二項の 第

8 (略)			なく、実施 方針を定め、又はこれを変更 しなければならない。	7 第五項の都道府県は、第四項の規定による通知を受けたときは、遅滞	2~6 (略)	第七条 (略)	(協同農 業晋 及事業)	改正案
8 (略)	ればならない。	においては、当該都道府県は、あらかじめ、農林水 産大臣に協議しなけ	なく、実施 方針を定め、又はこれを変更 しなければならない。この場合	7 第五項の都道府県は、第四項の規定による通知を受けたときは、遅滞	2~6 (略)	第七条 (略)	(協同農 業普 及事業)	現

3 都道府県知事は、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 ければならない。 は、都道府県和事は、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 には、遅滞なく、これを公表するともに、関係市町村長に通知したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知したのつい。農林水産大臣に報告しなければならない。 におきない。 (高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定) をきは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知したときは、超道府県和事は、都道府県加事は、都道府県本林帝議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議し、その同意を開ている。 は、おは、都道府県加事は、都道府県加速、本は、都道府県加速、本は、都道府県加速、本は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更したともに、農林水産大臣に協議し、その同意を開ている。 は、おは、本は、都道府県和本産大路に協議し、その同意を開ている。 は、おは、おは、本は、本は、本は、本は、本は、本は、本は、本は、本は、本は、本は、本は、本は	改 正 案
--	-------

	同意を得た場合には、当該報告をすることを要しない。
ては、第七条の三第四項の規定を準用する。	ては、第七条の三第四項の規定を準用する。ただし、前項の規定による
3 高度 公益機能森林 及び被害拡 大防止森林 の区域の指 定又は変更 につい	4 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更につい
	し、その同意を得なければならない。
	で定める場合に該当するときは、都道府県知事は、農林水産大臣に協議

(略) 2 (6) (11] (11] (11] (11] (11] (11] (11] (11	2~6 (略) 第六条 (略) 第六条 (略)	改 正 案 現 行
--	-------------------------	-----------

	こ
2 (各) 産大臣に提出 しなければならない。	2 。
管轄 する市町村長の意見をきいて、電気導入 計画を定め、これを農林水	管轄 する市町村長の意見を聴いて、電気導入 計画を定めることができる
者 の申請に基き、その事業により電気 の導入 がされることとなる地域を	の申請に基づき、その事業により電気の導入がされることとなる地域を
。第五条及び第九条第一項を除き、以下 同じ。)の事業を行おうとする	第五条及び第九条第一項を除き、以下 同じ。)の事業を行おうとする者
農林水 産省令 で定める規模の発電 を行ない、電気を供給 することを含む	農林水 産省令 で定める規模の発電 を行い、電気を供給 することを含む。
入 (当該農山漁 村に電気を供給 する者 に対し、その発電水力を開発 して	入 (当該農山漁 村に電気 を供給 する者 に対し、その発電水力を開発 して
含む。以下 - 農林漁 業団体」という。)で当該農山漁 村につき電気の導	含む。以下   農林漁 業団体」という。)で当該農山漁 村につき電気の導
該法人が主たる出資者 となつている法人で農林水 産省令 で定めるものを	該法人が主たる出資者となつている法人で農林水産省令で定めるものを
業を営む者 が組織する営利 を目的としない法人 で政令 で定めるもの (当	業を営む者 が組織する営利 を目的としない法人 で政令 で定めるもの (当
と認められる農山漁 村について、当該農山漁 村にある農 業、林 業又は漁	と認められる農山漁 村について、当該農山漁 村にある農 業、林 業又は漁
されていないと認められる農山漁 村又は発電水力 が 開発 のまま する	されていないと認められる農山漁 村又は発電水力 が 開発 のまま する
第二条 都道府県知事は、電気が供給されていないか若しくは十分に供給	第二条 都道府県知事は、電気が供給されていないか若しくは十分に供給
(都道府県農山漁 村電気導入 計画)	(都道府県農山漁 村電気導入 計画)
現	改正案

い。	:興 地域整備計画を定めようとす	(市町村の定める農業振興 地域整備計画)6・7 (略)	に協議し、その同意を得なければならない。	地域整備基本方針の作成)改正案
意を得なければならない。 の(以下 農 用地利 用計画」という。)については、都道府県知事の同の(以下 農 用地利用計画」という。)については、都道府県知事の信、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもるときは、都道府県判事に協議しなければならない。この場合において		(市町村の定める農業振興 地域整備計画) 6・7 (略)	を得なければならない。  「この場合において、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一次。 お道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは2~4 (略)	第四条 (略) 現 行

農 業振興 地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)(抄)(第二十五条関係)

			第十二条 削除		改 正 案
	$\sim$	らない。 横企 業者等設 備導入 資金貸付 事業に関する事業計画を作成しなければな	たつては、毎年度、経済産業大臣があらかじめ定める基準に従って小規第十二条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行うに当	(事業計画)	現行

小 規模企 業者等設 備導入 資金 助成法(昭和三十一年法律第百十五号)(抄)(第二十六条関係)

中小企 業団 体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)(抄)(第二十七条関係)

改正案	現行
(中小企 業文援 計画)	(中小金 業文
第三条 経済産業大臣は、毎年、中小企業の経営資源の確保を支援する次	第三条 経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中
に掲げる事業であつて、国、都道府県(政令で指 定する市を含む。以下	小企 業の経営 資源 の確保 を支援 する次に掲げる事業であつて、国、都道
同じ。) 及び独立 行政法人中小企 業基盤 整備機構 が行うもの(以下 「中	府県(政令で指 定する市を含む。以下 同じ。) 及び独立 行政法人中小企
小企 業支援 事業」という。) の実施 に関する計画を定めるものとする。	業基盤 整備機構 が行うもの(以下 「中小企 業支援 事業」という。)の実
	施に関する計画を定めるものとする。
一~五 (略)	一~五 (略)
2 (略)	2 (略)
3 経済産業大臣は、第一項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、	(新設)
中小企 業政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事(同項の政予で指	
定する市の市長を含む。以下 同じ。)の意見を求めるものとする。	
4 経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、速やかにこれを都道	3 経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都
府県知 事に通知 するとともに、その要旨を公表しなければならない。	道府県知事(第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。)に
	通知 するとともに、その要旨を公表しなければならない。
第四条 都道府県知事は、前条第四項の規定による通知を受けたときは、	第四条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、
同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企 業文援 事業の実	同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企 業支援 事業の実
施に関する計画を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、経	施 に関する計画を定め、これを経済産業大臣に届け出 るものとする。
済産業大臣に届け出るものとする。	

2 (略) 2	六条の基準に従い、適正かつ確実に実施 しなければならない。	道府県知事が届け出た計画があるときは当該計画に基づいて、かつ、第	第八条 指 定法人 は、当該特 定支援 事業を、第四条第一項の規定により都   第	指 定法人の義 務等)	2 (略)
2 (略)	正かつ確実に実施 しなければならない。	道府県知事が届け出た計画に基づいて、かつ、第六条の基準に従い、適	第八条 指定法人は、当該特定支援事業を、第四条第一項の規定により都	指 定法人の義 務等)	2 (略)

中小企 業による地域産業資源 を活用した事業活動の促 進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)(抄) (第二十九条関係)

		ければならない。したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に通知しな	2 都道府県知事は、前項の地域産業資源の内容を定め、又はこれを変更化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。	用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活	第四条 都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であって、当(地域産業資源の内容の指定)	改正案
(基本構想の変更等)	三 当該地域産業資源を用いて行う地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策とにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策ときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。ときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。ときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。これを公表しなければならない。	二 地域産業資源の内容 地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針	2 基本構想 には、次に掲げる事項について定めるものとする。	う。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。 産業資源 活用事業の促 進に関する基本的な構想(以下 「基本構想」とい	第四条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県における地域(基本構想の認定)	現

第七条 (略)	(地域産業資源 活用事業計画の変更等 )	行政機関の長に協議しなければならない。	5 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係	二・三 (略)	れるものであること。	一 第四条第一項の規定により定められた地域産業資源を活用して行わ	あると認めるときは、その認定をするものとする。	係る地域産業資源 活用事業計画が次の各号のいず れにも適合するもので	4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に	2 · 3 (略)	第六条 (略)	(地域産業資源活用事業計画の認定)								第五条 削除
第七条 (略)	(地域産業資源 活用事業計画の変更等 )		(新規)	二•三 (略)	あること。	一 認定基本構想 に記載 された地域産業資源 を活用して行わ れるもので	あると認めるときは、その認定をするものとする。	係る地域産業資源 活用事業計画が次の各号のいず れにも適合するもので	4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に	2 · 3 (略)	第六条 (略)	(地域産業資源 活用事業計画の認定)	0	3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する	り消すことができる。	いう。)が基本方針に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取	更 の認定があったときは、その変更後 のもの。以下 「認定基本構想」と	2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る基本構想 (前項の規定による変	うとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。	第五条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた基本構想を変更しよ

4 (略)	源 活用事業に係る事業を所管 する大臣とする。	前条並びに次条における主務大臣は、経済産業大臣及び認定地域産業資	条第三項において準用する場合を含む。)、第七条第一項及び第二項、	3 第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項(これらの規定を第七			臣、厚生労働 大臣、農林水 産大臣及び国土交通大臣とする。	2 第四条第二項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大	第十六条 (略)	(主務大臣等)	する。	3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用	2 (略)
4 (略)	及び認定地域産業資源 活用事業に係る事業を所管 する大臣とする。	第一項及び第二項、前条並 びに次条における主務大臣は、経済産業大臣	)及び第四項(第七条第三項において準用する場合を含む。)、第七条	3 第六条第一項、第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。	財 務大臣、厚生労働 大臣、農林水 産大臣及び国土交通大臣とする。	五条第一項及び第二項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、	)及び第四項(第五条第三項において準用する場合を含む。)並 びに第	2 第四条第一項、第三項(第五条第三項において準用する場合を含む。	第十六条 (略)	(主務大臣等)		3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。	2 (略)

ける主務大臣は、経済産業大臣及び基本計画に定められた指定集積業種2 第五条第一項、第五項及び第六項並びに第六条第一項及び第二項にお第二十八条 (略)(主務大臣及び主務省令)	3~7 (略) 十 (略)	(削る)	八•九 (略)	(削る)	(削る)                 一〜七 (略)	2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。第五条 (略) (基本計画)	改正案
ける主務大臣は、経済産業大臣及び基本計画に定められた指定集積業種第二十八条 (略)(主務大臣及び主務省令)	3~7 (略) 十三 (略)	事項 十二 その他産業集積の形 成又は産業集積の活性化の促進に関する重要	• 0	Q	八 産業集積の形 成等に密接 な関係を有 する者 と市町村及び都道府県と一一〜七 (略)	2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。第五条 (略) (基本計画)	現行

る大臣)とする。	大臣)とする。	
水 産大臣及び基本計画に定っ	産大臣及び基本計画に定められた指 定集積 業種に属 する事業を所管 する	
に掲げる事項について定め	掲げる事項について定められた場合にあっては、経済産業大臣、農林水	
に加える事業を再作っていた。	に加予を事業を再作ででプ目(まつ書画において第四多第二五等力長に一	

3 • 4

(略)

に属する事業を所管する大臣(基本計画において第五条第二項第九号に | に属する事業を所管する大臣(基本計画において第五条第二項第十一号 3 • 4 められた場合にあっては、経済産業大臣、農林 **止められた指 定集積 業種 に属 する事業を所管 す** 

- 124 -

共団体は、前項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出4次の各号に掲げる港湾において港務局を設立しようとする関係地方公4、き期間は、一月を下ることができない。	の関係地方公共団体から意見の申出があつたときは、これと協議しなけび他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間を公告し、かつ、他	上、単独で又は共同して港務局を設立しようとする旨、予定港湾区域及 -3 港務局の設立を発起する関係地方公共団体は、その議会の議決を経た 3	略) (	第四条 (略) 第四条 (略) 第一	設立等)	4~9 (略) 4	)の規定による同意又は届出があつた水域をいう。	定を第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。	3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項又は第八項(これらの規 3	2 (略)	第二条 (略) 第二条	(定義)	改正案
出がなかつたとき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が、議補前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申一月を下ることができない。	の関係地方公共団体より意見の申出があつたときは、これと協議しなけび他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間を公告し、且つ、他	上、単独で又は共同して港務局を設立しようとする旨、予定港湾区域及5 港務局の設立を発起する関係地方公共団体は、その議会の議決を経た		第四条 (略)	設立等)	(6) (8)	た水 域をいう。	十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により認可があつ	この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項(第九条第二項及び第三	2 (略)	第二条 (略)	(定義)	現

意を得なければならない で定めるところにより、 0) がなかつたとき、 議 を経て調ったときは、 又は同項の規定による関係地方公共団 それぞ 港 鸄 れ当該各号に定める者 の港湾区域について、 に協議し 体の協議が議会 国土交通省令 その同

- 一 重 要港湾 国土交通大臣
- 域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事三 前号に掲げるもの以外の避難港 予 定港湾 区域を地先水面 とする地
- 5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法(昭和三十一5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸保全区域の全部又には、3 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法(昭和三十一5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法(昭和三十一
- 利益 区域の定めのある港湾について、 れば、 て、 的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であ るために必要な最小限度 を港 国土交通大臣又は都道府県知事は、予定港湾区域が、 を害せず、 の区域の定めのあるものについてはその区域を超え ないものでなけ 当該予定港湾 区域に隣接 する氷 域を地先水面 とする地方公共団 第四項の同意をすることができない。 かつ、港則法 の区域を定めるために同法に基づ (昭和二十三年法律第百七十四号) 経済的に一体の港湾として管理運営す ただし、 同法に基づ 当該水 域を経済 く港 の区域を に基づ く港 体の 0) 0

6

6

- 重要港湾については国土交通大臣
- いては国土交通大臣 地方港湾 であつて都道府県が港 務局の設立 に加わ つているものにつ
- 区域とする都道府県を管轄 する都道府県知事 前二号以外の港湾 については予定港湾 区域を地先水面 とする地域を
- ければならない。

  1 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法(昭和三十一5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法(昭和三十一5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法(昭和三十一5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法(昭和三十一
- 利益 ば、 に必要な最小限度 0) て、 的に一体の港湾 として管 理運営 するために必要な最小限度 く港 定のある港湾について、 国土交通大臣又は都道府県知事は、予定港湾 区域が、 を害むず、 第四項の認可をすることができない。 の区域の定のあるものについてはその区域をこえないものでなけ 当該予定港湾 区域に隣接 する水 域を地先水面 とする地方公共団 且 へ の区域を定めるために同法に基づ 港則法 経済的に一体の港湾として管理運営 するため (昭和二十三年法律第百七十四号)に基づ 但し、 同法に基づ く港 当該水 の区域をこえる の区域であ く港 域を経 0) 体の 区 域

超えることがやむを得ないときは、当該港の区域を超えて同意をするこ	ことがやむをえないときは、当該港の区域をこえて認可することができ
	る。
7 避難港以外の地方港湾において港務局を設立しようとする関係地方公	(新設)
共団 体は、港湾 区域について、当該水 域を経済的に一体の港湾 として管	
理運営 するために必要な最小限度 の区域であつて、当該港湾 区域に隣接	
する水 域を地先水面 とする地方公共団 体の利益 を害せず、かつ、港則 法	
に基づく港 の区域の定めのあるものについてはその区域を超え ないもの	
を定めなければならない。ただし、同法に基づく港の区域の定めのある	
港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最	
小限度 の区域を定めるために同法に基づく港 の区域を超え ることがやむ	
を得ないときは、当該港の区域を超えた区域を定めることができる。	
8   前項の関係地方公共団体は、第三項の期間内に他の関係地方公共団体	(新設)
から同項の意見の申出 がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方	
公共団 体の協議が議会の議決 を経て調 つたときは、港 務局の港湾 区域に	
ついて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(都道府県	
が港 務局 の設立 に加わ つていない場合にあつては、当該港湾 区域を地先	
水面 とする地域を区域とする都道府県を管轄 する都道府県知事)に届け	
出なければならない。	
9 前項の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区域	(新設)
又は海岸 法第三条の規定により指 定される海岸保全 区域の全 部又は一部	
を含む予 定港湾 区域について、あらかじめ、当該河川 を管 理する河川 法	
第七条に規定する河川管 理者 又は当該海岸保全 区域を管 理する海岸 法第	
二条第三項に規定する海岸管 理者 に協議しなければならない。	

10 の各号に掲げる争 第三項の規定による協議が調わ いの区分に応じ、それぞ ないときは、 れ当該各号に定める者に申 関係地方公共団 体は、 次 7 第三項の協議が調わ ないときは、

出 て、 重 その調停を求めることができる。 要港湾に係る争 国土交通大臣

\_ 地方港湾に係る争 いであつて都道府県が争 いの当事者 であるもの

国土交通大臣

三 前 一号に掲げるもの以外 の港湾に係る争 Į, 予 定港湾 区域を地先水

面 とする地域を区域とする都道府県を管轄 する都道府県知

11

略

12 知 係を考慮 画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、 事は、 第十項の規定による申出があつたときは、 Ļ 従 かつ、重要港湾については総務大臣に協議して調停する。 0 革、 関係地方公共団 一体の財 国土交通大臣又は都道府県 政の事情、 関係地方公共団 の発 体の関 の計

13 る届出があったとき又は前項の規定による調停をしたときは、 都道府県知事は、 第四項の同意をしたとき若 しくは第八項の規定によ 遅滞なく

その旨を国土交通大臣に報告しなければならない

港湾 区域の公告等

第九条 (略

2 第四条第四項から第九項までの規定は、 港 驁 が港湾 区域を変更 しよ

うとする場合に準用する。

3 国土交通大臣又は都道府県知 事は、 前項において準用する第四条第八

のあつた港湾

区域が同条第七項の規定に違反

項の規定による変更の届出

により、 国土交通大臣又は都道府県知事に申 し出て、 その調停 を求

関係地方公共団体は、

第四項の区分

ことができる。 この場合において第四項第二号中 港 の設立 に加わ める

つているもの」 とあるのは 爭 の当事者 であるもの」 と読み替え るもの

とする。

8 (略)

0)

革

関係地方公共団体の財

政の事情

の発

 $\mathcal{O}$ 

計画及び当

該

従

9 第七項の申出があつたときは、 国土交通大臣又は都道府県知 事 ずは、

港湾 の利用の程度その他当該港湾と、 関係地方公共団 体の関係を考慮

且つ、 重要港湾については総務大臣に協議して調停する。

10 都道府県知事が、 第四項 の処 分をしたとき又は前項の調停をしたとき

は、 遅滞なくその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

港湾 区域の公告

第九条 (略

2 うとする場合に準用する 第四条第四項から第六項までの規定は、 港 驁 が港湾 区域を変更 しよ

新設

していると認めるときは、当該届出 を行つた港 務局 に対し、港湾 区域を

変更すべきことを求めることができる。

4 港 務局 は、前項の規定による要求があつたときは、遅滞なく、港湾 区

必要な変更を行わなければならない

域について

(港湾管理者としての地方公共団体の決定等)

第三十三条 (略)

2 発起 共団体が港湾区域を定め、 方目治 法第二百八十四条第二項者 しくは第三項の地方公共団 体の設立 体」とあるのは 合において、 から第九項までの規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域 を変更する場合に、 第四条第二項から第十三項までの規定は、 する関係地方公共団体」と読み替えるものとする。 第四条第三項中 「単独で港湾管 理者 となり、又は港湾管 理者 としての地 第九条第一項の規定は、港湾管 理者としての地方公 又はこれを変更した場合に準用する。 港務局 の設立を発起する関係地方公共団 前項の場合に、 同条第四項 この場 を 2

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 (略)

2 (略)

、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。 施設 を含む ものである場合において、前項の認定をしようとするときはる 港湾管理者は、第一項の認定の申請に係る特定埠頭が次に掲げる港湾

(新設)

|港湾管 理者 としての地方公共団 体の決 定等

第三十三条 (略)

立 共団体」とあるのは「単独 団体が港湾区域又はその変更について認可 変更する場合に、 の場合において、 の地方自治 法第二百八十四条第二項者 しくは第三項の地方公共団 体の設 ら第六項までの規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾 区域を 第四条第二項から第十項までの規定は、 を発起する関係地方公共団体」と読み替えるものとする。 第四条第三項中 第九条第一項の規定は、港湾管理者としての地方公共 で港湾管理者となり、 港務局 の設立を発起する関係地方公 を受けた場合に準用する。 前項の場合に、 又は港湾管 理者 として 同条第四 項 か

一特 定埠頭 を構 成する行政財 産の貸付 けご

第五十四条の三 (略)

2 (略)

八条第四項に規定する行政財 産である港湾施設 その工事の費用を国が負担し、 又は補 助した地方自治 法第二百三十

4 確保するために必要な措置を講じなければならない。 の他の第七項の規定による貸付けが公正な手続に従って行われることを めるところにより、 港湾管 理者 は、 第一 当該認定の申請の内容を公 一項の認定をするに当たつては、 (T) 国土交通省令で定 に供することそ

5 港湾管 理者は、 第 一項の認定 (第三項の規定により国土交通大臣の同 国土交通省令で

定めるところにより、 意を得てしたものを除く。 その旨を国土交通大臣に通知しなければならな をしたときは、 遅滞なく、

9 での規定は、 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項ま 国有財 産法第二十一条、 第七項の規定による貸付けについて準用する。 第二十三条及び第二十四条並びに地方目治 法

10 期間内である場合、 付けを受けた者」と、 る場合」とする。 用については、 認定を受けた者に貸し付 ける場合における第四十六条第一項の規定の適 第七項の規定により港湾管理者が同項に規定する行政財産を第二項の 同項ただ 又は第五十四条の三第七項の規定により貸付 けをす 「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の し書中「又は貸付を受けた者」とあるのは 貸

11 \( \)
13

運 審 議会へ の諮問

> 4 めるところにより、 の他の第六項の貸付 けが公正な手続に従って行われることを確保 するた めに必要な措置を講じなければならない。 港湾管 理者 は、 第二項の認定をするに当たつては、 当該認定の申請の内容 を公 の 国土交通省令で定 に供 することそ

5 7 (略)

8 での規定は、 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項ま 国有財 産法第二十一条、 第六項の規定による貸付けについて準用する。 第二十三条及び第二十四条並びに地方目治 法

9 期間内である場合、 付けを受けた者」と、 用については、 る場合」とする。 認定を受けた者に貸し付 ける場合における第四十六条第一項の規定の適 第六項の規定により港湾管 理者が同項に規定する行政財産を第二項 同項ただ 又は第五十四条の三第六項の規定により貸付けをす 「三年の期 間内である場合」とあるのは し書中「又は貸付を受けた者」とあるのは 「三年の 貸

10 \( \)
12

運 審 議会へ の諮問

らなければならない。 第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運 審 議会に諮

- る場合を含む。)の同意(重要港湾に係るものに限る。) 第四条第四項(第九条第二項及び第三十三条第二項において準用4
- 二 第四条第十二項 (第三十三条第二項において準用する場合を含む。
- 二の二 ~ 五 (略)

焼定による調停

(事務の区分)

第六十条の五 ľ, するものを除く。 されているものにつ ることとされているものについては、 道府県知事の同意に関するものに限り、 により都道府県が処理することとされている事務 びに第五十六条第一項(水域を定める事務に係る部分に限る。)の規定 を第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、 場合を含む。以下 三条第二項及び第五十六条第二項において準用する場合を含む。以下 同 行う協議に関するものに限 により処理することとされているものについては、 て準用する場合を含む。以下同じ。)、第五項 )、第八項 第四条第四項(第九条第二項及び第三十三条第二項におい (第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する 同じ。 いては、 は、 ) 並 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第 り 同項の規定による都道府県が行う届出 びに第十二項及び第十三項(これらの規定 同条第八項の規定により処理することと 同項の規定による都道府県知 同条第五項の規定により処 理す (第九条第二 (第四条第四項の規定 同項の規定による都 第九条第三項並 項、 第三十 事が

> らなければならない。 第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運 審 議会に諮

- 準用する場合を含む。)の規定による港湾 区域の認可 第四条第四項第一号(第九条第二項及び第三十三条第二項において
- の規定による調停 第四条第九項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。
- 二の二 ~ 五 (略)

(事務の区分)

第六十条の五 三条第二項及び第五十六条第二項において準用する場合を含む。以下 方目治 法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受 項の規定による都道府県知事が行う協議に関するものに限る。 同条第五項の規定により処理することとされているものについては、 ついては、 いる事務 務に係る部分に限る。) の規定により都道府県が処理することとされて いて準用する場合を含む。)並びに第五十六条第一項 じ。) 並 びに第九項及び第十項(これらの規定を第三十三条第二項にお て準用する場合を含む。以下 同じ。)、第五項 (第四条第四項の規定により処理することとされているものに 同項の規定による都道府県知事の認可に関するものに限 第四条第四項(第九条第二項及び第三十三条第二項にお (第九条第1 (水 域を定める事 事務とする 項、 は 第三十 同 地 同

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事定める金額を超えないこと。	者でなければならない。	(整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (本が条例で定める整備基準) (をするときは、国土交通省令で定める基 (をするときは、国土交通省令で定める基 (をするときは、国土交通省令で定める基 (をするように努めなければならない。	改正案
号)の条件を具備する者である場合その他の特に居住の安定を図る必 大七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。 十七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。 フはハに掲げる金額を超えないこと。 フはハに掲げる金額を超えないこと。 フはハに掲げる金額を超えないこと。	次条第二項において「老人等」という。)にあつては、第二号及び第三者。その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(第二十三条(公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害(入居者 資格)	3 (略) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準) (整備基準)	現行

公営住宅 法

(昭和二十六年法律第百九十三号) (抄) (第三十二条関係)

情を勘案し、 める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事 特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定

業主体が条例で定める金額

口

が条例で定める金額

口 金額以下で事業主体が条例で定める金額 必要なものとして政党で定める金額を参酌して、 イに掲げる場合以外 の場合 低額 所得者 の居住 の安 定を図るため イの政で定める

\_ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(入居者 資格の特例

第二十四条 す。 場合においては、 とする人居者が、 規定による公営住宅の用途 公営住宅の借上げに係る 当i その者は、 しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした の廃止により当該公営住宅 前条各号に掲げる条件を具備する者とみ 約 の終了又は第四十四条第三項の の明 しをしよう な

2 の財政援助等 第八条第 に関する法律第二十二条第 項若 しくは第三項若 しくは激甚 災害に対処 するための特別 一項の規定による国の補 助に係

> 安 定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下 で事業主体 要があるものとして政令で定める場合 入居者 又は同居者 の居住の

額 所得者 に転貸 するため借り上 げるものである場合 失 した住宅 に居住 していた低額 所得者の居住の安 定を図るため必要 処 するための特別の財 政援 助等 に関する法律第二十二条第 場合において事業主体が災害により滅失 した住宅 に居住 していた低 なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 定による国の補助に係るもの又は第八条第 いずれをも超えない範囲内で政令で定める金額 イ及びロに掲げる場合以外 の場合 公営住宅 が、 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚 イ又はロの政令で定める金額 一項各号の一に該当する 災害により滅 災害に対 一項の規

三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(入居者 資格の特例)

第二十四条 す。 場合においては、 規定による公営住宅の用途 とする人居者が、 公営住宅の借上げに係る 当i その者は、 しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした の廃止 により当該公営住宅 前条各号に掲げる条件を具備する者とみ 約 の終了又は第四十四条第三項 の明 しをしよう な 0

2 ては 前条第一 同条第一 一号ロに掲げる公営住宅の入居者は、 同条各号 老人等 にあっ

1 15 6 5 2 \ \ 4 第二十七条 \ 14 ため借 約者を含む。 ほか、 定めるところにより、 の届出 をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者 でなければならない。 業主体が災害により滅失 した住宅 に居住 していた低額 所得者に転貸 する る公営住宅 又は第八条第一項各号のいず れかに該当する場合において事 当分の (入居者の保管義 務等) 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族 (略) 附 当該災害発生の日 り上げる公営住宅の入居者は、 (略) (略 則 間 (略) 過疎 地域自立促 進特別 措置法 以外の者を同居させようとするときは、 事業主体の承認を得なければならない。 から三年間は、 前条各号に掲げる条件を具備する 当該災害により住宅を失 つた者 (平成十二年法律第十五号) 国土交通省令で その他婚姻の予 婚姻 1 16 15 6 5 2 \( \) 第二十七条 宅に係る第二十三条の規定の適用については 者を同居させようとするときは、 発生の日から三年間は、 事業主体の承認を得なければならない。 第 ばならない。 第 (入居者の保管義 務等) 当分の間、 現に同居し、 当分の間、 14 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外 |条第一項に規定する過疎 地域その他の政令で定める地域内の公営住 (略) 附 号の条件 (略) 則 略 過疎 (略) を具備する者とみなす。 前項の公営住宅 に係る第四十四条第一項の規定の適用に 又は同居しようとする親族がない場合においても 地域目立促 進特別 措置法 なお、 当該災害により住宅を失った者でなけ 国土交通省令で定めるところにより、 (平成十二年法律第十五号) 当該公営住宅 の入居者が 同条 0 0

0	るのは、「その 用年限 の四分の一を経過 した場合においては」とする	年限 の四分の一を経過 した場合において特別 の事由 のあるときは」とあ	宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その 用	第二条第一項に規定する過疎 地域その他の政令で定める地域内の公営住
		た場合においては」とする。	の事由のあるときは」とあるのは、「その(用年限の四分の一を経過し	いては、同項中「その 用年限の四分の一を経過した場合において特別

当該指 定市の議場合において、	場合において、	道府県矢事は	直チトロチょう	市以下指定	治法(昭和二十	3 第一項の規定	2 (略)	六 前各号に掲	都道府県道と	関係にある高速自動車	五 主要地、主	一~四(略)	う。	都道府県の区域内に	、かつ、次の各	第七条 第三条第	(都道府県道の		
当該指 定市の議会の議決 を経なければならない。		場合において、当該指 定市の長は、意見を提出 しようとするときは、	当該指 定市の長の意見を聴かなければならない。この	指 定市」という。)の区域内に する場合においては、都	(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の	第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方目		前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路	都道府県道とを連絡 する道路	速目動車 国道、国道又は前各号のいずれかに該当する	主要港、主要停車 場又は主要な観 地とこれらと密接 な			内に する部分につき、その路線を認定したものをい	かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該	第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し	(都道府県道の意義 及びその路 線の認定)	改正案	
	当落指 定市の議会の議決 を経なければならない。	場合において、当該指定市の長は、意見を提出 しようとするときは、	道府県知事は、当該指定市の長の意見を聞かなければならない。この	市(以下 指定市」という。)の区域内に する場合においては、都	治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の	3 第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方目	2 (略)	六 前各号に掲げるものを除く外、地方開発のため特に必要な道路	県道とを連絡する道路	関係にある高速自動車 国道、国道又は前各号の一に規定する都道府	五 主要地、主要港、主要停車 場又は主要な観 地とこれらと密接 な	一~四 (略)		県の区域内に する部分につき、その路線を認定したものをいう。	、且 つ、左 の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府	第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し	(都道府県道の意義 及びその路 線の認定)	現行	

は、 この場合において、関係都道府県知事は、意見を提出しようとするとき る場合においては、 当該都道府県の議会の議決を経なければならない。 関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

7 網とが 的な幹線道路網と高速目動車 当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方 が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当たつては、 しなければならない。 都道府県知 一体となつてこれらの機能を十分に発揮することができるよう配 事が第 項の規定により路線を認定し、 国道及び国道が構成する全 国的な幹線道路 又は国土交通大臣

8 略

路 線の廃止又は変更)

## 第十条 (略)

2 に代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続 に代えて、路線を変更することができる。 都道府県知事又は市町村長は、 路 線の全 部又は一部を廃止し、 これ

3 変更について、 まで及び前条の規定は前1 都道府県道の路線の廃止 又は変更について、 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前 それぞれ準用する。 一項の規定による市町村道の路線の廃止 又は 第八条第 二項の規定による 二項から第五項

の構造 の基準

第三十条 髙 速自動車 国道及び国道の構造の技術的基準は、 次に掲げる

> ときは、 る場合においては、 この場合において、 当該都道府県の議会の議決を経なければならない。 関係都道府県知 事の意見を聞 かなければならない 関係都道府県知事は、 意見を提出 しようとする

7

(略)

## 第十条 (略)

路

線の廃止又は変更)

2 代え、路線を変更することができる。 に代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に 都道府県知事又は市町村長は、 路 線の全 部又は一部を廃止

3 続 は 前 二項の規定により路線を廃止し、 路 線の認定の手続に準じて行れなければならない。 又は変更 しようとする場合の手

の構造 の基準

第三十条 遵 の構造 の技術的基準は、 道路の種類ご とに左の各号に掲

(道路 標識等 の設 置)	る地方公共団体の条例で定める。 的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術	- 号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。)は、政令で定める   3   都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(第一項第一号、第三	ればならない。	な構造 計算 又は によつてその構造 が安全 であることを確 かめなけ	2   前項第十二号に規定する工作物の新設又は改 に当たつでは、必要		(削る)	ついて必要な事項	十三 前各号に掲げるもののほか、高速目動車 国道及び国道の構造 に	な強度	十二 橋 その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要	七~十一 (略)	六年	二~五 (略)	一 通行する自動車の種類に関する事項	事項について政令で定める。
(道路 標識等 の設 置)	とができる。 とができる。 とができる。 とがの付属物の構造 について必要な技術 的基準は、政令で定めるこ		V.	又は によつてその構造 が安全 であることを確 かめなければならな	3 前項に規定する工作物の新設又は改 に当つては、必要な構造計算きる。	 外 、その構造強度 について必要な技術 的基準を政令 で定めることがで	2 橋 その他政令 で定める主要な工作物 については、前項の規定による		十一 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項			六~十 (略)	五こう配			げる事項について政令で定める。

第四十五条 略

3 2 通省令 で定めるものの寸 都道府県道又は (略)

市

町村道に設 ける道路 標識

のうち内閣府令

国土交

市町 ,村道の道路管 理者 である地方公共団 体の条例で定める。

府

・国土交通省令の定めるところを参酌して、

当該都道府県道又は

法は、

前項の規定にかかわらず

同項の内閣

(国土交通大臣の認可

第七十四条

指 定区間外 の国道の道路管理者は、 国土交通省令で定めるところにより、 当該国道を新設 Ļ 又は改 し 2

土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、

国土交通省令で

玉

指

定区間外の国道の道路管理者は、

ようとする場合においては、

国土交通省令で定めるところにより、

玉

ただし、

国土交通省令で

当該国道を新設

Ļ

又は改

し

ようとする場合においては、

定める軽易なものについては、この限りでない。

(都の特例

第八十九条 都の特別 区 0 する区域内においては、 都知事は、 第七条

> 第四十五条 略

2 (略)

(国土交通大臣との協議等)

第七十四条 路 線の変更 又は廃止 について国土交通大臣が裁 定をした場合を除く。 議しなければならない。ただし、 においては、 の規定により第七条第五項から第七項までに規定する手続 に準じて路 は廃止 しようとする場合 ついては、この限りでない。 線の認定について国土交通大臣が裁 定をした場合及び第十条第三項 都道府県知事は、 国土交通省令で定めるところにより、 (第七条第五項から第七項までの規定により 都道府県道の路線を認定し、 国土交通省令 で定める軽易 なものに 国土交通大臣に協 変更し、 又

(都の特例

定める軽易なものについては、この限りでない。

土交通大臣の認可を受けなければならない。

第八十九条 都の特別 区 0 する区域内においては、 鄰 事は、 第七条

2 (略)			線を認定し、変更 し、又は廃止 することができる。	第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路
2 (略)	しない。	は、第七十四条第一項の規定により国土交通大臣に協議することを要	線を認定し、変更 し、又は廃止 することができる。この場合において	第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路

- 141 -

ない。	担 することとなる金額 が予算 の金額 を超え ない範囲 内でしなければなら3 主務大臣は、前項の同意をする場合には、第一項の規定により国が負	主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。	2 海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、	第二十七条 (略)	<b> </b>	海岸管 理者 が管 理する海岸保全施設 の新設 又は改良 に要する費 用の一	改正案
ない。	担 することとなる金額 が予算 の金額 をこえ ない範囲 内でしなければならる。主務大臣は、前項の承 認をする場合には、第一項の規定により国が負		2 海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ主	第二十七条 (略)	·	海岸管 理者が管 理する海岸保全施設 の新設 又は改良 に要する費 用の一	現

一次のでであるところにより、事業計画を定めなければならない。   は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじのの、政でで定めるところにより公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管)の、政でで定めるところにより、事業計画を定めなければならない。   「事業計画の策定)	9 (略) 協議しなければならない。	8 国土交通大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、環境大臣に 7 都府県は、第一項の規定により二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水に 正交通大臣に協議しなければならない。 コーナ交通大臣に協議しなければならない。	改正案
定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 「事業計画の認可) 定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。) で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。) で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。)	9 (略) しなければならない。	8 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、環境大臣に協議により水質の汚が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整より水質の汚が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整より水質の汚が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。第二条の二 (略)	現

ー〜六 (略) ボならない。 業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなけれ 業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなけれ	ー〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略)
(認可 基準)	(事業計画の要件) (事業計画の要用) (事業計画の要件) (事業計画の要用) (事業計画の要件) (事業計画の要用) (事業計画の可用) (事業計画の可用) (事業計画の可用) (事業計画の可用) (事態的可用) (事業計画の可用) (事業計画の可用) (事業計画の可用) (事業計画の可用) (事業計画の可用) (事態的可用)
	6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更(政令で定める軽微なる場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定め
	交通大臣に届け出なければならない。 たときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土したい、この場合において、当該名が、方道管理では、事業言画を気を
	こう易介において、角変なでは、質問的は、で定めようとするときは、同項の規定による協議で道整備総合計画が定められている地域において、の規定にかかだらず、都道府県である公共下水
かなければならない。	ばならない。
合を除き、あらかじめ、保健 生上の観点 からする環境 大臣の意見をきる 医土交通大臣は、前項の認りをしようとするときは、政党で定める場	る場合を除き、保健 生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなけれる 国土交通大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、政学で定め
	ては、国土交通大臣)に協議しなければならない。
	県が設 置する公共下水 道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつ
	きは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事(都道府
	2   公共下水 道管理者 は、前項の規定により事業計画を定めようとすると

## (事業計画の策定)

府県知事)に協議しなければならない。<br/>
さは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣(市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあつては、都道が設置する流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとすると

、関係市町村の意見を聴かなければならない。 3 都道府県は、第一項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ

観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。 のを除く。)を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健 生上の 3 国土交通大臣は、第二項の規定による協議 ( 水流 域下水 道に係るも 3

5 しない。 業計画を定めようとするときは、 域別下水 道整備総合計画が定められている地域において流 域下水 道の事 交通大臣に届け出なければならない。 たときは、 第二項の規定にかかわらず、 この場合において、 国土交通省令で定めるところにより 当該流域下水道管理者は、 都道府県である流 域下水 道管 理者 同項の規定による協議をすることを要 遅滞なく、 事業計画を定め これを国土 は、 流

6

国土交通大臣は

前項の規定による届出を受けたときは、

る場合を除き

当該届出

の内容を環境大臣に通知するものとする。

## (事業計画の認可)

臣の認可を受けなければならない。 下水 道管理者」という。) は、流 域下水 道を設置しようとするときは、下水 道管理者」という。) は、流 域下水 道を設置しようとするときは、第二十五条の三 前条の規定により流域下水 道を管理する者 以下 流域

関係市町村の意見を聴かなければならない。 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、

2

生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。)をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健の国土交通大臣は、第一項の認可 (水流域下水道に係るものを除く。

2 (略) する	の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものと条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三項並びに第三十一条の二条の二第二、特別区の する区域においては、この法律の規定(第二十五件別 区に関する読替)	一〜五 (略)   一〜五 (略)   一〜五 (略)   一〜五 (略)   「事業計画の要件)	変更 を除く。)について準用する。   7   前各項の規定は、流 域下水 道の事業計画の変更 (政令 で定める軽微 な
2 (略)	。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三十一条の二の規定を除く第四十二条 特別 区の する区域においては、この法律の規定(第二十五(特別 区に関する読替)	(認可基準) (認可基準) (認可基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならが次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない。	て準用する。 の変更 (政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合についの変更 (政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合についる 前三項の規定は、流域下水道管理者が第一項の認可を受けた事業計画

技術的読替えは、政令で定める。	前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な 2	して市町村の条例」と読み替えるものとする。	」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌」	とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事	らの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」	定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これ	下「準用河川」という。)については、この法律中二 河川に関する規	第百条 一 河川 及び二 河川以外の河川で市町村長が指定したもの (以 ) 第	(この法律の規定を準用する河川)	改正案
技術 的読替え は、政令 で定める。	2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な		」と読み替えるものとする。	とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事	らの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」	定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これ	下 「準用河川」という。)については、この法律中二 河川 に関する規	第百条 一 河川 及び二 河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以	(この法律の規定を準用する河川)	現行

限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にる事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項にるものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする。 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(	2 (略) 第十九条 (略) (市町村の都市計画の決定)	4 (略)	ところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならの決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める3 都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画2 (略)	第十八条 (略) 改 正 案
限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にる事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項にるものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする。 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(	2 (略) 第十九条 (略) (市町村の都市計画の決定)	4 (略)	く。) 又は国の利害に重大な関係がある定める都市計画区域に係る都市計画(欧は、大都市及びその周辺の都市に係る都	第十八条(略)現の都市計画の決定)行

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) (抄) (第三十七条関係)

3~8 (略) 項の規定は、適用しない。	大臣に協議し、その同意を得なければ」とし、同条第四項及び第五れば」とあるのは「国土交通省令 で定めるところにより、国土交通	の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事に協議しなけにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定	を定めようとする場合における第十九条第三項(第二十一条第二項2 指定都市が前項の規定により第十八条第三項に規定する都市計画	第八十七条の二 (略)	4・5 (略) 府県知事の同意を得なければならない。	協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道
3~8 (略)	第四項及び第五項の規定は、適用しない。「国土交通省令 で定めるところ により、国土交通大臣」とし、同条	の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事」とあるのはにおいて準用する場合を含む。以下 この条において同じ。)の規定	を定めようとする場合における第十九条第三項(第二十一条第二項2 指 定都市が前項の規定により第十八条第三項に規定する都市計画	第八十七条の二 (略)	4 · 5 (略)	協議し、その同意を得なければならない。

改正案	現行
(土地利 用基本計画)	(土地利 用基本計画)
第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を	第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利 用基本計画を
定めるものとする。	定めるものとする。
2~9 (略)	2~9 (略)
10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三	10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三
十八条第一項の審 議会その他の合議制 の機関及び市町村長の意見を聴く	十八条第一項の審 議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴く
とともに、国土交通大臣に協議しなければならない。	とともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
11 (略)	11 (略)
12 国土交通大臣は、第十項の規定による協議を受けたときは、関係行政	12 国土交通大臣は、第十項の同意をしようとするときは、関係行政機関
機関の長に協議しなければならない。	の長に協議しなければならない。
13~14(略)	13~14 (略)

、環境大臣に協議しなければならない。 するときは、あらかじめ、第一項第四号及び第五号に係る部分について3 都道府県知事は、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めようと2 (略)	六計画の達成の方途 五計画の達成の期間	<b>落指 定ばい煙 の総量 とする。</b> 号から第三号までに掲げる総量 は、区分される区域ごとのそれぞ れの当	達 成上 当該指 定地域を二以上 の区域に区分する必要があるときは、第一地域における大気の汚染 及び工場又は事業場の分布の状況 により計画の	号までに掲げる事項を定めるものとする。この場合において、当該指定出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号から第六見通し、特定工場等以外の指定ばい煙の発生源における指定ばい煙の排		ミニー前条第一項の指定ばい煙 総量削減計画は、当該指足ばい煙 総量削減計画)	改正案
らない。   3 都道府県知事は、前条第一項の指定ばい煙 総量削減計画を定めようと  2 (略)	五(計画の達成の期間及び方途)(一〜四)(略)	定ばい煙の総量とする。   定ばい煙の総量とする。   ら第三号までに掲げる総量は、区分される区域ことのそれぞれの当該指		2 号に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、当該指定地域2 出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五日通し、特定工場等以外の指定ばい煙の発生源における指定ばい煙の排	、工場又は事業場の規模、工場又は事業場における使用原料又は、工場又は事業場の規模、工場又は事業場における使用原料又は、を目途として、第一号に掲げる総量に占める第二号に掲げる総量のいて、第一号に掲げる総量を第三号に掲げる総量までに削減させる	第五条の指字	現

4 6

の自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)(抄)(第四十条関係)	(傍線部分は改正部分) (傍線部分は改正部分) 現
第五十条 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府(国等に関する特例)  第四十九条 (略)	第五十条 (略)
第三十条において準用する第二十一条の規定の例にる国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する特環境保全地域の区域内における行為につき規制を定者資産場が	

 $\bigcirc$ 自動車 から排出 される窒素酸 化物 及び粒子状物質 の特 定地域における総量の削減等 に関する特別 措置法(平成四年法律第七十号)(抄)(第四十一条

(傍線部分は改正部分)

関係)

5•6 (略)	なければならない。	4 環境 大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴か	しなければならない。	第十条第一項に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境 大臣に協議	3 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めようとするときは、	2 (略)	第七条 (略)	窒素酸 化物 総量削減 計画)	改 正 案
5 · 6 (略)	経なければならない。	4 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を	し、その同意を得なければならない。	第十条第一項に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境 大臣に協議	3 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めようとするときは、	2 (略)	第七条 (略)	窒素酸 化物 総量 削減 計画)	現

(総量削減計画)	(総量削減計画)
第十一条 前条第一項の総量削減計画は、当該指定地域について、第一号 に	第十一条 前条第一項の総量削減 計画は、当該指定地域について、第一号
に掲げる総量を第二号に掲げる総量までに削減させることを目途として	に掲げる総量を第二号に掲げる総量までに削減させることを目途として
、大気 基準適用施設の種類 及び規模等を勘 案し、政令で定めるところに	、大気 基準適用施設 の種類 及び規模等を勘 案し、政令 で定めるところ に
より、第三号から第五号までに掲げる事項を定めるものとする。この場	より、第三号及び第四号に掲げる事項を定めるものとする。この場合に
合において、当該指定地域における大気 基準適用施設 の分布の状況 によ	おいて、当該指 定地域における大気 基準適用施設 の分布の状況 により計
り計画の達成上当該指定地域を二以上の区域に区分する必要があるとき	画の達成上当該指定地域を二以上の区域に区分する必要があるときは、
は、第一号及び第二号に掲げる総量は、区分される区域ことのそれでれ	第一号及び第二号に掲げる総量は、区分される区域ことのそれぞれのダ
のダイオキシン類の量の総量とする。	イオキシン類の量の総量とする。
一~三 (略)	一~三 (略)
四計画の達成の期間	四計画の達成の期間及び方途
五計画の達成の方途	
2 (略)	2 (略)
3 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは	3 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは
、あらかじめ、第一項第三号及び第四号に係る部分について、環境大臣	、あらかじめ、環境 大臣に協議し、その同意を得なければならない。
に協議しなければならない。	
4~6 (略)	4~6 (略)

会部。以下 同じ。) 並 びに第十二項及び第十三項 (これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を言定める事務に係る部分に限る。) の規定により都道府県である事務に係る部分に限る。) の規定により都道府県である事務に係る部分に限る。) の規定により都道府県である事務に係る部分に限る。) が びに第十二項及び第十三項 (これによりの規定を第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を	(略) (いて準用する場合を含む。以下同じ。)、第八項(第九 (所)	法律
同条第五項の規定により処理することとされているもの別定による都道府県知事の認可に関するものに限り、により処理することとされている事務(第四条第四項の規定により拠理することとされている事務(第四条第四項の規定の規定による都道府県知事の認可に関するものについては、同項の規定により処理することとされている事務(第四条第一項(水域をで第二十三条第二項において準	いて準用する場合を含む。以下 同じ。) 並 びに第九項及 第四条第四項(第九条第二項及び第五十六条第二項にお 第四条第四項(第九条第二項及び第三十三条第二項にお (略)	東務   東務   東務   東務   東務   東務   東務 (第二条関係)   東務 (第二条関係)   東

(略)						
mi)						
(略)	道府県が行う届出 に関するものを除く。)	こととされているものについては、同項の規定による都	に関するものに限り、同条第八項の規定により処理する	については、同項の規定による都道府県知 事が行う協議	同条第五項の規定により処理することとされているもの	の規定による都道府県知事の同意に関するものに限り、
(略)						
(略)					に関するものに限る。)	については、同項の規定による都道府県知事が行う協議

二項第一号に規定する区域を参酌 して、保健 所の所管 区域を設 定しなけ	二項第一号に規定する区域を参酌 して、保健 所の所管 区域を設 定しなけ
定する区域及び介護保険 法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第	定する区域及び介護保険 法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第
医療 法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十号に規	医療 法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第九号に規
健医療 に係る施 策と社会福祉 に係る施 策との有 機的な連携 を図るため、	健医療 に係る施 策と社 会福祉 に係る施 策との有 機的な連携 を図るため、
2 都道府県は、前項の規定により保健 所を設 置する場合においては、保	2 都道府県は、前項の規定により保健 所を設置する場合においては、保
第五条 (略)	第五条 (略)
現行	改正案
) (傍線部分は改正部分)	○ 地域保健 法(昭和二十二年法律第百一号)(抄)(附則 第二十六条関係)

ればならない。

ればならない。

校 について準用する第八条第一項中 学校教育 法第四条第一項」とある	る同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学	府県知 事の権限 又は同法第百三十三条第一項において読み替え て準用す	一項に規定する事項」とあるのは 学校教育 法第百三十条第一項の都道	いて準用する第八条第一項中   学校教育 法第四条第一項又は第十三条第	私立 各種学校 について準用する。この場合において、私立専 修学校 につ	第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専 修学校 及び	和公司 (本)	なければならない。	いては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する番議会等 の意見を聴か	規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合にお	法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項(同法第九十五条の	2 文部科学 大臣は、私立 大学 又は私立高等専門学校 について、学校教育	ればならない。	を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審 議会の意見を聴かなけ	について、学校教育 法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項	第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校	(私立学校審 議会等への諮問)	改正案
用する第八条第一項中 学校教育 法第四条第一項」とあるのは 学校教	第十三条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準	事の権限 又は同法第百三十三条第一項において読み替え て準用する同法	規定する事項」とあるのは 学校教育 法第百三十条第一項の都道府県知	いて準用する第八条第一項中 学校教育 法第四条第一項又は第十三条に	私立 各種学校 について準用する。この場合において、私立専 修学校 につ	第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専 修学校 及び	(私立専 修学校等 )	ばならない。	、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審 議会等 の意見を聴かなけれ	より諮問 すべきこととされている事項を除く。)を行う場合においては	法第四条第一項又は第十三条に規定する事項(同法第九十五条の規定に	2 文部科学 大臣は、私立 太学 又は私立高等専門学校 について、学校教育	らない。	場合においては、あらかじめ、私立学校審 議会の意見を聴かなければな	について、学校教育 法第四条第一項又は第十三条に規定する事項を行う	第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校	(私立学校審 議会等への諮問)	現行

-		
2~7 (略)	第四条第一項」と読み替え るものとする。	のは「学校教育 法第百三十四条第二項において読み替え て準用する同法
2~7 (略)	」と読み替えるものとする。	育 法第百三十四条第二項において読み替え て準用する同法第四条第一項

総理大臣と文部科学 大臣との関係) 改 正 案	総 理 
	第十九条 (各) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ) ( ) ) ) ) ) ) )
2 文部科学 大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を内閣総理	2 文部科学 大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を内閣総理
大臣に通知 するものとする。	大臣に通知するものとする。
一 (略)	一 (略)
二 沖縄科学技術 太学院 太学 に対して学校教育 法第十三条第一項又は第	二 沖縄科学技術 太学院 太学 に対して学校教育 法第十三条又は第十五条
十五条第三項の規定による命令 をしたとき。	第三項の規定による命令 をしたとき。
三~四(略)	三~四 (略)

 $\bigcirc$ 

沖縄科学技術 太学院 太学学園 法(平成二十一年法律第七十六号)(抄)

(附則 第二十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

J	2 · 3 (略)
て、同法の規定を適用する。	
受けたときは、その変更後 のもの)に係る下水 道を流 域下水 道とみ なし	て、同法の規定を適用する。
五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を	更したときは、その変更後のもの)に係る下水道を流域下水道とみなし
計画(当該市町村の合併 が行わ れた日から移 行日 までの間に同法第二十	同法第二十五条の三第七項において準用する同条第一項の規定により変
より定める日をいう。以下この条において同じ。) までの間、当該事業	、当該事業計画(当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に
十年を経過 する日の属 する年度の 日 までの範囲 内において当該協議に	当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。)までの間
が行われた日から移行日 (当該市町村の合併が行われた日から起算して	ら起算して十年を経過する日の属する年度の 日までの範囲内において
三十一日 までに市町村の合併 が行わ れる場合に限 り、当該市町村の合併	町村の合併が行われた日から移行日(当該市町村の合併が行われた日か
及びすべての合併 関係市町村の協議が成立したときは、平成十七年三月	十七年三月 三十一日 までに市町村の合併 が行わ れる場合に限 り、当該市
道の管 理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県)	都道府県)及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、平成
理する都道府県(同法第二十五条の二第二項の規定により当該流 域下水	
市町村の区域の全 部又は一部となる場合において、当該流 域下水 道を管	下水 道を管 理する都道府県(同法第二十五条の二第二項の規定により当
)により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併	全 部が合併 市町村の区域の全 部又は一部となる場合において、当該流 域
第二条第四号に規定する流 域下水 道をいう。以下 この条において同じ。	いて同じ。)により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の
用する場合を含む。)の認可を受けた事業計画に係る流域下水道(同法	水道(同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条にお
十三年法律第七十九号)第二十五条の三第一項 (同条第四項において準	十三年法律第七十九号)第二十五条の三第一項の事業計画に係る流域下
第十四条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法(昭和三	第十四条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法(昭和三
(流 域下水 道に関する特例 )	(流 域下水 道に関する特例 )
現	改正案

- 163 -		

けたものに限る。)で政令で定めるものの。に市街地を形成していいて同法第九条第一項に規定する基本計画が同条第七項の認定を受に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条の中心市街地につる。	見に也な土がつコンことのことの形式(略)	ハ (略)	 計画的な整備改 を促 進するために有効に利用できるもの	画的に整備改 を図る必要がある重 要な市街地の区域内にあり、そ	にあるものに限る。)で、都市の機能を 持し、及び 進するため計	第三号に規定する高度利 用地区の区域その他の政令で定める区域の	災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一	(昭和四十三年法律第百号)第十二条の四第一項第二号に規定する防	二 次に掲げる土地(イから)までに掲げる土地にあつては都市計画法	一 (略)	金を貸し付けることができる。	第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の 取りに必要な資	(都市開発 資金の貸付 け)	改正案
	(略)	(略) (略)	 計画的な整備改 を促進するために有効に利用できるもの	その 画的に整備改 を図る必要がある重要な市街地の区域内にあり、その	の計 にあるものに限る。)で、都市の機能を 持し、及び 進するため計	の内 第三号に規定する高度利 用地区の区域その他の政令で定める区域の内	項   災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項	○防 (昭和四十三年法律第百号)第十二条の四第一項第二号に規定する防	回法   二 次に掲げる土地(イから)までに掲げる土地にあつては都市計画法	一 (略)	金を貸し付けることができる。	☆   第一条 国は、地方公共団 体に対し、次に掲げる土地の 取 りに必要な資	(都市開発 資金の貸付 け)	現

2 \ 9			
(略)	(略)	区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。)	る区域内の土地(同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地の
2~9 (略)	(略)	区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。)	る区域内の土地(同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地の

改正案	現行
学校 法人 が取 得する特 定保育 所の用に供 する土地及び建物 に係る登記	学校 法人 が取 得する特 定保育 所の用に供 する土地及び建物 に係る登記
の特例)	の特例)
第三十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進	第三十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第三項(教育、保育	に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第二項(教育、保育
等を総合的に提供する施設の認定)の認定を受けた私立学校法(昭和二	等 を総合的に提供 する施設 の認定)の認定を受けた私立学校 法(昭和二
十四年法律第二百七十号)第三条(定義 )に規定する学校 法人が特 定保	十四年法律第二百七十号)第三条(定義) に規定する学校 法人 が特 定保
育所(同項に規定する幼保連携施設 (同項の認定に係るものに限る。)	育 所(就学 前の子ど もに関する教育、保育等 の総合的な提供 の推進に関
を構成する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項	する法律第三条第二項に規定する効保連携施設 (同項の認定に係るもの
児童福祉施設)に規定する保育 所をいう。)の用に供する土地又は建	に限 る。)を構 成する児童福祉 法(昭和二十二年法律第百六十四号)第
物を取得した場合における別表第三の一の項の規定の適用については、	七条第一項 (児童福祉施設) に規定する保育 所をいう。 ) の用に供 する
同項の第三欄の第一号中 校 、」とあるのは、 校 (第三十三条に	土地又は建物 を取 得した場合における別 表第三の一の項の規定の適用に
規定する特定保育 所の用に供する建物を含む。)、」とする。	ついては、同項の第三欄の第一号中 校 、」とあるのは、 校 (第
	三十三条に規定する特定保育 所の用に供する建物を含む。)、」とする

ならない。	して自転車 道整備事業を実施 するよう努めなければならない。
その他の事情を考慮 して自転車 道整備事業を実施 するよう努めなければ	自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況 その他の事情を考慮
に従 い、自転車 及び自動車 の交通量 、道路 における交通事故 の発生状況	令 及び同条第四項の規定に基づく条例で定める基準に従い、自転車 及び
第四条 道路管 理者 は、道路 法第三十条の規定に基づく 政令で定める基準	第四条 道路管 理者 は、道路 法第三十条第一項の政令 又は同条第三項の政
(自転車 道整備事業の実施 )	(自転車 道整備事業の実施 )
現行	改 正 案
附則 第三十一条関係)    保線部分は改正部分)	○ 自転車 道の整備等 に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)(抄) Ө

2 (略) 設備又は施設については、この限りでない。	2 (略)
おいて定められたものに限る。) 内の者が排出するし のみを処理するにより国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画に	設 については、この限 りでない。 規定する予 定処 理区域内の者 が排出 するし のみを処 理する設 備又は施
第五条第一項第一号に規定する予定処理区域(同法第四条第一項の規定したし 処理施設を除く。)を設置してはならない。ただし、下水道法	第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第一号にしたし 処理施設を除く。)を設置してはならない。ただし、下水道法
る法律第六条第一項の規定により定められた計画に従って市町村が設置規定する公共下水 道及び流 域下水 道並 びに廃る物の処理及び に関す	る法律第六条第一項の規定により定められた計画に従って市町村が設置規定する公共下水 道及び流 域下水 道並 びに廃る物の処 理及び に関す
に 流 するための設 備又は施設 として、浄 化糟以外 のもの(下水 道法に第三条の二 (人 も、)所と連結 してし)を処 理し、終(処 理下水 道以外)	に 流 するための設 備又は施設 として、浄 化槽以外 のもの(下水 道法に第三条の二 人 も、 所と連結 してし を処 理し、終 処 理下水 道以外
現	改正案

震用地利用計画」という。)について」とあるのは「ときは」と、「多のは「第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農るのは「第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農るのは「第八条第四項中」と、「同条第二項」とあるのは「変更により」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条(	、「変更 により、前条第一項の規定による基「調査の結果により」とあ地域整備法第四条第一項の基本方針若しくは農業振興 地域整備計画」と	第十三条第一項前段中 農業振興地域整備基本方針」とあるのは 集落議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、同法	農 用地利 用計画」という。)について」とあるのは「ときは」と、「協振興 地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下 「	、同法第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業定は、集落農業振興 地域整備計画について準用する。この場合において	二条(第一項後段 を除く。)並 びに第十三条第一項前段 及び第四項の規4 農 業振興 地域の整備に関する法律第八条第四項、第十条第二項、第十	2・3 (略)	浴農	改 正 案
	る。とあるのは「第十二条(第一項後段 を除く。)」と読み替え るものとす	(第十二項を除く。)」とあるのは「第八条第四項」と、「第十二条」あるのは 変更 により」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条	と、 変更 により、前条第一項の規定による基 調査の結果 により」と落 地域整備法第四条第一項の基本方針若 しくは農業振興 地域整備計画」	いて、同条第一項前段中 農 業振興 地域整備基本方針」とあるのは 集の規定は、集落農 業振興 地域整備計画について準用する。この場合にお	第十二条(第一項後段 を除く。)並 びに第十三条第一項前段 及び第四項4 農 業振興 地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、	2・3 (略) 第七条 (略)	洛農	現行

改正案	現
(公営住宅 及び改良住宅 の入居者 資格 の特例)	(公営住宅 及び改良住宅 の入居者 資格 の特例)
第二十一条 第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失 した市	第二十一条 第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失 した市
町村で滅失 した住宅 の 数 その他の住宅の被 害の程度 について国土交通	町村で滅失 した住宅 の 数 その他の住宅の被 害の程度 について国土交通
省令 で定める基準に適合するもの(以下 任宅被 災市町村」という。)	省令 で定める基準に適合するもの(以下 住宅被 災市町村」という。)
の区域内において当該災害により滅失 した住宅 に居住 していた者 及び住	の区域内において当該災害により滅失 した住宅 に居住 していた者 及び住
宅被 災市町村の区域内において実施 される都市計画法第四条第十五項に	宅被 災市町村の区域内において実施 される都市計画法第四条第十五項に
規定する都市計画事業その他国土交通省令 で定める市街地の整備改 及	規定する都市計画事業その他国土交通省令 で定める市街地の整備改 及
び住宅の供給 に関する事業の実施 に伴い移転 が必要となった者 について	び住宅 の供給 に関する事業の実施 に伴 い移転 が必要となった者 について
は、当該災害の発生 した日 から起算 して三年を経過 する日 までの間は、	は、当該災害の発生 した日 から起算 して三年を経過 する日 までの間は、
公營住宅 法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二十三条第二号 (住宅	公営住宅 法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二十三条第三号 (往宅
地区改長法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において	地区改長法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において
準用する場合を含む。)に掲げる条件を具 備する者 を公営住宅 法第二十	準用する場合を含む。)に掲げる条件を具 備する者 を公営住宅 法第二十
三条各号(住宅 地区改良)法第二十九条第一項において準用する場合を含	三条各号(住宅 地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含
む。)に掲げる条件を具備する者とみなす。	む。)に掲げる条件を具備する者とみなす。

ただし、現時点では 改正

改正案	現
(過疎 地域目立促 進のための地方債 )	(過疎 地域目立促 進のための地方債 )
第十二条 過疎 地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る	第十二条 過疎 地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る
事業又は観 若 しくは ーシ ン に関する事業を行う者 で政令で	事業又は観 若 しくは ーシ ン に関する事業を行う者 で政令 で
定めるものに対する出資及び次に掲げる施設 の整備につき当該市町村が	定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が
必要とする経費については、地方財 政法(昭和二十三年法律第百九号)	必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)
第五条各号に規定する経費 に該当しないものについても、地方債 をもっ	第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもっ
てその財源とすることができる。	てその財源とすることができる。
一~十 (略)	一~十 (略)
十一(認定こども園(就学 前の子ど もに関する教育、保育等 の総合的な	十一 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供 の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項	提供 の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項
又は第三項の規定による認定を受けた施設 をいう。)	又は第二項の規定による認定を受けた施設 をいう。)
十二~十八 (略)	十二~十八 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)

十条、第十四条、第四十四条(第二十八条、第四十九条、第六十二条、	十条、第十四条、第四十四条(第二十八条、第四十九条、第六十二条、
造 改革特別 区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団 体の長。第	造 改革特別 区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団 体の長。第
あるのは「都道府県知事(学校設 置会社の設 置するものにあつては、構	あるのは「都道府県知事(学校設 置会社の設 置するものにあつては、構
又は学校設 置会社 」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」と	又は学校設 置会社 」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」と
会社という。)」と、同条第二項中	会社という。)」と、同条第二項中 学校法人」とあるのは 学校法人
項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則 第六条において学校設 置	項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則 第六条において学校設 置
い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社(次	い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社 (次
十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育 又は研究 を行	十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行
する。) 及び構造 改革特別 区域法(平成十四年法律第百八十九号)第	する。) 及び構造 改革特別 区域法(平成十四年法律第百八十九号)第
とあるのは「、私立学校 法第三条に規定する学校 法人(以下学校 法人と	とあるのは「、私立学校 法第三条に規定する学校 法人(以下学校 法人と
び私立学校 法第三条に規定する学校 法人(以下学校 法人と)する。)」	び私立学校 法第三条に規定する学校 法人(以下学校 法人と)する。)」
の認定を受けたときは、当該認定の日以後 は、同法第二条第一項中「及	の認定を受けたときは、当該認定の日以後 は、同法第二条第一項中「及
ことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、そ	ことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、そ
定する学校 をいう。以下 この条及び別 表第二号において同じ。)が行う	定する学校 をいう。以下 この条及び別 表第二号において同じ。)が行う
設 置する学校 (学校教育 法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規	設 置する学校 (学校教育)法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規
必要性その他の特別 の事情 に対応 するための教育 又は研究 を株式 会社 の	必要性その他の特別 の事情 に対応 するための教育 又は研究 を株式 会社 の
域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人の育成の	域の特 性を生 かした教育 の実施 の必要性、地域産業を担う人の育 成の
第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地	第十二条 地方公共団 体が、その設 定する構造 改革特別 区域において、地
学校教育 法の特例 )	(学校教育 法の特例 )
現	改正案

場合も、 学校法人又は学校設置会社」とする。 設置会社の設置する大学に対し第十三条第 規定による認可を行う場合 ければならない。 る場合を含む。 いて同じ。)」と、 五十四条第三項 第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。) 同様 とする」 (第七十条第一項において準用する場合を含む。 中 学校設 置会社の設置する大学について第四条第一項の 同法第九十五条 と 同法附則 第六条中 設置の認可を行う場合を除く。)及び学校 (同法第百二十三条において準 一項の規定による命令 を行う 学校 法人」とあるのは 諮問 )にお 及び第 しな 用す

### 2~7 (略)

## 9~1 3 (略

# (老人福祉 法の特例)

第三十条 三十八年法律第百三十三号) 域であって、 部が属 する特別養護老人ホーム不足 区域 百二十三号)第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区 地方公共団体が、 当該区域における特別養護老人ホーム その設 定する構造 改革特別 第二十条の五に規定する特別養護老人ホ 介護保険 法 (老人福祉 区域の全 (平成九年法律第 法 部又は一 ( 昭 和 ]

> 設置会社の設置する太学に対し第十三条の規定による命令を行う場合も 人 又は学校設 置会社」とする。 規定による認可を行う場合 第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。) ければならない。 学校設 置会社の設 置する太学 について第四条第一項 る場合を含む。) 中 一諮問 しなければならない」とあるのは いて同じ。)」と、 五十四条第三項(第七十条第一項において準用する場合を含む。 同様とする」と、 同法附則 第六条中 同法第九十五条 (設置の認可を行う場合を除く。) 及び学校 (同法第百二十三条において準 学校 法人」とあるのは 諮問 学校 )にお 及び第 しな 用 法

### 2~7 (略)

8 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一8 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一

## 9~1 3 (略)

# 老人福祉 法の特例

第三十条 三十八年法律第百三十三号) 域であって、 百二十三号) 部が属 する特別養護老人ホーム不足 区域 地方公共団体が、 第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区 当該区域における特別養護老人ホーム その設 定する構造 第二十条の五に規定する特別養護老人ホ 介護保険 改革特別 法 老人福祉 区域の全 (平成九年法律第 部又は 昭 和

総数 事業者 七条第 特別養護老人ホーム不足 区域において、厚生労働省令 で定めるところ に 特別養護老人ホ 所定負 より、  $\Delta$ においては、 条の二十二第一項の中核 市 第 除く。以下この条において同じ。)である法人は、 律 0 県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホーム るかどうかを審査 十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。 1 合にあって 十七条第 をいう。以下 この条及び別 認定を申請し、 の認可を受けて、 都道府県知事は、 (平成十一年法律第百十七号) が、 項から第五項までの規定にかかわらず、 社 総数を下 都道府県知 会福祉 項 この条において 同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府 項 は の規定により 間資金等の活用による公共施設等の整備等 当落 への条例 法人 ムの設 するほか、 その認定を受けたときは、 事 る区域をいう。以下この条において同じ。 特別養護老人ホームを設置することができる。 を指 前項の認可 定都市又は中核 袓 (地方自治 定都市又は中核 市 会福祉 法 置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣 都道府県 定都市又は中核市が定めるものとされている場 指 定都市」という。 (以下この条において「中核市」という。 表第二十号において同じ。 次に掲げる基準によって、 の申請があったときは、 法第二百五十二条の十九第一 第二条第五項に規定する (昭和二十六年法律第四十五号) (同法第) 市の長。以下この条において同じ。 市 の条例で定める基準に適合す 当該認定の日以後 当該構造 改革特別 一十四条の規定により )及び同法第二百五十二 老人福祉 法第十五 の促 進に関する法 老人福祉 その申請を審査 の入 項の指 定事業者 「の必要人 、所定員 区域内 は において /同法第 法第十 ) を 第二 定都 を 定 0) 0 条 2

2

事業者 総数 特別養護老人ホーム不足 区域において、厚生労働省令 で定めるところ 特別養護老人ホームの設 より、 第一 ム の認定を申請し、 ならない。 七条第 においては、 条の二十二第一項の中核市(以下 この項において「中核市」という。 市 除く。以下この条において同じ。)である法人は、 十二条に規定する社 会福祉 法人 をいう。 以下 この条において同じ。 1 律 所定員総数を下 県老人福祉 計画において定める当該区域の特別養護老人ホーム を審査するほか、 をいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。 の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる い、社会福祉 都道府県知事は、 (以下この項において 指定都市」という。 (平成十一年法律第百十七号) が、 項から第五項までの規定にかかわらず、 都道府県知 一項の規定により厚生労働 民間資金等の活用による公共施設等 同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府 当該指 定都市又は中核 法人 その認定を受けたときは、 事 る区域をいう。以下この条において同じ。 次に掲げる基準によって、 前項の認可 袓 (地方目治 一会福祉 置を促進する必要があると認めて内閣総理 法 の申請があったときは、 法第二百五十二条の十九第一 第二条第五項に規定する 大臣が定める基準に適合するかどう (昭和二十六年法律第四 市の長。 以下この条において同じ。 当該認定の日以後 その申請を審査 しなけ 当該構造 の整備等 )及び同法第二百五十二 老人福祉 の促 改革特別 老人福祉 **の**入 進に関する法 十五号) 定事業者 法第十五 項 所定員 区域内 の必要人 において の指 法第十 )を 第二 定都 大臣 れ を 定

3 5 5 一~五 (略)

(略)

	2 (略)
に特別の配慮 をしなければならない。 が当該公営住宅へ の入居 を したときは、その入居 を容易 にするよう	するように特別の配慮をしなければならない。
ては、同条第二号	備する者が当該公営住宅への入居を したときは、その入居を容易に
合において、従 前居住者 で公営住宅 法第二十三条各号 (同条に規定する	合において、従 前居住者 で公営住宅 法第二十三条各号に掲げる条件を具
第二十九条 機構 は、 貸住宅の建替えに併せ て公営住宅 が整備される場	第二十九条 機構 は、 貸住宅の建替えに併せ て公営住宅 が整備される場
(公営住宅への入居)	(公営住宅への入居)
五•六 (略)	五・六 (略)
四 下水 道法第四条第一項の公共下水 道の事業計画の変更	四 下水 道法第四条第六項の公共下水 道の事業計画の変更
一~三 (略)	一
を聴かなければならない。	を聴かなければならない。
設 について次の行為 を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見	設 について次の行為 を行おうとする場合には、あらかじめ、機構 の意見
第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施	第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施
(機構の意見の聴取)	(機構の意見の聴取)
現	改 正 案

市町村の合併 の特例 に関する法律 (平成十六年法律第五十九号) 抄) **附則 第三十八条関係** 

たった

Ļ

現時点では

改正

(傍線部分は改正部分)

2 第二十条 下水 道を管 水 道 全 部が合併 市町村の区域の全 部又は一部となる場合において、当該流 変更したときは、 間 蒸流 して、 て当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。)までの から起算して十年を経過する日の属する年度の 市 都道府県)及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、 いて同じ。)により下水を排除され、 十三年法律第七十九号)第二十五条の三第一項の事業計画に係る流域下 に同法第二十五条の三第七項において準用する同条第一 3 町村の合併が行わ 域下水 (同法第二条第四号に規定する流 同法の規定を適用する 「該事業計画 略 市 道の管理を市町村が行う場合にあっては、 理する都道府県 町村の合併により、 その変更後のもの)に係る下水道を流 (当該市町村の合併が行われた日 れた日 から移行日 改 (同法第二十五条の二第1 当該市町村の合併 正 又は排除されることとなる区域の 域下水 道をいう。 (当該市町村の合併が行わ 案 日までの範囲内におい 前に下水道法 から移行日 一項の規定により当 同項の協議に係る 項の規定により 以下この条にお 域下水道とみ までの間 (昭和三 れた旧 当該 域 な 2 第二十条 併が行われた日 業計画 理する都道府県 して、 て十年を経過する日の属する年度の 及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、 市町村の区域の全部又は一部となる場合において、 第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同 用する場合を含む。 を受けたときは、 十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更 により定める日をいう。以下この条において同じ。 道の管理を市町村が行う場合にあっては、 )により下水を排除され、 十三年法律第七十九号) 3 同法の規定を適用する (当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第1 略 市町村の合併により、 から移行日 (同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水 その変更後のもの)に係る下水道を流域下水道とみ の認可を受けた事業計画に係る流 第二十五条の三第一項 現 又は排除されることとなる区域の全 (当該市町村の合併が行われた日 当該市町村の合併 日までの範囲内において当該協 行 同項の協議に係る都道府県) (同条第四項にお 前に下水道法 当該流 域下水 までの 域下水 当該市町 から起算 間 一部が合併 道 道を管 当該事 7村の合 昭 いて準 (同法 和 な

域整備計画に従って利用する」と、同法第十三条第一項前段中 農業振一項中 農用地等としての利用に供する」とあるのは 景観農業振興地域」とあるのは 景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十項計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中 農用地区計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中 農用地区	「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整爆整備計画をいう。以下同じ。)に係る同条第二項第一号の区域計画(景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業	ち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは 景観農業振興地域議しなければ」と、同法第十一条第三項中 農業振興地域整備計画のうのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協事項に係るもの(以下 農用地利用計画」という。)について」とある	、当該農業振興 地域整備計画のうち第二項第一号に合において、同法第八条第四項中「ときは、政令で第四項の規定は、景観農業振興 地域整備計画につい	一条(第九項後段 及び第十二項を除く。)、第十二条並 びに第十三条第4 農 業振興 地域の整備に関する法律第八条第四項、第十条第二項、第十2・3 (略)	第五十五条 (略) (景観農 業振興 地域整備計画)	改正案
生 じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは、生 じたときはの規定による基、調査の結果により」とあるのは、変更により」と、「観 計画者 しくは農 業振興 地域整備計画」と、「変更 により、前条第一項中、農業張興 地域整備基本方針」とあるのは、景鶴 法第八条第一項の景	業振興 地域整備計画に従って利用する」と、同条第十一項中「農用地等としての利用に展用地区域」とあるのは「景観法第五十五)	興 地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振景観農業振興 地域整備計画をいう。以下同じ。)に係る同条第二項第一業振興 地域整備計画 景観 法第五十五条第一項の規定により定められた	のうち農 用地利る。この場合に項前段 及び第四	第十一条(第九項後段 及び第十二項を除く。)、第十二条並 びに第十三4 農 業振興 地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、2・3 (略)	第五十五条 (略) (景観農業振興 地域整備計画)	現行

興 地域整備基本方針」とあるのは 景観 法第八条第一項の景観 計画若し | る基 は、 とあるのは」と読み替えるものとする。 項に係るもの 第四項中「(第十二項」とあるのは「「第九項後段 及び第十二項」と、 くは農業振興地域整備計画」と、 しなければ」と、第十二条第二項」と、 ころにより、 「同条第二項」とあるのは「第八条第四項中 「ときは」と、 政令で定めるところにより」とあるのは<br />
生じたときは」と、同条 調査の結果により」とあるのは一変更により」と、 当該農業振興 地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事 以下 「協議し、 農 用地利用計画」という。) について」とあるの その同意を得なければ」とあるのは 変更 により、前条第一項の規定によ 「とあるのは、 「ときは、 」とあるのは 政令 で定めると 坐 じたとき 協議

項を除く。)」と読み替えるものとする。」とあるのは「第八条第四項前段及び第十一条(第九項後段及び第十二」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)

- 180 -

(略)	」を削る。 型医療施設 」を「及び介護老人保健施設 」に改め、「、第百十条第六項型医療施設 」を「及び介護老人保健施設 」に改め、「、第百十条第六項第百十五条の三十二第一項中「、介護老人保健施設 及び指 定介護療養	(略)	第二十六条 介護保険 法の一部を次のように改正する。(介護保険 法の一部改正)	改正案
(略)	」を削る。 型医療施設 」を「及び介護老人保健施設 」に改め、「、第百十条第五項型医療施設 」を「及び介護老人保健施設 」に改め、「、第百十条第五項第百十五条の三十二第一項中「、介護老人保健施設 及び指 定介護療養	(略)	第二十六条 介護保険 法の一部を次のように改正する。(介護保険 法の一部改正)	現

改正案	現行
(国、地方公共団 体、機構等の連携 及び協力)	(国、地方公共団 体、機構等 の連携 及び協力)
第六十七条 (略)	第六十七条 (略)
2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年	2 国、地方公共団 体、機構 その他の関係者 は、地域再生 法(平成十七年
法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生 計画、都市再生	法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生 計画、都市再生
特別 措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する	特別 措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する
都市再生 整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律	都市再生 整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律
第九十二号)第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活	第九十二号)第九条第十項に規定する認定基本計画その他の地域の活性
性化に関する施策の重点的、効果的かつ効 的な推進に当たっては、対	化に関する施 策の重点 的、効果 的かつ効 的な推進に当たっては、対象
象 事業者の事業の再生 を通じて地域経済の再建 を図る観点 から、相互に	事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図る観点から、相互に連
連携を図るように努めなければならない。	携 を図るように努めなければならない。

 $\bigcirc$ 

株式 会社企 業再生支援 機構 法(平成二十一年法律第六十三号)(抄)

附則 第四十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案参照条文

目

次

() 律	<u></u>	Ú	<u>ч</u>	環境	χ <del>т</del>	·		₩.	Ú	\\(\text{\de}(4)	<b>У</b> #				·	্যা		
ダイオキシン類 対策特別措 置法(平成十一年法律第百五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法	自然環境保全 法(昭和四十七年六月 二十二日法律第八十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大気汚染防止 法(昭和四十三年法律第九十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	環境省 関係)	独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	過疎 地域自 立促 進特別措 置法(平成十二年法律第十五 号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国土交通省 設置法(平成十一年法律第百号) (抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	被 災市街地復興特別措 置法(平成七 年法律第十四号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	激甚 災害に対処 するための特別 の財 政援助 等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	港則 法(昭和二十三年法律第百七十四号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国有財産 法(昭和二十三年法律第七十三号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方自 治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国土利用計画 法(昭和四十九年法律第九十二号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市計画 法(昭和四十三年法律第百号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	河川 法(昭和三十九年法律第百六十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下水道 法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	海岸法(昭和三十一年法律第百一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
• •		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

 $157\ 156 \qquad 153\ 152 \qquad 152\ 151\ 150\ 150\ 150\ 149\ 149\ 148\ 143\ 143\ 141\ 138\ 135\ 133$ 

#### 內 閣 府 関 係

〇 災 害 対 策基本 法 (昭和三十六 年 法 律 第二百二十三号)

地 災計画

第四 県 防 災計画は、 + · 条 都道 府県 防 画に検討 災 防 業務計画 災 会議 を加え、 は、 に 必要があ 防 するも 災基 本計 ると認 のであつてはならない。 画 に !基づき、 めるときは、 当 該 これ を修 府県 更 0) 地 な 域に係る ければならない。 都道 府県 地 この場合 域防 災計 画 において、 を作 成し、 当 該 及 び 都道 毎 年 地 域 府

- 2 府県 地域防災計画は、 次 ハの各 号に掲げ る事項 について 定めるも のとす る。
- 管 都道 理 当 者 一府県の区 該 都道 の処理 府県 ュすべ 域 内 0 き事務 の 地 市町村、 「域に係る防災に関し、 文は 指 業務 定公共 の大綱 機関 当 該 指 都道 定地方公共 府県 の区 機関及び ・域の全 当 部又は一 該 都道 府県 部を管轄 の区 する指 域内の公共的 定地方行 寸 政機 体 そ の他 関 当 防 該 災上 重 要 な 施 当該 設 0
- 当該 する事項 災害に関 都道 府県 の 別 の計 する予報又は 画 地域に係る防 報 災施 の発令及び 設の新り 設又は 達、 改良、 避 難、 防 消 災 0) ため 水 防、 の調 查研 難 究、 教育及 助 び 生そ 訓 練 の他 そ の他  $\mathcal{O}$ 災 火害応急 0) 災害予 対 防、 策並 び 情 報 に災害復旧 収 集 及 び
- 三 当 該 通信 府県 0) 以する計画 地域に係 画 る災害に関する前 号に掲げ る措 置 一に要 する労務、 施 設 設 備 物 資 資 金 等 0 整 備 備 調 達 配 分、

関

等に

関

- 兀 前 号に掲げるも 0) のほう か、 当 該 都道 府県 0 地域に !係る防 災に関し 都道 府県防 災 会議 が必要と認 め る事 項
- 3 大臣に協議しな 府県防 災 、会議は、 ければなら 第 ない。 一 項 の規 ک の場合に 定により おい 都道 て、 府県 内閣総 地 」域防 理大臣 災計 画 は、 を作 中央防 成し、 災会議 又は修 の意見 严 ようとするときは、 をきかな ければ なら あ な 5 カュ ľ め 内 理
- 4 ない。 都道 府県 防 災 会議は、 第一項 の規 定により 都道 府県 地 域防 災計 画 を作 又は修 正し たときは、 そ の要旨 を公表し な けれ ば なら

都道 府県-相 互. 間 地域防 画

第四十三条 府県相 府県 相 互間 互. 都道 間 府県防 地 地 域防 災計 災計 災 (会議 画 画 は、 に検討 の協議 防 災業務 会は、 を加え、 防 計 画 必 災基本計 要が に あ ると認 画 す えるも に基づ のであつては めるときは、 き、 当 該 地 これ ならない。 域に係る都道 を修 正し な 府県相 けれ ば 互. 間 な 5 地 な  $\sum_{i}$ の場合 画 を作 におい 成し、 及 び 当 毎 該 年

2 府県 相 互 間 地 域防 災計 画 は 第四十条第二項 各 号に掲げ る事 項 の全 部又は 部 につ V) て 定めるものとする。

- 3 ようと 第四 する場合について準用する。 十条第三項の規 定は、 第一項 の規 定 に より 都道 府県 防 災会議 の協 議 会が、 都道 府県相 互間 地 」域防 災計 画 を作 成し、 又 は 修 正し
- 4 L なければならない。 府県防 災会議 の協議 会は、 第 一 項 の規 定により 都道 府県 相 互 間 地 域防 災計 画 を作 成し、 又 は 修 正し たときは、 そ の要旨 を公表
- $\bigcirc$ 中 |本計画 心 市 街 の認 地 0) 定 活 性 化に関する法 律 (平成十年法 律第九十二号)(抄

第 九 略

基

- 2 基 一本計 画 においては、 次に掲げ る事項 につい て 定 8 つるも のと する。
- 中心 市 街 地 0) 活性化に関する基本的 な方針

中 心 市 街 地 0) 活性化の目標

四~七

略

八 第四号から前号まで に規 定する事 業及び措 置と一体 的 に 推 進 する次に掲げ る事 業に関する事

項

イ • 口 略

九 第四号かる . ら 前 号まで に規 定する事 業及び 措 置 一の総へ 合 的 か 0 体 的 推 進 に 関 ける事 項

+略

+ その他 中 心 市 街 地 の活 性 化 (T) ために必要な 項

略

3

(略

4 議 されている場合には 会が組 を聴 付は、 織されていない場合 カュ な ければなら 第 一 項 の規 基本計画 に定める事項 について当該 中心市街地活性化協議 会の意見を、 ない。 定により こには、 基本計画 第二項 を作 第七 号に掲げ 成し ようとするときは、 る事 項 につい て当 第十五 該 市町 条第一項 村 の区 の規 域 るをそ 定により 同項 の地区と の規 中 心市 する商工 定により 街 地 会文は 中心 活性化協 市街地 商 工 議 会議 活性 会が 組 所 化協 織  $\mathcal{O}$ 

略

5

- 6 内閣総理大臣 は、 第 一 項 の規 定による認 定 の申 請 が あ 0 た基本計 画 が 次に掲げ げ る基準 に適合 すると認 めるときは、 そ の認 定 をする
- ものとする。
- (各)

略

- 7 (略)
- 8 交通大臣、 という。)の同意 内閣総理大臣は、 総務大臣その他 を得なければならない。 第六項 の認 の当該事項 に係る関係行 政機関の長 定をしようとするときは、 第二項 (次条、 第四号から 第十号まで に掲げ 第十二条及び 第十三条において単に「 る事項 につい て、 関係行 経 済産 政機関 業大臣、
- 9 内閣総理大臣は、 第六項の認定をしたときは、 遅滞なく、 その旨 を当該 市町村 に通り 知し な ければ、 ならな
- 10 工 しなければなら 会若しくは 市町村は、 前項 商工 ない。 会議所 の通知を受けたときは、遅滞なく、 に当該認 定を受 けた基本計画 都道 府県及び 议 下 認 定基本計画」という。 第四項 の規 定により意見 0) を聴い を た中心市街 付するととも 地 活 性化協 に、 そ 議 の内容 会又は商
- 11 (略)

(認定に関する処理期間)

- 第十条 る処分を行わなければなら 内閣総理大臣は、 前 ない。 条第 項 の規 定による認 定の申請 を受理し た日から三月以内において速やか に、 同 条第六項 の認 定 に 関 す
- 2 条第八項 関 医係行 政 の同 人機関 意 につい の長は、 て 同 内閣総理大臣が 意又は不同 意 前 の旨 項 を通 の処理期間 知 L な ければ 中に前 ならない。 条第六項 の認 定 に関 する処分 を行うことができ るよう、 速 P カコ に、 同

認定基本計画の変更)

第十一条 (略)

- 第九条第四項から 第十一項 まで及び前 条の規 定は、 前 項 の認 定基本計画 の変更について準用 する。
- (報告の収)
- 第十二条 という。) に対し、 を求 めることが 内閣総理大臣は、 でき 認 定基 る。 本計 第九条第六項 画 |認 定基 の認 本計 定 画 前 の変更が 条第一項 あ · の規 たときは、 定による変更の認定を含む。)を受けた市町村 そ の変更 へ後のも 以 下 同じ。)の実 施 贝 の状 下 況 認 につい 定市町 て報 村
- 2 係行 政機関の長は、 認 定市町 村 に対し、 認 定 基本計 画 (第九条第1 項 第四号から 第十号まで に掲 げ る事 項 に限 る。 の実 施 の状

況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

とができ 十三 る。 内 閣総理大臣 この場合において、 は、 認 定基 一本計画 内閣総理大臣 が 第 九条第六項 は、 あら かじ 各 号のい め、 ず 関 (係行 れ か に適合 政機 関の長にその旨 L なくなっ たと認 を通知しな めるときは、 ければならな そ の認 定を取 ŋ 消

- 2 (略
- 3 第九条第 の規 定は、 第 一項 の規 定による認 定の取消 しについて準 用 す え。 る。
- 4 四項 の規 村 定に は、 前 より 項 意見 の規 を聴い 定により た中 準 用 心 する第 市 街 地 活 九 性化協議 条第九項 の規 会又は商工 定により 会若しくは商工会議所 通 知 を受けたときは、 に通 遅滞 知 はなく、 するととも そ の旨 に、 を、 公 一表し な 府県及江 けれ ば び なら 同 条第

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 (略)

- 2 請 規 することができ 中 定による協 心 市 ・街地に 議 おいて、 会が組織されていない場合にあっては、 第九条第二項 第四号から 第八号ま いでに規 同項各 号に掲げ 定する事 業を実施しようとする者 る者に対して、 同 項 の規 は、 定による協 当 該 中 議 心 会を組 市 街 地 織 に おい す るよう要 7 前 項
- 3 (略)
- 4  $\mathcal{O}$ 第一項 構成員として加 第 一号イ及びロ並 え るよう協 び 議 に第二号イ及びロ 会に申し出 ることができ に掲げ る者並 る。 び に 次に掲 げ る者 で あ 0 て 協 議 会の 構 『成員で な 11 Ł 0 は 自 を協 議 슾
- 当 該 中心市 街 地において 第九条第二項 第四号から 第八号まで に規 定する事 , 業を実; 施 L ようと する者

二・三(略)

(土 地区画 整理事 業の)地計画 において 定める保) 地の特例

第十 設 定 第  $\mathcal{O}$ 住 -六条 中 置 す 心 等の共 市 認 第三条の二又は 街 定  $\mathcal{O}$ 地 同 基 同 全計画 の福 法 いう。) の区 第二条第五 祉 又 において は 第三条の三の規定により施行 するも 利 項 域内の宅 第九条第一 0) に規 ため必要な施 定する公共施 地につい 項 第 四 設に限 て 一号に掲 定められ 設 を除 る。 げ <u>、</u>で き、 る事項として たも のの 認 国 のに限 定基本計画 地方公共日 地計 画 る。 定められ 認 寸 において 第九条第一 においては、 体、 定基本計画 た土 中 地区 心市 画 街 において 定めら 都市福 地 整備 三項 事 利施 業であ 第五 推 進 号に掲 設 機 って れ 構そ |認 た中 定中 土 げ の他 る事 心 地区 政令 心 市 項として土 市 画 街 で 街 地 地 定 以 っ 区 法 め 下 つる者が 域内

として土 地区 地 画 の 土 の区 地 事 の同意を得なければならない。 域内の宅 業と併 画 地として [ 整理事 せてそ 地について所有 の整 定めることができ 業と併せてその 権 定めら 地上 ħ 整 る。 正備が たも 権 ے 定めら のに限 小作 の場合においては、 権 れ る。) 又は公営住 たものに限 借 権その他の宅地を使用し、 る。 当該 宅 )の用に供するため、 保 等 認 地 の 定基本計画 に ・地積について、 又は収益することができる権利 一定の土 において 当該土 第九 地 地区画 を 条第二項 地として 第六号に掲 事 業を施 定めない を有 するすべ 行 げ する土 そ 項

# 2 \( \)

て

外 車 場 につ V て 0) 都市公園 の占用 の特例 等

第十七 て、 第 兀 条第二 次 項 当該 条 を明らか 0) 項 市町村 基 車 第五 本計 場整 にし 画が は、 号 備計画 た路 ・の主要な路 第九条第六項 基本計画 外 において、 車場 外 に 0) おいて、 車 整備に関する事 当該路 (第十一 場 (都市計) 外 条第二 車 場 車場 画 法 業の計一 項 に (昭和三十二年法律第百六号)第三条の の整備に において準用 おいて 定められ 画 0) 関する事 要 を定めるものとする。 する場合 た路外 項 の内容に を含む。 車場 して、 を除く。 の認 そ 定 の を受 車場 0) 整 正備に関う けたときは、 整 置 備地区 規模、 す る事項 内に整 整備 遅滞なく、 を定め 丘備され 主体及び た場 るべ 同 整 き同 合 備 法 で 第 0) あっ 目標 四条

# 2 \ 3

定の

第二十三条 において、 当該 市町 申 村長は、 請 に係る同項 前 条第 の計画が 一 項 の認 次に掲げ 定 (以下この条から第二十九条までにおい る基準に適合すると認 めるときは、 て「計 計 画 の認 画の認 定をすることが 定 という。 でき の申 る。 請 が あ 0

第九条第一 項 第六号に掲げ る事 項として認 定基本計画 に定められているも のに適合するも のであ ること。

## 二 ~ 九 略

(共通

2

第三十九条 当 該 進を図るため するときは <u>二</u>以 範 用 一内で、 Ŀ 事 の運 の事 業者は、 国土交通省令で 定めるところ 当 業を行うため、 該 事 各運 認 業者が期間、 定基 本計画 事 業者 認 区間そ 定中心 の運 に において の他 サ 市 により、 街 第 の条件 ビス の提供 を受 けることができるも 地 九条第二項 に を定めて共同 あらかじ する 第八号イに掲げ め、 又 その旨 で発行 人は認 定中心 する を共同 る事項として 定められ 市 で 街地の区 であって、そ 国土交通大臣 のをいう。)に係 域内を移動 に届 た公共交通 る運 する け 出 を提示することにより、 ることが 又は料 機 以関の利用 を対象と でき 金の 用 る。 者 する共通 の利

(所掌事務

十 七 条 本部は、 次に掲げ る事 務 をつ かさど

略

と。 認 定の申 -請がさ れ た基本計画 につい 7 の意見 (第九条第七項 の規 定により 内閣総理大臣 に対し述べ る意見 をいう。 )に関するこ

三 • 四

 $\bigcirc$ 都 市 開発資金の貸付けに関 する法 律 (昭 和 兀 + 年 法律第二十号)(抄

都 市 開 発資金の貸付け)

第一 条 地方公共団体 に対し、 次に掲げ る土 地 0) 取 ŋ に必要な 資金を貸し付けることができ

で定める区 定する防 災街区 地の区 域内にあ 次に掲げる土 域の内にあるものに限 整備地区計画 地 ŋ (イからニまでに掲げる土 その計画的な の区 る。) で、 域で 政令で 定めるも 整備改 都市の機能 を促 地にあっては 進するために有効に利用できるもの の及び同 を 持し、 都 市計 法第八条第 画 及 び 法 (昭 和四 進するため計画的 一 項 第三号に規 十三年法律第百号) 第十二条の四 定する高 に整備改 | 度利用 を図る必要があ 地区 の区 第 域そ 項 の他 る重要な 第二号に規 0)

イ 〜 二 略)

朩

限 を形 成してい 地について同 法第九条第一項 現に地域社 る。 る区 会の中心となってい 域内の土 地 に規 定する基本計画が同 同 法第十 る都 市 -六条第 そ 0 中 一項 に規 定する認 定中心市街地の区 心 市 条第六項 の認 定を受 けたも 街 地の活性化に関する法律 のに限 (平成十年法律第九十二号) 域で 政令で 定めるも る。 <u>、</u>で 政令で 定めるも のの区 域内にあ の の 0) に 中 市 街地 市 街

略

2 9 略

 $\bigcirc$ 式会社 企 業再 生 支援機構法 (平成二十 年 法律第六十三号)(抄

(国 地方公共団 体 機構等の連携及び協力)

市

# 第六十七条 (略)

2 ならない。 法 都 的 律 市 国 な推進に当たっては、 再生特別措 (平成十年法律第九十二号) 第九条第十項 地方公共団体、 置法 (平成十四年法律第二十二号) 機構その他 対象事業者の事業の再生を通じて の関係者は、 地域再生法 に規 定する認 第四十六条第一項に規定する都市再生整備計 (平成十七年法律第二十四号) 第七 地域経済 定基本計画その他 0 再建を図る観点から、 の地域の 活性化に関する施 条第一項に規 相 互 画 又は に連携 中 策の重点的、 を図るように努めな 心市 定 にする認 街 地 0 定 活性 地 効果的 域 化に 再生計 ければ かつ効 関する

 $\bigcirc$ す る法 内 閣 律 府 案による改正後 設置法 (平成十一 年 法 律第八十 -九号) (抄) **(**政 府の 政策 決定過 程 に お ける政 治主導 0 確 立 0) た め 0 内 閣 法 等 0 部 を改正

## 目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務 (第二条 第四条)

注章 組織

第一節 通則 (第五条)

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職 (第六条—第十五条の二)

第三節 本府

第一款 内部部局等 (第十六条·第十七条)

二款 重要政策に関する会議

第一目 設置(第十八条)

第二目 行政刷新会議 (第十九条—第二十五条)

第三目 総合科学技術会議 (第二十六条)第三十六条)

第三款 審議 会等(第三十七条·第三十八条)

第四款 施設等機関(第三十九条)

第五款 特別の機関(第四十条—第四十二条)

第六款 地方 支分 部局

目 置 第四十三条)

目 縄 総合事 務局 (第四 十四四 第 匹 十七 条)

内庁 (第四十八条)

節 委員会及び庁 (第四十九条— 第六 + 兀

第四章 則 第六十五条—第六十七 条)

附

則

径 務

内閣· 内 - 閣の重 要政策に関する内閣 の事務 を助 けること を任務と する。

公 同 び ることがふさわし 正かつ自 前 参画 項 会の実現 政 の刷 社 会 に 定めるも 新 由 の形 に な に 成 関 い 争 の促 する政府全体 の見 地から けた施 策の推 0) のほ 行 政事務 の促 進 かい 進 市民 0) 国の治安の確保、 内 閣 活動 進 府は な遂行 を図ること 政府 の促 の施 進 室、 0) 沖縄 関係行 策の実施 を支援するための 金 の振興 の適切・ 政機関 及 び を任務とする。 及び 公 な の連携 式制度に関する事 機能 開発、 の確保 0) 確保、 方領土問 基盤 を図るととも 消費者が安 務そ 0) 整 題 の他 備並び 0) 決の促 に、 心して安全で 0 に経済そ 国として行うべき事 内閣総理 進 の他 災 大臣が (害から かな消費 の広範な分 政府全体  $\mathcal{O}$ 費生 務 国民 の適切 活を営むことが の保 の見 な遂 護、 . 関 地から 係する施 事 でき 間 0 共

3 . 閣府は、 第一項 の任務 を遂行 するに当 たり、 内 ] 閣官房 を助 けるものとする。

奟 学事務

第 並 兀 び 条 に総合調 整に 内閣府は、 前 関する事務 条第 一 項 の任務 (内閣官房が行う内 を達 成するた め 閣 法 行 (昭 政各 和二十二年法律第五 部 の施 策 0) を図るために必要とな 号)第十二条第二項 る次に掲 第二号に掲げる事務 げ 項 企画 を除く。 <u>√</u> 案

期及び 中長期 0) 経 済 の運営に関する事 項 0

かさどる。

財 政運営  $\mathcal{O}$ 基本及び予 算 編 成の基本方針 0) 企画及び <u>√</u>. 案の ために必要とな

経済に関する重要な 政策 経 済全 の見 地から行う 財 政 関する重要な 政策を含む。) に関する事

三 の 二 地方公: 共 0) 寸 体 及び民 に立って行う 国の行 政に関する予算及び 間 0) の在り方 の見 直 L 议 下 制度そ 行 政 の他 の刷 新 国の行 という。 政全 の在り方 に関する事 の刷 項 新並び れ に伴 必 要とな

兀

学技術

の総

合的

か

0

計

画

的

な振興

を図

るため

0)

基本的

な

政

策に関する事

項

五 科学技術 に関する予算、人 その他 の科学技術 の振興 に必必 要 な の配 分 の方針 に 関 す 項

六 前二号に掲 げるも  $\mathcal{O}$ 科学技術 の振 興 に 項

げ

0)

0)

ほ

か、

大規模な

七 関する事 災害予防、 災 害応急 対策、、 災害復 旧 及び 災害から いらの復興に関する事 興 (第三項 第八号を除 き、 以 下 防 災 という。) に 関 す んる基 本的 な 政 策

八 する事 前号に掲 項 災害が発生し、 又 は 発生するおそれがあ おける当該 災害へ 0) 対処そ 関

る場

合

他

の防

災

に

下

+ 九 前号に掲げるもの じ。)の促進を図るための基本的な政策に関する事項 共 同 参画 社会の形 のほ 成 共同 参画 社会基本法 (平成十一年 害する要 法 律第七 消 そ 十八号) の他  $\mathcal{O}$ 第二条第一号に規 共 同 齗 社 定するも の形 成 の促 0) をいう。 る事 項

 $\mathcal{O}$ 

参

会

進

に

関

す

沖縄 に関する諸問題 に対処 するための基本的なか、 共同 参画 社会の形 が成を 害する事で が成を 害する要 項因

十十十十十 十七六 五四三 項二 前号に掲げ ののほ か、 沖縄 の自 立的 な 発  $\mathcal{O}$ ため 0) -の 総・ 合的 な 整 の他 の沖 縄 に 関 す る諸 問 題 0) に 関 す

方 域 (政令で 定める地域をいう。 以下同じ。) に関する諸 問 題 0) 対処 に関す

年 地 の健全な育 成に関する事

整備に関する事 項

の総合的 な 整 備に関 はする事 項

に消費者が安 心して安全で かな消費生活を営むことが 十八号) 第二条の消費 できる社会の実現 者  $\mathcal{O}$ のの ための基立 一及びそ 一本的な の自 政策に関す 立  $\mathcal{O}$ 支援そ の他 る事 項  $\mathcal{O}$ 基 念 の実 現 並

十八 育 0) 推 進 を 図るための基本的な 政策に関する事項

2

参加 閣議 において 前項に定 の促 に総合調 進  $\Diamond$ á 交通安全 決定され た基本的な方針 整 一に関 ののほか、 する事務 をつかさど 一の確保、 内閣府は、 被 に基づ る。 前 等の 条第 11 て、 権利利益 項 当該 の任務 重 の保護並 要 政 分策に 成するため、 C関し に自 行 政各 対策の 少子 部 推進 化及 の施 び 12 策 高 関する政  $\mathcal{O}$ 化 を  $\mathcal{O}$ 策そ 図 進 るため の へ 他 の に必  $\mathcal{O}$ 内 要とな 閣 の重要 障 る企画 の自 政策に関して 及 び 社会 <u>寸</u> 案

3 前 内外 項 に定 済  $\otimes$ 動 るも 0) 0 のほ か、 に 関すること。 内 閣 前 条 第 項 0 任 務 成するため、 次に掲 げ る事 務 か さど

- 経 済 に 関 す る基本的 か つ重 要 な 政 策に関 する 関係行 政 機 関 の施 策  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関すること (他省 の所 掌 に属 するも のを除く。
- 三 業の実施 民 間 資 に関 金 等 する基本的 0 活用 による公共施 な 方 針 0) 策定及 設等 0) び 整 推 備 進に 等 の促 関すること。 進 に 関 以する法 律 平 成 + 年 法 律 :第 百 十七 号) 第四 条 第 項 に規 定する特
- 三 の 二 三の三 地 域再 改 生 革特別区 法 (平成十七年法律第二十 域 法 伞 成十四年法 兀 律 | 号) 第百八十 第五 条第一 -九号) 項に規 定する地域再 第四条 第 項 に規 定 生計画 する構造 の認 改革特 定に関 別 区 す ること、 画 の認 同 法 定に 第十三条第 関すること。 一 項
- 費 に規 の配分計画 定する特 に関すること並び 定 地域再 業会社の指 に同 法第二十条第一項 に規 定する指 定に 関すること、 同 法第十九条第 定金 一 項 機関の指 の交付金を充てて行う事 定及び同項 に規 定する地域再 業に関 す る 関係行 生支援利子 政 機 補給 関 0 経 金
- 三の 革 基 兀 本方針 争 の導入による公共 0) 策定並び に官民 ハサー 争 - ビス 入 及 び の改 民 革に関する法 間 争 入 の実 律 (平成十 施 の監 理 八年 に関すること。 法律 第五 + 号) 第七 条第 一項 に規 定 す ん公共 サ ピ ス 改

0

支給

に関すること。

- 三の五 域計画 に関 道 制 すること、 特別区 域におけ る広 域行 政 0) 推進に関する法律 (平成十八年法律第百十六号) 第七 条第 一 項 に規 定 す る道 制 特 别 区
- 兀 開 問 題 及び 政 府調 達 に 係 る 情 処 理 に 関 はする関 係行 政 機関 の事 務 の調 整 に関すること。
- 五. 経済 )に関すること。 及び 社会活動 につ いて の経 済理 そ の他これ に類 する理 を用 7) た研 究 (大学及び大学共 同 利 用 機 関 に おけるも 0)
- 六 国民経済計算に関すること。
- 六の二 行 政 の刷 新 に関する施 策 の実施 0 推 !進及び 関 係行 政 機 関 の事 務 の連 絡 調 整 関すること
- 七 防災に関する施策の推進に関すること。
- 八 防 防 災に関 画 す うる組織 同 法 第二条第七 (災害対策基 号に規 本法 定するも 昭 和三十六年法律第二百二十三号) のをいう。 に関すること。 第二章 に規 定するも のをいう。 0) 設 置及び運 並 び
- 九 激甚 のをいう。 災害 ) 及び当該激甚 災害に対し適用 すべき措 激 甚 災 (害に対処 するため の特別 の財 政援助 置の指 等に関する法律 定に関すること。 (昭 和三十七 年 法 律第 至 +· 号 ) 第二 条 第 項 に規 定 でする
- + 第 定非常 項 に規 災害 定 でするも 特 定非常 0) をいう。 災害の被 ) 及び当 害者 0) ī該特 権利利益 定非常 の保全 災害に 等を図るための特別 対し適同 用 すべ き措 置 措 の指 置 に 定 関する法律 に 関すること。 伞 成 八年 法 律 第 八 士五 号) 第二
- 十 被 生 一活再建 支援金 被 災者 生活再建 支援法 (平成十年法律第六十六号) 第三条第一項 に規 定するも のをいう。) の支給 に

関すること

のをいう。) 及び:: 災害防 除 事 業 における災害の防除 同 法第二条第一項 に関する特別措 に規 定するも のをいう。 置法 (昭和三十三年法律第七 の指 定に関すること。 十二号) 第三条第 項 に規 定す

び 避難施 防 除 地域 設緊 急 同 整備地域 法第十二条第一項 に規 定するも (活動 Щ 対策特別 措 置法 のをいう。) の指 (昭和四十八年法律第六十一号) 定に関すること。 第二条第一項 に規 定するものをいう。) 及

十四四 大規模 地 対策特別措 置法 (昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地 防 災対策に関すること。

十四の二 に規 定する緊急事 原子力 災害対策特別措 応急 対策に関する事項 置法 (平成十一年法律第百五十六号) 第十五条第二項 の指示及び同 条第四項 に規 定する原子力緊急事 に規 定する原子力緊急事 除 言を行うこと並び 言、 に同 同 法第十六 条第三項

条第一項 に規 定する原子力災害対策本部の設置及び運営 に関すること。

十四の三 関すること。 海 海 地 に係る地 防 災 対策の推 進 に 関する特別措 置 法 伞 成 十四 年法律第九十二号)に基づく 地 防 災 対 策に

十四の く地 兀 日本海 災対策に 関すること。 海 周 辺 海 型 地 に に係る地 防 災 対策  $\mathcal{O}$ 推 進に 関する特 別 措 置 法 (平成十六年法律第二十七

十六 士五 第七号から前号までに掲げ 共同 参画 基本計画 るも 共 同 0) のほ か、 防 災に 関する施 策に関すること 他 省 の所掌

十七 前号に掲げるも ののほか、 共 同 同 参画 社会の形 成の促 進に関する事務 のうち他省 の所掌 に属しないも のの企画及び 立安参画 社会基本法第十三条第一項 に規 定するものをいう。)の作 成及び 推進に関すること。 立案並び

に実施

に関すること。

という。)の作 沖縄 (沖縄県の区域をいう。 成及び 推 進 以 下同じ。) におけ る経 済 の振 興 及び 社 会 0) 開 発に 関 す る総 合的 な 計 画 以 下 振 開 画

に関すること。

十九 行 政機関の経費 前二号に掲げ 振興 開発計画 (政令で るも に基づく事 0) のほ 定めるも か、 業に関する関係行 沖縄 のを除く。 に お ける経済 )の配分計画 政機関の経費 済 の振 興 及び に関すること (文部科学省及び環境省 の見積り 社会の の方針 開 発に関する施 の調 整及び当該事 策に関すること 業で政令で の所掌に属するものを除く。 (他省 定めるも の所掌 に属 のに関 するも する 関係 0)

一十一 沖縄 振 興 開 発 公 0) 業務 に関すること。

に属するも

のを除く。

- + 号) 沖縄 の規 県 の区 定に による 域内における 用 地等以外 置境 。 土 不明 地に係る各 地 域内 , の各 の 土 の土 地の 地 置境 置境 の明 の明 確 確 化 化等に関する特別措 等に関すること。 置 法 (昭 和五 十二年 法 律第
- 二 十 三 方 領· 土間 題そ の他 方 地 域に関する諸問題 につい ての 国民世 0) 発に関すること。
- 二十四四 の推進に関 方 地域に生活 すること。 の本 を有してい た者に対する援護措置その他 方 地域に関する事務 (外務 省 の所掌 に属 するも 0) を除く。

二十五 る文書の作 本土 ( 成に関すること。 方 地域以外 0 地域をいう。 以 下 同じ。) と 方 地域にわ たる身 分 関 係事項そ の他 の事実 につい

て

の公

0)

明

に

関

す

二十六 本土と 方 地域との間 において 決を要 する事項 について の連絡、 あっせ ん及び ) 処 理 に関すること。

二十六の二 条第 一項に規 定する基本計画 少年が安全に安 の作 心してインター 成及び 推進 に 関すること。  $\vdash$ を利用できる環境 0) 整備等に関する法律 伞 成二十年法 律 第七 + · 九 号 ) 第十二

の実施 前号に掲げるもののほ 0 推進に関すること。 少 年の健全な育 成に関する関係行 政 機 関 の事 務 の連 絡 調 整及びこれ に伴 1 必要とな 該 事 務

二十七の二 進に関すること。 の 三 育 安 全 推進基本計画 基本法 (平成十五 ( 育基本法 年法律第四十八号) (平成十七 年法律第六十三号) 第十一 条第 一項 に規 第十六条第 定する 一項に規 健 康影響 定するも 0 関すること。 をいう。) の作 成及び 推

二十八 制 度 に 関する企画及び 立案並び に の授 及 び は < の審 查 並 び に 達 に 関すること。

二十九 外 玉 0 章及び記章の受領及び着用 に 関すること

三十一 異の 日 に関すること。 に関すること。

三十

内閣総理大臣

の行う表

三十二 号そ の他 の公 式制度に関すること。

三十三 三十四 国の 施 式並び 設における国 に内閣の行う 及びこれ に準ず 式及び行事 る に関する事 の接遇に関すること。 務 に 関すること (他省 の所掌 に属 するも

の所掌 に属 国民 するも 生 活 i の安 0) 定及び を除く。 上 に 関する経 済 0) 発 の見 地か 5 0) 基 一本的 な 政策の 企画 「 及 び 立 案並 び に 推進 に 関すること 消 費 (者庁

の促 進に関すること。

三十七 官報及び 法令全書並 びに内閣所管の機密 文書 0 刷 に 関すること。

三十八 政府の重要な施 策に関する広報 に関 すること。

三十九 世 の調 查 に関すること。

+ 公 文書 に関する制度に関すること。

限り、 現用 前号に掲げるも のものを除く。)の保 ののほか、 及び利用 資料として重要な公 文書そ の他 他 の機関の所掌に属 の記録 (国又は独 のを除く。)。 立行 政法人 国立公 文書 が保管 するも 0)

に関すること するも

四十二 成及び 少子 推進に関すること。 化に対処 するための施 策の大綱 (少子 化社会対策基本法 (平成十五 年法律第百三十三号) 第七条に規 定するも のをいう。)

兀 十三 に関すること。 高 社会対策 の大綱 (高 社 会対策基本 法 (平成七 年 法律第百二十九号) 第六条に規 定するも のをいう。 の作 成及び 推 進

兀 十四四 障 害者 基本計一 画 障 害者 基 本 法 (昭 和 兀 士五 年法 律第八十四号) 第九条第一項 に規 定するものをいう。)の 策定及び 進 に

関す 、ること。

兀 士五 交通安全 基本計 画 (交通安全 対策基本法 (昭和四 士五 年 ·法律第百十号) 第二十二条第一項 に規 定するも のをいう。 の作 成

及び 推進に関すること (国土交通省 の所掌 に属 するも のを除く。)。

兀 一十六 被害者等基本計画 被 害者 等基本法 伞 成十六年法 律第百六十一号) 第八条第 項 に規 定するものをいう。 の作

成及び推進に関すること。

兀

十六の二

自

対策の大綱

自

対

策基本法

(平成

十八

年

法

律第八

士五.

号)

第八条に規

定するも

のをいう。)

の作

成及び

推

関

すること。

原子力 の研究、 開発及び 利 用 に関する関係行 政機 関 の事務 の調 整 に 関 すること。

十九 地方制力 制 度に 度に 関する重要事 関する重要事 <del>,</del>項 に係る事 保る関 務 ?係行 の連絡調 政 機関 整に関すること。 関すること

項

に

の事

務

の連絡調

整

に

兀

五. 兀 国会等 (国会等の移転 に関する法律 (平成四 . 年法律第百九号)第一条に規 定するも のをいう。) の移転: 先 0)

補

地

0

定及び

に関連 する事項 に係る事務 の連絡調 整に関すること。

五. 十 の 二 計 及び 計制度に関する重 要事 項 に 係る関係行 政 機 関 務 の連 絡調 整 に関すること。

五. 税制 度 に 関する事項 に係る関係行 政 機 関の事務 の連 絡調 整に関すること。

五. + = のをいう。)及び物 国際 平和協力 業務 資協 力 連合 同 条第四 平和 1号に規 持 活動 定するも 等に対する協力に のをいう。)に関すること 関する法律 伞 成四年法律第七 他 省 の所掌 に属 十九号) するも 第三条第三号に規 のを除く。

五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五. 十三 情 報 公 開・ 人情報保 護 審査 会設置法 (平成十五 年法律第六十号) 第二条に規 定す る調 査 審 議 に 関すること。

五. までに規 十四四 定する事 当 局 務 に よって 他 省 の所掌に属 され た被 するも 害者 のを除く。) 等の支援に 関する法律 (平成十四年法律第百四十三号) 第二条及び 第四条から 第六条

五. 五. 十四四 + 兀 一 の 三 の 二 公益 社団 中心 市 街 法人及び公益財団 [地の活性化に関する法 法人に関すること。 律 (平成十年法 律第九十二号) 第 九 条第 項 に規 定する基本計 画 の認 定に 関すること。

五. 十四四 0 兀 国 公務員 法 昭昭 和二十二年法律 第百二十号) 第十八条の七 第 項 及 び 第 百 六 、条の五 第 項 に規 定 す 務

五十五 所掌事務 に係る国際協力 に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第二条に規定する事務

Ŧ. 十八 私的 独 占 の禁止及び公 正取引 の確保 に関する法律 (昭和二十二年法 1律第五 十四号) 第二十七 条の二に規 定する事

五. 十九 察 法 昭 和二十九年法 律第百六十二号) 第五 条第二項及び 第三項 に規 定する事

六十 金 庁 設置法 (平成十年法律第百三十号) 第四条に規 定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員 会設置法 (平成二十一年法律第四十八号) 第四 条及び 第六条第一 項 に規 定する事

務

+ 前 各 号に掲げ るも ののほ か、 法律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき 内 閣 府に属させら れ 務

(特命担当大臣)

六

第九条 閣総 理· 務 のうち大臣委員 大臣 内閣総 を助 理大臣 け、 は、 命 会等の所掌 を受 内閣 けて の重要 第四 に属 するも 条第一項 政策に関して行 0) 及び を除く。 第二項 政各 を掌理 · に 規 部 この施 定する事 する職 策 0 務並び 议 を図るために特 下 にこれ 特命担当大臣」という。 に関連 に必 する同 要があ 条第三項 る場合 を置くことができ においては、 に規 定する事 務 内 閣 る。 これ 府 に、 5 0 内

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

(大臣 政務官)

第十四条 内閣府に、大臣政務官三人を置く。

2

前 の大 臣 政務官 は 内 閣官房長官又は特 命 担 当 大臣 を助 け、 特 定 0 政 び (大臣 委 員 会 等 の所掌 に 係るも 0) に

参画 (大臣委員 会等の所掌 に係るものを除く。 を処理 する。

3 項 大臣 政務官 の行う前項 の職務 の範囲については、 内閣総理大臣 0) 定めるところ による。

の申し出

内閣が行う。

の任免は、 内 閣総理大臣 により、

4

項

の大臣

一政務官

5 前 条第五項 の規定は、 第 一 項 の大臣 政務官について準用する。

どらせ るための機関 八条 閣総理大臣又は 本府に、 内閣の重要 内 閣官房長官をその長とし、 议 下 「重要 政策に関する会議」という。) として、 政策に関して行 政各 関係大臣 部 の施 策の 及び学識経 一を図るために必要となる企画 を有 次の機関を置く。 する者 等の合議 により処理 及び 立案並び することが適当な事務 に総合 調 資するため、

政刷新 会議

合科学技術

2 表 前 の上 項 欄 に定めるも に掲げ 0) のほか、 のとし、 そ 別 れぞ に法律の定めるところ れ同表 の下欄 に掲げ に る法律 より 内閣府に (これらに基づく命令を含む。 置かれ る重 要 政 策に関する会議で の定めるところによる。 本府に 置か れ るも ĺ 次 0

共同 参画 会議	中央防 災会議
共同 参画 社会基本法	災害対策基本法

所 掌事 務 等)

第十 九 条 行 政刷 新 会議 (以下この 目において「会議」 という。) は、 次に掲げ る事務 をつかさどる。

- 内閣総理大臣 の諮問 に応じて行 政の刷新 に関する重要事項 について調査 審 議 すること
- 政の刷 新 に 関 する重要事 項 に関し、 内 閣総理大臣 に意見 を述べ ること。
- 行 政の刷 新 に 関する重要事項に 関する施 策の実施 を推進すること。
- 臣 という。 九 条 第 項の規 は、 そ 定により の掌理 する事 置かれ 務 た特命担当大臣で に係る行 政 の刷 新 第四条第一項 第三号の二に掲げ に関する重要事項 について、 会議 る事務 に諮問 を掌理 することができる。 するも 0) 议 下 行 政刷. 新 1当大
- 3 総 理大臣 前 項 の諮問 に対し行うも に応じて会議が行う答申は、 のとする。 行 政刷新担当大臣 に対し行うも のとし、 行 政刷新担当大臣が 置かれてい な とき は 内 閣
- 4 会議 行 政刷 新 担 .当大臣が掌理 す ,る事 務 に に係る行 政 の刷 新 に関す る重要事項 に関し、 行 政刷 新 担 当大臣 に意見 を述べ ることが

組 (織) き

第二十条 会議は、議長及び議員十人以内をもって組織する。

(議長)

第二十一条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。
- 4 房 長官に代わって、 行 政刷新担当大臣 が 議長の職務を代理する。 置かれている場合において議長 に事故があるときは、 前 項 の規 定にかかわらず、 行 酙刷 新 担当 大臣が、 内

(議員)

第二十二条 議員は、 次に掲げる者をもって充てる。

- 一内閣官房長官
- 二 行 政刷新担当大臣

三 前二号に掲げるも 0) のほ か、 国務大臣 のうちから、 内閣総理大臣 -が 指 定 でする者

兀 行 政の刷新について優れた識見を有する者 のうちから、 内閣総理大臣 が任命する者

2 大臣以外 議 殿長は、 の国務大臣を、 必要があると認 議 案を限って、 めるときは、 議員として、 第二十条及び 臨時 前 項 に会議 の規 定にかかわらず、 に参加させることができる。 同 宣項 第一 号から 第三号まで に掲げ る議員であ る

3 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 前 条第 項 第四号に掲げ る議員 の任 期 は、 二年とする。 ただし、 補 欠 の議 員 の任期は 前 任 の残任 期 間 لح す る。

2 前項の議員は、再任されることができる。

専門委員 会)

第 一十三条の二 会議は、 専門 の事 項 を調査させるため必要があ るときは、 そ の議 決により、 専門委員 会を置くことができ

2 専門委員 名 することができ 会の委員は、 る。 次に掲げ る者をもって充てる。 ただし、 議長は、 必要が あ ると認 めるときは、 専門委員 会の委員とし 7 議員

- 一 国会議員のうちから、 内閣総理大臣が任命 する者
- 当 ī該専門 の事 項 について優れ た識見 を有 する者 のうち か 5 内閣総 理 大 臣 が 任 命 する者

- 3 委 員 は、 非 常 勤 と す ź。
- 4 事 務 局 委 員 そ 0 設置 に係 る調 査が終了し たときは、 廃 止 され るも のと す

第 条の三 会議 に、 そ の事 務 を処 2理させ る た め 事 務 局 を 置く。

2 局 に、 事 務局長そ の他 の職 員 を置く。

3 事 務局長は、 め る内閣 所の職員 第二十二条第 のうちから、 一 項 第四号に掲 内閣総理大臣が指名 げ る議 員、 する者 内 閣 府 をもって充て  $\mathcal{O}$ 大臣 又 は る。 第 十四四 [条第 項 の大臣 政務官そ の他 0 関 係 のあ る他

4 事 務局長 は、 議長 の命 を受け、 局 務 を掌理する。

提出 の要求 等

第一 ほ か、 兀 条 の提 会議 出 は、 意 見 そ の所掌事 の開陳、 務 説明そ を遂行 の他必要な協力を求 するため必要が あ ると認 めることができ めるときは、 る。 関 政 機関 の長 に 対し、 報 告 を求  $\otimes$ ることが で き る

2 会議 は、 その所掌事 務 を遂行 するため特に必要があ ると認 めるときは、 前項 に規 定する者以外 の者であって審 議 0 対象とな

政令へ の委任

等

に

関し

識見

を有

する者

に対しても、

必要な協力を依頼

することができる。

第 二十五 所 学事務 条 第十 九 条から 前 条まで に定め á 0) のほ か、 会議 の組 織 及び 運 営る の他 会議 に 関し必要な事 項 は、 政令 で 定 め る。

第二十六条 総 合 科 学 技 術 会議 (以下こ 0) 目 に おい て  $\neg$ 会議 という。) は、 次に掲げ る事 務 をつかさど る。

内閣総理大臣 の諮問 に応じて科学技 術 の総 合的 カュ つ 計 画 的 いな振興 を 义 るための基 一本的な 政策につい 、て調査 審 議 す ること。

の他 内 科学 閣総理大臣 技 術 の振 又は 興 に関する重要事 関 係各大臣 の諮問 項 につい に応じて科学技術 て調査審議 すること。 に関する予算、 その他 の科学技術 の振興 に必要 な 資源 の配分 の方針そ

三 科学技術 に関す る大規模な研究 開 発そ の他 0) 玉 的 に重 要 な研究 開 発につい . て を行うこと。

2 技 九条第 政 号に規 当 大 項 臣」 の規 定する基本的な 政策及び と 定により 1 う。 置かれ は、 そ た特命担 の掌理 第二号に規 当大臣 す る事務 で 定する重要事項 第四 に !係る前で 条第 項 第 項 に 第 四 号に規 関し、 | 号か それぞれ当該各 号に規 定する大臣 5 定する基本的 第六号までに掲げる事 な 政策及び 同 務 項 を掌理 第二 一号に規 に意見 するも 定する重 を述べること。 以下 「科学 事 項

について、

会議

に諮

問

することができ

項

- 3 は、 前 項 内 | 閣総 の諮 理 問 大臣 に応じて に 対し行うものとする。 会議 が行う答申は、 科 学 技 術 政 (策担 当 大臣 に 対し行うも のとし、 科 · 学 技 術 政 策担 ,当大臣 が 置か れ 7 1 な と き
- 4 関し、 は、 科学技術 科学技 政 術 策担当大臣 政策担当 に意見 大臣が掌理 を述べ する事 ることができ 務 に 係 る る。 第 項 第 号 に規 定する基 本的 な 政 策及 び 同 項 第二号に規 定する重 要 事 項 に

(組織)

第二十七 条 会議 は、 議 長及 び 議 員 + -四人以 内 をもっ て 組 織 す る。

(議長)

第二十八条 議長は、内閣総理大臣をもって充て

議長は、会務を総理する。

2

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 科 閣官房長官 学技術 政策担当 に代わって、 一大臣が 議長 置か、 れてい の職務 る場合 におい を代理する。 て議 長 へに事 す故があ るときは、 前 項 の規 定にか カゝ わら ず、 科 学 技 術 政 策担当大臣

(議員)

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一内閣官房長官

一 科学技術 政策担当大臣

四 三

各省大臣のうちから、 内閣総理大臣が指 定する者

法 国務大臣 をもってそ の長 に充て ることとさ れ て V る委員 会の長 のうち カゝ ら、 内 閣総理大臣 が 指 定する者

前二号に定 め るも ののほ か、 関 係する国 の行 政 機関 の長 のうちから、 内 閣総理大臣 が 指 定する者

五.

六 科学又は技術 に 関して優れ た識見 を有 : する者 のうち から、 内閣総理大臣 山が任命 する者

2 務 大臣以外 議 長は、 の国務大臣 必 要が あ ると認 を、 議案を限って、 めるときは、 第二十七 議員として、 条及び 臨時 前項 に会議 の規 定にかか に参加させ わらず、 ることができ 前 項第一 号かっ る。 5 第 匹 1号まで に掲 げ る議員 で あ る国

3 項 第六号に掲げ る議員 の数は、 第 一項 に規 定する議員 、の総数 0) 十分の五 満であってはならな

4 項 第五 号及び 第 六号 に掲げ る議員は、 非常勤と する。 ただし、 そのうち 四人以 内は、 常 勤とすることができ

る。

の任命

が、

第三十 条 内閣総 理 大臣は、 前 条第一 項 第六号に掲げ る議 員 を任 命し ようとするときは、 議院 の同 意 を得 な けれ ば なら な

2 同 前 意 を得 条第 ることができないときは、 \_ 項 第六号に掲げ る議員 の任期が満了し、 内 閣総理大臣は、 又 は 前 欠員 を生じ た場合 項 の規定にかかわらず、 において、 同 号に掲げ 国会の閉 る議員 会文は を任 議院 命 することができ  $\mathcal{O}$ 0) 議 院 0)

3 れ ないときは、 前 項 の場合に おいては、 内閣総理大臣 任命 後最 ェ は、 直 5 にそ の議員 の 国 一会で 議院 を 免しなければならない。 の承 認 を得なければならな V) この場合において、 議 院 の事 後の承認

5

(議員の任期)

第 条 第二十 九条第 一 項 第六号に掲げ る議員 の任 期 は、 二年とする。 ただし、 補 欠 の議 員 の任期は、 前 任 者 の残任期間 と する。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(議員の 免)

第三十二条 することができる。 に掲げる議員に職務上 内閣総理 大臣 の義務違反その他 は、 第二十九条第 議員 一 項 たるに適しない 第六号に掲げ · 非 行 る議員 があ が ると認 心身 の故 め 障 る場合においては、 0) ため職な 務  $\mathcal{O}$ 行 ができないと 議院 の同 意 認 を得 め て、 る場 これ 合又 は 同 免 号

(議員の務)

第三十三条 する。 以下この条及び 第二十九条第 次条において同じ。 一 項 第五 号及び 第六号に掲げ は、 職務上知 る議員 ること 同 項 のでき 第五号 た秘密 に掲げ を る議員 5 して にあっては、 はならない。 そ 職 の職  $\mathcal{O}$ 玉 を 公務員 1 た後も で あ 同 ...様と 0)

2 7 はならな 第二十 九条第 項 第五 号及び 第六号に掲げ る議員 は、 在 任 中、 政 そ の他 0) 政 治的 4 体 0 員 となり、 又は 積 的 に 政 動 をし

3 て他 (議員 第二十九条第 の職務 の給 に従事 一 項 į 第五 又は営利事 業を営み、 号及び 第六号に掲げ そ る議員 の他 で常 金 上 勤 一の利益 の も のは、 を目的 在 とする業務 任 中、 内 閣総 を行って 理 大 臣 はならない。 の許 可 のあ る場 合 < ほ か、 報 を得

第三十四 条 第二十 九条第 一 項 第五 号 及 び 第六号に掲げ る議 員 の給 は、 别 に 法 律で 定 め

る。

(資料提出の要求等)

説 明その他 条 必要な協力 会議 は、 そ を求 の所掌 めることができる。 事 務 を遂 行 するため必要が あ ると認 めるときは 関 政 機 関 の長 に対し、 の提 出 意 見 0

2 項 に関し は、 識見 そ を有 の所掌事務 す る者 に対しても、 を遂行するために特 必要な協力 に必要が を依頼 あ することができる。 ると認 めるときは、 前 項 に規 定する者以 外 の者であ 0 て 審 議 0) 対象とな

(政令へ の委任

第三十六条 める。 第二十六条から 前 条まで に定  $\emptyset$ Źも 0) 0) ほ か、 会議 0 組 織 所 学事 務 及び 議員そ の他 会議 に 関し 必 要 な 事 項 は で 定

(大臣委員 会 の大臣 政務 官

第五 政務官 十九 一人を置くことができる。 条 第十四 条第 一 項 に規 定するも 0 のほ か、 法 律で 国務大臣 をもってそ の長 に充て ることと 定められ てい る各委員 会に、 大臣

- 2 前 項 の大臣 政務官は、 そ の委員 会の委員長 を助 け、 命 を受 けて 政務 を処 理 する。
- 4 十三条第五項 の規 定は 第一 項 の大臣 一政務官 に準用 する。

3

項

の大臣

一政務官

の任

一免は、

そ

の委員

会の委員長

の申

出

に

より、

内

閣が行う。

### $\bigcirc$ 日 本 国 憲法 沙抄

を保持 は、 わが 人間 ここに主 本国民 日 相 カゝ に由 本国民 国全土 にわ たつて自 カゝ 互. 的 は る原理 に基くものであ を確認 ようと決意した。 0) なも は、 あ 関 圏民に る地 係を支配する 玉 その する。 正当に ので の名 あり、 を占 権力は われらは、 することを 由 めたいと にか され こ の われら 国民 のも 高 け、 た国会における代表者 な理 る。 法則 たらす の代表者がこれ 全力 は、 いづれ 言し、 われらは、これに反する 想 Š. に従ふことは、 平和 をあげてこ をく自 われらは、 の 国 こ の を確保し、 を ŧ, 持し、 憲法を確定する。 を行使し、 するのであつて、 0) 自 全世 自 専制と を通じて行動し、 高 玉 玉 政府の行為 な 理 の主権を のことのみに専念して他 その福利は 0) 想と 、国民が、 切 従、 の憲法、 そもそも 国政は、 目的 によつて 再び戦争 持 平 ĺ, を達 -和を 国民がこれ わ と としく 法令及び れらとわ 成 他 する諸 国と すること を地上から 対等関 玉 を れら と欠 国民 国民 を 0) を 受する。 を排除 の子 の公 係に立 0 چ ° してはなら が から免か 起 正と信 する。 これ な信 に除 ること たうと ために、 れ、 義 は人類普 日 L ない する各 に信頼して、 のないやう によるも 本国民は、 諸 平 ようと努 のであつて、 和のうち 国民と 玉 のであつて、 の原 の責務であ にすることを決意し、 めて の協 理であり、 わ に れらの安全と 生 の 平 和による成果と、 る国際 政 ると信 治道 -和を念 する権利 その権 ۲ 社会にお ず 0) 0) 生 し、 憲法

日

条

は

日

本

玉

の象

で

あ

ŋ

日

[本国民

合

の象

で

あつて、

こ の

地

は

主

権

 $\mathcal{O}$ 

す

る日

本

の総

意

に基く。

第四 + 条 玉 会は 玉 権 の最 高 機 関であって、 玉 0 0 立 法 機 必関であ る。

 $\bigcirc$ 内 閣 法 昭 和二十二年法律

+ 内閣に、 内 | 閣官房 を置く。

閣官房は、 次に掲げ る事務をつかさどる。

- 閣議事項 の整理そ の他 内閣 0) 務
- 内閣の重要 政策に関する基本的な方針 に 関する 企画 及 び 立 び に総 合 調 整に 関する事 務
- 三 閣議に係る重要事項 に関する企画及び 立案並び に総合調
- 整に関する事 務

五. 兀 行政各 部 の施 策 0 つのほか、 一を図るために必要となる企画 の施 及び <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 案並び 保持上必要 に総 合調 整 正に関 はする事 務

六 内閣の重要 政策に関する情報 の収集調査に関する事 務

前

三号に掲

げ

るも

0)

行

政各

部

策に関するそ

0)

な

企画

及び

立

案並

び

に総

合

調

整

に

関

す

前 項の外、 内閣官房は、 政令 の定めるところ により、 内 閣 の事 務 を助

閣官房 内 |閣に、 別に法律の定めるところにより、 必要な 機関 を置き、 け る。 内閣 の事 務 を助 けし めることが

 $\bigcirc$ 律 玉 会法 案による改 (昭和二十二年 正 後) 法律第七 十九号)(抄) **(**政 府 0) 政 策 決 定 過 程 に お け る 政 治 主 導 0) 確 立  $\mathcal{O}$ た 8 0) 内 閣 法 等 0) 部 を 改 正 する

第三十 別に法律で -九条 議員 の任期 定めた場合 は、 中 内閣行 内 閣総理大臣そ を除いては、 政各 部 における各種 そ の他 の任期中 の国務大臣、 の委員、 - 国又は 地方公共団 内 閣官 問 房 参 体 長 そ 官、 の公務員と兼ねることができない。 の他これらに準ずる職 玉 戦 略 官 内 閣総 理 に就く場合は、 大臣 補 ただし、 官、 この限りでない。 大 臣、 議院 大臣 政務 の議 官 及び

務 省 関 係

消 防 組 織 法 (昭和二十二年 法律 第二百二十六号)(抄

村 の消防 の広 域化)

ることと すること又は 市町 村 の消 市町 防 の広 村が 域 他 化 0)  $\widehat{\phantom{a}}$ 市町 以 上 村  $\mathcal{O}$ に消 市町 防 村 事 が 務 消 防 事 務 す 消 ることをいう。 防 寸 の事務 を除 以下この章において同じ。 \(\frac{1}{\chi\_0}\) 以下こ 0) 条において同じ。 <u>)</u>は、 消 )を共口 防 0) 同 体 制 て 0) 処 整 理

でき

る。

び 確 立を図ることを旨として、 行 わ れ な けれ ば なら な

基 |本指針

域化後の消 のとする。 防 消 防 とい 庁 長 . う。 官 は 0 自 主的 な な 運 市町 営 を 村 確保するための基本的な指針 の消 防 の広 域 化 を推 進するととも (次項及び に 市町 次条第 村 の消 一項 防 に  $\mathcal{O}$ おいて「 域 化が 行 基本指針」 わ れ た 後 とい の消 . う。 防 ) を 定 め 下

- 2 基 本指針 において は、 次に掲 げ る事 項 につ *(* ) て 定 めるも のとす る。
- 自 主的 な 市町 村 の消防 の広 域 化の 推進に 関 する基本的 な事 項
- 自主的な 市町 村 の消防 の広 域化を推進する期 間
- 三 次条第一 項 第三号及び 第四号に掲げ る事 項 に 関 する基準
- 広域化質 後 の消 防 0) な運営 0) 確保 に関 する基本的 な事
- 五四 市町 対の防 災に係る関係機関相互間 の連 携 0) 確保 に関する事

推 進計画及び 都道 府県知事 の 関 等)

な 運営の確保に関する計画 一十三条 める場合には、 都道 府県は、 その市町 基本指針 村を対象として、 (以下この条において「推進計画」という。 に基づき、 当該 当 該 都道 都道 府県 の区 に おける自 域内に 主的 おいて自 を な 定めるも 市 主的 な市町 のと の消防 す Ź 村 の広 の消 域 防 化 の広  $\mathcal{O}$ 発進及び立 域 化を推 広 域 進 でする必可 化後の消 要が 防 あ 0 ると

- 推 進計画 におい ては、 次に掲げる事項について 定めるも な事項 のとする。
- 自 主的 村 の消 な 市町 防 村 の現況及び の消防 の広 域化の推進 の見通し に関する基本的
- Ξ 前 広 号の現 域化 況及 対象 市町村」 び の見通 という。 L を勘 )の組合せ 案し て、 推 進 でする必 要 が あ ると 認 め る自 主的 な 市町 村 の消 防 の広 域 化の る市町 村 贝
- 几 前 号の 組 合せ に基づく自主的な 市町村 の消 防 の広 域 化 を推 進するため に必要な措 置 に 関 でする事 項
- 五. 広 域化後 への消 防 0) な 運営 の確保 に関する基本的 な
- 六 村 の防 災に係 る関係機関相互間 の連 携 0) 確保 関 パする事 項

3 4

府県知 は、 事 は 推 広 域 画 化 を 定 め 市町 又 村 は の全 これ 部又は を変更し 部から求 ようと するときは、 めがあっ たときは、 あ 6 カ じ 市町 め 村相 関 係 互 市町 間 に 村 おける必要な調 の意見 を聴 カ な 整を行うも けれ ば なら

- 5 に報告し 置 を講じな 府県 な けれ けれ 知 事 ば ば が な な らない。 らない旨 第三十八条の規 を勧告 L 定により、 たときは、 広 当該広 域 化 対象 域 化対象 市町 村 市町 に 対し、 村 は、 市町 当 該 村 勧 の消 告 防 に . 基づ の広 7) 域 て講じ 化に 関 でする協 た措 置 一につ 議 0 11 推 進 に 関し 必 要 知 な 措
- 6 他 の必要な援助を行うも 知事 すは、 市町村 のとする。 に対し、 自 主的 な 市町 村 の消 防 の広 域 化 を 推 進 するた め、 ک 0) 法 律 に 定 め **S** 0 のほ か、 情 報 提 供 そ 0

広 域消防運営計 画

第三十四 するための計 条 広 域化対象 画 (以下この条及び次条第1 市町 村 は、 市町 村 の消 項 防 において「広 域消防運営計画」という。 の広 域 化 おうとするときは、 そ の協 議 により、 成するも 広 のと 域化 す 後 の消 防 0 な 運 営 を

広 域消防運営 計 画においては、 おおむね 次に掲げ る事項 につ V 7 定めるも のとする。

2

- 広域化 後 の消 防 0) な 運営 を確保するための基本方針
- 消防 本部 置及び名

3

市町村 の防 災に係る関係機 関相 互 一間 の連 携 0) に関す 項

ころにより、 規 定により協 広 域化対象 議会を設ける場合 市町村が、 関 係 . 市町 村 広 の議 域消防運営計 会の議員又は学識 にあ つては、 画 を作 当該協議会には、 経 成するため、 を有 する者を当 地方自 同 法第二百五十二条の三第二項 T該協 治 法 議会の会長又は委員として加えることができ (昭和二十二年法律第六十七 の規定にかかわらず、 号)第二百五 <u>+</u> 規 条の る。 約  $\mathcal{O}$ 第 定 んめると 項 0

国 0 援助 等)

第三十五 の提供そ 条 の他 の必 国は、 要な 都道 援助 府県及び を行うも 市町 村 のと に する。 . 対し、 自 主的 な 市町 村 の消 防 の広 域 化 を推 進 するため、 ۲ 0) 法 律に 定 め á 0 0 ほ カゝ 情 報

2 村 が広 域消防 広 ,情及び当該広 域 以化対象 運 市町 営 |村が 計 域 画 化 対象 を達 第三十三条第二項 市町村 成するために行う事 の財 政状況が許 第三号 業に要 , の組 す限り、 合 する経費 に充て せ 特 ! 基づ 別 の配慮 き 市町 るために起こ す地方債 をするも 村 の消 防 のと の広 する。 域 化を行 につい 0 た場 ては、 合 に おいて、 法令 の範 当 囲 該 内 広 に 域 おい 化

防庁長官 の助 言、 勧告及び指

うことができ 条 防庁長 る。 育は、 必 要 に応じ、 消 防 に 関 パする事 項 につ 1 て 府県又 は 市町 村 対して助 言 を え、 勧 告 又 は 指 導

府県知事 の勧告、 指 導及び 助

言

第三十八 る。 この場 条 合 都道 に 府県 おけ 知 る勧告、 事 は 指 必 導及び 要 に応じ、 助言 は、 消 防 消 に 防庁長官 関する事 ,項につ の行う勧 V 告、 て 市町 指 導及び 村 に対し 助 言 て 勧 0 告 L 旨 に 指 うも ので 又は な けれ 助 言 ばなら を え

附 則 平 成一 八年六月 四日法律第六四 |号)

施行 期 日)

第 条 こ の 法 律は、 公 布 0) 日から 施 行 す Ź。

経 置

第二条 この が 前 れ 第三十一条に規 る基準 に適合 た後 日に消防長で 以の消防. の特例 法 事 する消防長 律 あっ 務 . の 施 定 とする市町は を処理 を 行 た者が当 定めることができ の際現 の階 する市町村は、 村 該 の消防 市町 を定めて 0) 村 の広 法 の消 律に 新 域 *\* \ 防 る新 法 化 よる改正後 第十六条第一 (以下この条において 員でなくな る日まで 法第三十三条第1 の消 項 防 組織 の規 項 定にかかわらず、 法 「広域化」という。 の間、 第三号に規 定する広 域化対象 以 下 当該消防長であっ 新 法 という。 当該 )を行っ 市町村 第十六条第二項 た者が従前用いてい た場合 の規則で、 市町 村が同 に おいては、 当 - 号の組 該広 に規 た階 域 定 化が 合せ 当 す 該 · 行わ 広 に を用い ること 域 防 基づき新 れ 庁 化が た日の 0) 行 定 わ 法

地方自 治 法 (昭 和二十二年法律第六十七 号)(抄)

 $\bigcirc$ 

第 百 1九十五 条 通 地方公共団体 に監査委員 を置く。

**监查委員** の定数 0) 定数は、 ることができる。 都道 府県及び 政令で 定 める市にあ つ て は 四人とし、 そ の他 0) 市及び 町 村 にあ 0 ては 二人とする。 ただし、

協 議 会の設 置 でそ

を

加

す

第二百五 の事 通 務 地方公共団体 十二条 の管理及 の 二 び の協議 普 行 につい 通 地方公 会を設けることが て連絡 共 団 調 体 は、 整を図り、 でき 普 通 地方公共 又は 広 寸 域 体 にわ の事務 たる総 0) 合的な計 部 を共同 画 L を共 て管理し及び 同して作 成するため、 行し、 若 協 L くは 議 に 普 より 通 規 地方 約 公 を 一共団体 定

2 そ の他 普 通 地方公共団 のにあつては 体 は、 協 議 会を設けたときは、 府県知事 に届 け出な そ ければなら の旨 及び 規約 ない を告 示 するととも に、 都道 府県 の加 入 す ノるも 0) にあ 0 て は 総 務 大臣

び について の協 議 連 絡 調 11 て 整を図 は、 るため普通 関 係普 通 地方公 地方公共団 共 団体 の議 体 の協議会を設ける場合は、 会の議 決を経 な ければ なら ない。 の限りでない。 ただし、 普 通 地方公共 寸 体 の事 務 の管 理 及

3

- 4 あ 益上必要が 通 地方公共 あ る場合 団体 に に 対し、 おいて 普通 は、 都道 地方公共団体 府県 の加 の協議 会を設けるべ 入するものについては総務 きこと 大臣、 を勧告 そ することができる。 の他 の も のについ て は 府県 知 事 は 関 係
- 5 事 務 を処理 通 地方 公共団 するよう にしな 体 の協 議 ければならない。 会が広 「域にわ たる総合的 な計 画 を作 成し たときは、 関 係普 通 地方公共 団 |体は、 当 該 計 画 に 基づい て、 そ 0)
- 6 他 必 普 要な協力を求 通 地方公共団 体 の協 ることができる。 議 会は 必要が あ ると認 めるとき c は、 関 係 のあ る公 0) 機 関 の長 に 対し、 の提 出 意 見 0 説 明 そ 0

協 議 会の組織

め

5

を

規

約

等)

第二百五 十二条の三 普通 地方公共団体 の協 議 会は、 会長及び委員をもつてこれ を組 織 す ź。

- 2 から、 普通 地方公共団 これ 体 任 する。 の協議 会の 会長及び委員 は、 規 約 0) 定 めるところにより 常 勤 又 は 非 常勤 と 関 係普 通 地方 公 共 寸 体 職 員
- 3 普 通 地方公共 寸 体 の協議 会の会長は、 普 通 地方 公共 寸 体 の協 議 会の事 務 を掌 理 し、 協 議 会を代 表 す る。

第二百 八 部事 務 組 合 の規約 には、 次に掲げ 項 につ き規 定を設 つけな ければ、 なら ない。

- 部事務 組 合 の名
- 部事務組 合 を組 織 する地方公 共 寸 体
- 部事 務 組 合 の共同 処理 する事 務
- 部事 務 組 合 の事 務 所  $\mathcal{O}$
- 五四三 部事 務 組 合 の議 会の組み 織 及び 議 員 0) の方 法
- 部事 務 組 合 0 行 機 関 の組 織 及 び 任 の方法
- 七六 部事 務 組 合 の経 費  $\mathcal{O}$ 支 の方 法

員

と兼ね

ることができ

つては、 する場合 部事 理事 務 を含む。) 組 合 その他 の議 の規 定にかか 会の議員又は管理者 の職員は、 わら 第九十二条第二項、 ず、 (次条第二項 当該 部事 務 の規 第百四 組 合 定により を組 十一条第一 織 管理 する地方公共 二項及び 者 に代えて理 第百九十六条第三項 寸 体 事 の議 会を置く第二 会の議員又は (これら 百八十五 地方公共 の規 定を適用 条 寸 体 の長そ 務 又 組 他 は 合 準用 にあ  $\mathcal{O}$ 職

 $\bigcirc$ 地方公務 員 法 (昭和二十五 年法律 第二百 六十一号)(抄)

(人事委員 会又は公 平委員 会の 権限

第 人事委員 次に掲げ る事務 を処理 す

の成果 人事行 政に関する事項について調査し、 勤務時 を地方公 間その他の勤務条件、 共団体 の議会者しくは長又は任命 研修及び勤務 人事 記録 成 権者 に提出 に関することを管理し、 0 定 すること。 厚 生福利制 度そ 及び の他 そ 職員 の他 に関 人事 する制度 について に 関する 計 報告 を作 えず研究を行い、 成すること。

三 人事 機関及び 職員 に関する条例 の制 定又は 改廃 に関し、 地方公共団体 の議 会及び 長 に意見 を申 し 出

人事行 政の運営に関し、 任命権者に勧告すること。

五四 給 勤 務時間 そ の他 の勤務 条件に関し講ずべき措 置について 地方公共 寸 体 の議 会及び 長 に勧

告

すること。

七六 職員 0) 争 及 び 考並び にこれら に関する事務 を行うこと。

職階制 に関する計画を立案し、 及び実施すること。

八 職員 を監理すること。 の給 がこの 法律及びこれ に基く条例 に適合して行われることを確保 するため必要な範 井 おいて、 職 員 に 対する給  $\mathcal{O}$ 支

九 職員 の給 勤務時間その他 の勤務 条件 に関する措 置の要 求 を審査 Ļ 判 定し、 及び 必 要 な 措 置 を ること。

十 職員に対する不利益な処分について の不 申 立てに対する裁 決又は 決 定をすること。

十 一 前二号に掲げるも のを除くほか、 職員 0) 情 を処理すること。

十 二 前 各 号に掲げるも のを除く外、 法律又は 条例 に基きそ の権限 に属せ L めら、 れ

公 平委員 会は、 次に掲げ る事務 を処理 すする。

2

職員 の給 勤務時間そ の他 の勤務 条件に関する措 置 一の要 求 を審 查 判 及び 必 要な措 置 を ること。

職 員 に対する不利 益な処分についての不 申 立てに対する裁 決又は 決定をすること。

三 前 号に掲げ るも 0) を除くほか、 職員 0) 情 を処理 すること。

兀 前 三号に掲げ るも 0) を除くほか、 法律に基づきその権限に属せしめら れ

3 団 体 事委員 の他 0 会は、 機関又は人事委員 第一 項 第一 号、 会の事務局長 第二号、 第六号、 に委任 することができ 第八号及び 第十二号に掲げ る。 る事務で人事 · 委員 会規 削で 定  $\emptyset$ á 0 を当 該 地方 公共

4 事 委員 会又は 公 平委員 会は 第 項 第十一号又は 第二項 第三号に掲げ る事 務 を委員 又は 事務局 長 に委任 することが でき

る。

- 5 を制 事委員 定する 会又は ことが で 公 **、**きる。 平委員 会は 法 1律又は 条例 に 基づきそ 0 権限 に属 せ L めら れ た事 務 に 関し、 事 委員 会規 則 又 は 公 員 会規 則
- 6 0 事委員 の提出 会文は を求 め 公 ることが 平委員 でき 会は、 法 律又は 条例 に 基くそ 0) 権限 の行 使 に 関し必 要が あ るときは 人 を 間 し、 又 は 書 類 若 L 、はそ
- 7 公 共 寸 事委員 体 0) 機関又は 会又は公 平委員 特 定地方独 会は、 人事行 政法人と の間 政 に 関する技 に協 定 術 的 を結 及び )専門 ことができる。 的 な 知 識 資料 そ の他 0 の授 受 0 た め しく は 他 0 地方
- 8 員 公 平委員 会又は公 平委員 会の決定 項 会によって のみ審査され 第九号及び 第十号又は 剿 第二項 定を含む。 る。 第一号及び )及び処分は、 第二号 · の 規 人事委員 定により 会規則又は 人事委員 公平委員 会又は 公 平委員 会規則で 会に属せし 定める手続 めら に れ より、 た 人事委員 . 基 く (会文は 委
- 9 前 項 の規 定は、 法 律問 題 につき裁判 所 に出 す る 権利 に影 響 を及 ぼ すも のでは な

第二十三条 人事委員 会を置く地方公共団体は、職階制を 用するものとす

職

階

制

0)

本基準

- 2 職階制に関する計画は、条例で定める。
- 3 職 階 制 に関する計 画 の実施 に関し必要な事 項 は、 前 項 0 条例 に 基き人事 委員 会規則で 定
- 4 事委員 職 員 の職 を職務 の種類及び لح 責任 の度に応じて分類 整理しな ければならな
- 5 該 職 職 階 につ 制 11 に てい おい ては、 る者 に 同一 対しては、 の内容 同 0) <u>ー</u> 用 条件 の給 を有 料が する同 支給されるように、 一の職 に属する職 職 員 の職 については、 の分類 整理がなされな 同 <u>ー</u>の 資格要件 ければなら を必 要とするととも な に、 当
- 6 職 階 制 に 関す る計画 を実施 するに当つては、 人事委員 会は、 職員 のすべて の職 をいずれか の職 に格 付しな ければなら な
- 7 八事委員 会は、 時、 職員 の職 の格 付を審査し、 必要と認 めるときは、 こ れ を 改 しなければならない。
- 8 行 政組 職 階 制 織 の運営そ を 用 す の他 る 地方公共 公  $\mathcal{O}$ 寸 体においては、 0 ために、 組 織上 職員 の名 の職 について、 又はそ の他 職階制 公 によらない を用い ること 分類 をすることができない。 を げ るも のではない 但 Ļ の分 類 は
- 9 けれ 職 ば 階 なら 制 関する計 な 画 を定め、 及び実施 す るに当つては、 国及び他 0) 地方公共団 体 の職 階 制 に 照応 するよう に適当な考慮 が わ れ な
- (給 、勤務時間その他の勤務条件の 本基準
- 第二十四条 職員の給 は、その職務と責任に応ずるものでなければならない

- 2 前項の規定の 旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない
- 3 れ ば 職 はならな 員 の給 は 生計 費 並 び に国及び他 0) 地方公共団 体 の職員 並 び に民間・ 事 業 の従 事 者 の給 そ の他 の事 情 を考 慮 て 定 めら れ な け
- 4 職 員は、 他 の職 員 の職 を兼 ね る場 合 に おいても、 れ に 対して給 を受 けては、 なら な
- 5 よう 職 に適当な考慮が 員 の勤 務時間そ の他 われな 職員 ければならない。 の給 以 外 の勤 務 を定めるに当つては、 国及び 他 の地方公共団 体 の職 員 と の間 に 権 を失し ない
- 6 職員の給、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

絽 に関する条例及び給料額の決定)

第二十五 かな る金 条 職員 又は有 の給 物も職員 は、 前 条第六項 に支給しては の規 なら 定によ うない。 ふる給 に 関 する条例 に .! 基い 7 支給され れ な けれ ば なら ず、 又、 れ に 基かずには

- 2 職 員 の給 は、 法 位律又は 条 例 に より特 に認 められ た場合 を除 き、 通 で、 直 接 職 員 に、 そ の全額 を支 わ な けれ ば なら
- 3 給 に関する条例には、左の事項を規定するものとする。
- 一給料表
- 一給の基準に関する事項

兀

- 三 時間外勤務、夜間勤務及び 日勤務 に対する給 に関する事項
- れ 5 特 別 に に関する事で 地域勤i 務、 項 険 作 業そ の他特 な 勤 務 に 対 する手 当及び扶 養 親 族 を有 す る職 員 に 対す える手 当 を支給 す る場場 合 に おい 7 は、
- 五. V て行う給 非 常勤 職 員 の職  $\mathcal{O}$ 調 及び 整に関する事 生活に必要 項 な 施 設 の全 部又 は \_\_ 部 を公 給 す る職 員 の職 そ 0 他 勤 務 条件 の特 別 な 職 が あ るときは、 れ 5
- 六 職 階制 を 用 す る地方公共団体 に おい ては、 そ の職 に職 階 制 が めて適 用 さ れ る場 合 の給 に 関 す 項
- 七 前 各 一号に規 定するも のを除く 外、 給 0) 支給方 法及び 支給 条件 に関する事 項
- 4 事委員 出 しな ければ 会は、 なら 必要な調査研 な 究を行 V) 職 階制 に適合 する給料表 に 関 でする計画 画 を立 一案し、 れ を 地方公共 寸 体 0) 議 会及 び 長 に同 時
- 5 れ ばならない。 職 階 制 を 用 す Ź )地方公共[ 寸 体 に おい ては、 給料 表 には 職 階 制 に おい て 定 めら れ た職 ごと に明 確な給 料 額 0) を定 めて V

な

け

6 額 が 職 階 支給され 制 を なけれ 用 する地方公 ばならな 共 寸 体 に おい ては、 職員 、には、 そ の職 につき職 階制 に おいて 定めら れ た職 につ V て 給 料 表 に 定 め

(給料表に関する報告及び勧告)

第二十六条 当 ŧ な勧告 のとす Ź。 をすることができる。 人事 給 委員会は、 を決定する諸 毎 年少くとも の変化により、 給料 表が 給 料 表 適当であ に定める給料 るかどうか 額 を について、 減 することが適当であ 地方 公共団 体 ると認 の議 会及び めるときは 長 に同 時 あ に報 わ せ 告 て する 適

○ 教育公務員特例 法(昭和二十四年法律第一号)(抄)

教育長の給等)

第 時 間その他 教育 の勤務 条件 長 こについ て の規 は、 定は、 地方公務員 適用しない。 法第二十二条から 第二十五 条まで (条件) 附 任 用 及び 臨 時 的 任 用 並 び に職 階 制 及 び 給 勤 務

2 教育長 の給 勤務時間そ の他 の勤務 条件については、 他 0) 職 に属 す る地方公務員とは 別 に、 当 該 地方公 共 寸 体 0) で 定

○ 地方公営 企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)

(計理の方法)

 $\emptyset$ 

第二十 か つ、その発生し <del>-</del> 条 地方公営 た年度 に正しく 企業においては、 り当てなければならない。 そ の経 営 成 を明ら かにするため、 すべて の費用及び 収 益 を、 そ 0) 発 生 一の事 実 に 基いて計 上

2 地方公営 かつ、 企業に 適当な区分及び配列 の おいては、 その財 基準並び 政状 を明らか に一定の にするため、 に従って、 すべ て 0) 整理しなければならない。 資産、 資 (本及び 負債 0) 減 及び 異 動 を、 そ 0 発 生 の事 実 に

3 前 項 の資産、 資本及び負債 については、 政令で定めるところにより、 そ の内容を明らか にしな ければならな

(剰余金)

第三十二条 利 てその欠損 益積立金として積み立てなければならない。 地方公営企業は、 金 一をうめ、 な お残 2額があ 毎事 業年度利益 るときは、 を生じ 政令で た場合 定めるところにより、 において前 事 業年度から繰り越し そ の残額 の二十分の一を下らない た欠損 金があ るときは、 金額 を減債積 そ の利 <u>寸</u> 益 一金又は をもつ

毎 事 業 年度 生じ た利益 0 処 分は、 前 項 の規 定 による場合 を除 くほ か、 議 会 一の議 決 を経 て 定 めな けれ ば な 6 な

2

- 3 第 項 の減 債 積  $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 金は、 企業債 0) に充て る場 合 のほ か、 使用 することができな
- 4 項 の利 益 積 立 欠損 金 をう める場合 のほ か、 使用 す ることができない。
- 5 毎 事 業 年度 生じ た資本剰余金は、 そ の源泉別 に当 該 内容 を示 す名 を附 L た科 目 積 み 立てな けれ ば な 5 な
- 6 前 項 0) )資本剰· 余 金は、 政令で 定める場合を除 くほか、 処分することができない

(欠損の処理)

第三十二条の二 つてその欠損 金をうめ、 地方公営 な 企業は、 お不足があ 毎 事 るときは、 業年度欠損 政令で を生じ 定めるところに た場 合 に おい 7 より、 前事 業年度 こ れ から を繰 繰り ŋ 越 越し すも のと た利益があ する。 るときは、 そ 0 刹

注 次条中、 点線の左側部 分は、 第 174 回通常国会に提出予定の地方自 治法の一部を改正する法律の施 行日 (地方自 治法の一部を改正する法律附則 第 条 「この 法

から施行となる

(組織に関する特例)

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」)

第三十 لح す Ź。 九条の二 地方公営 企 一業の経営 に 関 パする事 務 を共 同 処 理 す ´る 一 部事 務 組 合 これ を企業団という。) の管 理 者 の名 は、 企

- 2 企 業団 には、 条の規 定にか か わらず、 同 条 の管 理 者 を置か ず、 当 該 管 理 者 0) 権限 は、 企業長が 行 なう。
- 3 方 公共 企 業長は、 団体 の長が共 企 一業団 同 の規 して 約 任 で 別段 命 す くるも 0) 定めをし のと する。 ない 限 ŋ, 地方公営 企 業 の経営 に 関し 識 見 を有 する者 のうち、 から、 企 業団 を組 織 す る 地
- 4 規 規 項 の別 定す と 読 段 える方 条の二第 0 企 み替 法に 定 業長 につ  $\emptyset$ え より に 項 るも より 1 及 び て準 任 のとする。 さ 任される企業長について準 第四項から れ 用する。 る企 業長 につい この場合 第十項まで、 こにおいて、 て準用 地方自 する場 用 する場 第七 治法 合 合 第百 にあつては「 条の二第七 にあっては 八十 条 項 の五 及び 企業団  $\neg$ 企 第 第 業団 六項 を組織 八項 カュ の規約で 中一 5 す 第 る地方公共 地方公共団 八項 定め ま で並 る者は 団体 び 体 0) に そ 長 の長 地方 の規 は は、 公 لح 約 務 共 あ で 員 るのは、 同 定めるところ 法 して」 第三 + 前 兀 項 条 前 0
- 5 業団 の監 査 委員 の 定数は、 企 業団 の規 約 で 定めるところ により二人又は 人と す る。
- 6 前 任 する。 の監 査 委 員 は、 企業長 が 企 業団 の議 会 の同 意 を得 人 格 が 高 で、 事 業 の経営管理 に 関し 優 れ た識 見 を有 す のう 5 か 5
- 7 沚 業団 (D 議 会 0 議 |員 の は、 士五人 をこえ ることが できない。 ただし、 そ の経 営 す る事 業が大規 模 であ る企 業団 にあって そ

の事 業規模に応じて、政令で定める基準 - により、 三十人を限 度としてその議会の議員の定数 を 加 することが

į 8 7 地方公営 企 業の経営に 関する事務 を処理 する広 域連合 以 (これを広 下 広 域連 「域連合 合 企業団 企業団 という。 に 対する第七 条の規 定 の適用 につ て

同 条ただし 書 中 政令で 定める地方公営 企 業につい て管理者」 とあ るのは、 「管理者」 と する。

<sub>†</sub> 9 業団又は広 城連合 企業団 の設置があっ た場合における企業長 0 任 の時期そ の他必要な事項は 政令で 定める。

○ 地方公営 企業法施行令 (昭和二十七 年政令 第四百三号)(抄)

資本及び負債)

8

は、

第 負債とす 士五 条 以下本条において同じ。 ź。 地方公営 企 業において は、 の 前 金額を 条に規 定する資産 除し た額をもつて資本とし、 0) 金額から負 債 建 欠損 金の処理 設又は 改良 に要 のための企業債及びそ する資金に充て るために の他 の負債 する企

2 資本は 資本金及 び 剰 余 金に、 資本金は 自 資 本金及び借 入資 本金に、 剰 余 金は 資 本剰 余 金及び利 益 剰 余 金に区 分 す る。

3 負債は、 定負債及び流動負債に区分する。

(利益の処分)

第二十四 か らすでに積み 業 を企業債 年度から繰り越し 条 事 の額 業年度 立てた減債 に達するまで、 た欠損 日において 企業債 積立金の積 金をうめ 減債積 立金として積み 立額 た後 を有 を の残額 する地方公営 除し た額 (以下「欠損 が欠損 立てなければならない。 企業は、 金補てん残額 金補てん残額」 毎 事 業年度 の二十分の一に満たない 地方公営 企業にあつては という。 生じた利益 のうち の二十分 法第三十二条第一 の一を下らない 項 の規 (企業債 定に より そ の額 前 0)

公営 公営 事 企業は、 業年度 企業にあ · 額 ) 欠損 を利 つては、 日に 益 金補てん残額 おいて 企業債 積 <u>\</u> 欠損金補てん残額 金として積み立てなければなら の二十分の一を下らない を有しない の二十分 地方公営 の一から減債積 企業及び前 な 金額 (当該事 項 の規 立金として当該事 定により 業年度において減債積立金の積 企 業債 ,業年度 の額 に達 に おい するまで減債 て積み 立額が 立て た額 積 企 一業債 <u>\f\</u> を 金 の額 ーを積 除 して得 に達し 4 立て た地方 た地方 た額を

2

3 の全 部又は 項 の規 部を利 定 により . 益 積 減 立金として積み立てることができ 債 積 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 一金を積る み 立て、 な お利 益 に残 る。 の額が あ る 地方公営 企 業は 前 項 の規 定に該当 る場 合 を除 き、 そ の残

額

- 4 法第三十二条 目に積み立てな 第一 項 ければならない。 の規定に より 利益 の処 分とし て 特 定 0 目的 0 た じめ利益 を積み 立て る場合 に おい ては、 そ の使 途 を示 す名 を附
- 5 前 項 に規 定する積 立 一金をそ 0) 目的 以外 の使 途 に使用し ようと する場 合 に おい ては 議 会の議 決 を経 な けれ ば な 5 な

(資本剰余 金の取 し)

第二十四 若しくは廃 条の二 資本剰 た場合 余 において、 金に 整理 損失を生じたときは、 すべ き資金をもつて取 当 得 該 た資産 資 (本剰余 で総務省令 金を取り で して当該損失をうめることができ 定 め るも のが 滅失し、 又はこ れ を し、

利益積立金をもつてうめるも のとする。

第二十四

条の三

法第三十二条の二の規

定により

前

事

業年度

つから

繰

ŋ

越

し

た利益

をもつて欠損

金をう

め

な

お欠

損

金

一に残

額が

あ

欠損

の処理

規 定に 前項 の規 より取り 第二十四 定により利益積立金をもつて欠損 条第四項 に規 定する積 すことができ る部分を除く。) をもつてう めることができ 立金をもつてうめ、 金をう めても、 な な お欠損 お欠損 金に残額が 金に残額 あ が あ るときは、 るときは、 議 翌事 会の議 業 決を経 年度 へ繰り て、 越 資 (本剰余 のと 金 しする。 条の た

(自 資本金への組入れ)

第二十五 条 資本金に組み入れなければならない。 減債 積 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 金を使用して借入 資本 金であ る企業債 を L た場 合 に おい て は、 そ の使用し た減債積 <u>\</u> 金 一の額 に相 する

- 2 た場合 十四条第四項 においては、 の規 定により そ の使用し 地方公営 た積 立 金 企業の建 一の額 設又は に相当 する金額を自 改良を行う ため積み 資本金に組み入れな 立てた積 立 金を使用して ければ ならない。 地方公営 企 小の建 設又 は 改良
- 3 な 規 ければならない。 定により 十四条第四項 ・長期の貸 の規 付けを受けた金額 定に より積み 立て を た積 L 立金を使用して借入 た場合においては、 その使用し 資本金であ る法第十七 条の二第 た積立金の額 に相当 する金額 |項又は 法第 を自 + 資 八 、本金に組み 条の二第 入れ 項 0

○ 会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

(資本金の額の減少)

第 兀 を 定めなければならない。 百 四十七 条 株 式会社は、 資本金の額 を減少 することができ る。 の場 合 に おい 7 は、 株 主総 会の によっ て、 次に掲げ げ

項

- 一 減少 する資本金の額
- 減 する資 本 金 の額 の全 部又は 部 を準 備 金と するとき は、 そ の旨 及 び 準 備
- 三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前 項 第 号の額 は、 同項 第三号の 日におけ る資 本金 の額 を超えては な 5 な
- 3 該 決 日前 定 株 式 菆 会社が 0) 資本金の額 株式 会設置会社にあっては、 0 発行と同 を下 5 ないときに 時 に資本金 取 一の額 おける第一項 を減少 会の決議 する場合 におい )」とする。 の規 定の適用 て、 については 当該 資 本 同 金 一の額 項 中 の減 株主総 少 の効力が 会の決議」 生ず とあ る日 るのは、 後 0 資本 金 一の額 取 が

当

0

(準 備金の額の減少)

第四 を 定めな 百 四十八条 ければ、 ならない。 株式会社は 準 備 金 の額 を減 少 すること が でき る。 ۲ の場合 に おい て は 株 主総 会の 決議 に よっ 次に掲 げ 項

- 一 減少 する準 備金の額
- 減 少 する準 備 金 一の額 の全 部又 は 一部を資本金とするときは、 そ の旨及び資本金と

三 準 備金の額の減少がその効力を生ずる日

- 2 前 項 第 号の額は、 同項 第三号の 日におけ る準 備 金 の額 を超えては なら な
- 3 該 目前 式 。 の 準 会社が 備 株式の 金 一の額 を下 発行と同時 に準 らないときに 備金 一の額 おける第一項 を減少 する場合において、 の規 定の適用 につ 当 V) ī該 準 ては 備 同 金 項 の額 中 の減 株 少 主総 の効力が 会の決議」 生ず る 日 とあ 後 るのは、 の準 備 金 取 の額 が 当 0

定(取 会設置会社にあっては、取 会の決議)」とする。

資本金の額の 加)

決

第 めな 兀 百五 十条 ければならない。 株式会社は、 剰 余 金の額 を減少して、 資 本 金の額 を 加 す ることが できる。 の場合においては、 次に掲げ 項 を定

- 減少 する剰余 金の額
- 二 資本金の額の 加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 備 項 金 の額 第 号 の額 加 砂は、 同 項 第二号の日における剰 余 金 の額 を超 えて は なら

ない。

第四 豆 ければな + 条 5 株 ない 式会社は 剰 余 金 一の額 を減 少 して、 準 備 金 の額 を 加 す ることが で き る。 の場 合 に において は、 次に掲 げ 項 を

減 少 する剰 余 金 の額

定

- 準 備 金 0 加がそ の効力 を生ず る
- 2 前 項 各 号に掲 げ る事 項 0 決定は、 株主総 会の 決議 によらな ければならない。
- 3 第 項 第 一 号 の額 には、 同 項 第二号 の目に における剰な 余 金 の額 を超えてはならない

第 額 及 兀 び剰余 そ 量 の他 十二条 金の配当その他 株式会社の財産 の法務省令で 定める事項 を定めな 株式会社は、 株主総 会の決議 を処分するも けれ によって、 ばならない。 のを除く。 損失 の処理、 をすることができ 任意積 立金の積 立てそ る。 ۲ の場 の他 合 の剰 に 余 おい 金 ては の処 分 当 該 前 剰 目 余 に 金 定 こめるも の処 分

0 0

株 主 に 対する剰余 金の配当

第 兀 五五五 十三条 株 式会社は、 その 株 主 当 該 株 式 会社を除く。 に 対し、 剰 余 金 の配 当 をすることがで き

剰 余 金の配式 当 に 関 する事項の 決定)

第 る事 兀 重 項 十四条 を定めなければならない。 株式会社は、 前 条の規 定に . よる剰 余 金 の配 当 をし ようとするとき は そ 0) 株 主総 会 0) 決議 によって、 次 に掲

額

- 配当財産 の種類 (当該 株式会社の株式等を除 及び 額 の総
- 株 主に対 でする配 当財産 0) 当て に関 でする事 項
- 当 該剰 余 金 一の配当 「がそ の効力 を生ず る日
- 2 種 類 前 項  $\mathcal{O}$ に規 株式 の内容に応じ、 定 する場 合 「におい 同項 第二号に掲げ て、 剰 余 金の配当 る事項として、 につ 11 て 内容 の異 次に掲げ な る る事 以上 項 を定めることができ の種 類 0 株式を発行して る。 るとき は、 株 式 会社は 該
- あ る種 類 0) 株 式の 株主に対して配当財産 0) 当て をしないこととするときは、 そ の旨及び当該 株式 の種 類
- 前 号に掲げる事項 のほ か、 配当財 産 0) 当て につい て 株式の種類ごとに異な る取 *\* \ を行うこととするときは、 そ の旨 及 び 当該

異 な る取 の内容

3

数 と するものでな 前 項 項 第 第二号 二号 けれ に掲げ に掲げ ば なら る事 る事 な 項 項 につい につ 1 て 7 0 0) 定めは、 定 つめがあ る場 株 主 合 当 にあって 該 株 式会社及び は、 各 種 前項 類 0) 株式の数) 第一 号の種 に応じ 類 0) 株式の株主を除 て配当財 産 を く。 ŋ 当て の有 ることを する 株 式の

- 4 配 当 号 の期 財 産 間 が 0) 金 以 日は、 外 の財 第 産 項 で あ 第三号の日以 るときは、 株式 前  $\mathcal{O}$ 会社は、 日でな ければ 株主総 ならない。 숲 0 決議 よっ て、 次に掲 げ る事 項 を 定 め ることが で き
- に おいて同 主に 対し υ° ) 7 金 を 分配請4 えるときは、 求 権 (当該配当 その旨及び 財 産 金 に代えて 分 配 請求 金 権を行使することができ を交 付 すること を株式 会社に 対し て請 求 する 権利 をい う。 以 下
- 定の数 満 の数 0) 株式を有する株主に対して配当財産 0) 当てをしないこととするときは、 そ の旨 1及びそ
- 5 限 につ 取 る。 V ての第 以下この項 会設置会社は、 一 項 の規 において「中間配当」という。)をすることができる旨を定款で 定の適 一 事 用につ 業年度 いては、 の途 中に 同 おいて一 項 中一 株主総 に限り 会 取 とあ るのは、 会の決議 取取 によって剰余 定めることができ とする。 金の配 当 る。 (配当財 ے の場 産 合 が に 金 お け で る中 あ るも 間 配 0 に
- $\bigcirc$ 地方 益及び損 独 立行 失 政 法人 理 法 平 成 士五 年 法律第百十八 号) (抄

줴

の処

等

の限りでな

第四 余 があ + るときは、 地方独 立行 そ の残 政法人 余 は、 の額 は、 毎 事 積立金として 業年度、 損 益計算 整理しなければならない。 におい て利 益 を生じ たときは、 ただし、 第三項 前 事 の規 業年度から 定により シ繰り 同 項 越 L の使途 た損 に充て 失をう る場合 め な は

- 2 が 地方独 あ るときは、 辛 政法人は、 の不足額は、 毎 事 業年度、 繰越欠損 損 益計 金として 算 において損失を生じたときは、 整理しな ければならない。 前 項 の規 定に ょ る積 立 一金を減 額 L て 整理 Ļ な 足
- 3 地方独 部 を翌事 立行 業年度 に係 政法人は、 る認可 毎事 中期計画 業年度、 第一項 の第二十六条第 に規 定する残 二項 (余があ 第六号の剰 るときは、 余 金の使い 設 途 に充て ることが 立 団 体 の長 の承認 でき を受 けて、 そ の残 余 0 額 の全 部又は
- 4 間 地方独 係る認可 立金があ 立行 中期 政法人は、 るときは 計画 の定めるところ 中期 そ っ の 額 目標 に相 の期間 当 により、 する金額 の最 後 当 該 のうち の事 業年度 次の中期目標 設立団体 に 係る第 の長 の期間 の承 |項又は第| に 認 を受 おける業務 けた金額 二項 の規 の財源 を、 定による整理 当該 に充て 中期 ることができ を行 の期 0 た 間 後 0 次  $\mathcal{O}$ 中期 項 規 定 によ
- 5 立団体 の長 人は、 前 項 の規 定による承認 をし ようとするときは、 あら かじ め 委員 会の意見 を聴かなければなら な
- 6 あ るときは、 独 そ 政 公法人は、 の残 余 の額 第四項 を設 立団 に規 体 定する積 に 付しな 立金の額 ければ・ に相 なら 当 ない。 する金額 カゝ 5 同 項 の規 定 による承認 を受 け た を 除 して な お残 余
- 7 前 三項 に定 んめるも 0) のほ か、 付 金 付 の手 ,続そ の他 積 <u>√</u> 金の処 分 に 関し 必 要な 事 項 は 設 立団 体 の規 則 で 定

 $\emptyset$ 

る。

○ 地方財 政法(昭和二十三年法律第百九号)(抄)

(剰余金)

第七 ならない。 金額は、こ 地方公共団 れを剰余 |体は、 金を生じ 各 좕 年度 た翌翌年度までに、 において歳入歳出 積み立て、 の決算上剰余 又は 金を生じ 期限 た場合においては、 を繰り上げて行なう 地方債 当該剰 余 0) 金 のうちー の財 源 分 に充てなければ 0) 一を下ら

- 2 第四条の三第二項及び 第三項並び に 第四条の 兀 の規 定は、 前項 ・ の 規 定により積み 立てた金額 につい て準 用 す
- 3 の全 前 部又は 条の公営企業について、 部を一 会計又は他 歳入歳出 の決算上剰余 の特別 会計に繰り入れることができる。 金を生じた場合に おいては、 第一項 の規 定にかかわらず、 議 会の議 決を経

そ

4 第一項及び前項の剰余金の計算については、 政令でこれを定める。

 $\bigcirc$ 地方公共団 体 の財 政 への健・ 全 化 に 関する法 律 平 ·成 十 九年法 律 第九十四号) 抄

資金不足 の公表等)

第二十二条 か 及びその算 当該 公営 企業を経営 する地方公共団 資金不足 定の基 となる事項 を公表しなければならない。 を記載し 体 た書類 の長は、 を監 毎 查委員 年度、 当該公営 の審 査 一に付し、 企業の前 そ の意見 年度 0) 決算 を付けて当該 の提出 を受 資金不足 けた後、 速やか 会に報告し、 に、 資金不足

- 2 政令で 定めるところ により算 定した当該 前 頭に規 定する「 資 金木足 」とは、 年度 の前 年度 公営 企業ごとに、 の事業の規模で除して得 政令で 定めるところ により算 た数 をいう。 定し た当 該 年度 の前 年度 0) 資 金 の不 足 額 を
- 3 第三条第二項から第七項までの規定は、資金不足 について準用する。

 $\bigcirc$ 辺 地に 係る公共 的 施 設 の総 合 整 備 のため の財 政上 の特 別 措 置 法 に 関 す る法 律 (昭 和三十七 年法律第八十八号) (抄)

(目的)

第

を目的とする。 るために必要な 条 この法律は、 財 政上 辺 地 の特別措 を 置等を定め、 する市町村 について、 辺 地とそ 当 の他 分 の間、 0) 地 域と 当 該 の間 辺 に 地 に係 おけ る住 る公共的施 民 0) 生活文化水準 設の総 合的、 の著し かつ、 1 格 計 画 の是 的 な 正を図ること 整備を促 進す

化水準 この法 下が著 しく 律に 低 おい 1 Щ て 間 辺 地 地 とは、 そ の他 交通 のへん 条件及び自 な 地域で、 然的、 住民 経 の数に 済 的、 そ 文化的 の他 につ 諸 いて 条件 政令で に ま れ 定める要 ず、 他 件 0) に該当 地 域 に L てい して住 るも のをいう。 民 0) 生 活文

2 是 正 0) を図るため最低限度必 法律に おい て「公共的 施 要 なも 設 とは、 のをいう。 次に掲げ る施 心設で、 辺 地とそ の他 の 地 域と の間 における住民 の生活文化水準 1 格

電 用電気供 給 施 設

0

道 2路及び 施 設

三 小学校若しく は中学校又は 中 等教育学校 の前 期課 程 の児 童 又 は 生 0 通 学 を容易 するため の自 動 車

施

設又は

兀 診療施 設

五. 用水供給 施 設

六 前各 号に掲げ 0) 0) ほ か、 政令で 定 め 設

総 合 整 一備計画 の策定等)

合的な 声町村は、 整備に関する財 の法律によつて公共的 あらかじ め、 都道 の計画 府県知事 施 以下 設 の整備、 と協議しなければならない。 「総合整備計画」という。 をし ようとする市町村は )を定め、 これを総務大臣に提出しなければならない。 当 該 市町 村 の議 会の議 決を経 て当該辺 地 ۲ に の場合において、 係る公共的 施 設 当該

2 総 合 整備計画は、 次の各 号に掲げ る事項 につい 7 定めるものとする。

整備を必要と する辺 地 の事 情

整備しようとする公共的 施 設

三 正備の方 法

兀 備 に要 する経費 費とそ の財 源 内

五. 前 各 号に掲げ げるも ののほう か、 総務省令で 定 め

項

3 じ ようとする措 府県. 知事 は、 置 一の計画 第 一 項 を定め、 の規 定により これ を総務大臣 市町 村が総務大 に提出 臣 す えも に提 のと 出 する総 する。 合 整 備計 画 に 関し、 当 該 都道 府県 が 当 該 市町 村 に協 力 て

務大臣 あ る各省各 は、 庁 第 の長 項 の規 줽 政 定に 法(昭 より 和二十二年法律 総 合 整 一備計 画 の提 第三十四号) 出 が あ 0 第二十条第二項の各省各庁の長をいう。 た場 合 に において は、 ただち に、 そ の旨 を当該 ) 似下「 総 合 関 整 係各省各庁 画 の長」 V 7 関

とい 申 う。 出 ることができ )に通知しな る。 けれ ば なら な *١* ، の場 合 に おい て、 関 係各 省 各 庁 の長 は、 当 該 総 合 整 備計 画 につ 1 てそ の意 見 を総 務 大臣 に

5 る。 前 四項 の規定は、 第 一 項 の規 定 により 総 合 整 備計 画 を提 出 L た 市町 村 が 当 該 総 合 整 備計 画 を変 更 し ようと する場 合 につ V) て 潍 用 す

(地方債)

方債をもつてその財源と することができ が 必要と する経費 につい 第三条第 項 の規 ては、 定に より 地方財 市町 政 村 が総務 る。 法 昭 和二十三年 大臣 に提 出 法 L 律第百九号)第五 た総合 整 備計 画 条各 号に規 に 基づい て実施 定する経費 する公共的 に該当し 施 設 ない の整 ₽ 備  $\mathcal{O}$ き当 7 該 村 地

利 金の基準財 政需要額への算入)

第六条 当 で、総務大臣が指 **当**該 市町 地方債 総 村 合 に交 付すべき 地方交 付税 整備計 を財源として 設置した施 定し 画 に たも 基づいて実施 する公共的 のに係る の額 利 設に関する事 の算 定に用い に要する経費は、 施 業の経営 設 の整備 る基準 につき当 に伴う収 財 地方交 政需要額 付税 入 該 を当 市町 に算入 するも 法 該 (昭 村 地方債 が必要と 和二十五  $\mathcal{O}$ のとする。 年法 する経費 利 律 第二百十一号)の定めるところにより、 に充てることが の財 源 に充て るため起こし でき るも のを除 た地方債

 $\bigcirc$ 石 油 コ ンビナー  $\vdash$ 等災害防 止 法 (昭 租五 +年 法 律 第 八 +兀 | 号)

目的()

第 及び 及び 和三十六年法 ることにより、 対産 拡大 の防 を保 0 法 護すること 止 律第二百二十三号) そ 律は、 消防 等 の ため 石 法 油 (昭 を目的とする。 の総合的 コンビナ 和二十三 な施 1 の他  $\vdash$ 年 等特 策 法 律第 災害の防止  $\mathcal{O}$ 別 推 防 進 百 でを図り、 災区 八十六号)、 に関する法律と相まつて、 域 に保 ŧ つて石油コンビナ る災害の特 高 ス 保 安 性にか 法 ] ~昭 石 んが  $\vdash$ 和二十六年法 油コンビナート 等特別 等特別防 み、 そ 災区 0 災 律第二百四 (害の防 域に係る災害が 止 防災区 に 一号)、 関する基 5 災害対 域に係る災害 国民 本的 策基 0 生命 事 項 本 0) 法 を 発 (昭 定 8

定事)

第二条 この法 律 に おい て、 次 の各 号 に掲 げ る用 の意義 は、 そ れぞ れ 当 該 各 号 に 定め るところ による。

一 (略 )

石油コ ンビ ナ 1 等特 別 防 災区 域 次 のい ず れ カュ に該 当 する区 域であつて、 政令では 指 定するも 0)

をいう。

イ 及び取 該区 する事 につ 理量を合計 理 る基準総 量で除して得 号に規 当 いて 一体として防災体制を確立することが緊要であると認 若しく 域に所在 第 業所のうち、 X 定 量 項 域 に規 L は する を政令で に する特 た数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数 取 石 た数 定する移 油 石油 定 スの処理量 量で除して得 定めるところに の事 又はこれらを合計し 動タン 化その他 業所 所 取 等を設置してい についてそれぞれ (高 量 た数 の方 法で 一日 より合計して得 消 所 若しくは同項の規定による許可 ス保安 防 を除 た数 法第十 、法第五 るすべての者の事業所における石油 Iに処理 が一以上となる事業所 災害 以 下 一条第 た数 条第 · 「石 0 することができる 量 発生及び拡大の防止 項 油 をいう。 一 項 の規 められ の規 定による許 所 又はこれら を合計し 定による許可 に係る事 以下同じ。) 等 るも を受けているすべての者 という。 を含む二以上の事  $\mathcal{O}$ ス 可 の容積 のための特別 に )において を政令で 定める基準 係  $\mathcal{O}$ る をいう。 た数 所 • 取 業所が所在し、 業所 において の措 以下同じ。) が 置を講じさせ 造 所 の事 量を合計し 一以上とな 業所に 又 又は 定置 は かつ、 を政令で 定める基準処 取 取 取 ŋ る区 た数量 を政令で 定め おける高 式設備により るととも 所 当該区 一域であつ 量で除 う 石 同 に当該 油 法 域 第 て、 ス のに所在 同 て + 区 項 当 域 第 た

口 7 す 石油 災害の発生及び拡大 る政令で 定める基準 0) • 取 量 総処理量で除して得 の防 をイに規 止 0) ための特別 定する政令で定める基準 た数 の措 置を講じさせ 又はこれら 総 を合計 ることが緊要であ • 取 L 量で除し た数 が ると認 て得 一以上となる事 た数 められ 若し るも こくは高 業所であ 0) の区 0 域 ス の処 当 該 理 量 に規 定

ハ イ又は口に該当 することとなると認められる区域

# 三~十(略)

(石油コンビナート 等防 災本部)

を置かないことができる。

2 第二十七 別防 条 特 別防 域であつて、 災区 一域が所在 第二条第二号ハ に該当 するも する都道 府県 に、 石 油 コ ンビ 0) のみが所 ナー 在する都道 等防 災 本 部 府県 贝 下 においては、 防 災本部 前 項 の規 う。 定にかかわらず、 を置く。 防 災 本

3 ことをいう。 災本 部は、 以下この章において同じ。)に関し、 当該 の区 域内に所在 する特別 次 の事 防 務 をつかさど 域に 係 災 災 害 0 発生及び拡大 を防 止 並 び に 災 害 1の復 旧 を 図る

一 石油コンビナート 等防 災計画 を作成し、及びその実施 を推進すること

一 防 災に関する調査研究 を推進すること。

三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に 達すること。

兀 体 及び当該 た規 災害が (害復旧 の管理者 定 発 に す 係る連絡調 生し (第三十 定公共 た場 府県 合 の区 一条において「関 整 に 機 関及び おい を行うこと。 域 内 て、 , の特 同 別防 条第 該 災区 都道 係機関等 六号に規 府県、 域に所在 定する指 という。) 関 1 する特 定地方行 定地方公共 定事 が石油コンビナート 業所 政 に 機 機関 係 関 る特 べをい 関 定事 、 う。 係 市町 等防 業者そ 以下同じ。 村、 災計 の他 関 画 係公共 に基づい 当 該 当 特 該 别 関 て実施 防 都道 (災害 災区 府県 す 域 対 の区 る災害応急 内 策 の防 基 域 本 災上 内 ·法第二 重 対 共 な 的 施 寸

五. 石油コンビナ  $\vdash$ 等現 地防 災本部に対して、 災害応 急 対 ?策の実 施 に 関し 必 要な 指 示 を行うこと。

を行うこと。 六 災 発生し た場合 に おい て、 玉 の行 政機関(関係特 定地方行 政機 | 関を除っ < . <u>ک</u> の連絡 を行い、 及び 他 0) 都道 府県と 連 絡 調 整

七 その他は 特 別 防 災区 域 に 係 る防 災に 関 す る重 要 な 事 項 の実 施 を 推進すること。

防 災 本 . 部 の組 織

第 八 条 防 災 本 部は、 本 部長及び 本 覱 をも 0 て 組 織 す

2 部長 は、 当 該 防 災 本部を設置 する都道 府県 の知 事 をもつて充て

3 部長 は、 防 災 本 . 部 この事務 を総 する。

に事 故 が あ るときは、 あ いらかじ めそ の指 名 す る本 が そ の職 務 を代理 す る。

本 覱 は 次に掲 げ る者 をもつて充て る。

5

4

当 該 都道 府県 の区 域 内に所在 する特別 防 災区 域 の全 部又 は 部を管 轄 す る特 定 地方行 政 機関の長 又 は そ の指 名 す

当 該 府県 を軽 微 区 域とす Ź 上自 の方 面 総監 又は そ の指 名 す る 部 若 L < は 機 関 の長

三 総監 又は 当 該 道 の道 察 本 ·部長

兀 当 該 都道 府県 の知 事がそ の部 内の職員 のうちから 指 名 する者

五. 当 該 の区 域 内の 市町 村 のうち、 そ の区 域 内に特別防 災区 域が所 在 する市町 村 0 市町 村 長

六 当該 府県 0) 区 域 内 0 市町 村 前 号に規 定する市町 村 を除く。 のうち、 当 該 都道 府県 の知事 が 特 別 防 災区 域 に 係 災 に 関

必要と認 めて 指 定 する市町村 0) 市町 村長

七

前

一号に規

定

する

市町

村

の消

防

長

消

防

本

部

を

遺置かな

V

市町

村

にあ

つては、

消

防

寸

長

九

そ

他当

該

の知

事

が

必要と認

めて任命

する者

八 当 の区 域 内 に所 在 す んる特 別 防 災区 域ごと 当 該 特 別 防 災区 域 内 の特 業所 係 者 を代 表 す

- 6 防 災 本 部 に、 門 の事 項 の調 査 をさせ るた め 専門員 を置くことができ る。
- 7 専 門 定事 員 は、 業所 の職 関 係 員 ;地方行 及び学 政 識 機関 経 の職員、 のあ る者 当該 のうち 都道 から、 府県 の職員、 当 該 都道 当該 府県 都道 の知事 府県 が の区 任命 域 する。 内 0 関 係 市町 村 の職 員、 関 係公 共 機 関 職 員 関
- 8 な 知 識 ければならない。 本 - 部長は、 を有 する職員 特別 防 を防 災区 災本部 域に おい て 発生し するよう要請 た災害の応 することができる。 急 対 策の実施 について必要があ この場合 において、 ると認 消 防庁長官は、 めるときは、 消 適 任 防 لح 庁 認 長 官 8 る職 に 対し、 員 専 門 的 L
- 9 る。 前 各項 に定めるも 0)  $\mathcal{O}$ ĺŦ か、 防 災本部 の組 織 及び 運 営 に . 関し 必 要 な 事 項 かは、 政令で 定める基準 に従って当 該 都道 0 条 例 で 定め

宕 油 コ ンビ ナ 1 等防 画

第三十 いて、 画」という。) て に規 災計画 定する都道府県 当該防 当該協 条 は、 防 災計画 議会を設置した二以上の都府県 災 を作 前項 本 部及びそ 成し、 地域防 には、 の特別防 災区 災害対策基本法第二条第八号に規 及び毎 年これ の協議 災計画及び同 会は、 に検討 当該 号ハ に規 にわ 都道 を加え、 府県 定する指 たつて所在 の区 必要があ 定地域都道 府県防災計画 の事 定する防 域内にそ する特 項 ると認 別防 の全 災基本計画、 いて 部の区 災区 めるときは、 域) 域が含まれ 同 に に 条第九号に規 係る石油コンビナート これ するも を修 る特 別防 正しなければならない。 のであつてはならな 定する防 災区 域 災業務 防 災計 災 計 本 画 画 部 の協 议 同 の場合にお 下 議 条第十 会にあっ 「防災計

関 係 機 関等 の処 理 すべき事務又は 業務 の大綱

域に係る防

災に

関し、

次

につ

定めるも

のとする。

2

防

- 関 係機 関等 の防 災 に関する組 織 0) 整備及び防 災 に 関 す る事 務 又 んは 業務 に従 事 す る職 員 の配 置 等 関すること。
- 三 防 災に . 関す る調 查研 究 に関すること。

兀 特 定事 業所 の職 員 及び そ の他 0) 関係機関 等 の職 員 の防 災教 育 及 び 防 災訓 練 に 関 すること。

五. 特 定事 間 の相 互 応 援に関 すること。

七六 防 災の ため 0) 施 設 設 備 機 具及び 資 0 設 置 持 備 調 達 に関すること。

災 八害の想 定に 関 すること。

八 災 害が 発生し、 は 発生する おそれがあ る場 合 に お け る情 報 の収 集 及 び 並び に広 報 関すること。

+九 現 地 本 災組 部 0) 織、 設 置及びそ 共 同防 災組 0) 業務 織 放びび広 の実施 域共 に関すること。 同 防 織 0) 活動 0 に関すること。

石 油 等 0 又は 流 出 そ の他 の事 故 に よる災害に対する応急 措 置 の実施 関すること。

地 の他 の異 常 な 自 然 現 象 に よる 災 害 に 対 する応急措 置 の実 施 に 関 すること

災害時 に お け る避 難 交 通 の規 制 区 域  $\mathcal{O}$ 設 定 等 に関す る と。

十四四 災 にお け る 関 係機関等以 外 0) 地方 公共団 体 等に対 す 援要請 に 関すること。

十五 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。

十六 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

3 に 防 ょ る影響 につい 災 本 半部及び そ て科学的知見に基づく調査、 の協議 会は、 第 一 項 の規 定 により防 子 及び 災計画 を作 を行うととも 成し、 又は修 に、 これら 正 ようと の結果に関して、 するときは、 防 災 災計 害 0 画 発 の的 生の おそ 0 れ 及 び な

施 0 推 進 に関する関係特 定事 業者 の理 と協 力 を得 るため、 発活動及び広報 活動 を行う よう努 つめるも のと す Ź

4 画 防 を主務大臣 災本部及び に提 そ 出 の協議 するととも 会は、 に、 第 そ 項 の要旨 の規 定 により を公表しなければならない。 防 災計 画 を作 成し、 又は修 正 たときは、 当 該防 災計 画 又は 当 該 修 正し

災害対策基本法等との関係)

模 ついては、 四項 地 及び 策特別 第六項、 の区 これ 災害対 域 5 措 内 に所 の規 置法 第四十条第一項及び 策基本法第二条第十号イか 在 定に規 定する地域又は区 (昭和五十三年法律第七 するも 0) を除 第一 項、 次項 らニまで、 域は、 に 十三号) 第四十二条第 おいて同じ。 特別防 第十七 第十 災区 四 項及び 条第七項及び第八項並び 条 を含まないも 域 第一 (第二十七 項、 第 項、 第十六条第一 のと 条第二項 第四 する。 十三条第 項、 の規 に第十八条第二項 第十七 定により 項 並 び 条第 防 に第四 災本 及び 項、 部 十 第三項 兀 第二十三 を 置か 条第 な の規 項 定 並 第 び の適 に大規 用 す る

2

に規 と 0 0 る 特 宕 別 第 る 定 第十三条 でする石 : の規 油 防 のは 項 コンビナー に規 定に 域に 油 第 定する石油 よる都道 \_ 項 ンビナ 防 係る災害対策基本法の規 中 災 防 会議 等災害防止 都道 災 府県」とあ 1 コンビナート 会議 等防 石 府県防 油コンビナ の協 災 法 災会議 議 るのは 本 (昭和五十 部 会 等防 以 又は」 石 定の適用 下 油 災計  $\vdash$ 都道 年法律第八十四号)第三十二条第一項 「石油コンビ 等防 コ とあ 一府県」 画 ピ については、 災 るのは 贝 ナ 本 と、 下 ] 部 「石油コンビ 1 ナート 同 都道 法第六条第 同 同 災 等防 府県防 法第二条第十号中 「 法 本 第 部 ナート 等防 災 四十一 の協議 災会議、 本部 一 項 条中「又は 中 会 لح . こ の 災計画」という。 と、 石油コ に規 いう。) 又は」 同 次に掲げ 法律の規 定する特 ンビナート 法第二 都道 げ 府県 別防 るも + と、 定による国 地 ) ) ) 災区 域防 条中 等災害防 <u></u> 都道 災計 とあ 域につ 同 都道 とあ 画 止 法第三条第四項 る 防 いては 法 とあ るのは 災 第二十七 防 るのは 災会議 次に 同 条第 法 玉 げ 第三十 とあ 都

道 道 中 府県 府県 防 地 村 域防 災 会議 地 災計 域防 又 は 画 そ 又 画 0 は 石 とあ とあ 油 コ るのは ンビナ る のは 石 都道 1 油コンビナー 等防 府県防 災計 画 災会議若しくは と  $\vdash$ 等防 同 災計 法 第四 画 石 油コンビナ 士五. と する。 条中「 会長」 1 等防 とあ 災 本部又は るのは はこれら 会長若しくは Qと 本 同 法第五 + 八 条 都

(主務大臣等)

第四十六条 この法律における主務大臣は、 次のとおりと する

- 四項 ては、 項 規 に よる届 こよる報 の規 定による期 十八条 において準用 条第 総 定に 出 務大臣 告 の受理 の規 項 0) ょ 間 定 る 収、 及び経済産 確認、 による意見 する場合を含む。) 0 第六条第 (要請 長、 第四十条第一項 第十二条の規 を受けること 同 <u>一</u>項 業大臣 の聴取、 条第七項 第七 の規 の規 条 第 定による命 の規 第八条第 を含む。 定による 一項、 定による立入検査若しくは質問又は 定による決定及び通り Ц, |項若しくは 令、 第五 条第三項 第八条第三 付、 第三十一 第五 三項、 第一 知、 条第四項 条第四項 項 第十一 (第六条第二項、 の規 司 条第八項 条第 の規 定による指示、 (第七条第二項 定により提出され 一項 若しくは 第四十一条の二の規 第十三条第一 条 第 同 に 第十一条第二項 条第四項 おいて準 項 る防 項 若 第十三 災計 甪 定による指示 の規 しくは する場 の規 画 定に 条第 の受 定 ょ 合 第 理 に る協 + を含 項 による通 に 兀 及び 「条第三 関する事 第三十 議 む。 知 同 第十 若 -九条 条第 項 同 兀 の規 条第 定
- 若 項 しくは 第 の規 十九 同 条の二 定による指 条第 一第二項 八項 定に関 において準用 する第十八条第三項 の規 定による意見 する事項 については、 の聴 取、 総務 同 条第四項 大臣 の規 定に の規 よる命 定に 令、 ょ る届 第十 出 ・九条の の受 理 一第七項 同 条 第五 の規 項 の規 定 に ょ 定 る協 に ょ 議又 る通 は 知 第 同 条 第
- 三 第三十三条第二項の規定による協議に関する事項については、 国土交通大臣
- 2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。
- 項 検 及び の規 第二 災規 記 定に 一条第 録 程 よる報告 - 号の施 第十九 第 十六条第五 条第二項 に 設若しくは 関する事項 項 の共同防 第十七 設備 につ いては、 災規 条第六項、 第十五 程、 条第 総務省 第十九条 第十 一項 九  $\mathcal{O}$ 条第三 の -第二 三項 同 三項 若 条 しくは の広 第一 項 域共同: 第十九 の規 防 定 条の によ 災規 二第四項 程又は る届 出 及び 第二十 の規 検 条の二若しく 査 定による届 同 条第三項 出 は の規 第四 第十 八条 + 定 に 条第 よる点 第
- は 条 第 条 項 第 第 項 六 条第 (第六条第7 項 第七 項及び 条第一項 第七 条第二項 、若しくは におい 第十 て準用 条第 一項 する場合 の規 定によ を含む。 いる届 ) の書類 出 第五 に 条第 関する事 一 項 項 若 しく につ は V て 第 は 八 条 総 第 . 務 省令 項 0

- 三 第 匹 + 条 第 項 の規 定による通知 に 関 パする事 項 につ ١ ر て は、 経済 産
- $\bigcirc$ 災害対 策 基 本 法 (昭 和三十六年 法 律第二百二十三号)

第一条 この法 防 共 もつて 社会の 災に関する財 機関を通じて必要な体制 律は、 政金 0) 国土 持と公共の福祉 措 置その他必要な災害対策の基本を定めることにより 並 を確立し、 びに長 の生命、 責任 の所在 の確保 身体及び財 に資することを目的とする。 を明 確にするとともに、 産 を災害から保護 防 するため、 災計 総合的かつ計画的な防 画 の作 防災に関し、 成 災害予防、 国 災行 災害応急 地方公共団体及 政の整 重備及び 対 策 びそ 推進を図り、 災害復旧 の他 及び の公

第二条 この法律に おいて、 次の各 号に掲げ る用 の意義は、 それぞれ当該各 号に定めるところによる。

一災害 ぼす被 害の程度においてこれらに類する政令で定める原因 水、高 地 により生ずる被害をいう。 その他 の異常な自然現象又は大規模な 事若しくは 他

二防災 災害を 然に防止し、 災害が 発生した場合 における被害の拡大を防 及 び 災害の復旧 を図ることをいう。

指 定行 政機関 内閣府、 内庁並び に内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九条第一 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指 定するものをいう。

組

織

法(昭

内 . 閣府設置法第三十七条及び 和二十三年法律第百二十号)第三条第二項 第五十四条並びに 内庁法(昭和二十二年法律第七 十号)第十 六条第 一項 並 び に 玉 行 政組 織 法 第

に規 定する機関

項

及び

第一

項

に規

定

す

る

機

関並

び

に

玉

行

政

口 八条に規 定する機関

内閣府: 内閣府 設置 設置 法第四十条及び第五十六条並びに国 法第三十九条及び 第五 十五 条並び に 行政組織 内庁法第十六条第二項並び 法第八条の三に規 定する機 に 玉 行 政組織 関 法 第 八 条の二に規 定 す る

兀 用 する場合を含む。 指 定地方行 政機関 内 閣総理 大臣が指 定するも )並びに 指 定行 政機関の地方 支分 内庁 法第十七 条第 のをいう。 部局 一 項 (内閣府設置法第四十三条及び第五十七 並び に 玉 行 政組 織 法第九条の地方支分部局をいう。 条( 内庁 法第十八条第 ) そ の他 0 項 玉 に 0) 地方 おい 行 て 政

日 本 指 定公共 日 機関 本 + 独 社 政法人 日 本 独 立行 政法人通 協 会その他 の公共的 則 法 平 機関及び電 成 + 年 法 気、 律 第百三号第二 ス、 条第 通信そ 一 項 の他の公益的事 に規 定する独 業を営む法人で、 政 法人 をいう。 内閣

五.

理 大臣が 指 定 でするも のをい う。

五. 的 指 事 定 地方 第五 をいう。) 業を営む 条第 公共 法人で、 機関 及び 一 項 の 土 港湾 地方独 当該 地改良区そ の他 法 都道 立行 昭昭 和二十五 府県 政 公法人 の知 の公共 (地方独 年 事 が 法 的 指 律 第二 立行 施 定するも 設 百 政 の管理者並 + 法人 八 のをいう。 /号) 法 伞 び 第 兀 に 成 条第 士五 年法 項 0) の港務局、 律 地 第 域において電 百 十八号) 土 地 改良 第二条第 法 ス、昭 和 項 に規 <u>二</u> 兀 定 通 年 す 信 á 法 そ 1.律第百 地方 独 九十

七 防 災計画 防 画及び防 災業務計 画 並 び に地域防災計画 をいう。

防 災 火基 本計 画 災基本計 中央防 災会議が作 成する防 災に 関する基 本的な計画 をいう。

九 防 機関 一条第一 災業務計 政 政 機関の長又は指定公共 機 )が防 関 項 の委員 画 第十二条第八項、 災基本計画 指 定行 会若しくは 1 政機関 に基づきそ の所掌事務又は 機関から委任され への長 第二十八条 第三号口 (当該指 に掲 の三 げ 定行 る機関又 一第六項 た事務又は 政機 業務 関が 第三 は について作 一号及び 業務 につい 同 内閣府 号二に掲げる機関 第二十八条の六第二項 設置法第四十 成する防 ては、 当該委任 災に関する計画 のうち合議 九条第一 を受 項若しくは を除 けた指 制 き、 の も をいう。 以下同 のであ 定地方行 第二項若しく U. る場 政 合にあっては 機 文 関の長又は指 は は 指 玉 定公共 行 政組 当 定 関 該 織 指 法

地 画 定地域に係る防 災に関する計画で、 当該都道府県のこ、次に掲げるも のをいう。

口 市町村 府県 地 地域防 域防 災計画 災計 画 市町 都道 村 の地域 府県 の地域につき、 につ き、 当該 市町 村 の市町村防 災会議又は 府県 の 都道 府県防 災 会議 市町村長が作 が 作 成するも 成するも

成 べするも 都道 府県 0 相 互. 間 地域防 災計画 以 上 0) 都道 府県 の区 域 の全 部又 は <u></u> 部 にわ たる地域につき、 都道 府県 防 災 の協 議 会が 作

0)

市町 0 村 相 互. 間 地 域防 災計 画 以 上 0 市町 村 の区 域 の全 部又 は 部 にわ たる地 域 べにつ・ き、 市町 村 防 災 の協 議 作 成 する

第三十五 条 災 基 本計 画 は 次 の各 号に掲 げ 項 につ 1 7 定 め るも のとす

防 災に関 す る総合 的 カコ 0 長期的 な計

防 災業務 計 画 及 び 地 域防 災計 画 に おいて重 点 を おく ベ き 事

防 前 災 基 号に掲 画 には、 げ るも 0) 次 に掲 のほ げ カュ る事 防 項 災 業務 に関 計 する 画 資料 及び 地 を 域防 付し な ければなら 画 の作 成 0) ない。 な るべ 事 項 で、 中央防 災 会議 が 必 要と 認 め るも

項

の現 況 及び 気 況 2

- 防 災上 必 要 な 施 設及び 設 備  $\mathcal{O}$ 整 備 0 況
- 三 防 災業務 事 する人員 の状 況
- 防 災上必 要 な 物 資の需 給 の状 況
- 五四 防 災上必 要 な 運 又は 通 信 の状 況
- 六 前 各 号に掲げ げ るも 0) 0 ほ カゝ 防 災 に 関し 中央防 災会議 が 必 要と 認 8

項

雅 定行 政 機関 の防 災業務 計 画

- 討 を加え、 十六条 必要があ 指 定行 政 ると認 機関の長 めるときは、 は、 防 災 基 これ 本計 画 を修 に 正しな 基づ き、 けれ そ にばなら 所掌 な 事 務 に 関し、 防 災 業務 計 画 を作 及 び 毎 年防 災 業務 計 画
- 2 並 指 び 定行 に . 都道 政 府県 機関 知 の長 事 ムは、 · 及び 関 前 項 係指 の規 定公共 定に 機関に通 より防 災業務 知 す るととも 計 画 を作 成し、 に、 そ の要旨 又 は 修 正し を公表しな たと きは、 ければならな すみやか V ) れ を 内 閣総 理 大 臣 に報 告
- 3 第三十七 第二 条 + 防 条の規 災業務計画 定は、 は、 指 定行 次に掲げ 政機関 る事項 の長が につい 第 一 項 7 の規 定めるも 定により のと 防 災業務 する 計画 を作 成し、 又は 修 正する場 合 につ 11 て 準 用 す ź。
- 所 学事務 について、 防 災に関しと るべき措 置
- 前 号に掲げ げ るも 0) のほ か、 所掌事務 に関し 地 域防 画 の作 成 の基準 とな るべき事 項
- 2 図り、 指 定行 政機関 防 災業務 計 この長は、 画 が 体 防 的 災 か 業務計画 0 有 機的 の作成及び実施 に作 成され、 及 び にあ 実 たつては **施され** るように努 他 の指 定行政 めな けれ 機関の長が作 ば なら な 成 す る防 災 計 画 と 間 に調 整 を

0) 法令 に 基づ く計 画と 0) 関 係

彵

- 画及び防 八条 災業務 指 計 政 機関 画 لح の長 が他 Ļ 又 は の法令 の規 す え る も 定に基づ のであ V つて 7 作 はならな 成 す る 次に掲 げ る防 災に 関連 す る計 画 の防 災 に 関 す る )部分 は 防 災 基本
- 国土形 画 法 昭 和二 十五 年 法律第二百五 号) 第二条第 項 に規 定す る 国土 形 画
- 森林 法 昭 和二十六年 法 律第二 百四 + 九号)第四条第一 項 に規 定する全 国森林 計 画 及び 同 条 第五 項 に規 定 す 林 整 全

画

- 三 安 林 土 整 時 災 措 害防 置 除 法 及 昭 び 和 振 興 +臨 九 時 年 措 法 置 律 法 第 昭 八十 和二十七 兀 号 第一 年 法 条 律第 第 九 項 + に規 - 六 号) 定 する保安 第三条第 林 項 整 に規 画 定 す る災 害防 除 に 関 す 画
- 五四 都 整 備 法 昭 和三十 年 法 律 第八十三号)第二条第二 項 に規 定する 都 整 画

六 特 目的 ダ A 法 昭 1和三十二年法律第三十五 号) 第四条第一 一項 に規 定する多 目的 ダ ム の建 設 に関 す んる基

七 常 に お け る災害 1の防除 に関 す る特 別措 置 法 昭昭 和三十三年 法律第七 十二号)第二条 第 項 に規 定す る 災 (害防 除 事

#### 年計 画

八 地帯 対 別 措 置 法 昭 和三十七 年 法 律 第七 十三号) 第三 一条第 項 に規 定 する 対 策 基 画

九 近 整備計

画

整 備 法 昭昭 和三十八年 法 律第百二十九号)第二条第二項 に規 定する近

中 部 開 発 整 備 法 (昭和 兀 + 年 法律第百二号) 第二条第二 項 に規 定す る中 部 開 発 整 画

+ 海 汚 染等及び海上 災害の防 止 に関する法律(昭 和四 十五. 年法律第百三十六号)第四十三条 の五 第 項 に規 定 す 出 油

#### 除 に関する計

+

十 二 社会資本整 備重 点 計 画 法 伞 -成十五 年法律 第二十号)第一 一条第 項 に規 定 でする社 会資 本 整 備重 点 計

画

前 各 号に掲 げ 0 のほ か、 政令で 定める計 画

#### 指 定公共 機関の防 災業務計 画

第三十九条 ; 定公共 八機関は、 防 災基本計 画 に に基づき、 そ 0) 業務 に 関し、 防 災業務計画 を作 成し、 及 び 毎 年防 災 人業務 計 画 討 を加 え、

必 要があ ると認 めるときは、これ を修 正しな ければならない。

2 3 由 指 定公共 て内閣総理大臣に報告し、 機関は、 前項 の規 定により防 及び 関係都道 災業務計画 府県知事 を作 に通知するとともに、 成し、 又 は 修 正し たときは、 そ の要旨 速やか を公表しな に当 該 ければなら 指 定公共 な 機 関 を所 管 する大臣

第二十一 条の規 ※定は、 指 定公共 機関が 第一項 の規 定により 防 災業務計画 を作 成し、 又は 修 正する場合 につ ٧V て準 用 す る。

#### 府県 地域防 災計 画

第四 県 防 地域防 災計画は、 + 条 都道 府県 防 画に検討 災 防 業務 災 計 を加え、 会議 画 は、 に 必 防 要があ 災基 す ノるも 本計 ると のであつてはならない。 画 認 に 基づ め るときは、これ き、 当 該 を修 府県 更  $\mathcal{O}$ 地 な 域 ければならない。 に 係る 都道 府県 地 この場合 域防 において、 画 を作 成し、 当 該 及 都道 び 毎 年 地 域 府

2 府県 地域防 災計 画は 次 ハの各 号に掲げ る事 項 について 定め のとす る。

当 理 者 該 の処 理 ーすべ 域 角 0) き事 0) 地 地域に係 市町 務 又は 村、 る防災に関し、 指 業務 定公共 の大綱 機関 当 指 該 定地方公式 都道 府県 共 の区 機 以関及び 域の全 当 部又は一 該 都道 部を管轄 府県 の区 する指 域 内の公共的 定地方行 寸 体 政 機 そ の他 関 当 防 災上 該 重 要 な 施 設 該 0

当 該 0) 地 地域に係 る防 災施 設の新 設又は 改良、 防 災 0) ため の調 査 研 究 教 育 及 び 訓 練 そ の他 0 災 害予 防 情 報 の収 集 及

関 達、 す んる事 災 項 害 別 に の計 関 はする予 画 報 又 は 報  $\mathcal{O}$ 発令 及び 達 避 難 消 水 防 難 助 生そ の他 0 災 害応 急 対 策並 び に 災 害復 旧 に

三 当 該 通 信 府県 等に 関  $\mathcal{O}$ す 地 る計 域 に係 画 る災 害 に 関 す る前 号 に掲 げ る措 置 に要 す る労 務 施 設 設 備 物 資 資 金 箬 0 整 備 備 調 達 配 分

兀 前 号に掲 げるも 0)  $\mathcal{O}$ ぼ か、 当 該 都道 府県 0) 地 域 に !係る防 災 に 関し 都道 府県 防 災 会議 が 必要と認  $\otimes$ る事 項

3 大 臣 に協議 府県防 L な 災 、会議は、 ければなら 第 な V) 項 の規 ۲ の場合 定により に おい 都道 て、 府県 内 地 閣総 域防 理 災計 大臣 画 は、 を作 中央防 成し、 又は修 災会議 の意見 正 ようとするときは、 をきかな ければなら あ な 5 い。 カ じ 8 内 理

4 な 都道 府県 防 災 会議 所は、 第 項 の規 定により 都道 府県 地 域防 災計 画 を作 成し、 又は 修 正し たときは、 そ の要旨 を公 一表し な けれ ば な 5

第 兀 + 都道 府県 が 他 0) 法令 の規 定に 基づ 11 て作 成し、 又 は 協 議 する次 に掲 げ る防 災に 関する計 画 又は 防 災 に 関連 す 画 防 災

に

関する部分は、

防

災

基

本計

画

防

災業務

計

画

又

は

都道

府県

地

域防

災計

画

ح

Ļ

又 は

す

ノるも

ので

あ

7

て

はなら

な

規 水防 定する指 法 (昭 定管理 和二十 寸 四年法律 体 の水防 第 計 百九十三号)第七 画 条第一 項 及び 第二 三項 に規 定する都道 府県 の水防 計 画 並 び に同 法 第三 十二条第 項 に

振興 法 昭 和二十八 年 法 1律第七 十二号) 第 匹 · 条 第 項 に規 定 す る 振 興 計 画

三 海 岸 法 昭 和三十一 年法 律 第 百一 号)第二条の三 第 一項 の海岸保全 基 本計 画

五四 地すべ り 等防 止 法 昭 和三十三 年 法律第三十号) 第九 元条に規 定する地 世すべ、 ŋ 防 止 工 事 に 関 する基 画

に規 備計 定す 画 る防 Щ 対 策特 災営農施 別 措 設 置 整 法 備計 昭 和 画 四 +同 八年 条第一 法律第六十一号)第三条第 \_ 項 に規 定 でする防 災林 業経営施 項 に規 設 整備計 定 する避 画 及 難 施 び 同 設緊 急 条第 整 三項 備計 に規 画 並 定す び る防 に同 法 第 業経 八条 営 第 施 項 設

六 第二 地 条第 防 災 項 対 に規 策強 定 化 たする地 地 域 に おけ 対 策緊急 る地 整 対 備事 策緊 急 整 画 備事 業に 係 る 玉 の財 政上 の特 別 措 置 に 関 する 法 律 昭 和五 士 年 法 律 第六十

号

七 振 興 法 昭昭 和 六 十年法律 第六十三号)第三条第 一 項 に規 定 でする 振 興 計 画

画

八 前各号に掲げるもののほか、 政令で 定める計

(市町村 地域防災計画)

市町 村 防 災 会議 (市町 村 防 災 会議 を 設 置し な 1 市町 村 にあ つて は、 当 該 市町 村 0 市町 村 長。 以 下こ の条に おい 、 て 同

ば

あ 防 村 ると 災基本計 認 する都道 めるときは、 画 に 基づき、 嗆 これ 0 当 都道 を修 該 府県 市町 正しな 村 地 域防 0 けれ 地 災計 域 ば に ならな 画 係る市町 に するも 村 この場合 地 域防 のであつてはなら に 画 おいて、 を作 成し、 当 な 該 市町 及 び 村 毎 年 地 市町 域防 村 災計 地 」域防 画 は 災計 防 画 災 に検 業務 計 討 画 を加 又 は え、 当 必 該 要が

- 2 市町 村 地 災計画 は 次 への各 号に掲げ る事 項 につ 11 て 定め á のとする。
- すべ 当 き事務 該 市町 又は 村 0) 地 域 の大綱 に係る防 災に関し、 当 該 市町 村 一及び当 該 市町 村 の区 域内 の公共 的 団 体そ の他 防 災上重 要 な 施 設 の管 理 者 の処 理
- 達、 当 んる事 該 災害に 項別 市町 村 の計 関 する予報 0) 画 地域に係る防 又は 報 災施 0) 発令及び 設 の新 設又は 達 改良、 避 難、 防 消 災 0) ため 水 防、 の調 査 難 研 究 助 教 育 及び 生そ 訓 練そ の他 の他 0 災 (害応急  $\mathcal{O}$ 災 害予 対 防、 策並 情 び 報 災害復 収 集 旧 及 び に 関
- 三 当 該 市町 通 信 等 村 に 0) 関 地 す 域 に係る 画 災 不害に 関する前 뭉 に掲 げ る措 置 に要 す ん労務、 施 設 設 備 物 資 資 金 等  $\mathcal{O}$ 整 備 備 調 達 配 分、
- 匹 前 各 号 っに掲げ るも ののほ か、 当 該 市町 村 0) 地 域 E 係 る防 災 パに 関し 市町 村 防 災 会議 が 必 要 んと認 め 項
- 3 に協 市町 議しな 村防 ければ 災会議 は、 ならな 第 \ \ \ 一項 ک の規 の場合 定により におい 市町 て、 村 地域防 都道 府県 災計画 知事 は、 を作 成し、 都道 府県防 又は修 災会議 正しようと の意見 するときは、 をきかなけれ ばなら あ 6 カゝ ない。 じ め 都道 知 事
- 4 市町 村防 災会議 は、 第 項 の規 定により 市町村 地域防 災計画 を作 成し、 又は修 正したときは、その要旨を公表しなけれ ばな 6 な
- 5 第一 府県相 + 条の規 互間 地 定は、 域防 災計画 市町 村長が 第 一 項 の規 定により 市町 村 地域防 災計 画を作 成し、 又は修 正する場合 について準 用 す Ź。

第 都道 四十三 府県相 府県相 互 互. 都道 間 間 府県防 地 地 域防 域防 災計 災会議 災計画 画 は、 に検討 の協議 防 災業務 を加え、 会は、 防 計 画 必要があ 災基本計 に ると認 するも 画 ! 基づ のであつては めるときは、 き、 当 該 地 これ ならない。 域 に を修 係る 正しな 都道 府県 ければならない。 相 互. 間 地 の場合 画 を作 におい 成し、 て、 及 び 当該 毎 年

- 2 府県 相 互 間 地域防 災計 画 は、 第四十条第二項 各 号に掲 げ る事 項 の全 部又は 部 につ V て 定め るも のと す
- 3 よう 兀 する場 十条第三項 合 こについ の規 て準用 定は する。 第 一 項 の規 定に より 都道 府県 防 災会議 の協 議 会が、 都道 府県 相 互間 地 域防 画 を作 成し、 又 は 修 正し
- 4 L ければならない。 府県 防 災 会議 の協 議 会は 第 項 の規 定 に より 都道 相 互. 間 地 災計 画 を作 成し、 又は 修 正し たときは、 そ の要旨 を公表

#### 村 相 互 間 地 域防 画

相 村 兀 互 相 + 間 互 匹 間 地 条 地 災計 村防 災計 画 は 画 災 会議 に検 防 の協 討 災業務計画又は当 を加 議 がえ、 、 会は、 必 要が 防 災 あ 該 基 本計 市町 ると認 村 画 に基づ を  $\Diamond$ るときは、 き、 する都道 当 ۲ 該 府県 れ 地 域に を修 0) 都道 正し 係 る市町 な 府県 ければ 村相 地 域防 な 互間 ら 災計 な 地 画 域防 に の場 画 す えも を作 合 に のであつては おい 成し、 て、 及 当 び 該 毎 な 年 市町 村

- 2 村 相 互. 間 地 災計 画 は 第四 十二条 第一 項 各 号に掲 げ る事 項 の全 部又は 部 につ いて 定めるも のと す
- 3 第四 する場 十二条第三項 合につい て準用する。 の規 定は、 第 一 項 の規 定 により 市町 村防 災 八会議 の協議 市町 村相 互間 地 域防 災計画 を作 成し、 又 は 修 ょ

う

4 け ħ ばならない。 村防 災会議 の協 議 会は、 第 項 の規 定 に より 市町 村 相 互. 間 地 域防 災計 画 を作 成し、 又 は 修 正し たときは、 そ の要旨 を公 表 L な

#### (文部科 学省 関 係

校 公教育 法 昭昭 和二 十二年法律第二十六号)(抄)

第四 う。 )、 変更その他 間 ĺ 又は時期 条 か、 大学 国立学校、この法律によつて設置義務 学 校 政令で の学 において授 (高 部、 等学校 定 大学院及び大学院 める事項 業を行う課 中 は 等教育学校 次の各 号に掲げ 程 议 下 の研 の後期課 究科並 を負う者 定時 る学校 程 制 び を含 の課 に第百八条第二項 の設置する学校 の区分に応じ、 む。 程 という。) の通常 及び の課 の大学 それぞれ当該各 号に定める者 及 び 都道 程 通 の学科 以 下 府県 信 に 全 よる教育 0) についても同様と 設置する学校 日制 の課 を行 う課 程 の認可 (大学及び高 という。)、 程 する。 (以 下 を受 くけな の 設 夜間 等專 通 信 ければ 門学校 そ 制 の他 币 の課 ならない。 特別 程 設 とい の時

- 略
- 市町 村  $\mathcal{O}$ 設 置 す る幼 稚 袁 高 等学 校、 中 等教育学校 及 び 特 别 支援学 校 都道 府県 の教 育委員

会

- $\equiv$ 略
- 略

は、 適用し 自 治 な 法 昭 ک 和 二 十 二 の場合において、 年 法 律第六 当該幼稚園 十七 号) 第二百五 を設置する者は、 十二条の 同 九 項 第 に規 項 定する事 の指 定 都 項 市 を行 0 設置 おうとするときは、 一する幼 稚園 につ l, あら て は、 かじ 項 都道 府 定

県の教育委員 会に届け出なければならない

(H

第十 校 の閉鎖 を命 第四 ずることができ 条 第 項 各 号に掲げ る学 校 が 次 の各 号 のい ず れ カ に該当 す る場合 に おい ては、 それ ぞれ 同 項 各 号に . 定め は 当 該 学

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規 定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六 月以上授業を行わなかったとき

第四 育 + 事務 · 条 市町, を、 村 他 は、 0) 市町村又は前 前二条の規 条の市町村 定によること の組 を不可に 合 に委 能 又は することができる。 不適当と認 めるとき は、 小 学 校 の設 置 に代え、 学 児 童 の全 部又 は 部 0

前 とあ 項 の場合に るのは、 おいては、 都道 府県知事及び 地方自 治法第二百五 都道 府県 の教育委員 十二条の 十四第三項 会 と読み替えるも において準 のと 用 す する。 る同 法第二 重 十 二 条 の 一 第 項 中 知

第九十四 は、 審議 条 会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。 大学 について 第三条に規 定する設置基準 を定める場合及び 第四条第五項に規 定する基準 を定める場 合 には、 文 学 大臣

第九

士五

条

大学の設置の認可を行う場合及び大学

に対し

第四

条第三項

若しくは

第

十五

条第二項若しくは

第三項

の規

定

に

よる命

令

又

第百三十三条 とあ 専 同 高 菛 条第 ·知事」 るのは |門学校以外の学校 府県知っ 課 '門学校以外 程を 一 項 とある 事 の規定による勧告を行う場合には、 置く専修学校に準用する。この場 市町 第五 と のは 村 条 0) 市町 同  $\mathcal{O}$ 設置 第六条 条第二号中 にあっては 市町 村 の設置する学校 [する専修学校又は私 村 第九条から 0) 設置する専 都道 「そ 府県 の者」とあ 知事 第十四条まで及び については 修学校 合 に において、 <u>\frac{1}{12}</u> 文部科学大臣は、 るのは の専修学校」と、「同 とあ につい 都道 「当該 るのは「 ては 第十 府県 第四十二条から 都道 条中「大学及び高 都道 の教育委員会 都道 審議 府県 府県 府県知事 会等で政令で定めるも 項各 の教育委員 の教育委員会又は 号に定める者」とあ 第四十四 1 大学及び高 等専門学校 と、 会 1条まで 第十三条中「第四 私 都道 立の専修学校 等専門学校以外 の規 のに諮問 にあっては 府県 るのは 定は専修学校 知 事」 L な 「都道 につい 文部科 · 条第 と ければなら の私 学大臣 ては 項各 第十 立学 に、 <del>,</del>校 第百五 都道 の教育委員 兀 号に掲げ ない。 につい に、 条中「大学及び 大学 条 知 て の規 る学校」 は 会又は 及 び 高

ŧ つて当該専修学校 の教 育 委員 0) 設置者 会又は にそ 都道 の旨 府県 知 を通知しな 事 すは、 前 ければならない。 項 に おい 7 準 用 す る第十三条の規 定 による処分をするときは、 理 由 を 付し た書面

を

読

を替え

のとする。

第百 あ の及び 兀 条 第 第一条に掲げ 百二十四条に規 定する専修学校 るも の以外 . のも ので、 の教育 学校 教育に類 を行うも する教 のを除く。)は、 育 を行うも 各種学校とする。 0 (当該教育 Š き 他 0 法 律 別 の規 定が

とあ は、 育 道 同 「大学及び :委員 府県 項各 の教 る の教育委員 知事 種学校 のは 会 育委員 号に定める者」 大学及び高 [Z 高 に準 市町 項、 と、 会文は 会 中門学校 用 第五 村 する。 私 第十三条中「 0 立の各種学校 については 等専門学校以外 都道 設置する各種学校にあつては 条から 第七 とあるのは にあっては この場合において、 府県知事」と、 第四条第 条まで、 都道 文部科学大臣 の私 一項各 立学校 第九条から 府県 第十四条中 「大学及び高 等専門学校以外 第四条第一項 都道 の教育委員会又は 号に掲げ に、 については 府県知事」と読み替えるものとする。 都道 府県の教育委員会 大学及び高 等専門学校以外 第十一 る学校」とあ 一条まで、 中「次の各 都道 -原 県 都道府県知事」と、 知 第十三条 号に掲げ るのは「市町村 事」 私 とあ 立. る学校 る 第十四条及び の学校にあっては の各種学校 のは 0) 同 市町 0) の区分に応じ、 条第二号中「そ 設置する各種学校又は 村 市町 の設置する学校 にあっては 第四 村 0) 1十二条か 都道 設置する各 そ れぞれ の者」 府県 都道 こにつ 5 知 府県 لح 1種学 事 当 私 第 いては あ 知事」と、 1 該 兀 <u>\f</u> 校 るのは 各 + の各種学校」 とあ については 兀 号に定める者」 都道 るのは 「当該 で 第十条中 定

第 百 百三十六条第二項 兀 十三条 第十三条 の規 定による命令 の規 定 (第百三十三条第一 に違反し た者は、 項 及び 六月以下 第百三十  $\mathcal{O}$ 匹 条第二 若しくは禁 項 におい 又 は · て準 <u>二</u> 十 甪 す る場 以下 合 を含む。) の罰 金に処 による閉 す 鎖 命 令 又 は 第

0 文 化財 保 護 法 昭 和二十五 年 法 律 第二百 + 兀 号) 沙抄

民、所有者 等の心構)

第 四条 **国民** は、 政府及び 地方公 共 寸 体 がこ  $\mathcal{O}$ 法律 0) 目的 を達 成するため に行う措 置に 実 に協 力し な けれ ば なら

2 できるだけこれ 文 () の所有 :者そ を公 の他 開 はする等での文化的 0 関 |係者は、 文化財が 涌 に努 重な めな ければ、 国民的財産であることを自 ならない。 し、これ を公共の ために大切

3 分府及び 地方公共団体は、 こ の 法 律の 行 に当って 関係者 の所有 権 の他 の財 産 権 を 重 L な けれ ば ならな

(管理団体による管理)

必

要な管理 一条の 明 当 カ 該 に認 重 重要 要 文化財 めら 文化財 れ につき、 る場合 の保 には、 所有者 0 ため必要な施 文 が 化片 判 長 明 官 L な は、 設 1 場 適 設 当 合又は所有者若 備そ な 地方公 の他 の物 共 件で 寸 [体そ しくは管 当該 0 重 他 要 文化財 理  $\mathcal{O}$ 責任者 法人 を指 の所有者 による管理が 定して、 の所有又は 当該 \*著 しく 重 要 管理 木 文 [難若 に属するも しく は 不 0 適当 ため 0

理 を含む。) を行わせ ることができ

- 2 略
- 5 節 及び 重要 文化財 第十二章において「管理団体」という。 の所有者又は占有者は、 正当な理由がなくて、 )が行う管理又はその管理 第 一項 の規 定による指 のため必要な措 定を受けた地方公共団体そ 置を み、 げ、 又 は の他 避しては 0 なら 议 下この
- 6 略

第三十九 及び当該 玉 文化庁長官は、 の管理 の責に任ずべき者 前 条第 一項 の規 を定めな 定 による修理 ければならない。 又は措 置をするときは、 文化庁 の職員 のうち から、 当 該 修 理又は 措 置 の施行

- 2 関係者 前項の規 の請求があったときは、これを示し、且つ、そ 定により責に任ずべき者と定められた者は、 の正当な意見 当 該修理又は を十分に 措置 の施行 重しなければならない。 に当るときは、 そ の身 分 を 明 す る を携
- 3 前 条第一 項の規定による修理又は措 置の施行 には、 第三十二条の二第五項 の規 定を準用する。

第四十 一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措 置によつて損失を受けた者に対しては、 国は、 そ の通常 生ず べき損 失 す

- 2 前 項 の補 の額は、 文化庁長官が決定する。
- 3 受 けた日から六 前 項 の規 定による補 月を経過したときは、この限りでない 額に不 のある者は、 え をもつてそ 0) 額 を請求 することができる。 ただし、 前 項 の補 0) 決定 の通 知 を
- 4 前 項 0) えにおいては、 国を被告と する。

(文化庁長官 による 発掘 の施行)

- 第 ると認 九十八条 められる 文化庁長官は、 文化財については、その調査 上又は学術 上 0) 0) ため土 が 特 に高く、 地の発掘 か を施行 することができ つ、 そ の調査が 技術的 る。 に困 難 な ため 国におい て調査 する必要があ
- 2 発掘 前 項 0) の規 定により 方 法 着手 発掘 の時期そ を施行しようとするときは、 の他必要と認 める事項 文化庁長官は、 を記載した令書を交付しなければならない。 あらかじ め、 当該土 地の所有者及び に 基づく占有者 に対し、
- 3 用 一 項 の場 合 には、 第三十九条 (同 条第三項 に おいて準用 する第三十二条の二第五項 の規定を含む。) 及び 第 四 + 条の規 定

地方公共団 体 に よる 発掘 施 行)

第

九

十九条 地方公共団体は 文化庁長官が 前 条第 一 項 の規 定により 発掘 を施 行 するも 0) を除き、 文化財 につい 、て調査 する必要が

あ 認 めるときは 文化財 を すると認 められ る 土 地 0 発掘 を施 行 することが でき る。

- 2 庁 有 の長そ するも 前 項 の規 の他 ので 定 により の 国 あ るときは、 0 機関と協 を施行し ようとす 教育委員 議しな ければならない。 会は、 あらかじ る場合 におい め、 て、 そ 0) の発掘 目的、 方 を施行しようと する土 法 着手 の時 期そ の他 地が 必 要と認 玉 『の所有 め に属 る事 し、 項 につ 又 き は 玉 関  $\mathcal{O}$ 関 省各
- 3 地方公共団 体 ト は、 第 項 0 発掘 に関し、 事 業者 に対し協 力 を求 めることが でき
- 4 文化厅長官 は、 地方公共団 体に対し、 第一項 0) 発掘 に関し必要な指 導及び 助言 をすることができ
- 5 地方公共団体 に対し、 第一項 への発掘 に要 する経 費の 部を補助 することができ

る。

き 項 につき、 十六条 国の所有 の承認を受けるべきものとする。 に属し、 文化庁長官は、 文部科学大臣 又は を通じ 国の機関の占有するも 第九十八条第一項 関係各省 各庁 の長と協議しなければならない。 の規 定に のであるときは、 より 発 掘 を施行し ようと あらかじめ、 ただし、 する場合 におい 発掘の 目的、 当該各省 方法、 て、 各庁 着手 そ の長が 0) の時 発掘 期そ 文部科学大臣 を施行 の他 必要と認 で あ す める

#### $\bigcirc$ き 地教育振 興 法 昭 和二十 九 年 法律第百 兀 十三号)(抄

き 地手当 等

そ

き る法律 る学校及び共同 地手当 -八号) 条の二 第二十八条 (平成三年法律第百十号) 第十八条第 第五 を支給しな 都道 府県は、 一条の規 調 0 理場 兀 第 ければならない。 定により 項、 以下 条例 第二十 で定めるところ 「へき 地学校 用され - 八条の五 た教員及び 等 という。 により、 第一項若しくは 一項又は 職 員 地方公共団 文部科学省令で 定める基準 )に勤務 (次条第一項 第二十八条の六第一項若しくは する教員及び職員(地方公務員 体 の 一 において「 再任用 教職 職 の任期 に従い 付職 員 条例 0) 員 で指 第二項、 等 用 法 定するへき に という。)を除く。 関する法 (昭 地方公務 和二十五 地学. 律 員 (平成十四年法律第四 校並び の育児 年 法 )に対して、へ 律 にこれ 第二百 業等 六十一 に 関 ず す

- 2 き 地手当 定める。 の月 額 は、 給料及び扶養手当 の月 額 の合 計 額  $\mathcal{O}$ 百分 の二十五 を超えない 範 囲 内で、 文部科学省 · 令 で 定める
- 3 そ へき の他 地学校 の手当と 等が の調 当 該学 整 等に 校 関し に勤 務 必 要 する教員及び へな事 項 は、 職員 文 部科学省令で に対し 地域手当が 定める基準 支給され に従い、 る地 条例で 域に所 在 定め す る場 る。 合 に おけ るへ き 地手 当 لح 地 塡 動 当 に

該 伴 科 は  $\mathcal{O}$ . の 期 学省令で 移 特 移 0 転 て 転 別 に伴 間 住 0  $\mathcal{O}$ 、日からだ 居 地 つて教 定 を移 域 給料及び扶養手当 める基準 に所 起算して 三年 転 在 職 L 一する学校 員が住 た場合又 に従い 居 人は教職 条例で を経 等で を移転し の月 文部科学省 過する際 額 定めるところにより、 員 の合計 た場合 の勤務 文部科学省令で 額 合で に する学校若し 0 におい 百分 定める基準 て、 の 四 当 当 を超えない 該 定める基準 < 該異動又は学校 異 に従 は 動 共 1 の直 同調 条例で指 範囲 後に勤 に従い 理 場 内 条 例 の月 等の移転 務 定する学校 以 する学校 下この 額 で のへき 地手当 定 め 0) 条におい いる条件 等に該 目から 等又はそ 三 に該当 当 て の移転し に準ずる手当 一年以 するときは、 「学校 す 内 の期間 る者 た学校 にあ とい 当 を支給し 当 等が つて 該 う。 該 教 異 は 職 な が き 動 員 更に けれ 又は 移 には 転 ば ! 三年以 学 校 Ļ なら 校 文部 当 等

2 うち、 都道 で 前 府県 定めるところ 項 の規 は、 新 定による手当 を支給され たにへき に より、 地学校 同 項 等又は の規 定に準じて、 前 る教 項 小職員と の規 定に  $\sim$ の権 き より 地手 上必要があ 条例で指 当 に準 ずず 定 ると認 る手 する学校 当 められ を支給しな 等に該当 することとなつ る教職員 ければならない。 、には、 文部科学省 た学 校 令 等 に勤 で 定 8 務 する教 る 職 員 0

な

# ○ 地方公務員 法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(抄)

定年 職者等の再任用)

第二十八 者 用 により をい することが 、 う。 勤務 条の 以 兀 でき 下同じ。 た後 任 一命 権者、 る。 職し ただし、 を、 は、 た者又は 従前 当 そ 該 の勤務 定年 の者がそ 地方公共 実 職 寸 の者 日以 等に 体 前 を  $\mathcal{O}$ 基づく に 定 用し 年 職 職者 L ようと 考 た者 により、 等 する職 のうち勤続期間 (第二十 に 年を超えない 係 八条の二第 る定年に達 等 を考慮してこれら 範 し 項 井 ていないときは、 の規 内で任期 定に より を定め、 に準ず 職 ۲ るも L 常時勤 の限 のとし りで 若 務 しく な を要 7 は す 前 で る職 条 の規 定 に め る 定

# 2~5 (略)

間 任 おいて 勤 期 を定め、 務 八条の五 同じ。 の職とし 同 に 種 時 任 間 命 の も 用 勤 することができ 務  $\mathcal{O}$ 台は、 の職 を占 める職員 当 当 該 該 地方 職 公共 を占  $\mathcal{O}$ 団 め 間当 る職員 体  $\mathcal{O}$ たり 定 0) 年 0 通 職 常 間 者 当 の勤務 等 たり を、 時 従  $\mathcal{O}$ 間 通 前 常 の勤 に 0 L 勤 務 務 実 1 時 時 間 等に が、 間 であ は基づく 常 るも 時 勤 務 考 0 を要 をいう。 により、 する職 第三項 でそ 年を超 及び の職 え 務 な 次 が V 条 当 範 第 該 用 項 時 に

# 2~3 (略)

該 地方公共団 条の 六 体 が 第 組 織 +す 八 条 る地方公共団 0 兀 第 項 体 本 の組 文 の規 合 0) 定 によ 定 年 るほ 職 者 か、 等 地方公共日 を、 地方公 寸 共 体 団 0 体 組 の組 合 を組 合 織 0) 任 する 命 地方公 にあ 共 いつて 団 体 は 0 当 任 該 命 地方 公共 寸 0 体 7 は 0) 当 組

務 合 を組 、する職 織 する 地方公 に 用 共 することができる。 団 体 0) 定年 職者 この場 等 を、 合 従 前 に の勤 おい ては、 務 実 同項ただし書及び同条第五 等に基づ < 考 に より、 一年を超 項 の規 定を準 定えない 用 範 井 す 内で 任 期 を 定 め 常 時 勤

2 き 方 定 る。 公共団体 前 年 条第 職者 の場合 の組合 項 等 の規 を、 に 定によるほ 従前 の定年 おいては の勤 職者等を、地方公共団体 務 か、 同 実 条第三項 等に基づく 地方公共団 の規 体 定を準用 考 の組 により、 の組 合 する。 を組 合 織 の任命 年を超えない す る地方公共団体 権者 にあつては当 範囲 の任命 内で任期 該 地方公共団 権者 を定め、 にあっては当該 体 の組合 時 間 勤 務 を組 地方 の職 織 公 共 す に 、る地方: 4 用 体 することがで が 公共 組 織 寸 す Ź 0 地

3 (略

 $\bigcirc$ 地方公務員 児 時間 、の育児 勤 務 に伴う 業等に関 時 間 勤 はする法 **弱務職員** 律 の任用) 平 -成三年 法 律 第 百 + · 号 ) (抄

第十 公務員 請 求をし 条 法第二十八条の五 任命 た職員 権者は、 への業務 を処理 第十条第 第一 項 するため必 に規 二項又は 定する 要があ 第十一条第 時 ると認 間 勤 務 項 の職 めるときは、 の規 を占 定による請 め る職員をいう。 当該 請求 求 が に係 あ 0 る期間 た場合 以下この条において同じ。) におい を任期 て、 の限度として、 当該請求 に を 係 時 る期 用 間 す 勤 間 ることが 務 職 員 V 7 でき 当該 (地方

2~7 (略)

地方公共 寸 体 0) 職 任 期 付職 員 0 用 に 関 パする法 律 平 成 +兀 年 法 律 第四十八号)

時間勤務職員の任期を定めた 用)

 $\bigcirc$ 

2 \ 3

略

第五 に必 要であ 任 命 権者は、 る場合 には 時 間勤務 条例 で 職員 定めるところにより、 を前 条 第 一項各 号に掲 時 間 げ [勤務職] る業務 員 のい を任 ず 期 れ を カゝ 定めて に従事させ 用 することができる。 ることが . 公務 の能 的 運 営 を確保 するため

0 地方 教育行 政 の組 織 及 び 運 営 に 関 す る法 律 (昭 和三 十 年 法 律 第 百六 + = 号) 沙抄

権者

第 条 市町 村 校 職 員 給 負 担 法 (昭 和二十三年 法律第百三十五 号) 第 条及び 第二条に規 定する職 員 议 下 県費 負 担

員」という。)の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 (略)

第三節 学校運営協議会

第 において「指 兀 条の五 定学校」という。) の運営に関して協議 する機関として、 教育委員 会は、 教育委員 会規則で 定めるところにより、 当該指 定学校ごと に、学校運営協議 そ の所管 に属する学校 のうちそ の指 会を置くことができる。 定する学校 (以下この条

5 とができる。 より 」 する。 学校運営協議 市町村委員 ٢ 会がそ の場合 会は、 当該指 の任用 において、当該職員が県費負担教職員 定学校 に関する事務 の職 員  $\mathcal{O}$ を行う職員 用そ の他 を除く。 の任用 (第五十五条第一項、 に関する事項 第九項において同じ。) であるときは へについ て、 第五十八条第一項又は第六十一条第一項 当該職 員 の任命 市町村委員 に 対し て意見 会を経由 を述べ するも の規定に るこ

6~8 (略)

9 市町村委員会は、 おうとするときは、 そ の所管 あらかじめ、 に属 する学校 都道 府県委員 7 の職員 会に協議しなければならない。 のうち に県費負担 教職員であ る者 を含むも のに限 る。 <u></u> について 第 一 項 の指 定

条例による事務処理の特例)

第五 十五 条 とができる。 しする。 都道 府県は、 この場合 においては、 都道 府県委員 当該 会の権限 市町 ,村が に属 2処理 する事 することとされ 務 の 一 部を、 た事務は、 条例 の定めるところ 当 該 市町村 により、 の教育委員 市町村が 会が管理 処理 L 及び することとするこ 行 するも

2 10 (略)

指定都市に関する特例)

第五 決定 + -八 条 指 職及び 定都 市の県費負担 に関する事 一教職員 務は、 の任免、 第三十七 給 条第一項 非 常勤 の規 の講師 定にかかわらず、 にあっては、 当該指 報 及び職務 定 都市の教育委員 を行う ために要 会が行う。 する費用 0 の額

2 (略)

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例

第六十一条 のを除く。 次項において同じ。 市 指 定都市 を除 < · ) の県費負担教職員 以 下こ の項 におい の任免、 て同じ。) 給 町 村 非 0) 常勤 設 置 の講師 する中等教育学校 にあっては 報 (後期課 及 び 程 職務を行うために要 に に定時制 の課 程 する費用 を

 $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 決 定 職 及 び に 関 す 務 は、 第三十七 条第 項 の規 定 にか か わ 6 ず、 当 該 市町 村 の教 育 委 員 う。

2 (略

○ 市町村立学校職員給 負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)(抄)

第 に規 六号。 る支給 手 単 以 員 助 長 義 する費用 にあ 下 のうち に係るも 務 教 教育 一同じ。 定する つては、 以 下 学 に関する基準 任 市 養護 手 等教員特別手当 校 当、 のとする。 及び事 助 養職員 当 義務教育諸学校標準 時 別 の指 間 教 該 区 特 (次条におい 課程 を含 勤 導及び管理 務 に適 及び 務 勤 職員 ) 並び に講 む。) 務手当、 一の属 の職 合 事務職員に係るものとする。 のうち するも を占 する中等教育学校 町村 て 指 をつかさどる主幹教 地手当、 特 導員、 報 める者 師 立 次に掲げ のに限 法 地勤務手当 の小学校、 (公立義務教育諸学校 講師 等」という。) は、 という。) 第十七 に限 特 る。) (以下「給料そ る職員であ 定任期 付職員 る。 (常勤 の校長とする。)、 中学校、 (これに準ずる手当 Ц, 学 校 の者及び 並び るも 中等教育学校の前期課 条第二項に規定する非常勤 に 業 養職員 都道 の学 0) 地方公務員 法 の給料、 手当、 養教 日直手当、 の他 府県 編制及び教職員 の給 (学校給 校長、 を含む。)、へき 地手当 の負担と 以外の者をいい、 扶養手当、 職手当、 管理職 とい 教頭、 (昭和二十五 す 法 る。 員 う。 程及び 、特別勤務手当、 (昭和二十九年法 定数 の標準 職 地 7域手当、 の講 年 並びに 教 特 同 -金岌び 年 別 師 法第六条に規 法 これ 支援学校 (律第二百六十一) に限 指 住居手当、 定時制通 に関する法律 職 る。 に準ず 管理職手当、 律第百六十号) — 時 の校 の報 信教育手当 金並び 定する施 る手当 教 長 任給調 号) 及び職 (昭和三十 (中等教 に 養護教 期 を含む。 設 第二十 第七 費 整手 の当 中 務 手 育 当, 当、 |該職員 条に規 (都道 を行う -八条 学 三年法律 等教育学 校 勤 時 通 の前 間 勤 定する職 Í. 養 を含む。 た 校 が 手 外 手 期 め 第 当, 勤 当 課 百十 定め

義務教育 き 都道 諸 府県が 学 校標準 定める特別 法第六条の規 支援学校教 定に基づき 入職員 定数 に基づき配 都道 府県が 定める小 中学校 等教 置される職員 (義務教育諸学校標 職 員 定数 及 び 義 務 準 教 育諸 法 第 + 学 - 八条各 校 標 準 号に掲げ 法 第十 条 定に

う。 公立高 係 第十五 等学校 条 校 標準 の規 定に基づき 法 正配 第二十四 置及び 教職 条各 府県が 員 号に掲げ 定数 定める特別 の標準 る者 を含 等に 支援学校高 む 関 する法 律 等 部教 (昭 和三十六年法 職 員 定数 に 基づき 律第百八十八号。 配 置され る職 以 員 下 特 高 等学 別 支 校標 援学 校 の高 等部

特 別 市 支 (地方自 校 治法 の幼 稚 (昭 部 和二十二年法律第六十七 に .置くべ き 職 員 の数として 号) 都道 第二百五 十二条の十九第一項 府県 が 定 め る数 に . 基づ É 配 の指 れ 定 る職 都市を除く。 町 村 <u>1</u> の高 校

中

等

者に限 幹教 を担 び 等学校 標準 育学 任 -等教: て 標準 する指 校 る。 法第二十四条各 号に掲げ 育学 0) 後期 法第二十三条第二項 のうち高 導教 制 校 制 課 の校 の課 0) 課 程 長 程に関する校務の一部を整理 程 を含む。) 等学校標準 教 を除 という。 ✓✓ 助 教 で学校教育 る者 に規 定する非常勤 法第七 定時 を置くも 及び講 を含む。) であるも 制 条の規 の課 法 師 0) (昭 (常 勤 程に関する校務 の校長 定に基づき 都道 の講師 和二十二年 する者又は の者及び (定時 のの給料そ に限 制 法 る。 地方公務員 定時制 をつか の課 (律第二十六号) 府県が 定める高 の報 の他 程 の課 さど 上のほか の給 法第二十八条の五 等は、 程の授業を担任する者 る に同項 校長、 第 等学校 等教職員 定数 に基づ 定時制 都道 兀 に規 条第 府県 定時 通信教育手当及び 定する全 一項 の負担と 制 第一項に規 の課 に規 に限 程に関す 日制 定す する。 る。 ⁄ る定時 の課 定する 産 、 き 配 並 び る校 程を 業教育手当 制 務 置く に 置さ 時 0 を整理 課 間 定時 れ 勤 高 程 等学校 る職 制 並 務 する教 の職 の課 び 下こ 員 に講師 を占 程の授 0) 長 める 条 及 業

○ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)(抄)

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 項 を行う場 府県 合 知事は、 に おいては 私 立大学及び あ らかじ め、 私 立高 私 立学校審議 等専門学 校 以 会の意見 外 の私 を聴 立学 かなければなら 校 につい て、 学 ない。 校 教 育 法第四 |条第 一項又は 第十三条に規 でする

条の規 がの意見 文 部科学大臣 定に を聴 より か 諮問 は、 な ければ、 私 すべきこととされ 立大学又は私 なら ない。 立高 てい 等専門学校 る事項 を除く。 について、 を行う場合においては、 学校教 育 法第四条第 あ 項 文は 5 カゝ じ 第 十三条 め 同 に規 法 第 九 定 士五 す 条 :に規 項 定 同 す 法 第 九 議

立専修学校 等)

2

第六十四 おいて み替え、 条第 - 校 につ 項 読み替えて準 条 私  $\mathcal{O}$ 立各 いて準用 府県 種 条 学 用 校 知 す 第六 事 につい る第八条第 す 条及び る同 の権限又は同 法 て 準 第四 第八条第 甪 一 項 条第 する第八条第一項 法 中 一項」 第百三十三条第 学 項 ,校教育 の規 と読み替 定は 法 中 私 第 え 「学校教育 兀 立事 一項において読み替えて準用 るも 条 修学校 第 のと 一項 又は 及び する。 法第四 私 第十三条に規 条第 立各種学校 項」 とあ する同 定する事 るのは て準 法第十三条の 項 用 「学校教育 とあ す Ź。 る 都道 のは の場 法 「学 第 合 百 ·校教育 知 に 事 + おい 匹  $\mathcal{O}$ て、 法第 条第 百三十 項

2~7 (略)

0 科 学 技 術 大学 院 大学学 遠 法 平 成二十 年 法律第七 十六号) (抄

内 閣総 理大臣 と 文 部科学大臣 と 0) 関

第十 九 す 閣総 理 大臣 は 学 嵐 に 対して 第 十五 条第 項 の規 定による求 め をし たとき は 速 Þ か に、 そ の旨 を 文部科 学大臣 に通 知 す

2 文部科学大臣 は、 次に掲げ る場 合 には 速 やか に、 そ の旨 を内 ]閣総理-大 臣 に 通 知 す るも のと す る。

沖 :縄科学技術 大学院大学 に対して学校教育 法 第十三条又は 第十五 条第 三項 の規 定による命令

<u>=</u> 兀 略

 $\bigcirc$ 改 文革特 別 区 域 法 伞 成 十 兀 年 法律第 百 八 + 九 号) (抄)

教 育 法 例

つ、 道 造 け 設 する学校 内 二十六号) おいて準 改革特別区 た地方公共団体 閣総理大臣 府県知事」とあ 置会社という。 同 項各 成の必 法人又は学校 法人 用 地方公共団 設 設 条 第 号 置 置 する場合を含む。)及び 要 の認定を申請し、 会 に掲げる要件のすべてに適合してい 域 一条に規 (以下学校 法人と 性その他 んる大学 法 法 社 <u>`</u>と、 るのは の長。 第百二十三条において準用 0 (平成十四年法 |体が、 設 設 置会社 に対し 定する学校 置する大学 につい 同 第十条 「都道府県知事 の特別 そ 条第二項 第十三条の規 の とする。 そ の事情 設 第十四 の認 をいう。 律第百八十九号) する。 ご 定する 第五 中「学校 法人」 定を受けたときは、 に対応す 7 十四条第三項 構造 条 (学校 設置会社の設置するも 以下こ の条及び とあるのは 第四 定 による命令 する場合 第四十四 改 るための教 革特 |条第一 る株式会社 別 第十二条第二項 に規 定する特別 とあ るのは「学校 (第七 項 X 条  $\overline{\ }$ を含む。) を行う場合も、 の規 域 (第二十八条 当該認 育又は研究 私 立学校 法第三条に規 定する学校 法人 別表 第二号において同じ。) が行うことが E 十条第一項 おい 定による認可 (次項、 中「諮問しなければならない」とあ て、 定 の日以後は、 (T) を株式会社 第四条第 地 法人又は学校 域の特 同 において準用 第四十九条 にあっては、 様とする を行う場 性を生かし 一 項 同 の設置する学校 第三号、 合 の事情 に対応 するための教育又は研究を行 法第二条第一項 設置会社 する場合を含む。 構造 改革特別区 第六十二条 (設置の認可 同 た教育 第九十五 法附 と、 則 の実 (学校教育 中 第七 (以下学校 法人と 第六条中 を行う場 同 るのは 施 適切かつ効果的であ 域法第十二条 条及び附 「及び私 )において同じ。 法第四 の必 十条第一項 要 「諮問しな 法 学校 合 条 則 立学校 (昭 性 を除 第 第六条において学校 及び 第一 < 法人」 一 項 和二十二年法 地 法第三条に規 する。) 及び ければ 項の認 第八十二条に 第三号中 とあ 及び学校 ると認 業を担 定を受 る う人 同 法 構 か 定

2

8 の意見 き は、 認 定 あらか 地方公共団 を聴かな じ ければならない。 体 の長 当 該認 は 定 地方公共団 項 の規 体が 定により学校教 設置するこれ 育 5 法 の認可 第四条第 文は 一 項 命 令 の認 に係 可 又は る事 項 同 法第十三条若しくは を調査審議する審議 第十四 会を の他 条の命令 の合 議 制 を すると 機関

9 13

厚 働 省 関 係

児童福 祉 法 (昭 和二 十二年 法 律 第 百六十 兀

第二十四 8 るときは、 村は、 その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は 第二十五 しなければならない。 条の八第三号又は 第二十六条第 一項 第四号の規

定による報告又は通知

を受けた児童につ

的保育事業による保育を行うこと

议 下 V て、

「保育 必要

が

あ

ると認

いう。)の申込みを勧

第二十四条の二 その他 下「入所等」という。)の申込みを行い、当該指 ついて、 たときは、当該施 設給 次条第四項の規 体不自由児施 設若しくは重症 心身 の日常生活に要する費用 障害児施 定に 都道 府県は、 より 定められ 付決定保護者に対し、 付費 を支給 次条第六項に規 のうち厚 する。 た期間 障 内に 生労働省令で 定める費用及び 害児施 当該指 において、 定する施 定知的障 設又は指 定施 設 定医療 付決定保護者 害児施 支援に要し 府県知事が 機 関 設等から障 た費用 指 治療 (以下「指 定する知的 (以下この条において に要 害児施 事 する費用 定知的障 害児施 の提供 設支援 障 害児施 に要する費用、 议 下 (以下「指定施設支援」という。) を受け 設 施施 設等」という。) に入所又は入院 「特 定費用」という。 知 的 障 付決定保護者」という。 害児 居住又は滞在 通園 施 設 に要する費用 ろうあ ゚゚゚゙ゕ゙゙゙゙゙゛ 児

る。 第三十三条の十、 都道 知事 は、 第三十三条の十四 小 規 模 住 居 型 ]第二項、 児 童養育 事 第 兀 業を行う者、 十四条の三、 里 第四十五 条第一項 親 第二十七 条第 及び 一 項 第三号 第一 項 の規 第 四十六条第 定 により 委 項、 け 第四十七

指 条第一 示 をし、 二項並 又は び に 必 第四十八条におい 要な報告 をさせ て同 ることができ じ。) 及び 児 童 福 祉 施 設  $\mathcal{O}$ 長 並 び に前 条 第 項 に規 定 でする者 に、 児 童 の保 護 につ て、 必 要 な

第三十 · 九 条 保育 所 かは、 日日保護者 の委 を受けて、 保育 に欠 け るそ 0) 児 又 は 幼児 を保 育 すること を目的 と する施 設と す

第四 場 合に 士 条 おいて、 厚 生労 そ の最低 働 大臣 は、 児 は 童 児 童 福 祉 の身 施 設 体  $\mathcal{O}$ 的 設 備及 精 神 び 的 運 及び 営 並 社会的 び に里 な 親 発達 の行う養育 のために必要な につい て、 生活水準 最 低 を 確保 を定 めな するも けれ のでな ばならな いければ 0

児 童 福 祉 施 設 0) 設 置者及び 里 親 は 前 項 への最低 を遵 守 Ĺ な けれ ば な 5 ない。

そ 報 兀 告 の他 六条 童 福 の物件 祉 め、 施 都道 府県知事 児 童 を検査させ 設 0) の福祉 設 置者 は、 は、 ることができ に関する事務 児 前 童福 条の最 祉 に従事 低 施 基準 設 0) す 設 を 備及び運営につ る職員に、 持 するため、 関係者 児 V に 童 て の水 福 対して質問させ、 祉 準 施 設  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 設 上 を図ること 置者、 若しくは 児 童福 に努 そ 祉 めるも の施 施 設の長及び 設に立ち のと す 入り 里 親 対して、 設 備 要な 類

#### (配

第

し、 る。 又はそ 知 の施 事 は、 設 0 児 童 設 置者 福 が 祉 そ 施 の勧告 設の設備又は に従 わ ず、 運 営が カゝ つ、 前 条の最低 児 童福 基準 祉 に有 害であ に達し ないときは、 ると認 めら そ れ るときは、 の施 設 0) 設置者 必要な に対し、 改 を命ず ること 必要な 改 ができ を勧告

は、 府県 府県児童 知 事 は、 福 児童に 祉 審 福 議 会の意見 祉 施 設 0 を聴き、 設備又は そ 運 堂営が の施 前 設 0 条 この最 設 置者 低 に対し、 基準 に達せ そ の事 ず、 業の停 か つ、 止 児 を命ず 童福 祉 ることが に著しく有 でき 害であ ると 認 めら れ

宏十条次に掲げる費用は、都道府県の支とする。

# 〜五の二 (略)

六 ľ, 実施又は 子 保 の設置 護 直する助 の実施 産 につ 施 き 設又は 第四 士五 子 条 生 の最低 活支援施 設 に を おい 持 て するた 村  $\Diamond$ が に要 行う助 す る費用 産 の実施 をい . う。 又は 第 子 六 保 号 護 0 三及 実 び 施 に要 次 条 第 す る費 二号に 用 て 産  $\mathcal{O}$ 

す , る費用 をいう。 0) 設置 一する保 次条第三号及び 育 所 に お 第四号並 け る保 育 び の実 に第五 施 に要 十六条第三項 す る保 育 費 に 用 おいて同じ。 保 育 の実 施 につ き 第 兀 条 の最 低 を 持 する ため

# 六の三、六の四(略)

七 知 に入所させ 的 障 後 の養 府県 通 育 が た児童につき、 遠 施 第二十七 き 設 第 四十五 ろうあ児施 条第一 その入所 条 項 の最低 第三号に規 後に要 設 基準 する費 体 :不自 を 定する措 持 用 由 児 す っるため 施 置 設 を に要 重 0 症 た場 する費 心身障 合 に 用 害児施 おい 玉 て、 0 設 設 入 八所又は 置する 情 障 委 害児 児 院、 に要 期 児 治療施 す 童 養 護 設又は 用 施 及 設 び 児童自 知 入 的 所 障 後 の保 立支援施 害児 護 施 又 設 は 設

七の二~九 (略)

# ○ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)(抄)

準 認 達 該 療 床 養 0) 医医 た場 してい 数) 又は 病 申 養 病 め 療計 請 床 床 病 合 るときは 0 が、 は結核病 数 床 に 箬 に 等及び !係る病 画」という。 るか、 おいて、 当 という。 同 都道 該 床 条 又 は 前 申 精神病床 床 第 四項 当 の種別 請 (以下この項において「精神病 条 当 知 該 第 に のみである場合は ) において 事 四項 該申請 申 係 の厚生労働省令で 請 等であ は、 に応じ る病 の規定にかかわらず、 に係る病院 次に掲げ 床 に が療養病 た数 係 る場合は 定める第三十条の いる病院 (当該 る者 の所 第三十 の開 床 定め 同 が 申 在 等 号に規 中のみであ 病院 請 る標準 設若しくは 地 · 条 の 」を含い に係る病 床 同 箦 0) 定する区 厄 兀 に従 条第 む 開 |第二項 第一項 る場 という。 地 設 3病床数 V 床 への許 域 合は、 項 医 が療養病床 域及び当該 療計 の規 第十号に規 定する区 当 可 又 は 該 又 0) は そ のみである場合は当 定により当該 画 申 第一 加 に 病 0) 請 項 若しくは病 院 等のみであ 地 おいて定め に 都道 の許 域におけ 係 の病 る病 府県 可 床 都道 床 数 の区 一域とし、 床 るその が る療養病床及び る場合は、 0) えないことができる。 府県が の種別 療 域と 該 養 加 都道 病 若 地 する。 当 地域の当 定め の変更 床 L その・ 該申請 府県 又は < る医 は にお の区 該 病 に 地 申 療 に係る病 床 よつてこ 域に 請 域とし、 計 病 け 病 0 画 床 床 に係 におけ る病 種 別 に 以 床が 以 れ 院 の変 る病 る療 係 当 下こ ぶる基準 又 下 を超え ること にな 養 は 該 精 更 床 診 申 病 神 0) 0) 0)  $\mathcal{O}$ 療 条に 病 種 床 請 病 許 条 床 別 及 所 に 床 可 に に応じ 数 び  $\mathcal{O}$ おい おい の申 係 病 床 染 7 て 請 床 症 単 た基 病 の当 病 床 が に

### ~八 (略)

2

当 と 病 療 養 該 申 病 8 るとき 府県 床 請 係 及 る に 知 係 は 事 る診 は、 病 床 療 前 病 数 床 所 前 条第四項 項各 の数 の所 に 在 号に掲 に達し が の規 地を含む 同 げ て 定にかかわらず、 条第四項 V) るか、 地 が 域 診 の厚 医 又 療 八は当 生労働 所 療 の病 計 同 該 画 省令で 条第 申 床 に 請 おい  $\mathcal{O}$ 三項 設 位置の許 係 定める標 7 の許可 いる病 定める第三十条 床 可 準 又 を 0 人は診 に従い 設置若し えないことが 療 医 所 の四 療計 < の病 は ]第二項 病 画 床 でき 床数 数 に おい 第 0 る。 0) + て 加 - 号に規 加 定める当 によつてこ 可 定する区 の申 該 区 請 れ 域 域 を超え の療養 をいう。 ること 病 合 床及 に に お け て、 る る

- 3 行 及 は 7 に つてい び 第一 病 お ける療が 床 項 府県 を設 ない 病床 置を の許 養 置 知 病 可 に 病 一するも 事 は、 床 床 るべきこと に 係 ぶる基準・ 数 及 係 の範 び のに限 る療 第 一項 囲 養 病 病床 を命ず 病床 内で、 床 る。 <u>)</u> 各 数 号 の数が、 に掲 等又は同 を の所在 当 ることができ に超えてい 「該病院又は診療 げ る者が 地を含む 同 条第三項 条第 開 る場 四項 る。 設 地域 の許 いする病 合 所 の厚 可 に 0) 医 を受け において、 生労 開設者又は管 院 療計 働 療 画 省令 た病 養病床 におい 当該 床 で 理 病院又は診療所が、 定める標準 に 等 7 者 係る業務 を有 定める第三十条の に対し、 するも の全 に従 病床数 のに限 一部又は V 医 療計 を削 正当な理由がな る。 四 第一 部 減 画 又 は すること に 項 を行つてい において 第十 診療 -号 所 を内容とする許 1 定 に規 ないとき のに、  $\emptyset$ (前 る当 定 条第三項 でする区 該区 前 さは、 条 第 域の療養す 域をいう。 当 の許 \_ 項 t の変更 該 若しく 可 病床 の を
- 4 して、 三十条の 前 三項 必要なが 四第四項 の場合に 補 正 において、 の厚 を行わな 生労働省令で 定める標 ければならない。 都道 府県知事は、 準 当 に従 該 地域に 11 医 療 お 計画 ける に おい の病 7 床数 定 めるところ 及び当 該 申 に こより、 請 に !係る病: 病 院 床数 又 は 診療 を算 所 定 0) す んるに当 機能及び 「たつて 慮 第
- 酪

ため

画 · 条 の 议 下 兀 医 都道 療 計 府県 画 は、 という。) 基 1本方針 を定めるも に して、 のとする。 カュ つ、 地 域 の実情 に応じ て、 当 該 府県 に お ける医 療 提 供 体 制 0) を図 る た

- 2 医 層計画 に おいては、 次に掲げる事項 を定めるも のと す
- 都道 府県に おいて達 成すべき 第四号及び 第五 号の事 業の目標 に関する事 項
- 下 第四号及び 一同じ。 関する事 号 の事 項 業に係 る医療連 携 体 制 医 療提 供 施 設相 互 間 0) の分 担 及 び 業務 の連 携 を 確保 す る た め の体 制 をいう。
- $\equiv$ 医療連携 体 制 に おける医 療 機能 に · 関す る情 報 の提 供  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関 す 項

以

に

- -で 定め 生活 病 そ 0 の他 0) 治療又は 0 . 国民 の健 予 防 康 に係る事 の保持 業に を 义 「るために特 関 はする事 項 に広 範 カコ 0 続的 な 医 療 の提 供 が 必 と認 めら れ る 病 として厚 生労働
- 五. 次に掲 が必要な場 げる医 療 合 に限 0) 確保 る。 に必要な事 業 以 下 急医療 等 確保事 とい 、 う。 ) に · 関す 項 に掲 げ 療 につ て は そ 0

### 略

六 宅 等 お け る医 療 0 関 項

七 医 師 科 医 師 師 看 護 師そ の他 の医 療 従 者 0 に 関 パする事

め

0

- 八 医 療 の安 全 0 確保 に 関する事 項
- 九 地 域医 療 支援病 院  $\mathcal{O}$ 整備  $\mathcal{O}$ 目標そ の他 医 療 機能 を考 慮 L た医 療 提 供 施  $\mathcal{O}$ 整備  $\mathcal{O}$ 目標 に 関する事 項
- +き 主とし 地域的 て 病 単 院 として区 の病 床 分 (次号に規 パする区 域の設定に 定 せる病 床 · 関す 並 び る事 に精 項 神 病 床、 染 症 病 床 設 及 び 結 核 病床 を除 及 び 診 療 所 の病 床 0 整 備 を 义 る
- + は \_\_以上 病床であつて当該医療に係るも の前 号に規 定する区 域を併 せた区 の の 整 備を図るべき 域であつて、 主とし 地 1域的 単 て 厚 として 生労働 の区 省 令 域 で の設 定 め 定に関する事 な 医 療 項 供 す る病 院 0 療 養 病 床 又
- 十 二 療養病 床及び 病 床に係る基準 病 床数、 精神 病 床 に 係る基準 病 床数、 染 症 病床 に係る基準 病床 数 並 び に結 核 病 床 に 係
- 前 各 号に掲げ るも 0) のほ か、 医 療提 供 体 制 0) 確保 に関し 必 要な事 項

3

準病床数

に

関する事項

医 公療連携: 府県 は 体 制 前 項 0) 第二 構 号 の具体的な方 に掲げ る事 策につ 項 を定 ٧,  $\emptyset$ るに当 て、 前 たつ 項 第四 て は、 1号の厚 次に掲げ 生労働 断省令で る事 項 定め に配 慮 る L な 病 又は ければ 同 なら 項 第五 な 号イ カュ 5 まで に掲 げ

#### 兀

療ごと

に定めること。

- 4 定める。 に係る基準病 項 第十 床 - 号及び 数 に 関する標準 第十一号に規 にあ 定する区 つては、 域 それぞれ  $\mathcal{O}$ 設定並 の病 び に同 床 の種 項 第十二号に規 別 に応じ算 定し 定する基準 た数 の合計が 中病床数 数 を に 関する標準 基 準 療 は、 養 病 厚 床 及び 生労 働 省 令で 病 床
- 5 政令で 定める事 府県 は、 情があ 第 項 るときは、 第十二号に規 政令で 定する基準 定めるところ 病 床 数 に を より、 定め ようと 同 号に規 定する基準 する場合 に おい -病床数 て、 急 激 に関し、 な 人 前 0) 項 の標 加 が 見 準 込ま に よらないことが れ ることそ の他 で 0
- 6 4 で なして、 定め る事 府県 病 情 は 院 が あ 0) 第 十二項 開 るとき 設 の許 は、 の規 可 政令で の申請そ 定により 定めるところ 当 の他 該 の政令で 都道 府県 に の医 定める申 より 算 療 計 定し 請 画 た数 が公示され に対する許可 に係る事務 を、 政令で た後に、 定める区 急激 域の な人 を行うことが 第二項  $\mathcal{O}$ 第十二 加 でき が 見 一号に規 込 ま れ 定する基準 ることそ の他 病 床 0
- 可 第 の申 一号に規 請 は 0 定する基準 他 0) 第 一政令で 十二項 の規 病床数とみなして、 定 8 る申 定により当該 請 が あ 0 た場合 都道 当 該 府県 申 に 請 の医 おい に対する許可 て 療計画が公示され は 葵 に係る事務 で 定 め た後に、 るところ を行うことができ 厚 に より 生労働省令で 算 定し る。 た数 定める病床 を、 政令で を含む病 定 め 院 域  $\mathcal{O}$ 開 0 第 設 項

7

8 な ( 調 ければならない。 12 保 たれ 府県 は、 るようにするととも 医 療 計 画 を作 成するに当 に、 公 たつてい 生 は、 事、 他 社 0 会福 法律の規 祉 そ 定による計 の他医療と 密 画 接 で な あ つて 関連 医 を有 療 す 0) 確保 る施 に関 策と はする事 の連 携 項 を 図るように努 を定めるも め

第三十条の 画 号及び を変更するものとする。 六 第 九号を除く。) 都道 府県は、 に掲げる事項について、 少 なくとも五 年ごと に第三十 調査、 · 条 の 分 四第一 及び 項 第 号及び 必要があ 第九号に ると認 定める めるときは、 目標 の達 成状 当 況 該 並 び に同 項 の医 各 療 第

○ 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)(抄

第五条 (略)

図 十三号) るため、 府県 第百十 医 は、 療 前 法 八条第二項 項 (昭 の規 和 定に 二十三年法 第一号 より 保 健 律第二百五 に規 所 を設置する場合 定する区 号) 域を参酌して、 第三十条の四第 においては、 保健所 三項 保 健医 第十号に規 の所管区 療 に 係る施 域を設定しなければなら 定する区 社会福 域及び介護 祉 保 係 ない。 る施 険 法 の有 平 成 九年法 な 連 律 携 第 百

○ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)(抄)

(施設の基準)

2 第 護老人ホー 生労働 ム 及び 大臣 特別 は、 養 養 護老 護 老 人ホ 人 ホ ・ム及び  $\Delta$ 0) 設 管署は、 特別養護 前 老 人ホ 項 0) ] 基準 j. を遵 0) 設備及び 守 L な 運営 けれ につい ば なら て、 ない。 を 定 めな けれ ば な 6

 $\bigcirc$ 改 ý 革 特 別 区 域 法 至 成 + 兀 年 法 律 第 百 八 + -九号)

老

人福祉

法

の特

例

第三十条 号  $\Delta$ 8 年法律第百二十三号)第百 において (老人福 該区 地方公共団 同 祉 域 にじ。) の特別養護老人ホ 法 (昭 の入 |体が、 和三十八年 所 定員 そ 十八条第二項 0 の総数 ] 法 設 ム 律第百三十三号) 定する構造 の必要入所 定員総数 が、 同 第 法 改 第二十 号の規 (革特 第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム 別 条の 定 X を下 に 域 九第 の全 より 一 項 都道 部又は る区 の規 府県が 定める区 域であ 域をいう。 部が属 定により する特 以下この条において同じ。 都道 別 養護老 が って、 定 8 人 る都道 当該区 ホ をいう。 ム 不 府県老人福 域に ) において 以 足 下この 区 おけ 域 る特 祉 介 特別 護 計 別 画 び 養 保 養 別 護 険 に 護 において 表 老 法 老 第二十 人ホー 平 定 成

受 核 者 第二 おい 該 ム 市 良 て同じ。 至五 構造 0) 以 間 設 特 十 二 1) 下 改 資 置 3. 革特 別 ۲ 金等 を促 養護 の項 条 社 を除く。 別区 [会福祉 (T) 0 進 老人ホ する必可 涌 に + 九 域 おい 内 法人 による公共施 第 以下この条におい 要 て の特 が ム 項 社 別養護老人ホ あ を設置することができ 中核 の指 会福 ると 定都 市 認 祉 設 という。) に 等 めて 法 市 0) て同 (昭 以 ーム不足区 整 内 下こ 閣総 和二十六 備 ľ 等 の項 )であ 理 の促 おい る。 大 域 臣 年 に 進 て る法人は、 において、 法 おい に 0 は、 律 関 認 て :第 す 定 当該指 っる 法律 四 を申 指 士五. 厚 老人福祉 請 定 号) 定都市又は し、 生労働省令で 定めるところ 都 伞 市 そ 第 成 という。) 法第十五 +二十二条 0 認 中核 年 定 を受 法 条第 に規 市 律 及び 第 け · の 長。 一 項 定する社 百 たときは、 同 十七 から 以下この 法 第二 号) に より、 会福 第五項まで 当 豆 第二 該 祉 条におい 一条第五 十二条 認 法人 都道 定 をい の規 府県  $\mathcal{O}$ 自以 項 の 二 て同じ。 定にか . う。 に規 知 事 + 以 定す (地方 下こ 一第 か の わ る 一項 自 0 可 0) 治 定事 業 中 法

2 るかどうか 府県 を審 知 事 査 は す 、 る ほ 前項 か、 の認 可 次 に掲 の申 げ 請 があっ る基準 によって、 たときは、 老人福 そ の申 請 祉 を審 法第 査 十七 な 条第 け ħ ば 項 なら の規 ない。 定に より 厚 生労 働 大臣 が 定 8 る基準 に適 合 す

3

5

略

職 力 開 発促 進 法 昭 和四 + 兀 年七 月 + 八 日 法 律 第 六 + 兀 号) 沙抄

 $\bigcirc$ 

(国及び 都道 府県 の行う職 業訓練 等)

第 施 のとす 士五 設以外 の施 条の六 次 ハの各 ただし、 号に掲げ 設に 国及 び お 当 る施 都道 ても 該 職 府県は、 設 適切 業訓 を第十 と認 練 労働者 のうち 六条に められ が 主として知 · 定 め る方 段 階 るところ 法に 的 か より 識 0 体 を に 行うことができる。 より 系 的 得 に職 設置して、 す 、るために行わ 業に必 当 要 な技 該 施 れ るも 能 設 の区 及びこれ ので厚 . 分 に応じ に関 生労働省令で 当 す 該 る知 各 識 号 に規 定めるも を 得 定 でする職 す のについ ることが 業訓 て 練 で き は を行うも る 当該 よう

- 職 程 業能 力 0) を行う 開 発校 ため 普 の施 通 職 設をい 業訓 練 う。 (次号に規 以下同 じ。 定す る高度職 業訓練以 外 の職 業訓 練 をい . う。 以 下 同 じ。 で長 期 間 及 び 期 間 0) 訓 練
- 職 う をい 力 う。 施 開 設 発 をい 以 下 期大学校 . う。 同 じ。 以 下 (高度職 で長期間 同 ľ 業訓 及び 練 (労働者 期 間 0) 訓 に 練 対し、 課 程 職 次 業に必 号 の厚 要 な 生労 高 度 働 省令 の技 能及 で 定 びこ め る長 れ 期 に 間 関 する知 0 訓 練 識 課 を 程 を除 得さ せ る 0) た め 0)  $\mathcal{O}$ な
- 三 職 力 開 発大学 校 (高 度 職 業訓 練 で 前 号 に規 定 す る長 期 間 及 び 期 間 0 訓 練 課 程 0 ŧ 並 び に高 度 職 業訓 練 で 専 門 的 カン 応

用

的 下 な 同 職 業能 力 を 開 発し、 及 び 上 さ せ る た め のも L 7 厚 生労働 省 令 で 定 8 る長 期 間  $\mathcal{O}$ 訓 練 課 程 の も 0) を行 う た め の施 設 をい う。

職 業能 力 開 発促 進セ ン タ 1 普 通 職 業訓 練 又 は 高 度 職 業訓 練 のう 5 期 間 0 訓 練 課 程 のも 0) を行う た  $\otimes$ の施 設 をい う。 以 下 同 ľ

Ŧī. j そ 障 の能・ 力 職 に適応し 業能 力 開 た普 発校 通 職 前 業訓 各 号 練又は に掲 げ 高 る施 度 職 設 業訓 におい 練 て を行うため 職 業訓 練 の施 を受 設 けることが やをいう。 以 木 下 難 同じ。 な 身体 又 は 精 神 に障 あ 等 に て

2 対し 国及び 第十五 条の二 府県 が 第 設 設置す 一 項 第三号、 る前 項各 第四号及び 号に掲げ る施 第六号かり 設は、 5 当 該各 第八号までに掲げる援助 号に規 定する職 業訓 練 を行う を行うほ ように努 か、 めな 事 業 ければなら 主 労 働 者 な そ 他  $\mathcal{O}$ に

3 L に掲 能 内に 国及び 力 げ おいて行うほ 該教育訓 開 発及 都道 設 府県 を 練 設 か 上について適切と認 置して職 (第十六 職業を転 業訓練 条第二項 ることによつて行うことができる。 L を行う場合 ようとす の規 められ 定に には、 る他 より る労働者 の施 市町 そ 設に 村 等に 0) 設 が こより 職 対して迅 置 立する同 業能力 行 わ れ 速 開 項 かつ効果的 各 る教育訓 発校 号に掲げ を設置 練 げ な職 を当 る施 する場合 該公共職 業訓練 設 议 下 こには、 を実 業能 「公共 施 当 力 するため必 該 開 市町村 職 発施 業能 設 を含 力 要があ の行う 開 む。 発施 職 るとき 設 業訓 が と 第 は、 練 *(* ) 項 とみな う。 各 業

4 0 公 を除く。)を行うほか、 共 職 業能力 開 発施 設は、 次に掲げ 第一項各 る業務を行うことが 一号に規 定する職 業訓 でき 練及び 第一 項 に規 定 す る 援助 (市町 村 が 設 置 立する職 業能 力 開 に

当

を受けさせ

は 現 開 に当 発途上 該 にあ 訓 練 る海外 を担当してい 0 地域 る者 へにおい に対し て事 て、 業を行う者 必要な技 に当 能及びこ 該 地 域 れ に に関 おい でする知 7 用 識 さ れ を 7 得 1 さ る者 せ るため の訓 練 の訓 を担 練 当 する者 を行うこと。 になろうと す る者又

前 á 号に掲げ のを行うこと。 げ るも 0) のほ か、 職 業訓練そ の他この 法 律 の規定によ る職 業能力 0) 開 発及び 上 に 関し必要な 業務で厚 生労働 省 令 で 定

公 共 職 業能 力 開 発施 設)

第十 国は、 職 業能 力 開 発 期大学校、 職 業能 力 開 発大学 校、 職 業能 力 開 発促 進セ ン タ 1 及び 障 害者職 力 開 を 設 都

2 道 前 項 は、 定 職  $\emptyset$ 業能 力開 0 のほ 発校 か、 を設置 都道 しする。 府県 は 職 業能 力 開 発 期 大学 校、 職 業能 力 開 発大学 校、 職 業能 力 開 発促 進セ ン タ 

能 前 開 の規 定 に より に おい 7 府県 が 職 職 業能力 業能 力 開 開 発 発 期 大学 期 大学 校 校 箦 等 とい を、 、 う。 市町 村 を、 が 職 市町 業能 村は 力 開 職 発校 業能 を設置しようとするときは、 力 開 を 設 置する ことが で あら · 又 は き か 障 ľ め 職 厚 業

3

生労働 大臣 に協 議 Ļ そ の同 意 を得なければ なら

- 4 令 で、 公共 職 都道 業能力 府県又は 開 発施 市町村 設 0) が 設置する公共職 置 名 そ の他 業能力 運営 につい 開 発施 て必要な事項 設 については は、 条例で 国が 定める。 設置 一する公 一共職 業能 力 開 発施 設 につ 11 て は 厚 生労 働 省
- 5 できる。 用支援機構に行わせ 第 一 項 の規 定により るも のとし、 設置し 当該厚 た障 害者職 生労働省令で 業能 力 開 発校 定めるも · のうち、 の以外 厚 の障 生労働省令で 定め 害者職 業能力 うるも 開 発校 0) の運 の運営 営営 を独 を 都道 府県 政 法人 高 することが 障
- 6 公共職 業能 力 開 発施 設 の長は、 職 業訓 練 に 関し 高 1 識見 を有 する者で な ければなら な
- $\bigcirc$ 林 業労働 力 0) の促 進 に 関 する 法 律 伞 成 八 年 法 律 第 兀 士五 沙抄

基 本計画

第 四 いう。)を定めることができる。 条 都道 府県 知 事 争は、 基 本方 針 に して、 当 該 都道 府県 に おけ る林 業労働 力 0) の促 進 に関する基本計画 议 下 基本計 画

- 2 基本計画 においては、 次に掲げる事 項 を定めるも のと す る。
- 林 業労働力 の確保 の促 進に関する方針

林

業における経営及び

用

の動

に関する事

項

三

置に 事 関する事 業主が一 体 項 的 に行う労働 環境 0) 改 そ の他 0) 用 管 理 0) 改 及 び 森 林 施 業 0 機 化そ の他 の事 業の合 理 化 を促 進 するため

兀 新 たに林 業に就 業し ようと す る者 の林 業技 術 0) 得 そ  $\mathcal{O}$ 他 の就 業 0) 化  $\mathcal{O}$ ため の措 置 . 関 す

項

そ の他林 業労働 力 の確保 の促進に関する事 項

五.

- 3 *ر* را 府県知: 事 は 基本計画 を定め、 又はこれ を変更し ようとするときは 農 林 水 産 大臣 及び 厚 生労働 大臣 に協 議し な ければ、 ならな
- 4 都道 府県 知 事 は 基 本計 画 を 定め、 又はこれ を変更し たときは、 遅滞 なく、 れ を公表し な ければ、 なら な
- 0 介 例 護 居宅介護サー 保 険 法 平 成 ビス 九 年法 費の支給) 律第百二十三号)(抄)

لح

第四十二条 市町 村 は 次 · に掲 げ る場 合 には、 居 宅 要 介護 被 保 険 者 に 対し、 特 例 居宅 介 護 サ 1 ビス 費 を支給 す

の事 七 0 に限 居宅要介 十四四 業の 条第 る。 設備及び運営 護 次号に 項 被 保険 の厚 おいて「基準該当居宅サー 者 生労働省令で が、 に関 指 する基準 定居宅サー 定める基準 のうち、 ビス 及び 厚 以 ビス」という。 外 生労働省 同 の居 項 宅 の厚 l 令 で サー 生労働省令で Ë 定めるも を受けた場合において、 ス又はこれ のを満 定める員数並び に相、 たすと認 当 「するサ められ 必要があ ービ に同 ス る事 条第二項 ると認 指 業を行う事 定居宅サ に規 めるとき。 定 ] でする指 業所 ピ ス に より行わ 宅 業 サ れるも ] 係る第 - ビス

三・四 (略)

# 2~4 (略)

、地域密着型介護サービス費の支給

第四十二条の二 (略)

# 2~7 (略)

8 する。 める基準 市町 業の設備及び 対は、 又 は 指 運営 第 定 四項 地 域密着 に関する基準 の規 型サー 定により F, ス 事 指 市町 定地域密着型サ 村が 業者 定める額点 から 地域密 及び 1 着 ピ 型介護 第七 ス 0) + サ 八条 11 小の四第一 ピ に ス 関する部分に限 費 <u>一</u>項 の請 文は 求があっ 第四項 る。 たときは、 に規 に照らして審査した上、 定する指 第二項 定地 各 号の厚 域密着型サ 生労 支 ] 働 うも ピ 大 ス 臣 0) が

## 9 • 10 (略)

(居宅介護サービス費 等に係る支給限度額

# 第四十三条 (略)

# 2~5 (略)

6

宅介護サー

ピ

ス

費

等

の額

の特例

が 域密着型介護サー 同 居宅介護サ + 項に規 することに の 二 定する百分 ] 第 ビス費若しくは より ビス費若 項 各 第 の九 号若しくは 一 項 しくは特例 に規 十に相当する額 特例居宅介 定する合計 第四項 地 若し 域密着型介護サー 額が 護 を超え サ 同 ĺ は る場合 項 前 ピ ス 費 に規 条 第 又 における当 定する百分の - ビス費 は 項 の規 地域密 の額 定にかかわら 該居宅介護サー 着型介護 私は、 九十に相当 第四十一条第四項各 サ ] 「する額 ピ 政令で ビス費若しくは特例居宅介護サー ス費若し を超え 定めるところ くは 号若しくは る場 特 合又 例 地 は により算 域密 第 四 第 着 四項 型 十二条第二 介 に規 定し 護 定す ビス費又 サ た額とする。 |項又は る合計 ビ ス は 費 額 地

これら む 木 難 十条 べであ の規 地 ると認 域密着型サー 定中「 村 が め た要 百分の九七とあるのは、 災害そ 介護被保険者が受ける次の各 - ビス の他 これ の厚 に相当 生労働省令で するサービスを含む。 「百分の九十を超え百分の百以下 定める特 号に掲げ 別 の事情 る介護給 ) 若しくは施 設サービス又は住宅 が あ 付 について当該 ること の範囲 に より、 内において 市町村 各 居宅サー 号に定め ・ビス 改修 る規 定を適用 に必要な費 が これ 定めた に相 す 当 用 る場場 合」とする。 を負担 するサ 合 においては、 ] することが ビ ス

特 例居宅介 護 サ ] ピ ス 費 0 支給 第四 十二条第二項 並 び に第四十三条第 一項、 第 四項 及び 第六項

三~八 (略)

(特例介護予防サービス費 の支給 )

十四条 市町 村 は、 次に掲げる場合 には、 居 宅 要 支援被 保 険 者 に 対し、 特 例 介護 予 防 サ ピ ス 費 を支給

す

(略)

指 事 て に 居宅要 関する基準 「基準該当介護予 定介護予防 業に係る第百 支援被 のうち、 サ 保険 士五 E 防 スに係る介護予防 者 条の四第一項 サー が、 厚 生労働省令で 指 ビス」という。 定介護予防 の厚 生労働 定めるも  $\mathcal{O}$ ため サ ] を受けた場合において、 出省令で ピ の効果的な 支援の方法 のを満 ス 以 定 外 の介護予 たすと認 める基準及び めら 防 サ れ 同 1 に関する基準 必 項 ピ る事 要があ ス 又 の厚 業 はこれ 生労働省令で を行う事 ると認 一及び指 に相 めるとき 業所 により 当 定介護予防 するサ 定める員 行われ 1 数並び サ F, ĺ ス るも ピ に同 指 ス の事  $\mathcal{O}$ 条第一 に限 護予 業 介の設 る。 項 防 次号に 備及 サ に規 ] び 定 ピ 運 におい でする ス 営営 0

三・四 (略)

2 ~ 4 (略)

地域密着型介護予防サービス費の支給

鬼子 十四条の二 (略)

2 ~ 7 (略)

9

10

略

8 型 び 労 -介護予 働 運 大臣が 営 村 に 防 は、 関する サー 定 指 め ピ る基準又は 定 ス 地 域密着 に係 指 定 る介護予 第四項 地 型介護予防サー 域密着型介護予防サ 防 の規 0) 定に ため の効 より ピ ス 果的 事 市町 ] ピ 村が な ス 支援の方 カコ の取 定 5 め 地域密着 る額 法に関 1 並 に 関する部分に限 び 型介護予防サー する基準及び に第百十五 条の る。 指 ピ ス 定 +費 地 . 匹 に照らして審査し ]第二項 の請・ |域密着型介護予防サー 求 文は が あっ 第四項 たときは、 た上、 に規 ピ 支 定する指 ス 第 の事 うも 項 定地 各 業の設備及 のと 号 する。 域密着

(介護予防サービス費 等に係る支給限度額)

第五十五条 (略)

2~5 (略)

6 計 項 ス す 地 文は 額 域密着型介護予防サービス費若しくは が同項 ;護予 第五 防 サー に規 定する百分 + することに 兀 ピ 条の ス 費若 第二項各 号若しくは より しく 第一項 の九十に相当 は 特例 に規 介護予 定 特例 「する額 する合計額 防 第四項若しくは サ 地域密着型 を超 ] ピ え が ス る場 同 費 介護予防サー 項 又 前 合 に規 は 条第一 における当該 地 定する百分 項 着型 - ビス費 の規 介 護予 介護予防サービス費若しくは特例 定にかかわらず、 0) の額 九十に相 防 は、 サー 当す 第五 ビス費若しくは る額 十三条第二項各 政令で. を超 え 定めるところ る場 例 一合又は 号若しく 地 介護 予 着型 により算 第 四項 防サービス費又は は 第五 介 に規 護 十四四 定し 予 定 [条第二 にする合 ピ

(介護予防サービス費等の額の特例)

第六十条 5 ると認 を含む。)、 の規 定中「 めた居 市町 地 宅要 百分 村 域密 が 支援被保険者が受 ける次 0) 着 災害で 九七 型介護予防サービス とあ -の 他 るのは、 の厚 生労働 これ 百分の九十を超え百分の百以下 省令で への各 号に掲げる予防給 に相当 定め る特 するサービスを含む。)又は住宅 別 の事 情が 付について当該各 あ ること の範囲 に 内において より、 号に定める規 改修 介護予防 市町村が に必要な費用 定を適 サ 定め ・ビス 用 た す を負  $\mathcal{E}$ る場 合 担 れ 合 に相当 لح す においては ることが困 する。 するサ 難 これ で ピ あ ス

一 (略)

特 例 介護予 防 サ ピ ス 費 0) 支給 第五 +兀 条 第 項 並 び に 第五 士五 条 第 項 第 四項 及び 第六項

三~六 (略)

険料 を 収 す る が 消 滅 L た場 合 の保 険 給 付 例

2 (略)

九条

3

ピ 額 ス 減 領期間 に 項 係る次の各 号に掲げ おい の規 に相当 て が 同 経 定 ľ, 過するまで に するサー 及 給 び 付額、 ・ビス 地 る介護給 の間 ]域密: 減 を含む。 額 に利用 着型 等の記 付等について当該各 介 L 護予防 載 次項 た居宅サー を受 において同じ。 サ け 1 た要 ・ビス ピ 介 ス 護 号に定める規  $\widehat{\mathcal{Z}}$ これ 被保険 れ 施設サ に相当 に相当するサ 者 等が、 するサ Ì 定を適用 - ビス、 当該 ĺ ĺ 介護予防サービス する場合においては、 ピ 記 ビスを含む。 ス 載 を含 む。 けた日の属 次項 次項において同じ。 これ に する月 おいて同 これら に相当 の規 ľ するサ 月 定中一 0 並 Ì び 地 ビス 域密 百分 か 5 0) 0 を含む。 着 当 九七 該 サ

とあるのは、「百分の七十」とする。

- (解)
- 特例居宅介護 サ ] ピ ス 費 0) 第四 十二条第 項 並 び に !第四· 十三条第 一項、 第 四項 及び

第六項

三~七 (略)

特例介護予防 サ ] ピ ス 費 0) 第五 十四四 条第 <u>一</u>項 並 び に 第五 士五. 条第 項、 第 四項

九~十四(略)

4 (略)

(指 定居宅サービス事 業者 の指 定)

先 十条 (略)

- 2 院 シン若しくは 等により行われ 府県 知· 事は、 る居宅療養管理指 期入所療養介護 前 項 の申 請 があ に係る指 0 導又は病院若しくは診療所 により行われ た場合 定 において、 その申請 にあっては、 第一 号から 第三号まで、 第二号から 第六号まで又は る 問看護、 第五 号から 第七 問 第七 号から ハビ 号の二まで、 第十一号まで) ] シ 第九号又は 通所 のい 第十 ず れか (病
- 申請者が 法人でないとき。

するときは、

第

四十一条第一項

本文の指

定をしてはならない。

働 当令で 当該申請 に係る事業所の従業者 定める員数 を満 たしていないとき。 の知 識及び 技能 並 び に人員が、 第七 +四条第 項 の厚 生労働省令で 定める基準及び同 項 の厚

三~十一(略)

3~5 (略)

の当 十四条 該指 定居宅サービス に従事 する従 指 定居宅サービス事 業者は、 業者 当該指 を有しなければならない。 定に係る事業所ごとに、 厚 生労働省令で 定める基準 に従い厚 生労働省令で 定 める員数

- 2 前 項に規定するもの つのほか、 指 定居宅サービス の事 業の設備及び運営 に 関する基準は、 厚 生労働・ 大臣 が 定め
- 3 に限 厚 生労働大臣は、 )を定めようとするときは、 前項 に規 定する指 定居宅サービス の事 あらかじ め 社会保障審議 業の設備及び 会の意見 を聴 運営 カン に関する基準 な ければならない。 (指 定居宅サー ピ ス の取 1 に 関 す , る部分
- 4·5 (略)

(都道 府県知事 等による連絡調 整又は 援助

他 n るため必要 関係者 条の二 相 が 互 あ 間 ると認 の連 府県 絡調 知事 め 整又は当 るときは、 文は 市町 T該指 当 村 |該指 長は、 定居 宅サービス事 定居宅サー 指 定居 宅 サー ピ ス 事 業者及び当 ビス事 業者 及び指 業者 該 関 に 係者 . よる第七十 定居宅介護 に対する助言そ 支援事 兀 条第四項 業者、 の他 に規 他  $\mathcal{O}$ 援助 の指 定する を行うことが 宅 ーサー の提 ・ビス事 でき に行 わ 0

1 言 き に c は、 そ おい 厚 の他 生労働大臣 当該 の援助を行うことができ 当 該 都道 府県 指 は 定居宅サー 知 同 事 一の指 定居宅 サービス 事 相 互. - ビス事 間 の連絡調 る。 業者 整又は当該指 による第七 業者 につい 十四条 定居宅サー **常四項** て二以上 に規 ビス事業者 0) 定する 都道 府県知事が前項 に対する都道 の提 供が の規 定による連絡調 の区 に行われ 域を超え た広 域的 るため必 整又は 要が な見地から あ ると認 を行う場合 め ると

働告、命令等)

F, ス 事 十六条の二 に対し、 都道 期 限 | 府県知 を定めて、 事 は、 指 それぞれ 定居宅サー 当 -ビス事 該 各 号に定め 業者 が、 る措 次の各 置をとるべきこと 号に掲げ る場合 を勧告 に該当 す ることが すると認 でき めるとき は 当 該 指 宅 サ

厚 当該指 生労働省令 定に係る事 で 定める員数を満たしていない 業所の従 業者 の知識 若しくは 場合 技 当 能又は人員 について 第七 該 厚 生労働省 令で 定める基準又は当該厚 十四条第 一 項 の厚生労働省令で 生労働省令で 定め 定  $\Diamond$ る員数 る基準 又 は たすこ 同 項 0

二節

第七十四条 第四項 に規 定する の提 供 を適 正 一に行 0 て V ない 場 合 当 該 提 供 を適 正に行うこと。

2~5 (略)

指定の取消し等)

本文の指 定を取 条 都道 り消 府県知事 又 は は、 期 次 間 への各 を定めてその指 号のい ず れ カゝ 定の全 に該 当 する場 部若しくは 合 に — 部 おいては、 じの効力 を停止 当 該 指 することができる。 定居宅サ 1 ピ ス事 に 係る第四 干

(略)

省令で 指定居宅サー 定め る 基準 ビス 一又は 事 業者 同 が、 項 の厚 当 T該指 生労働省令で 定に係る事 定める員数 業所 の従 を満 の知識: たすことができなく 若 しく は 技 能 なっ 又は 人員 1 て、 第七 + 兀 条第 項 の厚

三 (略)

兀 定居宅サ ピ ス 事 業者が 第七 十 四 条 第五 項 に規 定する義務 に違反 L たと認 められ るとき。

五~十二 (略)

2

略

定 地域密着 型 サ Ì ピ ス 事 業者 の指 定

第七 +八条の二 酪

2 3 略

4 市町 村長は 項 の申 請 があ 0 た場合に おいて、 次 の各 号のいずれ か に該当 するときは、 第 四 十二条の二第一 項 本文の指

定をし

てはならない。

申 詩者が 法人でな いとき。

の厚 当 ]該申請 生労働 省令で に係る事 業所の従 定める員 数又は同 業者 の知識及び技能 条第四項 に規 並 定する指 び に人員が 定地域密着型サー が、 第七 十八条の四 ピ ス に従事 ]第一項 する従 の厚生労働省令で に関する基準 定める基準若し たして は な 同 項

三 申請者が、 第七 十八条の 兀 第一 項 文は 第四項 に規 定 でする指 定 地域密着型サ ] ピ ス の事 業の 設 院備及び 運営 に 関す ,る基準 に従っ て 適

四 九 略

正な

地域密着型サ

]

ビス事

業の運営をすることができないと認められるとき。

とき。

5 {

7

略)

指 定地域密着型サー F. ス の事 業の基準

第七 に関する基準 地 れを提供 十八条の三 域密着型サービス するように努 に従い、 指 定 の質 地域密着型サービス事 要介護 めなければならない。 0) 者 の心身の状況 を行うことそ 業者は、 の他 等に応じて適切な指 の措 次条第一 置を講ずることにより常 |項又は 定 第四項 地 域密着型サー に規 定する指 に指 定地域密着型サービス ・ビス を提供 定地域密着型サー するととも を受 ピ に、 ス 自ら の事 け そ 業 の提 の立場 の 設備及び運 供 する指 に立って 営 定

2 酪

3

定める員数 十八条の の当 兀 該 指 定 定 地域密着 地域密着型サービス 型サービス事 に従事 業者は、 する従 当該 指 業者 を有しな 定に係る事 業所ごと ければならな に、 厚 生労働省令で 定める基準 に従 1 厚 生労 働 省令で

2 前 項に規 定するも  $\mathcal{O}$ のほか、 指 定地域密着型サ / | ビス の事 業 の 設備及び 運 営 に関する基準は、 厚 生労働大臣が 定  $\emptyset$ る。

に 厚 関 する部分に限 生労 働 大 臣 は、 る。)を定めようとするときは、 前 項 に規 定す る指 定 地 域密着型サー あらかじ ピ ス め社会保障審議 の事 業の設備及び 会の意見 運 営 に関する基準 を聴かなければならない。 指 定地域密 着 型 サー ビ ス の取

4 町 に 村 おけ は、 る指 第 定 項 地 及び 域密着 第二項 型サ の規 ・ビス 定にか に従 事 か わ す いらず、 る従 業者 厚 生労働省令で に 関 す っる 基準 及び 定める範 指 定地域密 井 内で、 着型サ これ ] 5 ビ の規 ス の事 定 に 業 の 定める基準 設 硫及び に代えて、 運 営 に 関 す 該 んる基 市

5~7 (略)

潍

定める

がで

き

(市町村長 等による連絡調 整又は援助)

第七 者その他 できる。 め必要があ -八条の 0) ると認 関 六 係者相 市町 8 村長は、 互間 るときは、 の連 絡 指 当該指 調 定地域密着 整又は当該 定地 型 域密着型サー 指 サ ĺ 定地域密 ピ ス 事 ・ビス事 着 型サービス事 に 業者及び よる第七 指 業者及び当 + -八条の 定居宅介護 四第 該 関係者 支援事 六項 に規 業者、 に対する助言そ 定する 他 の指 定 の他 地域密着型 供 0) 援助 サー に行 を行うことが ピ わ ス れ 事 るた

- 2 見 ると認 合 におい 地からの助言そ めるときは、 府県 て、 知 当該 事 ⇒ は、 指 の他 当 同 定 該 0) 地域密着型サービス事 援助 の指 市町村長相互間 を行うことができ 定 地域密着型サ の連 絡調 業者 ] F, る。 ス 事 による第七 整又は当該指 業者 につ 十八条 V 定 て 一 地域密着型サー 。 の 四 以 上 第 0) 六項 市町 に規 定す ビス事 村 長 が 業者 前 Ź 項 に対する市町 の規 の提 定による連 供 が 村 絡 の区 に行 調 われ 整又は 域 を超えた広 るため必要 援助 を行う場 が な あ
- 3 う場合 におい が た広 あ 厚 ると認 域的な見 生労働大臣 め 地から て、 るときは、 は、 当該指 同 の助言そ 当該 の指 定地 の他 定地 域密着型サービス事 都道 | 府県知事は の援助 域密着型サービス事 を行うことができ 相 互 間 業者 の連 絡調 による第七 整又は につい る。 当該 て 一 十八条 以 指 上 定 0 地 四第六項 に規  $\mathcal{O}$ 1域密着型サー 都道 府県知 事 定する ・ビス事 が 前 項 業者 の規 の提供が 定によ に に対する る連 都道 絡 に行われ るため必要 調 府県 整又は 0 区 域 ふを超え

(勧告、命令等)

着型 十八条の サービス事 九 市町 村 に 対し 長 は 期 指 限 定 を定めて、 地域密着型サー それぞれ当 Ė ス 事 該各 号に定める措 業者が、 次 の各 号に掲げ 置をとるべきこと る場 合 に該当 を勧告することができ すると認 めるときは、 当 該 指 定 地

(略

従

に

関

する基準

を満

たすこと。

同 当該指 項 場 の厚 合 定 生労働省 に ! 係る事 当 該 厚 令で 業所 生労 定め 働省令で の従 業者 る員数又は の知 定 める基準若しく 識 同 若 しくは 条第 四項 技 は当 に規 能 又 該厚 は人員 について 定する指 生労働省 定地域密着型サー 令で 第七 定 十八条の め る員 ・ビス 数又は当該 兀 に従事 |第一項 する従 の厚 指 定地域密着型 生労働省 業者 に関 -令 で サ す んる基準 定める基準 ピ ス に従 事する たして 若しく

三 な 域密着型サー 指 第七 定地域密 + 凣 条 着 ビ 0) 型 ス 兀 の事 サービ ]第二項 ・業の運 こスの事 文は 営 第四項 業の運営 をしてい に規 ない をすること。 定する指 · 場合 定 当 地域密着型サー 該 指 定地域密 着 ピ 型 ス サ の事 ĺ 業の ピ ス の事 設 備及び運 業の 設 営 備及 に関する基準 び 運 営 に 関 する に従って に従っ 適 正な 指 適 定 正 地

兀 第七 十八条の四 第六項 に規 定する の提供 を適 正に行っ て 1 な 1 場 合 当該 の提 供 を適 正に行うこと。

2 ~ 4 (略 )

(指定の取消し等)

の二第一項本文の指 十八 、条の十 市町 定を取 村長は、 ŋ 消 次 し、 への各 又は期間 号のいず れ を カュ 定 んめてそ に該当 の指 する場合 定の全 に 部若 おい ては、 しく は 当 該指 部 の効力 定地域密着 を停止 型サー することができ ビ ス 事 る。 に 係る第 匹

一~三(略)

兀 項 指 する従 業者 の厚生労働省令で 定地域密 温着型サ に関 す ] る基準 定める基準若しくは同 F, ス 事 を満たすことができなくなっ 業者が、 当 該 項 指 の厚 定に !係る事 生労働省令で たとき。 業所 の従 定 業者 める員数又は同 の知識は 若しくは技 条第四項 能 又は に規 人員 定する指 につい 定地 て、 域密着型サ 第七 +· 八 条 ] ビ ス 兀 に従 第

五. に 指 関する基準 定地域密 に従っ 着型サービス事業者が、 て適 正な指 定地域密着型サー 第七 十八 条の - ビス 匹 の事 第一 |項又は 業の運営 をすることができなくなっ 第 四項 に規 定す る指 定地域密着型サ たとき。 ĺ ピ ス の事 業 の 設 び 運 営

指 定地域密着型サ ピ ス 事 業者が、 第七 十八 条の 匹 第七項 に規 定する義務 に違反し たと認 められるとき。

七~十四 (略)

六

指 定の取消し 等)

の二第一項 本文の指 十八条の十 市町 村長 定を取り ムは、 消 次 の各 又は期間 号のい ず れ を カ 定めてそ に該・ 当 の指 する場 定の全 合に 部若しくは おい ては、 当 部 該 ごの効力 指 定 地域密 を停止することができる。 着型サ ピ ス 事 に 係る第四

一~三(略)

五.

兀 項 指 の厚 生労働 定地域密 省令で 着 に関 型サー す うる 基準 定める基準若しくは同 ピ ス 事 を満たすことができなくなっ 業者が、 当該 項 指 の厚 定に !係る事 生労働省令で たとき。 の従 定 業者 める員数又は の知識若 しく 同 条第 は技能又は 心質 に規 人員 定す る指 につ **,** \ 定 て、 地 ]城密 着型サ 十八条の ピ ス 兀

に 指 関 する基準 定 地 域密 着型 に従って サ ] 適 ピ ス事 正な指 業者が、 定地域密着型サ 第七 八 / | ビス 条の 匹 の事 第一 |項又は 業の運営 第 をすることができなくなっ 四項 に規 定 す る指 定 地 たとき。 着型サ 1 ピ ス の事 業 0 設 び 運

六 指 定 地域密 着 型 サ ] ピ ス 事 業者が、 第七 + 八 条 0 兀 第七 項 に規 定す る義 務 に違 反 L たと認 めら れ

七 { 十四四

を有しな 八条 けれ 定介護 ば な 老 人福 6 な 祉 施 設は、 厚 生労 働 省 令 で 定 め る員 数 の介 護 支 **〈援専門** 員 そ の他 の指 定介 護 福 祉 施 設サ ] ピ ス に従 事

2 は項 に規 定するも 0 のほか、 指 定介護老人福 祉 施 設  $\mathcal{O}$ 設 (備及び 運営 に 関 する基準 は、 厚 生労働・ 大臣 が 定  $\Diamond$ 

3 る部分に限 厚 生労働大臣は、 る。 を定めようとするときは、 前項 に規 定する指 定介護老人福. あらかじ 祉 め社会保障審議 施 設 0 設備及び 会の意見 運 営 に 関 を聴かなければならない。 する基準 指 定介護 福 祉 施 設サー ピ ス の取 に 関 す

4 5 略

都道 府県知事 等に よる連絡調 整又は 援助

第 八十 に行われ 九 条の二 るため必要があ 都道 ると認 知事 文は め るときは、 市町村長は、 当 T該指 指 定介護 定介護 老人福 と と 人 福 : 祉 祉 施 施 設 設  $\mathcal{O}$ 開設者 0) 開設者及び に による第 他 の指 八十八条第 定介護老人福. 四項 に規 祉 施 定 設 0) 開 設者そ の提 供 が 0) 関

係者相互間 厚 生労働大臣は、 の連絡 調 同 整又は当該指 の指 定介護老人福 定介護老人福 祉 施 祉施 設  $\mathcal{O}$ 開設者 設 の 開設者及び当該 について二以 Ĺ 関 係者 0) が都道 に対する助言そ 府県 知事が前項の規定による連絡調 -の 他 の援助 を行うことが 整又は でき

3

う場合 ると認 めるときは、 に におい て、 当該指 当該 都道 定介護老人福祉 府県知事相 互 施 間 設 0) の連絡調 開設者 整又 による第八十八条第四項 に規 定する は当該指 定介護老人福 祉 施 設 の 開 設者 の提供が に対する都道 に行われ 府県 の区 るため必要があ 域を越え

勧

告、 命令 · 等)

な見 地から の助

言そ

の他

0)

援助

を行うことが

でき

る。

祉 九十一 施 設 の開設者に対し、 条の二 都道 期 限 知 事 すは、 を定めて、それぞれ当該各 指 定介護老人福 祉 施 設が、 号に定める措 次の各 号に掲げ 置をとるべきこと る場合 に該当 を勧告することができ すると 認 め るときは、 該 指 護 福

その行う指 ない場合 定介護福 該厚 生労働 祉 施 省令で 設サービス 定める員数 に従事 する従 を満 たすこと。 業者 の人員 について 第八十八条第 一 項 の厚 生労働省令で 定 め る員 数 たして

略

第八 十八条 第 四項 に規 定する の提供 を適 正 一に行 0 7 11 な 場 合 該 の提

供

を適

正

に行うこと

定 しの取消 L 等)

第九 十二条 号 の指 定を取り消 都道 府県知事 Ļ は、 又は期間 次の各 号のいずれか を定めてその指 定の全 に該当 部若しくは する場合に 一部の効力 おいては、 当該指 を停止 することができ 定介護老人福 祉 施 設 に係 る第四  $\overline{+}$ ·八条第 一 項 第

- 省 令で 定める員数を満たすことができなくなっ 指 定介護老人福祉施 設が、 そ の行う指 定介護福 たとき。 祉 施 設サ 1 ビス に従事 する従 業者 の人員について、 第八十八条第 一項 の厚 生労働
- $\equiv$ 略

兀 指定介護老人福 祉 施 設 の開設者が、 第八十八条第五項 に規 定する義務 に違反し たと認 められ るとき。

+ = 略

五.

5

2 略)

開設許可

第九十四条 6 ない。 介護老人 保健施 設 を開設しようとする者は、 厚 生労働省令で定めるところにより、 都道 府県知事 の許可 を受けな けれ ば な

2

- 3 に該当するときは、 都道 | 府県知: 事 は、 前 前 項 項 の許可 の許 可 の申請 を え があっ ることができない。 た場合 におい て、 次 の各 号 前 項 の申 請 にあっては、 第二号又は 第三号) のい ず れ
- 略)

当該介護老人保 健 施 設が 第 九 十七 条第 一項 に規 定する施 設又は同 条 第 項 に規 定する人員 を有し ない

=\frac{\(\frac{1}{5}\)}{-\(\frac{1}{5}\) 略

4 6

第九十七 条 介護老人保健施 設は、 厚 生労働省令で定めるところにより、 療養室 診 察室、 機能訓 練 室、 談話室 そ の他厚 生労働省令で

定める施 設を有し な ければならない。

- 2 な 介護老人保健施設は、 ければならない。 厚 生労働省令で 定め る員 数 0) 医 師、 看 護師、 介 護 支援専門員 及び介護そ の他 0 業務 に従 事 す
- 3 前 <u>二</u>項 に規 定 でするも 0) のほ か、 介護老人保 健 施 設  $\mathcal{O}$ 設 備及び 運 営 に関する基準は、 厚 生労働大臣が 定 め る。
- 4 厚 生労働大臣 は、 前 項 に規 定する介護老人保 健 施 設 0) 設 備及び運営 に関する基準 (介護保健 施 設サ ĺ - ビス の取 1 に 関する部分に

限 る。 を定 め ようと するときは、 あ 5 カゝ じ 8 社 会保 障 審 議 会の意 見 を聴 カコ な けれ ば なら ない

5 • 6 (略)

(都道 府県知事 等による連絡調 整又は 援助)

第 わ 連 九 絡 れるため必 + 調 九 条の二 整又は当 要 該 が 都道 介 あ 護老人保健 ると認 府県知る め 事 文は るときは 施 設 の 市町 開設者及び 村長は、 当該 介護 介護 当 老 該 老 人 保 人 関 保 係者 健 施 健 に 施 設 対する助言そ  $\mathcal{O}$ 設 開設者及び他 0 開 による第九十七 の他 の介護老人保健 0) 援助 を行うことができ 条第五 施 項 設 に規 0 開 二設者そ 定する る。 の他 0 提 関 供 係者 相 互. 間 0

2 6 合 るときは、 に 厚 の助言そ おい 生労働大臣 て、 当該 の他 当 都道 は、 該介護老  $\mathcal{O}$ 援助 府県 同 を行うことができる。 の介護 人保 知 事 相 健 互. 施 老人保健 間 設 の開 の連 絡調 施 設者 設 による第九十七 整又は当該  $\mathcal{O}$ 開設者 につい 介護老人保 て 一 条第五 以 健 項 上 施 に規 定する  $\mathcal{O}$ 都道 設 0) 開設者 府県 知事が前項 に 対 の提供が でする の規 都置 府県 定による連 に行われ の区 域 るため必要があ 絡 を越え 調 た広 は な見 ると認 を行う場

設備の使用制限等)

第 命ず 百 0 る介護老人保健 開 条 設者 ることができ に対し、 府県 施 期間 知事は、 設の を定めて、 設 備及び運 介護 老 そ 人保 営 の全 に 健 関 部若しくは 施 する基準 設が、 第九十七 設備に関する部分に限 部 じの使用 条第 を制限 項 に規 Ļ 定する施 若しくは禁止し、 る。 )に適合しなくなっ 設を有しなくなっ 又は期限を定めて、 たときは、 たとき、 又 当 は 修 該 同 介護老人保 条第一 若しく 項 は 規 健 改 施 定 を 設 す

(業務運営の勧告、命令等)

第百三条 に対し、 期 限 都道 . 府県知・ を定めて、 事は、 それぞれ当 介護老人保 該 健施 各 号に定 設が  $\otimes$ る措 次 の各 置をとるべ 号に掲げ きこと る場 合 を勧告 に該当 することができ す んと認 めるときは、 当 該 介護 老 人 保 健 施 設 0 開

省 その 令で定める員数 に従事 する従 を満たすこと。 業者 の人員 について 第九十七 条第二項 の厚 生労働省令で 定める員数 を満 たしてい な い 場 合 当 該 厚 生労

一 (略)

第九十七 条第五 項 に規 定する の提 供 を適 正 に行 0 て V な 1 場 合 当 該 の供 を適 正に行うこと。

2~5 (略)

(許可の取消し等)

百 兀 条 都道 府県 知 事 は 次 、の各 号のい ず れ か に該当 す る場 合 に おい 7 は、 当 該 介 護 老人 保 健 施 設 に 係る第九 + 兀 条第 項 の許 可

を

取 ŋ 消 し、 又は 期 間 を 定めてそ の許 可 の全 部若しく は 部 の効 力 を停 止 することが で

略

三 介護老人保 健 施 設 0 開 設者 が 第九 十七 条 第 六項 に規 定する義 務 に違 反 L たと認 めら れ るとき。

四 + = 略

第百十 指 定介護 療 養型 医 療施 設は、 厚 生労働 省令で 定 める員数 の介護 支援専門員そ の他 の指 定介護療養施 設サー ピ に従

業員 を有しな けれ ば なら な V )

2 前 項に規 定するも 0 つのほか、 指 定介護療養型医 療 施 設 の施 設及び 運 営 に 関 する基準 は、 厚 生労働大臣 が 定め

3 厚 生労働大臣 は、 前項に規 定する指 定介護 **陵療養型** 医 療 施 設  $\mathcal{O}$ 設備及び 運 営 に関する基準 (介護療 養 施 設サ ピ ス の取 1 に 関 する

部分 に限 る。 を定めようとするときは、 あらかじ め社 会保 障 審議 会の意見 を聴かな ければならない。

4 5 略

第

る。

府県知事 等に ょ る連 絡 調 整又は

の関 百 に行われるため必要があると認 + 条の二 相 互 間 都道 の連 絡 府県知事 調 整又は 文は 当該指 めるときは、 市町村長は、 定介護療養型医療 当 該指 指 定介護 定介護 療養型医 施 療養型 設 0) 開 療 医 設者 療 施 施 設 及び当該 設  $\mathcal{O}$ の 開 開設者による第百十条第四項 設者及び他 関係者 に 対する助 の指 定介護療養型医 言そ に規 の他 0) 定 援助 療施 す る を行うことが 設 0 開設者そ の提 供 が で 他

2 あ 行う場合 ると認 厚 域的な見 生労 働 めるときは、 に 大臣 おい 地から て、 は、 当該指 同 当該 の指 定介護療養型医 都道 の他 定介護 府県知事 療 養 型 相 を行うことができる。 互 医 療 間 施 療 施 の連 設 0) 設 絡調 開  $\mathcal{O}$ 設者 開 整又は当該指 による第百 につ V て 定介護療養型医 十条第四項に規 以 上 0 都道 府県 |療施 定する 知 事 設 が 0) 前 開 の提供が 項 設者 の規 に対する都道 定 に ょ に行 る連 われ 絡 調 整又は るため必要が 域

告 命令 等

た広

の助言そ

0

援助

型 百十三条の二 医 療 施 設の 開 都道 に対し、 府県知事 期限 は、 指 を定めて、 定介護療 それぞれ当該各 号に定める措 置をとるべきこと 養型医療 施 設が、 次 · の各 号に掲げ る場合 に該当 を勧告 すると認 することができ めるときは、 当 該 指 定介 護 療養

な そ 場合 の行う 当 指 該 案 厚 護療 生労働省令で 養 施 設サ / | ビス 定める員数 に従 を満 事 する従 たすこと。 業者 の人 員 につ V) 7 第百十条第一 項 の厚 生労働省令で 定める員数 を満 たしてい

# 二 (略)

第百十条第四項 に規 定 する の提 供 を適 正 一に行 0 て V) な 11 場 合 当 該 の提 供 を適 正に行うこと。

2~5 (略

(指定の取消し等)

第百 第三 + 一号の指 兀 条 定を取り 都道 府県知事 消 は、 又は期間 次の各 を定めてその指 号のいずれか に該 定の全 部若しくは 当 する場合 においては、 部 の効力を停止することができる。 当 該 指 定介護療 養型 医 療施 設 に係る第四 一 項

(III)

令で 定める員 指定介護 療養型医療施 数 を満 たすことができなくなっ 設が、 そ の行う指 定介護療養施 たとき。 設サ Ì ピ ス に従事 す る従 業者 の人員 につい て、 第 百 + · 条 第 項 の厚 生労働

三略)

兀 指 定介護療養型 医 療 施 設 0) 開 設者が、 第 百 十条第五項 に規 定する義務 に違反し たと認 められ るとき。

五~十三 (略)

2 (略)

(指 定介護予防サービス事 業者の指 定)

第百十五条の二 (略)

2 院 で又は 1 等により 第七 府県知事 介護予 行われる介護 号から 第十一号まで は、 防通 前 項 所 の申 予防居宅療養管理指 ハビ 請 が あっ のいずれか ] シ た場合において、 ン に該当するときは、 若しくは 導又は病院: 介 護予 第一 若しくは診療所 により行われ 防 号から 第三号まで、 期入所療養介護 に係 第五 十三条第 一 項 第五 本文の指 号から る指 る介護予防 定の申 定をしてはならない。 第七 請 号の二まで、 問看護、 にあっては、 介 護予 第九号又は 第二号から 問 第 第六号ま + ビ 号 (病

申請者が 法人でないとき。

生労働省令で T該申請 に係る事 業所の従 定める員数を満 業者 たしていないとき。 の知 識 及び技能 並 び に人員ご が、 第百 士五 条 0 兀 第 項 の厚 生労働 省令 で 定  $\emptyset$ る基準 及 び 同 項 の厚

申 指 請者が、 定介護予防 第百 サ ピ 条の四 ス の事 ]第二項 業の 設備及び に規 定する指 運営 に関する基準 定介護予防 ガナー に従 0 ピ て ス 適 に 係る介護予 正な介護予 防 防 サ 0) ] ため ピ ス事 の効果的 業 个の運営 な 支援 をすることができないと の方 法に関 する基準又

められるとき。

認

百 十五 条 の当該: 0 兀 指 指 定介護 定介護 予防 予 防 サ サ ĺ ] ・ビス ビス事 に従 業者 事 は、 する従 当 該 業者 指 を有し 定に係る事 な ければ、 業所ごと なら ない に、 厚 生労 働 省令で 定 め る基準 に従 11 厚 生労 働 省 令 で 定

- 2 ピ 前 ス 項 の事 に規 業の設 定するも 備及び運営 0) のほ か、 に関 指 する基準は、 定介護予防サービス に 厚 ·生労働· 大臣が 係る介護予防 定める。 0) ための効果的 な 支援の方 法に 関する 基準 及び 指 案介 護 子 防 サ
- 3 防 サー 厚 生労働・ ビス 大臣 の事業の設 は、 前項 偏及び 会の意見 に規 定する指 運営 を聴かなければならない に関する基準 定介護予防サービ 指 定介護 ス に係 予 防 小る介護 ガナー ピ 予 ス 防 の取  $\mathcal{O}$ ため 11 の効果的・ に 関する部分に限 な 支援の方 る。 法に関す を定めようと る 及 び するときは 指 護予

### 4 • 5 酪

5

かじ

め社会保障

審議

府県, 知事 等 に による連 絡 調 整又は 援助

第 うことができ 1 百 ピ 十五 ス事 われるため必要があ 条の六 業者その他 都道 府県知 0 )関係者 ると認 事 文は 相 互 間 め 市町村長は、 るときは、 の連絡調 整又は当該指 当該指 指 定介 定介 護 予 護予 防 定介護予防 サ <u>,</u>防 サ ピ ] ス サー 事 ピ ス事 業者 ビス事 業者及び指 による第百 業者及び当該 定介護予防 十五. 条の四 関 係者 支援事 |第四項 に対する助言その他 に規 定 他 す の指 る 定介護予 の援助 の提 供 防 サ

的 場 ると認 、 な 見 合 厚生労働大臣 に において、 地から めるときは、 の助言そ 当 は、 該 当 指 同 の他 該 定介護予防 の指 都道 の援助 府県 定介護予防 知 サービス事 を行うことが 事 相 サー 互 間 ・ビス事 の連絡調 業者 でき による第百 業者 整又は当該 につ いてー 士五 指 条の四 以 定介護予防 上 第 0) 四項 都道 サー に規 府県 ピ 知 定 ス事 事が でする 業者 前 項 の提 の規 に 対する都道 供 定による連 が に行 絡 われ の区 調 整又は 域を超 るため必 援助 え 要が 域

### 命令 等

4

第百 予 防サー 士五 条の ビス事 八 府県 に 対し、 知事 期 は 限 指 を定めて、 定介護予 それ 防 サ だれ ービ 当 ス 該 事 業者が、 各 号に 定める措 次 の各 号に掲げ 置をとるべきこと る場合 に該当 を勧告 すると認 することが め るときは でき 当 該 指

項 当 の厚 T該指 · 生労働 定に ! 係る事 省 令で 業所 定める員 の従 数 · 業者 を満 の知識若しくは たし てい な 技能 場 合 又は人員 当 該 厚 について 働 当省令で 第百十五 条の四 定める基準 - 又は当 2第一項 該 の厚 厚 生労働 生労働省令で 省 令 で 定める基準 定 8 る員 数 又は た

## 略)

すこと。

第 百十五 条 0 兀 第 一四項 に規 定 でする の提 供 を適 正 に行 いってい な 1 場 合 当該 の提 供 を適 正

2~5 (略)

指定の取消し等)

第 条第一 百 士五 項 本文の指 条の 九 都道 定 府県 を取り 知 消し、 事 は 又は期間 次の各 号 のい を定めてそ ず れ か に該 の指 当 定の全 部若しくは する場 合 におい 7 部の効・ は、 当 力 該 を停止 指 定介護予防 することができ サ ĺ Ľ ス 事 る。 係る第五

- 一 (略)
- の厚生労働省令で 指 定介護予 防 サ 定める基準又は ピ ス 事 業者が、 同 当該指 項 の厚 定に係 生労働省令で る事 定める員数 の従 を満 の知 識若 たすことができなくなっ しく は 技能 又は 人員 たとき。 につい て、 第 百 士五 条 0) 兀
- 三 (略)

兀 指 定介護予防 サ ] ピ ス 事 業者 が 第 百 士五 条 0) 兀 第五 項 に規 定す る義務 に違 反 L たと 認 められ るとき。

五~十二 (略)

2 (略)

、指 定地域密着型介護予防サービス事 業者の指 定)

第百十五条の十二(略)

- 2 は ならない。 市町村長は、 前 項 の申 請 が あ 0 た場 合 に おい て、 次 の各 号のいず れ か に該当 するときは、 第五 +匹 条 の 二 第 項 本 文 への指 定
- 申請者が 法人でないとき。
- 項 L ていないとき。 当 の厚 ⋾該申請 生労働省令で に係る事 業所 定める員数又は同 の従 業者 の知 条第 識 及び技能 四項 に規 並 定 び でする指 に人員 が、 定 地 第百 域密着型介護予防 士五 条の 十四四 サービス 第 項 の厚 に従事 生労働省令 する従 で 定 に め 関する基準 る基準若し くは 同 た
- 三 防 サー 申 の方法に関 請者が、 ビス事 業 する基準 第百十五 心の運 営 又は指 条の をすることができない + 兀 定地域密着型介護予防サー 第一 項 又は 第四項 と 認 めら に規 れ 定 にする指 るとき。 ビスの事 定 業 地域密着型介護予 0) 設 備及び 運 営 防 に サー 関 する基準 ピ ス に係る介護予 に従って適 正な 防  $\mathcal{O}$ ため 地 域密着型 いの効果 介 的 護 な 予 支

3~5 (略)

指 定 地 |域密 着 型 介 護 予 防 サ 1 ピ ス の事 業 0

第 場 着 従 百 係 型介護予防 <del>一</del>五 に 立ってこれ 要 護予 条 支援者 の 防 十三 サ 0 ] を提 0 た ・ビス 指 心身 8 供 の効果的 定 の状況 の質 地 するよう 域密 0 な 着 等に応じて適切 に努 型介護予防 支援 を行うことそ めな の方 ければ 法 サ に な ] 関 ならな 指 ビス事 する の他 定地域密着型 の措 基準 業者 · 及び 置 は、 を講 指 ず 介 定地 次 ·護予防 ることにより 条第 域密 着型介 項 サ ĺ 又 Ľ は 常 ス 護 第 を提 予 四項 に指 防 サー 供 に規 定 地域密着型介護予防サ するととも ビス 定す の事 る指 に、 業 定 地 0 自らそ 域密 設備及 着 ] び 型 の提 介 ピ 運 ス 護 供 営 を受け 予 す る指 関す 防 サ ] 定 る ビ 地 ス 域密 0) 立 に

- 2 (略)
- 第百 働省令で 士五 条の 定め + 兀 る員 指 数 定 の当 地 域密 該 指 着 型介護予防 定 地 域密着型介 サ ] 護 Ľ 予 ス 事 · 防 サ 業者 1 は、 ピ ス に従事 当 該 指 する従 定に係 業者 る事 を有しな 業所ごと けれ に、 ればなら 厚 生労働省 な 令 で 定 め る に従 1 厚 生
- 2 地 前 域密着型 項 に規 介 定 護 す 予 るも 防 サ  $\mathcal{O}$ 1 0 ピ ほ ス カゝ の事 指 業の 定地域密 設備及 着型 び 介 運 営 護 に 予 関 防 サ す る基準 ĺ ビ ス は、 に 係る介護予防 厚 生労働大臣が のため 定 の効果  $\Diamond$ る。 的 な 支援の方 法 に 関 す る 基準 及 び 指 定
- 3 指 る。 厚 定 地 生労働大臣 を定め |城密着型 ようと 介 は、 護 するとき 予防 前 項 サー に規 は、 ピ 定す ス あら の事 る指 か 定地 業 U 0) め 域密着型 設 社会保障審議 偏及び 介護予 運 営 に 会の意見 防サービス 関 する基準 を聴かな に 指 係る介護予防 定地 ければ、 域密 ならない。 着 型介護予 0) ための効 防 サ 果 1 的 ビス な 支 の取 援 の方 11 法 に に 関 関 はする す á に限 及 び
- 4 防 町 が 村 で 市町 0) ため に 村は、 おけ の効 る指 果 第 的 定 一項及び な 地 域密 支援 第二項 着型介護予防サー の方 法 の規 に 関する基準 定にかかわらず、 ピ -及び指 ス に従事 定地 する従 厚 域密着型介護 生労働省令で 業者 に関 予 定める範囲 する基準並 防 サ ピ び ス 内で、 の事 に指 これ 業の 定地域密 6 設 備及び の規 着型介護予防 定に定める基準 運 営営 に 関 サー する ビス に代 に係 えて、 を定 めること 当 菠 該 市
- 5~7 (略)

「市町村長等による連絡調整又は援助」

第 域密 百 に行われ 着 す 型 条の る助 介 る 護予 言 ため必 +そ 六 防 の他 サ 要 市町 が  $\mathcal{O}$ ピ あ 村 援助 ス事 ると認 長 は を行うことが 業者そ 指 め るときは 定地域密 の他 でき 0) 着 関 当 型 係者 る。 介 該 護 指 相 予 互. 定 間 防 地 域密着記 サ の連 Ì 絡 ピ 型介護 調 ス 事 整又 は 予 防 当 に サー 該 よる第百 指 ピ 定 ス 事 地 十五. 域密着型介 業者及び 条の 護 指 兀 予 第六項 定介護予防 防 サ ] に規 ピ ス 支援事 定 事 及び 当 他 該 の指 供 関 係者 定地

知 事 は 同 の指 定地 域密着型介護予防 サ ピ ス 事 につ て二以 上 0) 市町 村 長が 前 項 の規 定 に ょ る連 絡 調 は 援助

2

を行う 町 わ るため必一 の区 場合 域を超り に 要が おい え て、 あ た広 ると認 当該 域的な見 指 め るときは 定 地から 地 域密着型介 の助 当該 言 護予 そ 市町 の他 防 村  $\mathcal{O}$ 長 サ ] 相 援助 互 ピ 間 ス を行うことが 事 の連絡 調 に 整又は当該 よる第百 で き る。 士五 指 条の 定 地 域密 + ·四第六項 着型介 護予 に規 防 定す サー る ピ ス 事 提 が に 対 す んる市 に行

3 対す 厚 われ る都道 を行う場合 生労働大臣 るため必 府県 の 区 に は 要 おい が 同 域を超え あ て、 一の指 ると認め 当 た広 該指 定地 域的な見 域密着型介 るときは、 定地域密着型介護 地から 護予 当 該 防 の助言 都道 予 サ 防 1 府県 そ サ ピ ] ス の他 知 事 事 F, ス 事 相 0 援助 互. · 業者 に 間 について 二以上 を行うことができ の連 絡調 よる第百 整又は当該指 士 0) 都道 る。 条の 府県 定 + 知 地 兀 事 域密着型介護予防 第 が 六項 前 に規 項 の規 定 す 定 る に サ ょ ] る連 ピ ス事 提 絡 供 調 が は に

第百 き 指 ... 士 五. 定地 条の 域密着型 十八 介 護予 市町 防 村 サ 長 Ì は ピ ス 事 指 定地域密 業者 に 着型介護予防 対し、 期 限 を サ 定 しめて、 ] Ŀ Ľ ス 事 それぞれ当該各号に定める措 ・業者が 次 の各 号に掲げ る場 置をと 合 に該 るべ 当 きこと す ると 認 を勧 め 告 るとき すること は が 当 で 該

告、

命令等

サ を満たしてい 1 は 当 該指 同 ビスに従 項 の厚 定 に ない 事 生労働省令 係 る事 す · 場合 る従 業所 業者 当 で の従 に 関 該厚 定める員数又は 業者 する基準 生労働省令で の知 識 若 を満 同 L < 条第 たすこと。 定める基準 は 四項 技 能 に規 又 は 若しくは当 人員 定する指 につ 該 いて 定地 厚 第 百 生労働省令で 域密着型介護予防 十五. 条の 定める員数又は当該 + , サ 第 1 項 ピ ス の厚 に従事 生労働 指 す 省 る従 定 1 令 で 地 定める に関 着型介護 する 予 若

ピ 関 ス 第百十五 す 一又は指 の事 んる基準 小の運 営 業 の運営 又は 条 定 すること。 地 0 指 域密着型 +をして -四第 定地 」域密 項 介 文は 護 な 着型介護予防 予 V 場合 防 第四項 サ ピ 当 に規 ス 該 サ の事 ] 指 定する指 ビス 定 地域密 業の の事 設備及び 定 着型介護予防 業の 地 域密着型介 設 運営 備及 に び サー 護予 運 関 営 する基準 - ビス 防サー に 関する基準 に ピ 係る介護予防 に従って適 ス に 保る介 に従って適 正な指 護 0) ため 予 防 正な 定 ?の効果: 地 0) 1域密着型 指 た 定 8 的 地 0 な "域密着型。 効 介護予 果 支援 的 な 防 介 支援 サ 法 護 ] 予 に の方 防 ビ 関 ス する サ 法 0

兀 第 百十五 条 0) + 四第六項 に規 定す る の提 供 を適 正 一に行 0 て VI な 1 場 合 当 該 0) 提 供 を適 正 に行うこと。

2 \( \) 酪

業

を

定 の取 消 等

第 百 条の + 九 市町 村 長 は 次 、の各 号 のい ず れ カン に該 当 す る場 合 に おい て は 当 該 指 定 地 域密着型介護 予 防 サ ] ピ ス 事

に

+ 兀 条の二 第 項 本文 の指 定 を取 ŋ 消 又 は 期 間 を 定めて そ の指 定 の全 L < は 部 の効 力 を停 止 す ること が で

5 三

兀  $\mathcal{O}$ + 防サー 兀 定 第 地 」域密 一 項 ピ 着 スに従事 の厚生労働省令で 型 介護 する従 予 防 サ 1 業者 ビ 定める基準若しく ス 事 に関する基準 業者 が を満 当 は 該 同 指 たすことができなくなっ 項 定 の厚 に係 生労 る事 働省 業所 合で の従 定め 業者 たとき。 の知 る員数又 識 若 は L くは 同 条第 技 能 四項 又は に規 人員 定 でする指 につ V 定 て、 地 域密着型 第 百 介 条

五. に従って適正な 指 る介護予防 定地 域密 着 0) 指 型介護予防サー ため 定地域密着 の効果的 な 型介護予防サー -ビス事 支援 の方 業者が、 法に関する基準 ・ビス 第百十五 の事 業の運営 - 又は指 条の十四 をすることができなくなっ 定地域密着型介護予防サー 第一 |項又は 第四項 に規 定す たとき。 ビス える指 の事 定 業の 地 记域密着型· 設 (備及び 介 運営 護 予 防 に サ 関 ] す ピ る ス に

指 定 地 域密着 型 介 護 予防 サ ĺ ピ ス事 業者 が、 第百十五 条 0 + ·四第七項 に規 定する義務 に違反し たと認 めら れ るとき。

七~ 略

業務管理 体 制 0) 整 備

百十五 定介護 条の二 条第五 療養 項、 十四四 条の三十二 定 型医 第五 第八十 地 域密 療施 項 着型 に規 八条第五項 指 設 一介護予防 定する義 の開 定居宅サ 務 サービス事 第九 以下 ビス事  $\mathcal{O}$ 十七 行 「介護サー 業者、 が 条第六項、 確保され 業者及び 指 ビス事 定 **地域密** るよう、 指 第百十条第五項、 定介護予防 \*業者」 着型 厚 エサー 生労働 という。 支 ピ 援事 ス 事 省 第百十五 令で 業者並 は、 業者、 定める基準 立びに指 条の四 第七十四条第五 指 定居宅介護 ]第五項、 定介護老 に従 V, 項、 人福 支援事 第百十五 業務管理 第七 祉 施 条の十 + 設 体 八 制 介 指 条 定介 護 匹  $\mathcal{O}$ を **段老人保** 整 第七 兀 護 備 項又は 予 な 項 健 防 けれ 施 サ 第百 ] 第 ピ ば 八 なら び 十五 ス + 事 指

2 5

な

第二百 九 条 次 への各 号 0) ず れ カコ に該当 する場合 には、 そ の違 反行為 をし た者は、 三十 以 下 の罰 金 一に処 す

酪

又

 $\mathcal{O}$ 

五.

九 は + + 第四十二条 · 条 第 第百 兀 書 条の三第三項 類 十 五 項 の提 第三項、 条 出若しくは提示 の 三 第百 十三第 条第 第五 第四 項、 十七 十 二 項 の規 条第八項 をし、 第百 条の三第三項 定 十二条第 又 は に よる報告若しく にこれら 第五 項、 第四 十九条第三項 の規 十五 第 定による質問 百 は 士五 条第 条の七 八項、 書 第七 類 第一項、 に の提出若 十六条第 第四十七 対して答 しくは 第 条第三 一項、 百 をせず、 士 提示 第七 項、 条の十七 をせず、 十八条 第 若しくは 兀 + 第一項、 の七 九 若 条第三 しく 第 項、 は第 項 の答 百 士五 第八 の報 条の二十七 十三条第 +告 匝 若しくは 若 条 第一 は これ 項 第

6 の規 定 に ょ る検 査 を み、 げ、 若 しく は 避 L たとき。

三 略

 $\bigcirc$ 健 康 保 険 法 0) 部 を改 正する法律 平 成十 八 年 -法律 第 八十三号)

護 保 険 法 0 部 改 正

第 - 六条 介護 保 険 法 0 部 を次の よう に 改 正 す

目 八条第十項 次 中 第百 中 六 条 介護療養型医療施 を 第百 士五 条 設 に改 を削り、 め 第三款 同 条第二十二項 指 定介護 療 中 養型医療施 介護老人保健施 設 (第百七 設及び同項 第 百十五 第三号に規 定する指 を削 る。 定介護療

養型 び 介護保証 医 療施 健 施 設 設サー を「及び介護老人保健施 ピ ス に、 介護老人保 設 に改め、 健施 設又は介護療養型 同条第二十三項 一医療施 中 介護保健施 設 を 「又は・ 設サ 介護老人保 、一ビス及び介護療養施 健 施 嗀 に 改め、 設サービス」を「及 同 条第二

八 条の二第 十項中 介護 療養型医 療施 設 を削 る。 項

を削

る。

に規 匹 定する指 + -八条第 定介護療養型医 一項 第三号 を削 療施 り、 同 設 条第六項 の設備及び 中 運営 第 に 九十七 関する基準 条第三項」 指 定介護療養 を「又は 施 第 九十七 設サ ー 条第三項」 ビス の取 に 11 改 に関 め す る部分 又 は 第百十 に限 る。 条

を削 る。 項

+ 条 の 三 第 — 項 中第三号を削 り、 第四号を第三号とし、 第五 号を第四号とし、 第六号を第五 号とす る。

が 項 中 「又は介護 十二条第 定により 護療養型 を削 指 項 定 の効 る。 医 中 療施 又は 力 が失われ 嗀 介護療養型 を削 たとき若しくは り、 「若しくは 医 |療施 設、 第百 第 「 又 は 百四条第 十四条第 第 四 項 十八条第一項 一項若しくは を マスは 第三号の指 第百 第百四条第 士五 条の三十五 定 一項」 及 び に 「又は 第六項 .改め、 指 の規 定 又 は 定 を削 に 第百七 により指 り、 条 同 定 の取 の 二 条 第 消 項

十八条の十第七 号中 第 百四 |条及び 第百十 匹 条 を 及び 第百 兀 条 に 改 め る。

たとき」

第百五 条中一 医 療 法 の下 に「(昭和二十三年法律第二百五号)」 を加え る。

第五章 第五 節 第三款 の款名 を削 , in 第百七 条から 第百十五 条まで を次の よう に 改 め

る。

百七 5 第 百十五 条まで 削 除

百十五 条の三十二第一項 中 介護老 人 保 健 施 設及 び 指 案介 護 療 養 型 医 療 施 設 を 及 び 介 護 老 人 保 健 施 設 に 改 め 第 百

十条第五項」を削る。

護 医 療施 老人福祉施 百 士五 設 を 条 の三十五 嗀 若 しく に改め は 第 介護 る。 一項 老人保健 中 指 定介護 施 嗀 療養型医療 に、 一、 指 定介護老 施 設 を削 人福 り、 祉 施 同 条第六項 設若し くは 中「、 指 定介護療養型医 介護老人保健施 療 施 設若しくは指 設 を「 若 しくは 定介護 指 療 派養型

員 第 数)] 百 十八条第二項 を削 る。 第 一号中「 指 定介護 療 養型 工医療施 設 へにあっ て は、 当 該 指 定介護 療 養型 医 療 施 設 の療 養病床 等 に 係る必 入 所 定

第二百九条第二号中「、第百十二条第一項」を削る。

○ 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)(抄)

する施 の園 援及び厚 生労働省令で 定める障 条 法 この法 期入所、 設 (平成 障 议 下 害福 + 律 重度障 「のぞみ 四年法律第百六十七号) に 祉サービス事 において 害者等 障 の園」という。 害福祉サー 業 害福祉サービスをいう。 支援 とは、 ) そ 共同 ビス」とは、 第十一条第一号の規 障 の他厚 害福祉サービス (障 生活介護、 生労働省令で 定める施 設において行われ 居宅介護、 以下同じ。)を除く。 施 設入所 支援 定により独 害者 支援施 重 度 自 問介護、 立訓 設 )を行う事業をいう。 政法人 国立重度知的 練、 独 行 動 立行 政法人 国立重 就労移行 援護、 る施 支援 療 養介護、 障 設障 就労 害者総合施 度知 害福祉サー 生活介 が的障 続支援及び共 護、 害者総 設 以のぞみ ピ ス 児 . 合 童 施 の園が 施 同 設入所 生 設 ・サー いのぞみ 一活援助 設 ピ 支 置

2 11 (略)

12 ] この法律において「障 ビスを行う施 設 (のぞみ の園及び 害者 支援施 第 嗀 一 項 とは、 の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。 障 害者 につ・ き、 施 設入所 支援を行うととも に、 施 設入所 支援以 外 の施 祉

13 20 (略)

21 進その他 法律に の厚 生労働省令で 定める おいて「 地域活動 支援センター」 を供 とは、 する施 設 障 ~をいう。 等を通 わ せ 作 的 活動 又は 生産 活動 0 機 숲 の提 供、 社 会と の交流 0)

22 とも この法律に に、 において 生 活に必要な 福 祉 ホーム」とは、 を供 す る施 現 設をいう。 に住居 を求 めてい る障 害者 につき、 低 額 な料 金で、 居室そ の他 0) 設 備を利 用 さ せ

(介護給 付費又は訓練 等給 付

第二十九条 (略)

## 2 (略)

3 定費用を除く。) 介護給 ) につき、 付費又は 厚 の額を超えるときは、 生労働大臣が 訓 練 等給 付費 定める基準 の額は、 当該現 障 により算 害福祉サービ に指 定障 害福祉サー 定し た費用 ス の種類ごと に指 定障 の額 ビス 等に要し ₹ の額が現 害福祉サービス た費用 に当該に の額) 指 定障 の百分の九十に相当する額とする。 害福祉 等に通常要 ーサー ビス する費用 等に要し 特 た費用 定費用

# 4~9 (略

(特 定障 害者特別給 付費 の支給)

第三十四条 項において「特 について、 に係る支給 決定を受 けた障害者のうち所得 支援施 設 指 政令で定めるところにより、 害者 支援施 設等における 等 市町 という。) に入所し、 村は、 定障 害者」という。) が、 施 設入所 支援その他 当該指 事 特 の提供 支給 決定の有効期間 の政令で 定障 の状況そ 定障 に要し 害者特別給 付費 を支給 害者 定める障 の他 1 支援施 た費用及び居住 に要し の事情をしん酌して厚生労働省令で 定めるも 設等から特 害福祉サービス 内において、 がする。 定入所サー 指 た費用 (以下この項において 定障 害者 支援施 ビスを受けたときは、 (次条第一項において「特定入所費用」という。 設又は のぞみ 「 特 0 定入所サー (以下こ 当該特 の園 定障 の項及び (以下「指定障 ビス」とい に対し、 次条第

# 2·3 (略)

〔指 定障 害福祉サービス事 業者 の指 定〕

第三十六条 所」という。 業を行う者 の申請により、 第二十九条第一項 ) ごとに行う。 障 の指 害福祉サー 定障 害福 ピ 祉サービス事 ス の種 類 及び 障 害福祉 の指 定は、 サー ビ 厚 ス 事 生労働省令で 定めるところ 業を行う事 業所 (以下こ の款 により、 におい 障 て「サ 害福 祉 ĺ サ ビ ス ピ 事 ス 事

### 2 4 (略

 $\bigcirc$ 就 育、 , 前 保育 の子どもに 等 を総合的 関する教育、 に提供 する施 保育 設 等の推 の認 定等 進 に 関する法律 (平成十八年法律第七十七号)(抄)

省 令・厚生労働省令で定める場合にあっては、 幼稚園 0) 号) 又は保育 第百 知 八 事 + 所 保育所 条の二の規 等以下 に係る児童 施 定に基づく 設 という。 福 祉 法の規 都道 都道 )の設置者(都道 府県知事 府県 定による認可その他 の教育委員 の委任 府県 を受 会。 以下同じ。 を除く。 けて当該 の処分 をする権限 は、 都道 )の認定を受けることができる。 そ 府県 の設置する施 の教育委員 に係る事 務 設が 会が行う場合そ を地方自 次に掲げ 治法 る要件 (昭和二十二年法 0) 他 に適合して 0) 文部科学

- うこと。 間 育 の終了 当 該 施 に 設が幼 関し 当 て |該幼稚 稚 文部科学大臣が 遠 で 遠 あ る場合 に在籍してい 定めるも にあっては、 る子ども のをいう。 幼 のうち 稚園教育要領 )に従って編 児 定福祉 学校教育 法第三十九条第一項 成され た教育課 法第二十五 程に基づく教育を行うほ 条 に規 の規 定に基づき幼 定する幼児 に該当 稚 園 「する者 か、 の教 当 該 育 に 教 課 対する保 育 程そ 0 の他 ため 育 の時 の保
- 外 お ける同 当該施 の満 かつ、 三歳以 設が保 法第二十四条第二項 満 三歳以上の子どもに対し学校教育 £ 育 の子ども 所 等であ (当該施 る場合 に規 定する保育 設が保育所であ にあっては、 の実施 児 法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 る場合にあっては、 童福 に対する需要 祉 法第三十九条第 の状況 当該保育所が所在 する市町村 に照らして適当と認 一項 に規 定する幼児 に対する保育 められる数 (特別 区 の子ども を行うほ を含む。 に限 か、 以下同じ。 る。 当 該 幼 児以
- 必 要と認 子育て められ 支援事 業のうち、 るも のを、 保護者 当該施 の要請 設の所在 する地域における教育及び保育 に対する需要 に応じ適切 に提供し得 る体制 の下で行うこと。 に照らし当該 地域において実施 することが
- 兀 潍 に適合 文部科学大臣と厚 すること。 生労働大臣とが協議して 定める施 設の 設備及び運営に関する基準を参酌 して 都道 府県 0) 条例 で 定 8 る認 定 0 基
- 旨 所 幼 等 稚園及び保育所 以下 府県知事 幼 保連携施 の認 定を受 けることができ 等 のそれぞれ 設 という。 の用に供され )の設置者 ( 都道 る建物及びその附 府県を除く。 属 )は、 設 備が そ 0) 体的 設置する幼保連携施 に設置されてい 設が る場 合 次に掲げ にお け る要 る当 件 該 幼稚 合し 遠 及 て び 保 1 育 る
- 次のいずれか に該当 する施 設であ ること。

2

- イ れ れ ていること。 当該幼 るよう保育を行 保 連 携施 設を構成する保育所等において、 かつ、 当該保育を実施 するに当たり当該 満 三歳以上 幼保連 の子ども 携施 に対し学校教育 設 を構成する幼稚園と 法第二十三条各 の緊密な連携協力体 号に掲げ る目標 制 が が 確保さ 達
- 口 L 当該幼保連 た教育及び 保育 携 施 設を構 を行うこと。 成する保育所等に入所してい た子ども を引き続き当 該 幼 保 連 携施 設 を 構 成する幼 稚 遠 に入 園 さ せ 7 貫
- ることが必要と認 子育て 支援事 業のうち、 めら れ るも 当該幼保連 のを、 保護者 携施 の要 設 請 の所在 に応じ適切 する地域における教育及び保育 に提供・ し得 る体 制 の下で行うこと。 対する需 要 に . 照ら し当 該 地 域 に おい て 実 施 す
- 文部科学大臣 に適合すること。 一と厚 生労働 大臣とが協議 し て 定める施 設 0 設備及び 運営 に 関する基準 を参酌し て 都道 府県 0 条例 で 定 める認

定

0

基

3 これ 府県 を公示 知 事 は、 当該 都道 する。 府県が 設 置 す る施 設 のうち、 第 項 各 号又は 前 項各 号に掲 げ る要件 に適合してい ると認 8 á 0

定の申 請 て

す

くるも

のと

第四 各 号叉は 条 前 条第 第二項各 項 又 号に掲げ る要件 は 第 項 の認 に適合していることを 定を受けようと する者 は、 する書類 次に掲げ を る事項 付して、 を記 これ 載し を都道 た申請書 府県知事 に、 そ の申 に提出しなければならない。 請 に係 る施 同 条第 項

5 ź. 略

2 これら 前 条第二項 の者が共同 の認 定に係 L つて 行 わ る前 な 項 ければならない。 の申 請 につい て は、 幼 保連 携 施 設 を構 成 べする幼 稚 嵐 0) 設置者と保育 所 等 0) 設置者と が 異 な る場合

認 定 の有効期間

第五 条 略

2

3

ことにより当該幼 に 前 照らし、 項 の規 当 定 該保 に ょ 児 育 る申請書 所 の保育に支障 において児童福祉 の提 出 が があっ 生じ るおそれがあると認 法第三十九条第一項 たときは、 都道 府県 知事は、 められる場合を除き、 に規 定する幼児以外 第三条第 一項 第二号に規 の満 認 定の有効期間 三歳以上 の子ども 定する保育 を更新しなければならない。 に対する保育 の実施 に 対 ハする需 を引き続 要 の状況 況

認 定こども園 に 係る情報の提供 等)

第六条 要 当 **当** 該認 のとする。 |該施 府県 定を受 設において行われる教育及び保育並び 知事は、 けた施 第三条第三項 第三条第 設において提供 の規 |項又は 定による公示を行う場合も、 され 第二項 るサービス を利用し の認 に子育て 支援事 定をしたときは、 同様とする。 ようと する者 業の インター 要をいう。 に対し、 次条第一項において同じ。 1 の利 第四条第 用 項 刷 各 物 の配 号に掲げ 布 そ )についてそ る事 の他 項 適 切な 及 び の周 教 方 育 法 保育 知 によ を

2 設置者は、 認 定こども園 そ の建物又は (第三条第 地の公 |項又は 第二項 の見やすい場所 の認 定を受け に、 た施 当該施 設及び同条第三項 設が認 定こども園であ の規 定による公示がされ る旨 の表示 をしなければならない。 た施 設 をいう。 以 下 同 0

変更の届出

第七 保 と するときは、 育 認 定こども 7 あ 前 らかじ 条第 亰 0) 設置者 一 項 め の規 その旨 (都置 定により周知され 府県を除く。 を都道 府県知事 次条及び た事項 に届 の変更 け出なければならない。 第十条第 (文部科学 一項 に 省令 おいて同じ。 厚 生労働省令で ば 第四 定める軽微な変更 条第 一項各 号に掲げ を除 る事 項及び )をし 教育

2 に . 係る事 府県 項 につ 知 事 は、 てそ 前 の周 項 の規 知 を 図 定による届 てるも のと 出 が す あっ う。 る。 都道 たときは、 府県 が 前 設 設置す 条 第 る認 項 定こども に規 定する方法に 園につい て前項 より、 同 に規 項 に規 定する変更を行う場合 定する者に対し、 該 届 同 様 出

認 定の取り 消 と

第十条 - 府県. 知事は、 次の各号のいずれか に該当 するとき は、 認 定こども園 の認 定 を取 ŋ 消 すことができ

めるとき。 第三条第一項 文は 第二項の認 定を受け た認 定こども園がそれぞれ 同 条第一項各 号又は 第一 |項各 号に掲げ る要件 を欠くに

認 定こども 亰 0) 設 以置者 が 第六条第一 項 の規 定による表示 をしていない · と認 めるとき。

認 定こども 袁 位置者が 項 の規 をせず、 又 は の届出

三  $\mathcal{O}$ 設 第七 条第 定による届出 をしたとき。

五四  $\mathcal{O}$ 認 認 に限 同 定こども 定こども園 条第六項 る。 以 下 遠 の規 であ 0) 私 設 に置者が 定による届 立認 る保育所又は認 定保育所」という。) の設置者が 第八条第 出 をせず、若しくは 定こども園であ 項 文は 第二項 の規 る幼保連携施 の届出 定 第十三条第三項の規定による報告 による報告をせず、 をしたとき、 設を構成する保育 又は同 条第七項 又 は 所 (都道 の報告 をせず、若しくは の規定による命令に従 府県及び をし たとき。 市町 村 以 外 の者が の報告 わないとき。 設置す くるも

六 認 定こども園 の設置者が不正 の手段 により 第三条第 一項又は 第二項の認定を受けたとき。

十六年法律 たとき。 その他認 第四 定こども園の設置者が学校教育法、 十五 号) 若しくは私 立学校振興助 児童福 成 法 祉 昭昭 法 和五 私 十年法律第六十一号) 又はこれら 立 学 校 法 (昭和二十四年法律第二百七十号)、 0) 法律に基づく命令 社会福 の規 祉 法 定 に違 昭 和二 反

2

七

3 ときは、 都道 府県 ・ 同 知 条 第三項 事 は、 当 の規 該 定によりされ 都道 府県が 設置する認定こども 園が た公示を取り消し、 その旨を公示し 第三条第 一項各 な ければならない。 号又は 第一 ·項 各 号に掲げ る要件 を欠くに 0 たと認 め る

(関係機関の連 携

第

5

て認可そ + 条 おうとするときは、 の他 府県知 の処 分をする権限 が事は、 あ らかじ 第三条第 を有 め する地方公共団 一項又は 学校教育 第二項 法又は児 の規 体  $\mathcal{O}$ 童 定により 機 福祉 関 当 法の規 該 認 機関が当該 定を行 定により当該認 おうと するとき及び 都道 府県 定又は取 知事であ 消 前 る場合 ľ 条第 に係る施 一 項 を除く。 の規 設 定 0) ) に協議 設 に 置又 より は 認 な 運 定 営 ければな の取 に 関し 消

### 2

(児童福祉 法等の特例)

第 あ 第 定による公示がされた都道 十三条 るのは「すべて及び就学前の子どもに関する教育、 一項 定めるところにより」とする。 第四号に掲げ 第三条 第 一 項 る数 の認 の同 定を受 府県が設置する保育所に係る児童福 号に規定する子ども」と、 けた市町 村が 設置する保育所又は同 保育 「児童を」 等の総合的 祉 法第二十四条第三項 とあ な提供 項 るのは 各 号に掲げ の推進に関する法律 「当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働 る要件 の規 定の適用については、 に適合してい (平成十八年法律第七 るも のとして同 同 項 中一すべて」と 十七号)第四条 条第三項

2 ぞれ同表 私立認 の下欄 定保育所に係る児童福祉 法の規 に掲げ る とする。 定 の適用 につい て は、 次 、の表 の上欄 に掲げ る同 法の規 定 中同 表 0) 中欄 に掲 げ る は、 それ

3~7 (略)

8 0 成十八年法律第七 いては、 第一 律 育所」とある 第百二十九号)第二十八条及び児童 |項の規定に これら のは の規 十七号)第十条第一項第五号に規定する私 より 定中「市町村は、」とあ 読み替えられ 「当該私 立認 定保育所」とする。 た児童福 の防止 等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十三条の二第一項 祉 るのは 法第二十四条第二項 「就学前 の子ども 立認 定保育所は、 の申込書に係る児 に関する教 同 法第十三条第二項 育、 保育 童 に対する 等の総合的 の規 子及び 定により読み替えられ な提供 婦 の推進に関する法律(平 福 祉 法 の規 ( 昭 和 定 の適用 九 年

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

幼稚園 における教育は、 前 条に規 定する目的 を実現 するため、 次に掲げ る目標 を達 成するよう行わ れ るも のと す

健康、 安全で 福な 生活のために必要な 基本的な を養 い、 身体諸 機能 の調 和的 発達を図ること。

集 団 に規範意識 生活を通じて、 0) 生えを養うこと。 んでこれ に参加 する 度を養うとともに 族や身近な人への信頼 を め 自 主 自 律及び 協 同 神 並

身近な 社会生活 生命及び自然 に対する興 童話 等に親しむこと を通じて、 を養い、 そ 言 れら の使い に対する正しい理 方 を正しく 導くととも لح 度及び 相手 考力 の話 0) を理 生え を養うこと。 しようとする 度 を

五. 身 体 に よる表現、 造 形 等に親しむことを通じて、 カュ な 性と表現力 0) 生えを養うこと。

第二十五 条 幼 稚 遠 の教育 課 の他 の保 育 内容 に 関する事 項 ちは、 は、 第二十二条及び 第二十三条の規 定に従 文 部科 学大臣 が 定  $\otimes$ Ź,

○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(学校 法人が取得 する特 定保育所 の用 に供 する土 地及び建物 に係る登記 の特例)

に規 携施 第二 る学校 定 保育 等を総合的 設 する保育所 法人が特 定保育所 0) (同 項 第一号中 就学 の認 前 校校 をいう。)の用に供する土地又は建物 定に係るものに限る。)を構成する児童福祉 の子ども に提供 、」とあ (就学前 いする施 に関する教育、保育 等の総合的 るのは、 設の認 の子どもに関する教育、 定) 「校 の認 (第三十三条に規 定を受 へけた私 を取得し な提供 保 育 法 立学校 等の総合的な提供 た場 0 定する特 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七 推 合 進 法 における別表 に関する法律 (昭 定保育 和二十四年法律第二百七 の推 所 の用 第三の一の項 進に関する法律第三条第二項 (平成十八年法律第七 に供 する建物 の規 定の適用 十号) を含む。)、」とする。 条第一項 十 七 第三条 号) については に規 定する幼保連 第三条第二項 (児童福 (定義) に規 祉 施 同 項 定す 設 0

〇過疎 地 立促 進特 別 措 置 法 伞 成十二年法律第十五条) (抄) (過疎 地 域自 立促 進特 別 措 置 法 0) 部 を改 正 す る法 律 案によ る改正

(過疎 地域自 立促 進のための地方債)

後)

第十二条 者で政令で 重三年法律第百 過疎 定 地域  $\otimes$ á [九号) 0 市町村 0) に対する出 第五条各号に規 が 市町村計画 資及び 定する経費 次に掲げ に基づいて行う 地場産 に該当 る施 設 L の整備につき当該 ない ŧ 業に係る事 0) いについ ても、 業又は 市町 村 地方債 が 観 必要とする経費については、 若しくは をもってそ の財 源と シ することが 地方財 に関する事 でき 政法 (昭 和二

~十 (略)

項又は 認 第二項 定こども園 の規 定による認 (就 学 前 の子ども 定を受けた施 の教育、 設をいう。) 保育 等の総 合的 な 提 供 0) 推 進 に 関 以する法 律 (平成十八年法律第七 号) 第三条第

十二~十八(略)

2

酪

農

林

水

産

省

関

係

 $\bigcirc$ 農 業改良助 長 法 (昭 和二十三年 法 律第百 1六十五

協 同 農 業普及 事 業)

条 こ の 章 の規 定により交 付 !金を交 付され る 協同 農 及 事 業 とは、 次に掲げ るも 0)

普及指 **導員を置くこと。** 

普及指 導員が 次条第二項各 号に掲げ る事 務 を行うことにより、 普及指 導 を行うこと。

普及指 導センター を運営すること。

兀 普及指 導協 力委員が 第十三条第二項 の規 定 に より を行うこと。

五. 農 業者研修教育施 設において農 業後 者 たる農村 少 年その他の農業を担うべき者に対し近代的 な農 営 の担当者とし 7 必

な 農 業経営又は農村 生活 の改 に関する科学的技術及び 知識 を 得させるための研修教育を行うこと。

六 普及指 導員 の研修及び農 業経営又は農村 生 活 0) 改 を 目的 کے する農村 少 年団体 の指 導者 の育 成を行うこと。

2 林水産大臣 は、 政令で 定めるところ により 次に掲げ る事 項 を内容と する協同農 業普及事 業の運営 に関する指針 以下 運 達指

針 という。)を定めるものとする。

普及指 導活動 0 基本的な課題

普及指 導員の配 置に関する基本的事 項

普及指 導員の資質 0) 上に関する基本的 項

三

兀 普及指 導活動 の方 法に関 する基本的事項

五. そ の他は 協 同 農 業普及事 業 の運 営 に関する基 本的 事 項

3 4 林 林水産大臣 水産大臣 は、 は、 運営指 運 堂指 針 針 を定め、 を定め、 又はこれ を変更し 又はこれ を変更し たときは、 ようと するときは、 遅滞なく、 あ らかじ 都道 府県 に通知しな 都道 ければなら の意見 を聴 な カコ \ \ \ な け ば な 6

5 施 同 農 する方針 業普及 事 议 下 業は、 「実施方針」という。) に従つて、 ۲ · の 章 の規 定により 交 付金の交 こ れ 付を受ける都道府県が、 を実施 するも のとする。 運 営指針 を基本として 定める協同 農 業普及·

6 実 施方針 には、 次に掲げ る事 項 を定めるものとする。

に

関

及指 導活動 の課題

普 及 指 の配 置 に 関する事 項

Ξ 普 及指 0) 0) 上 に関する事項

兀 及指 導活動 の方 法に関する事

五. そ の他 協同 農 業普及事 業の実施 に 関する事 項

- 7 の場合 項 においては、 0 府県 は 当該 第 四項 都道 府県は、 の規 定によ あらかじ る通知 を受けたときは、 め、 農林水 産大臣 遅滞なく、 に協 議 しな 実施方針 ければならない。 を定め、 又はこ れ を変 更 L な けれ ば な 6 な
- 8 項 0) 一府県は、 実施方 針を定め、 又はこれ を変更したときは、 遅滞なく、 農林水産大臣 に報 告し な ければなら ない

 $\bigcirc$ 病 害虫 除 法 (昭 和二十五 年法 律第五 十三号)(抄)

0)

の原

因とな

る線

虫

類

议 下

線

水虫類」

という。)を運

くい虫

议 下

くい

虫」という。)

第二条 この 法 律に おい 7 「森林病 害虫 等 とは、 又は林 \* 業種 に損 害を える次に掲げ

るも のをいう。

除又はまん に付着してそ の防止 につき特別 の生育 を害するせん の措 置を要 虫類であつて、 っするも のとして 政令で 定めるもの 急激 にまん して森林 資源 (以下「特 に重大な損害を えるおそれがあ 定せん 虫」という。) るため、 そ

前 二号に掲げ るも 0 つのほ か、 虫その他 0 虫類 類、 イ ス及び 類であつて 政令で 定めるも

2 略

3

の種類ごとに の法律において「特 〕政令で 定める 定森林」とは、 種をいう。 特 定 以下同じ。 種 くい からなる森林 虫 に係る場合 にあつ をいう。 て は 特 定せん 虫 に 係る場合 にあって は 特 定せん

4 て 第二十五 定 の法律において「高度公益 種以外の 条の二第 項若しくは 種からなる森林 第二項 機能森林」とは、 によつては当該 の規 定により保安林として指 定され た特 定森林及びそ の他の公益的 森林 機能 法 を確保 することが困難なものとして 政令で 定める特 昭和二十六年法律第二百四 十九号) 第二十五 条第一項 機能 定森林 が 高 若しくは をいう。 特 第 林 で 項 文は

5 被 わ この ないとすれ 害が高度公益 法律に ば、 おい て 森林 < 「被 ζì 虫が 害拡大防止 しく 運 拡大することとなると認 線 虫類又は特 定せん 森林」とは、 くい虫又は特 虫 められ 以 下 る特 定森林 定せん 「特定原因病害虫」という。) により当該特 虫 (高度公益 (以下「 くい虫等」という。) 機能森林 を除く。 )をいう。 の被 定森林 害 対策を緊急 に発生して に行

6 Ł に限 法 律に 以 おい 下 て 同 「特別 又は当 除」 とは、 及び くい虫 等が 付着してい 化を含む。)をいう。 る 0) 及び (農林水産省令で 定める基準 に従 ĺ١ 行う

7

# ( 除命令)

つ、 とができ 農林水産 的 に、 大臣 れ は、 を 除 森 し、 林 病 又はそ 害 等が異常 のまん にまん を防 止 す L て森林 るため必要 資源 な に重大な損 限 度 に おい 害 て、 を 区 え 域及びは るおそれ 期 間 が あ を 定め、 ると認 次 め に掲 るときは げ 令 期 をす に、 ź カュ

てバ はく 森林病 害虫 並 び に森 等が 林病 付着 害虫 L て 等及びそ V る の付着し を所有 てい 又 る は 管 条及び 理 する者 に対し、  $\mathcal{O}$ 当該 を命ずること。 0 及 てド に よる防 除 又 は 当 該 0 及

は 森林病 当 該 害虫 株のはく 等が 付着し、 並びに森林病 又 は 付着するおそれがあ 害虫 等及びそ 0 付着している 条及び る 株の する 地を所有し、 0 を命ずること。 又 は 管 理 す に に . よる防 除 又

三 森林病 害虫 等が 付着している 又は指 定種 の種子及び であつて農林水産大臣 の指 定するも 0) をい そ 及び

ず ること。 む。 以下同じ。) を所有し、 又は管 理 する者 に対し、 森林病 害虫 等 並  $C_{i}$ にそ の付着してい る 条又は 指 定種  $\mathcal{O}$ 

兀 ず ること。 森林病 害虫 等 · の被 害 を受 け、 又は受 け るおそれ が あ る 又は 指 定種 を所 有 又 は 管 理 す る者 に 対し、 に よる防 除

五. 森林病 害虫 等が して い る指 又 は 等 ,の移 動 を制 限 し、 又は禁 止 すること。

六 森林病 害虫 等が 付着 Ĺ 又は 付着するおそれが あ る 等を所有 Ļ 又は管理 理 する者に対し、 に ょ る防 除 又 は 当

ヮのはく 若 しく は森林病 害虫 等並び にその 付着してい る 条 及 び  $\mathcal{O}$ を命ずること。

2

3

ことができ 間 を定め、 規 林水産 定によるほ 高度公 る。 大臣 か、 は、 益 機能森林 < 期 い虫 に、 かつ、 又は 等が異常 被 害拡大防 にまん 的 に、 止 森林 これ して森林 につき、 を 除し、 資源 当該特 たる特 又はそ のまん 定森林 定森林 を所 に重大な 有し、 を防止 損 又は管理 する者 害を するため特に必要な限 えるおそれ に対し、 が あ 度 ると 特 に 認 別 おい め て、 るとき 除 区 は、 を命 域及 ず び 前 期

及 病 農 び 林 水産大臣 に の範 及 より当 又 井 は は、 そ 該 内で 特 のま 区 定森林 高 よる防 域及び  $\lambda$ 度 公 除 益 を防 に発生してい 期 に 機能森林又は被 間 止 に係るも を定め、 する目的 0) に限 る被 当 を達 害の状況が 該特 害拡大防 る。 すること 定森林 又は カュ 止 前 森林 が 5 を所有し、 項 み できな の規 て、 につ これ 定に き、 1 又 は と認 6 よる命令 第 管理 の命令 めるときは、 項 する者 第一 をするに際し、 のみ 号 の規 に対し、 によつては そ の必 定による命 要 又は命令 の限 期 度 令 虫 に、 におい 等が かつ、 をし 付着してい るおそれ て、 た後において、 1 虫 これ 等が 的 ら に、 の命 令 < 特 て 定原 の 区 あ 虫 等 域

- してい るも のに限 る。 <u>)</u> の 及び による防除 (以下「補 除」 という。)を命ずることができ
- 4 た予 前 三項 算 0) 金額 の規 定による命令で を超えない 範囲 第八条の規 内においてしなければならない。 定により損失 の補 を伴うものは、 これ によつて必要となる補 金の総 額 が 国 会 の議 決 いを経
- 5 項 を公表しな |項から ければならない。 第三項 べまで の規定による命令をしようとするときは、 ただし、 森林病 害虫 等の 除又はそ のまん そ の 二 十 - 日前まで の防 止 0) に、 ための措 農林 水産省令で 置を緊急に行う必要があるときは、こ 定め る手 続 に従 V) 次 の事
- 一区域及び期間

の限りでない。

- 一 森林病 害虫 等の種類
- 三 行うべき措 置の内容
- 四 命令をしようとする理由
- 五 その他必要な事項
- 6 カコ ら 二 前 項 第一 間以 号 内に、 の区 域 理由 内において森林、 を記 載した書面 をもつて農林水産大臣 に不 指 又は を所有し、 を申し出 又は管理 ることができ する者は、 る。 同 項 の規 定による公表があ 0 た日
- 7 申 公 出 開による意見 農林水産大臣 をした者又はそ は、 の聴取を行つた後、 前項 の代理人は、 の規 定による不 当該事 当該申出に対する決定をしなければならない。この場合において、 案について の申出 を受けたときは、 を提出し、 当該申出 意見を述べることができる。 をした者に対し、 あらかじ 意見 め期 日及び の聴 取 場 に際 所 して を通 は 知 L 当該 て、
- 8 な 規 農 ければならない。 定による命令 をす 林水産大臣は、 第五項 る場合には、 ただし書 その命令に係る措置の実施に必要な準 の規 定により公表 をしないで 第一項 第一号から 第四号まで若しくは 備期間を考慮して、 第一項、 第二項又は 第六号、 第二 第一 項 項 の期間 又は 第 を定め 三項 0
- 9 た命令書を交 (林水産大臣は、 付しな け 第 ればならない。 一 項 から 第三項まで の規 定による命令をするには、 そ の命令 を受けるべき者 に対し、 次に掲 げ 項
- 第一項第 第五項各 一号から 第四号まで若しくは 号に掲げ る事項 第六号、 第二項 文は 第三項 の規 定による命令にあつては 次 の事

項

とがある旨 その命令 を受ける者が、 次条第 \_ 項 に規 定する場合 に該当することとなったとし た場合 には 同 項 の規 定 に ょ 置をとるこ

- に 次 ょ 条 第 用 項 の規 収 定に をすることがあ ょ る措 置をと ること に より 同 条 第 項 に規 定 でする場 合 に該 当 することとなっ たとし た場 合 には、 同 項 の規
- 二 第一項第五号に規定する命令にあつては、第五項各号に掲げる事項
- 1 0 できない 林水産 ときは、 大臣 は 農林 前 項 水産 の規 省令で 定による命 定める手 令書 の交 続 に従 付を受 V) 当 け 該命令書 るべ き 者 の内容 を公告してそ の所 在が 知 れ な いときそ の交 の他 付に代える 当 該 命令書 とができ 付 すること
- 1 1 項 か 5 第三項 くまで の規 定による命令については、 行 擎 続 法 伞 · 成 五 年法律第八十八号) 第三章 (第十二条及び 第 + 兀 条

く。)の規定は、適用しない。

都道府県知事の 除命令等)

第五 及 び 条 期 間 を定 府県 め 知 事 第三 ⇒ は、 条第 森 林病 一項 各 害虫 号に掲げ 等を る命令 除 Ļ 又はそ をすることが のまん でき を防 る。 止 す るた め必 要 が あ ると き は そ の必 要 の限 度 に おい て、 区 域

- 2 そ の必 要の限 に対し 府県 知 度 事 は、 特 に 別 おい て、 < V) 虫 除 区 域及び 等 を命 を ず 期間 除し、 ることが を定 又はそ でき め 高度公 のまん る。 益 機能森力 を防 止 するた 林 又は 被 め特 害拡大防 に必 要 止 が 森林 あ ると認 につき、  $\otimes$ ると 当 該特 き は、 前 林 項 を所 の規 有 定に ょ 又は 管 か 理
- 3 す に んる目的 より当 及 定 府県知 該特 当 該 に 定森林 特 事 す よる防除 んこと は、 定森林 高度 に ができないと認 発生してい を所有し、 に係るも 公 益 機能森林又は被 0) 又は管理す る被 に限 めるときは、 害の状況からみて、 る。 ) 又は前項 る者 害拡大防 に対し、 そ の必 の規 止 森 これら 補 林 要 定による命 の限 につ の命・ き、 度 において、 令 除 令 第 のみ をするに際し、 を命ず 項 の規 によつては ることが れら 定 に の命令 による命が 又は命令 でき < V) 令 の区 虫 域及び をし 等を < た後 1 期間 除 虫 反におい し、 の範 又はそ て、 囲 内で L のま 特 て 定原 区 域及  $\lambda$ る 因 び 病 害虫 期 間
- 4 前 三項 の場 合 には 第三条第五 項から 第十一項まで及び 前 条 の規 定 を準用 する。
- 5 認 め 林 るときは 水 産大臣 は、 都道 森林病 府県知事 害虫 に 等がま . 対し、  $\lambda$ 第 一項 して高度公益 から 第三項 ま 機能森林そ で の規 定による命 の他 の森林 令 に 資源として重 関し必 要 な指 一要な 示 森 をす 林 ることが に損 害 を でき え る おそ れ が あ

(通知)

第五 0) 要 農 な 林 措 水 置 産 を行 大臣 0 は、 たと きは、 第三条第 遅 滞 一 項 な くそ か 5 第三項 の旨 を ま 関 で 係 又 都道 は 府県 第四 知 条 事 第 に通 項 知 の規 L な 定 けれ に より ば 森林 なら な 病 \ <u>`</u> 害虫 等  $\mathcal{O}$ 除 又 は そ のま W の防 止

2 知 事 は 当 該 の区 域に おい て森林 病 害虫 等が 発生してまん す るおそれ が あ ると 認 め たと き、 又 は 前 条 第 項

カコ

必 5 要 な措 項 まで若 置 0 L くは たとき 同 は 条 第四項 遅 滞 なくそ に おい て準 の旨 用 を農 する第四 林水産 大臣 条第 | 及び 項 関係 の規 都道 定に 府県 より 森 知 事 林 病 に通 害虫 知 L 等 な 0) けれ 除 ば 若しくはそ な 5 な のまん の防 止 0 た 8

### 除 実施

条の二 す っるた 農林 め 水産大臣 林 病 害虫 は 等 0 による防 に よる防 除 除 が の実 自 然 施 環 境 に 及び 関 する基準 生 活環 境 议 下 の保 「防除 全 に適 実施 切 な 考 基準」という。 慮 を ٧١ つつ 安全か を定めな 0 適 ければならない。 正に行 わ れ

- 2 事 除 防除 実施 . う。 特別 よる防 防 以 除 除 下 同じ。 に関 により農 に おいては、 する基 )を行うこと 業 本的 漁 特 な事 業そ 別 防除 項 のでき る森林 の他 を定めるも (森 林 の事 業に被 病 害虫 のと に関する基準、 害を及ぼさな 等 する。 を 除し、 特別防除 又はそのまん 1 ようにするために必要な措 を行う森林 を防 の周囲 止するため の自然環 置 に 関 境及び 機を利 する事項その他森林 生活環 用 して行 境 の保 病 全 害虫 に関 に による防 等の する
- 3 当 除 第 第 で 前 兀 に ないと認 項 項 よる影響 条 の規 / 第三項 に規 定により指 定 に配 めら に規 する特別防除 れ 慮 定する るも L 定され のが明 玉 玉 内 内 を行うこと のできる森林 た 少 少 確 にな 然記 生動 生動 念物 るように定められな 物 をいう。) 物種 種 をいう。)、 滅 に関する基準 等 の のおそれ ければならない。 重な のあ 然記念物 は、 る 生動 当 生動 該 (文化財 物 森 0 林 物 生 0) 保護 0) 種 す す の保 る森 法 る 地 林その他 昭 域 に関する法 和二十五 年法律第二百十 の自 然環 の森林で特別 境 律 及 平 び · 成 四 生 防除 年 境 法 を行うこと 兀 4 第七 | 号 対 す 第百 士五 が 別 九 号) 適 条
- 4 及 び 農 林水産大臣 都置 府県 は、 知 事 防 6除実施 の意見 基準 を聴かなければならない を定め、 又はこれ ・を変更 ようとするとき は、 関 係行 政 機 関 の長 に協 議 す るととも に 林 議 会
- 5 林 都道 水 産 大臣 知 は、 事 に通知し 防 除 実 施 な 基準 ければならない。 を定め、 又 は これ を変更 L たときは、 遅 滞 なく、 ے れ を公 表 するととも に、 関 係行 政 機 関 の長 及

# 府県防除実施

関

係

関

係

- 全 施 条第三項 かつ適 条の三 関 す 正に行 に規定 る 都道 われること 府県知事 する民有林 议 下 都道 は を確保 をいう。 前 府県防除実施 条 (第五項 するため必要があ 以 下同じ。 の規 基準」という。 定による通 に におい ると認 て 知 めるときは、 を受けた場 を定め、 に よる防 又はこれ 合 除が自 防除実施 に おい を変更しな 然環 て、 基準 塚境及び 当 に従 該 都道 ければなら つて、 生 一活環 府県 境 の区 林病 の保 な 域 全 害虫 角 にあ 等 切 る民  $\mathcal{O}$ な 考 有 慮 林 よる防 を 林 除 0 法 つ安 の実
- 事 特 別 防 防 除 除 実 を行う森林 施 基準 に の周 おい 囲 て は、 の自然環境 防 除 実 及び 施 基準 生活環境 に定 め の保全 る特 別防 に関 除 パする事 を行うこと 争項、 ので 特別防除 き る森林 により に関する基準 農 業 漁 業を に適 の他 合 の事 す 業に被 林 ド害を及 関

2

ぼ さ な よう に する ため に必 要 な 措 置 に関 パする事 項 E の他 森 林 病 害虫 等 0 に ょ る防 除 に 関する事 項 を 定 んめるも す

- 3 見 を聴くとと 知 Ł 事 は、 に、 農 林 都道 水産 府県 大臣 防 除 実 に協 施 議し 基準 な を ければ 定め、 なら 又はこれ ない。 を変 更し ようと するときは 都道 府県 森 林 審 議 会及び 関 《係市町 村 長 の意
- 4 に通 知しな ければ 知 事 は な らない 都道 防 除 実 施 基準 を 定め、 又はこれ を変更し たとき は 遅 滞 なく、 これ を公表 するととも に、 関 係 市町 村 長

(高度公益 機能 森 林 及 び 被 害掘 大防 止 森 林 の区 域 の指 定

ため特に必要が 条の五 虫等を 林 の 区 域を指 除 Ļ 府県知事 定し あ 又はそ ると認 な ければならない。 のまん は、 めるときは、 特 定原因病 を防 止 すること 害虫 1 虫 により当該 等 の種 により、 類ごと 都道 森林資源として重要な特 府県 に、 民有 の区 林であ 域 ス内にあ る特 る特 定森林 定森林 定森林 につい を保 に発生し て高 護し、 てい 度 公益 及びそ る被 機能 の有 する機能 害 1の状 森林及び被 況 からみ 害拡大 防 する <

- 2 知事 は 高 度公益 機能森林及び 被 害拡 大防 止 森 林 の区 域 を指 定し、 又 はこれ を変更し ようと す んとき は 都道 森 林
- 3 高 度 公公益 機能 森 林 及び 被 害拡大防 止森林 の区 域 の指 定又は 変更については 第七 条の三第四項 の規 定を準 用 す る。

議

会及び

関

係市町

村

長

の意見

を聴くととも

に、

農林水産

大臣

に協

議

し、

そ

の同

意

を得な

ければならない。

○ 漁港漁場整備法(昭和二十五年五月二日法律第百三十七号) (抄)

第六条 び 区 域を定めて 第 種 漁港であつてそ 指 定 でする。 の区 域が 0) 市町 村 の区 域 へに限ら れ るも のは、 市町 村 長 が 関 係 地方 公 共 寸 体 の意 見 を聴 1 て、 名 及

- 2 第 いて、 種漁港で 及 あつてその区 び 区 域を定めて指 域が二 以 定する。 上  $\mathcal{O}$ 市町 村 の区 域 べにわ たるも の及 び 第 種 漁 港 は 都道 知 事 が 関 係 地方 公 共 寸 体 の意 見
- 3 4 審 議 そ 会の議 の区 域が一 を経、 以 上 か つ、 0) 都道 漁 関係地方公共団体 府県 の区 **应林水産** 域にわ の意見 たる 第 を聴 \_ 種 1 漁 て、 港 及 名 び 第一 及 び 種 区 漁 港は、 域を 定めて 前 項 指 の規 定 定にか す か わ 6 ず、 農 林 水 産 大 臣 て、 が 水 産 政 区 策
- 5 る場 域 合 村長 |種漁港及び第 又は 指 定 関 都道 係 す :地方公: る。 四種 府県 共 知 寸 事 港 体 は、 は の意見 農 第 項 を聴 又は 大臣 1,1 て、 第 が、 当 項 該 の規 水 指 産 定 定 政 策審 0) に 内容 より 議 を変更 指 会 定し の議 し、 た漁 を経 又は当 港 につ か つ、 該 V 指 て、 関 定 係 沁地方 を取 事 情 ŋ 公 の変 消 共 (更そ 寸 すことができ 体 の意 0) 他 見 特 別 を聴 の事 る。 1 由 が あ 名 ると 及 認 び 8

- 6 のにつ 水 る。 産 林 政 水産 策審 ては 合 大 議 臣 会の議 に 水産 は、 おい 政策審 て、 第三項 を経 指 文は 議 定 か 会の議 つ、  $\mathcal{O}$ 第四項 内容 関 **紧係地方** を経 の軽 の規 微 ること な変更で、 公共団体 定 に より を要しな の意見 指 農林 定し 水産大臣が を聴 た漁 港 *\* \ て、 につ 当該 あ 1 5 て、 かじ 指 事 定 の内容 め水産 情 の変 更そ 政策審 を変更し の他 議 特 会 又は当該指 別 一の議 の事 を経 由 て が あ 定 定 ると める基準 を取 ŋ 認 消 め に適 すことができ 合 合 には、
- 7 又はこれ ばならな 村長又は を変更し 都道 ようとするときは 府県 知事 は 第 項若しくは 当該漁港 の区 第二項 域につい の指 て、 定又は 農林 第五 水産省令で 項 の変更 定めるところにより、 をし ようと す んる場 合 に 農林 おい 水 て、 産 大臣 漁 港 の認 区 可 域 を定 め
- 8 段 農 の規 林 水 定 産大臣 を準 用 は、 す る。 前 項 の認 可 をし ようと するとき は、 水 産 政 策審 議 会 の議 を経 な けれ ば な 5 な \ \ \ の場 合 に おい て は 第 六項 後
- ۲ れ 林 を変更しようとするとき、 水産 において、 大臣 は、 第七項 第三項 の認 若しくは 又 は 可 をし 第四項 市町村長若しくは ようとするときは、 の指 定若し くは 都道 当該漁港 第六項 府県知事 の変更 。 区 区 が 第 域について、 をし |項若しくは ようとする場 第二項 国土交通大臣 合 の指 に おい 定若しくは に協 て、 議しな 漁 港 第五 の区 けれ 項 域 ばなら の変更 を 定 め ない 若 < は

9

- 10 又 は 第五項若しくは 市町 海岸 7村長、 理 する海 法 (昭 都道 第六項 岸管理者 和三十 府県 知事 の変更をしようとするときは、 年法 に協議しな 又は農林水産大臣は、 律 第 百一号) ければならない。 第三条の規 河 川 当 定に 法 該 昭 漁 こより 港 和三十九年 指 の区 定される海岸保全区 域につ 法律第百 いて、 1六十七 当 ī該河川 域につい 号) を管理 第三条第 て、 す る河 第一項 一項 . П 管理 へから に規 第四項 者 定 又は す べまで 当 該 Ш 海岸 の河 保 定又は Ш 全区 区 域
- 11 項 カュ 5 第 四項 くまで の指 定並 び に第五項及び 第六項 の変 更 又 は 取 消 L は、 告 示 で す う。 る。
- $\bigcirc$ Щ 府県 農 漁 村 電 Щ 気 漁村 導入 促 電 気 進 導入計 法 (昭 画) 和二 十七 年法 律 第三 皇 十八号)(抄

第二条 ま ま ~ を行ない、 定め すると認 Щ 漁 府県 村 知 めら 電 につき電 0) 事 気 **当** を供 は れ 該 る農 法人が 給 気 電 山漁村 気 することを含む。 0 が 導入 主たる出 供給され につい 当 該 農山 て、 て 資者となってい V 漁村 ない 当 第五 該農山 カゝ 条及び 若 漁 気 し < 村 る法人で農林水産省令で を供 第九条第 にあ は 給 十分 る農 する者 に供 一 項 業 給 に を除き、 され 林 ..対し、 業又は 7 そ 以下同 V 定めるも 漁 な 0) 1 業 発電水力 と認 じ。 を営 しむ者が 0) めら、 の事 を含む。 を 開 れ 業を行 組 発して農林 織 以 Щ す 下 おうと 漁 る営利 「農 村 水 又 林 す 産 は を 漁 省令で る者 目的 業団 とし の申請 水 体」という。 力 定 な める規模 に基き、 開

に提 そ っ の 事 近出しな 業に けれ より ば 電 なら 気 の 道人が な さ れ ることとな る 地 地域を管 轄 す ,る市町 村 長 の意見 をきい 電 気 導入 計 画 を定 め、 れ を農林 水産 大臣

- 2 酪
- $\bigcirc$ 興 地 域  $\mathcal{O}$ 整 備 関 する法 律 昭 和 兀 + 兀 年 法律 十八号)(抄

基 宝本指針 作 成

第三条の二 農林 水産 大臣 は、 農 用 地 等の 等 に 関 する基 針 议 下 基本指針 という。) を定めるも

- 2 基本指針 において は、 次に掲げ る事項 につ き、 農 業振 興 地域 整 一備基本方針 の指針とな るべきも のを定めるものとする。
- すべき農用 地 1等の面積 0) 目標そ の他 の農用 地 等  $\mathcal{O}$ 確保 に 関する基本的な方
- 三 農業振 興 地域 の指 定の基準 に関する事 項

府県

に

において

確保

すべき農用

地 等

の面

積

0)

目標

0

設

定

0)

に関する事項

兀 そ の他農 業振 興 地 域 0 整備 に際し配慮 すべ き重 要 事 項

3 4

農 業振興 地 域 整 備 基本方針 の作 成

第 兀 域 整 条 都道 画 府県  $\mathcal{O}$ 策 知 定に 事は、 り関し農 基本指針 人 業振 興 地域 に基づき、 整備基 本方針 政令で を定めるものとする。 定めるところにより、 当 該 都道 府県 に お け る農 興 地 域 の指 定及び農 興 地

- 2 農 業振 興 地 域 整 備基本方針 に おいては、 次に掲げ る事項 を定めるものとす る。
- 確保すべき農用 地等の面積 積 の目標そ -の 他 の農用 地等の 確保に関する事 項
- 農業振興 農業振興 地 地 域における次に掲げ 域として指 定すること を相当と する る事項 に関する基本的 地 域の な 事 置及び規模 項 に 関 はする事 項
- 業生産  $\mathcal{O}$ 基盤 の整備及び 開 発
- 農用 地等 つの保全
- ハロ 業経営 の規 模 の拡・ 大及び 農用 地 等又 は 農用 地 等と することが 適当 な 土 地 の農 の効 的 か 0 総 合的 な 利 用 の促 進
- = 業の近 代 化 0 ため の施 設 0) 整備
- ホ 農 業を担うべき者 の育 成及び 確保  $\mathcal{O}$ た め の施 設 0 整

備

に掲げる事項と相まつて 推進する農 業従事者 の安 定的な就 業の促 進

- 1 農 業構造 0) 改 を図ること を目的な とする主として農 業従事 者 の良 な 生 一活環境 を 確保 するため の施 設 0 整 備
- 3 • 4 (略)
- 5 ば 林 ならない。 水産大臣 府県知事: の同 の場合 は、 意 農 を得な において、当該 業振 ければならない。 興 地 域 整備基本方 農 業振 興 針 地 を定め 域整備基本方針 のうち 第二項 ようとするときは、 政令で 第一号及び第二号に掲げ 定めるところ により、 る事 林 項 水 に 産 に係るも 大 臣 に協 のについては、 議 L な
- 6 · 7 (略)

(農 業振興 地域整備基本方針の変更 )

第五 興 条 地 域 整備基本方 府県. 知 針 事 すは、 を変更 基本指針 するものとする。 の変更 により 又 は 経 済 事 情 の変動 そ の 他 情 勢 0) 推移 に より 必 要が 生じ たとき は、 遅 滞 なく、 農

2 前 す 農 条 ることが 林水産大臣 第一 項 でき 第 一号及び は、 る。 必要があ 第二号に掲げ ると認 る事項 に係るも めるときは、 都道 0) につい 府県 知 て前項 事 に 対し、 の規 当 定による変更をするため 該 都道 府県 知 事  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ た農 の必要な措 業振 興 置 地 をとるべきことを指示 域 整 備基本方 のうち

3 前 条第四項から 第七項まで の規 定は、 農 業振 興 地 域 整備 基 本方 針 の変更 につい 7 準 用 す

る。

(市町

村の定める農

業振興

地域整

備計画

第 の区 条 域内にあ 府県 知事 る農 業振興 の指 定し 地 た一の農 域 について農 業振 業振 興 地 興 域 地域整 の区 域 一備計 の全 画 部又は を定めなけれ 部がそ ば の区 なら 域内にあ ない。 る市町 村 は、 政令 で 定 めるところ

- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 農用 地等として利用 すべき土 地 の区 域 议 下 一農用 地区 域 という。) 及びそ の区 域 内にあ る土 地 の農 業上 の用 途区分
- 一 農 業生産 の基盤 の整備及び 開発に関する事項
- 一の二 農用 地等の保全 に関する事項
- 農 5 業経営 の 土 に関 地 マする事 の規模 に関する 項 の拡大及び農用 の取 得 0) 地等又は 農用 の他 地等とすることが適当な土 農 業上 の利 用 の調 整 (農 地 の農 1 が 自 業上 主的 の効 な 努 力 的 に カコ より つ総合的 相 互 に協 な 利 カ し 用 の促 て 行う 進 0) 調 た 整 め
- 四 農業の近代 化のための施設の整備に関する事項

に

兀 農 業を担うべ き者 の育 成及び 確保 0 ため の施 設 0 整 備 に 関する事 項

五. 業上 農 業従事 の効 者 の安 的 カゝ 0 定的な就 総 合 的 な利用 業の促 の促 進に関 進と す 相 える事 まつて 項 で、 推 農 進するも 業経 営 の規 0 模 の拡 大 及 び 農 用 地 等又 は 農 用 地 等と す ることが 適当 な 土 地 0

六 農 業構造 0) 改 を図ることを目的とする主として農 業従 事者 の良 な 生 活環 境 を 確保 す るため の施 設 0 整 備 に 関 す

# 3 (略)

4 は、 合 に おい 村は、 て、 知 当 第 事 該 農 項 の同 業振 の規 意 興 定に を得な 地 より 域 ければならない。 整 農 備計 業振 画 のうち 興 地 域 整 第 項 画 第 を定め 号に掲げ ようと る事 す 項 るときは に係るも 都道 0 以 府県 下 知 事 農 に協 用 地利 議 しな 用 計 けれ 画 ば لح なら V . う。 な 7

# (農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 よる基 興 画 調 都道  $\mathcal{O}$ 地 査 決 域 の結 定 整 府県又は 備計 に 果に より 画 変更 市町 を変更しな より又は を必要とするに 村 は、 経 済 農 ければならない。 事情 業振 の変 興 地 気動そ 0 域 たときも、 整 備基 の他 市町村 情勢 本方 同 針 0) 0 様とする。 推移 定めた農 業振興 の変更若 により L くは農 必 要が 地 域整 生じ 業振 たときは 興 備計画が 地 域 の区 第九条第一項 政令で 域 の変更 定めるところ に の規 より、 定による農 前 により 条第 項 遅 の規 滞なく、 地 域

- 2 地区 前 項 域から除 の規 定 外 に す ょ るために行う農用 る農 業振興 地 域整備計画 地区 域の変更は、 の変更 のうち、 次に掲げる要件 農用 地等以 このすべ 外 の用: て 途 を満 に供 たす場合 すること に限 を目的として農 ŋ, することができ 用 地区 域 内 0 土 地 用
- 当 ることが 該 農 業振 必 要 興 かっ 地 域 適当であつて、 に おけ 、る農用 地区 農 域以外 用 地区 域以外 の区 域内の土 の区 域内の土 地利用 地をもつて代え の状況からみて、 ることが困難であ 当該変更 に係る土 ると認 地を農用 めら れ 地 ること。 等以外 甪 途 に供
- を及ぼ 当該変更 がおそれがないと認められ に より、 農 用 地区 域内におけ ること。 うる農用 地の集 団 化 農作 業の効 化その他土 地の農 業上 の効 的 かつ総合的 な 利 用 に 支障
- れ 当 が ないと認 該変更に より、 められ 農 ること。 用 地区 域内におけ る効 的 カゝ 0 安 定的 な農 業経 営 を営 む 者 に 対 パする農 用 地 の利 用 の集 積 に 支障 を及 ぼ す おそ
- 五. 兀 当 当 該変更 該 変更 に に 係 る土 農用 地が 地区 第十条第 域 内 三項 の第三条第三号 第二号に掲げ の施 る土 設 地に該当 の有 する機能 する場合にあ に支障 を及ぼ つて は す おそれが 当 該 土 ない 地が と 認 農 めら 業 に れ 関 する公共 ること。 資 に
- 知 事 は 必 要が あ ると認 めるときは 市町 村 に対し 当 該 市町 村 0) 定 め た農 業振 興 地 域 整 備計 画 のう 5 農 用 地利 用 計 画 に

3

れ

用

 $\mathcal{O}$ 

を図

点から

葵令

で

定

め

る基準

に適

合してい

ること。

7 第 項 の規 定 による変更をするための必要 な措 置をと るべ きこと を指示 することができ る。

4 につい 画 につ 八 とあ 八条第四項品 て、 て、 るのは、 第九条第 第十二条の規 及 CK 「当該変更 第十 項 及び 定は同 · 一 条 第十 (第十二項 後の農 項 一条第十二項 の規 定による変更 業振興 を除く。 地 域整備計画書」 の規 の規 定は について準用 定は 都道 市町 府県がた と読み替えるも '村が行う する。 : 行う ۲ 第一項 第 の場 項 のとする。 の規 合におい の規 定による変更 定による変更 て、 同 条第二項 (政令で (政令で 中 定め 定め 当 該農 微 微 な な変更 変更 興 地域整備計

○ 集落 地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)(抄)

《落農 業振興 地域整備計画 )

ため、 画 をいう。 そ 備計 市町 0) 村 画 地 には、 を 域 第 の特 三項 定 農 め におい 業振 興 ることができる。 性にふさわしい農用 て 地 同じ。 域 整 備計 を達 画 地及び農 (農 成するととも 業用 興 地 施 域 設 に、  $\mathcal{O}$ 等の整備 整 集落 備に関 地 域 を する法律第 につ 一体的 V て、 に推進する必要が 八条第 居 住環 境 項 لح の規 調 あ 和 定により 作のとれ ると認 定めら た良 める場合 な れ 営農 には た農 集落 を 興 地 域 する 整 備

- 2 集 / 落農 興 地 域 整備計画 においては、 次に掲げ る事 項 を定めるも のと す
- 一 集落農 業振興 地域整備計画 の区 域
- 一 前 号の区 域内における土 地の農 業上の効 的な利用 に関する事項
- 三 第 号の区 域 内 に における農 業振興 地域 0 整 備 に 関 す る法 律 第八条第一 項 第二号、 第 四 |号及び 第六号に掲げ 項
- 3 において総 第三項 に規 /落農 業振 合的 定す 興 に農 る計画と 地 域 業の振興 整 備計画 の調 は、 和が保 を図るため必要な事項 基本方針及び農 たれ たも のであ 業振 り、 を 興 一 体 か 地 的 つ、 域 に定めるも 整備計 前 項 第 画 に適合 一号の区 のでな するととも 域の自 ければならな 1然的経· に、 農 済 業振 的 社会的 興 地 諸 域 条件 の整 を考 備に 慮し 関 す て、 Ś 法 当 該 区 四 域 条
- 方 及 あ び る 業振興 のは る基 第四項 とあ 第八条第四項」 る 地 のは 規 査 域 定は、 の結 0) 整 集 果 備 落 集落農 に関 に 地 より」 と、 する法律 域 業振 整 لح 備 第十二条 興 あ 法 地域 第八 第四 る のは 整 条 条第四項 一備計画 とあ 「変更 第 一項 るのは につ 前 により」 の基本方針若しくは農 段、 **,** \ て準用 第十条第二項 第十二条 と、 する。 同 条第四項 第 一 項 の場合 業振 興 第十二条 中 後段 に 地域整備計 第八 おい ( 第 < 条第四項 て、 一項  $\succeq$ 同 と読 画 後段 条第一項 及び と、 み替え を除く。 第十一条 「変更 前段 るも 並 に 中 のとする。 び より、 (第十二項 農 に 第十三 業振興 前 第 条第 地 一 項 域 整 丘備基本 項 前 定 段

4

 $\bigcirc$ 景 観 観 農 法 (平成 興 地 + 域 六 整 年 -法律 第 百 + 沙抄

第五 に規 業振 興 定 成 興 す す 条 地 地域整 る農用 るととも 域 市町 0) 整 備計画 村 地 備に関する法律第六条第 をい は に、 、 う。 第 景観と調 を定め 八 条第 以下同じ。) 及び農 ることができる。 和 項 のとれ 第五 号二 た良 一 項 に掲げ の規 業用施 な営農 定により る基 設そ 条件 本的 の他 を確保 指 な 定され 事 の施 項が するため、 設 た 定 0 地 めら 整 域 備 でをいう。 れ そ を た景 0) 体 地 観 的 域 計 内 に の特 画 にあ 推 進する必要が 性 係 るも にふさわ 0) 観 につ 計 しい 画 V) あ 区 農用 て、 ると認 域 のう 農 地 8 業振 5 同 る場 農 法 興 合 第 地 三条 域 興 整 地 第 域 画 묽

- 2 景観 農 興 地 域 整 備計画に おいては 次に掲 げ る事 項 を 定 め るも す
- 一 景観農 業振興 地域整備計画の区 域
- 前 号 の区 域 内 に における景質 観 と調 和 のと れ た土 地 の農 業上  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 す 項
- 三 第 号の区 域 内 に おけ る農 業振 興 地域  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る法 律 第八条第 項 第二 号、 第二号 Ď 及 び 第 兀 一号に掲 げ
- 3 第 三項 観 、て総合: 農 に規 定 的 興 す に農 る計 地 域 画と 業 整 備計 の振 の調 興 画 は、 和が保 を図るため必要な事 景観計 たれ 画 たも |及び農 のであり、 項 業振興 を一体 かつ、 地 的 域 に 整 前項 定め 備計 るも 画 第 に適合 のでな 号の区 するととも ければならない。 域 の自 然的経済的 に、 農 業振 社会的 興 地 諸 域 条件 0 整 を考 備 慮して 関 す á 法 当 律 該 第 区 四 域 条

4

とあ 項 び 更 項 振 用 条 地利 の景観 興 農 中 に に 第 第十 業振 地 る 条 農 用 項 域  $\mathcal{O}$ 第 業振 -三 条 計 は 計 興 整 の規 画 画 + 地 景 若 興 定に 第 域 \_ 項 لح 画 観 地 の整 生じ 項 くは あ を除 法 より 域 に従って利 前段 第五 る 整 備 たときは、 定めら 農 備計 のは 士五 及び 業振興 関する法 )」とあ 画 当 用 のうち 第四項 条 れ 4第二項 該景観 する 地 た景観農 喚 域整 律第八条第四項前 る 農用 の規 のは で 農 備計 第 定 定は、 地利 業振 業振 め 同 画 号 第 るところ 用 の区 興 法第十三条 興 八条第 景観農 と、 計 地 地 画 域 域 域 「変更 段、 整 に 整 四項 に と 係る農 業振 備計 備計画 より 第 前 第十条第 に 興 同 画 段 より、 項前段 用 地域整: 条第十 及び とあ をいう。 <u>ځ</u> 地区 第 前 \_\_\_項、 る 中 備計 域 + 同 のは 条第 項 包 以 項 農 画 中 下 第十一 条 とあ につい 業振 興 同じ。 とあ 農用 項 生じ ( 第 の規 る 条 九項 、て準用 たときは るのは「第 ) に係る同 のは 地 地 (第九項 定によ 域 等として 後段 整 「景観農 する。 備基 及び る基 と 後段及び の利 本方針」 一項」 条第一 この場合 第十二項 業振 同 調 用 と 査 項 興 条第 に供 とあ 第十一 の結果 地 第 同 を除 におい 四項 す 域 る 条第十項 る 号 整 項 に 中 のは 備計 の区 とあ を除 て、 より  $\subseteq$ 画 第 域 لح 景観 <\_ るの 同 八 中 内 とあ \景 読 法第十 条 《第四項 農 み 法 は と、 観 替 るのは 用 第十二 法 第 景 え 当 · 一 条 八 及 観 条 農 該 第 域 第 0) 業

と

#### 済 産 業省 関 係

 $\bigcirc$ 小規模 企業者 等 設備導入資 金動 成法 (昭和三十一年法律第百十五号)(抄

業計画

従つて小規模 都道 一府県は、 企業者 等設備導入 資金貸付事 小規模 企 業者 等設備導入 業に関する事 資金貸付事 業計画 を作 業を行うに当たつては、 成しなければならない。 毎 年度、 経 済 産 業大臣があ 5 かじ め 定める基準 に

- つてはならない
- 3 2 都道 府県は、 |済産業大臣は、 前項 第一項 の事業計画によらなければ、 の基準 を定めたときは、 小規模 企業者 等設備導入 資金貸付事 業を行 遅滞なく、 これ を告示 するものとする。

0 中小 企 業団 体 の組 織 に 関する法律 (昭和三十二年 法律第百八十五号)(抄

事 業)

第五 条の七 協 業組 合は、 次の事 業の全 部又は 部を行なうことができる。

了 三 酪

2 らず、 協業組合は、 主務大臣 一の認可 需 給 構造そ を受 の他 けて、 の経済的事情が著しく変 同 項 の事 業以外 の事 業を行なうことができ 化したため事 業の転 る。 を行なう必要が 生じ た場合 には、 前 項 の規 定にか カゝ わ

設立の認可

第五 条の十七 た書面を、 発起人は、 主務省令で定めるところにより、 立総 会の終了 後遅 滞なく、 主務大臣 定款 に提出して 並び に協 業計画、 設 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> の認可を受けなければならない。 事 業計画、 員 0) 名及び住 所そ の他必要な事 項

略

2

準 用)

第五 条の二十三 略

2

3 約 協 業組合 第三十四条の二(定款 の管 理 につ ١, ては、 の 備置き及び 協 同 組 合 法 第 等 )、 条の二 第三十五条第一項から第四項まで、 (組合員名 第三十三条第四項から 第六項及び第七項、 第八項まで (定款)、 第三十五 条の二から 第三十四条

第

減少 )、 四 六条の三ま + 第六十条 (第三項 第五 十七 第四 で、 条の五 十一条 余 第三十六条の五か 金の配当)並 第五 (決算 余 十三条の二から 関係書 び 用 . Б の制限 に第六十一条 類 第三十六条の八まで、 等 )、第五十七条の六(会計 第五 成等)、 十四条まで (組合の持分取得 第四十三条から 第三十七 員、 の禁止)並 総 の原則)、 第五 条第一項、 会等)、 十条まで、 第五 十八条第 びに会社法第三百 第五 第三十八条から 十六条から 第五 + 一 項 条 第五 から 四十二条(第六項 ( 第 十七 第 一項 九条まで 条まで 三項 第四 ま 号を除 で 田 (準 員 を除く。)( 資一 備 理 事 び 越

とあ 者 有 項 あ 以 中 合 定 から する組 る 下この項 の議 8 を替え るのは のあ 定款 のは 第三十四 第六項まで」とあ 決 るも 合員 権の るときのほ 議 「主務 に 更」 が のとする。 過 決 おいて同じ。 条 出 権の総数」と、「以上」 第 とあ 大臣」 数で Ļ カュ 号 中 るのは 任 決し、 と、 そ るのは 設立当時」と、 ) の規 定を、 総総  $\subseteq$ の議 可 協 とあ 会又は総 「定款の変更、事 同 中小 決権 同数 組合 るのは 0 代 企業団 協 のときは、 とあ 過 法 協 業組 第四 会 とあ 「定款に別段 同 数で 組合 るのは 体 合 + 業の全 の理事 の組織に関 決する 法第三十五 るのは 議長 条第三項、 「 以 上 たつい 部 の決するところによる の定めのあるとき と 総総  $\mathcal{O}$ に当 する法律第五 会と、 条の二、 ては、 第四十五 会社法第三 たる議 し及び 第五 第四 協同組合 組合員 決権を有す 条第 条の十七 条の八第一項 百 のほ + 項、、 四十二条第五項 八条 か、 の加入の承 法第三十五 とあ 第二項」 る組合員 第四 理事」と、 第五 るのは の規 + 条第四項 と、 中 条第一 定 議 ٢, 条第二項 と、 設 を準 協同 法務省令」 決 協 項 同 用 立当時」 権 中 及び 同 の総数 組 条第 交び する。 合 組 理 法第五 合 第四十 事 三項 とあ とあ の 過 法第五 の場合に 中 (企業組合 るのは る 十二条第 八 + のは 第二十七 条中 条の五 に当 において、 条第 の理事 一主務省 たる議 総 中 条 組 項 中 合 に別 0 を除く。 一 令 」 \_ 員 \_ 協 決 出 段 同 権を 第 組 묽 0 冗

る 協 八 第六項」 とあ 士五 条第 業組 る 以上」 るのは 条の 条第 合 と、 中小 項 とあ 並 項及び 協 び 企 中小 及 び 一十六条 同 業団体 る 第 に第六十九 のは 組 項 合 企 第六十六条第 の組 法第 一業団 算 議 の五 ٤, 並 決権 から 体 織 び 条 六十六条第 協 の組 に合併 に関する法 同 この総数 第三十 組 織 合 項 及び につい に関 法 中 の五分の一以上に当 八 項 第 す 律 「 行 条 六 ては、 中 第五 算 る法律第五 0 +政庁」 並 四ま 九 条の十 第二十七 び 条 中 に合 で 協 とあ 同 ·拼 ) 組 (第三十 「第三十六条 条 九 る 条の二第四項から の二十三第三項 第 合 たる議 のは の規 法第 項」 六条 「主務大臣」と、 定 六 決権を有 を準 + = の七 の五 同 用 条第 から 第 条第五 の規 四項 す する組合員」と読み替えるものとする。 第 一 項 -る。 第三十八条の四まで 定に 及 び 六項まで」 この場 及び 項 協同組合 より 中「第三十五 第三十七 第 合 読 とあ 項 に み替えて準用 . おいて、 法第六十四 条 第六 る 第 条第 のは (第三十六条の七 項 十三 協同 「中小 四項 一条から [条第 する第三十五 組 四項 合 文 企 業団 第六 法 と、 中 第六十二条第 第 第五 の組 条第四項 項 条まで、 総 本文及び 組 十三条 合 本文及 関 はする لح

分 と び

法

あ

4

5

6 とあるのは「主務大臣」と、 第 豆五 協 業組 する組、 条の 合 の監 四第 合員」と読み替えるものとする。 項、 については、 第 六項及び 同 協 法第百五 同 第七項 組 合 条第 並 法 び 第 一 項 に 百 第百 兀 中 条 - 「総数 六 条 第 豆 0) 則 十分 条 第百五 の一以上」とあるのは の規定を準 条の二第 甪 す 一項 る。 この場 及び 議 第三項、 合 決権 に 一の総数 おいて、これ 第百五 の十分 条の の一以上に当たる議 6 三 の規 第 定中「行 項及び 第 項 決

組 合員以外 · の者 業の利用 の特例) を有

井 者 なものとして、 ただし書に規定する限度 条の二 に より組合員の利用が減少し、 ⅳ該事 において、 業の利用分量 商工組合は、 組 期 合員以外 間 を定めて主務大臣 一の総額 を超えて組合員以外 その所有する施 の者に当該事 の当該事 当該事 の認可 業年度 業の運営 業を利用させることができ 設を用 の者 を受 に いて おける組 に当該事 けたとき に著しい 支障が 生ずる場合 行 つている前 こは、 合員 業を利用させることが当該事 同 の当 項 該事 る。 ただし書 条第二項 業の利用分量の総額に対する の事 において、 の規定にかかわらず、 業について、 業の運営 主務省令で 組 合員 の適 一 事 定めるところに 正化を図るために必 合が 業年度 に 百分 そ の他 の二百を超え おける組 のやむ 要 合 同 条第 員 カコ ・つ適切 以 外 四項 範  $\mathcal{O}$ 

ることが当該事 主務大臣は、 前 業 の運営 項 の認 可に係る事 の適 正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつ 業について、 前 条第四項ただし書に規 定す たと認 る限 度 めるときは、 を超えて組 合員以外 当該認可 の者 を取り消 に当 該 すことができる。 業を利 用 ださせ

立の認

2

第 兀 十二条 省令で 定めるところにより、 発起人は、 立総 会の終了 主務大臣 後遅滞なく、 に提出して、 定款 並び 設 立 一の認可 に事 業計画 を受 けな ければ, 員 0) なら 名 及び住所そ な の他 必 要な事 項 を記 載 L た書 面 を、

2 5 略

甪

2

五. 第三十六条の三まで、 組 合 条まで <del>-</del> 条 の管理 (剰 余 金 田 用 については、 の制 の配当 資 限 )及び第五 第三十六条の五 0) 並びに第六十一条 金額 協 同 の減少)、 組 十七 合 法第 から 条の六(会計 第五 + 第四十条まで、 条の二 (組合の持分取得 十八条第一項 組 の原則)の規定を、 合員 から 第四十一条から 名 の禁止)の規 第三項まで 第三十三条第四項から 出 第五 定を準用する。この場合において、 資組合 の管理 については、 (準 備 十五 条まで 震象び 繰 越 第八項ま (員、 金)、 第五 で 総 協同組合 会 + 九条 総代 協同 第 法第五 会等)、 第三十四条の一 項 組合法第三十五条 及び 十六条から 第五 十七 第

以 合 同 れ 中  $\mathcal{O}$ 合 総組 にあっては 組 にあっては、 過 る 合 い権を有 条中 第二十七 決 商 合員 合 第四 法 権を有する会員 工組 の議 第四 総総 る + の百分 する会員 組 条の二 合 決権を有する会員 十二条第 八 そ 合員 連合 そ で を定款で 条 定めた場合 0) 0 の三(これ  $\subseteq$ 第五 0) 第四項から 第六項まで」とあ 会にあっては、 合)以上」とあ 合)以上 一 項 と読み替え 数以上」とあ 定め 十一条第一 と 中 出出 を下 にあつては、そ た場 協  $\subseteq$ 同 合 (商工組合連合 と、 るも 組合 |項及び 者 議 る にあっては、 るのは るのは「総組 0) 決 協 のとする。 法第四十二条第一項 合 権 過 同 第五 を定款で の総 組 数」 「総組 0) 合 十七 一会にあ 数 法第四· とあ そ 合)以上」とあ るのは  $\mathcal{O}$ 合員 合員 定 0) 条 十分 るのは とめた場 つては、 の 五 士五 合 ) 中小 の十分 の一以 0 中 条第 以 上 数 合 出 以上 企業団 第 行 Ě の 議 にあって るのは 一 項 政庁」 兀 に当 一つこれ 決権 商 十七 者 中「総組合員の十分の一(これ (商工組合連合会にあつては、 体 一たる議 工 0) の総数 とあ 条第一 は、 の組織 組合法 過 「総組合員の五分 連合 そ の五分 る 決権を有 項 のは 0) に関する法律第四 及び (商工組合連合 会にあ る 合)以 「主務大臣」 の一以上 第四 合 する会員 つては、 を定款で 定めた場合 の 一 上」とあ 十八条中「総組 に当 たる議 会にあっては、 これ  $\subseteq$ と 議 十二条第二項」 と、 議 決 る 決権 を下 を下 のは 協 権 協同 同 の総 決 合員 組 の総 、権を有 組合 にあ 数 総 る 合 る の五分 数 出 組  $\mathcal{O}$ 法 と、 合 つては、 合員 合 0) 法 百分 第四 する会員)」と、 を定款 第五 を定款で 数以上 協 た会員 の三以 の一これ 0 + 十 一 百分 同 組 で 条 合 定めた場 定 上に当た 条第三項 0) 0) 第一 法 め たる 決権 中

3 のは 工 で 規 る法 の規 項並び 定中債 組 合連合 合 用 る 律 大臣 定中債 法律 す  $\mathcal{O}$ 第六十 Ź。 に第六十 大臣」 会にあって 第四十二 この場合 及び 権者 に係る部分並び 九 令 条第 と に 九 算 並 一条第 条 係る部分 一項から におい 協 は び 同 項 議 組 に合併 て、 及び 決権 合 第三項まで」と、 並 に第六十三条の と び 法 協同組 の総 第六十六条 に については、 算並び 協 第六十三 数 同 の五 組合 合 に合併 法第六 分 第二項 法第六十九条中 条 四第四項、 同 協同 0) 0) 一以 条第二項、 十二条第 四第四項、 の規 組 中 合 上 定を、 に当 第二 法第六十二条第 第六十三条の五 項 たる議 一十七 協同組 第六十三 総組 出 第五 資組 条 合員 合 号 の 二 決 法 合 条 中 権 の五分 の五 を有 第六十五 第四項から第 の合併については、 「第百六条第二項」とあ 第六項 項 及 第 す うる会員 六項及び び 0) 及び 条第 一以上」 第 第六十三条の六第四項 項 六項まで」とあ 一項及び 第六十三条 と とあ 第六十三条から 読み替 協 るのは 同 第六十六条第 組 る え 合 のは 0) るのは 「総組・ 六 法第六十三条から 「中小 第四項 第六十七 を除 合員 す 中小 項 企 < (合併 中 業団 0 条まで 五. 企 の手続 分 業団 行 体 0) 第六十七 第六十八 0 以 織 とあ 上 の規 に 条第 6 関 定 に る す  $\mathcal{O}$ 

又 条 の運営 主務 が 大 臣 著しく不当であ は、 組 合  $\mathcal{O}$ ると認 若 L めるときは、 は が 法令若 そ の組合に対し しくは に 基づい 期 間 を定めて必要な措 て す る 主務 大臣 の処 置 を 分 又 るべきことを命ずることができ は 若 L は 規

る。

(商工 組 合 等に 対 す る の命 令 )

第六十九条 が できる。 主務大臣は 商 工 組 合が 第十二条に掲げ る要件 を欠くに つ たと認 めるときは、 そ の商 工 組 合 に 対し、 を命ず ること

- 2 連 合会が一となったときは、 主務大臣 は、 商 工 組 合連合 その商工組合連合会に対し、 会が 第十六条に掲げ る要件を欠くに を命ずることができる。 つ たと認 めるとき、 又はその会員 たる商 工 組 合若しくは 商 工 組 合
- 3 に適当でなくなったと認めるとき、又は組合が 年以上そ の事 主務大臣は、 業を停止していると認 組合が第六十七条の規定による命令に違反したとき、 めるときは、 正当な理由がないの そ の組合に対し、 に 組合の地区、 成立の日から一年以 を命ず ることができ 資格事 内に事 業 る。 の種 類そ 業を開 の他 せ 0 ず、 構 :成がそ 若しくは引き続き を行う 0

4 略

協 業組合 の組 織 変更

第九 は 員 めるも 事 の 一 十五条 業協同小組合又は のに限 による総会の議 協 る。 同 組 。) は、 合 法第九条の二第一項 企業組合が行なつてい 第五条の七 決を経て、 第 そ 一項第 の組織 第 一 一号の協 号の事 る事 を変更し、 業 業を行なつてい 業の対象事 事 協業組合になることができる。 業協同組合及び事 業協同 業とみなす。 業協同 組 小組合 合若しくは事 この場合において、 にあっては同号の事 業協 同 小組 合又は 当該 業であつて 事 企 業組 同組 合は、 主務大臣 合 若 総 しく 組合 0)

2 • 3 略

4

を主務大臣 理 事 は、 第一 出して、 項 の総 会の終了 組織変更の認可 後遅滞なく、 を受けなければならない。 定款並び に協 業計画、 事 業計画 員 0 名及び 住 所そ の他必要な 事 項 を記 載 た書面

5 \

に提

事 業協同組 合 の組 織 変更

第 九十六条 次の各 号に適合 する商工 組合は、 総 会 つの議 決を経 て、 そ の組 織 を変更し、 事 業協同 組合 になることができ る。

5 三 略

2 \( \)

5 提 出して、 理 事は、 組 織変更の認可を受 項 の総 会 「の終了 けなければならない。 後遅滞なく、 定款並び に事 画 員 0) 名 及び 住 |所そ の他必要な事 項 を記 載 面 を行

に

定

### 6 5 略

(商工 組合 への組 織 変更

第 九 条 次 への各 号に適合 「する事 業協同 組 合 は、 総 会 の議 決 、を経 て、 そ の組 織 を変更し、 出 資組 合 たる商 工組 合 にな ることができ る。

2 とあるのは「主務大臣」と、 前 第九十九条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、 主務大臣 項 の規 等 定による組織変更については、 同条第六項 中「協同組合法第二十七条の二第四項」とあるのは「第四十二条第二項」と、 前 条第二項から 同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替え 第八項まで の規 定を準用 する。 この場合 において、 同 条第五項 るものとする。 同 条第七項 「行 政庁」

第 百 条の二 この法律における主務大臣は、 次の各 号に定めるところによる。

- 協 業組合に 係 る事項 については、 協 業組 合 の行う事 業を所管する大臣とする。
- 商工組合又は商工組合連合 会に係る事項 については、 それぞれ商 工 組合又は商工 組 合連合 会の資格事 業を所管 する大臣と する。
- 2 通 知しなければならない。 前 項 第 号に規定する主務大臣は、 この法 1律の規 定による命令、 認 可又は承認 をしたときは、 遅滞なく、 その旨 を経済産 業大臣
- 3 産 業大臣 項 に協議しなければならない。 第二号に規 定する主務大臣 は、 ただし、 こ の 法 1律の規 定款 の軽 定による命令、 微な変更として経済産 認可若しくはそ 業省令で 定めるも の取消 し又は 0) 勧告 の認可 をし については、 ようとするときは、 この限りでな 経 済
- 4 こ の 法律に お け する事務 る主務省令 は 商 工組 合 又は 商工 組 合 連 合 会の資格事 業を所管 す る大臣 いが共同 で 発する命 令と する。

府県が処理

百 ることができる。 条の三 この法律に規定する主務大臣 0) に属 する事 務 0) 部は、 政令で 定めるところ により、 知 事が行うこととす

### 中小 企業等協同 組 合 法 (昭 和二十四年法律第百八十一号)(抄)

下 行 る の承認 条 合 前 を定款で定めた場合にあつては、 条第一 を得て総 項 会を の規 定による請求 集 することができる。 をし その た組合員は、 理事 合)以上の同意を得たときも同様であ の職務 同項 の請求 を行う者がない場合 をし た日から 十日以 におい 内に理事が て、 る。 組 合員が総組合員 総 会 集 の手続 の五分 をしないときは、 の一つこれ

## (総会の議決事項)

第五 十一条 (略)

2 事 項 の変更を除く。)は、 の変更 信用 協同 組 行 政庁の認可 合及び 第九条の九 を受けなければ、 第 一 項 第一 号の事 そ の効力を生じない。 業を行う協同組 合 連 合 会の 定款 の変更 にあって は、 内 閣 府令 で 定 んめる

## 3 • 4 (略)

余金運用の制限)

第五 この限りでない。 同 定める基準を超え 十七 組合連合会を除く。) であつて組合員 条の五 共済事 るも のは、 業を行う組合及び共済事 その業務上 の余 (協同組合連合会にあつては、 金を次の方法によるほか運用してはならない。 業を行う組合以外 · の 組 合 会員たる組 (信用協同 合 組 合及び の組合員) の総数が 第三十五条第六項の政令で 第九条の ただし、 行政庁 九第一 項 の認可 第一 号の事 を受けた場合は 業を行う協

## · 二 (略)

(合併の認可)

第六十六条 組合 の合併については、 行 政庁 の認可 を受けなければ、 そ の効力 を生じな

### 2 (略)

(法令等の違反に対する処分)

第 場 規 百 合において、 程若しくは 二六条 期間 行政庁は、 を定めて必要な措 組合若しくは中央 災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、 第百五 置を 条の三第二項 るべき旨を命ずることができる。 会の業務若しくは の規 定により報 会計が 告 法令若しくは を Ļ 又は 第百五 法令に基づいてする行 条第二項若しくは前 政庁 条第一項 の処分若しくは その組合又は の規 定により検査 定款、 規約、 中央 会に対 共済 た

2 を命ず ることができ 年以内に事 行 改庁は、 ・業を開 組合若しくは る。 せず、 中央会が前項 若しくは引き続き一年以上その事 の命 令 に違反したとき、又は組合若しくは 業を停止してい ると認 中央 めるときは、 会が 正当な理 そ 由が の組 合又は な 1 0) 中央 会に対し、 0 成. 立 0 日か

## 3·4 (略)

○ 中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)(抄)

# (中小企業支援計画)

第三条 業 国 という。 経 済産 府県 業大臣は、 の実施 (政令で に関する計画 指 毎 定する市を含む。 年、 中小 を定めるものと 企業政策審議 以下同じ。) 会の意見 する。 及び を聴 独 いて、 立行 政法人 中小 中小 企 上業の経: 企 業基盤 営 資源 整備 0) 確保 機 構が行うも を支援する次に掲げ  $\mathcal{O}$ 以 下 る事 中小 業であって、 企業支援事

- 企業者 の依頼 に応じて、 そ の経営方法に関し、 経 営 の診 断 又は 経 営 に 関する助 言 を行う事
- 中小 企業者 1の依 頼 に応じて、 技術 に関する助言 を行う事 業又はそ のために必要な 研 究 を行う事 業
- 三 企業の経営方 法又は技術 に関し、 中小 企業者又はそ の従 業員 に対して研修 を行う事
- 兀 定 中小 とする特 又 は 企業支援担当者 定支援事 中小 企業支援担当者に対して研修 業を含む。)において、 (国又は 都道 府県が行う 第一号又は 経営の診断又は を行う事 業 経営若しくは技術 第二号に掲げ る事 業 に関する助 (第七条第一項 言 を担当 に規 する者 定する指 をい う。 定法人が行う同 以 下 同 じ。 項 に規
- 五. 前 各 号に掲げ げ うるも 0) のほか、 中小 企業の経営 の診断 又は 経営若しくは 技 術 に 関する助 言 に 関連 す
- 2 術 経済産 L の状況その他 中小 企業の発 ない ようにするとともに、 業大臣は、 前項 の計画 の状況 を定めるに当 中小企業に関する団 に応じて、 たつては、 適切 体そ に中小 の他 国 企業支援事 業が行われ の民間事 都道 府県及び独 ・業者と 立行 の協力及び 政法人 中小 るように配慮しな 分担 企業基盤 の下 ければならない。 に、 整備機構が 中小 企業の経 行う事 営方 業が 相 法又は技 互 に重
- 3 同 経済産 業大臣 に通 知 するととも は、 第 一項 に、 の計 その要旨 画 を定めたときは、 を公表しなければならない。 すみやか にこれ を 都置 府県知事 第 項 0) 政令で指 定する市の市長 を含 む。 以 下
- 第四 業の実施 府県 に関する計画 知 事 は、 前 条第三項 を定め、 これ の規 定による通知 を経 済産 業大臣 を受けたときは、 に届 け 出 るも のと 同 する。 条第 項 の計画 に 基づ き、 当 該 都道 府県 が 行 う 中小 企 一業支
- 2 て、 担 の下 適切 府県 に、 に中小 当該 知事 は、 都道 企 業支援事 前項 府県 の区 の計画 を定めるに当 業が行われ 域内における中小 るように配慮しなければならない。 たつては、 企業者 この数、 地 域 中小 における中小 企業の経 営方 企業に関 法又は技術 す る団 体そ の状 沢沢そ の他 の他 の民 間事 中小 企 業 کے  $\mathcal{O}$ の協 発 力及 の状況 に応じ 分

## 基準の作成)

る。

第六条 の診 経済産 断 又は 一業大臣 経営 若 は、 L < 中小 は 技 術 企業支援事 に関する助 業 言 の効 の方 法そ 的 な の他 実 施 の事 に 資するため、 項 について、 中小 中小 企業政 企 業支援事 〈策審議 業の実 会の意見 施 を聴 に 関する基準 1 て、 経 済 を定めるも 産 業省令 で、 経

### 指 定法人の義務 等

第八条 に従い、 指 適 定法人は、 正かっ 確実 当該特 定支援事業を、 に実施しなければならない。 第四 条第 項 の規 定に より 都道 府県 知 事 が 届 け 出 た計 画 に 基づい て、 カゝ つ、 第六条の

- 2 略)
- 0 中小 企業による地域産 業資源 を活用し た事 業活動 の促 進に関する法律 (平成十九年法律第三十九号)(抄

基本方針)

- 第三条 主務大臣は、 地域産 業資源 **活用事** 業の促 進に関する基本方針 以 下 基本方針」 という。 を定めな ければ なら
- 2 基本方針には、 次に掲げ る事項について定めるも のとする。
- 地域産 一業資源 の内容 に関する事項

地域産

一業資源

活用事

業の促 進の意義及び 基本的な方

に関する事

項

- $\equiv$ 地域産 地域産 業資源 業資源 **涌事** 業の促 進により 業の内容に関する事項 地域経済

活用 事

0)

活性化を図るための方策に関する事

項

- 五 四 地域産 業資源 活用事 業を促進するに当たって配慮すべき事項
- 3 政策審議 主務大臣は、 会の意見を聴かなければならない。 基本方針 を定め、又はこれを変更しようとするときは、 あ 5 カン じ め 関 係行 政 機 関 の長 に協 議 するととも に、 中小 企
- 主務大臣は、 基本方針 を定め、 又はこれ を変更し たときは、 遅滞なく、 これ を公表 L な けれ ば な 5 な

(基本構想 の認 定) 4

第四条 構想」という。) を作成し、 府県知事は、 基本方針 に基づき、 主務大臣 の認定を申請 当該 都道 することができ 府県 における地 る。 域産 資源 涌 事 業の促 進 に 関 する基本的 な 以 下 基本

- 2 基本構想には、 業資源活用事業の促進に関する基本的な方針 次に掲げる事項について 定めるも のとする。
- 地域産 の内容

地域産

三 当該 地域産 業資源 を用 1 て 行う 地 域産 資源 事 業 を促 進すること により当 該 地 係る地 域 の経 済 0 活 性

化

- 3 大臣 は 第一項 の認 定の申 請 があっ た基本構想が 基本方針 に適合 するも のであると認 め るときは、 そ の認 定をするも のとする。
- 4 6 ない。 主務大臣 は 基 本構想 につき 第 項 の規 定による認 定をしようとするときは、 あらかじ め、 関 係行 政 、機関の長 に協 議 しな ければな
- 5 府県・ 知事 は 基 本構想が 第 項 の認 定を受けたときは、 遅滞なく、 これ を公表し な ければ, なら な

(基本 の変更 等

2 条 主務大臣 は、 前 知事は、 条 第 一 項 前 の認 条第 定に係る基本構想 — 項 の認 定を受けた基本構想 (前項 の規 定による変更 を変更し ようとす の認 定があっ るときは たときは、 主務 大臣 そ の認 の変更 定を受 後 けな のも ければ、 の。 以下 なら 認 な 定基

本構想」という。 )が基本方針に適合しなくなったと認めるときは、 その認 定を取り消すことができる。

3 前 条第三項から第五項までの規 定は、 第一項 の認 定について準用 する。

地 」域産 業資源 活用事 業計画 の認 定)

第六条 するも 若しくは連合会又はそ 八号まで に掲げる組合若しくは連合 て、 その地域産業資源 中小 企業者は、 のを含む。 以下「地域産 の合併若しくは出 単独で又は共同で行 活用 事 業資源 業計画が適当であ 会を設立し、 活用事 資により おうと 業計 又は合併し、 る旨 する地域産 画」という。)を作 設立され の認 定を受けることができる。 る会社 業資源 若しくは出 (合併後 活用 事 成し、 資して会社を設立しようとする場合にあっては、 業に関する計画 主務省令で 続する会社を含む。 定めるところにより、 中小 ) が行う 地 企業者が 第二条第 域産 これ を主務大臣 業資源 項 涌 第六号か そ 事 に提 業に の組 5 合 出 関 第

2 前 項 の規 定による認 定の申請 は、 都道 府県知事 を経由して行わなければならない。 ک の場合 に おい て、 都道 府県 知 事 は 当 該 地 域

産 業資源 活用 事 業計画 を検討 し、 意見 を付して、 主務大臣 に 付するものとする。

3

4

す るも 主務大臣 のであ は ると認 第 項 め るときは、 の認 定 の申 その認 請があっ 定をするも た場合 におい のとする。 て、 当 該 申 請 に 係る地域産 業資源 活用事 業計画が 次 の各 号のい ずれ にも適合

認 定基本構想に記載された地域産 業資源 を活用して行われ るも のであること。

前 第 号及び 第二号に掲げ る事項が 基本方針 (第三条第1 一項 第三号に規 定する事 項 に限 る。 に 照らして適 切 な ŧ のであ るこ

三 前 項 第 一号及び 第 三号 に掲 げ る事項が 地 域産 業 資源 涌 事 業を確実 に遂行 するため適切 なも のであ ること。

地 業資源 活用事 業計画の変更等)

第七 定めるところにより、 条 前 条第一項の認 定を受け 主務大臣 た中小 の認 定を受 企業者は、 けな けれ 当 該 ればなら 認 定に係る地 ない。 資源 涌 事 業計画 を変更し ようと するときは、 主務省令で

- 2
- 3 (主務大臣 前 条第一 |項及び 第 四項 の規 定は 第 項 の認 定につ い て 準 用 する。

第十 略

等

通

大臣とする。

- 2 並 びに第五条第 第四条第 一 項、 項及び 第三項 第二項 (第五 に 条第三項 おける主務大臣は、 におい て準用 する場合を含む。) 経 済産業大臣、 総務大臣、 及び 第四項 財務 大臣、 第五 条第三項 厚 生労働大臣、 に におい て準用 農林水産大臣及び国土交 する場合
- 3 大臣とする。 第六条第一項、 条第一項及び 第二項 第 項 第七 前 条並び 条第 <u>三</u>項 に次条における主務大臣は、 において準用 す る場 合 を含む。 経済産業大臣及び認 定地域産 。 ) 及び 第四項 (第七 条第一 業資源 三項 に 活用 事 おいて準 業に係る事 用 する場 業を所管 する 合 を含む。
- 4
- $\bigcirc$ 基本計画 企 業立 並地の促 進 等 による地 域 に おける産 業集 積 の形 成及び 活 性化 に 関 す る法 律 平 成 + 九 年 法 律 第 兀 + · 号) (抄)

第五 七 う。 낈 条の規 条 下「基本計画」という。 )及び当該 自然的 定により においては、 経 済 市町 組織 的 社 村 する地域産 業活性化協議 会的 の区 域をそ 次に掲げる事項 条件からみて 一体であ )を作成し、 -の 区 域に含む について 定めるも 主務省令で 会における協議を経て、 都道 る地域を区 定めるところ により 府県 (以下単に「都道府県」という。 域とする一又は二以上 産業集積 主務大臣 の形 に協議し、 0) 市町 成又は産 村 その同意 は、 特 業集積 別区 共 同 を含む。 0) を求 して、 活性 め 化 ることができ 以下単 基本方針 に関する基本的 に に基づ 市町 き、 村 な 計 ح 画 第

のとする。

産 業集積の形成又は産 業集積 の活性化に関 する目標 2

基本計画

- 域として 設定する区 . 域
- 三 積区 域 の区 域 内において特 に重り 点的 に 企 業 地 を 义 るべ き区 域 を 定 め る場合 にあ 0 て は、 そ の区
- 兀 第十条の規 定による工場 立地 法 昭 和三十四年法 律第二十四 号) の特例措 置 を実 7施し ようと する場合 にあって は、 そ の旨及び

例 措 置 の実 施 に より 期 さ れ る産 積 の形 成又は・ 産 業集 積  $\mathcal{O}$ 活 性 化 の効

五 集積 業種として指 定する業種

六 集積区 域 に お け る前 号の 業 種 以 下 「指 定集 積 業種 という。) に属 す る事 0) 企業立地及び 事 業高 度 化 0)

七 痛を含 工場又は む。)、高度な知 事 業場、 工場用: 識 以は技 地又は ががを有 業務 用 地 する人 研究 開 発 の育 0) 成そ ための施 の他 0) 設又は研修施 な 企 業立地及び事 業高度 設そ の他 の事 業の 化の ため ため の施 の事 設  $\mathcal{O}$ 業環境 整 備 0 整 備 施 設 0

を実施 する者及び当該事 業の内容

八 産業集積 の形 成等に密接な 関係を有 する者と 市町 村 及び 府県と の連 携 に 関す

九 市町村及び 都道 府県 におけ る企業立地及び事 業高度 化に 関する手続 の迅 速な処理 理 を図 るため の体 制 0 整 備 関 す 項

+ 環境 の保全その他産 一業集積 の形 成又は産 業集 積 0) 活 性化 に際し配慮 すべ き事項

十 一 場 用地又は研 合 法律第五 にあっては、 第三号に規 定する区 究開 十八号) 発のための施 当 該土 第三条に規 地 域における第七 を農用 設若しくは研修施 定する農用 地等以 外 号 の用途 地等 の施 設に限 をいう。 設 に供 (工場 するために行う土 地 る。 若しくは事 以下この号において同じ。 の整備が、 業場若しくはこれら 農用 の利用 地 等 の調 農 )として利用され 業振 整 の用 に 興 関する事 地域の整 に供 するた 項 てい 備に  $\otimes$ る土 関す 工 地 場 る に 法 用 おいて行 律 (昭 < 和 は 匹 れ + る 兀

十二 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

十三 計画期間

3~7 (略)

(主務大臣及び主務省令

7二十八条 (略)

2 済産 積 業大臣、 業種 条第 に属 項、 する事 農 林水産大臣 第五項及び 業を所な 及び 管する大臣 第 六項並 基本計 び 画 (基本計 に に 第六条第 定められ 画 において 一 項 た指 及び 定集積 第五 第一 条第一 項 に に属 項 おける主務大臣 第十一 する事業を所管する大臣)とする。 号に掲げ は、 る事 済産 項 について 定めら 業大臣 及び 基 本計 れ た場合にあっては 画 定められ

3 · 4 (略

(国土交通省 関係)

 $\bigcirc$ 港 湾 法 昭 和 士五 年 法 律 第二百 + -八号) (抄

第二条 0) 法 律で 港 湾 管 理 者 لح は 第 章 第 節  $\mathcal{O}$ 規 定に より 設 立さ れ た港 務 局 又 は 第三 十三 条 の規 定 に ょ る 地方 公 共 寸 体

2 で 政令で こ の い、 法 定め 律で 地方港湾」 るも 重 要 のをいい 港 湾 とは、 ح 特 は、 重 要 定重 港湾以外 要 海 港湾 上 の港湾 ーとは、 網 又 をいう。 は 重 玉 要港 |内海 湾 上 のうち 網 0) 海 点 上 と な る港 網 湾 0) そ 点として特 の他 0 玉 の利 に重 害 要な港 に重 大 湾 な で 関 政令で 係を有 定めるも す ん港湾

3 の法律で「港湾区 \_ 域 ط とは、 第 兀 条第四項 (第九条第7 項 及び 第三十三条第二 項 に おい て 準 用 す る場 合 を含 む の規 定 に

認 可 が あった水域をいう。

4 0) 法 一律で 臨 港 地区」 لح とは、 都 市計 画 法 昭 和 兀 十 三 年 法 律 第 百 号) 第 章 の規 定 に より 臨 港 地区 とし て 定 めら れ た 地区 又 は 第

三十八条の規 定に より 港湾管理 者 が 定めた地区 をいう。

5 に必っ 要 0) な第十二号から 法 律で 「港湾施 設 第十四号まで に掲げ とは、 港湾区 域及び臨港 設をいう。 地区 内 に おける第一号から 第 + 号まで に掲 げ る施 び に港 湾 利 用 又 は 管

水 域施 設 路、 地及び だまり

外 施 設 防 防 防 導流 水門、 こう 門、 護岸、 防

係

港交 施 通 設 施 岸 設 道 路、 係 標、 車 場、 係 橋 < V. ŋ よう、 橋 道、 橋、 道、 物 運河 場 及び 及び

補 助 施 設 路標識 並 び に の入出 港 0 ため の信 号施 設 照明 施 設及び 港 務 通 信 施 設

1

及び

荷さば、 き 施 設 定式荷 機 道 行 式荷 機 荷さばき 地及び 上

施 設 用 定施 設 手荷物 取 所、 合所 及び

所

七六

八

五四

臨

三

保管施 設 積 場、 場、 場、 険物 置場 及び 油 施 設

八  $\mathcal{O}$ 務 用 施 設  $\mathcal{O}$ ため の給 水施 設 給 油施 設及び 給 施 設 第 十三 一号に掲 げ る施 設 を除 修 理 施 設並

び

に

処

管 施 設

九 九 港 湾 廃 公 害防 物 処 止 理 施 施 設 設 汚 廃 水 物 の浄 立護 化  $\mathcal{O}$ 岸、 ため 廃  $\mathcal{O}$ 導水 物 受入 施 設 施 公 設 害防 廃 止 物用 施 地 設 そ 廃 他 物  $\mathcal{O}$ 湾 施 に おけ 設 る公 廃 油 処 害 理 の防 施 止 設そ 0) た 他  $\otimes$ 0) 施 物

理

理 0 ため の施 設 第十三号に掲げ る施 設を除

九 0) 三 港 環 境 整 一備施 設 海 地 広場、 所 そ の他 の港 湾 の環 境 0 整 備 0 ため

湾厚 設 組 員 及び 港 湾 に おける労働 者  $\mathcal{O}$ 所 診

療 所 そ の他 の福 利 厚 生施 設

施

設

港湾 施 地 前各 号 の施 設  $\mathcal{O}$ 地

十

. 一

港

湾

管

理

施

設

港

P湾管理·

事

務

所

港湾管

理

用

資

そ

の他

の港

湾

の管

理

0)

ため

の施

設

( 第

+

兀

]号に掲

げ

る施

設を除っ

び

車

移動 設 動 式荷 機 び 移 動 式 用 施 設

港湾 務 提 供 用 移 動 施 設  $\mathcal{O}$ 着 岸 を補 助 するため 0 0 ため の給 水 給 油 及び 給 の用 に供 する 及

並 び 物 の処 理 の用 に供 する 及 び 車

7

6

十四四 港湾管理 用 移 動 施 設 通 そ の他 の港 湾 の管 理  $\mathcal{O}$ ための移 動 施 設

によつて認 前 項 第 号から 定し たも 第 のは、 + 一号まで 港湾施 に掲げ 設とみなす。 る施 設で、 港湾区 域及び 臨 港 地区 内 にない Ł 0) につ V て f, 国土交通 大 臣 が 港 湾 管 理 者 の申 請

8 域 る汚でいその他 (以下単 0) 0) 法 法 律で 律で「港湾工事」とは、 に「河川区 開 公 害の原因とな 発保全 域 という。 路」とは、 る物質のたい積 港湾施 ) 以外の水域におけ 港湾区 設を建 域及び河 の排除、 Ш 改良 汚 る 法 水 (昭和三十 の浄 の交通 持 化 を確保するため開発及び保全に関する工事 九年法律第百六十七 又は復 流物 の除 旧 す る工事及びこれ そ の他 号) の港 第三条第 湾 の保 5 の工事 全 一 項 のために行なうも に規 以 外 の エ を必要と 定する河 事 で港 Ш す 0) の河 湾 る をいう。 に 路 Ш お 区 を け

1 0) その構造 法 律で 避避 の保全及び 難 港」 とは、 0 行 に際 の安全の L 小型 ため必要な施 が 避 難 設を含むも 0 ためて VV のとし、 す 、ることを主たる目的 そ の 区 域は、 政令で 定める。 とし、 通常 物 の積

又

は

 $\mathcal{O}$ 

設 <u>\</u> 一等)

用に供せら

れ

ない

港湾で、

政令で

定めるものをいう。

9

第四 は、 条 担し 単独で又は 現に当該 た地方公共団 共 港 同 湾 して、 に において 体又は予 定款を定め、 港 湾 定港湾区 の施 設 港 を管 域を地先 務局 理 を設立することができ する地方公共団: 水面と す 、る地域・ 体、 を区 従 る。 域と 該 する地方公共団 港湾 に おい て 港 体 湾 の施 议 下 設  $\mathcal{O}$ 関 設置若 係 地方公共 しく は 寸 体」という。) 持 管 理 の費用

2 前 項 の規 関 係 定は、 地方 公 1 共団体 国及び のいず 地方公共団体以外 れ か に港 務 の者が、 局  $\mathcal{O}$ 設 立 を求 水 域施 め た場合 設及び外 を除きこ 施 設 れ の全 を適用 部又は大 L な V) 部分 を 持 . 管 理 L て 1 る港 湾 に おいて は そ

3 港 局 0 設 <u>V</u> を 発起 す る関係 地方公共団 体 は、 そ の議 会の議 決を経 単 独 で 又は共同 して 港務局 を設立しようとする旨、

予

定

は、 港 湾 区 れと協 び 他 議 L 0) な 関 ければ、 係 地方 な 公 5 共 な 寸 V ) 体 が 但 意見 į を申 関 L 係 出 地方公共 るべ き 寸 期 体 間 が を公 き 意見 告 を申 L 且 出 つ、 るべき期間 他 0) 関 係 いは、 地方 公共団 月 体 を下 より ることが 意 見 の申 で き 出 が あ 0 き

- 4 より、 協 議 前 が 項 の期 国土交通省 議 間 会 一の議 内 に他 令 決 で を経 0 定める手続 関 て 係 調ったときは、 (地方公共) に より 寸 体 より 港 国土交通大臣 務局 同 項 の規 を設立し 定 又は に ようと よる意見 都道 府県知事 する関係 の申 出がな の認可 地方公共団体は カュ 0 を受 たとき又は けな ければならない。 港 同 務 局 項 の規 の港湾区 定に 域 よる関 係 て、 左 公 の区 共 4 分 体 に 0
- 重要 港湾 については 国土交通大臣
- 地方港湾で あ 0 て 府県 が 港務局 0 設 立 に加 わ 0 7 *\* \ るも 0) につ *\* \ ては 国土交通 大 臣
- 三 前 二号以 外 の港 湾 につ *\* \ ては予 定港 湾区 域を地先水 面と する地域を区 域と する都道府県 を管轄 す る 都道 知
- 5 海 域 岸管理者 国土交通大臣 て、 に協 前 又 議 項 の認可 L は な 都道 ければ, をし 府県 ならない ようと 知 事 争は、 するときは、 河 Ш 区 域又は海岸 港湾区 域 法 べにつ (昭和三十一年 いて当該 河川 法律第百 を管 理 する河 一 号) 川管理者又は当該海岸 第三条の規 定により 指 保全区 定され 域を管 る海 岸 理 保 全 す Ź X
- *١* ، 区 第 定 百七 域であつて、 国土交通大臣 但 るために同 し、 十四号) 同 法 当 又は 法 に に 該予 に 基づく港 基づく港 都道 基づく港 定港 府県知 の区 の区 湾 区 の区 事は、 域 の 域に隣接 域  $\hat{O}$ 域 みをこえ 定のあ 定のあ 予 いする水 定港 ることがやむ る港湾 るも 湾区 域を地先 0 いについ につい 域が、 て、 て 水 当 をえないときは、 はそ 面 該 経済的 لح 水 の区 する地方公 域 を経 に 域をこえな 済 体 的 共団 当 の港湾 に 該 港 体 体 1 として管理運営 Ł の区 の利益 の港 のでな 域 湾として管 を害せず、 をこえて認可 ければ、 理 するために必要な最小限 且つ、 運 第 営 することができ 四項 す 港則 るた の認 可 法 め をすることが に必 昭 要な 和二十三年 最 度 小 の区 で 限 きな 度 法 域 か 律  $\mathcal{O}$

6

- 7 停 と読み替 項 め の協 ることが え 議 が でき 調 わな のとする。 る。 いときは この場 合 において 第四項 関 係地方公共団 体 第二号中 は 第四項 「港務局 の区 分 0) 設立に加 に こより、 わつてい 国土交通大臣 るもの」 一又は とあ 都道 るのは 府県 知 事 争 に申 の当 事者で 出 て、 あ そ
- 8 前 項 の申 出 には、 協 議 のて、 及 び 関 係 地方公共 寸 体 の意見 を附 さ な けれ ば なら な
- 9 画 及 び当該 Ź。 項 0) 港 申 湾 出 の利 が あ 0 用 たときは、 0 程度そ の他当該 国土交通-港 大臣又は 湾 5 関 都道 係 地方 府県 公共 知 事 団 は 体 0) 従 関 係 を考 0 慮 革 関 且. 係 つ、 地方公共 重 要 港 寸 湾 体 につ の財 11 政 の事 て は 総 務 大 臣 に協  $\mathcal{O}$ 発 議 して の計
- 10 知 事 が 第 四項 の処 分 をし たとき又は 前 項 0 調 停 たときは、 遅 滞 なくそ の旨 を国土 一交通 大臣 に報 告 な けれ ば な 6 な

す

## (港湾区域の公告)

第 九 港 務 局 は 成 立後遅滞 なくそ の旨及び港 湾区 域を公告し な ければなら な 港 湾区 域 以に変更 が あ 0 たとき、 Ł 同 様 で あ る。

2 兀 条第四項 から 第六項、 ま で の規 定は、 港 務 局が 港湾区 域 を変更し ようと する場合 に準 用 する。

(港湾管理者として の地方公共団体 の決定等)

和二 湾 十二年法 に におい 関係地方公共団 て、 律第六十七 当該港務局が 定款 号) 体 h は、 第二百 港務局 の定めるところ 八十四 を設立しない 条第二項若しくは により 港 湾 につ 第三項 ١ ر L て、 ようとする場合も同様であ 0) 単 地方公共団 独 で港湾管理者となり、 体 を設立することができ る。 又 は 港 湾 管理 る。 者 港務局 とし て 地方自 の設立され 治 法 (昭

2 港 寸 者となり、 体」と読み替えるも 湾 第四 合 区 に準用 域を変更 条第二項 又は港湾管理者として する。 から第十項までの規 する場合に、 ۲ の場合 のとする。 におい 第九条第一項 0) て、 定は、 地方自 治法第二百八十四条第二項若しくは 第 四 前項 の規 条第三項 定は、 の場合 港湾 に、 中 港務局 管理者としての 同 条第四項から の設立 を発起 第六項まで 地方公共団体が港湾区 第三項 する関 の規 0) 係 地方公共団 地方公共 定は、 域又はそ 港湾管理者とし 寸 体 体 0) とあ 設立を発起 の変更につ る のは て す 0) 単 地方 る関係 · て 認 独 で 公 港 可 共 地方公共 湾管 寸 体 け が

費用の負担)

第四 うち . ) 管 理 十二条 国土交通省令で 者がそれぞれそ 港湾 管 理 者 定め が、 0) 十分 る小規模なものを除く。 重 の 五 要 港 湾 を負担する。 におい て、 の建 公 設又は の利 用 改良 に供 の重要な工事 す る目的で、 をする場合 水 域施 設 には、 外 施 そ 設又は の エ 事 係 に要 施 す 設 る費 用 れ は 5 国と 施 設の 港

2 湾 管 港 湾管理 理 一者がそれぞれ 者 が、 避 難港 そ の十分の五 において、 を負担 水 域施 設又は外 する。 施 設 の建 設又は 改良 の工事 をする場合 には、 そ の工事 に要 す る費用 は 国と 港

3 組 前一 入れられて 項 いない 定は、 ときは、 これ によつて これ を適用しない。 国が負担 することとな る金額 につ V てあ 6 かじ め 国土 交通大臣 に申 出 7 玉 会 0) 議 決を経 た予 算 に

4 لح 地方財 るのは 政 港 法第十七 務局 条及び と読 み替え 第十九条第 るも のと — 項 する。 の規 定は、 港務局 につ V て 第 項 の場 合 に準 用 す る。 ے の場 合 に おい て、 地方公 共 団 体

費用の補助)

第

兀 号に掲げ る港湾 国は、 特 施 に必 設に係る場合を除く。 要 が あ ると認 めるときは ) 港湾管理 前 者 条 に規 のする港湾工事 定す くるも 0) の費用 のほ か、 に対し、 予算 の範囲 次に掲げ 内で、 る基準で 公 補助 の利 することができる。 用 に供 す Ź で

- 湾 重 Ĭ 要 事 港 につ 湾 に 11 お て け る水 は 十分 域施  $\mathcal{O}$ 四以 設 外 施 設又 は 係 施 設 のう ち、 前 条 第 項 0 国土 交 通 省令 で 定 め る小 規 模 な Ł 0) 0 建 設又 は 改良 0
- \_ 重要 港 湾 に お け る臨港 交 通 施 設 内 の建 設又 は 改良 の港 湾 工 事 につ 1 て は 十分  $\mathcal{O}$ 五. 以 内
- 三 地方 港 湾 に お け る水 域施 設 外 施 設 係 施 設又は 臨 港 交通 施 設 の建 設又は 改良 の港 湾 工 事 7 は 十分 0) 四以 内

内

内

- 兀 湾公 害防 止 施 設又は 港 湾 環 境 整 備施 設 の建 設又は 改良 の港 湾 工事 については 十分 の 五 以
- 五. 廃 物 立護 岸 又は 海 性廃 物 処 理 施 設 の建 設又は 改良 の港湾工事 について は 三分 の 以

(国が負担し又は補助した港湾施設の等)

第四 は、 又 は + - 六条 貸 国土交通 引付を受 港 湾管 大 け 臣 た者が、 の認可 理 者 は、 そ を受 そ の物 けな の エ を 一 事 ければなら の費用 公 の利用 を ない。 国が負い に供 但 担 Ļ Ĺ L 又 且 国が は つ、 補 負担 助 そ L の貸付が Ĺ た港 若しくは 湾 施 三 設 年 を の期 補 助 間 L し、 内であ た 担 金額 保 る場 に相当 に供 合は Ļ する金額 ے 又は の限りで 貸し を 国 付 な 12 け よう لح L た場 するとき

2 に供 港 湾管理者 する港湾 施 は 設 前項 を 本文の規 定に 公 の利 用 に供 より せられなく 国土交通· 大臣 す っる行為 の認 可 を受 をしてはならない。 け た場 合、 又は 同 項 但 書 の場 合 の外、 そ の管 理 す る 公 利 用

(直轄工事)

第五 を自ら 進を図るため必 十 二 すること 重 要 が 要 港 で が 湾 き あ に る。 る場 おい 合 て に おいて 交通 国と港  $\mathcal{O}$ 利 湾  $\mathcal{O}$ 管 理 進 者 公 の協 害 議 0 が 発 調 生 0 の防 たときは 止 又は 環 境 国土  $\mathcal{O}$ 交通大臣 整 備 を図り、 は 予 避 算 難 港 の範 に 井 おい 内で て 次に掲 交通 げ る港 利 湾 工 0 事

- 施 設とし 重 要 港湾 て 国土 が 国際 交通省 海 上 令 で 定め 網 又 るも は 玉 0) 内海 の港 上 湾 工. 網 0 点 とし て 機能 す るた 8 に必 要 な 水 域施 設 外 施 設 係 施 設又 は 臨 港 交 涌
- 廃 重 要港 物 処 理 湾 施 が 前 設 のうち 号 Ď 国土交通 点として 省令で 0 機能 定める大規模なも を 発揮 するため に必  $\mathcal{O}$ 要 の港 な 湾工 港 湾 公 害防 止 施 設 港 湾 環 境 整 設 廃 物 立護 岸 又 は 海 性
- 三 避 難 港 に おけ る水 域施 設又は 外 施 設 のうち 国土交通 省 l 令 で 定める大規 模 な ŧ 0 の港 湾 工
- 兀 工 前 号 に掲 げ る港湾工事 以 外 の港湾 工事 であ つて高 度 の技術 を必 要と するも のそ の他 港 湾 管 理 者 が 自 6 す ること が 木 難 で あ る港
- 2 港 湾 前 管 項 理 0 者 が 定 当 に 該 より 各 号に掲 国土 交 通 げ 大 る 臣 合で が す 負担 る港 す 湾 工 事 係 る費 用 のう É 次 の各 号 に掲 げ る施 設 の建 設又は 改良 に 係 るも 0 は 当 該 港 湾

0

- 特 要 港 設で 湾 あつて に おけ 国土 る水 交通省令で 域施 設 外 定め 施 á 設若 しくは 0) に限 る。 係 施 又 設 は これ 臨 港 交 5 通 の施 施 設 設 のうち、 (第六号に掲げ 海 る施 上 設 を除く。 網 0) 点として 機能 0) す るため
- 重 要 港 に お け る水 域施 設 外 施 設 係 施 設又は 臨 港交通施 設 前 号及び 第六号 に掲げ る施 設を除 十分 0) 兀 五.
- 三 重 要港 湾 に お け る港湾公 害防 止施 設又は 港湾環境 整備施 設 十分 の五
- 兀 要港 湾 に お ける廃 物 立護岸又は海 性廃 物 処理 施 設 三分の
- 五. 避 難港 に お け る水 域施 設又は外 施 設 (次号に掲げ る施 設 を除く。 三分 0
- 域施 設 施 設 係 施 設又は臨港 交通施 設 前 項 第四 号に掲げ る港湾 工事 に 係 るも に限 十分
- 3 公共 地方財 団 体 政 とあ 法第十七条の二第 るのは、「港務局」と読み替 一項及び 第十九条第一 え るも のと 項 の規 する。 定は 港 務局 について前 項 の場合 でに準 甪 する。 ک の場合に おい

頭 を構 成する行 政財 産 の貸付け)

第五 施 該 通 を運営し、 当 省令で 設その他 十四条の三 するも 定めるところ のであ 又は の国土交通省令で 運 重要港湾 営し る旨 により、 の認 ようとする者は、 におけ 定を申請 定める係 当該特 る特 定埠頭 することができ 定埠 施 当該港湾 設以外 頭 (同 の運営 \_\_ の港湾 の者 の港湾管理 の事 に 施 より 業が当該港湾 設 者 特 体 (以下この条において単 的 定国際コン に運営さ の港湾計画に適合 れ ナ埠頭を除く。) る岸 そ の他 することそ に「港  $\mathcal{O}$ 湾管理者」という。 をいう。 係 の他 施 設及びこれ 国土交通省令で 以下この条において同じ。) に附帯 に対し、 定める要件 する荷さば 国土交

- 2 認 港 8 湾管理者 るとき は は、 そ 前項 の認 の認 定をするも 定 の申 請があつ のとする。 た場 合 におい て、 当 該 申 請 に 係 る特 定埠 頭 の運 営 の事 業が 同 項 に 定 め る要 件 に該 当 す ると
- 3 港 湾管理 者 は、 前項 の認 定をしようとするときは、 あ 5 カコ じ め、 国土 交通 大臣 0 同 意 を得 な け h ば な 6 な
- 4 港 ることそ 湾管理 の他 者 は、 0) 第六項 第二項 0 の認 貸付けが公 定をするに当たつては、 正な手続に従 つて 国土 行 われ 一交通省令 ることを確保 で 定めるところに するために必 より、 要な措 当該 認 置を講じな 定 の申 請 ければならない。 0) 内容 に供
- 5 国土交通省令で 港 湾管理 者 は、 める事項 第一 二項 の認 を公表しな 定をし たときは、 ければ なら 遅滞 なく、 当該認 定を受けた者 0) 名又は名 特 定埠 頭 の運 営 の事 業の 要 そ 他
- 6 管 けることができる。 理者 国有 財 は 産 国有財 法 三条 産 第 法 第十八 項 又は 条第 地方自 一項 文は 治 法 地方自 第二百三十八条第四項 治 法 第一 一百三十 八条の に規 定する行 兀 第 項 政財産 の規 をいう。 定にかか わらず、 を第 項 特 の認 定 頭 を 構 けた者 成 でする行

付

定

第 前 項 の規 び 第 四 定 に 条 よる貸付けにつ · の 規 定は、 適 用しな いては、 民 法 够 治 <u>-</u> + 九 年 法 律 第 八 + 九 号) 第六 百 兀 条並 び に借 地借 法 平 成 年 法 律 第九 十号)

7

- 8 5 第六項 財 くまで 産 法 の規 第二十一 定は、 条 第 六項 第二十三条及 の規 定による貸付けにつ び 第二 +兀 1 び て準 に 地方 甪 する。 自 治 法 第 百三十 八条の二 第 項 及び 第二 百三 +八 条 の 五 第 四項 カン
- 9 とあ の規 第六項 るのは 定の適用 の規 三年 については、 定により - の期間 港湾管理者が同項 内であ 同項 ただし書中「又は貸付を受けた者」とあ る場合、 又 は に規 第五 定する行 十四条の三第六項 政財 産 を第一 の規 項 の認 るのは 定により 定を受 「貸付けを受けた者」と、 貸付けをする場合」 け た者 に貸し 付 ける場 と す 三年 合 に おける - の期間 第 内であ 四十 六 条第 る場合」 一 項
- 10 要 港 な措 湾管理者は、 置をとるべきこと 特定埠 頭 の運営 の事 業が 第一項 を勧告することができ に定める要件 る。 に該当しなくなっ たと認 めるときは、 第一 項 の認 定を受 け た者 に対し、
- 11 とが 港 でき 湾管理者 る。 ک は、 の場合 前 項 において、 の規 定による勧告を受けた者が当 港湾管理者は、 速やか に、 該 勧告 国土交通大臣 に従 11 必 要 な措 にそ の旨 置 一をとら を通知し なか な 0 けれ たときは、 ればなら 第 項 0 認 定 を取 ŋ 消
- 12 前 各項 に定  $\emptyset$ á 0 のほか、 特 定埠 頭 0) 貸付 け に 関し必 要な事項は 国土交通省令で 定める。

(港 湾区 域の 定 のな い港湾

第五 建 水 に 支障 域を定めて公告 + -六条 匹 条第五項及び を その他水 える 港 湾 区 おそ 域 域 L 第六項 れ た場合において、 Ô 0 定のない のある政令で定める行為 一部を占用し の規定は、 港湾 に (公有水 前 そ おい 項 の水 の規 て予 面 域 定により をし 定する水 0 (開発保全 ようと 立による場合 都道 域 する者は、 を地先水面とする地域 路 府県知事が の区 を除く。 |域を除 当該 水 ζ. 都道 域 を定める場合 府県 において、 を区 知 を 事 域と 取 の許可 に準用する。 する都道 水 又はそ 域施 を受 けな 設、 府県 の他 外 ければ を管轄 の港 施 な 湾 設若し する 6 の利用若 な < は 係 < 知 は 事 保 が 設 全 な

- 3 する。
- 第三十七 条第二項から 第六項まで の規 定は 第一項 の場合 に準用

運 議 会への諮 問 2

第 六十 国土交通大臣は、 次 の事 項 に関しては、 れ 審議 会に諮 ら な ければ なら な

- 第 匹 四条第四項 条第 九項 第 (第三十三条第二項 一 号 (第九条第二項及び におい . て準用 第三十三条第二 す る場 合 項 を含む。 において準用 の規 定による調停 する場合 を含む。 の規 定 に ょ る港 湾 区 域
- の 二 第 +条第 項 ただし 書 の規 定による承 認
- 三 第三 一十八条の規 定による臨 港 地区 の区 域の変更 に 関 す る請 求

に

. 係る事

項

兀 第 匹 + 兀 条 (第 四十四条の二第四項 に におい て準 甪 する場 合 む。 の規 定に よる料 の変更 に 関 す え請 求 に 係

五. 兀 0 第四 + · の 規 兀 条 定による港 の二の規定による入港料につい 湾管理者 を設くべきこと 7 の同 の勧 意 告

事 務 の区分

+

条

第六十 項、 る都道 第三十三条第二項 - 条の五 府県が処理 することとされてい 第三十三条 府県知事 府県知事 が 第 四 の認可 行う協議 第 に 条第四項 |項及び おいて準用 に関するも に関するも 第五 ( 第 する場合 十六条第二項 九 のに限り、 条第二項 る事務 のに限 を含む。) 並び 及び る。 (第四条第四項 同 において準用 は、 条第五項 第三十三条第 地方自 に第五 の規 の規 する場合を含む。 治法第二条第九項 定により処理 \_ 項 定により処理 することとされてい 十六条第 に おい 一 項 て準用 することとされてい 以下同じ。) (水 第一 する場合 域を定める事務 号に規 定する第一号法定受 並びに第九項及び を含む。 るも るも に係る部分に限 以 下 のについては、 のについては、 同 じ。 第十項 事 第五 ,務と る。 同 (これら 項 項 同 する。 の規 の規 項 の規 定によ 第 の規 定 定 九 による に 定を

 $\bigcirc$ 公 営住宅 法 昭 和二 十六年法律第百九十三号) (抄)

整 備

2

3

第

公営住· 宅 0) 整 一備は、 国土交通省令で 定め る 整備 に従 行 わ な ければなら な

事 ければなら 業主体は な 公営住宅 0) 整備をするときは 国土交通省令で 定 める整 **止備基準** に従 V) これ に併 せて ,共同 施 設 0 整 備 をするように努

業主体 は 公営 住 宅 及 び 共 同 施 設を 性能 を有 す うる構造 の も のと するよう に努 めな けれ ば なら な

災 害の場合 の公営住宅 の建 設 等に係る国 一の補 助 の特例 等)

失した住宅 公営住宅 八条 の項本文の規定による国 のがあ 国は、 の建 0) 設 等 次の各 合にあつては、 の 三 をするときは 号の一に該当 に相当 ]の補助 これら する に係るも 当該公営住宅 する場合において、 数 0 (第十条第 のを除く。) で当該災害により滅失した住宅 数を の建 除し |項又は 設等に要 事 た 業主体が 数) 第十七 する費用 を超える分については、 災害に 条第二項若しくは の三分の二を補助 より滅失し た住宅 第三項 に居住してい この限りでない。 するも に居 の規 定による国 住してい のとする。 た低 額 た低 所得者 ただし、 [の補助 額 所 得 に に 当 者 係る公営住宅 該 貸又は転 に 災害に 貸するため 貸をす より

又 地 一市町 村 の区 域内で 二百 水、 高 そ 以上若しくはそ の他 の異常 な 然現 の区 象 域 内 に の住 より 全宅が 宅 数 滅失し の <u>ー</u> 以上であるとき。 た場合で、 そ の滅 失し た 数が 被 災 地全 域で五 百 以 Ŀ

- るとき 災に より 住 宅 が 滅 失し た場 ※合で、 そ の滅 失し た 数 が 被 災 地全 域で二 百 以 上 又 は 市町 村 の区 域 内 の住 宅 数 0 以 上
- 2 前 条第三項 及 び 第 四項 の規 定は 前 項 の規 定 に よる 国 一の補 助 の算 定 につ 11 て準 用 す ź.
- 3 て、 営 要 同 住 公営住宅 住 施 宅 国は、 す 、 う。 事 宅 クる費用 設の建 を建 等を建 業主体が公営住宅 以下同じ。) に要 の建 設するための土 災害 を除く。 設をするために必要な他 設に要 設 するための宅 災にあ 以下この条において同じ。) 若しくはこれら する費用 つては、 地の取り の建 する費用 地 設 当 の復旧 得 共同施 該公営住宅 等に要 地 の 一 の共同施 一分の一を補助 に (公営住宅又は 設 による する費用を除く。 の建 の建 設又は公営住宅 災に限 設又は公営住宅若しくは 設をするために必要な することができ 共 る。 同 施 以下この条において同 に 設を建 の除 より の補修 公営住宅又 設するために必要な土 に要する費用を含み、 4 共同施 他 (以下「災害に基づく補修」という。) の公営 は 設 共 住 の補 じ。)、 同 宅又は共同 修 施 設が をするときは、 当該共 共同施 地を宅 滅 失し、 施 同 地として復旧 設 設 施 の除 を建 設の建 又は 予算 設するための土 著しく に要 設に要 の範 するため する費用 に要 囲 損 する費用 内 する費用 に L の 土 地の取 おい た場 て、 合 地 当 又 得 に は 等に 該 共 営 公 成
- 地復旧 づく補修 基づく補修 に要 前 項 費を超えるときは、 の規 に要 定による国 す する費用 る費用又は公営住宅等を建 回の補助 と 標 標準宅 準 金額 · 建 設費 の算定については、 地復旧費 を公営住宅 設するため を公営住宅 の建 設に要 公営住宅 の宅 等を建 地の復旧 する費用若しくは共同 設するための宅 の建 設に要 に要する費用 する費 地の復旧 が、 用 若し 施 それぞれ、 設 くは に要 の建 設に要 共 する費用とみな 同 標準 施 する費用 設 · 建 の建 設費 設 ٤, に要 標 標準 準 す 補修費又 える費 補修 用 費 は を 災 標準 災 害 舎に に 宅 基
- 5 として、 前 項 す に規 、る費用、 国土 定 す 交通大臣が 災害に うる標準 · 建 基づく補 設費、 定める。 修 標準補修費又は標準宅 に要 す る費 用 又は公営 地復旧費は、 住 宅 等を建 それぞれ、 設するため 公営: の宅 住 地 の復旧 宅 の建 設に要 に要 する費用とし する費用若しく 7 通 常 は 必 共 同 な 施 費 設 用 の建 基 設

## (入居者 資格 )

- 第二十三条 定める者 (次条 公営 住 第一 宅 項 の入居 に におい 者 7 は、 「老人 等」 少なくとも とい 次の各 、 う。 ) 号 にあっては、 (老人、 身体障 第二号及び 害者そ 0 第三 他 の特 号) に居住 0) 条件 の安 を具 定 備する者でな を図る必要が ければならな あ る者として 、政令で
- む。 現に同居し 第二十七 又は同 項 反 居し び 附 ようと する親 則第十五項 に 族 おいて同じ。 (婚姻 の届出 )があること。 をしないが事 実上婚 姻 関 『係と同 様 の事情 にあ る者そ の他 婚 姻 の予約 者
- 入居者が の収 身体障 入がイ、 害者で 口 又は あ る場合そ に掲げ の他 る場 合 の特 に応じ、 に居 住 そ の安 定を図 れぞれ イ、 る必要があ 口 又は るも に掲 げ のとして る 金額 政令で 定める場合 を超 えない 入 /居者 又 は 同 居

0

居 住 の安 定 を図るため必要なも のとして 政令で 定める金額以下で事 業主体が 条例で 定 め る

- 口 項 安 住してい た低額所得者 公営住· の規 定を図るため必要なものとして 政令で 定め 定 宅 による国 が 第八条第 [の補助 に転貸するため借り上げ に係るも |項若しくは 第三項若しくは激甚 の又は 第八条第一項各 る るも 金額以下で事 のであ 号の一に該当 る場 災害に対処 業主体 合 が 災害により滅失し 条例で する場合に するため 定める の特別 おいて事 金額 の財 た住宅 に居住してい 業主体 政援助 が 等に関 災害に す た低 る法 より 額所得 滅失し 律 第二十二条 者 た住宅に居 住 第
- 現 に住宅 イ及び 口に掲げ に困窮してい る場合以外 ることが明らかな者であ の場合 イ又はロ ること。 の政令で 定める金額 のいずれ をも超えない範囲 内で 政令で 定める

### (入居者 資格 の特例

Ξ

第二十四 をしようとする入居者が、 備する者とみな 条 公営住宅 の借 す。 上 げ 当 に係 該 明 る L 約 に伴 の終了又は 1 他 の公営住宅 第 四 十四四 に入居 条第三項 の申込み の規 定による公営住宅 をし た場合 に おいては、 の用 途 の廃止 そ の者 により当 は、 前 該公営住 条各 号 に掲 宅 げ の明 る条

2 当 前条 該 災 八害発 第二号口に掲げ 生の日から三年間 る公営 は、 住 宅 な の入居 お、 当該 者は、 災害により住宅を失つた者でなければならない。 同 条各 号 老 人等にあつては、 同 条第二号及び 第三号) に掲げ る条件 を具 備するほ か、

#### 附 則

- 15 合 当 の公営住宅 分 に の間 おいても 過疎 に係る第二十三条の規 同 地 域自 条第 立促 一号の条件 進特別 措 を具 定の適用 置 備する者とみな 法 (平成十二年法律第十五 については、 す。 当該公営 住宅 号) 第二条第一項 の入居者が、 現に同 に規 定する過疎 居し、 又 は同居し 地域で の他 ようと の政令で する親 定 族 める が な 地域
- 16 おいて特別 当 分 の間、 の事 前 由 項 のあ の公営住宅 に係る第四十四 るときは」とあ るのは、「そ 条第 一項 0) の規 用 年限 定の適り の四分の 用 につい 一を経 ては、 過し 同 た場合 項 中 「そ においては」とする。 0) 用 年限 0) 四分 0) 過し 合 に

### $\bigcirc$ 道 路 法 昭 和二十七 年法律第百 八十号) (抄)

府県道 の意義及びそ の路線 の認 定

- 第七 第三条第三号の の区 域内 に 都道 する部分 府県道とは、 につき、 そ 地方的 の路 線 な幹線道 を認 定し 路 たも 網 を構成し、 のをいう。 且. つ、 左 の各 号 0 に該 す る道路 で、 都道 府県 知 事 が 当 該
- 市又は人 Ŧī. 以 上 の町 (以下これら を一主要 地 という。) とこれらと密 接 な 関 係 にあ る主要 地 港湾 法 第二 条第 項 に規 定

要 停 る重 若 車 場」 一要港湾若 という。) 又は は しくは 行場 以 地方港湾、 下これら 主要な観 を 港 地と 漁場 主要 を連 港」とい 整 備 絡 法 す ( 昭 和 る道 . う。 路 士五. 道 年法 若しく 律第百三十七 は 道 0) 主要 号) な 第五 停 車場若 条に規 定する第 Š は 停 種 場 漁 议 港 若 下 L れ < 5 は 第三種 を 主

- $\equiv$ 主要港とこれと密 接な 関係にあ る主要停車場又は 主要など 観 地と を連 絡 す る道
- 三 主要停車場とこれと密接な 関係にある主要な観 地とを連絡 する道路
- 兀 す 以上 0) 市町 村 を経 由 する幹線で、 これら の市町 村とその 線 地方に密接 な 関 係が あ る 地 主要 港 又 は 主要 停

五. 道 主要 府県道と 地 を連 主要 絡 港、 す る道 主要停 路 車 場 災は 主要 な 観 地とこ れ 6 لح 密 接 な 関 係 にあ る高 速 自 動 車 国道 国道 又 んは 前 各 号 0 に規

定

す

る

都

六 前 各 号に掲げ るも のを除っ く外、 地方 開 発  $\mathcal{O}$ た め特 に必 要 な 道 路

- 2 6 ない。 知事 が 前 項 の規 定により 路線 を認 定し ようと する場合 に おい て は、 あ 5 カゝ じ め当 該 府県 の議 会 の議 決 を経 な け れ ば な
- 3 4 6 域 ない。 項 内 第 以 に 0) Ĺ 項 市 ک する部分について、 0) (以 下 都道 の場 規 定 合に 府県 に 指 より の 区 おいて、 定 都道 市 域にわ という。 府県 当該指 路 線 たる道路 知 事 を認 が認 定市の長は、 の区 定し については、 定し 域 な 内に けれ ようと 意見 ば する場が す なら る路路 を提出し 関 ない。 係都道 合 線が に おい 地方 府県 ようと て 知 自 は、 事 するときは、 治 は、 法 都道 協 昭 府県 議 和 の上 二十二年 知 当 事 |該指 そ れ は、 ぞれ 定市 法 当 1律第六 該 議 の議 指 会 会の議 定市 の議 十七 の長 号) 決 決を経 を経 の意見 第二 て、 な 百五. けれ 当 を聞 十二条 該 ばな カュ な けれ 5 府県 0 な + ばな の区 九 第
- 5 前 項 の規 定による協議が 成立しない場合 に おい ては、 関係 都道 府県 知 事 すは、 国土交 通 大 臣 に裁 定 を申 請 す ること が で き
- 6 6 ない 国土交通大臣 ر の場 合 は に 前項 において、 の規 関 定による申請 係 都道 府県 知事 に 基いて裁 は、 意見 定 を提 をしようと する場合 出し ようとするときは に おい て には、 当 該 関係 都道 府県 都道 の議 府県 知事 会 の議 の意見 決 を経 を聞 な けれ かな けれ ば な 6 ば な な
- 7 内 議 国土 決を経 一交通 す っる 部分 ること 大臣 れについ が を要し、 第五 て、 項 な の規 そ れぞ 定に れ より路 路線 線 を認 を認 定しな 定すべき旨 けれ ば なら の裁 な 定をし 1 ک た場合 の場 合 に おいて に おい て は は 関 係 第 四項 都道 府県 の規 知 定 事 に は ょ る当 当 該 都道 の区  $\mathcal{O}$ 議 숲 域

(路線 の廃止又は変更 )

第十条 ては、 当 該 府県 路 線 知 事 の全 又は 部又は 市町 村 長は、 部 を廃 止 都道 することができ 府県 が道又は 市町 る。 村 道 路線が重 につい て、 する場合 交通 においても、 の用 に供 する必 同様と 要がなく する。 な つ たと認 め る場 合 に お

2 手 続 に代え、 府県 知 路線 事 又 は を変更 市町 す 村 長 ることができ は 路線 の全 る。 部又は \_ 部を廃・ 止し、これ に代 るべき路 線 を認 定し ようと する場合 に おいては、 れ 5 0)

3 遛 路 前二項の規 0 構造 0) 基準 定に より 路 線 を廃 止し、 又は変更し ようと する場 合 の手 続 は 路 線 0 認 定 の手 続 に準じて行 わな けれ ばならない

第三十条 道 路 の構造 の技 術 的 は 道 路 の種 類ごと に左 の各 号に掲げ 項 につ いく て 政令で 定め

員

三 線 建 形 限

五 四 こう配

七六 路 面

排水施 設

交 又は 接 続

九八 避

+断 道 橋、 さくそ の他安全な交通 を 確保 す るため の施

設

+ -前 各 号に掲 げ るも のを除っ く外、 道 路 の構造 につ 11 て必 要 な 事 項

2 とが 橋そ できる。 の他 政令で 定める主要な工作物 につい ては、 前 項 の規 定による外、 そ 0 構造 強度 について必要な技術 的 を政令 で 定 めるこ

3 なら 前 な 項 に規 定 す る工作 物 の新 設又は 改 に当っては、 必 要 な 構造計算 又は によつてそ 0) )構造が 安全であ ること を 確か めな けれ ば

る。

4 道 路 の附 属 物  $\mathcal{O}$ 構造 につ 11 て 必 要 な技術: 的 基準 は、 政令 で 定 めることが でき

路 標 識 等  $\mathcal{O}$ 設 置

第

兀

士 条 道 路 管 理 者 は、 道 路 0 を保 全 又 は 交通 の安全と を 図 るた め 必 要 な 所 に道 標 識 又 は 区 画 線 を設けな けれ

ばならない。

2 定め 前 項 の道 標 識 及 び 区 画 線 の種 類 様 式及 び 設置場 所 そ の他 道 路 標 識 及 び 区 画 線 に . 関し 必 要 な 事 項 は、 内 閣 府令 国土 交通 省令で

(国土交通大臣との協議等

国土交通大臣 十四四 に準じて路 より 路線 条 の認 に協 線 府県 の変更又は廃止 定について 議しな 知 事 は ければならない。 国土交通大臣が裁 都道 について 府県道 国土交通大臣が裁 の路 ただし、 線 定をし を認 た場合 定し、 国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。 定をした場合を除く。)においては、 及び 第十条第三項 変更し、 又は廃止しようとする場合 の規 定により 第七 条第五項から (第七 国土交通省令で 条第五項から 第七 定めるところにより、 項 まで 第七 可ま に規 定する手 で の規 定

2 り、 定区間: 国土交通: 外 大臣 0) 国道 の認可 の道 路管理者は、 を受 けな ければならない。 当該 国道を新 設し、 ただし、 又 は 国土交通省令で 改 しようとする場合においては、 定める軽易なも のについては、 国土交通省令で 定めるところ ۲ の限りでない。 に ょ

都

道 の路線 ることを要しない。 + 九条 都 定し、 前の特別 変更 区 0) Ĺ す 又は廃止することができる。 る区 域内においては、 都知 事  $\sum_{i}$ は、 の場合 第七 においては 条 第 項各 号に掲げ 第七 十四条第一項 る基準 によらない の規 定により で、 議 会の議 国土交通大臣 決を経 に協 議 都

2 特 別 都知事、 区 の長 は、 の意 前項 見 を聞 の規 かな 定により けれ ばならない。 都道 の路 線 を認 定し、 変更 し、 又 は 廃 止 L ようと する場合 に おい て は、 あ 5 カゝ じ め当 該 路 線 0 す Ś

○ 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)(抄)

(定義)

第二条 入又は海 水  $\mathcal{O}$ に 法 よる 海岸管理者が、 律に おい . て 「 を防止 海 するための施 消 岸 保全施 等 の海岸 設 とは、 設をい を防護 第三条の規 する機能 を 定により 持 するために設けたも 指 定され る海岸保全区 ので、 域内にあ 指 定したも る のに限 防、 る。 そ 海 水

さ 法律に る海 理 岸の土 を行う者がそ おいて、 地にあっては、 「公共海岸」とは、 0) 権原 に基づき管理 都道 府県知事 国又は する土 地方公共団: が主務省令で定めるところにより指定し、 地とし 体が て 主務 所有 省 令 する公共 で 定め の用に供され るも 0) を除 き、 てい 公示した土 地方公共団 る海岸 の 土 一地に限 体 が 地 所 る。 他 有 ) 及びこれと |体 す 0) んる公 法令 の規 共 、 の 用 定によ

共 海 岸 7 の区 管 理 域のうち を行う必 第三条 要が あ の規 るも 定により指 のとして 都道 定され 府県 知事が る海岸保全区 指 定し、 域以外 公示 の区 L た低 域 をい . う。 ま で の水 面 をい 1 公共 海 岸 区 域 لح は 公

3 より という。 0 z 法 (律において の管理を行うべ ) につい 「海岸管 て き者 第五 1をいう。 条第 理者」とは、 一項 カ 6 第四項まで及び 第三条 の規 定に 第三十七 こより 指 定され 条の二第 る海岸 一 項 保 並び 全 区 に第三十七 域及 び 条の三 公 共 海岸 第 区 一 項 域 から 以 第 下 項 海 ま 岸 で 保 全 区 定 域

(海岸保全区 域の指定)

く。 規 指 という。) 行う必要があ 和 定され 定による保 以 下 九 年法 次項において「保安林」という。) 若しくは同 については、 安 ると認 地又は森林 律第百 知事 林 同 は、 1六十七 めるときは、 法第二十五 指 法 海 定することができない 水又 号) (昭和二十六年 は 第三条第一項 防 条の二第一項 地盤 護 すべき海岸 の変動 法 に規 律第二百四十 による被 後段又は に係る一 定する河 害から 法 第一 第四十一条の規定による保安施 Ш 定 -九号) の区 海岸 |項後段において準用す の河川区 第二十五 域を海岸保全区 を防 域 護 条 第 るため海岸保全施 防 |項若しくは 法 域として指 够 る同 治三十年法律第二十九号) 法第二十五 設 地区 第二十五 定することができ 設 0 议 下 設 条第二項 に置そ 次項 条の二 の他 に 第一 の規 おい 第 る。 章 項若しくは 第二条の規 て「保安施 定による保 ただし、 に規 定 河 す 安 第 定により 設 Ш 林 法 項 理 (昭 0

- 2 全 一部又は 府県知事 府県 部 知事 を、 は、 農林水産大臣 )に協議して、 前項ただし書 海岸保全区 (森林 法第二十五 の規定にかかわらず、 域として指 条の二の規 海 定することが 岸 定に の防 護上 より でき 一特別 都道 府県 る。 の必要 知 が 事 が あ 指 ると認 定し た保 めるときは、 安林 について 保 安 は、 林 又 当 は 該保 保 安 施 安 林 設 地区 定  $\mathcal{O}$
- 3 に に 指 前 おけ より必要や 定の 項 る の規 日 の属する年の む 定による指 時 を得 をいう。 な いと認 定は、 の水際線からそれぞれ五 分 めら の 目 ۲ ħ の法 に るときは おける満 律 0) 目的 それぞれ を達 時 をいう。 +成 ] するため必要な最 五. 1 + の水際線から、 ا ا をこえてしてはならない。 をこえて指 小 限度 水 面 の 区 定することができ に おいて 域 に限 ただし、 は つて するも 時 地形、 る。 指 のとし、 定の 日 0 属 地 す に る おい 年の 流 て は 쑄 分 満 0 況 日 時
- 4 区 域を公示 するととも 知 事 は、 第 に、 一項又は そ の旨 第 を主務大臣 <u>二</u>項 の規 定により海 に報告しな 岸 けれ 保 全区 ばならな 域を指定するときは、 れ を廃 止 するときも、 主務省令で 定めるところ 同様と する。 に より、 当 該 海 岸 保 全
- 5 海 岸 岸 管理 片保全区 者 が 域 管 の指 理 する海 定又は廃 岸 保 止 全 は、 施 前項 設 の 新 の公示 設又は に 改良 よつてそ に要 する費 の効 分 を生ず 用  $\mathcal{O}$ 部負 担

第 条 海 岸 管 理 者が管 理 す る海岸保 全施 設 の新 設又は 改良に関する工事で 政令で 定めるも 0) に要 す る費用 は、 政令で 定 めるとこ

ろにより国がその一部を負担するものとする。

- 2 海 岸管理者 は 前 項 の工事 を施行しようとするときは、 あ 5 かじ め 主務 大臣 の承認 を受 けな ければ なら な
- 3 ければならな 主務大臣 は、 前 項 0) 承認 をする場合 には、 第 一 項 の規 定により 国が 負担 することとな る金額 が 予 算 0) をこえない 範 井

○ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄)

第二条の二 6 の水 域又は海 て生活環境を保全 、域又は治 域で 海 都道 府県は、 政令で 域ごとに、 定める要件に該当 するも する上で 下水道 環境 基本法 持され の整備に (平成五 ることが 関する総合的な 年法律第 のについて、 まし 11 九 + 基本計画 その環境 号) 议 下 第 议 下 上 + -六条第 0) 水質環境 基準」 条件を当該水質環境 流 一 項 域別下水道 の規 という。 定に基づき水質 整備総合計画」という。 基準 が に達せし 定められ め るため、 た河川そ 係 )を定めな それぞれ 境 の他 上 の公共 0 けれ の公共 の水 ばな

- 流 域別下水 道 整 備総合計 画に おい 7 は、 国土交通省令 で 定めるところにより、 次 に掲げ る事 項 を定めな ければならない。
- 一 下水道の整備に関する基本方針
- 一 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項
- 三 前 号の区 域 に係る下水道 0) 幹 F的施 設 の配 置 構造 及び 能力に関 はする事 項
- 第二号の区 域に係る下水道 の整備事 業の実施 の に関する事

項

兀

五. 必 削 要があるも 前 係る下水道 減 項 の公共 目標量」という。) の水 の終 のとして 政令で 定める要件 域又は治 処理場から 海 及び削減方法に関する事項 域でそ の水質 流され に該当 る下水 を保全 するも するた の窒素含有量又は のにつ . め 当 該水 いて 定められ 域又は 含有量 海 域に排 について の当該終 る流 出され 域別一 下 水道 る下水 整 一備総 の窒 処 心合計画 素含有量又は 理場ごと にあ の削 9 て 減 含有 は、 目標 量 第 量 を削 一号 下 の区 減 単 す Ź 域

- 3 流 域別下水道 整備総合計 画 は、 次に掲げ る事項 を勘 案して 、定めな けれ ば ならな
- 二 当該 地域における土 地利用 の見通し

当

該

地

域

に

お

ける地形、

水量、

河

Ш

の流

量そ

の他

の自

然的

- 三 当該公共の水域に係る水の利用の見通-
- 四 当該地域における汚水の量及び水質の見通し

五 下水の 流先の状況

六 下水道の整備に関する費用効果分

- 4 素含 Ł 当 寸 る場 該 体 流 合 の同 に限 理 有量又は 他 には、 する地方 0) 意 る。 地方公共団 下 を得て、 水 )について そ 道 含有 整備総 公 の削 共 |体が管理 量 団 減 国土交通省令で 定めるところ 体 に係 目標 合 定められた削減 は、 計 量 画 る水質 を政令で 当該高度処理終 する特 を超えて削 に おい て削 目標量 減 減 処理 する窒素含有量又は 定める基準 目標 の 一 処理場 場 量 により、 が 部に相 (当 該 定 に適 について めら 高 当 合させ 度処理終 都道 れ するも た終 含有量 府県 定められ ることが に対し、 のとして削 処 処理場 理 のうち た削減 場 でき 申 に係る下水道と同じ 议 減 するも 一定量 る構造 し 出 目標量 下 特 ることができる。 のも を超え のも 定終 のであ のについては、 0) る量 処 议 下 る旨 理 第二項 の窒素含有量 場 を、 高 لح 度 あ 第二号 7 処 らかじ 他 う。 理終 0) の区 又は 地方公共団 め当 で 処 域に 理 該他 含有 流 係 す する下 量 体 る下 0) とい を削 地方公共 のため、 水道 水 . う。 減 す 0
- 5 当 に 該 前 関 高 項 す 度処 の事項 の規 理 定による申 を記 終 載 処 理場 す 出 ることができ の設置、 を受 けた都道 改 る。 府県は、 修 第二項 持そ の他 第五 号に掲げ の管理 に要 する費用 る事項 に、 当該 の予定額及び当該 申出 に係る窒素含有量 他 0) 地方公共団 又は 体 含 に 有 ょ 量 る費 の削 用 減 の負 方 担
- 6 め 関 係市町 府県は、 村 の意見 第 項 を聴かなければならない。 の規 定により流 域別 下 水 道 整 合 計 画 次項 に規 定するも 0) を除 ₹ ° を定めようと す るときは あ ら か ľ
- 7 れ 関 け ばならな 係 都 府県 水 府県及び に は より 第 水 関 質 項 係 市町 の規 の汚 村 定により二以上 が の意見 生じ る海 を聴くととも 域の全 0) 都 部又は 府県 に、 の区 国土 部につ 域にわ 交通省令で 定めるところ *\* \ たる水系 ての流 域別 に係る 下 る河 水道 Ш 整備総合 そ に より、 の他 の公共 計画 国土交通-を定めようと の水 大臣 域又は に協 二以 するときは、あらか 議 上 0) そ 都 の同 意 の区 域 じ にお
- 8 国土交通大臣 は、 前 項 0 同 意 をし ようとするときは、 環 境 大臣 に協 議 L な ければ ならな
- 9 下 合 水道 おいては 府県は、 整備総合 計 第 第 画 項 を変更 項 の水質 カコ 5 前 する必要が 環境 項まで 基準が の規 生じ 定 改定され を準 たときは、 用 た場合、 す ź。 遅 滞 なく、 第三項 当該 各 一号に掲 流 域別 げ 下 る事 水 道 項 に変更 整 一備総合計 を生じ 画 を変更し た場合そ の他 な けれ の場 ばなら 合 に な おい 7 流

事 業計画 の認可 )

第

あ 加 らかじ 条 め の規 政令 で 定に 定めるところ により より 公 共 下 水 道 を管 理 事 す 業計画 る者 以 を定 下 め、 「公共下 国土交通大臣 水 道 管理 者 (政令で とい う。 定める事 は、 公共下 業計画 水 にあっては、 道 設 置し ようと 知 第六 は

するときも、 条におい 、 て 同 同様とする。 じ。 の認可 を受 けな けれ ばならない。 認 可 を受 けた事 業計画 の変更 (政令で 定め る軽 微な変更を除く。

2 の意見 国土交通 をきかな 大臣 は、 ければならない。 前項 の認可 をし ようとするときは、 政令で 定 め る場 合 を除 き、 あ 6 カゝ じ め 保 健 生上 の観 点か 6 す 境 大臣

(認可

第六条 をしなければならない。 国土交通大臣は、 第四条第 — 項 の認 可 をしようとするときは、 事 業計画 が 次の基準 に適合してい るかどうかを審査して、

じ。 公共下水道 響 を及ぼ の配置及び能力が当該 すおそれ のあ る要因、 地域に 地形及び土 おける 水 地の用途並 量、 人 そ び の他 に下 の下 水 0) 水 の量及び水質 流 先 の状況 を考慮して適切 水 そ の他 の 水 に定めら の状 む。 下同

\_ 公共下水道 の構造が 次条の技術上の基準 に適合してい ること。

 $\equiv$ 予定処理区 域が排水施 設及び終 処理場 の配 置及び能力 に相応してい ること。

兀 合していること。 流 域下水道 に接続 する公共下水道 议 下 流 域関連公共下水道」という。)に係るものにあつては、 流 域下水道 の事 業計 画

五. 当 該 地域に関し流 域別 下 水 道 整備総合計 画 が 定めら れ ている場合には、 これ に適合してい ること。

六 計 の規 当 画 事 該 定により 業に適合 地域に関し 都 市計画事 てい 都市計 ること。 業の認 画 法 (昭和四十三年 可若しくは 承認がされてい 法律第百号) 第二章 る場合 には、 の規 定により 公共下 水道 都市計画が の配 置及び工事 定められてい の時 期 る場合又は同 が そ 0) 都 市計 法 画 第五 又 は +九条 都 市

事 画 の認 可

第二十五 条の三 るときは、 あら カュ 前 じ 条の規 定により流 め、 政令で 定めるところにより、 域下水道 を管理 する者 事 · 業計 议 下 画 を定め、 流 域下水道管理 国土交通大臣 の認可 者」という。) は、 を受けなければならな 流 域下水道 を 設置し

2 府県 は、 前 項 の事 業計画を定めようとするときは、 あらかじ め、 関係市町村 この意見 を聴かな ければならない。

3 ľ 国土交通大臣は、 保健 生上 の観点からする環境大臣 第一 項の認可 ( 水流 の意見を聴かなければならない。 域下水道に係るものを除く。 )をしようとするときは、 政令で 定める場合 を除 あ 5 カコ

4 前 三項 の規 定は 流 域下 水道管理 者が 第 一 項 の認可 を受 けた事 業計画 の変更 (政令で 定める軽 微な変更 を除く。)をしようとする

場

について準用する。

## (認可基準)

画が 条の五 次 つの基準 国土交通大臣 に適合 L てい は、 第二十五 るかどうか 条の三第 を審 査して、 \_ 項 これ 同 条第四項 をし な におい ければなら て準用 ない。 する場 合 を含 む。 の認 可 をし ようとするときは

- 及び土地の用 流 域下 水 道 途並びに下水 の配 置及び能 . の 力が当該 流先 の状況 地域に における を考慮して適切 水 量、 に定められていること。 その他 の下水の量及び水質 に影響を及ぼ す おそ れ のあ る要因 地形
- 流 域下水道 の構造が 第二十五 条の 十に おいて準用 する第七 条の技術上 0) 基準 に適合してい ること。
- 三 流 置及び能力に相応してい 域関連公共下水道 の予 ること。 定処理区 域が排水施 設及び終 処理場 ( 水流 域下水道に係るものにあつては、 排 水施 設 に限 る。 0

兀 当 該 地 域に関し 流 域別下 水道 整備総合計 画 が 定められ ている場合には、 これ に適合してい ること。

五. 認 別 可 当 若 区 該 しく 地域 に 関 でする読 は に 承認がされ 関し 都 市計 て 画 V 法 第二章 る場合には の規 定に 流 域下水道 より 都市計画が の配 置及び工事 定められてい の時 期がその る場合又は同 都市計画又は 法 第五 十九 都市計画事 条の規 定により 業に適合してい 都 市計 画 事

第四 規 定を除く。 + ) 中「... 別 区 0) 市町村」とあ する区 域においては、 るのは、「 都 この法律の規 と読み替え るも 定 (第二十五 のとする。 条の二第二項 第二十五 条の三 |第二項及び 第三十 条 の 二 の

- 2 他 前 頭の規 の管理 定にかかわらず、 を行うも のとする。 特別区は、 都と協議して、 主として当該特別区  $\mathcal{O}$ 住 民 の用 に供 する下 水 道 0) 設 置 改 修 持そ
- 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)(抄)

(河川区域)

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 河 してい 川 の流 る土 水が 地 続して (河 岸 の土地を含み、 する土 一地及び 地形、 水そ の他異常な  $\mathcal{O}$ 生 の状況その他そ 然現象 に より の状況 時 的 に当 が 河 該 Ш 状況 の流 水 を が してい 続して る土 する土 地を除く。 地に類 の区 する状況
- 二 河川管理施 設の 地である土 地の区 域
- 掲 げ の 土 域と一体として管理を行う必要があ 地 (政令で 定めるこれ に類 する土 るも 地及 のとして河川管理者が指定し び 政令 で 定 め る 水 地 を含 む。 た区 第三項 域 において同じ。) の 区 域のうち、 第 号に

- 2 ても いては、 河 Ш 管理者 画 高 そ 水 は、 流 0) 量 そ 地であ を超え の管 理 る流量 る土 する河 地の区 0) Ш 管理施 域のうち通常 水 の作用 設であ に対して る の利用に供することができる土地の区 防 のうち、 えることができ そ 0) 地であ る規格 る 土 構造 地 を有 の区 域を高 す 域内 る 規格 , の 大 防 部分 以下 防特別区 の 土 「高 地が 規格 域として指 通 常 防」という。 の利用 定するも に供 さ 0
- 3 下 単 河川管 に 理 林帯 者 は、 区 域 第 という。 項 第二号の区 )については、 域 のうち、 その区 そ の管理 | 域を指・ する 定しなければ 林 帯 外 ならない。 の 土 地 にあ るも のを除く。 0 地であ る土 地 の区 域 议
- 4 そ の旨を公示しな 河 Ш 管理者 は、 第 ければならない。これ 一 項 第三号の区 域 高 を変更し、 規格 防特別 又は廃止するときも、 区 域又は 林 . 带 区 域を指 同様とする。 定するときは、 国土交通省令 で 定 めるところ
- 5 号) な 河川管理者 ければならな に規 定する漁 は、 港湾 港 の区 法 域につき 昭 和二十五 第一項 年法律第二百十八号)に規 定する港湾区 第三号の区 域の指定又はその変更をしようとするときは、 域又は漁 港 漁場 整 備 港湾管 法 (昭 理 和二十五 者 文は 漁 年法律第 港管 理 百三十七 議
- 6 知事 され づき保安施 士五 た地区として告示され た土 地につき 河 Ш 条の二の規定に基づき指定した保安林又 た森林、 に協 管理者 議 設地区として指 定され は、 L 同 な 法第三十条若しくは 森林 ければなら 法 昭 ない。 和二十六年法 た土 第三十 林帯区 地又は同 条 律第二百四 は同 域 の二の規 の指 法第四十四条において準用 する同 法 第三十 定又はその変更をしようとするときは、 定に基づき保安林予 定森林として告示され 十九 号) 条の二の規 定に基づき告示し 第二十五 条若しくは 法第三十条の規 第二十五 た保安林予 農林水産大臣 条の二の規 た森林、 定に基づき保安施 定森林 定に基づ につい 同 ( 都道 法第 ては、 き保安林とし 府県知事が同 兀 設 + 沙地区 一条の規 当 該 都道 定され 法第二 定に基 7 指 定

(河川管理者)

条 こ の 法律に お 7 河 Ш 管理者」とは、 第九条第 |項又は 第十条第 項若しくは 第二項 の規 定 に こより 河 Ш を管理 する者 をいう。

(一 河川の管理)

第九条 一 河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

- 2 国土交通大臣 るところ に が 指 より、 定する区間 当 該 议 下 河 川 の部分 指 定区 0) 間 す んる都道 という。 府県 内 を 0) 轄 す 河 る 都道 Ш に 係る国土交通 府県知事 が 行うことと することができ 大臣 0) 権限 に属 する事 務 る。 0) 部は
- 3 更 交通 又は廃止し 大臣 は、 ようとするときも、 指 定区間 を指 定し 同様とする。 ようとするとき は、 あらかじ め 関 係 都道 知事 の意見 をきかな ければならな れ

を変

- 4 更 一交通 又は 大臣 廃 止 は、 す るときも 指 定区間 同様 を指 کے 定すると す る。 き は、 国土 交通 省令で 定 めるところ に より、 そ の旨 を公 示 L な けれ ば な 6 な れ
- 5 き 理 す は、 る。 同 自 項 治 の規 間 法 内 定にかかわらず、 0 昭 和二十二年 河川 のうち 法律第六 政令で 国土交通大臣が指 十七 定めるところにより、 号) 第二 定す 豆 る区 十二条 間 当該 につ  $\mathcal{O}$ +١, 九 7 第 は 河 Ш 項 0) 第 の指 部分 \_ 項 定 の規 0) 都 市 す 定により んる指 议 下 定都 都道 指 市 定 この長が 府県 都 市 知 行うことと することがで 事 とい が 行うも う。 のとさ の区 域 れ 内
- 6 لح あ 第二 るのは、 項 及 び 第 関係都道 四項 の規 府県知事 定は、 前 及び当該区間 項 の規 定に よる区間 0 する指 の指 定都市の長」 定につ *\* \ 7 準 と読み替え 用 する。 るものとする。 の場 合 におい て、 第三項 中 関 係 知
- 7 第五 項 合 に お け るこ 0 法 律 :の規 定の適 用 につ V て の必 要 な技術 的読 替えは、 政令で 定める。

(二 河川の管理)

3

第十 条 泂 Ш の管 理 は、 当 該 河 Ш 0 する 都道 府県 を 轄 す る 知 事が 行 なう。

- 2 が 管 理 河川 することが のうち 適 指 当であ 定都市 ると認 が 区 域 めて指 内に する 定する区間 部分であつて、 の管理 は、 当 前項 該 部分 の規 0) 定にかかわらず、 す っる 都道 府県 当 該指 する 定都 都道 市 の長 府県 が 知 : 行う。 事 が 当 該 指 定 都 市 の長
- え 第三項 るも 前 条 のと 中 第三項及び 関 する。 係 第 四項 の規 知 事 の意見 定は、 前項 をきかな の規 けれ 定に基づく ば とあ 都道 る 府県知: のは、 事 当 に 該区 よる区間 間 0) の指 す る指 定につい 定 都 て 市 準 の長 甪 する。 の同 意 を得 の場 な 合 けれ に ば おい لح て、 読 4 同 条
- 4 項 の場 合 に お けるこ 0) 法 律 の規 定 の適 用 につ 11 て の必 要 な 技 術 的 読 替 え は 政令 で 定め

十三 河 Ш 管 理施 泂 Щ 管 設 理 等 施 0) 設又は 0 基準 第二十六条第一項 の許 可 を受 けて 設 置さ れ る工作 物 は 水 流 量 地形 そ の他

自 重 水 そ の他 の予 想さ れ る荷 重 を考慮し た安全な 構造 のも のでな ければならな 0 河 Ш の状 況 及び

2 理 河 上必要とさ Ш 管理施 設又は れ る技術的 第二十六条第 は、 一 項 政令で の許可 定  $\emptyset$ を受 けて 設置され る工作 物 のうち、 ダ ム 防 そ の他 0 主要 な ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ につ 1 て 河 |||

(この法律の規定を準用する河川)

第

関 百 す る規 定 河 (政令で Ш 及 び 定め る規 河 Ш 定 以 を除 外 の河 く。 Ш )を準 で 市町 用 す 村 Ź。 長 が ک 指 定し の場合において、  $\mathcal{O}$ 贝 下 これら 準 用 河 の規 Ш 定中「 という。 都道 府県 知 事」 て は、 とあ る 0) のは 法 中二 市町 村 河 Ш

2 前 項 に規 府県」 定するも とあ 0 る のほ のは か、 市町 ۲ 0) 村\_ 法律の規 と、 定 国土交通 の準 用 大臣」 につ V とあ 7 の必要な る のは 技 術 都道 的 読替 府県 え 知 事 は と読 み 替え 定め るも る。

○ 都市計画 法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

(都道府県の都市計画の決定)

八条 都道 府県 りは、 関係市町 村 の意見 き、 カゝ つ、 都道 都 画 審 議 会 の議 を経 都 画 決定するも のと す

2 は、 前 項 の規 定により 都市計画  $\mathcal{O}$ 案を都道 府県 都 市計画 審 議 会に付議し ようとするときは、 第十七 条第一 項 の規 定により

提 出された意見書 の要旨 を都道 府県 都市計 画 審議 会に提出しなければなら ない。

3 易 なも で定めるところ 府県は、 のを除く。) 大都市及び により、 又は 国の利 その周辺 国土交通大臣に協 害に重大な 0) 都 市 関 に ?係があ 議し、 係る都市計 そ る政令で の同 画 意 区 定める都 域そ を得なければ の他 市計 0 文令で ならない。 画 の決定をし 定 8 る都 ようと 市計 画 す 区 ると 域に こきは、 係る都 あら 市計 カゝ 画 じ ( 政令 め、 で 国土 定 め 通

4 国土交通大臣は、 国の利 害と の調 整を図る観点から、 前 項 の協議 を行うも のとする。

市町村の都市計画の決定)

第 + 九 0) 市町村 は、 都 南計 市町村 画審 議 都 市計 会 画審 の議 を経 議 会 て、 **当** 該 都 市計 市町 画 村 を に 決定するものとする。 市町 村 都 市計画 審 議 会が 置か れ 7 V) ない ときは、 当 該 市町 村 0 す る

2 七 第一 村は、 項 の規 定により 前 項 の規 定に 提 出され より 都 た意見書 市計画 0) の要旨 案を市町 を市町 村 都 村 市計 都 画審 市計 画 議 審 会又は 都道 議 会又は 府県 都道 府県 都 市計 都 画 市計 審 画 議 審議 会に付議 会に提出し L ようと な ければ するときは なら な

3 項 す 市町 村は、 る。 のを含み、 を決定し 都 市計 地区計 画区 ようと 画 域又は準 等 するときは、 にあつては当該 都市計 画 あら 区 域につ 都市計画 かじ め、 11 て に 都道 定めようと 都 市計 府県知事 画 (都市計画区 する事項 のうち に協 議し、 域について 定めるも そ の同意 政令で を得な 定める地区 ければ 0) 施 にあって ならな 設 の配 は 置及び規模そ 区 都 設 に 関

4 計 画 の適合 府県知事 を図る観点から は、 の市町村 前 の区 項 の協 域を超える広 議 を行うも 域 のと の見 する。 地から の調 整を図る観 点又は 都道 府県が 定め、 若しくは 定めようと す 都市

5 0 要な 府県 協 知 事 力 を求 は、 第三項 め ることが の協 でき 議 を行う に当 たり 必 要が あ ると認 め るときは、 関 係 市町 村 に 対し 資料 の提 出 意 見 0 開陳 説 明 え

都市計画の変更

第二十一 とき、 都 たときは、 画 条 に関 土 都道 する 遅滞なれ 府県又 基 利 用 は < 調 査 促 市町 当該 又は 進 地区 村 は、 第 都 計計画 十三条第 に関する都 都 市計 を変更しな 画 一 項 市計画 区 域又は 第十九号に規 ければなら についてそ 準 都 市計 定する政府が行う調 の目的 画 X 域が変更さ が達 成され れ 查 たと認 たとき、 の結果 めるとき、 都市計一 第六条第一項 画 そ を変更 の他 若 する必 しく 都 市計 は 要が明ら 画 第一 を変 項 更 する必 か 規 となっ 定 に 要が よる た

2 び 計 第三項 画 第 の変更については、 の規 条から 定については、 第 十八 条まで及び前 第十七 条第五項 中 政令で 二条 定め の規 る軽易な変更を除く。 「当該施行予 定者」とあるのは、 定は、 都 [計計 画 の変更 )について準用 (第十七 「変更前 条 ずる。 第十八条第一 ۲ 後の施行予定者」と読み替えるも の場合において、 項及び 第三項 施行予 並 び 定者 に 第 を変更 九 条 す す 第 Ś 項 都市 及

の指 八十七条の二 定 都市の区 指 域 を超えて特 定都市の区域においては、 に広 域の見 地から 第十五 決定すべき 都 条第一項 の規定にかかわらず、 :市施 設として 政令で 定めるも 同 項 第四号から第七号までに掲げる都市計 のに関するも のを除く。 は、 指 定 画 都 市が

定め

る。

2 項 は に 指 「国土交通省令で 定めるところ により、 おいて準 定 市が 用 前 項 す る場合を含む。 の規 定により 第十八条第三項 以下この条において同じ。) 国土交通大臣」とし、 に規 定 す る都を 市計画 の規 同 定の適用 については、 を 条第四項及び 定め ようとす 第五 る場 項 合 の規 第十九条第三項 に おける第十九条第三項 定は、 適 用しない。 中「都道 府県知事」とあ 第二十 条第二

3 する。 国土交通大臣 は 玉 の利 害との調 整を図る観点から、 前項 の規 定により読み替えて適用され る第十九条第三項 の協議 を行うも

4 カゝ じ 第一 め、 項 の規 府県 定に 知 より 事 の意見 読み替 えて適用され を聴き、 協 議 書 る第十九条第三項 にそ の意見 を えて行わ の規 定に な より ければならな 指 定 都 市が *١* ، 国土 交通 大臣 に協 議 L ようと す るとき は あ

5 計 画 の適合 府県 知· 事 を 図 は、 一る観 の市町 点から 村 前 の区 項 の意見 域を超え の申 る広 出 域の見 を行うも 地から のと する。 の調 整を図る観点又は 都道 府県 が 定 め 若 しく は 定 め よう عَ す る 都市

6 説 明 府県知 の他必要 事 な協力 は 第 を求 四項 の意見 めることができ の申出 を行うに当 たり 必要があ ると認  $\emptyset$ るときは 関 係 市町 村 に 対し、 の提 出 意 見 0

7 用し 指 な 定 都市が、 以 上 0) 都 府県 の区 域にわ たる 都 市計 画 区 域 係 る 第 項 0) 都 市計 画 を 定定め る場 合 に おい て は 前 項 の規 定は 適

8 定 都 市 に 対 する第七 十七 条の二 第 項 の規 定 の適 用 につ V 7 は 同 項 中 置くことが でき る とあ る のは、 置く」 لح す

 $\bigcirc$ 主 地利 利 用 用 計 基 画 本計 法 画 (昭 和 兀 + 九 年 法 律第九十二号)

第 九条 略

2 酪

10 意見 を聴くととも 都道 府県は、 土 地利 に、 用 国土交通大臣 基 一本計 画 を定める場合 に協議し、 には、 その同意 あ を得 5 かじ なければならない。 め、 第三十八条第 項 の審議 会を の他 の合議 制 0 機 関及び 村 長 0)

11 略)

12 国土交通大臣 は、 第 十項 の同 意 をし ようとするときは、 関 係行 政 機 関 の長 に協っ 議 L な けれ ばなら な

13 14 略

 $\bigcirc$ 自 治法 (昭 和二十二年法律第六十七号)(抄

地方公共団体は、 法人とする。

普通 地方公共団 体は 地域における事務及びそ の他 の事 務で法律又はこれ に基づく 政令 により処理 することとされ るも のを処 理 す

る。

本

を定め、

これ

に

して行なうようにしなければならない。

な 務 いと認 市町 理 村 村 められ するも は、 は、 そ 基 の事 るも のとする。 的 務 な のについては、 を処理するに当たつては、 地方公共団体として、 ただし、 当 該 第五項 に規 市町 村 第五項 定する事務 の規模及び 議 会の議 において のうち、 能力に応じて、 決を経てその 都道 府県 その規模又は性質に が 処 地域における総合的かつ計画 こ れ 理 するも を処理 のとされてい することができ おいて一 るも 0) 的な のを除っ る。 市町 村 行 き、 が 政 処 の運 理 営 す を図 ることが 的 に、 る 前 た 適当で 項 め の事  $\mathcal{O}$ 基

の及びその規模又は 一府県は、 市町 村 を 性質 に する広 おいて一 域の地方公共団体として、 0) 市町 村が処理 することが適当でない 第一 項 の事務で、 , と 認 広 域 めら でにわ れ たるも ければならない。 るも 0) の を処理 村 す るも に 関 のと す る連 する。 絡 調 整 に 関 す

別 地方公共団 体 は、 この法律の 定めるところにより、 そ の事務 を処理 っ する。

府県及び

市町

村は、

その事務

を処理するに当つては、

相互に

合しないようにしな

0 律 に おい て 自 務」とは、 地方公共団体が 処 理 する事務 のうち、 法定受 事 務以 外 のも

0

法律に

おいて「

法

定受

事

務」とは、

次に掲げ

る事

務

をいう。

0)

、 う。

係 以 下 でるも 法律又はこれ \_ 第 のであつて、 一号法定受 に基づく 政令 により 国においてそ の適 事務」という。) 都道 正な処 一府県、 理 を特 市町 村 に 又 確保 は 特別区 す っる必要 が が 処 理 あ るも することとされ のとして 法律又はこれ る事務 のうち、 に基づく 国が 政令 本 に特 果 たすべ に定め るも 0 に

ŧ のであつて、 法律又はこれ に基づく 政令 により 市町 (以下「第二号法定受 都道 府県 においてその適正な処理 事務」という。) 村又 は 特 を特 別 区 が に 確保 処 理 する必要があるものとして 法律又はこれ することとされ る事 務 のうち、 都道 府県 が に基づく 本 果 たすべ 政令 に定 んめるも に . 係る

欄に掲げる法律についてそれぞれ同表 の下欄 この法律又はこれに基づく に掲げるとおりであり、 政令 に規 定するも 政令 に定める法定受 の下欄 に、 0) のほ 第二号法定受 事務はこの か、 法律 :に定め 事務 法律に基づく政令に示すとおりである。 にあつては別表 第二の上欄 る法定受 事 務 は 第一号法 に掲げ 定受 事 る法 務 律につ にあ 0 て いてそれぞ は 别 表 第 れ 同 0) 表 上

ければならな 地方公共団 体に関する法令 の規 定は、 地方自 治の本旨に基づき、 か つ、 国と 地方公共団体との適切な 分担 を ま え のでな

る特別 を 地方公共団 地方公共団体 及 び 体 運 に 用 関 の特性にも照応するように、 するようにしなければならない。 する法令 の規 定は、 地方自 治の本旨 これ ۲ を に基づ の場合 Ļ ٧ì において、 及び運用し て、 かつ、 特別 なければならない。 国と 地方公 地方公共団体 共 寸 · に 関 体と の適 する法令 切 な の規 定は 分 担 を ま の法律に定め えて、 これ

が 地 律又はこれに基づく 政令により地方公共団体が処理 域 の特 性 に応じて当該事務 を処理 することができ るよう特に配慮しなければならない。 することとされる事務が自 治事務であ る場 合 において は、 国は、 地方 公 共 団

体

L なければ 地方公共団 なら 体 ない。 は、 そ の事務 を処理するに当つては、 住民 の福祉  $\mathcal{O}$ 進に努 めるととも に、 最 少 の経費で最 大 の効 果 を げ る に

ければならな 地方公共団 体 は にそ の組 織及び運営 の合理 化 に努 めるととも に、 他 0) 地方公共団体 に協 力 を求 めてそ の規 模 適 正 化 を 図らな

務 公共団体は、 を処 理して は ならな に違 反してそ の事 務 を処 理 L て は ならな な お 市町 村 及 び 特 別 区 は 当 該 都道 府県 0 に違反してそ

前 項 の規 定に違 反して 行つ た地方公共団 体 の行為 は、 れ を 効 لح す る。

(公有財産の範囲及び分類)

第 二百三十八条 ۲ 0) 法律において「公有財 産」 とは、 普 通 地方公共 寸 体 0 所 有 に属 す る財 産 のうち 次に掲げ るも 0) (基金に属 するも

 $\mathcal{O}$ を除 う。

不 -動産

橋 及 び 並 び に

機

前二 一号に 掲 げ る不 動 産 及び 動 産 の従 物

兀 三 地上 権 地 権 業 作を の他 これら に準 ず

る

特許 権 著 作 権 商 標 権 実 用 新 案権そ の他これら ず

五. 六 株式、 社債 特 別 0) 法律により 設立され た法人の 発行する債 に表示され るべ き を含み 期 社債

等

地方債

及

七 出 資による権利

国債その他これら

に準ずる権利

八 財 産 の信 の受益 権

2

前 項 第六号の「 期 社債 箬 とは、 次に掲 げ るも 0) をい う。

株式等 7の振替 に関する法 律 (平成 十三年法律第七十五 号) 第六十 六条第一号に規 定する

期

社債

三 信 用 金 及 び 法 昭 和二十六年法律 資 (法人に関する法律 第二百三十八号) (昭 和二十六年法律第百 第五 十四条の 九十八号) 四第 一 項 に規 定する 第百三十九条の 期 債 十二第 項 に規 定する 期

兀 保険業法 (平成七年法律第百五 号) 第六十一条の十第一項 に規 定する 期社債

五. 資産 の流 動 化に 関する法 律 伞 -成十年 法 1律第百五 号) 第二 条第八項 に規 定する特

定

期

農林 中央 金 法 (平成十三年法律第九十三号) 第六十二条の二第 一 項 に規 定する 期 農 林債

3 公 有財産! は、 れ を行 政財 産と普通財産とに分類 す る。

六

4 産 以 行 外 政財産とは、 0) 切 の公有財 普通 産 地方公 をいう。 4 世団体 に おいて公用又は公共 用 に供 し、 又は 供 することと 決定し た財 産 をい 1 普 通 財 産 とは 行 政財

公 有 財産 に関する長 への総合調 整 権

はこれ は 二百三十 の結果 5 の管 -八条 に 理 基づ 0) に属 V) 普通 て 必 する機関で 要 地方公共団体 な措 置を講じ 権限 を有 ずべきこと の長は、 するも 公有  $\mathcal{O}$ に対し、 を求 財 産 めることが の効 公 有 的 財 でき 産 運 の取得一 用 る。 を 义 又 るため必 は管 理 要があ につい ると認 報 告 めるときは、 を求 め、 実 委員 会若 地 につ しく て 調 査 は 1 委員又 又

2 普 通 地方公共団 体 の委員 会若しくは委員又はこれらの管理 に属 する機関で 権限 を有 するも のは、 公 有財 産 を取 得 又 は 行

産

具法人債

な 可 の用 · で 当 産 途 該普 を変 る土 更 通 į 地方公共団 地 0) 若 貸付け若しくはこれ しくは 体 の長が指 第二百三十 定するも 八 に対する地上 条 0 匹 0) をし 第一 |項若しく ようとするときは、 権若しくは は 第 地 三項 権 あらかじ 同 0) 設定若しくは同 条第四項 め当 におい 該 普通 条第七項 て準 地方公共団体 用 する場 の規 定による行 合 の長 に協 む。 . 政財 議 の規 な 産 けれ 定 使 に ば 用 ょ なら の許

3 普 止したときは 通 地方公 共 団 体 直ち 0) 委 にこれ 員 会若しくは委員又はこれ を当 該普通 地方公共 団 ら 体 の管 の長 理 に引 に属 き す る が 機 な 関で ければならない。 権限 を有 す ノるも のは そ の管 理 に属 す 産 の用 途

(普通財産の管理及び処分)

ることができる。 一百三十八条 の 五 普 通 財 産 は、 れ を貸し 付 け、 交 Ļ ŋ 1) し、 若 L < は 出 資 0) 目的 とし、 又 は れ に私 権 を 設 定す

- 2 れ 通 財 産 することができ で あ る土 地 そ の 土 地 0) 定着物 を含 む は 当 該 普 通 地方 公 共 4 体 を受益さ 者とし て 政令で 定  $\Diamond$ 0 目的 に より、
- 3 者として、 を運用 通 財 産 することを信 指 のうち 定金 国債そ の他 機 以関そ の目的とする場合 の他 0) 政令で  $\mathcal{O}$ 確実な 定 金 め に限 機 b, 関に . 国債 信 等 す っをそ ることができる。 下 0) の項 額 に に相当 おい て す る担 国債 保 等 の提供 とい を受 う。 ) けて は、 貸し 当 該 付 普 け 通 る方 地方 法により 公 共 4 当 体 該 を受益 国債
- 4 要 普 を生じたときは、 通財産 を貸し 付けた場合 に 普通 地方公共団体 において、 の長は、 その貸付期間 そ 0) 約 中 を に 国 除 地方公共団体そ することができ る。 の他 公 共 4 体 に おい て公 用 又は 公 共 用 に供 す る た め必
- 5 前 項 の規 定に より 約 を 除 l た場 合 に おい ては、 借 三受人は、 これ によって 生じ た損 失 につきそ の補 を求 8 ること が でき る。
- 6 の用 途 通 を廃 地方公共団体 借 受人が指 止 L たときは、 定され の長が 当 た期 一定の用途並び 該 普 日 通 を経 地方公共団体 過してもな にそ の用 の長は、 おこれ 途に供しな をそ そ の用途 0) けれ 約 に供 ば を なら いせず、 除 ない することができる。 又はこれ 期日及び期間 をそ の用途 を指 定して普 に供 た後指 通 財 産 定され を貸し た期 付けた場 間 内 合 にそ に
- 7 合 四項 に準 及び 用 する。 第五項 の規 定は 貸付け以外 の方 法により普 通 財 産 を使 用させ る場合 に、 前 項 の規 定は 普 通 財 産 を n V 又 は す
- 8 カュ ら 第六項 くまで の規 定は 普 通 財 産 で あ る土 地 そ の土 地 の 物 を含む。 を信 す る場 合 に準 用 す る。
- 9 の種 項 類 定 及 め び るも 設 置 0 のほ カコ 普 通 財 産 0 1 に 関し必要な事 ·項 及 び 普 通 財 産 の交 に 関し 必要な事 項 は 政令でこ れ を

定

め

第二百 八 十四四 条 地方公 共 寸 体 の組 合は、 部事 務組 合、 広 「域連合、 全 部事 務組合及び 場 事務組合とす

- 2 は、 道 る。 府県 通 の場合 部事務 の加 地方公共団体 入 組 に す くるも 合 おい 0) 及 て、 成立と同時 0) び にあ 特 部事 つては 別 区 務組 は、 に消滅 総務大臣、 第六項 合 する。 内の地方公共団体 につきそ の の場合 そ の他 を除くほ の も のにあつては か、 そ の事 行 機関の権限 都道 務 0 府県知事 部 を共 同 の許可 に属する事項がなくなっ 処理 するため、 を得て、 その協 部事務知 たときは、 組 議 合 に より を設けることが 規約 そ 0) を 定 行 め でき 機 関
- 3 び 計 画 普 にそ の事務 通 府県知事 议 下 地方公共団 広 0) 0 域計 許 — 部 可 体及び特別区 を広 を得て、 画」という。 域にわ 広 は、 域連合を設けることができる。 たり総合的かつ計画的 ) を作成し、 その事務で広 そ の事務 域にわ に処理するため、 の管理及び たり 処理 この場合においては、 することが適当 行 その協 について広 議に であ 域計画 より規約 同項 ると認 後段 の実施 を定め、 め の規 るも のため 定を準し 0) 前 項 に 関し、 に必要な連 用 の例 する。 広 に 域にわ 絡調 たる総 総 整を図り、 務大臣 合的 又 は 並 な
- 4 **総務大臣** は 前 項 の許可 をし ようとするときは、 国の関係行 政 機関の長 に協議しな ければならない。
- 5 可 合 を得て、 町 成立と同 1.は、 全 特 時 部事 別 に消 の 必 務 要があ 組合 滅 する。 を設けることができる。 る場合 においては、 そ この場合においては、 の事務 の全 部を共同 処理 全 部事務組 するため、 合 その協議 内の各町 村 により の議 規約 会及び を 定 行 め 機 が関は、 全 知 務組
- 6 て、 き 町 村は、 そ 場事務組 0) 特 行 別 合 機 の必要があ 関は を設けることができる。こ 場事 る場合 務 組合 に おいては、 の成立と同 の場合 時 場事 におい に消 務 滅 を共 て、 する。 同 処理 場 事 す 務組合 ,るため、 内各 そ 町 の協 村 議  $\mathcal{O}$ に 行 より 機 規 関 約 0) 権限 を定 に属 め する事 項がなくな 知 事 許 0 可

別表 第一 第一号法定受 事務 (第二条関係)

の表 の下 欄 の用 の意義及び の意 は、 上 欄 に掲 げ る法律に お ける用 の意 義及び の意 によるものとする。

港湾 法(昭和二十五 年法	略 )	法律
第四条第四項		
、(第九条第二項及び 第三十三条第二項 において準用 する場合 を含む。以下同じ。)、 第五項	(略)	事

(略)	律第二百十八号)
(略)	項の規定による都道府県知事が行う協議に関するものに限る。)知事の認可に関するものに限り、同条第五項の規定により処理することとされているものについては、同事務(第四条第四項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県本条第一項(水域を定める事務に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理することとされている、)がびに第九項及び第十項(これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十でに第九項及び第十項(これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十のに第五十項及び第十項(これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)並

○ 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)(抄)

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。(国有財産の分類及び種類)

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

いう。)の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員 (国 公務員

法

(昭和二十四年法律第百十七号)

第二条第二号の職員

を

公共用財産 国において直接公共 の用に供し、又は供するものと決定したも 0)

室用財産 国において 室の用に供し、又は供するものと決定したもの

兀 企業用財産 国において 国の企業又はその企業に従事 する職員の住居の用に供し、 又は供するものと決定したもの

4 第二項第四号の国の企業については、政令で定める。

行 政財産以外 の一切

の国有財産をいう。

(貸付期間)

以 内 3

普

通財産とは、

三

第二十一条 普通 財 産 の貸付けは、 次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定める期間とする。

を目的として土 地及び土 地の定着物 (建物を除く。 以下この条及び第二十七条において同じ。)を貸し付ける場合 六十年

- 間 建 物 を設定するとき の所 有 を目的 として土 地及 五. 十年以 Ŀ び 土 地 0) 定着物 を貸し 付 ける場 合 に おいて、 借 地借 法 第二十二条の規 定 に 基づく借 地 権  $\mathcal{O}$ 続
- 三 前 号 の場 合 を除 くほ か、 土 地及び・ 土 地 の定着物 を i 貸し 付 :ける場 合 三十 年以 内
- 兀 建 物そ の他 の物件 を貸し付ける場合 十年以
- 2 期 間 前 項 する。 の期 間 は 同 項 第二号に掲げる場合 を除き、 更 新 することができ る。 ۲ の場合 に おいては、 更 新 0) 、日から 同 項各 一号に規 定する

貸付料)

لح

第二十三条 普 通 財 産 0) )貸付料 っ は、 毎 年 定期 に 付させ、 な けれ ば ならな \ \ \ ただし、 数 年分 を前 さ せ ること を げ

な

. 貸 付 約  $\mathcal{O}$ 除

第二十四 業の用 条 に供 普 するた 通 財 産 にめ必要 を貸し 付けた場合 を生じたときは、 に おい 当 て、 該 そ 財 産 0) を所管 貸 (付期 す 間 る各省各庁の長は、 中に国又は公共 寸 体 そ に 0) おい 約 て公共用、 を 除 することが 公用 又は でき 玉 0) 企 L < は 公 益

2 前 項 その補 の規 定により を求 めることができる。 約 を 除し た場合においては、 借受人は、これ によつて 生じた損失 につき当該財産 を所管 する各省各 庁 の長 に

0 港 則 法 昭 和 二十三 年法律第百七 十四四 号) (抄)

港 及びそ の区 域

第一 こ の 法律を適用 する港 一及びそ の区 域は、 政令で 定 め る。

 $\bigcirc$ 激 甚 災害に 対処 す るため の特 別 の財 政 缓助 等 に 関 する法 律 昭 和三十七 年法律第百五 十号)

災者公営住宅 建 設 等事 業に対する補 助 の特 例

第二十二条 失 災害の当時 の公営住 一合には、 た住宅 居住してい 宅 国は、 0) 同 の建 数 法 の 五 設等 第八条第 地方公共団体が激甚 た者 · に要 に相当する 一項 に する費用 の規 貸するため公営住宅 定にかかわらず、 をいう。 数 災害を受 当 ⋾該激甚 次項 けた政令で に 災害により滅失し おい の建 予 算 て 設 の範囲 同 定める地 等 ľ (公営住宅 法 内に の 域 四分の三を補助 にあっ た住宅にその災害の当時居住してい おいて、 第二条第五 た住宅 当該公営住宅 で あ すること 号に規 つて当該 の建 定する公営住宅 が できる。 激 設等に要 甚 災 不害に ただし、 た者 する費用 より の建 に転 滅失し 設等をいう。 当 貸するため事 同 該 法第七 たも 災害により滅 の )をす

項

体 が 借 り上げ を超 え る分 につい る公営住宅 ては、 で あ 0 ۲ て 同 の限りでない。 法第十七 条第 三項 の規 定に よる 玉 の補 助 に 係 るも のが あ る場 合 にあ つて は、 そ  $\mathcal{O}$ 数 を 除 L た

2 の規 前 項 定 を準 の規 用 定 する。 による公営 住 宅 の建 設等に要 する費用 につ 11 7 0) 玉 の補 助 の算 定につ 1 て は 公営 住宅 法 第七 条第 項 及 び 第

 $\bigcirc$ 自 自 転 転 車 車 道 道 整 0 備事 整 備 業 等 不の実施 に 関 はする法 律 (昭 和 兀 士五. 年 法律第十六号)

第 兀  $\mathcal{O}$ 条 発 道 路 況 そ 管 理者  $\mathcal{O}$ 他 の事 は、 道路 情 を考慮して自転車 法第三十条の規 道 定 整 に 基づく 業を実施 政令で するよう努 定める基準 めな に従 けれ V) ば 自 な 転 5 車 · 及び な 自 動 車 の交通し 量 道 路 に お け る交通 事 故

0 被 営住宅及び 災 市 街 改良住宅 興 特 别 措 の入居者 置 法 伞 資格 成七 の特 年法 例 律 第 + 兀 号) 沙抄

第二十 から 各 省 居 和三 7 l 令 で 住してい 国土交通省令で 定める基準 起 士五 (住 宅 算して三 定め 年 地区 る市 た者及び住宅被災市町村 第五 法 律 一年を経 条第 改良法 第八十四号)第二十 街 地 の 整備改 項 第二十九条第 過する日まで 第一 号 の に適合するも 及び住宅 災害により の区 -九条第 一 項 の間 域内に は、 の供 において準用 一 項  $\mathcal{O}$ 給 公営住宅 相 当数 以 におい に関する事 おいて実施され 下 の住 · て 準 する場合を含む。) に掲げ 住宅 法 . 宅 が 用 昭 業の実施 に伴い 被 滅失し 和二十六年 す 災 る都 市町 る場合を含む。 計計画 た市町村で滅 村」とい 法律第百九十三号) 移転が必要となっ 法第四条第十五項 · う。 ) に掲げる条件 る条件を具 失し の 区 た住宅 域内に 備する者とみなす。 第二十三条第三号 た者については、 に規 定する都市計 0 を具 おいて当該 数そ 備する者を公営 の他 災害に の住 当 画事 宅 往 該 の被 より 住宅 宅 業そ 災 滅失し 害の 害 -の 他 法第二十三条  $\mathcal{O}$ 程度 改良 発生し た住宅 国土交通 法 た 日 (昭

 $\bigcirc$ 国土交通 省 設 置 法 伞 成 + 年 法 律 第 百 号) (抄)

所掌事務等)

第

十五 六 -成十七 年 -法律 運 第 年 百八十三号)、 法 審 議 律 第四 会は + 号)、 事 物 業 自動 地域公共 法 昭昭 車 運 和 交通 六 事 + 業 0) 一年 法 活 性 平 法 化及 律第 成 び 九 年 再生に関 十二号)、 ·法律 第八十三号)、 す る法 道 律 法 平 天 海上 正十 . 成 + 運 年 九 年 法 法 法 律 第七 律 内 第五 + 海 - 六 号 )、 十 運 九号)、 業法 都市 昭昭 道 路 和二 運 道 一十七 法 年法 昭 律 和 進 第 法

Ł 百五  $\mathcal{O}$ を処 十一号)、 法 理 昭 す 和二十七 内 海 年 運 法 組 律第二百三十一号) 合 法 (昭和三十二年法 の規 律第百六十二号)、 定により 同審議 会に諮 港湾運 ること 事 を要 業法 する事 (昭和二十六年法律第百六十一号)、 項 のうち 国土交通大臣 の行う処 港 分 等 湾 に係る 法及び

2 国土交通大臣 年法律第百 は、 六十号)による不 前 項 に規 定する事項 申 立て に係 に対す る国土 交通 る決定等をする場合には、 大臣又は そ 0) 地方 支分 運 部局 審議 の長 会に諮らな の行う処 分 ければ、 につ ならない。 て の行 審 査 法 昭昭 和

3 運 不利益処分 第一 審議 項 に規 议 下 定する事項 「不利益処分」という。)を除く。 に係る処分等及び前項 に規 定する決定等 のうち、 運 行 政手続 審議会が軽微なも 法 (平成五 年法律第八 のと認 めるも のについては、 十八 号) 第二条第四 国土交通大臣 1号に規 定 には、 する

4 づ 運 審議 国土交通大臣 会に諮ら 会は、 ないでこれを行うことができ 第 に対し、 一項 に規 定する事項 必要な勧告 に係る処分 等及び をすることができ 第 る。 項 に規 定 する決定等に 関し 職 権 に こより、

又

は

利

害

関

の申

請

に

基

○ 過疎 地域自立促 進特別措 置法(平成十二年法律第十五号)(抄)

(過疎 地域)

第二条 定める金額 この を超え 法律に において る市町村 を除く。) 地域 の区域をいう。 とは、 次に掲 げ る要 件 に該 当 す 、る市町 村 (地方税 の収入以外 0 文令で 定 める収入 の額 が 政令で

七 年 次のいずれ か 5 か 満 であ 当 に該当すること。 該 ること。 市町村人 に係る昭 ただし、イ、 和 兀 十五 口 又は 年 う人 ハ に該当する場合 を 除 L て得 におい た人 ては、 を当 該 国勢調 市町 村 查 人 の結果 に に係る同 による市町 年 · の 人 村 で除 人 して得 に 係る平成

当 該 国勢調査 市町 村 の結果 人 に係る昭和三十五 による市町 村人 年 · の 人 に係 る昭和三十五 で除して得 年の人 た数 から当該 议 下「三十五 市町 村 年間 人 人 係る平 減 少 成七 という。) 年 の人 が を ・三以上であ 除 して得 た人 るこ を

口 三十五 を当該 年間 市町村人 人 減 少 が に !係る同 ・二五以上であって、 年の人 で除して得た数 国勢 調 査 が の結 ・二四以上であ 果による市町 村人 ること。 に係 でる 平 成七 年 · の 人 のうち 六十五 歳 以 £

士五 満 年間 の人 人 を当該 減少 市町 が 村 五. に係 以 上であって、 る同 年の人 で除して得 国勢 調 査 の結果 た数 による市町 が 村 五以下であること。 人 に係 る平 成七 年 の人 のうち 士五 歳 以 Ĺ 三

- 当 市町 調 村 査 の結果 人 に係る による市町 る昭 和 兀 村人 士五. 年の人 に 係 る昭 で除 和四十五 して得 た数 年の人 が か ら当 該 九以上であ 市町村人 ること。 に係る平 年 の人 を 除 して得 を
- に 地方交 の三分 より 算 の — 定し た当該 の数 法 昭 が 市町 和二十五 村 の 四二以下であること。 基準財 年法律: :第二百 政需要額で除して得 十一号) 第十 た数 四条の規 で 平成八年度から 平成十年度まで 定により 算 定した市町村 の基準 の各 財 政収 年度 入額 に 係るも を同 法 のを合算したも 第 + 条 かの規 定
- 2 総 務大臣、 のとする。 農 林 水 産 大臣 及び 国土交通大臣は、 地 域 をそ の区 域と す ,る市町 村 以 下 地 域 0 市町 村 という。) を公示 す
- $\bigcirc$ 公 独 1営住宅 政 への入居 法人都 市 再 生 機 構 法 伞 成 士五. 年 法 律 第百 号) (抄)
- 第二十 入居 に規 九条 を容易 にするよう 定する老人 等にあっては 機構は、 に特別 貸住 宅 の配 の建 同 慮 替えに併 条第二号及び をしなければならない。 せて 公営 第三号) 住 宅 に掲げ が 整備さ る条件を具 れ る場合 備する者が当該公営住宅へ において、 従前 居 住 一者で 公営住宅 の入居 法 を 第 十三条各 たときは、 号 そ 同 0) 条
- 2 前 の場合において、 当該 公営住宅 の事 業主体は、 機構が 行う 措 置に協 力 するよう努 めな ければならない

## 環境省 関係)

○ 大気汚染防止 法(昭和四十三年法律第九十七号)(坎

総量規制 基準 )

て当 条第一項 に よつては環境 条 という。) において発生する当該 0 煙 第三号において「大気環境基準」という。)の確保 都道 下 1 | 府県知 煙 基 指 本法 を排 定ば 出 事 伞 は、 い煙」という。 する工場 成五 工 場又は事 年 叉は 法 律第九十一号)第十六条第一項 指 事 )ごとに政令で 定ばい煙について、 業場が 業場で環境省令 集合して 定める で V 定める基準 る地域で、 指 が困難で 定ばい煙総量削 地域 の規 あると認められる地域としてい (以下「指 に従 第三条第 定による大気 V 都道 減 定地域」という。 一項若しくは 計画 府県 7知事が を作 の汚染 成し、 第三項 定める規 に これ 係る環境 )にあつては、 文は **ベ模以上** に基づ おう酸 第四条第 上 0) き、 の も 化物 その他 当該 環境省令で 0) につ 項 议 指 の排 *\* \ 下 定 0 て 政令で 地域におい 出 0) 特 定めると 定工場 (次

ころ に より、 総 量 規 制 基準 を定めな けれ ば なら

 $\bigcirc$ 自 環境 保 全 法 昭 和四 十七 年六月 二十二日 法律第八十五 号) ( 抄

玉 等 に 関 する特例

第 つては環境大臣 二 十 一 を要しない。 条 玉 0 この場合 に協議 機 関フは Ļ 地方公 において、 地方公共団体 共団体が行う行為 当該 にあつては環境大臣に協議しその同意 玉 0) 機関又は につ 1 地方公共団体は、 て は、 第 条 そ 第 の行為をしようとするときは、 一 項 を得なければならない。 ただし書又は 第十九 条第一 三項 あらかじ 第五 号 の許 め 可 国 の機関にあ けるこ

2 玉 0 機関又は 地方公共団体は、 なければならない。 第十七 条第三項 の規 定 んにより 届 出 を要 する行為をし たときは、 同 項 の規 定 に ょ る届 出 例 に

環 境 大臣 にそ の旨 を通知 L

(特 別 地区

1 \ 3

条

4

応急措 の許可 に |項若しくは おいて行うものについては、 別 項において「保安林 を受 けた者が 置として行う行為、 内に 第一 おい 一項 ては、 行う当該 の規 定により指 等 第一号若しくは 第三号に掲げる行為で森林 法第二十五条第一項若しくは 次に掲げ 許可 の区 ک の限りでない。 に係るもの又は 掝 定され る行為は、 という。) た保安林 環境大臣 内におい 第二号に掲げ の区 の許可 域若しくは同 て 同 法第三十四条第二項 る行為で前項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度 を受 つけな 法 ければ、 第四十一条の規 してはならない。 同 法第四十四条において準用 定により指 定され ただし、 第二項若しくは た保安: 非 常 施 災 する場合 設地区 第二十五 害のために必要 (第二十八 条の二第

第十七 条第一項 第 号から 第五 号まで に掲げ る行為

すること。

三 環境大臣 す 域若しくは水路 が指 定する 又は に汚水又は廃水 原及びこれら を排 水 の周 設 備 辺 を設けて キ 口 排出 1 すること。 の区 域 内に 7 当 該 若しくは 原 又 人はこ れ 5 水が

兀 道 機 広 させること。 場、 場 %及び宅 地以外 0) 地 域 のうち 環境大臣 が 指 定する区 域内 におい て車 若し は 動 力 を使用

又は

5 6 略

7 + 四日以 特 別 内に、 内に 環境大臣 おいて非常 災害のために必要な応急措 置として にその旨 を届 け出なければならない。 第四項各 号に掲げ る行為 をし た者は、 そ の行為 をし た日から起 算して

生動 物保護 地区)

3

人も、

生動

物保護

当

該

生動

物保護

生動

物

(動 物

を含む。

を

若しくは

2 第二十六条 関 する保全計画に基づいて、その区 略) 環境大臣は、 特別 地区 内における特 域内に、 当該保護 定 0) すべき 生動 物 生動 の保 護 物 のために特 に必要があ の種類ごとに、 生動 ると認めるときは、 物保護 地区 を指 定することができる。 自 然環境保全 地 域に

一 5 五. 又 は 略) 取 若しくは 地区 損 内においては、 してはならない。 ただし、 次の各 号に掲げ 地区 に係る る場合は、 ۲ の限りでない。 0)

六 前各号に掲げるも ののほ か、 環境大臣が特 に必要があ ると認 めて許可し

た場合

海 中特別 4

略)

3 2

海

略

中特別

地区

内においては、

次の各号に掲げる行為は、

環境大臣

の許可

を受けなければ、してはならない。

ただし、

非 常

災害のた

の他漁

業を行うために必要と

第二十七条 環境大臣は、 自然環境保全 地域に関する保全計画に基づいて、 そ の区 域内に、 海 中特別 地区 を指 定することができる。

さ め れるものについては、この限りでない。 に必要な応急措置として行う行為又は 第一号から 第三号まで及び 第六号に掲げる行為で漁具 の設置そ

工作物を新 改 し、又は すること。

海 の形質を変更すること。

三 を掘 又は土石を 取すること。

兀 海面 を め立て、 又 は すること。

五. を 帯 さんご、海そうその他これらに類 若しくは Ļ 又 は 取し、 する動 若しくは損 物 すること。 海 中特別 地区ごとに環境大臣が農林水産大臣 の同意 を得て指 定するも

六 物 を係 すること。

4 5 略

6 て 海 中特 +-四日以 别 地区 内 内に に、 において非常 環境 大臣 常 にそ 災害のために必要な応急措 置として の旨 を届 け 出 な ければ な 6 ない。 三項 各 号に掲 げ る行 為 をし た者 は、 そ の行 為 をし た 日か 5 起

7 略

通

予 いて漁具 項 定日その他 本文の規 号に掲げ 八 条 の設 自 1然環境 る行為 環境省令で 置そ 定に該当 の他漁 保 をしようとする者は、 「するも 全 業を行なう ために必要とされ 定める事項 地 域 のを保安林 等の区 の区 域 を届 べのうち け 出 環 特別 境大臣 な ければ 域 地区 内に に対し、 及 るも なら び海 おい ない。 てしようとする者及び第一 のをしようとする者は、 中特 環境省令で 定めるところ 別 ただし、 地区 に含まれ 第一号から ない ۲ 区 の限りでない。 号 第三号までに掲げる行為で森林 に 域 より、 から 第三号 以 下 行 為 普通 の種類、 まで 地区」という。 に掲げ 場 所、 る行為 施 ) 内 に 法第三十 行

で

海

面

内 兀

に

お

[条第

方

法及び

手

7

その規模が環境省令で その規模が環境省令で定める基準をこえるも 定める基準をこえる建 物そ のとなる場合 の他 の工作物 における改 又 は 改 Ļ を含む。)。 又 は す ること **○**改 又は 後 に おい

宅 地 を造 成し、 土 地 を開 Ļ そ の他土 地 海 を含む。)の形質を変更すること。

三 物 又は土 石 を 取すること。

兀 水面 を め立て、 又は すること。

Ŧī. 特 別 地区 内 の河 Щ 等 の水 又 は 水 量 に 減 を及 ぼ させ ること。

2 略

準

用

 $\mathcal{O}$ 機 条 関又は 第 + 地方公: 八条の規 共 団 定は自 体 が行なう行為 然環 境保 全 につい 地 域 の区 て、 域内に それぞれ準用 おける行為 する。 に対する命令について、 この場合において、 第十八 第二十一条の規 条第 一 項 定は 中「前 当 該区 条 第 域内に 項 の規 おいて

は 違 項 条第三項 反し、 同 条第四項 第 定により の規 又 は 項 定に違反し、 同 の規 許可に附 条第 第 定 二十六条第三項 第六号又は 第二十七 によ 項 せられ る処 の規 定により許可 若しくは 分 た条件 第二十五 に違反し 第二十 に附 条第五項、 た者、 せら 条第一項 れ 条第三項」と、 た条件」とあ 第二十八条第 中 第二十六条第四項若しくは 第二十七 第 条第 るのは「第二十五条第四項 一 項 同 条第 の規 項 ただし 定による届出 <u>一</u>項 中 書又は 「第十七 をせず、 第 条第四項 条第三項」とあ + -九条第1 第二十六条第三項 同 項 において準用 三項 各 第五 号に掲げ るのは 是 とあ 若しくは する第十七 る行為 をし 第二十五 るのは 第二十七 た者又 条第一

項、 る のは 第二十七 「これ ら」と読み替 条第六項 文は え 第二十八条第 るも のと する。 項 し たとき」 とあ る  $\mathcal{O}$ は L たとき、 又 は L ようと するとき」 と、 同 項 とあ

(保全)

第四 む。) 別 場 域 合 の区 十六 においては 又は 域のうち 普通 都道 生動 地区 特 当 別 物 に は、 該 保護 地区 お 地 ける行為 域に係る住民 に含まれない区 地区 都道 を含む。 府県自然環境 に関 する第四章 の農林漁 を指 域内 保 定し、 全 に 業等の生業の安 おける行為 地 第二節 域にお かつ、 の規 ける自 心につき、 特 定による規 別 定及び福 然環 地区 それぞれ自然環境保全 境 を保全 生動 制 祉 の範 0) するた 井 上 物 に配 保護 内において必要な規制 め 慮し 地区 条例 な 地域 を含む。 ければならない で の特 定めるところ )内及び 別 地区 を定め 都道 により、 ること 生動 府県 ができ 自 そ 物 然環 保 護 区 境保全 地区 域 内 地

2 · 3 (略)

(協議等)

第 兀 するときは、 +九 条 そ の区 は 域 に係 都道 る首 府県 1然環境 自 然環 の保全 境 保 全 に 地 関する計 域 特 別 画 を えて、 生動 環 **境大臣** 物 保 護 に協 地区 議しなければならない。 む。 の指 定又 は そ 区 域 の拡 張

- 2 環 境 大臣は、 前 項 の規 定によ る協議 を受け たときは、 関 係行 政 機関 の長 に協議 しな ければならな
- 3 け る 玉 0 機 関又は が 第 匹 地方公共 十六条第一項 寸 体 が行なう行為 の規 定に基づ < に 条例で 関 する特例 都道 につ 府県自然環境保全 いては、 第 三十 地域 · 条 に の区 おい 域 て準 内における行為 用 する第二十 につ き 条 規 の規 制 定 を の例 定め た場 ょ に お

自 動 車 カ 6 排 出 さ れ る窒 素 酸 化物 及 び 粒 子 状 物 質 0 特 定 地 域 に お け る総 量 0 削 減 等 関 す る特 別 措 置 法 平 成 兀 年 法 律 第七 号)

(抄)

 $\bigcirc$ 

(協議会)

第十条 計 画 対 に 策 第六条 政 地域又は 定めら **八機関及** れ 第 び 粒 るべき事 項 子 関 · 状物 又 係道 は 項 路 質 第 管 八条 につ 対 理 策 者 V 地 第 て調 を含む者 域 項 をそ の規 査 審議 の区 で組 定 域 に するため、 温織され より の全 窒 部又 る協 素 は 酸 都道 議 会を置く。 部と 府県知事 対 す 策 る 地 都道 域又は粒 府県 子 に、 状 公安委員 窒 物 素 質 酸 対 策地 化物 会 総 域が 関 量 係 削 定 市町 減 から 計 村 画 れ たとき 又 特 は 別 粒 区 は、 子 を含 状 当 物 む 質 該 総 窒 素 量 削 酸 関 減 係 化

2 (略)

(総量規制 基準) ○ ダイオキシン類 対策特別措 置法(平成十一年法律第百五号)(抄)

第十条 用事 という。)にあっては、 っては第七 ところにより、 の項において同じ。)が適用される特 業場」という。) から大気 中に排出され るダイオキシン類 について、 府県知事 条の基準 のうち大気 総量規制基準を定めなければならない。 は、 当該指 大気 排 定地域に設置されている特 の汚染 出 基準 定施 に関する基準 (第八条第三項 設 (以下「大気 の 確保が困難であ の規 定事 基準 定により 定められる排出 一適用施 業場で大気 ると認められ 設」という。)が集合している地域で、 基準適日 総量削減計画を作成し、これに基づき、 用 施 基準 る地域として 政令で 定める地域 設を設置してい のうち、 排 出 るも スに係るも 0) 议 下 大気排出 基準のみによ 環境省令で 定める 「総量規制 基準適 (以下「指 定地域」 のを含む。 以下こ

2~8 (略)